

法務年鑑

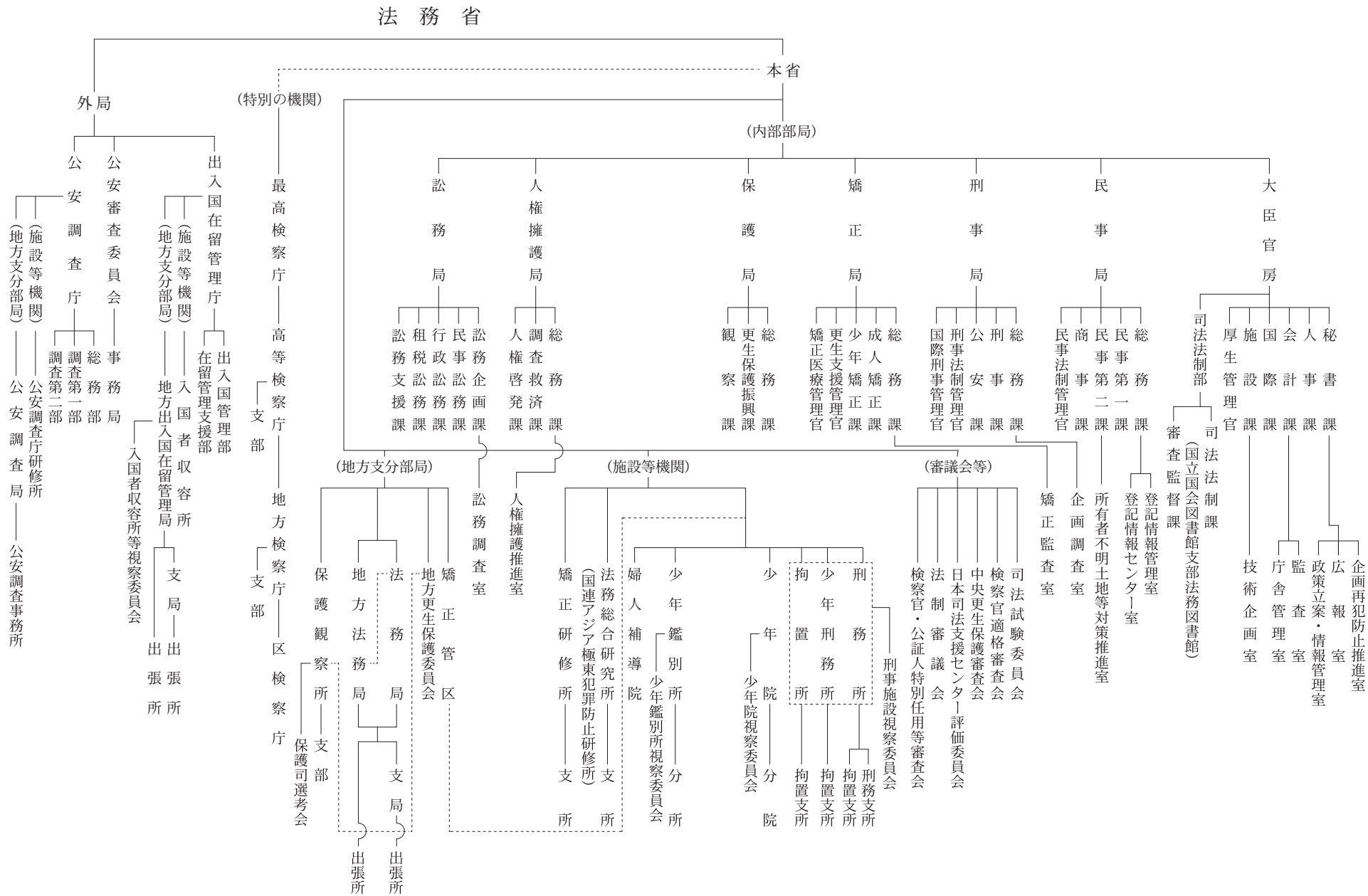
令和 2 年

法 務 省

法務省機構図

(令和2年12月31日現在)

[備考 令和2年1月1日現在の機構図は、巻末見返しを参照]



法務年鑑

令和 2 年

法 務 省

は し が き

- 1 この年鑑は、令和2年（令和2年1月1日から12月31日までの間）における、法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・特別の機関・外局）の業務運営状況を概観したものである。
- 2 この年鑑は、各部局、施設等機関及び外局が取りまとめた内容を司法法制部において編集したものであって、第1部「総説」では、法務省全体としての重点施策、組織、定員及び予算について概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策、その他の業務の概況を説明し、「付録」として、予算・決算、公布法務省主管法律一覧、その他の関係資料を掲載した。
- 3 編さんに当たり、関係各部門の御協力に対して、深く謝意を表する次第である。

令和3年11月

法務省大臣官房司法法制部

凡 例

統計数字の末尾で四捨五入したものは、その計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

目 次

法務省機構図（令和2年12月31日）…………… 巻頭見返し

第1部 総 説

第1 重点施策 ……………	3
第2 組 織 ……………	18
1 組織の変動 ……………	18
2 組織の概況 ……………	18
第3 定 員 ……………	30
第4 予 算 ……………	31

第2部 業務の概況

本 省

第1 内 部 部 局 ……………	35
I 大 臣 官 房 ……………	35
秘 書 課 ……………	35
〈業務の実施状況〉	
1 行政改革関係 ……………	35
2 国の機関等の移転 ……………	37
3 個人情報保護関係 ……………	38
4 情報公開関係 ……………	40
5 国会関係 ……………	40
6 省庁横断的な重要施策関係 ……………	43
7 式典 ……………	46
8 公文書の接受等 ……………	46
〔広 報 室〕	
1 広報関係事務 ……………	46
2 報道関係事務 ……………	50
3 各種行事の実施状況 ……………	50
4 行政相談 ……………	51
5 防災・国民保護業務 ……………	51
〔政策立案・情報管理室〕	
1 行政情報化推進関係 ……………	52
2 情報システム関係 ……………	52

	3	情報セキュリティ対策の強化	54
	4	政策評価関係	54
	5	証拠に基づく政策立案の推進	55
	6	男女共同参画関係	55
	7	青少年育成関係	56
人 事 課			57
	1	定員関係	57
	2	叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数	58
	3	懲戒処分件数	59
	4	職員の兼業	59
	5	人事記録関係	59
会 計 課			60
	1	令和3年度予算編成	60
	2	令和3年度法務省予算の概要	60
	3	令和2年度決算の概要	63
	4	適切な予算執行等の確保	66
国 際 課			67
		〈重要施策の概要〉	
	1	国連犯罪防止刑事司法会議 (通称「コンGRESS」)	67
	2	国際仲裁	67
		〈業務の実施状況〉	
	1	国際人権関係	68
	2	国際犯罪関係	68
	3	法制度整備支援の推進に向けた取組	68
	4	二国間等協力・連携関係	68
	5	来省外国政府・国際機関職員等の受入れ	69
	6	大臣等の海外出張	69
施 設 課			70
	1	重要施策の概要	70
	2	年間業務の概要	71
	3	令和元年度法務省所管国有財産の概況	73
厚 生 管 理 官			75
		〈業務の実施状況〉	
	1	職員の福利厚生等関係	75
	2	財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄 関係	75

	3	災害補償関係	75
	4	共済組合関係	75
司 法 法 制 部			77
		〈重要施策の概要〉	
	1	法教育	77
	2	法曹養成	77
司 法 法 制 課	1	司法制度等に関する企画及び立案等	78
	2	法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進	83
	3	法制審議会に関する事項	86
	4	国立国会図書館支部法務図書館に関する事項	86
	5	法務に関する統計事務	86
	6	法務に関する統計資料の編さん及び刊行	86
	7	総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務	86
審 査 監 督 課	1	外国法事務弁護士に関する事務等	88
	2	債権管理回収業の監督に関する事務	92
	3	認証ADR制度に関する事務	95
参 事 官			97
[法務図書館]	1	沿革	98
	2	図書資料の収集	98
	3	管理業務	99
	4	図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング	99
	5	図書情報検索システム	99
	6	調査検索業務	99
	7	国立国会図書館中央館との連絡業務	100
	8	法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営	101
Ⅱ 民 事 局			103
		〈重要施策の概要〉	
	1	法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度	103
	2	地図整備の推進	103
	3	戸籍事務へのマイナンバー制度導入	104
	4	無戸籍者の解消に向けた取組	104

	5	読み仮名の法制化の検討	104
	6	法人設立手続のオンライン・ワンストップ化	104
	7	電子署名の利用拡大	105
	8	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	105
	9	司法書士法及び土地家屋調査士法の 一部改正	105
	10	テレワーク推進に係る押印の見直し	105
	11	新型コロナウイルス感染症の影響下における 株主総会実務の支援	106
		〈会同〉	
		中央会同	106
		〈法令立案関係〉	107
		〈大臣表彰〉	
	1	優良戸籍従事職員の表彰	108
	2	司法書士の表彰	108
	3	土地家屋調査士の表彰	108
総務課		登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	108
民事第一課	1	電子情報処理組織による戸籍事務の処理	108
	2	後見登記に関する事項	108
	3	国籍事務に関する事項	108
民事第二課	1	不動産登記に関する事項	110
	2	司法書士及び土地家屋調査士に関する事項	110
商事課	1	商業・法人登記に関する事項	114
	2	商事に関する事項	114
	3	債権譲渡登記関係	115
	4	動産譲渡登記関係	115
	5	供託事務関係	115
	6	遺言書保管関係	115
	7	非訟事件等に関する事項	115
民事法制管理官・参事官			115
	1	民法・商法関係	116
	2	民事手続法関係	117
III 刑事局			118
		〈重要施策の概要〉	
		立法作業の促進	

		自動車運転による死傷事犯に対する罰則整備	118
		〈主な会同〉	119
		〈主な審議法案〉	120
総務課	1	組織関係	123
	2	検務事務関係	123
	3	検察庁に関する国家賠償請求事件関係	124
	4	検察審査会関係	124
刑事課			124
	1	一般刑事事件	125
	2	環境関係事件	125
	3	公務員関係事件	125
	4	選挙関係事件	126
	5	財政経済関係事件	126
	6	交通関係事件	126
	7	少年事件	126
公安課	1	公安事件	127
	2	労働事件	127
	3	外事関係事件	127
	4	風紀関係事件	128
	5	麻薬・覚醒剤関係事件	129
	6	暴力関係事件	130
刑事法制管理官		自動車運転による死傷事犯に対する罰則整備	130
国際刑事管理官		国際犯罪関係	131
IV 矯正局			132
		〈重要施策の概要〉	
	1	再犯防止施策の推進	132
	2	保安警備体制の充実・強化等	132
	3	矯正医療の充実強化	133
	4	採用広報活動の充実	133
	5	女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍 推進	133
	6	組織運営体制の改善	134
	7	P F I 手法を活用した刑務所の整備・運営	134
	8	公共サービス改革法を活用した刑事施設の 運営業務の民間委託の実施	135
	9	札幌刑務支所女子依存症回復支援センター	135
	10	少年院における修学支援の充実強化	135

	〈会同・協議会〉	136
総務課	1 職員定員	137
	2 施設整備	137
	3 刑務共済組合の業務	137
	4 矯正施設の監査	138
	5 不服申立件数	140
成人矯正課	1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所） における保安及び処遇	140
	2 刑事施設の収容人員	141
	3 処遇調査・集団編成	142
	4 刑事施設における教育活動	143
	5 刑務作業の運営状況	145
	6 職業訓練の実施状況	146
	7 就労支援	146
	8 国際受刑者移送制度	147
少年矯正課	1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における 保安及び収容状況	148
	2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域 援助充実施策	148
	3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援 充実施策	150
	4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携 強化	151
矯正医療管理官	1 保健医療	151
	2 給養	152
更生支援管理官	1 再犯防止の現状	153
	2 再犯防止施策	154
参事官	〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉 省令案の作成及び改正	155
V 保護局		157
	〈重要施策の概要〉	
	1 保護観察の充実強化	157
	2 生活環境の調整の充実強化	157
	3 自立更生促進センター及び就業支援センター の運営	157
	4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化	157
	5 就労支援の推進	158

	6	住居確保支援の推進	158
	7	高齢者・障害のある者等への支援の充実	159
	8	地方公共団体と連携した再犯防止の推進	159
	9	保護司の適任者確保について	159
		〈会同〉	160
総務課	1	地方更生保護委員会及び保護観察所の管理	160
	2	法令の改正等	161
	3	保護司・更生保護法人役員等の表彰	161
	4	常時恩赦	161
	5	恩赦出願期間短縮	161
	6	即位の礼に当たり行われた特別基準恩赦	161
	7	医療観察	162
	8	犯罪被害者等施策	164
	9	更生保護制度についての調査研究	164
更生保護振興課	1	令和2年度保護司等中央研修会	164
	2	地方別保護司代表者協議会	165
	3	第57回“日本更生保護女性の集い”	165
	4	令和2年度更生保護女性会員中央研修	165
	5	BBS会におけるクラウドファンディングの 活用の促進	165
	6	更生保護女性会・BBS会新会員研修	165
	7	“社会を明るくする運動”	165
	8	保護区数及び保護司定数	168
	9	更生保護事業を営む者	169
	10	刑務所出所者等に対する就労支援施策	170
観察課	1	仮釈放・仮退院	171
	2	保護観察	173
	3	審査請求事件の処理	176
VI 人権擁護局			177
		〈重要施策の概要〉	
	1	人権啓発活動の推進	177
	2	人権救済活動の充実	177
総務課	1	人権擁護委員及びその組織	178
	2	人権擁護委員の活動状況	178
	3	人権擁護委員の表彰	180
	4	人権擁護委員に対する研修	180
	5	「人権擁護功労賞」表彰	180

調査救済課	1	人権侵犯事件の新規救済手続開始状況	180
	2	人権侵犯事件の処理状況	182
	3	人権相談	182
	4	人権相談等の広報	183
人権啓発課	1	第72回人権週間	188
	2	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	188
	3	全国中学生人権作文コンテスト	188
	4	人権教室	188
	5	人権の花運動	189
	6	人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会	189
	7	人権啓発資料法務大臣表彰	189
	8	啓発・広報活動	189
Ⅶ 訟務局			193
		〈重要施策の概要〉	
	1	訟務事務処理体制の充実強化	193
	2	予防司法機能の充実強化	193
		〈会同等〉	194
訟務企画課	1	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）	194
	2	訟務事務担当職員の養成	194
	3	訟務の概況の編集・発行	194
	4	訟務月報の編集・発行	194
民事訟務課	1	新たに提起された事件	194
	2	判決・決定等があった事件	196
行政訟務課	1	新たに提起された事件	221
	2	判決・決定等があった事件	224
租税訟務課	1	新たに提起された事件	242
	2	判決・決定等があった事件	243
訟務支援課			248
参事官		重要事件の処理及び指導	249
第2 審議会等			250
Ⅰ 司法試験委員会			250
		司法試験	250
		司法試験予備試験	250
Ⅱ 検察官適格審査会			251

III	中央更生保護審査会	251
IV	日本司法支援センター評価委員会	251
V	法 制 審 議 会	252
	1 諮問事項	252
	2 答申	255
	3 審議状況	256
VI	検察官・公証人特別任用等審査会	257
第3	施設等機関	258
I	刑 務 所 等	258
	1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	258
	2 刑務所の名称及び所在地	258
	3 少年刑務所の名称及び所在地	261
	4 拘置所の名称及び所在地	262
II	少年院及び少年鑑別所	263
	1 少年院及び少年鑑別所の数	263
	2 少年院の名称及び所在地	263
	3 少年鑑別所の名称及び所在地	264
III	婦 人 補 導 院	266
	1 婦人補導院の数	266
	2 婦人補導院の名称及び所在地	266
IV	法務総合研究所	266
	〈重要施策の概要〉	266
	〈刊行物〉	
	1 定期刊行物	268
	2 不定期刊行物	268
	〈業務の実施状況〉	
総務企画部	1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催	269
	2 法科大学院派遣前研修の実施	269
研 究 部	1 詐欺に関する研究	269
	2 犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査	269
研 修 第 一 部	1 研究	269
	2 研修	269
研 修 第 二 部	1 中央研修	270
	2 地方研修	273
研 修 第 三 部	1 中央研修	274
	2 地方研修	277
国際連合研修協力部	1 国際研修等	278

	2	オンライン出席した国際会議等	279
	3	その他の活動	279
国際協力部	1	国際研修	280
	2	オンラインによる研修, 共同研究及び セミナー	280
	3	連絡会・研究会・シンポジウム等	281
V 矯正研修所			282
	1	令和2年の研修実施状況	282
	2	令和2年に実施した研修の特色	285
	3	令和2年に実施した協議会及び事務打合せ会	285
第4 地方支分部局			286
I 矯正管区			286
		矯正管区の名称, 所在地及び管轄区域	286
II 地方更生保護委員会			287
	1	地方更生保護委員会の概況	287
	2	地方更生保護委員会の名称, 所在地及び 管轄区域	287
	3	地方更生保護委員会事件取扱状況	288
III 法務局及び地方法務局			290
	1	法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	290
	2	法務局・地方法務局の支局及び出張所の 名称と数	293
	3	戸籍事件表(一)	297
	4	戸籍事件表(二)年別比較表	302
	5	供託金年計表(令和2年度)	304
	6	供託有価証券年計表(令和2年度)	306
	7	供託振替国債年計表(令和2年度)	308
IV 保護観察所			310
	1	保護観察所の概況	310
	2	保護観察所の名称, 所在地及び管轄区域	310
	3	駐在官事務所の名称及び所在地	312
	4	保護観察所事件取扱状況	314
		[保護司選考会]	319

特別の機関

検 察 庁	323
-------	-----

1 検察庁の組織及び職員	323
(1) 検察庁の組織	323
(2) 検察官定員沿革	331
(3) 検察庁の定員	334
(4) 検察官の俸給	335
2 検察事件統計表	336
(1) 被疑事件の通常受理の累年比較	336
(2) 被疑事件の起訴の累年比較	338
(3) 被疑事件の受理及び処理状況	340

外 局

I 出入国在留管理庁	363
〈業務の実施状況〉	
1 出入国在留管理行政における新型コロナ ウイルス感染症への対応	363
2 特定技能制度	365
3 共生社会実現に向けた取組	366
4 第7次出入国管理政策懇談会報告書	368
5 技能実習制度の運用状況	368
6 在留資格手続のオンライン化	369
7 観光立国の実現に向けた取組	370
8 厳格な出入国審査等の水際対策の実施	371
9 難民の適正かつ迅速な保護の推進	371
10 不法滞在・偽装滞在者への対策等	373
〈会同〉	374
〈出入国在留管理庁統計表〉	
1 分野別 特定技能1号在留外国人数	375
(1) 主な国籍・地域別	375
(2) 国籍・地域別割合	376
2 出入国者数	376
3 在留審査業務処理件数	377
4 外国人の上陸についての口頭審理件数	377
5 外国人の上陸に関する異議の申出と法務 大臣等の裁決の状況	377
6 違反審査件数	377
7 外国人の退去強制についての口頭審理件数	378

	8 外国人の退去強制に関する異議の申出と 法務大臣等の裁決の状況	378
	9 収容令書の発付状況	378
	10 退去強制令書の発付状況	379
	11 出国命令書の交付	379
	12 違反調査適条別・端緒別立件数	380
	13 違反調査の処理状況	381
	14 不法就労事件の退去強制手続状況	381
	15 収容状況	382
	16 送還状況	383
	17 被収容者の新規仮放免件数	383
	18 難民認定申請及び処理数の推移	383
	19 在留外国人数の推移	384
	20 主要都道府県別、国籍・地域別在留 外国人数	384
	〈施設等機関〉	
	入国者収容所の名称及び所在地	384
	〈地方支分部局〉	
	1 地方出入国在留管理局・支局所在地	385
	2 地方出入国在留管理局・支局出張所所在地	386
	3 出入国港指定一覧表	388
II	公安審査委員会	390
	〈業務の実施状況〉	390
III	公安調査庁	390
	〈重要施策の概要〉	
	1 北朝鮮、国際テロ関係や経済安全保障上の 懸念動向など我が国及び国民の安全に影響を 与える事象についての情報収集・分析機能の 強化	390
	2 オウム真理教対策の推進	391
	3 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会を始めとする政府の重要施策の推進 への貢献	392

付 録

1	会 計	395
---	-----	-----

(1) 予 算	395
ア 一般会計	
(ア) 法務省所管 令和3年度政府職員予算定員及び俸給額表	395
(イ) 法務省主管 令和3年度歳入予算額表	416
(ウ) 法務省所管 令和3年度歳出予算項目別表	417
イ 東日本大震災復興特別会計	
(ア) 令和3年度政府職員予算定員及び俸給額表	428
(イ) 令和3年度歳入予算額表	428
(ウ) 令和3年度歳出予算額科目別表	429
(2) 決 算	430
令和2年度法務省主管一般会計歳入決算報告書	430
令和2年度復興庁その他の各省各庁所管（法務省）	
東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書	431
2 令和2年公布法務省主管法律一覧	432
3 令和2年公布法務省主管政令一覧	433
4 令和2年公布法務省令等一覧	435
5 令和2年主要訓令等一覧	449
6 令和2年主要通達等一覧	453
7 令和2年法務省主要行事等一覧	469
8 令和2年法務省主要人事一覧	472
9 第201回通常国会提出法律案審議経過一覧	481
10 第203回臨時国会提出法律案審議経過一覧	485
11 年 表	489
法務省機構図（令和2年1月1日現在）	巻末見返し

第 1 部

総 説

第 1	重 点 施 策
第 2	組 織
第 3	定 員
第 4	予 算

第1部 総説

第1 重点施策

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えられるが、国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいべき法秩序が磐石であって、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要である。令和2年の法務行政においては、次に掲げる事項に施策の重点が置かれた。

1 法秩序の維持機能の充実強化

検察庁においては、例年多発する各種事件を適正迅速に捜査・処理し、その公訴維持に万全を期して、事案の真相究明と適正な刑罰権の実現に努め、もって犯罪の未然防止及び法秩序維持の機能を果たしてきたところである。

令和2年においても、高齢者を狙った特殊詐欺事犯、児童虐待に係る事犯、サイバー事犯、大麻等の薬物事犯や暴力団等の犯罪組織が関与する事犯の多発や犯罪の国際化に伴う諸外国との捜査共助等を要する事犯の増加といった犯罪情勢に対し、関係諸機関との密接な連絡・協調を保ちつつ、それぞれ適正妥当な捜査処理、公訴の提起及び維持を行った。

2 基本法令の改正作業の推進

法務省では、例年、各部署が中心となり、内外の諸情勢の新しい変化に対応した基本法令（民法、商法、刑法その他の実体法及び民事訴訟法、刑事訴訟法その他の手続法並びに司法制度に関する諸法令）の制定及び改正の要否について調査研究を進め、特段の立法措置を要すると判断される事項については、それぞれ要綱案、法令案等を作成し、あるいは、法制審議会に諮問を發し、その審議結果を踏まえて具体的な法令案等を作成するなどの作業を推進している。

法制審議会民法（債権関係）部会においては、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成27年2月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年5月、第193回国会（平成29年通常国会）において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年6月2日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、令和2年4月1日とされている。

民法等のうち特別養子制度を中心とした規定の見直しについて、令和元年6月7

日に成立した「民法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第34号）が、令和2年4月1日に施行された。

また、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、会社法等の改正についての審議が進められ、平成31年1月、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第200回国会（令和元年臨時国会）に提出した。これらの法律案は、国会で一部修正の上、令和元年12月4日に可決され、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）が成立し、同月11日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、令和3年2月15日及び3月1日に施行するものとされている。また、未施行の規定の施行期日は、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

刑事関係としては、いわゆる「あおり運転」による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、令和2年3月6日、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出した。同法は、同年6月5日に成立して同月12日に公布され（令和2年法律第47号）、同年7月2日から施行された。

3 総合法律支援の充実強化

社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展し、社会経済の構造改革が進み、事前規制型社会から事後監視型社会に転換していく中で、法的紛争解決に対する国民のニーズはより一層高まり、司法の役割の重要性も一段と高まっている。

そうした中、司法制度改革審議会意見書において、①民事法律扶助の拡充、②司法の利用相談窓口・情報提供の充実・強化、③被疑者・被告人の公的弁護制度の整備、④法律相談活動等の充実等の提言が盛り込まれた。

こうした状況を踏まえ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その施策を策定・実施することを国の責務とし、その中核となる法人である日本司法支援センター（通称法テラス、以下「法テラス」という。）を設立すること等を定める「総合法律支援法」が平成16年の通常国会において可決・成立し、同法に基づき、平成18年4月10日に法テラスが設立され、同年10月2日から業務を開始した。

なお、法テラスは、政府全額出資により設立され、独立行政法人に準じた公的な法人として、運営費交付金等の国費により、その運営がなされている。本部（東京（中

野坂上))及びコールセンター(仙台)のほか、全国108か所に事務所を設置しており、理事長1名、理事4名、監事2名の役員のほか、職員数約1,000名の組織である。(令和2年12月末時点)

法テラスの業務及びこれまでの各業務の実績、業務の実績評価の状況等は、以下のとおりである。

(1) 情報提供業務

利用者からの問合せ内容に応じて法的問題の解決に役立つ法制度や相談機関等に関する情報を提供する業務であり、仙台市内に設置されているコールセンター(通称「法テラス・サポートダイヤル」)のオペレーターや各地の地方事務所の情報提供専門職員(消費生活相談資格者等)等が、FAQ(「よくある質問と答え」)や関係機関・団体の情報を集約したデータベースに基づいて行っている。

また、東日本大震災の発生を受け、平成23年11月に開設した「震災法テラスダイヤル」(フリーダイヤル)では、同震災の被災者に法的問題の解決に役立つ法制度等についての情報提供を行っている(「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(以下「震災特例法」という。))は令和3年3月31日で失効)ほか、平成28年5月からは熊本地震(同年4月発生)の被災者、平成30年7月からは平成30年7月豪雨の被災者にも対応した。さらに、令和元年10月からは、上記フリーダイヤルを「被災者専用フリーダイヤル(令和3年4月1日より「法テラス災害ダイヤル」へ名称変更)」として、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者にも対応している。

令和2年度の情報提供件数については、コールセンターの「法テラス・サポートダイヤル」対応件数(電話・電子メールでの対応)が約34万9,500件、地方事務所対応件数(窓口での対応が主)が約20万2,200件、全体で約55万1,700件であり、コールセンターの利用件数は、令和2年度までの累計で約483万5,400件となっている。

また、ホームページにFAQや関係機関・団体のデータを公開するとともに、電子メールによる情報提供サービスも行っているため、利用者からの問合せは24時間可能となっている(令和2年度の電子メールによる情報提供件数は約5万8,300件)。

さらに、質の高い情報提供を目指すため、平成24年度からは、コールセンターに法律アドバイザーとして弁護士を常駐させ、FAQでは対応困難な問合せがあった場合にオペレーターの回答を補助させている。

これらに加え、外国人に対する情報提供として、平成25年度から、通訳サービス業者を介して多言語での情報提供を行う「多言語情報提供サービス」を開始し、令和2年12月末時点(令和3年1月からインドネシア語が追加予定)で、9か国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語)に対応しているほか、令和2年7月からは、外国人在

留支援センター（フレスク）内に国際室を設置し、同センター内に同居する関係機関と連携しながら、外国人に特化した情報提供を実施している。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助事業は、従前、財団法人法律扶助協会が担っていた事業であり、法テラスは、平成18年10月の業務開始と同時に同事業を承継した。民事法律扶助には、①弁護士等による無料法律相談を提供する「法律相談援助」、②民事裁判等手続における代理人の報酬・費用等を立て替える「代理援助」、③民事裁判等手続に必要な書類の作成費用等を立て替える「書類作成援助」の3類型があり、援助対象者は、原則として、一定の基準を満たす資力の乏しい者とされている。

法テラスが業務を開始した平成18年度以降、民事法律扶助の援助件数は、おおむね増加傾向が続き、今後も、民事法律扶助業務には、社会の最終的なセーフティネットとしての重要な役割が期待される。なお、令和2年度における援助件数は、法律相談援助が約29万800件、代理援助が約10万5,600件、書類作成援助が約3,400件であった。

さらに、法的支援を必要とする者の多様化に、より適切に対応するため、「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年5月27日成立、以下「改正総合法律支援法」という。）が平成30年1月24日から全面施行され、既に先行して施行・実施されていた大規模災害の被災者に加え、認知機能が十分でない高齢者等に対する法的援助制度（特定援助対象者法律相談援助）及びDV等の被害者に対する法的援助制度（DV等被害者法律相談援助）が法テラスの新たな業務として開始されている。

法テラスでは、民事法律扶助業務を適切に遂行するため、契約弁護士・司法書士を確保して援助体制を整える一方、立替金債権の管理・回収の強化や、援助審査の合理化等にも取り組んでいる。

(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護等関連業務は、①弁護士との間で国選弁護契約を締結する業務、②裁判所からの要請に応じ、個別事件についての国選弁護人候補を指名・通知する業務、③国選弁護人に支払うべき報酬・費用を算定し、支払う業務を主としている。

国選弁護契約の締結業務については、令和2年度末現在の契約弁護士数が全国で約3万800名、令和2年度の国選弁護事件の受理件数は、被疑者国選弁護事件が約7万6,000件、被告人国選弁護事件が約5万件であった。

なお、被疑者国選弁護事件については、平成30年6月1日に施行された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護事件の対象が、勾留状が発付された全事件に拡大されている。

国選弁護人に対する報酬の算定・支払業務は、業務開始後の運用状況を踏まえ、平成19年4月に国選弁護人契約約款の一部変更して以降、これまで、同年11月、平成20年9月、平成21年5月、平成22年4月、平成23年4月、平成26年3月、平

成28年6月、平成30年2月及び令和元年9月の10回にわたり、基礎報酬及び加算報酬等を変更してきた。

また、平成19年11月から、国選付添人の選任等に関する事務（平成26年6月に対象事件拡大）についても法テラスの業務となっており、令和2年度においては、国選付添事件受理件数は約2,900件であった。

(4) 常勤弁護士の配置と司法過疎対策業務

令和2年度末時点で、全国の法テラス地方事務所・支部に併設された法律事務所及び司法過疎地域事務所等に、合計185名の常勤弁護士が配置されている。常勤弁護士は、民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務をはじめとする法テラスの各業務を行っているほか、全国34か所の司法過疎地域事務所勤務の常勤弁護士は、有償で一般事件全般を受任している。

(5) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援業務については、コールセンターに「犯罪被害者支援ダイヤル」という専用の電話番号を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者を配置し、二次被害を与えないよう、被害者の心情に配慮しながら、丁寧に対応できる体制で臨んでいる。

令和2年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数は約1万4,300件であった。

イ 犯罪被害者支援精通弁護士紹介業務

令和2年度末時点で、精通弁護士（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士）約3,800名を登録し、被害者やその御家族の必要に応じて紹介している。令和2年度の精通弁護士紹介件数は約1,200件であった。

ウ 被害者国選弁護関連業務

平成20年12月から国選被害者参加弁護士の選定等に関する事務も法テラスの業務となっており、令和2年度は約5,500名の国選被害者参加弁護士の候補となる契約弁護士を確保し、約600件の国選被害者参加弁護士選定請求があった。

エ 被害者参加旅費等支給業務

平成25年12月から、公判期日等に出席した被害者参加人に対し、旅費等を支給する被害者参加旅費等支給制度が開始され、法テラスにおいて旅費等の支給業務を行っている。令和2年度に支給した旅費等の件数は約2,600件である。

(6) 東日本大震災法律援助事業等

法テラスは、東日本大震災の発生直後から、被災者に対する法的支援として、関係事業による電話相談、フリーダイヤルによる相談窓口の設置、合計7か所の被災地出張所の設置のほか、民事法律扶助の積極的活用を実施してきた。

そして、平成24年度からは、いわゆる議員立法により成立した震災特例法に基づき、新たに東日本大震災法律援助事業が法テラスの業務とされた。震災特例法

の有効期限は、当初、平成27年3月31日までの3年間とされていたが、その後、2度にわたる議員立法（有効期限の延長）による延長を経て、令和3年3月31日をもって失効となる（同年4月1日以降は、新規案件は対象となっておらず、失効前からの継続案件など、経過措置による一定の案件のみについて援助を実施）。

東日本大震災法律援助事業は、東日本大震災の被災者を対象に、資力の有無にかかわらず、①無料法律相談（震災法律相談援助）、②代理人費用等の立替え（震災代理援助）、③民事裁判手続等に提出する書類作成費用等の立替え（震災書類作成援助）を実施するものであり、令和2年度は、①震災法律相談援助が約4万7,100件、②震災代理援助が約600件であり、③震災書類作成援助が4件であった。

(7) 司法ソーシャルワーク

「司法ソーシャルワーク」とは、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障害者等に対し、福祉機関等と連携して積極的に働きかけ、それぞれの能力やノウハウを生かし、法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組のことである。同取組は、法テラスの常勤弁護士が、機動性や福祉機関等との連携等を活かして始めた取組である。

第4期中期目標（中期目標期間平成30年度から令和3年度まで）においては、司法ソーシャルワークを「全国的な取組」として推進することとしており、関係機関等との連携を一層強化し、特定援助対象者法律相談援助制度の活用を含め、出張相談等の利用促進を図っていく予定である。

(8) 関係機関との連携関係構築

法テラスでは、本部が主催する関係機関連絡協議会や各地方事務所が主催する地方協議会等を含め、様々な機会を捉えて、関係機関等との連携構築やその強化に努めた。

(9) 広報周知活動

法テラス本部において、インターネット等の様々な媒体を利用した広報活動に取り組んでいるほか、地方事務所においても、地域のイベント等を利用した独自の広報活動を行い、平成27年度以降、「法テラス」の名称認知度は50%を超えている。他方、法テラスのサービスを必要とする方々の利用を促進するためには、業務内容を知ってもらう必要があり、平成27年度以降は、業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動に努めており、インターネット等に加え、YouTube動画を作成して公開するなどして、業務内容の周知を図っている。

令和2年度に実施した法テラスの認知度に関する調査では、名称認知度が52.8%、業務認知度は16.4%となった。

(10) 「特定非常災害の指定」がなされた場合の総合法律支援法による無料法律相談の実施

法テラスは、近年多発する大規模な自然災害の被災者の法的ニーズに対応する

ため、平成28年7月からは、改正総合法律支援法に基づき、政令で指定する大規模災害の被災者に対して法律援助を実施している（現在まで、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の4件について実施。）。

(11) 評価委員会の業務実績評価等の状況

総合法律支援法に基づき、裁判官1名以上を含む10名の評価委員によって構成され、各事業年度及び中期目標期間における法テラスの業務実績の評価等を行う「日本司法支援センター評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が、法務省内に設置されている。法テラスの第1期中期目標期間（平成18年度から平成21年度まで）は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うための体制整備・推進に重点が置かれ、第2期中期目標期間（平成22年度から平成25年度まで）は、人的・物的体制を適正規模に維持しつつ、各種業務について更なる円滑な遂行及び不断の改善を図ることに重点が置かれ、第3期中期目標期間（平成26年度から平成29年度まで）については、高齢者・障害者に対する支援の充実等に重点が置かれた。評価委員会による中期目標期間業務実績評価では、第1期・第2期・第3期とも「中期目標はおおむね達成された」と評価された。

第4期中期目標期間（平成30年度から令和3年度まで）については、平成30年1月24日に施行された特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助の適切な実施等、法的援助を要する者の多様化に適切に対応すること等に重点が置かれた。

4 国際仲裁の活性化

国際仲裁とは、国際商取引をめぐる紛争について、当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る手続である。

国際仲裁は、訴訟に比べて、外国での執行が容易であること、非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を選ぶことができることなど、様々なメリットがあり、国際商取引における紛争解決のグローバル・スタンダードとなっている。

シンガポールや香港、韓国といったアジア諸国では、官民が連携して国際仲裁の需要の取込みを図っており、近年国際仲裁の取扱件数を大幅に伸ばしている。他方、我が国における国際仲裁の取扱件数は、いまだ低調に推移している。

政府は、平成29年9月、内閣官房副長官補を議長とし、法務省及び経済産業省を事務局とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめた。その中では、人材育成、広報・意識啓発、施設整備等の基盤整備を官民が連携して進めるとともに、最新の国際基準に見合った法制度の整備も検討すべきことが指摘されている。

法務省では、令和元年度から5年間、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に委託し、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等を実施し

ている。本調査業務において、国内外の企業等に対する広報・意識啓発や仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、仲裁専用施設の整備等の各施策を総合的に実施することとしており、その一環として、令和2年3月、東京・虎ノ門に最先端のICT設備を備えた国際仲裁専用施設（JIDRC東京）が開業された。

また、仲裁関連法制の整備として、令和2年5月に、国際仲裁代理の範囲拡大等を内容とする外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正が行われたとともに、同年9月、法務大臣から法制審議会に対して仲裁法制の見直しについて諮問がされ、現在、仲裁法制部会において調査審議が進められている。

5 登記事務処理体制の充実強化

登記制度は、国民の権利保全に資するとともに、国民の経済活動の円滑な運営に不可欠な基盤であり、登記事務を適正・迅速に処理して国民の期待に応えることは、法務局に課せられた重大な使命である。経済の発展に伴い、登記の事務量が増大するとともに、地図整備などの表示に関する登記の充実を始めとして、登記行政の充実・高度化に対する国民の期待がますます高まる一方で、高度情報化社会への登記行政の対応も急務となっていた。

そこで、昭和63年から、順次、登記事務のコンピュータ化を図り、不動産登記については、平成20年3月に全国全ての不動産についてコンピュータ化を完了し、商業・法人登記については、平成19年5月に全国全ての会社・法人についてコンピュータ化が完了した。これにより、現在では全国全ての登記所において、オンラインによる登記申請及び登記事項証明書等の請求が可能となり、インターネットを介して登記情報を確認するサービス（登記情報提供サービス）も利用可能となった。

また、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を行い、これらの情報の効率的な情報の維持・管理・提供を通して行政サービスの向上を図るため、平成23年7月までに全ての登記所へ地図情報システムを導入した。平成25年6月からは、全ての登記所でオンラインによる地図・図面証明書の交付請求をすることができるようになり、また、登記情報提供サービスにより地図・図面情報を確認することができるようになった。

6 所有者不明土地問題への取組み

近年、相続登記がされないことなどが原因で、不動産登記を見ても、所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地が増加することにより、公共事業・災害復旧の遅延や不動産取引の阻害などの問題が生じている。そこで、相続登記の促進のための各種広報活動に加えて、全国の登記所において、平成29年5月29日から「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、平成30年4月及び令和2年10月には、利用可能な手続の範囲を拡大させた。

また、平成30年11月15日、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、所有権の登記名義人について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名

義人になり得る者が誰かを登記官が調査し、相続人に対して登記手続を直接促すことで、長期にわたり相続登記がされていない土地を解消する仕組みが設けられるとともに、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとして、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例が設けられた。さらに、令和元年11月22日には、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」の一部が施行され、登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与するなど、表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設けるとともに、探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記法の特例が設けられ、令和2年11月1日には、同法の第3章から第5章までの規定が施行され、登記官が探索を行ってもなお表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所を特定することができなかった土地について、利害関係人の申立てにより、裁判所が特定不能土地等管理者等による管理を命ずる処分をすることができる制度が設けられた。

他方で、平成29年10月、所有者不明土地問題の発生を踏まえ、登記制度及び土地所有権の在り方等に関する中長期的な課題について研究会が設置されて検討が行われ、平成31年2月には、最終とりまとめが公表された。その検討を踏まえ、同月に開催された法制審議会総会において、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問がされ、新たに「民法・不動産登記法部会」が設置された。同部会では、令和元年12月に中間試案が取りまとめられ、相続登記の義務化の是非や土地を手放すことができる仕組みの在り方を始めとする多くの論点につき、具体的な提案がされた。中間試案については、令和2年1月から2か月間、パブリックコメントの手続に付され、その結果を踏まえ、令和2年度中できるだけ速やかに必要となる法案を提出すべく、法制化に向けた最終的な調査審議が進められている。

7 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方法務局において民間競争入札が実施されており、令和2年12月31日現在、全国416庁のうち410庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

8 矯正施設における再犯防止施策の推進

矯正施設においては、再犯・再非行防止を実現するため、刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律、平成27年6月に施行された新たな少年院法及び少年鑑別所法、さらには、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）及び「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）といっ

た政府の決定による再犯防止対策に加え、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行）を受けて決定した「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）に基づき、各種施策を推進してきたところである。令和元年12月には「再犯防止推進計画加速化プラン」が策定され、満期釈放者対策を始めとした息の長い支援の充実に向けた取組の一層の推進が図られている。

令和2年は、対象者の特性に応じた処遇の充実・強化を図るとともに、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保に向け、就労支援及び福祉的支援を着実に推進するための取組を行った。

対象者の特性に応じた処遇としては、刑事施設における特別改善指導及び一般改善指導の適切な実施を図りつつ、特に薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導については、そのプログラムの効果検証を実施するなどして、指導の一層の充実に向けた取組を推進した。高齢又は障害により自立が困難な者については、円滑な社会復帰を図るため、関係機関との連携を更に強化するとともに、指導及び支援の強化を行った。

また、出所後の就労を見据えた効果的な就労支援を実現するため、雇用ニーズを踏まえた各種職業訓練を実施するとともに、全国8矯正管区に矯正就労支援情報センター室を設置し、就労支援体制の充実を図った。

少年矯正においては、新少年院法及び少年鑑別所法の円滑な実施と定着に向けた各種取組を行っている。

少年院においては、知的障害、発達上の課題等を有する在院者に対する各種指導の効果的な実施等、在院者の特性に応じた矯正教育の充実強化を図るとともに、円滑な社会復帰のため、就労・修学支援及び福祉的支援の充実・強化を行った。

少年鑑別所においては、少年院、保護観察所及び児童福祉機関等と連携し、少年保護手続を縦貫した鑑別の実施体制を強化している。また、地域の非行及び犯罪の防止に資する技術的助言等を行う地域援助業務を推進するため、関係機関との関係構築を進めるとともに、地域援助に係る体制整備等の充実を図っている。

9 更生保護における再犯防止対策の推進

更生保護においては、再犯・再非行の防止や刑務所出所者等の円滑な社会復帰の促進を図るため、平成20年6月1日に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）等の更生保護関係法令及び「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）等の政府が策定した再犯防止対策に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム、刑務所出所者等に対する就労支援対策、自立更生促進センター及び就業支援センターの設置・運営、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援等、各種施策を推進してきた。

近年は、これらの施策に加え、平成28年12月14日に施行された「再犯の防止等の

推進に関する法律」(平成28年法律第104号)及び同法を受けて策定された「再犯防止推進計画」(平成29年12月閣議決定)に基づき、刑務所出所者等の就労・住居の確保、高齢者や障害のある者、薬物依存を有する者への支援、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化、保護司活動の基盤整備、地方公共団体との連携強化等に重点的に取り組んでいる。

特に、就労支援については、矯正施設在所中から就労先の開拓・確保等を民間の就労支援事業者に委託して実施する「更生保護就労支援事業」について、対象地域を1か所増やし、22か所において実施することとし、刑務所出所者等の特性に応じた寄り添い型の就労支援事業の拡充を図った。

住居確保支援については、更生保護施設退所者を定期的に更生保護施設に通所させて生活相談等を行う取組を継続し、地域移行支援を推進した。

高齢者・障害のある者等の支援については、これまでの矯正施設入所中からの特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援に努めたほか、令和2年においては、更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行う特別支援ユニットを保護観察所23庁に設置し、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」への取組を推進した。

また、受刑者に対するこれらの各種支援の調整に資するため、入所後早期から継続的に帰住先や支援等の確保に向けた調査・調整を行っているところ、当該調査・調整を担当する地方更生保護委員会の保護観察官を刑事施設11庁に駐在させる取組を開始した。これにより、仮釈放の適正かつ積極的な運用を促進するとともに、満期釈放となる者についても出所後に必要な支援等の確保を図ることによって、受刑者の生活環境の調整を充実強化した。

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化については、保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール(CFP:Case Formulation in Probation/Parole)を開発し、その試行結果を踏まえ、令和3年1月に本格的に施行を開始した。

保護司については、令和2年1月1日現在で4万6,763人と、約40年ぶりに4万7千人を下回り、今後10年間で約半数が退任時期を迎えるという危機的な状況であることを踏まえ、同年2月、更生保護法人全国保護司連盟と保護局が連名で「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」を行い、これまで以上に官民が一体となって保護司の適任者確保を推進した。

地方公共団体との連携強化については、保護観察所において、地方検察庁、矯正施設と連携しながら、令和2年は、主に都道府県、政令指定市を中心に再犯防止への取組に向けた協議や情報交換を重ね、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の策定や地域再犯防止推進モデル事業の実施及び効果検証に協力した。

10 人権擁護活動の推進

法務省の人権擁護機関では、従来から人権問題の解決に向け積極的に取り組んで

きたところであるが、いじめ、児童虐待、女性に対する暴力を始め、様々な態様の人権侵害事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあるといわざるを得ない。そのため、人権とは何かということを、今一度国民一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められている。

そのためには、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を行っていく必要があることから、令和2年度の啓発活動重点目標を「『誰か』のことじゃない。」と定め、各種人権啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図った。

また、今日においても、差別や虐待、いじめなどの人権侵害が数多く発生しているほか、高度情報化社会の進展などの急速な社会の変化に伴い、インターネットを悪用したプライバシー侵害や名誉毀損等の人権問題も生じていることから、全国の法務局・地方法務局に、人権問題全般についての相談窓口以外に、「子どもの人権110番」(フリーダイヤル)や「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル)といった専用相談電話を設置しているほか、法務省ホームページ上にインターネットによる人権相談受付窓口を開設したり、料金受取人払の便箋兼封筒である「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布したりするほか、一部の法務局でSNSを活用した人権相談を開始するなど、人権相談の体制強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、差別や虐待などの人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵害事件として所要の調査を行い、迅速かつ適切な措置を講じることにより、その実効的な救済に努めている。

11 訟務事務処理体制の充実強化

近年における訟務事件は、量的な面において依然として高い水準を維持しているばかりでなく、質的な面においても、ますます複雑・困難化してきており、各種専門分野における最先端の知識・技術に関する事項、あるいは条約ないし諸外国の法制度に関する事項が問題になるなど、従来の判例・学説のみでは対処できない新たな問題点を含む訴訟が、全国各地の裁判所に提起され、かつ、大型化・集団化する傾向にある。令和2年に判決の言渡しがあった重大判決を見ると、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機とした国家賠償請求訴訟、いわゆる建設アスベスト訴訟控訴審、令和元年7月21日に施行された参議院議員通常選挙の無効請求訴訟等、社会の注目を集めた事件の判決が言い渡されている。このような判決の結果は、国の行政に大きな影響を与えるものであり、国の施策に対する裁判の重みは、一段と増し、訟務の役割がますます重要になっている。法務省では、これまでも、訟務担当の官房審議官の新設及び訟務担当の官房参事官の増設、訟務従事職員に対する研修体制の強化など、組織の充実と職員の能力向上に努めてきたところであるが、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法

的機能を始めとする訟務機能を更に充実・強化するため、平成27年4月に、14年ぶりに訟務局を復活させた。国又は行政庁を当事者等とする訴訟の当事者の一方である訟務組織は迅速な裁判を実現することが今まで以上に要請されており、昨年に引き続き、各種事件関係打合せ会の開催、関係行政庁との関係の緊密化及びOA機器の充実や訟務部局間のネットワークの整備による情報技術の活用を図ることにより、訴訟の迅速化の実現に努めているところである。また、行政機関が現実を抱えている将来争訟に発展するおそれのある法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止して国民の権利・利益に資するべく、平成27年4月から予防司法支援制度を立ち上げ、より一層予防司法機能を強化しているところ、平成29年4月からは法務局・地方法務局でも展開し、予防司法機能の全国規模での充実を図っている。さらに、国益に関する国際的な法律問題についても、国内訴訟における法解釈や主張立証の知見等を活用して、関係省庁に対する法的側面からの支援を行っている。

12 適正かつ円滑な出入国在留管理行政の実現

出入国在留管理行政においては、国際交流や経済の発展のために、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという「円滑化」と「厳格化」の双方の施策を的確に遂行していく必要がある。

平成28年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、令和2年には訪日外国人旅行者数4,000万人、令和12年には6,000万人を目指すとされているところ、これを踏まえ、出入国在留管理庁では、テロ対策等の水際対策を強化しつつ、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。

テロ対策等の水際対策については、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券情報、事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）等を活用した厳格な出入国審査の実施に加え、平成28年10月から上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

出入国審査手続については、迅速化・円滑化の推進のため、審査待ち時間短縮のための取組、体制の充実強化等を推進するとともに、顔認証ゲート等を活用している。

また、厳格な入国管理と円滑な入国審査の高度な次元での両立のためには、情報の活用が重要であるため、出入国管理インテリジェンス・センター（現・情報分析官）による出入国管理に関する情報収集及び分析の強化を図っている。

13 国際協力の充実

法務省は、これまで、国連と協力して、刑事司法に関する国際研修・研究・調査を行うとともに、政府開発援助の枠組みの下、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、基本法令の起草、法曹等の人材育成等を柱とする法制度整備支援を行い、刑事・民事の両分野にわたり、主にアジア地域の開発途上国を対象とした法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立に寄与してきた。これらの国際

協力を通じ、各国における法の支配、グッドガバナンス等を確立普及させていくことは、各国の健全な発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、投資環境の整備等の観点から国益にも合致し、我が国の国際社会における地位向上にも資する重要な国際貢献となっている。我が国に対する支援要請は、ますます増加する状況にあり、法務省としても、我が国との密接な関係を有するアジア地域を中心としつつ、国際社会に寄与するこれら国際協力業務を一層積極的に推進していく必要がある。

このような中、平成20年6月に開催された「G8司法・内務大臣会議」においては、刑事司法分野における能力向上支援の重要性について認識が共有され、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、「司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野における技術支援が、同様に重要な取組であることを強く確信する」との総括宣言がなされた。

また、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年5月改訂）や平成27年2月に閣議決定された開発協力大綱、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019（いわゆる骨太の方針）」及び令和2年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」等の政府方針においても、自由・民主主義・基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国における法の支配の定着及びグッドガバナンスの確立並びに日本企業の海外進出に必要な投資環境整備等の観点から、基本法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、ガバナンスの強化等の法制度整備支援を進めることが確認された。さらに、令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていた国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）が日本で開催されることとされた。

これらの動きも踏まえ、法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施する国際研修の充実・強化を図るとともに、平成19年度以降、毎年、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーを開催するなど、アジア・アフリカ等諸国の開発途上国の刑事司法改善のための人材育成に努めているほか、世界の関係機関や専門家から、刑事司法分野における国連の重要施策に関する情報を収集するなどしている。

また、法制度整備支援について、外務省、JICA、最高裁判所、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター、法律学者等と協力し、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシア等アジアの開発途上国に対する基本法令の起草・改正、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動に取り組んできた。令和2年1月には、カンボジア王国王立司法学院と法務総合研究所の間で両機関の関係強化を目的とする協力覚書を締結したほか、ラオスにおいて、約6年かけて起草を支援した同国初の民法典が同年5月に施行された。また、平成27年から実施されてきたベトナムにおけるJICAプロジェクトが終了し、引き続き、令和3年1月から「法整備・執行の質及び効率

性向上プロジェクト」が開始されることとなり、令和2年12月に、開始記念式典がオンラインで開催された。

14 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の開催準備

国連犯罪防止刑事司法会議（以下「kongress」という。）は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が事務局を務める5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議である。

我が国は、1970年に欧州以外の国として初めて京都で第4回kongressを開催しており、令和2年4月に第14回kongress（京都kongress）を再び京都で開催する予定であった。しかしながら、国内における新型コロナウイルスをめぐる状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、その開催を令和3年に延期することとなった。

法務省では、感染拡大防止を徹底した上で京都kongress開催を成功に導くため、国連、外務省等の関係省庁及び開催自治体である京都府・市等と協力して、準備を進めた。

第2 組 織

1 組織の変動

- (1) 大臣官房参事官（総括担当）（充て職）1人の設置
- (2) 民事局商事課の所掌事務変更
- (3) 矯正局更生支援管理官1人の設置
- (4) 保護局参事官1人の設置（令和6年度末までの時限）
- (5) 訟務局訟務支援課の設置
- (6) 訟務局訟務支援管理官1人の廃止
（以上、法務省組織令の一部を改正する政令関係）
- (7) 区検察庁（青梅、中之条、豊中、浜坂、雲南、別府、鯉ヶ沢、富良野、徳島池田）の所在地の変更
（以上、最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令関係）
- (8) 刑事局公安課に企画官1人の設置
- (9) 矯正局総務課更生支援室の廃止
- (10) 矯正局総務課情報通信企画官1人の設置
- (11) 保護局総務課更生保護企画官1人の廃止
- (12) 保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室の廃止
（以上、法務省組織規則の一部を改正する省令関係）
- (13) 黒羽刑務所分類教育部の廃止
（以上、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令関係）
- (14) 月形学園の廃止
- (15) 鳥取少年鑑別所の分所化
（以上、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令関係）

2 組織の概況

令和2年12月31日現在における本省及び外局の内部組織、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は、次のとおりである（巻頭見返し掲載の機構図を参照）。

本省

（内部部局）

— 大臣官房 —

秘書課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集、保存 法令案その他

の公文書類の審査 情報の公開 個人情報の保護 機構 所掌事務の総合調整
国会との連絡 皇統譜副本の保管 事務能率の増進 官報掲載 儀式（人事課の
所掌に属するものを除く。）

企画再犯防止推進室 重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整 法務
省設置法第3条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重
要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施
策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整 調査及び研究
再犯の防止等の推進に係るものの企画及び立案に関する総合調整

広報室 広報 基本法制に関する国民の理解増進 防災に関する連絡調整 国
民の保護のための措置に関する連絡調整 報道機関等との連絡調整

政策立案・情報管理室 政策の評価 証拠に基づく政策立案の推進 情報システム
の整備及び管理 行政情報化 情報通信（LAN, WAN）

企画調査官 秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

人事課 定員、任免、試験、給与、懲戒、服務、人事評価、人事記録、表彰、栄
典、女性職員活躍・ワークライフバランス推進、高齢対策 公証人・人権擁護委
員・保護司・日本司法支援センター及び外国人技能実習機構の役員の身分、司法
試験委員会、検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・
公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務

試験管理官 人事課の所掌事務のうち法務省の職員の試験の実施並びに司法試験委
員会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公
証人分科会に係るものを除く。）の庶務に関する重要事項

企画調査官 人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

会計課 法務省の所掌に係る経費、収入の予算、決算及び会計 法務省所管の物
品の管理 本省で使用する自動車の管理

監査室 法務省の所掌に係る会計の監査

庁舎管理室 庁内の管理

企画調査官 会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

国際課 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する総合調整 基本的かつ綜
合的な政策の企画及び立案 国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連
絡調整 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並
びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行
うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際
連合に協力して行う研修、研究及び調査

施設課 法務省の所掌事務に関する施設の整備 法務省所管の国有財産の管理・
処分 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理・処分のうち法務省の
所掌に係るもの 法務省の職員に貸与する宿舎に関する事項 外国の法務行政の
用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項

技術企画室 施設の整備に関する事務のうち建設計画，設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画，立案，調整及び指導並びに積算及び工務検査
外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整

企画調査官 施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

厚生管理官 共済組合に関する事務 職員の福利厚生及び能率増進，恩給，災害補償に関する事務

司法法制部

【司法法制課】 司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 法制審議会の庶務 国立国会図書館支部法務図書館 法務省の所掌事務に関する統計 日本司法支援センター評価委員会の庶務 日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。） 総合法律支援 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

企画調査官 司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

資料企画調整官 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん，国立国会図書館支部法務図書館，法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【審査監督課】 弁護士法第5条の資格認定 外国法事務弁護士 債権管理回収業の監督 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証

— 民 事 局 —

【総務課】 民事法制に関する企画及び立案（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。） 民事局の所掌事務に関する総合調整 公証 検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の庶務 法務局及び地方法務局の組織及び運営

登記情報管理室 法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理に必要なものの調査，計画及び調整

登記情報センター室 登記に関する情報システムの運用及び管理

民事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【民事第一課】 国籍 戸籍 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に定める登記 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記 司法書士及び土地家屋調査士

所有者不明土地等対策推進室 不動産登記に関する事務のうち所有者不明土地等対策に係るものの企画，立案及び調整

地図企画官 不動産登記に関する事務のうち地図及び筆界の特定その他の特定事項

に係るもの並びに司法書士及び土地家屋調査士に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【商事課】 商業登記 商事 法人登記 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める登記 供託 非訟事件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事務の調整

— 刑 事 局 —

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整 検察庁の組織及び運営 犯罪捜査の科学的研究 情報システムの整備その他の検察事務の効率化 刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務 司法警察職員の教養訓練 裁判員制度の啓発及び広報 法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

企画調査室 検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本の方針に係るものの調査及び企画

刑事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【刑事課】 一般刑事事件、環境関係事件、選挙関係事件、交通関係事件、財政経済関係事件及び少年に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件、労働関係事件、風紀関係事件、薬物関係事件、暴力団に係る刑事事件及び外国人に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防
企画官 公安課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

【国際刑事管理官】 犯罪人の引渡し 刑事に関する国際間の共助 刑事に関する国際間の協力 刑事に関する条約その他の国際約束の実施 犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整

— 矯 正 局 —

【総務課】 矯正に関する法令案の作成 矯正局の所掌事務に関する総合調整 刑事施設・少年院及び少年鑑別所視察委員会 矯正施設の組織及び運営 矯正管区の組織及び運営 刑務共済組合 矯正局の所掌事務に係る国際協力

矯正監査室 矯正施設の実地監査 被収容者の不服及び苦情の処理

情報通信企画官 矯正の情報システムの整備及び管理に係るものの企画及び調査
矯正通信に関する事務のうち技術的事項に係るものの企画及び調整

矯正調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【成人矯正課】 刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、保護及び釈放 刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、厚生その他その処遇 刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金 国際受刑者移送 犯罪人の指紋その他その個人識別警備対策室 刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安 刑務所等被収

容者の移送 刑務所等の職員の非常訓練 刑務官の点検及び礼式
企画官 成人矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律、警備その他少年院等の保安 少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 少年院等被収容者の矯正教育、厚生その他その処遇 少年院等被収容者に係る職業能力習得報奨金及び手当金 少年院等の職員の非常訓練
企画官 少年矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
【更生支援管理官】 再犯の防止等に関する施策に関する基本的な方針の企画及び立案 再犯の防止等に関する施策に関する地方公共団体及び再犯の防止等に関する活動を行う各種団体との連絡調整
【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤
矯正医療企画官 矯正医療管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案の補助

— 保 護 局 —

【総務課】 更生保護に関する法令案の作成 保護局の所掌事務に関する総合調整 恩赦 保護司（大臣官房及び更生保護振興課の所掌に属するものを除く。） 国際受刑者移送法第25条第2項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除 中央更生保護審査会の庶務 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）
恩赦管理官 恩赦等に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事務
精神保健観察企画官 心神喪失者等医療観察制度（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）に関する事項に係るものの企画及び調整
【更生保護振興課】 保護司の設置区域及び組織 保護司の研修 更生保護事業の助長及び監督 民間における犯罪予防活動の促進 更生保護に関する各種団体との連絡調整 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究
地域連携・社会復帰支援室 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定による地方公共団体と連携した再犯の防止等に関する施策の推進に係るものの企画及び調整 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係るものの企画及び調整
保護調査官 更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
【観察課】 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整 刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整 更生保護法第88条に規定する刑の執行を

停止されている者に対する措置 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

処遇企画官 保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

—— 人 権 擁 護 局 ——

【総務課】 人権擁護に関する企画及び立案 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整 人権擁護委員の事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

人権擁護推進室 人権擁護に関する基本的な事項に係る企画及び立案並びに調整
人権擁護調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【調査救済課】 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権相談

【人権啓発課】 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長

—— 訟 務 局 ——

【訟務企画課】 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る企画及び立案
訟務局の所掌事務の総合調整

訟務調査室 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案

訟務判例研究官 特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う事務

訟務広報官 国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整

【民事訟務課】 民事に関する争訟（他課の所掌に属するものを除く。）

民事訟務対策官 民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の進行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整

【行政訟務課】 行政に関する争訟 民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの

【租税訟務課】 租税の賦課処分及び徴収に関する争訟

【訟務支援課】 国の利害に関係のある争訟に関する一般的な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うことによる関係機関に対する支援

サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官1人が置かれ、法務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務の総括整理

審議官 大臣官房に審議官7人（うち3人は充て職）が置かれ、法務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務の総括整理

（注）出入国在留管理庁にも審議官2人が置かれている。

参事官 大臣官房，民事局，刑事局，矯正局，保護局，人権擁護局，訟務局にそれぞれ参事官が若干人置かれ，主としてそれぞれの部局の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案

(注) 出入国在留管理庁，公安調査庁にも参事官が1人ずつ置かれている。

(審議会等)

司法試験委員会 司法試験及び司法試験予備試験に関する事項の管理

検察官適格審査会 検察庁法第23条第3項に規定する検察官の適格性に関する審査

中央更生保護審査会 法務大臣に対する特赦，特定の者に対する減刑，刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出 地方更生保護委員会の決定に対する審査及び裁決

日本司法支援センター評価委員会 日本司法支援センターの業務の実績に関する評価
その他総合法律支援法によりその権限に属させられた事項の処理

法制審議会 法務大臣の諮問に応じて行う民事法，刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第5条第2項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

検察官・公証人特別任用等審査会 検察庁法第18条第2項に規定する副検事の選考及び同条第3項に規定する検察官特別考試の実施，公証人法第13条ノ2に規定する選考の実施並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決

検察官特別任用分科会 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理

公証人分科会 公証人の選考の実施（公証人法第13条ノ2に規定する選考をいう。）
並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決に関する事項を処理

(施設等機関)

刑務所 — 支所 主に懲役，禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年刑務所 — 支所 主に懲役，禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇（ただし，少年及び26歳未満の成人を主に対象とする。）

拘置所 — 支所 主に被勾留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年院 — 分院 主に保護処分を受ける者及び少年院において懲役及び禁錮の刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育その他の必要な処遇

少年鑑別所 — **分所** 主に鑑別対象者の鑑別、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等の収容及びこれらの者に対する必要な観護処遇並びに非行及び犯罪の防止に関する援助

婦人補導院 — 売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者に対する必要な補導

法務総合研究所 — **支所** 法務に関する調査及び研究 当省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対する職務上必要な研修 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（昭和36年条約第4号）に基づき、国際連合と協力して行う研修、研究及び調査 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力（参考）

「国連アジア極東犯罪防止研修所」

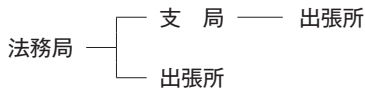
上記協定に基づき設立された研修機関。国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関として、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法制度の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修、研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記協定及びその後に関わされた交換公文によって定められており、法務総合研究所がその事務を担当している。

矯正研修所 — **支所** 矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修

（地方支分部局）

矯正管区 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会 刑法第28条の行政官庁としての仮釈放の許可又はその処分の取消し 刑法第30条の行政官庁としての仮出場の許可 少年院からの仮退院又は退院の許可 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請 少年法第52条第1項又は同条第1項及び同条第2項の規定により言い渡された刑について、その執行を受け終わったものとする処分 刑法第25条の2第2項及び第27条の3第2項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。）の行政官庁としての保護観察の仮解除又はその処分の取消し 婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し 保護観察所の事務の監督



登記 戸籍 国籍 供託 公証 司法書士及び土地家屋調査士の事務 遺言書
 保管 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権啓発及び民間にお
 ける人権擁護運動の助長 人権擁護委員の事務 人権相談 国の利害に関する争訟
保護観察所 — 支部 保護観察の実施 犯罪の予防を図るための世論の啓発, 社会環
 境の改善及び地域住民の活動の促進 心神喪失者等医療観察制度における精神保
 健観察等の実施
保護司選考会 保護司法の規定に基づき, 各保護観察所に置かれており, 保護観察所
 の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見を述べる。

特別の機関



検察庁法第4条, 第6条に基づく, 検察官の行う事務の総括

外局

出入国在留管理庁 (内部部局)

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受, 発送, 編集及び保存 法令案その他
 の公文書類の審査及び進達 情報公開 個人情報の保護 機構及び定員 所
 掌事務に関する総合調整(政策課の所掌に属するものを除く。) 行政の考査
 広報 事務効率の増進 表彰及び儀式 任免, 給与, 懲戒, 服務その他の人
 事並びに教養及び訓練 出入国在留管理庁の所掌に係る経費及び収入の予算,
 決算及び会計並びに会計の監査 行政財産及び物品の管理 庁内の管理 所
 掌事務に関する施設の整備 職員の宿舍 職員の衛生, 医療その他の福利厚
 生 入国者収容所等視察委員会 入国者収容所の組織及び運営 外国人技能
 実習機構の組織及び運営

情報システム管理室 情報システムの整備及び管理 住民基本台帳法第30条の
 50の規定による通知

政策課 所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案 出入国在留管

理基本計画の策定 所掌事務に関する法令案の作成 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針の策定

外国人施策推進室 法務省設置法第28条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づき、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整

政策調整官 政策課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

出入国管理部

出入国管理課 外国人の上陸の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 外国人の再入国の許可 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任 短期滞在の在留資格に係る外国人の在留の許可 在留許可等（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。）

難民認定室 一時庇護のための上陸の許可 入管法第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第5項の規定による許可の取消し並びに同法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。）

審判課 入管法第45条第1項及び第55条の2第2項の規定による審査 収容令書及び退去強制令書の発付 入管法第55条の3第1項の規定による出国命令 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出 入管法第50条第1項の規定による在留の許可 難民の認定をしない処分についての審査請求に係る在留許可等 難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての審査請求 通報者に対する報償金の交付

警備課 入管法第2条第14号に規定する違反調査 収容令書及び退去強制令書の執行 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練

警備調整官 警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

在留管理支援部

在留管理課 外国人の在留の許可（出入国管理部の所掌に属するものを除く。）

在留資格認定証明書の交付 登録支援機関の登録

在留管理業務室 外国人の中長期の在留の管理（総務課の所掌に属するものを除く。）

在留審査調整官 在留管理課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

在留支援課 在留支援（本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留す

第二課 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体
に対する規制の手續において必要な証拠の準備，国内資料の収集，整理及び
保管

公安調査管理官 第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った
団体の規制に関する調査

調査第二部

第一課 第二部の所掌事務に関する総合調整 第二部の所掌に属する破壊的団体
及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析

国際調査企画官 特定事項に係るものの企画及び調整

第二課 国外資料の収集，整理及び保管 第二部の所掌に係る事項に関する国外
との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の総括

国際破壊活動対策室 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行
為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備

公安調査管理官 第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った
団体の規制に関する調査

(施設等機関)

公安調査庁研修所 公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

公安調査局・公安調査事務所 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の
規制に関する調査 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分

第3 定 員

令和2年度末における法務省の各組織の定員は、次のとおりである。

(令和2年度末)

区 分		定 員	
内 部 部 局	大 臣 官 房	事務次官1人及び秘書官1人を含む。 うち、59人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。	392人
	民 事 局		97人
	刑 務 局		64人
	矯 正 局		83人
	保 護 局		41人
	人 権 擁 護 局		24人
	小 計		87人
			788人
施 設 等 機 関	法 務 総 合 研 究 所		84人
	矯 正 研 修 所	うち、24人は、支所の定員とする。	85人
	刑 務 所、少年刑務所及び拘置所		19,658人
	少 年 年 院		2,408人
	少 年 鑑 別 所		1,165人
	婦 人 補 導 院		2人
	小 計		23,402人
地 方 支 分 部 局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局		8,898人
	矯 正 管 区		288人
	地 方 更 生 保 護 委 員 会		311人
	保 護 観 察 所		1,534人
	小 計		11,031人
	検 察 庁		11,863人
	合 計		47,084人

出入国在留管理庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	出 入 国 管 理 部	長官1人、次長1人、審議官2人及び参事官1人を含む。	88人
	在 留 管 理 支 援 部		48人
	小 計		75人
施 設 等 機 関	入 国 者 収 容 所		211人
地 方 支 分 部 局	地 方 出 入 国 在 留 管 理 局		235人
	合 計		5,420人
			5,866人

公安審査委員会（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	事 務 局		4人

公安調査庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	総 務 第 一 部	長官1人及び次長1人を含む。	81人
	調 査 第 二 部		125人
	小 計		167人
施 設 等 機 関	公 安 調 査 庁 研 修 所		373人
地 方 支 分 部 局	公 安 調 査 局		8人
	合 計		1,279人
			1,660人

法 務 省 合 計			54,614人
-----------	--	--	---------

第4 予 算

令和2年度における法務省所管等の歳出予算額は、次のとおりである。

一般会計では、当初予算額が、8,287億5,507万5千円であったところ、令和2年4月7日に閣議決定され、同月20日にその変更が閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を実施するために必要な経費等が盛り込まれた補正予算(第1号)により、収容施設等における感染症対策に必要な経費として35億2,815万7千円、法的トラブル解決に向けた日本司法支援センター(法テラス)による支援及び新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制に必要な経費として13億6,680万3千円、感染拡大防止に資するデジタル・ガバメントの推進に必要な経費として8億3,549万7千円の総額57億3,045万7千円が追加計上された。また、令和2年4月30日に成立した補正予算(第1号)を強化するために必要な経費等が盛り込まれた補正予算(第2号)により、感染症対策のための医療機器等及び刑務作業を活用した感染予防の製作体制の整備に必要な経費として16億2,489万6千円、業務継続性を確保するためのテレワーク環境等の強化に必要な経費として8,576万7千円の総額17億1,066万3千円が追加計上された。さらに、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を実施するために必要な経費等が盛り込まれた補正予算(第3号)により、京都Congressにおける感染症対策、矯正施設等における感染拡大防止対策及び感染症に関連する人権啓発活動に必要な経費として9億7,600万4千円、行政手続のオンライン化等の推進及び業務継続性を確保するためのテレワーク環境等の強化に必要な経費として69億1,882万6千円、法務省施設の防災・減災、国土強靱化及び所有者不明土地問題への対応等に必要な経費として189億2,689万4千円の総額268億2,172万4千円が追加計上された。

他方、既定経費の不用分として、115億2,682万4千円が減額されたため、補正後予算額は8,514億9,109万5千円となった。さらに、前年度からの繰越額442億4,803万7千円、訴訟判決に係る仮執行宣言に伴い生じた担保として必要な保証金の予算の不足を補うための予備費使用額12億5,530万7千円を加えると、歳出予算現額は8,969億9,443万9千円となっている。

東日本大震災復興特別会計では、当初予算額が51億1,205万9千円であったところ、補正予算で既定経費の不用分として、3,897万9千円が減額され、補正後予算額は50億7,308万円となり、前年度からの繰越額9億4,160万5千円を加え、歳出予算現額は60億1,468万5千円となっている。なお、東日本大震災復興特別会計は、復興庁所管であり、同庁に一括計上されている。

法務省所管等の歳出予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、補正後予算額として8,565億6,417万5千円、歳出予算現額として9,030億912万4千円となっている。

第 2 部

業務の概況

- 第1 内 部 部 局
- 第2 審 議 会 等
- 第3 施 設 等 機 関
- 第4 地 方 支 分 部 局

第1 内部部局

I 大臣官房

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第3条、第10条～第21条、法務省組織規則第1条～第6条

秘書課

法務省組織令第13条、第14条、法務省組織規則第1条

(業務の実施状況)

1 行政改革関係

平成19年4月1日に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、法務省においては、地方移譲の検討事項として法務局・地方法務局(以下「法務局等」という。)の登記事務等が掲げられた。その後の検討の結果、第2次勧告において、法務局等は、国の機関として残すものと整理されたものの、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施は、市場化テストについて官民競争入札等監理委員会の検討に委ねることとされた。

このほか、第2次勧告では、地方自治体の事務を国の法令で規制する義務付け・枠付けに係る法制的な仕組みの見直しが盛り込まれており、法務省では刑事局、保護局及び人権擁護局の所管法令が見直しの対象とされた。

平成21年11月17日、閣議決定により地域主権戦略会議が内閣府に設置され、法務省においては、出先機関改革において法務局等が議論の対象とされた。その後、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、各府省において自ら出先機関の事務・権限の仕分け(以下「自己仕分け」という。)が行われた。

その後、内閣総理大臣からの再検討指示を経て、平成22年11月29日の地域主権戦略会議において、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとする「出先機関改革の基本方向」が示され、同年12月28日、「アクション・プラン」が閣議決定された。

法務省の自己仕分けにおいて「A-a」と仕分けた事務のうち、地方側から申出があった「人権啓発活動地方委託事業のうち、非ネットワーク事業」のみ、事務・権限の移譲に向けた工程案を作成した。

その後、平成23年12月26日の地域主権戦略会議においては、それまでの地域主権戦略会議等の議論を踏まえ、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域の実施体制の枠組み(方向性)」が承認された。

平成24年11月15日には、地域主権戦略会議等の議論を経て「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定された。さらに、同年11月30日には、「地域主権戦略大綱」に基づく取組成果を踏まえ、今後おおむね2、3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を内容とする「地域主権推進大綱」が閣議決定された。

平成25年3月8日には、閣議決定により地方分権改革推進本部が設置され、また、同年4月5日には、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）により地方分権改革有識者会議の開催が決定された。同会議における議論等を踏まえ、平成22年の自己仕分けにおいて仕分けた事業について改めて事務・権限等の移譲に関する検討をし、平成25年9月13日に開催された第3回地方分権改革推進本部において、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定され、法務省においては、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）が、移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限とされた。その後の検討・議論の結果を踏まえて同年12月20日に閣議決定された「見直し方針」に移譲する方策の検討を進める事業として同事業が盛り込まれたことから、これを受けて委託要綱を改正し、地方公共団体における同事業実施の自由度を上げることで対応した。

平成26年から、それまでの委員会勧告方式に替えて、内閣府地方分権改革推進室において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集する「提案募集方式」が導入された。

直近3年間に当省に対してなされた提案は以下のとおりである。

(1) 平成30年の提案事項

平成30年の提案募集では、登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の手数料の支払いに係る義務付けの廃止、人権啓発活動地方委託事業に係る謝金支払基準及び資料作成数の枠付けの見直し並びに保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善について提案があり、それぞれの提案に対して団体への通知等の措置を講じることが「平成30年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）に盛り込まれた。

(2) 令和元年の提案事項

令和元年の提案募集では、外国人受入環境整備交付金の運用改善、成年後見審判に係る首長申立を行う市町村の基準の明確化、不動産取得税に係る登記情報電子データの提供、許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略、戸籍法第48条第1項受理証明書の請求者の拡大及び同条第2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化、戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化、一部事務組合における不動産登記手続の簡素化、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化、所有者不明土地空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与について提案があり、戸籍法第48条第1項受理証明書の請求者の拡大、同条第2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化及び戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化については現時点での対応は行わないこととなったが、その他の提案については措置等を行うことが「令和元年の地方からの提案等に対する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」に盛り込まれた。

(3) 令和2年の提案事項

令和2年の提案募集では、身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化、地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与、自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化、不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際における電子での評価額情報利用、特別永住者証明書の交付方法の弾力化、郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和、関係法律等に基づく計画策定の義務付け（実質的な義務付けとなっている努力義務を含む）の見直し、外国人受入環境整備交付金に係る提出書類の明確化、「住所（住民基本台帳法）の届出」と「住居地（入管法）の届出」の定義の同一化について提案があり、「住所の届出」と「住居地の届出」の定義の同一化については対応を行わないこととなったが、その他の提案については措置等を行うことが「令和2年の地方からの提案等に対する対応方針（令和2年12月18日）閣議決定」に盛り込まれた。

なお、当該対応方針には、地方公共団体が国等に対して行う手続について、書面・押印・対面の見直しを行うことも盛り込まれている。

2 国の機関等の移転

第4次全国総合開発計画において、東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進するため、①「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」こととされ、また、②「遷都問題については、（中略）東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

(1) 国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、平成5年6月24日開催の国の機関等移転推進連絡会議における移転計画に基づき移転が実施されており、その進捗状況を踏まえ、平成13年6月28日開催の同連絡会議において抜本的な見直しが行われるとともに、平成14年1月10日開催の同連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえた見直しが行われた。

なお、上記移転計画に基づく法務省関係機関（法務総合研究所（研究部）、東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会）は全て移転を完了している。

(2) 国会等の移転

首都機能移転問題については、平成4年12月、「国会等の移転に関する法律」（平成4年法律第109号）が制定され、同法に基づいて国会等移転調査会が設置された。

同調査会は、平成7年12月13日に「国会等移転調査会報告」を取りまとめた後、平成8年6月に「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」（平成8年法律第106号）が成立したことにより廃止され、新たに同法に基づいて国会等移転審議会が設置（平成8年6月26日）された。

同審議会において、調査対象地域として選定された北東地域、東海地域及び三

重・畿央地域について、現地調査や、科学的見地からの比較検討等が行われ、調査の取りまとめ結果に基づき、平成11年12月20日、移転先候補地について「栃木・福島地域」及び「岐阜・愛知地域」を選定するなどの答申が内閣総理大臣へ提出された。

今後は、移転先地の決定等について、国会において審議が行われることとなっており、平成15年6月に設置された「国会等移転に関する政党間両院協議会」において検討が進められているところである。

3 個人情報保護関係

(1) 行政機関の個人情報保護

平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が施行されたことを踏まえ、「法務省保有個人情報保護管理規程」（平成17年3月16日大臣訓令。以下「旧規程」という。）を制定した。

その後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）が一部施行されたことに伴い、旧規程に個人番号及び特定個人情報の適切な管理に関する定めを加え、「法務省保有個人情報等保護管理規程」（平成27年10月23日大臣訓令）を制定し、同規程に基づき、法務省における保有個人情報の適正な管理のための所要の措置を講じている。

また、個人情報保護窓口を設置し、行政機関個人情報保護法の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る業務等を行っており、令和2年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	660	339
開示請求取り下げ件数	6	7
開示決定等件数	649	325
うち、全部開示決定件数	607	106
うち、部分開示決定件数	23	70
うち、不開示決定件数	19	149
訂正請求受付件数	0	5
訂正決定等件数	0	5
うち、訂正決定件数	0	1
うち、不訂正決定件数	0	4
利用停止請求件数	0	1
利用停止決定等件数	0	0
うち、利用停止決定件数	0	0
うち、不利用停止決定件数	0	0
審査請求件数	29	-

裁決・決定件数	26	-
訴訟件数	0	1

(注) 出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、行政機関個人情報保護法46条の規定に基づき、法務大臣の権限が委任された官署をいう。

(2) 所管事業者等の個人情報保護

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が全面施行され、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)の趣旨を踏まえ、平成16年10月29日に「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」(法務省告示第531号。以下「旧ガイドライン」という。)を制定した。

旧ガイドラインは、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成21年9月30日法務省告示第453号。平成21年11月1日施行)へ改定後、消費者庁が公表する標準的なガイドラインの改定を踏まえ、見直しを行い、平成27年3月24日法務省告示第178号により全部改正した。

また、個人情報保護法の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組を推進するため、平成17年8月17日に「認定個人情報保護団体の認定に関する指針」(法務省告示第413号)を制定した。

そして、平成27年9月3日に個人情報保護法が改正(以下「改正個人情報保護法」という。)され、平成29年5月30日から全面施行されたことにより、個人情報取扱事業者に対する主務大臣(法務省においては法務大臣)の監督権限が個人情報保護委員会に一元化された。

ただし、債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業を行う個人情報取扱事業者に対する監督権限については、同法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)に基づき、個人情報保護委員会から法務大臣に委任されている(なお、改正個人情報保護法の施行により、前記ガイドライン及び指針は廃止)。

(3) 行政機関非識別加工情報の提供

「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第51号)により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加

工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられ、同法律を踏まえた行政機関個人情報保護法等の改正がなされた。

そして、個人情報保護委員会において「行政機関個人情報保護法第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」（平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第1号）、「行政機関個人情報保護法についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）」（平成29年3月個人情報保護委員会）が定められ、行政機関非識別加工情報の提供等に関する事務は、同規則等に基づき取り扱うこととされた。

4 情報公開関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求に係る業務等を行っており、令和2年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	876	95,226
他機関からの移送受付件数	8	0
開示請求取下げ件数	66	148
他機関への移送件数	3	0
開示決定等件数	814	94,495
うち、全部開示決定件数	306	1,490
うち、部分開示決定件数	422	92,179
うち、不開示決定件数	86	826
開示決定等の期限延長件数（10条2項）	292	760
開示決定等の期限特例延長件数（11条）	32	318
審査請求件数	108	－
審査請求取下げ件数	0	－
裁決・決定件数	73	－
訴訟件数	1	－

（注） 出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、情報公開法第17条の規定に基づき、法務大臣の権限を委任された官署をいう。

5 国会関係

(1) 第201回国会

ア 召集・会期

第201回国会（常会）は、1月20日に召集され、会期は、6月17日までの150日間であった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

1月20日、衆参両院の本会議において、施政方針演説等の政府4演説が行われ、1月22日及び23日に衆議院で、1月23日及び24日に参議院で、それぞれ

れ代表質問が行われた。

(イ) 予算

1月20日、「令和元年度補正予算3案」及び「令和2年度総予算3案」が提出された。

令和元年度補正予算3案については、1月24日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、1月28日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月29日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、1月30日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

令和2年度総予算3案については、1月24日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月28日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月29日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、3月2日から審議が重ねられ、3月27日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

(ウ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出59件（うち、法務省所管2件）、継続1件であり、そのうち、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を含め56件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出27件（うち、法務省所管1件）、継続51件であり、そのうち、8件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出30件（うち法務省所管0件）であったが、成立した法律案はなかった。

条約は、新規提出16件の全てが承認された。

(エ) 質問主意書

第201回国会において提出された計472件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、山崎誠衆議院議員（立憲）の「新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査等に関する質問主意書」等93件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録481ページ参照）

(7) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

（令和元年10月18日提出 令和2年5月22日成立 5月29日公布法律第33号）

(イ) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

（2月7日提出 4月17日成立 4月24日公布法律第20号）

(ウ) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

(3月6日提出 6月5日成立 6月12日公布法律第47号)

(2) 第202回国会

ア 召集・会期

第202回国会(臨時会)は、安倍内閣が退陣することを受けて、9月16日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、9月18日までの3日間とする旨議決された。

イ 審議状況

第202回国会中、新規に提出された法律案及び条約はなかった。

ウ 質問主意書

第202回国会において提出された計75件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、牧山ひろえ参議院議員(立憲)の「新型コロナウイルス感染症と裁判の遅れによる影響に関する質問主意書」等10件であった。

(3) 第203回国会

ア 召集・会期

第203回国会(臨時会)は、9月16日に菅内閣の発足をを受けて、10月26日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、12月5日までの41日間とする旨議決された。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

10月26日、衆参両院の本会議で、菅内閣総理大臣の所信表明演説等が行われ、10月28日及び29日に衆議院で、同29日及び30日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出7件(うち、法務省所管0件)、継続3件であり、そのうち、9件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出9件(うち、法務省所管1件)、継続65件であり、そのうち、5件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出23件(うち、法務省所管1件)であり、そのうち、1件(生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案)が成立した。

条約は、新規提出1件が承認された。

(ウ) 質問主意書

第203回国会において提出された計127件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、阿部知子衆議院議員(立憲)の「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」の成立後の施策に関する質問主意書」等18件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案(付録485ページ参照)

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案

(11月16日提出 12月4日成立 12月11日公布法律第76号)

6 省庁横断的な重要施策関係

(1) 閣議請議

官房秘書課で取り扱った閣議請議総件数は127件であり、この内訳は、法律案2件、政令16件、質問主意書に対する答弁書97件、その他12件であった。

(2) 犯罪被害者等施策関係

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行された。

同法に基づき、平成17年12月27日に「犯罪被害者等基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）が、平成23年3月25日には「第2次犯罪被害者等基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）がそれぞれ閣議決定された。

第1次基本計画下における法務省の取組として、平成20年12月に、一定の犯罪について、被害者が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、被告人に対する質問等を行うことができる被害者参加制度を導入するなどした。

第2次基本計画下における法務省の取組として、平成25年12月から、被害者参加人に対する旅費等の支給及び被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件を緩和した。また、平成26年4月から、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることについて、支援を受ける要件を満たす場合に、その同席費用を、日本司法支援センターが実施する民事法律扶助制度による立替払の対象とした。さらに、被害者等通知制度について、加害者に関する情報提供の拡充を図るため、刑事施設及び少年院における処遇状況、保護観察中の処遇状況等に関する通知事項の追加を実施した。

第2次基本計画の計画期間満了後の平成28年4月1日、「第3次犯罪被害者等基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）が閣議決定された。

第3次基本計画には、法務省関連の主な施策として、犯罪被害者等に関する情報の保護、再被害防止のための安全確保方策の検討、被害児童からの事情聴取における配慮及び被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進などが盛り込まれており、これらの施策の着実な推進に努めている。

(3) 規制改革等の推進関係

平成25年1月に設置された「規制改革会議（現在の規制改革推進会議）」は、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務としており、毎年、「規制改革に関する答申（現在は「規制改革推進に関する答申）」を内閣総理大臣に提出している。

令和2年の答申（「規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日）」）を踏まえ、対象となった規制改革事項の着実な実現を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められ、令和2年7月17日に閣議決定された。同計画のうち成長戦略分野において「新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について」及び「書面規制、押印、対面規制の見直し」が、雇用・人づくり分野において「受入れ企業と外国人材のマッチング支援や特定技能等に関する試験や申請手続き等の整備」及び「我が国で就職する外国人留学生に対する就労支援」が、投資等分野において「老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化」が、デジタルガバメント分野において「商業登記等」が個別実施事項として対象となったことから、当省においても実施時期を定めた取組が進められている。

また、上記規制改革実施計画に関する全省庁的な取組として、押印等を求める行政手続の見直しが進められ、同計画において、見直し対象手続（所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印等を求めているもの）については、令和2年内に順次検討の上、法令、告示、通達等の改正を行うこととされた。当省においても、対象手続について必要な見直しを行い、押印を存続させる手続については、その理由を整理し、明らかにした。

同じく上記規制改革実施計画に関する全省庁的な取組として、各省庁が所管する行政手続のうち、優先度の高い手続について、オンライン利用率引上げを図る取組が進められたところ、当省においても「在留申請手続関連」、「商業・法人登記関連」及び「不動産登記関連」の分野についてオンライン利用率引上げを図る取組を進めていくため、目標値、達成期限等を盛り込んだ基本計画を策定した。

(4) 東日本大震災関連施策関係

被災地の復興に当たっては、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき、平成23年7月29日に復興に係る基本的考え方や実施する施策等が盛り込まれた「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定された。

平成24年2月10日には復興庁が発足し、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するための取組が進められている。

上記基本方針に盛り込まれた法務省関連施策としては、「土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正」、「震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）への対処」、「被災地における再犯防止に向けた取組」、「心理的支援を必要とする被収容少年等に対する、少年鑑別所の心理技官による心理的支援の実施」、「日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業」等があり、施策ごとに工程表を作成の上、取組を進めている。

(5) 再犯防止施策関係

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が施行された。

政府は、同法の施行を受け、平成29年12月、平成30年度から5年間を計画期間

とする「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画では、同法に掲げられた基本理念を基に5つの基本方針を設定した上で、7つの重点課題に対応するため、合計115の具体的施策を掲げている。

さらに、同計画に基づき実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題、すなわち、①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、③民間協力者の活動の促進のそれぞれに対応した各種取組を加速させるため、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定した。

法務省においては、国と地方公共団体が連携した効果的な再犯防止施策の在り方を調査するため、平成30年度から令和2年度までの間、「地域再犯防止推進モデル事業」を実施している。同事業は、事業期間を2年間又は3年間として、地方公共団体が①地域の実態調査とモデル事業実施計画の策定、②モデル事業の実施、③モデル事業の効果検証という一連の取組を実施するものである。委託先である36の地方公共団体において、地域の実情を踏まえた様々な取組が実施され、今後は、モデル事業の効果検証により成果が確認された取組を中心に、他の地域にも再犯防止の取組を広げるため、取組内容やノウハウ等の共有を進めていくこととしている。

また、国及び市町村間で再犯防止に係るネットワークを構築することなどを目的として、平成30年から「市町村再犯防止等推進会議」を開催しており、市町村における先進的な取組を共有するなど、再犯防止施策に係る情報共有を行っている。

さらに、令和2年10月、総理大臣公邸において、地域社会における再犯の防止等に関する活動の推進において、特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を実施した。同表彰は、「防犯活動」を表彰の対象として平成17年に創設されたものであるところ、再犯防止推進計画を踏まえ、平成30年から新たに「再犯の防止等に関する活動」を表彰対象に加えており、令和2年は、再犯防止活動について8団体が表彰された。

加えて、「再犯の防止等の推進に関する法律」において、政府が講じた再犯防止施策について、国会への年次報告が求められていることを受け、平成30年度から再犯防止推進計画に盛り込まれた115の施策の進捗状況等をまとめた「再犯防止推進白書」を作成しており、令和2年は、11月に閣議決定の上、国会報告を行った。

(6) その他

各府省から法務省に対する照会、依頼、協議等に対応した。主要なものとしては、障害者施策関係、知的財産戦略推進関係及び拉致問題対策関係に係る省内各部局との連絡調整等がある。

7 式典

令和2年の叙勲（中・小綬章等，危険業務従事者）及び褒章については，新型コロナウイルス感染症の感染拡大につき，緊急事態宣言が発出されたことなどを踏まえ，法務省における伝達式及び天皇陛下への拝謁については中止となった。

8 公文書の接受等

（令和2年）

件名	件数等
1 公文書類の接受件数	249,893件
2 公文書類の発送件数	235,858件
3 官報掲載件数	10,349件
4 独立行政法人国立公文書館へ移管した行政文書等	321冊

広報室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 広報関係事務

(1) 重点広報事項

広報月	重点広報事項
随時	<p>○令和2年度人権啓発活動重点目標（人権擁護局） 「『誰か』のことじゃない。」 一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し，これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう，各種の人権啓発活動を展開する。具体的には，強調事項として以下の人権課題17項目を掲げ，これらを主な事項として人権啓発活動を実施する。 （強調事項）</p> <ul style="list-style-type: none">・女性の人権を守ろう・子どもの人権を守ろう・高齢者の人権を守ろう・障害を理由とする偏見や差別をなくそう・同和問題（部落差別）を解消しよう・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう・外国人の人権を尊重しよう・H I V感染者等に対する偏見や差別をなくそう・ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう・刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる人権侵害をなくそう ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう ・ホームレスに対する偏見や差別をなくそう ・性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう ・人身取引をなくそう ・東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
随 時	○再犯防止対策の推進について（企画再犯防止推進室） 平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく施策の周知を図る。
随 時	○日本司法支援センターの周知について（司法法制部） 総合法律支援制度並びに日本司法支援センターの業務内容及び利用方法等についての周知を図る。
随 時	○裁判員制度の広報啓発について（刑事局） 制度の円滑な実施のため、制度の内容・意義等を周知するとともに、制度に対する国民の不安を解消し、参加意識の醸成を図る。
随 時	○登記のオンライン申請等の利用促進について（民事局） オンラインを利用した登記申請や証明書等の交付請求の利用促進を図るため、オンラインを利用した場合のメリットや利用方法について周知を図る。
随 時	○相続登記の促進について（民事局） 相続登記の手続を行うことの意義や必要性について周知を図る。
随 時	○筆界特定制度について（民事局） 筆界特定制度の概要等について周知を図る。
随 時	○国籍選択制度の周知（民事局） 外国国籍を有する日本国民に対し、国籍選択制度について幅広く周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について（民事局） 戸籍法の一部改正により、第三者が戸籍証明書等の交付請求ができる場合を制限し、また、戸籍の届出等の際に本人確認が必要となったことについて広く国民に周知を図る。
随 時	○無戸籍の方を戸籍に記載するための手続について（民事局） 無戸籍者及びその母親等に対し、戸籍に記載するための手続があること及び法務局にその相談窓口があることについて周知を図る。
随 時	○国籍法の一部改正について（民事局） 国籍法の一部改正により、出生後に日本人父から認知をされていれば、父母が婚姻していなくても届出によって日本の国籍を取得できるようになったことなどについて周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について（民事局）

	<p>戸籍法の一部改正により、戸籍に関する情報がマイナンバー法に基づく情報連携の対象となること、戸籍証明書等の交付請求がいずれの市町村長に対してもすることができるようになることなどについて周知を図る。</p>
随 時	<p>○民間紛争解決手続の業務の認証制度の周知について（司法法制部） 認証制度を普及定着させるため、制度の概要等について広く国民に周知を図る。</p>
随 時	<p>○法制度整備支援の広報啓発について（法務総合研究所） 法制度整備支援の内容・意義について周知を図る。</p>
随 時	<p>○法務行政における国際協力の推進 ～国連アジア極東犯罪防止研修所の活動～（法務総合研究所） 国連アジア極東犯罪防止研修所が実施している国際研修・セミナー、他国の機関との共同研究、国連の犯罪防止・刑事司法プログラムへの貢献等について、その意義及び現状を広く国民に周知する。</p>
随 時	<p>○法教育の普及・推進（司法法制部） 法教育教材の作成や、関係省庁、地方公共団体等との連携などを通じて、学校教育をはじめとする様々な場面において、法教育の普及・推進を図る。</p>
2 月	<p>○人権シンポジウム「ハンセン病に関するシンポジウム～ハンセン病患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」（名古屋会場 2月1日）（人権擁護局） ○法整備支援連絡会（法務総合研究所） 法制度整備支援活動についてその現状の周知と情報交換を図る。（関西及び東京会場 2月14日）</p>
6 月	<p>○人権擁護委員制度の周知について（人権擁護局） 「人権擁護委員の日」（6月1日）を中心とした行事を通じて、人権擁護委員の制度や活動についての周知を図る。</p>
7 月	<p>○再犯防止啓発月間（7月）（企画再犯防止推進室） 国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めることを目的とした、広報・啓発活動を実施。 ○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（7月）（保護局） この運動が目指すこと （目標1） 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと （目標2） 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること この運動において力を入れて取り組むこと</p>

	<p>犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。</p> <p>(1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組</p> <p>(2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組</p> <p>(3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組</p> <p>(4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組</p> <p>(5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組</p>
8 月	<p>○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（人権擁護局）</p> <p>子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、8月28日から9月3日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p>
10 月	<p>○公証制度の意義・役割について（民事局）</p> <p>公証週間（10月1日～7日）の時期に併せて、予防司法を目的とする我が国の公証制度を広く国民に周知し、もって私的法律関係の安定を図る。</p> <p>○「法の日」週間（広報一係）</p> <p>「法の日」週間（10月1日から1週間）に際して、法を尊重する思想の普及等を図る（裁判員制度が開始されたことから、当分の間、裁判員制度の内容・意義等について周知するとともに、制度に対する国民の不安解消に力を入れる。）。</p> <p>○法の日フェスタ in 赤れんが～法を身近に感じてみよう～（広報一係）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント中止。法務省ホームページにおいて「法の日・特設ページ」を開設し、法務省の仕事や施策を紹介した。</p> <p>○日本国際紛争解決センター東京・オープニングセレモニー（国際課）</p> <p>（オンライン併用 10月12日 日本国際紛争解決センター・日本弁護士連合会・公益社団法人日本仲裁人協会との共催）</p>
11 月	<p>○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（人権擁護局）</p> <p>女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、11月12日から18日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p>

12 月	<p>○「アジアのための国際協力 in 法分野2020－法整備支援へのいざない」(法務総合研究所) 関係諸機関との連携を図りつつ、主に若い世代に法整備支援に関する基本的知識と国際協力へのキャリアパスを考察する機会を提供する(オンライン開催 11月14日)。</p> <p>○不法就労外国人対策キャンペーン月間(11月)(出入国在留管理庁) 政府全体として実施する「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせ、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、啓発活動を行う。なお、例年6月に実施しているところ、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、11月に延期して実施。</p> <p>○人権シンポジウム「ビジネスと人権～企業に求められる人権に配慮した行動～」(オンライン配信 12月4日)(人権擁護局)</p> <p>○人権週間(人権擁護局) 「人権週間」(12月4日～10日)を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図る。</p> <p>○北朝鮮人権侵害問題啓発週間(人権擁護局) 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深める。 政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～(イイノホール 12月12日)</p>
------	---

(2) 広報誌の発行(広報一係)

平成15年1月に創刊した国民向け広報誌「法務省だより あかれんが」について、4回(第67号～第70号)刊行した。

2 報道関係事務(報道係)

法務大臣記者会見、各局部署等による記者発表、報道機関からの各種取材申込み等に対応した。

3 各種行事の実施状況(広報一係)

(1) 憲法週間(広報一係)

5月3日の憲法記念日を中心に、同月1日から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設(106回)、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

(2) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間(第70回)(保護局)

7月1日から31日まで、「①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと」「②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること」を行動目標として、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然に

きる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、「犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組」「保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組」「犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組」「民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組」「犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組」を重点事項として全国的に実施した。

また、コロナ禍に対応して、ツイッターやインスタグラムといったSNSを活用するとともに、「吉本興業」と連携したイベントの開催や本格ショートムービーの作成など、幅広い層に向けた広報活動を積極的に展開した。

(3) 「法の日」週間（第61回）（広報一係）

10月1日の「法の日」から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（211回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

なお、中央行事として、法務省ホームページにおいて「法の日・特設ページ」を開設し、法務省の仕事や施策を紹介した。

(4) 人権週間（第72回）（人権擁護局）

12月4日から10日までの第72回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴え掛けるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

(5) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（人権擁護局）

12月10日から同月16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、拉致問題対策本部と法務省は、共催で政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（12月12日）を開催した。また、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネット広告等を実施した。

4 行政相談（広報二係）

総務省からの照会等のほか、直接国民からファクシミリ・電話・メールにより寄せられる御意見や御提案に対応した。

5 防災・国民保護業務（広報二係）

防災業務では、中央防災会議、各災害対策関係省庁連絡会議等の防災に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整等を行うとともに、災害発生時に

おける初動対応訓練を企画・実施した。また、令和2年7月豪雨等の自然災害について、被害状況を迅速に把握するとともに、必要な対策等を講じた。

国民保護業務では、政府が主催する国民保護法に基づく緊急対処事態関係省庁連携訓練に参加するとともに必要な事務の連絡調整を行った。

政策立案・情報管理室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 行政情報化推進関係

「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日初版策定）につき、取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題等を踏まえ、令和2年12月25日に改定がなされた。同改定では、デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速していくことなどが盛り込まれた。

また、令和2年7月17日には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）の全部が変更され、遠隔・分散型の社会経済活動の障壁となる制度・慣行を見直すため、書面・押印・対面に関する官民の制度・慣行の見直しを図ることや、強靱な社会経済構造構築の一環として、マイナンバーカード・マイナンバーを基盤としたデジタル社会の構築を進めること、国と地方を通じたデジタル基盤を構築するため、情報システムの標準化・共通化、クラウド活用の促進等を進めることなどが盛り込まれた。

法務省においては、「デジタル・ガバメント実行計画」の規定に基づいて策定した「法務省デジタル・ガバメント中長期計画」を、令和2年3月に改定したが、上記のような動きに対応するため、今後さらなる改定を行うことを検討している。また、令和2年においては、ITの利活用による国民の利便性の向上と効率的なデジタル・ガバメントの実現等を図るための取組を行ったほか、行政情報化施策に関し、各部局及び関係各府省等との総合調整等を行った。

なお、令和2年中における主な活動は、次のとおりである。

- (1) 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議等
- (2) 情報システム関係予算に関する取りまとめ等
- (3) 情報システムの調達に対する助言
- (4) 行政情報化に関する各種調査等の取りまとめ
- (5) 総務省主催の情報システム統一研修への参加（延べ2,623人）

2 情報システム関係

- (1) 法務省統合情報基盤

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）等で掲げられた政府目標である情報システムの統廃合及び運用

コストの圧縮等を達成しつつ、災害対策や情報セキュリティ対策の向上を図るため、広域ネットワークである法務省情報ネットワークと出入国管理ネットワークを統合した統合WANと、法務省の本省部局等が所管する一部の省内LANシステムを統合した基盤システムからなる安全で効果的な法務省統合情報基盤（BASE：Basic and Advanced Secure Environment）を整備し、令和元年度から順次運用を開始している。

法務省統合情報基盤を構成する要素の一つである「基盤システム」は本省部局等の情報の共有や流通の迅速化及び事務のペーパーレス化を実現しているほか、政府共通ネットワーク接続及びインターネット接続を実施している。主な機能は、電子メール、電子掲示板、共有ファイル管理、会議室予約及びスケジュール管理等のグループウェア機能、インターネット接続のための仮想ブラウザ提供機能があり、令和2年7月から本格運用を開始している。

また、テレワークを実現するために整備した法務省独自の外部接続環境提供サービス機能（法務省RVPN）については、令和2年7月から本格運用を開始し、同年12月までに、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク勤務実施のニーズの増加に対応するため、同機能の増強を行い、利用可能者数を増やした。

もう一つの要素である「統合WAN」は、出入国在留管理庁が所管する出入国管理システム専用の広域ネットワークと従来からある法務省専用ネットワークとを統合、再構築したものであり、法務本省と所管各庁及びその出先機関を接続する法務省専用のネットワークサービスを提供しており、令和元年8月から本格運用を開始している。

このほか、隔地者間のコミュニケーション機能として、ウェブ会議実施に必要なライセンス及びウェブ会議用端末等を令和2年4月から試行的に導入している。

(2) 政府共通ネットワーク（政府共通NW）接続

政府共通NWは、府省庁間のLANシステムを結ぶ府省庁間広域ネットワーク（WAN）であり、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づいて、「霞が関WAN」という呼称で整備され、平成9年1月から運用が開始され、法務省は、同年6月から接続しており、平成25年1月から「政府共通NW」にネットワーク移行及び改称がされ、その接続を継続しているものである。

政府共通NWは、電子メールや電子文書交換システム、電子掲示板等による府省庁間の情報共有の推進を図るための総合的な事務ネットワークである。近時では、人事・給与関係業務情報システムや官庁会計システム、政府共通プラットフォーム上のサービスである一元的な文書管理システムなどの府省共通システムの利用に係る通信の転送を行うほか、総合行政ネットワーク（LGWAN）や司法情報通信システムとの相互接続も行うなど、政府全体の重要な共通基盤ネットワークとなっている。

3 情報セキュリティ対策の強化

法務省における情報セキュリティ対策は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針」及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）」に準拠した、「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」、「法務省情報セキュリティ対策基準」及び実施要領（以下、これらを総称して「法務省ポリシー等」という。）に従い実施しているところである。

また、法務省ポリシー等に基づき、「令和2年度法務省対策推進計画」（以下「対策推進計画」という。）を定め、同計画にのっとって、情報セキュリティ対策に関する取組を実施している。

令和2年中における主な取組として、法務省における情報セキュリティ対策水準の維持・向上を図るため、平成30年に全面改定を行った法務省ポリシー等の浸透を図るとともに、情報セキュリティマネジメントの実効性確保のための取組として、法務省ポリシー等に基づく教育、自己点検及び情報セキュリティ監査を実施した。また、法務省ポリシー等及び対策推進計画に基づき、高度サイバー攻撃等への対応を強化するため、サイバー攻撃監視体制の運営を継続するとともに、情報セキュリティインシデントに備えた訓練や研修を企画し、サイバー攻撃等への対応能力の向上に努めた。さらに、情報セキュリティの様々な取組への適切な対応に必要な人材の確保のため、「法務省におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画」の見直しを行うとともに、同計画に基づき、セキュリティ・IT人材の確保・育成を継続的に進めた。

4 政策評価関係

中央省庁等改革基本法第4条第6号及び第29条各号において、各府省は政策評価機能の充実強化を図ることとされている。

政策評価とは、国の行政機関がその所掌する政策に関して自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、これを政策の企画立案に反映させることにより、①国民に対する説明責任を徹底し、②国民本位で効率的な質の高い行政を実現し、③国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的とするものである。

法務省においては、平成13年1月に大臣官房秘書課政策評価企画室を設置し、総務省が示した「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）を受けて、「法務省政策評価実施要領」等を策定して、同年4月1日から政策評価を実施してきたところ、平成14年4月1日の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の施行後は、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、同法第6条及び第7条に基づいて策定した「法務省政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「法務省事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に従って、政策評価を実施している（基本計画及び実施計画、政策評価結果、政策評価結果の

政策への反映状況、その他必要と認める事項について法務省ホームページにおいて公表している。)

また、政策評価の実施に当たっては、必要に応じ、学識経験者、民間等の第三者等の知見の活用を図るものとされているところ、法務省では、その政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、「政策評価懇談会」(座長：篠塚力弁護士)を開催している。令和2年においては、第59回ないし第62回の計4回にわたり、政策評価懇談会を開催し、令和元年度法務省事後評価実施結果報告書(案)や、令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)等について意見を聴取した。

5 証拠に基づく政策立案の推進

近時、我が国の経済社会構造が急速に変化するなか、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案(Evidence-based Policymaking(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)以下「EBPM」という。)を推進する必要があるとされている。平成29年5月に統計改革推進会議で決定された「統計改革推進会議最終取りまとめ」及び平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針2017)」では、各府省のEBPM推進の要となる機能を整備することとされたため、法務省では、平成30年4月に政策立案総括審議官を新設し、法務省におけるEBPMの推進に取り組んでいる。

6 男女共同参画関係

平成6年7月、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され、平成13年1月、中央省庁等改革に伴い、同審議会を発展的に継承し、内閣府に、内閣官房長官を議長、内閣総理大臣が指定する国務大臣(法務大臣を含む。)等を議員とする男女共同参画会議が設置された。

法務省においては、上記会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」等の専門調査会における審議等への対応を行っている。

また、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るために、平成12年12月に第1次男女共同参画基本計画が、平成17年12月には、第2次男女共同参画基本計画が、平成22年12月には、第3次男女共同参画基本計画が、平成27年12月には、第4次男女共同参画基本計画がそれぞれ閣議決定された。さらに、令和2年12月には、令和7年度末までを見通した施策の方向及び具体的な取組を定めた第5次男女共同参画基本計画が閣議決定された。

また、令和2年7月には、すべての女性が輝く社会づくり本部において、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、あらゆる分野における女性の活躍及び女

性活躍のための基盤整備について、政府が一丸となり重点的に取り組むべき具体策を打ち出した「女性活躍加速のための重点方針2020」が決定された。

なお、法務省における女性職員の採用・拡大の推進に関しては、第4次男女共同参画基本計画の策定を受けて、「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）～男女がともに活躍し、活力ある社会を実現するために～」（平成28年3月31日法務大臣・公安審査委員会委員長・公安調査庁長官決定）を策定し、令和2年度までの目標を設定している。

7 青少年育成関係

ニートやひきこもり等に着目し、様々な困難に直面している子ども・若者育成支援のための施策を推進するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行された。

同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部の検討を経て、平成22年7月に「子ども・若者ビジョン」が⁵、また、5年後の見直しを経て、平成28年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」が決定された。

同大綱における法務省関連施策には、非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等があり、同施策等の着実な推進に努めている。

人事課

法務省組織令第13条, 第15条 法務省組織規則第2条

1 定員関係

令和2年度予算の成立に伴い、法務省の各組織の定員について増減員が行われ、その結果、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和2年政令第75号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第21号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（令和2年法務省人定訓第1号大臣訓令）が施行され、次の表のとおり、令和2年度末定員が定められた。

組織別	定員令第1条定員		
	令和元年度末 定員	増△減	令和2年度末 定員
本省内部部局	771	17	788
法務総合研究所	84		84
矯正研修所	79	6	85
刑務所、少年刑務所 及び拘置所	19,657	1	19,658
少年院	2,428	△ 20	2,408
少年鑑別所	1,178	△ 13	1,165
婦人補導院	2		2
法務局及び地方法務局	8,894	4	8,898
矯正管区	269	19	288
地方更生保護委員会	299	12	311
保護観察所	1,544	△ 10	1,534
検察庁	11,860	3	11,863
出入国在留管理庁	5,432	434	5,866
公安審査委員会	4		4
公安調査庁	1,650	10	1,660
計	54,151	463	54,614

2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数

(1) 叙位・叙勲取扱件数

(令和2年)

区 分	生 存 者	死 亡 者
叙 位	-	295
叙 勲	712 (174)	115

(注) () 内は高齢者叙勲取扱件数で外数

(2) 褒章取扱件数

(令和2年)

区 分	件 数
緑 綬 褒 章	-
黄 綬 褒 章	31
藍 綬 褒 章	316 (3)
紺 綬 褒 章	6
計	353 (3)

(注) () 内は遺族追賞取扱件数で外数

(3) 表彰取扱件数

(令和2年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第1号 (危険を顧みず職責を果たした者) 表彰者	-
表彰規程第2条第2号 (能率増進) 表彰者	-
表彰規程第2条第3号 (永年勤続) 定期表彰者	1,373
表彰規程第2条第3号 (永年勤続) 臨時表彰者	94
表彰規程第2条第4号 (模範業績又は善行) 表彰者	6
計	1,473

3 懲戒処分件数

(令和2年)

種 別	本 省		法 務		検 察		矯 正		保 護	
	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任
懲 戒 免 職	-	-	-	-	0	-	3	-	-	-
停 職	-	-	3	-	5	-	5	-	-	-
減 給	-	-	3	-	3	-	19	-	-	-
戒 告	-	-	3	-	5	-	13	-	-	-
計	-	-	9	-	13	-	40	-	-	-

4 職員の兼業

令和2年中における職員の兼業について、国家公務員法第103条関係の承認は23件、同法第104条関係の許可は176件、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律に係る承認は292件、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に係る承認は49件である。

5 人事記録関係

(1) 人事記録の移管件数

(令和2年)

本 省	法 務	検 察	矯 正	保 護	その他	計
292	64	97	117	47	57	674

(2) 履歴事項証明件数

(令和2年)

本 省	法 務	検 察	矯 正	保 護	その他	計
5	-	69	-	-	13	87

1 令和3年度予算編成

令和3年度予算編成に当たっては、「令和3年度予算編成の基本方針」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指すこととした。あわせて、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、新たに令和2年度第3次補正予算を令和3年度当初予算と一体として編成することとされた。

令和3年度予算については、この基本方針に基づき、「政府案」として閣議決定（令和2年12月21日）された。

2 令和3年度法務省予算の概要

令和3年度の法務省の予算は、「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」（令和2年7月21日財務大臣閣議発言）において、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、要求期限を1か月遅らせて9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものにとされたほか、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとされたことを受け、「感染症拡大に対応するための法務行政の体制強化」、「新たな日常」に対応するための法務行政におけるデジタル・ガバメントの推進」、「包摂的な社会の実現に向けた人権擁護活動及び再犯防止対策の充実強化」、「活力ある日本経済の実現のための法的基盤の強化」及び「新たな世界秩序の下での良好な治安確保のための取組の充実強化」の各施策を中心に必要な経費を要求した。

その結果、経費関係について、一般会計では、矯正施設等において、新型コロナウイルス等感染症予防対策及び医療体制の充実強化を図るとともに、旧耐震基準により昭和56年以前に整備された矯正施設の収容棟や病室棟等の建替え等の耐震対策を推進し、感染症や災害への対応を強化するために必要な経費、戸籍事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大のための体制整備並びに各種行政手続のオンライン化及び行政機関間の情報連携のための体制整備に必要な経費、誰ひとり取り残さない包摂的な社会の実現を目指し、感染症に関連する差別やインターネット上の人権侵害等、社会情勢の変化により生じる様々な人権課題に的確に対応しつつ、きめ細やかな人権擁護活動を推進するために必要な経費、所有者を特定することが困難な土地等の解消に向けた各種施策の推進並びに従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の推進に必要な経費、コロナ禍の混乱に乗じて活発化する懸念国の有害活動や国際テロ組織の活動について、関連情報の収集・分析を強化し、

政府の経済安全保障政策やテロ対策に情報面で貢献するための体制の充実強化に必要な経費等が計上され、令和2年度当初予算比で75億8,521万3千円の減額となった。

東日本大震災復興特別会計については、登記事務処理の適正・迅速な実施に必要な経費、震災に起因する民事法律扶助業務等の実施に必要な経費等が計上された。

定員関係については、デジタル庁の新設や新型コロナウイルス感染症対応の体制強化など、重点的に体制を整備する必要があったことから、法務省においては、定員合理化により1,075人が減員となったが、出入国在留管理庁及び公安調査庁を中心に、1,312人の増員が認められた。

これにより、令和3年度当初予算は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、7,895億7,027万2千円（前年度比124億4,451万2千円減）となった。その概要は、次の表のとおりである。

（単位：千円）

区 分	令和2年度 当初予算額 A	令和3年度 当初予算額 B	対 前 年 度 増 △ 減 額	
			B - A	増減率(%)
一 般 会 計	(796,902,725)	(789,317,512)	(△ 7,585,213)	(△ 1.0)
人 件 費	788,718,278	743,140,031	△45,578,247	△ 5.8
物 件 費	525,909,870	524,027,848	△ 1,882,022	△ 0.4
除く施設費	(270,992,855)	(265,289,664)	(△ 5,703,191)	(△ 2.1)
施設費	262,808,408	219,112,183	△43,696,225	△ 16.6
	(249,534,197)	(244,996,683)	(△ 4,537,514)	(△ 1.8)
除く施設費	241,349,750	198,819,202	△42,530,548	△ 17.6
施設費	21,458,658	20,292,981	△ 1,165,677	△ 5.4
東日本大震災復興 特 別 会 計	5,112,059	252,760	△ 4,859,299	△ 95.1
人 件 費	226,684	136,619	△ 90,065	△ 39.7
物 件 費	4,885,375	116,141	△ 4,769,234	△ 97.6
除く施設費	728,489	116,141	△ 612,348	△ 84.1
施設費	4,156,886	0	△ 4,156,886	-
合 計	(802,014,784)	(789,570,272)	(△12,444,512)	(△ 1.6)
人 件 費	793,830,337	743,392,791	△50,437,546	△ 6.4
物 件 費	526,136,554	524,164,467	△ 1,972,087	△ 0.4
除く施設費	(275,878,230)	(265,405,805)	(△10,472,425)	(△ 3.8)
施設費	267,693,783	219,228,324	△48,465,459	△ 18.1
	(250,262,686)	(245,112,824)	(△ 5,149,862)	(△ 2.1)
除く施設費	242,078,239	198,935,343	△43,142,896	△ 17.8
施設費	25,615,544	20,292,981	△ 5,322,563	△ 20.8

（注1） 本表のほか、一般会計の令和2年度予算額には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」に係る経費として、31,852,350千円が措置されている。

（注2） 一般会計の上段（ ）書きは、内閣及びデジタル庁所管（内閣官房及びデジタル庁一括計上）に係る予算（政府情報システム経費）並びに国土交通省所管（観光庁一括計上）に係る予算（国際観光旅客税財源充当事業）を含めたものである。

東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

次に、増員等の組織別内訳は、次の表のとおりである。

(単位：人)

組 織 等	令和2 年度末 定 員	新 規 増 員	定 員 合理化等	その他	純増減	令和3 年度末 定 員
【 一 般 会 計 】						
法 務 本 省	795	14		△ 5	9	804
法 務 総 合 研 究 所	84					84
検 察 庁	11,863	232	△ 235	△ 1	△ 4	11,859
最 高 検 察 庁	111					111
高 等 検 察 庁	640		△ 1		△ 1	639
地 方 検 察 庁	11,112	232	△ 234	△ 1	△ 3	11,109
矯 正 官 署	23,606	462	△ 468	△ 1	△ 7	23,599
矯 正 管 区	288			7	7	295
矯 正 研 修 所	85					85
刑 事 施 設	19,658	404	△ 390	6	20	19,678
少 年 院	2,408	42	△ 53	△ 11	△ 22	2,386
少 年 鑑 別 所	1,165	16	△ 25	△ 3	△ 12	1,153
婦 人 補 導 院	2					2
更 生 保 護 官 署	1,845	33	△ 37	△ 2	△ 6	1,839
地 方 更 生 保 護 委 員 会	311	4			4	315
保 護 観 察 所	1,534	29	△ 37	△ 2	△ 10	1,524
法 務 局	8,860	213	△ 177	△ 11	25	8,885
出 入 国 在 留 管 理 庁	5,866	282	△ 125	△ 3	154	6,020
公 安 審 査 委 員 会	4					4
公 安 調 査 庁	1,660	76	△ 33	△ 6	37	1,697
小 計	54,583	1,312	△1,075	△ 29	208	54,791
【 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 】						
法 務 局	38			△ 17	△ 17	21
小 計	38			△ 17	△ 17	21
合 計	54,621	1,312	△1,075	△ 46	191	54,812

(注) 法務本省には、特別職8人を含む。

3 令和2年度決算の概要

(1) 一般会計

歳入予算額は、96,914,856,000円
 であり、
 収納済歳入額は、92,439,448,252円
 である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、4,475,407,748円
 の減少となっている。

その要因は、
 (目) 返納金が 2,002,294,620円
 (目) 不用物品売払代が 1,626,190,775円

増加したものの、
 (目) 罰金及料料が 5,967,980,213円

減少したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、
 当初予算額 820,570,628,000円
 予算補正追加額 34,262,844,000円
 予算補正修正減少額 11,526,824,000円
 予算移替増加額 8,184,447,000円
 予算移替減少額 0円
 前年度繰越額 44,248,036,987円
 予備費使用額 1,255,307,000円
 計 896,994,438,987円

であり、
 支出済歳出額は、821,411,480,756円
 である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、75,582,958,231円
 の差額を生ずる。

上記金額のうち、翌年度へ繰り越した額は、51,955,969,864円
 であり、不用となった額は、23,626,988,367円
 である。

ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省 42,128,198,342円
 (イ) 法務総合研究所 0円
 (ウ) 検察庁 1,062,162,220円
 (エ) 矯正官署 3,089,960,300円
 (オ) 更生保護官署 14,872,000円

(カ) 法務局	3,055,795,710円
(キ) 出入国在留管理庁	2,210,418,519円
(ク) 公安調査庁	394,562,773円

イ 不用額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省	
退職者数及び退職手当の平均支給額が予定を下回ったことから、退職手当を要することが少なかったこと等により	
	5,354,068,070円
(イ) 法務総合研究所	
研修旅費が予定を下回ったこと等から、職員旅費を要することが少なかったこと等により	
	494,808,463円
(ウ) 検察庁	
職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により	
	1,639,375,857円
(エ) 矯正官署	
超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により	
	5,171,650,785円
(オ) 更生保護官署	
保護司組織活動費及び保護司研修の出席人員が予定を下回ったこと等から、保護司実費弁償金を要することが少なかったこと等により	
	1,770,195,322円
(カ) 法務局	
超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により	
	2,822,325,950円
(キ) 出入国在留管理庁	
事業内容の見直しによる事業計画の変更をしたこと及び契約価格が予定を下回ったことから、情報処理業務庁費を要することが少なかったこと等により	
	6,194,330,295円
(ク) 公安調査庁	
契約価格が予定を下回ったこと等から、団体等調査業務庁費を要することが少なかったこと等により	

	173,970,367円
(ケ) その他の組織	6,263,258円
計	23,626,988,367円
(2) 東日本大震災復興特別会計	
歳入予算額は、	57,000円
であり、	
収納済歳入額は、	332,635円
である。	
この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、	275,635円
の増加であった。	
その要因は、	
(目) 雑入が	214,991円
増加したこと等によるものである。	
歳出予算現額の内訳は、	
当初予算額	0円
予算補正追加額	0円
予算補正修正減少額	0円
予算移替増加額	5,073,080,000円
予算移替減少額	0円
前年度繰越額	941,604,691円
予備費使用額	0円
計	6,014,684,691円
であり、	
支出済歳出額は、	5,243,617,404円
である。	
この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、	771,067,287円
の差額を生ずる。	
上記差額のうち、翌年度へ繰り越した額は、	80,271,220円
であり、不用となった額は、	690,796,067円
である。	
不用額の内訳は、次のとおりである。	
ア 法務本省	
事業内容の見直しによる事業計画の変更をしたこと及び契約価格が予定を下 回ったこと等から、施設整備費を要することが少なかったこと等により	657,610,513円
イ 法務局	
事業内容の見直しによる事業計画の変更をしたこと等から、登記業務庁費を	

要することが少なかったこと等により

33,185,554円

計

690,796,067円

4 適切な予算執行等の確保

(1) 行政事業レビューの実施

行政事業レビューは、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、各府省に設置された官房長を統括責任者とする「行政事業レビュー推進チーム」において、予算要求段階から事業の実態を把握し、外部有識者の知見も活用しながら事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求及び予算執行に反映する取組である。

令和2年度においては、令和2年4月20日に「令和2年度法務省行政事業レビュー行動計画」を策定し、法務省の全事業を76事業に整理した上で、「法務省行政事業レビュー推進チーム」による点検を行い、それらの結果を令和3年度予算概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、約18億9,329万円の削減となっている。

なお、令和2年度においては、令和2年6月30日に「令和2年度法務省行政事業レビューの実施方法の変更について」において決定したとおり、公開プロセスを実施せず、先送りとした。

(2) 調達改善の取組について

調達改善の取組については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）において、各府省庁がPDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととされたことなどを受け、法務省においても、調達改善計画を策定し、同計画に沿った調達を推進している。

令和2年度においては、令和2年3月30日に「令和2年度法務省調達改善計画」を策定し、電力調達・ガス調達の改善及び一者応札の解消について重点的に取り組むこととしているほか、共同調達の実施等を図ることを目標とし、その達成状況等について、同年11月17日に上半期における自己評価を実施した。なお、令和2年度終了後においても、自己評価を行うこととしている。

法務省においては、法の支配等の基本的価値を国際的に浸透させ、国連で採択された「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の達成に貢献することで国際社会における我が国のプレゼンスを高めることを目的として、日本型司法制度の強みを我が国の重要なソフトパワーとして位置付け、法務・司法分野における国内外の施策を総合的・戦略的に推進する「司法外交」を進めている（具体的な施策は以下に記載のとおり）。

〈重要施策の概要〉

1 国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）

コングレスは、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議であり、世界各国から法務大臣、検事総長等ハイレベルの各国政府代表等が参加する。

我が国は、1970年（昭和45年）に欧州以外の国として初めて京都で第4回コングレスを開催しており、令和2年4月に第14回コングレスを再び京都で開催する予定であった。しかしながら、国内における新型コロナウイルスをめぐる状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、その開催を令和3年3月に延期することとなった。

開催準備に向けた2020年（令和2年）における主な取組として、来場参加とオンライン参加を組み合わせた「ハイブリッド方式」により、世界各地からの参加者を得るための準備を進めた。また、安全・安心な開催に向け、国連、外務省等の関係省庁及び開催自治体と協力・連携して、万全の新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだ。特に、国連とは新型コロナウイルス感染症対策について協議を行う特別チームを立ち上げ、世界の感染状況をも十分に考慮した対策協議を重ねた。

2 国際仲裁

法務省では、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）と連携して、国内外の企業等に対する広報・意識啓発、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、仲裁専用施設の整備等の各施策を積極的に実施している。その一環として、令和2年3月、東京・虎ノ門に最先端のICT設備を備えた国際仲裁専用施設（JIDRC東京）が開業された。また、同施設を利用して、同年9月に企業向けウェビナーが、同年10月に同施設のオープニングイベントが、同年11月に弁護士向けウェビナーが、いずれもハイブリッド形式で実施された。さらに、同年9月に駐日シンガポール大使を、同年10月に在京タイ大使館公使、国会議員を同施設に招待し、内覧会を実施した。

〈業務の実施状況〉

1 国際人権関係

企業活動における人権の尊重への注目が高まる中で、国連理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、国連加盟国に国別行動計画の策定が奨励された。我が国では、平成30年から国別行動計画の策定に向けた検討をステークホルダーとともに始め、令和2年10月に、関係府省庁連絡会議において、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定した。法務省は、関係府省として、行動計画の策定に関与した。

2 国際犯罪関係

(1) テロ対策・テロ資金対策

マネー・ローンダリング、テロ資金対策における国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みとして設立された「F A T F (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会)」においては、平成24年に出されたF A T F第4次勧告の履行状況等について、対日審査が実施されており、令和元年10月から11月にかけて審査団によるオンサイト審査が実施された。法務省においては、相互審査報告書の採択に関する対応を財務省を始めとする関係省庁と連携して行っている。

(2) 国連犯罪防止刑事司法委員会 (コミッション)

コミッションは、国連経済社会理事会の下、日本を含む40か国により構成され、毎年会合を開催して犯罪防止・刑事司法分野の政策決定を行っている。

法務省においては、日本政府代表団の一員として、コミッションに出席してその議論に参画するほか、外務省等と協力して、適切な決議の採択に向けて積極的に関与しているが、本年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大幅に会期及び議事内容を縮小して開催され、決議の採択は実施されなかった。

我が国は、オンラインで参加し、京都 kongress に関する我が国の新型コロナウイルス感染拡大を防止するための水際特例措置に関するプレゼンテーションを実施し、各国刑事司法実務家の積極的な関与を呼び掛けた。

3 法制度整備支援の推進に向けた取組

法制度整備支援の更なる推進に向けた基本的かつ総合的な政策の企画や立案、裁判所等の関係機関や省内関係局部署等との連絡調整や総合的な調整業務を行っている。

令和元年8月及び12月には、法務総合研究所、外務省及び独立行政法人国際協力機構 (J I C A) との協議の場において、法制度整備支援の積極的な実施のための具体的な協議を行った。

4 二国間等協力・連携関係

他国政府との協力・連携を強化するため、二国間での協力覚書 (M O C : Memorandum Of Cooperation) の署名・交換やA S E A N等との協力・連携強化

に向けた協議を積極的に行うこととしており、相手国の担当省庁の所掌業務や関心事項等を踏まえ、関係局部課の協力を得つつ、必要な検討を行っている。

令和2年においては、ベトナム司法省との間でMOCを署名・交換した。

5 来省外国政府・国際機関職員等の受入れ

外国政府及び国際機関等の要人が⁸、表敬訪問、意見交換等のため来省しており、令和2年に来省した主な外国要人は、駐日シンガポール大使、駐日スウェーデン大使、駐日フランス大使、駐日EU大使、駐日ポーランド大使、駐日タイ大使、駐日ロシア大使、駐日スロベニア大使、駐日アラブ外交団（駐日パレスチナ大使、駐日ジブチ大使、駐日アルジェリア大使、駐日モロッコ大使、駐日レバノン大使、駐日バーレーン大使、駐日モーリタニア大使、駐日カタール大使、駐日チュニジア大使、駐日クウェート大使、駐日ヨルダン大使、駐日リビア臨時代理大使、駐日イエメン臨時代理大使、駐日アラブ首長国連邦臨時代理大使、駐日オマーン臨時代理大使）、タイ法務省事務次官、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東南アジア・大洋州地域事務所長であった。

6 大臣等の海外出張

令和2年においては、法務副大臣がレバノン訪問を行った。

1 重要施策の概要

再犯防止施策を推進するための基盤となる矯正施設の環境整備を始めとする、国民が安全に安心して暮らせる社会（「世界一安全な国，日本」）を実現することはもとより、これらの治安関係を始めとする全ての法務行政を適正に実現するための土台となる法務省施設について、大規模災害に対する防災・減災能力の強化等を推進するため、以下の項目を重要施策とした。

(1) 矯正施設の環境整備を始めとする治安の物的基盤の強化

ア 矯正施設は、法務省が実施する各種の再犯防止施策の基盤であることから、かねてより施設・設備の老朽化対策に取り組んできたところ、平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」及び令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」（「骨太の方針2020」）において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されたことから、耐震性能を確保することはもとより、バリアフリー化等出所後の再犯防止に資する様々な機能を包括的に盛り込んだ施設整備を推進する必要がある。

また、刑事施設においては、かつて収容人員が定員を上回る過剰収容状態であったことから、これまで過剰収容対策を優先的に実施してきており、一部の施設では、処遇管理棟等の老朽化した建物の整備が十分できていない状態にあるため、令和2年度においては、宮城刑務所ほか13施設の整備を進めている。

イ 犯罪等への的確な対処等を実現するための機能確保

検察庁においては、犯罪の凶悪化、組織化、国際化等に伴う事件の複雑化・困難化、さらには、法改正や新たな取組等への対応等、検察の業務運営に必要な施設の整備を図る必要がある。

また、出入国管理を充実強化するための地方出入国在留管理局施設の整備や、経済取引の重要なインフラである登記業務を支えるための法務局及び地方法務局施設等の整備も必要である。

(2) 防災・減災能力の強化等

法務省所管の施設の総数は令和2年4月1日現在、822施設であるが、その約半数に当たる369施設が現行の耐震基準制定前（昭和56年以前）に建てられたものであり、老朽化が著しい上、防災設備等の機能不備も多数あり、災害等に対する備えが不十分な状況にあることから、耐震性能の確保や老朽化の解消が急務となっている。

なお、上記「骨太の方針2020」においても防災・減災対策、国土強靱化の取組を進めるとともに、災害時に防災拠点等となる公共施設について、耐震化や避難所機能強化を進めることとされたことなどを踏まえ、防災拠点等となり得る矯正施設等を含め、老朽施設の整備を計画的に推進する必要がある。

さらに、法務省が保有する公務員宿舎は、12,779戸であり、そのうち3,165戸が、財務省が定めた建替え整備の基準となる年数を経過し、建替え、耐震改修又は長寿命化改修による早期整備が必要となる宿舎（以下「老朽宿舎」という。）である。

これらの庁舎施設等及び宿舎の整備・改善は、環境改善・事務能率向上の観点からも急務であり、次の基本方針により鋭意整備を進めているところである。

ア 庁舎施設等の整備

新型コロナウイルス感染症防止対策や耐震性能の低い施設の建替え・耐震改修等とともに、インフラ長寿命化基本計画に基づき、平成27年1月に策定した「法務省インフラ長寿命化計画（行動計画）」にのっとり、施設の長寿命化に向け、適切な修繕・予防保全を行い、効率的・効果的な法務省施設の防災・減災対策を推進する。

イ 公務員宿舎の整備

法務省における公務員宿舎の整備については、公務員宿舎施設費（国家公務員宿舎法第4条第1項）で整備するほか、法務省施設費（同法第4条第2項第2号）等により整備することとしている。

2 年間業務の概要

(1) 施設費予算に関する事項

令和2年度一般会計法務省施設費については、老朽化した法務省施設の建替えのほか、防災・減災及び国土強靱化のための3か年の臨時・特別の措置として、489億5,865万8千円が認められた。また、東日本大震災からの復旧・復興対策経費である東日本大震災復興特別会計において、41億5,688万6千円が計上された。

なお、予算措置状況の内訳については、以下のとおりである。

ア 一般会計

(ア) 法務総合庁舎

八王子法務総合庁舎ほか6施設の新営等工事

（計2,745,467千円）

(イ) 検察庁

山口地方検察庁下関支部ほか5施設の新営等工事

（計1,185,958千円）

(ウ) 法務局

岡山地方法務局ほか1施設の新営等工事

（計401,686千円）

(エ) 刑務所

宮城刑務所ほか9施設の新営等工事

（計10,419,161千円）

(オ) 拘置（支）所

大阪拘置所ほか3施設の新営等工事

(計12,296,451千円)

(カ) 各所管繕

法務省施設の改修、修繕工事

(計19,511,528千円)

イ 東日本大震災復興特別会計

法務総合庁舎

水戸法務総合庁舎の新営工事

(計4,156,886千円)

(2) 宿舍の整備に関する事項

法務省における老朽宿舍は、3,165戸に達しており、その整備が急がれているところであるが、財政当局と折衝した結果、令和2年度においては、老朽宿舍建替えによる新規建設が計画された（湖南学院10戸、沖縄刑務所50戸）。

(3) 工事契約等に関する事項

ア 入札・契約の適正化の促進、入札結果の迅速な公表等、透明性と公正性の確保に努めている。

イ 平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、適切な競争参加資格の設定等、発注関係事務の適切な実施に努めている。

ウ 品質確保の促進等を図るため、総合評価落札方式は、施工体制について評価を行う施工体制確認型を行っている。

また、いわゆるダンピング受注を防止するため、低入札価格調査を適切に実施し、一定基準値を下回った場合には、特に重点的な調査を行っている。

エ 刑務所出所者等を雇用する協力雇用主への支援の一環として、一部の工事の競争入札における総合評価落札方式による評価において、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対するポイント加算を行っている。

オ 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、価格以外の要素を評価する調達を行うときは、法令に基づく認定を受けたワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとされたことを受け、入札参加希望者のうち、技術的能力等が一定の水準を満たした者のみに入札参加等を認める段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス推進企業を評価する項目を取り入れている。

(4) 工事の設計及び監督に関する事項

設計に当たっては、機能性の確保はもちろんのこと、地域の活性化や景観形成に貢献するように配慮し、長野刑務所、高松刑務所、松江刑務所、熊野法務総合庁舎増築、石巻拘置支所庁舎改修等の実施設計を行っている。また、工事においては、品質の確保、安全管理、工程管理の指導を行い、工事が円滑に進捗するように調整している。大阪医療刑務所、宮城刑務所、新潟刑務所、広島刑務所、福岡

刑務所，熊本刑務所，大阪拘置所，駿府学園，小倉拘置支所，小田原法務総合庁舎増築，喜連川少年院改修，舞鶴拘置支所改修等の工事を実施しており，そのうち，駿府学園（寮舎・教室棟），広島刑務所（鍛錬場・待機所），喜連川少年院改修，舞鶴拘置支所改修等が完了している。

施設課発注の工事の監督については，当該職員が総括監督員として，監督業務を行っている。

(5) 積算業務に関する事項

大阪医療刑務所新営工事等について，積算関係基準及び施工条件に基づき，適正な工事及び業務の積算業務を実施した。

(6) 設計及び工事の技術に関する事項

ア 新潟刑務所処遇管理棟等新営工事等の工事及び業務に係る技術審査事務を実施した。

イ 施設整備の品質を確保するため，矯正施設の建築設計基準及び設計標準等，技術基準類の制定及び更新を行っている。

(7) 国際協力に関する事項

矯正建築分野でのアジア諸国の技術力向上を目的とした「アジア矯正建築会議（ＡＣＣＦＡ）」について，同会議の理事国としての立場から，ＡＣＣＦＡ参加者を主導しながら，京都 kongress のサイドイベント及び展示への参加に向けた調整及び準備作業を進めた。

(8) 工務検査に関する事項

工事における品質確保のため，法務省所管請負工事成績評定の取りまとめを行った。

3 令和元年度法務省所管国有財産の概況

(1) 国有財産の現在額

法務省所管の国有財産（全て一般会計）の総額は，1兆3,863億5,478万円（令和2年3月31日現在）となっており，そのうち行政財産は，1兆3,768億3,048万円（99.31%），普通財産は95億2,430万円（0.69%）となっている。

なお，これを国全体から見ると，その総額109兆8,712億円の約1.26%，行政財産25兆2,657億円の約5.45%を占めている。

（注）国全体の国有財産の総額は，国有財産法第33条第2項の規定に基づき財務大臣が調製した令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書による。法務省所管の国有財産の総額を組織別及び分類別に見ると別表のとおりである。

(2) 国有財産の増減額

令和元年度中の法務省所管の国有財産の総増加額は814億939万円，総減少額は510億9,391万円で，303億1,548万円の純増となっている。

別表

法務省所管組織別国有財産現在額

(令和2年3月31日現在)

組織別	土地		立木竹	建物		工作物		船舶		地上権等		計	
	数量 (㎡)	価 格 (千円)		数 量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数 量 (艘)	価 格 (千円)	数 量 (㎡)	価 格 (千円)	数 量 (艘)	価 格 (千円)	数 量 (㎡)	価 格 (千円)
<行政財産>													
法務本省	68,777	280,329,788	216,812	10,843,482	-	808,766	-	-	-	-	-	292,059,240	21.2
検察庁	772,114	93,132,499	854,066	61,826,052	-	13,825,103	-	-	-	-	-	169,054,089	12.3
法務局	702,763	79,246,405	851,101	48,182,580	-	7,322,155	-	-	-	-	-	135,089,019	9.8
矯正官署	36,584,644	399,375,512	4,297,205	250,899,344	5	86,052,759	5	35,840	6	738,450,745	53.7		
更生保護官署	10,456	1,477,950	6,468	279,261	-	41,558	-	-	-	-	-	1,801,253	0.1
出入国在留管理庁	187,432	16,340,280	162,718	20,935,933	-	2,821,244	-	-	-	-	-	40,208,889	2.9
公安調査庁	1,595	153,105	907	11,603	-	2,534	-	-	-	-	-	167,243	0.0
行政財産計	38,327,785	870,055,542	6,389,279	392,978,258	5	110,874,122	5	35,840	6	1,376,830,481	100.0		
<普通財産>													
普通財産計	1,576	9,524,303	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,524,303	
法務省総計	38,329,361	879,579,846	6,389,279	392,978,258	5	110,874,122	5	35,840	6	1,386,354,785			

(注) 1 法務本省には、法務総合研究所を含む。

2 検察庁には、法務総合研究所支所を含む。

3 矯正官署には、矯正研修所を含む。

4 該当係数がない場合は「-」で表示している。数量及び金額の表示は、端数及び千円未満を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

(業務の実施状況)

1 職員の福利厚生等関係

法務省職員の安全確保及び健康の保持増進に関する事務, 児童手当に関する事務並びに雇用保険及び社会保険に関する連絡事務を行っている。

2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係

法務省における勤労者財産形成貯蓄等に関する事務を行っている。

3 災害補償関係

令和2年中の認定件数は, 478件(公務災害428件, 通勤災害50件)である。

4 共済組合関係

法務省共済組合(以下「組合」という。)は, 本部及び62支部で構成され, 令和2年末における組合員は31,708人, 被扶養者は26,187人である。

組合の事業の概要は, 次のとおりである。

(1) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気, 負傷, 出産, 死亡, 休業及び災害に関する給付事業であり, 保健給付, 休業給付等の法定給付のほか組合独自の附加給付を行っている。

(2) 長期給付事業

組合員の退職, 障害及び死亡に関する給付事業であり, 老齢給付(老齢厚生年金), 障害給付(障害厚生年金・障害手当金)及び遺族給付(遺族厚生年金)を行っている。

(3) 福祉事業

組合は, 福祉事業として保健, 医療, 貯金, 貸付, 物資及び財形持家融資の各事業を行っている。

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を目的とした, 特定健康診査・特定保健指導, 一般定期健康診断助成, 人間ドック受診助成等の健康支援事業及び宿泊助成等の福利厚生サービスの提供を目的とした余暇支援事業を実施している。

イ 医療事業

組合員の病気やけがの治療及び健康管理を目的として, 本省, 検察庁等全国3か所に直営診療所を設置している。

ウ 貯金事業

団体傷害保険, 団体定期保険, 団体医療保険, 団体年金保険等の事業を行っている。

エ 貸付事業

組合員の臨時の支出, 物資購入, 教育, 結婚, 医療, 葬祭, 災害及び住宅の

購入等に要する費用の貸付けを行っている。

オ 物資事業

物資供給事業として、売店及び食堂等の業者への経営委託事業等を行っている。

カ 財形持家融資事業

財形貯蓄を行っている組合員に対し、持家の取得等に必要な資金を融資する事業を行っている。

司法法制部

法務省組織令第12条、第13条、第20条、第21条

司法法制部には、司法法制課及び審査監督課の2課並びに参事官が置かれており、その所掌事務は、①司法制度に関する企画及び立案、②司法試験制度に関する企画及び立案、③内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令外国語訳の推進、④法制審議会の庶務、⑤国立国会図書館支部法務図書館、⑥法務省の所掌事務に関する統計、⑦日本司法支援センター評価委員会の庶務、⑧日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。）、⑨総合法律支援、⑩法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成、⑪弁護士法第5条の認定、⑫外国法事務弁護士、⑬債権管理回収業の監督、⑭裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務である。

〈重要施策の概要〉

1 法教育

法教育に関しては、司法制度改革審議会意見において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたことなどを受け、その推進に取り組んでいるところ、令和2年度からの新たな学習指導要領の順次実施（「公共」新設を含む高等学校の新学習指導要領については令和4年度から年次進行で実施。）、令和4年4月の成年年齢の引下げなど、近年の社会環境の変化から、法教育の必要性が一層高まっている状況にある。そこで、法教育教材を使用した授業の様子をモデル授業例としてホームページで公開する取組や、法教育授業の具体的な実践方法を教員に習得させることを目的とした「教員向け法教育セミナー」を実施しているほか、成年年齢引下げを見据えた高校生向け法教育リーフレットの作成・配布を行っている。

2 法曹養成

平成13年の司法制度改革により、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度が創設された。司法法制部では、この新たな法曹養成制度の下、より多くの質の高い法曹が輩出され、社会の様々な分野に法的サービスが拡充されるよう、法曹養成制度全体の在り方、法曹人口の在り方及び法曹の活動領域の拡大について、文部科学省を始めとする関係機関と連携しながら、必要な施策を講じている。

なお、令和元年6月に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第44号。以下「連携法等一部改正法」という。）が成立し、法科大学院を設置する大学と当該大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度が創設され、新たな5年一貫教育制度（いわゆる「3+2」）が制度化されるとともに、法科大学院在学中受験資格による司法試験受験が可能とされるなどして、法科大学院教育の充実や、

法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の大幅な軽減が図られることとなった。令和2年4月からは連携法曹基礎課程（法曹コース）の運用が開始され、令和5年司法試験からは法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能となる。ところ、司法法制部では、この新たな法曹養成課程の着実な実施に向け、関係機関と連携しながら、必要な取組を進めているところである。

司法法制課

法務省組織令第13条、第20条 法務省組織規則第6条

1 司法制度等に関する企画及び立案等

司法制度等に関する企画及び立案、法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関する事務をつかさどっている。

(1) 法律案の立案

第201回国会（常会）において成立した法律

- ・ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和2年法律第20号）
判事の員数を30人増加し、判事補の員数を30人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人、それぞれ減少するもの
- ・ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）

法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化に依り的確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図るため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手續についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講ずるもの

(2) 司法制度に関する調査研究について

上記(1)の立案に伴う調査研究のほか、裁判所・裁判官制度、裁判官・検察官の処遇の改善、司法試験制度、法曹養成制度、弁護士制度等について、調査研究を行った。

(3) 法曹人口、法曹養成制度について

ア 法曹人口については、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、当時1,000人程度であった司法試験の合格者数を、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年には司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされていたが、合格者数を3,000人程度とする目標は、平成22年以降も達成しておらず、法曹養成制度検討会議取りまとめ及びこれを是認した閣僚会議決定において、上記目標は現実性を欠くとして事実上撤回されるとともに、閣僚会議の下であるべき法曹人口につき提言すべく検討を進めるとされた。

これを受け、閣僚会議である法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の下、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、法曹人口の在り方の検討を進め、平成27年6月30日、推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」を取りまとめるとともに、推進会議決定を決定した。

推進会議決定では、法曹人口の在り方につき、司法試験合格者数でいえば、現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきであるとされるとともに、法務省において、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分に応えることのできる法曹の輩出規模につき引き続き検証を行うこととされた。法務省では、推進会議決定に基づき、必要なデータ集積を進めているところである。

イ 法曹養成制度については、平成14年の臨時国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）が成立した。これにより、次のとおりとされた。

(ア) 学校教育法上の専門職大学院の一つとして法科大学院を定義した上、法科大学院を新たな法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習と有機的連携の確保を図ること（連携法）。

(イ) 司法試験については、法科大学院を修了した者に受験資格を認め、試験の方法や試験科目等を改めること（司法試験法）。

(ウ) 司法修習生の修習については、その期間を1年6月から1年に短縮すること（裁判所法）。

また、閣僚会議決定において、司法試験につき、受験回数制限を緩和すること及び短答式科目を憲法、民法及び刑法に限定することが決定され、それを踏まえ、司法試験法の一部を改正する法律（平成26年法律第52号）が第186回通常国会において可決・成立した。これにより、平成27年の司法試験から、受験回数制限が、法科大学院課程の修了の日又は予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年以内に3回までから5年以内は毎回受験できるように緩和され、短答式試験の試験科目が憲法、民法及び刑法に限定された。

ウ さらに、令和元年6月には連携法等一部改正法が成立したところ、その概要は以下のとおりである。

(ア) 法科大学院教育の充実のための諸規定の新設（段階的・体系的教育の実施、

法科大学院において涵養すべき学識等の明確化、成績評価等の公表義務付け等)の新設

- (イ) (法科大学院教育との接続・連携が図られた法学部課程である)「法曹コース」設置のための法曹養成連携協定制度の創設
- (ウ) 大学院への飛び入学資格の拡大

これらにより、学部3年(早期卒業制度等を活用)と法科大学院2年(既修者コース)の5年コース(いわゆる「3+2」)が、新たに法曹養成ルートとして制度化されることとなった。

また、司法試験合格までの予測可能性を確保するため、法科大学院について新たに定員管理の仕組みが導入され、法科大学院の入学定員総数は、当面、2,253人(平成31年度4月期に募集を継続した入学定員の総数)を上回らないこととされた。

- エ 前記法科大学院改革を踏まえて、連携法等一部改正法により、司法試験制度についても所要の見直しを行った。概要は以下のとおりである。

- (ア) 司法試験受験資格の見直し(令和4年10月1日から施行(令和5年の司法試験より導入))

司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院修了者及び予備試験合格者に加えて、新たに、①法科大学院の課程に在学する者であって、②所定の単位を取得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加した。

この新たな在学中受験資格については、同資格により最初に司法試験を受けた日の属する年から受験可能期間(5年間)が起算されることになる。

- (イ) 司法修習生の採用要件の見直し(施行期日は同上)

在学中受験資格により司法試験を受けた者については、司法修習生の採用要件として、司法試験の合格に加えて、法科大学院課程を修了することを必要とした。

- (ウ) 予備試験の試験科目の見直し(令和3年12月1日から施行(令和4年の予備試験から導入))。

今般の法科大学院改革により、法科大学院の教育課程において司法試験論文式試験の選択科目に相当する科目の履修が義務付けられることを踏まえて、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入する一方、一般教養科目を廃止することとした。

- オ 法科大学院は、最も多い時期で74校が開設されていたが、令和2年12月時点で、30校が既に廃止され、9校が学生の募集を停止している。

- カ 連携法において、国の責務として、法科大学院における法曹である教員の確保等のために必要な施策を講ずることと定められたことを受け、平成15年の通

常国会において、裁判官及び検察官等が法科大学院における教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項などについて定めた法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律が成立し、法務省においても、検察官教員を法科大学院に派遣してきたところであるが、法科大学院の組織見直しの一環として、平成26年4月、「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について」（法曹養成制度改革推進会議決定）が決定され、平成27年度から検察官教員の派遣の見直しが実施されているところである。この見直し方策については、推進会議決定において、平成28年度以降も継続的に実施することとされた。

なお、令和2年度は、21名の検察官が26校の法科大学院に派遣されている。

キ 司法修習生に対する経済的支援については、平成16年度の裁判所法改正により、それまでの給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が希望者に対して修習資金を貸与する制度（貸与制）が導入され、平成23年11月から司法修習を開始した新第65期司法修習生から適用された。

その後、推進会議決定において、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討することとされたほか、平成28年6月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材の確保の充実・強化…を推進する」ことがうたわれたことを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、平成29年4月、修習給付金制度の創設等を内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）が成立した。この修習給付金制度は、同年11月に司法修習を開始した第71期司法修習生から適用されている。

(4) 弁護士制度改革について

ア 司法制度改革における弁護士法の改正

弁護士制度については、司法制度改革における、平成15年及び平成16年の2度にわたる弁護士法改正により、①弁護士資格の特例の拡充・整理、②弁護士の公務就任の自由化、③弁護士の営利業務の従事に関する許可制の届出制への変更、④弁護士の報酬基準の撤廃、⑤弁護士の懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、⑥弁護士法第72条（非弁護士による弁護士業務の禁止規定）の規制範囲に関する予測可能性の確保等の措置が講じられた。

このうち、①は、従前から存在していた弁護士資格の特例について、次のような拡充及び整理を行ったものであるが、ここで資格の要件とされた法務大臣の認定に関する事務（弁護士資格認定事務）は、司法法制部において担当している。

(ア) 弁護士資格の特例の拡充

- ・ 司法試験合格後5年以上国会議員の職に在った者
- ・ 司法試験合格後7年以上企業法務担当者や公務員として所定の法律関係

事務に従事していた者

- ・ 5年以上いわゆる特任検事（副検事を3年以上経験し、政令で定めた試験に合格して検事になった者）の職に在った者

以上の者に対して、所定の研修を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けることを要件として弁護士資格を付与する。

(イ) 弁護士資格の特例の整理

- ・ 5年以上大学の法律学の教授・助教授の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、司法試験合格、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。
- ・ 司法試験合格後5年以上簡易裁判所判事、内閣法制局参事官等の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。

イ 規制改革

弁護士制度については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定、平成20年3月25日改定、平成21年3月31日再改定）等において、弁護士法第72条の見直し等が課題として提起され、平成22年に報告された「規制改革推進のための3か年計画等のフォローアップ結果について」（平成22年12月10日）において、措置状況の検討を進める予定とした。

その後、平成27年10月27日、規制改革会議の下に設置された投資促進等ワーキング・グループにおいて、グループ企業間の法律事務の委託に関する弁護士法第72条の適用についてヒアリングが行われ、同ワーキング・グループの検討結果等を踏まえ、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）において、弁護士法第72条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するという観点から検討を行い、必要な措置を講ずることとされた。

これを受けて、法務省において必要な検討を行い、その結果を法務省ホームページにおいて公表している。

(5) 法教育

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、自由で公正な社会を支える担い手を育成するために不可欠なものである。

法教育に関しては、平成15年に法曹関係者、教育関係者等の有識者を構成員とする法教育研究会を、平成17年に法教育研究会の後継として法教育推進協議会を発足させ、同協議会において、法教育の普及・推進のため、学校教育における法教育の位置付け、教材の在り方、関係者の連携の在り方等について協議を行っている。

近年は、法教育教材の作成等に力を入れて取り組んでおり、平成30年度までに、小学生向け、中学生向け及び高校生向けの冊子教材並びに小・中学生向けの視聴

覚教材といった、発達段階に応じた各種法教育教材を作成し、全国の各学校等に配布した。

また、学校等に法教育に関する情報を提供することによって法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布するとともに、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施したり、各種イベントでの法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」を用いた広報等を実施するなどしている。

2 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進

(1) 法令の収集・整備

ア 法令整備基本データの作成

慶応3年（1867年）以来現在までに制定された法令（法律、政令、府省令、法規性のある告示等）について、その制定、改廃沿革等の法令整備基本データを作成し、法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

イ 法令に関する照会に対する回答

本省内部部局、検察庁、法務局等のみならず、他府省、地方公共団体又は民間からの法令に関する照会（公布年月日・番号、一部改正法令の有無、それらの内容又は現在における効力の有無等）に対し、法令整備基本データ及び法令全書等により慎重に調査した上、回答を行っている。

ウ 法令整備基本データの活用

法令の改廃沿革等の検索・閲覧の用に供するため、法令整備基本データを法務省共通データベースシステムや総務省のe-Gov法令検索に提供し、その有効利用を図っている。

(2) 法令集の編さん・刊行

ア 「現行日本法規」の編さん

現に効力のある法令を体系的に分類、編集した加除式総合法規集である「現行日本法規」の編さんを行っている。現在の編成は本文50編100巻（129冊）、索引3巻、旧法令改廃経過1巻、主要旧法令5巻、参照条文索引3巻及び法定刑一覧1巻の計113巻（142冊）となっている。

令和2年中に発行した追録は、第12116号から第12465号までの350号で、11万9,456ページである。

また、編さんの過程において、終期の到来等の事由により効力を失っている法令及び現在において實際上その適用される余地がほとんどなく、実効性を喪失していると思われる法令に接したときは、その調査を行って、これを法令集に登載するか否かを決し、更に、その調査結果を法令整備・編さん業務データベースシステムに入力して整備している。

イ 「法務省組織関係法令集」の編さん

法務省の組織に関する現行の法令を収録した上、各法条ごとに、その制定時から現在に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「法務省組織関係法令集」の追録について編さんを行った。

(3) 日本法令の外国語訳の推進

司法制度改革推進本部は、法令外国語訳推進に関する国内外の経済界等の強い要望を受けて、「我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、(中略)法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」として、法令外国語訳の推進を政府の施策として決定した。

この法令外国語訳推進の業務は、従前、内閣官房において進められてきたが、関係省庁連絡会議の決定により、平成21年度からは、法務省がこれを承継し、「法令用語日英標準対訳辞書」(法令の翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書。以下「標準対訳辞書」という。)の充実・改訂及び機能的なホームページの設置・維持の作業を担うとともに、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項について専門的検討を行うための「日本法令外国語訳推進会議」を開催することとされた。

司法法制部は、これらを受けて、令和2年中、上記推進会議を2回開催し、標準対訳辞書について、関係府省における翻訳成果や有識者・利用者の意見等を踏まえた改訂作業を行った。

また、平成21年4月から運用を開始した「日本法令外国語訳データベースシステム」(令和2年12月31日現在、翻訳法令784本を公開)を安定的に運用し、翻訳整備計画に基づく翻訳法令、その他日本法令に関する情報を広く国際的に発信しており、同システムへの国内外からのアクセス件数は、約4,695万件に上った。

さらに、日本法令の外国語訳整備事業に本格着手して10年の節目を迎えるに当たり、今後、我が国の法令外国語訳整備を更に推進するとともに、日本の法制度を広く国際発信することを通じて日本の法制度の国際的な信頼性・透明性を一層高める観点から、必要となる課題や取組について有識者から幅広く意見を求めるため、関係省庁連絡会議の下、平成30年12月、「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」が設置された。同会議は、平成31年1月から3月にかけて全3回開催され、その後に提言「日本法令の国際発信ビジョン2019」が取りまとめられた。

同提言を踏まえ、関係省庁連絡会議の決定に基づき、我が国の法令外国語訳整備プロジェクトの重点的課題や優先順位等についてユーザー本位の観点で検討するとともに、政府の戦略的な方針策定や着実な実施に当たって司令塔としての役割を担う「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」が設置され、令和元年12月に第1回会議が開催された。

(4) 法務に関する資料の整備

社会の国際化の一層の進展に伴い、これに適切に対応する法制度を検討するためには、外国法令に関する資料の整備が法務行政の運営上欠くことのできない重要な業務となっている。令和2年に整備した外国法令に関する資料は、

- ・ 法務資料第467号「イギリスの土地及び遺産管理に関する法令」

である。なお、令和2年は、

- ・ ドイツ民法典第4編（家族法）
- ・ ドイツ家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律

について、法務資料の発行を前提とした翻訳を企画し準備を進めた。

また、現行韓国六法（追録）について、本省内部部局、所管各庁に随時配布・整備した。

そのほか、他の官庁から執務上参考となる資料を受け入れ、本省内部部局に配布するほか、法務図書館に引き継いで職員の利用に供しており、令和2年に受け入れた資料は、「司法研修所論集」である。また、最高裁判所が毎月1日と15日に発行する「裁判所時報」について、最高裁判所の許可を得て印刷し、本省内部部局及び検察庁、法務局に配布した。

(5) 資料の編さん・刊行

令和2年は、次の資料を編さん・刊行し、本省内部部局及び所管各庁等に配布した。

標 題	刊行年月	ページ数	規 格
司法法制部季報（第153号）	2. 2	34	A 4
司法法制部季報（第154号）	2. 6	50	A 4
司法法制部季報（第155号）	2.10	86	A 4
法務年鑑（令和元年）	2.11	522	A 5

ア 「司法法制部季報」は、年3回（2月、6月、10月）発行している機関誌で、司法法制部が所掌する事務のトピックや執務上参考となる情報等を取りまとめたものであり、令和2年は、第153号から第155号を発行した。

イ 「法務年鑑（令和元年）」は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間における法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。

収録内容は、第1部「総説」では、法務省全体としてどのようなところに重点を置いて業務が運営されたのか、組織の変動や所管事務、定員及び予算の規模はどのようなものであったのかを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策や業務実施状況等について、説明の参考となる図表を用いて前年との比較を示すなどしてわかりやすく説明している。また、「付録」として、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に公布（又は発出）された法務省主管の法律、政令、省令及び訓令・通達のほか、主要な行事、主要な人事

等を掲載しており、法務省の1年の動きをこの年鑑から見て取ることができる。

この年鑑は、法務省の業務運営状況を積極的に発信するとともに、法務省の施策について国民の理解を得る目的から、法務省ホームページに掲載しており、いつでも閲覧することができるようになっている。

(6) 判例集等の編さん・刊行

各種判例集等について、次のとおり刊行し、本省内部部局及び検察庁、法務局等に配布した。

資料名	発行巻号数	発行回数
最高裁判所判例集	73巻4～5号, 74巻1～4号, 73巻索引	7
高等裁判所刑事裁判速報集	令和元年版	1

3 法制審議会に関する事項 (252～256ページ参照)

4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項 (97～102ページ参照)

5 法務に関する統計事務

統計調査等業務の業務・システム最適化計画 (2006年 (平成18年) 3月31日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) に基づく各種業務統計の公表に努めた。

また、総務省政策統括官 (統計基準担当) 主管の統計の整備、改善等に関する関係各府省等との会議に出席した。

6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行

令和2年中に刊行した統計資料は、次の表のとおりである。

資料名	収録期間	刊行年月	ページ数	規格	年・月刊の別
平成31年・令和元年 民事・訟務・人権統計年報	31. 1～ 2. 3	2. 9	289	A 4	年刊
平成31年・令和元年 検察統計年報	31. 1～元.12	2. 8	552	A 4	年刊
平成31年・令和元年 矯正統計年報	31. 1～元.12	2. 7	644	A 4	年刊
平成31年・令和元年 保護統計年報	31. 1～元.12	2. 7	255	A 4	年刊

7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務

総合法律支援に関する事務を所掌する司法法制部司法法制課では、主な事務として、①日本司法支援センター (以下「支援センター」という。) の業績評価に関する事務を行う「日本司法支援センター評価委員会」の庶務、②支援センター関連予算の要求、③国選弁護人等の報酬基準の変更等、各種大臣認可事項に関する事務、④支援センターの組織及び業務運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策の企画・立案、⑤これらに関する関係機関等との協議・連絡調整等を行っており、令和2年は、特に、下記の事務を行った。

(1) 日本司法支援センター評価委員会に関する事項 (251～252ページ参照)

(2) 各種大臣認可に関する事項等

令和2年は、以下の法令等の策定・改正作業を行った。

ア 令和2年3月12日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更
日本弁護士連合会委託援助業務の実施期間の更新及び公益財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務の終了に伴い変更するもの

イ 令和2年4月1日改正

- ・ 総合法律支援法施行規則
「独立行政法人の評価に関する指針」の改訂に伴うもの

ウ 令和2年5月1日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更
電話等を用いた方法による法律相談援助を可能とするもの

エ 令和2年5月29日改正

- ・ 総合法律支援法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の公布によるもの

オ 令和2年7月14日公布・施行

- ・ 令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令
令和2年7月豪雨を同号に規定する非常災害として指定するとともに、その対象地区及び実施期間を定めるもの

カ 令和2年12月23日改正

- ・ 総合法律支援法施行令
著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴うもの

(3) 東日本大震災の被災者の法的支援体制整備について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの被災者がこれまでに経験したことがない法的紛争に直面することが予想されたことから、支援センターにおいて、被災者の生活再建が速やかに図られるよう、①関係士業との共催による電話相談、②フリーダイヤルによる相談窓口の設置、③巡回相談等を積極的に活用した被災地における民事法律扶助の実施、④被災地出張所の開設、⑤業務方法書変更による被災者を対象とした民事法律扶助の特例措置等の被災者支援の取組を実施してきたところである。さらに、平成24年4月1日に震災特例法が施行され、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、法律相談を行い、東日本大

震災に起因する紛争について、訴訟代理、書類作成等に係る援助を行う業務）を実施している。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整、必要な予算の確保等の事務を行った。

(4) 令和2年7月豪雨の被災者の法的支援体制整備について

令和2年7月3日から発生した令和2年7月豪雨については、同月14日に前記政令を公布・施行し、支援センターにおいて、令和2年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域の災害発生日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、生活の再建に当たり必要な法律相談援助を令和3年7月2日まで実施するなどしている。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整の事務を行った。

(5) 法テラスにおける新型コロナウイルス感染症対応

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来「対面」で行っていた法律相談援助や関係機関等に対する業務説明等の実施が相当制限された。このような状況においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う社会的・経済的混乱を背景に増加する破産、労働、DV等事案などの法的問題に対応し、感染拡大の防止を図りつつ法的支援を実施するため、令和2年5月、業務方法書を改正して新たに電話・オンラインによる法律相談援助を可能とした上、関係機関等に対する業務説明等についても、オンラインを利用するなどして連携強化に努めたほか、ホームページやテレビ・新聞等を利用して新型コロナウイルス感染症に関する支援情報等の発信等を行った。

審査監督課

法務省組織令第13条、第21条

1 外国法事務弁護士に関する事務等

(1) 外国法事務弁護士となる資格の承認に関する審査事務

外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「承認・指定申請等の手引」に基づき、承認・指定申請手続の円滑化及び承認までの期間の短縮化に努めている。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和2年末までの承認及び登録に関する状況は次の表のとおりである。

なお、登録者総数1,139人のうち、制度が発足してから令和2年末までに登録を取り消した者の総数は697人、令和2年中に登録を取り消した者は16人（原資格国別では、アメリカ合衆国5人、カナダ2人、台湾1人、パラグアイ共和国1人、連合王国7人）であり、同年末の登録者数は442人である。

原 資 格 国	承 認		登 録	
	令和2年	総 数	令和2年	総 数
ア イ ル ラ ン ド	-	1	-	1
ア メ リ カ 合 衆 国	12	624	13	609
(ア ラ ス カ 州)	-	(1)	-	(1)
(ア リ ゾ ナ 州)	-	(1)	-	(1)
(イ リ ノ イ 州)	-	(20)	-	(20)
(オ ハ イ オ 州)	-	(4)	-	(3)
(オ レ ゴ ン 州)	-	(3)	-	(3)
(カリフォルニア州)	-	(145)	(2)	(143)
(コネティカット州)	-	(2)	-	(2)
(コ ロ ラ ド 州)	-	(1)	-	(1)
(コロンビア特別区)	(3)	(51)	(4)	(48)
(ジ ョ ー ジ ア 州)	-	(7)	-	(7)
(テ キ サ ス 州)	-	(7)	-	(7)
(テ ネ シ ー 州)	(1)	(1)	(1)	(1)
(ニュージャージー州)	-	(5)	-	(5)
(ニューヨーク州)	(7)	(305)	(5)	(299)
(ネ バ ダ 州)	-	(1)	-	(1)
(ノースカロライナ州)	-	(2)	-	(2)
(ハ ワ イ 州)	(1)	(29)	(1)	(29)
(バ ー ジ ニ ア 州)	-	(13)	-	(13)
(フ ロ リ ダ 州)	-	(4)	-	(3)
(ペンシルベニア州)	-	(2)	-	(2)
(マサチューセッツ州)	-	(4)	-	(4)
(ミ ネ ソ タ 州)	-	(1)	-	(1)
(ミ ズ ー リ 州)	-	(1)	-	(1)
(メ リ ー ラ ン ド 州)	-	(4)	-	(4)
(ル イ ジ ア ナ 州)	-	(2)	-	(2)
(ワ シ ン ト ン 州)	-	(7)	-	(5)
(カリフォルニア州+ハワイ州) (注)	-	(1)	-	(1)
イ タ リ ア 共 和 国	-	2	-	2
イ ン ド	2	10	2	9
オ ー ス ト ラ リ ア	5	75	4	73
(クインズランド州)	(2)	(8)	(2)	(8)
(西オーストラリア州)	(1)	(9)	(1)	(9)
(ニューサウスウェールズ州)	(2)	(39)	(1)	(37)
(ビクトリア州)	-	(16)	-	(16)
(首都特別地域)	-	(3)	-	(3)

オランダ王国	-	7	-	7
カナダ	-	14	-	14
(オンタリオ州)	-	(7)	-	(7)
(ブリティッシュコロンビア州)	-	(7)	-	(7)
サウジアラビア王国	-	1	-	1
シンガポール共和国	-	7	-	7
スイス連邦	-	2	-	2
スペイン	-	1	-	1
大韓民国	1	5	-	4
台湾	-	5	-	5
中国	2	71	2	70
ドイツ連邦共和国	1	23	-	22
ニュージーランド	-	7	-	7
ネパール連邦民主共和国	-	1	-	1
パラグアイ共和国	-	1	-	1
ブラジル連邦共和国	-	8	-	8
フィリピン共和国	1	6	1	6
フランス共和国	1	12	-	11
ベルギー王国	1	1	-	-
香港	1	10	1	10
連合王国	3	272	3	267
ロシア連邦	-	1	1	1
計	30人	1,167人	27人	1,139人

(注) カリフォルニア州とハワイ州を原資格国として承認した者。

(2) 特定外国法の指定に関する審査事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から特定外国法の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士の登録に指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和2年末までの特定外国法の指定及び付記に関する状況は次の表のとおりである。

指 定 法	指 定		付 記	
	令和2年	総 数	令和2年	総 数
アイルランド	-	1	-	1
アメリカ合衆国各州	5	202	3	196
オーストラリア各州	-	11	-	11
カナダ各州	-	2	-	2
ニュージーランド	-	2	-	2

香			1	30	-	28
連	合	王	1	49	1	45
口	シ	ア	-	1	-	1
		連				
		邦				
		計	7件	298件	4件	286件

(3) 承認・指定を受けた者の2年ごとの報告等に関する事務

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者については、承認を受けた日から2年ごとに、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類並びに業務及び財産の状況に関する申告書等を、特定外国の外国弁護士となる資格を有することによって指定を受けた者は、指定を受けた日から2年ごとに、その指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を、それぞれ法務大臣に提出しなければならない。

令和2年中、承認に係る2年ごとの報告を196件、指定に係る2年ごとの報告を26件受理した。

(4) 相談

上記(1)及び(2)の外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の申請手続等に関する相談を受けるとともに、先例のないコロンビア共和国を資格取得国とする外国弁護士等から相談を受けた。

(5) 外国の法制度等の調査

外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の審査に当たり、当該国における弁護士の資格付与及び懲戒・監督制度のほか、諸外国の弁護士法制その他の法制度等に関する調査を行った。

(6) 国際機関等への対応

各国における外国弁護士の受入れについては、世界貿易機関（WTO）等で協議、検討されている。

WTO交渉のみならず、二国間及び多国間交渉において、特にサービス貿易の分野における対応に当たっては、外国弁護士受入制度（外国法事務弁護士制度）に関する国際的な議論の動向を注視しつつ我が国の立場や意見を述べるとともに、交渉等での各国からの意見・要望に対しても、関係機関との協議・検討の上、対応した。

(7) 外国法事務弁護士制度の見直し

令和元年第200回臨時国会に提出し継続審議となっていた外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案が、第201回通常国会において令和2年5月22日に成立した。同一部改正法は、同月29日に公布され、国際仲裁・国際調停及び職務経験要件に係る改正については令和2年8月29日に施行された。なお、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る改正等については公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行

される。

(8) 弁護士資格認定に関する事務

平成16年4月1日に改正弁護士法が施行され、司法修習を終えていなくても弁護士となる資格の特例の対象が広げられ、①司法修習生となる資格を得た後に、簡易裁判所判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、弁護士法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者、②司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列挙された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者、③検察庁法第18条第3項に規定する試験を経て任命された検事（いわゆる特任検事）の職に在った期間が通算して5年以上となる者等については、法務省令で定める法人が実施する研修であって、法務大臣の指定するものの課程を修了して同大臣の認定を受ければ、弁護士となる資格を有することとなった。

弁護士となる資格の認定等に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「認定申請の手引」に基づき、認定申請手続の円滑化に努めている。また、法務大臣が指定する研修の受講を求められた方に対し、受講準備に資する情報の提供等を目的として事前説明会を実施するなどの対応を行った。

令和2年度研修に係る申請者は7人で、そのうち5人について認定した（2人は申請を取り下げた）。

認定者の内訳は、以下のとおり。

公務員経験者	2人
企業法務経験者	2人
特任検事経験者	1人

2 債権管理回収業の監督に関する事務

金融機関の有する貸付債権等（特定金銭債権）の処理という喫緊の政策課題を実現するため、弁護士法の特例として法務大臣の許可した債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行いその業務の適正な運営の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とした債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「法」という。）が平成10年10月16日に公布され、同法施行令（平成11年政令第14号）及び同法施行規則（平成11年法務省令第4号）とともに平成11年2月1日に施行された。

また、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等に鑑み、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、併せて債権回収会社の業務に関する規制を緩和することを内容とした同法の一部を改正する法律（平成13年法律第56号）が成立し、平成13年6月20日に公布され、同法施行令の一部を改正する政令（平

成13年政令第255号)及び同法施行規則の一部を改正する省令(平成13年法務省令第64号)とともに同年9月1日に施行された。

(1) 債権管理回収業の許可に関する事務

債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければならない。

債権管理回収業の許可申請があったときは、法に定められた一定の許可基準を満たしていない場合を除いて、許可をしなければならないとされている。

許可をしようとするときは、役員等が許可基準を満たしているかどうかなどについて、警察庁長官の意見を聴くものとされており、弁護士である取締役についても、原則として、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされている。

令和2年12月末時点の営業会社数は76社であり、過去5年間の営業許可に関する状況は、次の表のとおりである。

年次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		許可	不許可	
平成28年	－	－	－	－
29年	－	－	－	－
30年	1	1	－	－
令和元年	－	－	－	－
2年	1	1	－	－

(2) 債権管理回収業の認可に関する事務

債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割は、いずれも法務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割の認可申請があったときは、営業の許可の基準を満たしていない場合を除いて、認可しなければならないとされている。

過去5年間の認可申請に関する状況は、次のとおりである。

なお、これまでの間、債権管理回収業の譲渡及び譲受けの認可申請はない。

債権回収会社の合併及び分割

年次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		認可	不認可	
平成28年	－	－	－	－
29年	1	1	－	－
30年	－	－	－	－
令和元年	－	－	－	－
2年	－	－	－	－

(3) 兼業の承認に関する事務

債権回収会社は、債権管理回収業及び特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって債権管理回収業に該当しないもの並びにこれらに付随する業務であって政令で定めるもの以外の業務を営むことができないが、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められる業務（以下「兼業」という。）について、法務大臣の承認を受けたときは、当該業務を営むことができるとされている。

令和2年12月末時点で営業中の会社（76社）のうち、兼業承認を受けている会社数は72社であり、過去5年間の兼業承認に関する状況は、次の表のとおりである。

年次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		承認	不承認	
平成28年	24	26	－	－
29年	22	21	－	－
30年	21	15	－	2
令和元年	18	21	－	－
2年	9	11	－	－

(4) 立入検査

立入検査は、債権回収会社の営業所等における実地の検査を通じて、その債権管理回収業務の実態を把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導・監督を行うことによって、その業務の適正な運営を確保することを目的とするものである。

立入検査には、全ての債権回収会社を対象として計画的に実施する定期検査と、特定の債権回収会社が違法又は不当な業務を行っているなどの疑いがあると認められた場合や業務改善命令を発した後に当該業務の改善状況を確認する場合などに必要に応じて実施する特別検査がある。

過去5年間の定期検査及び特別検査に関する状況（件数）は、次の表のとおりである。

年次	定期検査	特別検査
平成28年	35	4
29年	30	10
30年	34	2
令和元年	30	1
2年	11	－

(5) 行政処分

立入検査の結果等により、債権回収会社の業務に関して一定の違法又は不当な事項等が判明した場合には、当該債権回収会社に対し、業務改善命令、業務停止

命令（全部又は一部）、許可の取消しをすることができる」とされている。

過去5年間の業務改善命令、業務停止命令及び許可の取消しに関する状況は、次の表のとおりである。

年次	業務改善命令	業務停止命令	許可の取消し
平成28年	2	－	－
29年	－	－	－
30年	－	－	－
令和元年	－	－	－
2年	－	－	－

(6) 相談・苦情等

債権回収会社や債権管理回収業の営業の許可を受けようとする者等から、許可申請手続、取扱債権の範囲及び兼業承認申請手続等に関する問合せや相談を多数受けている。また、債権回収会社による債務の弁済請求を受けた債務者等から、債権回収会社の業務に関する苦情も受け付けており、債権回収会社の業務が適正に行われていない疑いがある場合には立入検査等を実施することとしている。

3 認証ADR制度に関する事務

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）は、裁判外紛争解決手続（ADR）（注）を国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢とし、その拡充・活性化を図るため、司法制度改革の一環として、平成16年に成立し、平成19年4月1日から施行された。

ADR法の施行に伴い開始された認証紛争解決手続の制度（以下「認証ADR制度」という。）は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続及びその他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象として、その業務の適正性を法務大臣が認証するもので、司法法制部審査監督課において担当している。

（注）ADR：Alternative Dispute Resolution

(1) 認証の審査に関する事務

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる（ADR法第5条）。

認証の申請がされたときは、申請に係る民間紛争解決手続の業務がADR法に定められた一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するかどうかについて審査を行っている。

過去5年間の民間紛争解決手続の業務の認証に関する状況は、次の表のとおりであり、令和2年においては、新たに1事業者を認証し、ADR法が施行されてから令和2年12月末までの認証紛争解決事業者数の累計は168事業者に達し、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となった。

年次	申請件数	処分の内容	
		認証	不認証
平成28年	6	8	－
29年	3	4	－
30年	6	6	－
令和元年	5	7	－
2年	4	1	－
累計	173	168	－

(2) 変更の認証の審査に関する事務

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないとされている。令和2年においては、1件の変更の認証処分を行った。

(3) 監督に関する事務

認証後の事業者の実態を法務大臣が的確に把握し、業務の適正な運営を確保することを目的として、認証紛争解決事業者には、事業年度ごとに、認証紛争解決手続の業務実態等を記載した事業報告書を提出すること及び認証を受けた内容に変更（役員等の変更等）が生じたときに、随時その変更内容を届け出ることが法律上義務付けられている。

また、認証紛争解決手続の業務の適正な運営の確保に必要な限度において、認証紛争解決事業者に対し報告を求め、又は認証紛争解決事業者の事務所の立入検査等を行うことができるとされている。

過去5年間の監督に関する事務の状況は、次の表のとおりである。

年次	事業報告書	変更届出書	立入検査
平成28年	140	199	1
29年	147	209	－
30年	149	172	－
令和元年	155	263	－
2年	158	224	－

(4) 広報

認証ADR制度を国民に広く周知するため、各種広報活動を行った。

ア インターネット広告の実施

トラブルに悩んでいる方が大手検索サイトで解決方法等を検索した際、検索結果画面に本制度の紹介文とリンク先が掲載されるリスティング広告等を実施した（掲載期間：Yahoo!JAPAN及びGoogleにおいて令和2年1月1日から約2か月間）。

イ パンフレットの作成

本制度についての説明などを記載したパンフレットを作成し、都道府県庁、市区町村役場、都道府県警察本部（各警察署を含む。）、地方裁判所、法務局、公証人役場、法テラス及び消費生活センター等の相談機関等に配布した。

ウ 認証紛争解決事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料の作成

平成26年3月の「ADR法に関する検討会報告書」の提言を受けて、各認証紛争解決事業者の協力を得ながら、その専門性・特殊性や認証紛争解決事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料「かいけつサポート事業者ガイドブック～認証紛争解決事業者の詳細を一覧に～（令和2年度版）」を作成し、都道府県警察本部や法テラス、消費生活センター等の相談機関等に配布した。

(5) オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に関する検討

「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」において、「オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続（ADR）に関する紛争解決手続における和解合意への執行力の付与や認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの可否を含めた検討～（中略）～を2020年度中に進める」とされたことを受けて、同年10月に、「ODR推進検討会」を設置した。同検討会では、①ODRの推進に向けたADR法関連の規律（法、法務省令、ガイドライン等）の見直し、②民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与、③ODRにおける認証紛争解決事業者の守秘義務の在り方の3つの点について検討を行っている。

参事官

法務省組織令第12条

裁判所職員定員法の一部を改正する法律、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律その他司法制度等に関する重要な事項についての企画及び立案を行った。

また、法曹養成制度、司法試験制度、裁判所・裁判官制度、検察官制度、裁判官・検察官の給与制度、弁護士制度、外国弁護士受入制度、サービサー制度等に関する重要な事項について調査研究を行った。

この他、司法法制部における重要な施策及び経常事務の遂行に専門の見地から参画したほか、当部所管の法令の解釈等について官公署等からの照会に対し意見を述べた。

法務図書館

（国立国会図書館支部法務図書館）

組織上は、大臣官房司法法制部司法法制課の所掌事務の一部を成しているが、便宜上、これを「法務図書館」としてここに一括して記述する。

法務省組織令第20条第5号 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第3条、第20条 国立国会図書館

法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）

1 沿 革

法務省における図書の収集・管理業務は、その淵源を尋ねると、明治5年7月の司法省明法寮司籍課の設置に遡る。その後、約半世紀を経て、大正15年4月、時の司法大臣江木翼は、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養成するため、司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進め、昭和3年9月に至り、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置、鉄筋コンクリート造り3階建ての庁舎を新築し、明治4年司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、ここに本格的な図書館としての態勢が整えられた。これが当館の創始に当たる。

昭和23年2月、司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は、同庁資料統計局資料課の所管に属することになったが、同年8月、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館の支部図書館となり、これを機会に「法務図書館」と名称が改められた。

その後の機構改革により、昭和24年6月以降法務府法制意見第四局資料課、昭和27年8月以降法務大臣官房調査課、昭和33年5月以降法務大臣官房司法法制調査部調査統計課、平成13年1月以降法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。なお、図書館施設は、平成6年8月、法務省赤れんが棟の復原改修に伴い、同棟2階及び1階に移転した。

2 図書資料の収集

(1) 図書資料数

令和2年12月末現在における収蔵図書資料数は322,088冊で、同年中における受入数は、1,225冊である。収蔵図書資料数の内訳は、次の表のとおりである。

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係	115,530冊	55.2%	100,321冊	89.0%	215,851冊	67.0%
法律関係以外	93,874	44.8	12,363	11.0	106,237	33.0
計	209,404	100.0	112,684	100.0	322,088	100.0

(2) 図書資料受入数

区 分		和漢図書資料				欧文図書資料				合計	
		購入	受贈	製本	計	購入	受贈	国際交換	製本		計
図 書	平成30年	737	320	510	1,567	82	10	-	92	184	1,751
	令和元年	481	217	456	1,154	49	176	-	82	307	1,461
	2年	396	212	474	1,082	49	11	-	83	143	1,225
雑 誌 (定期 刊行物)	平成30年	61	250	-	311	32	8	8	-	48	359
	令和元年	60	234	-	294	32	5	8	-	45	339
	2年	61	211	-	272	31	5	5	-	41	313

- (注) 1 図書については冊数、雑誌については種類によった。
2 雑誌を製本したものは、図書扱いとし、図書の製本欄に含めた。

(3) 図書資料分類別受入数

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合
法律関係	857冊	79.2%	141冊	98.6%	998冊	81.5%
法律関係以外	225	20.8	2	1.4	227	18.5
計	1,082	100.0	143	100.0	1,225	100.0

3 管理業務

(1) 入館者

年 次	総 数		法務省職員		そ の 他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成30年	14,359人	100.0%	13,604人	94.7%	755人	5.3%
令和元年	12,409	100.0	11,758	94.8	651	5.2
2年	12,245	100.0	11,572	94.5	673	5.5

(2) 貸 出

区 分	総 数		和漢図書		和漢雑誌		欧文図書		欧文雑誌	
	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数
令和2年総数	3,958	11,436	3,043	8,866	853	2,391	58	168	4	11
1か月平均	330	953	254	739	71	199	5	14	0	1
1日平均	16.4	47.5	12.6	36.8	3.5	9.9	0.2	0.7	0.0	0.0

(注) 1日平均数は、総数を241(開館日数)で除したものである。

4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング

法務図書館では、図書館及び展示業務に精通した司書、学芸員等の外部の専門能力を活用し、利用者に対するより迅速かつ高度なサービスの提供を目的として、平成21年4月から、図書館業務及び法務史料展示室業務の一部を民間事業者へ委託している。職員の関与する業務は、予算管理、選書、展示企画などの管理部門に限り、図書館窓口、調査検索(レファレンス)、展示案内等、施設利用者に直接関与する部分の多くを委託事業者が担当している。

5 図書情報検索システム

法務図書館では、図書及び法律文献が検索できる「図書情報検索システム」を運用している。同システムは、法務省NWを介して、法務省職員等の卓上パソコンから利用可能なほか、保有するデータの中から一般公開に適するものを抽出してインターネットに公開している。

なお、同システムが保有する図書情報は、令和2年12月末現在、約20万件がデータベース化されている。

6 調査検索業務

前記システムの法律文献情報提供機能は、法務図書館において収集した雑誌及び

記念論文集に掲載された法律関係記事を法律の分野ごとに分類・抽出し、事項分類、キーワード、論題名、執筆者名、雑誌名等からの検索が可能なシステムで、図書資料検索とともに利用者に対する利便性の向上を図っている。

法律文献情報は、令和2年12月末現在、約34万件がデータベース化されている。

7 国立国会図書館中央館との連絡業務

(1) 中央館・支部図書館協議会

ア 令和元年度第2回協議会

令和2年3月10日、書面により開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 令和2年度中央館・支部図書館協議会幹事等の選出について

(イ) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

(ウ) 国会図書館支部庁費等関係報告

(エ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」に基づく令和元年度中央館年度計画の総括及び令和2年度中央館年度計画について

(オ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」の後継計画の検討について

(カ) 中央館による支部図書館を通じた視覚障害者等へのサービスについて

(キ) 各種会議の見直し・改善の取組に関するアンケート調査の結果及び今後の対応方針について

(ク) 令和元年度行政・司法各部門支部図書館職員研修の終了及び令和2年度同研修の方針について

イ 令和2年度第1回協議会

令和2年7月22日、書面により開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

(イ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」に基づく支部図書館における令和元年度計画」の総括及び令和2年度計画について

(ウ) 国会図書館支部庁費令和3年度予算概算要求について

(エ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」に基づく令和2年度中央館年度計画」に関する取組について

(オ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」の後継計画の検討について

(カ) 中央館による支部図書館を通じた視覚障害者等へのサービスについて

(キ) 令和2年度行政・司法各部門支部図書館職員研修について

(2) 相互貸借

年次	貸出冊数	全貸出冊数中の比率(%)	借受冊数
平成30年	197	1.4	217
令和元年	237	2.1	104
2年	230	2.0	173

(3) 納本（国立国会図書館法第24条）

年次	種類	冊数
平成30年	67	560
令和元年	87	664
2年	68	665

8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営

(1) 常設展示

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、常設展示として「日本の近代化」をテーマに、「司法の近代化」、「建築の近代化」を小テーマとして、主に次のような展示を行っている。

ア 法務史料の展示

法務図書館が所蔵する貴重書を中心として「司法の近代化」を示す明治初期の法典史料（『司法職務定制』、『新律綱領』、『司法省日誌』等）、お雇い外国人に関する史料（『ボアソナード氏の日本帝国刑法草案』等）、明治初期の事件関係史料（板垣退助暗殺未遂事件の一件書類等）等の展示を行っている。

イ 建築史料の展示

「建築の近代化」をテーマに、模型・展示パネル等を利用して、赤れんが棟とその設計者であるドイツの建築家エンデとベックマンの紹介を行い、併せて赤れんが棟に使われている建築技術の展示を行っている。

ウ 法務行政の紹介

法務行政に対する国民の理解を促進するため、展示パネルによる業務の紹介等を行っている。

(2) 特別展示

令和2年10月から、「法曹三者の歴史」をテーマに、明治中期から明治後期にかけての法曹制度にスポットを当て、法曹制度の整備状況や、現行の制度との違い、当時の著名な法曹人について紹介する展示を行った。

(3) メッセージギャラリー

平成30年7月から、同年が明治元年から起算して満150年という節目の年であり、明治以降の歩みを次世代に遺すことなどを目的として政府全体で推進されている「明治150年関連施策」の一環として、司法制度の基盤形成に大きく貢献し

年」特集展示を実施している。

(4) 見学者数

令和2年の見学者数は、3,632人であった（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月28日から6月4日までの間は臨時閉室した。）。

(5) その他

法務史料展示室は、法務省ホームページにおいて展示内容に関する情報を提供している。

なお、平成16年4月から「法務史料展示室だより」を作成しており、令和2年においては、第51号・第52号を発刊した。

Ⅱ 民 事 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第4条、第12条、
第22条～第27条、法務省組織規則第7条、第7条の2

〈重要施策の概要〉

1 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、平成30年7月に公布された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）に基づき、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けることとされた。

遺言書保管法においては、遺言書の保管に関する事務は法務大臣の指定する法務局・地方法務局が「遺言書保管所」としてつかさどること、また、遺言書保管所における事務は法務局又は地方法務局の長が指定する「遺言書保管官」が取り扱うこととされ、法務局に保管されている遺言書については家庭裁判所の検認手続を要しないこととされている。

令和2年7月10日の遺言書保管法の施行に向けた政省令の整備、情報システムの構築、具体的な事務処理体制の構築等の準備作業を踏まえ、同日から全国312か所の遺言書保管所において本制度の運用が開始された。

2 地図整備の推進

登記所備付地図の整備については、平成15年6月、内閣の都市再生本部から打ち出された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、平成16年度から必要性及び緊急性の高い都市部の地図混乱地域について登記所備付地図の作成作業を重点的かつ集中的に行ってきたが、平成27年度からは、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、従来の「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を見直し、①「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定し、全国における地図作成作業を拡充するとともに、②新たに大都市の枢要部や地方の拠点都市を対象とする「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び③東日本大震災の被災県を対象とする「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定し、作業面積を拡大して実施している。

なお、震災復興型登記所備付地図作成作業について、被災した自治体では、同作業を実施すべき地区がなお存在するため、平成29年度までとされていた当該計画を更に3か年延長して、平成30年度から令和2年度まで当該作業を引き続き実施している。

また、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する筆界特定制度の運用が平成18年1月20日から開始され、順調に利用されている。同制度により、土地の筆界に関する紛争の早期解決が図られ、地図整備に寄与している。

3 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、各種閣議決定（「日本再興戦略2014」（平成26年6月閣議決定）等）において、マイナンバー制度を活用して戸籍謄本等の添付省略を実現することが求められていた。そこで、平成26年10月に「戸籍制度に関する研究会」、平成27年6月に「戸籍システム検討ワーキンググループ」を民事局内に設置し、戸籍事務へのマイナンバー制度導入について検討を進めた。さらにその検討を踏まえ、平成29年9月に戸籍法制の見直しについて法制審議会に諮問され、同審議会での審議を経て平成31年2月に戸籍法の改正に関する要綱が答申された。この答申に基づき立案した戸籍法の一部を改正する法律案は、令和元年5月に成立し公布された。マイナンバー制度に基づく情報連携に関する規定は、公布の日から5年以内に施行することとされているため、情報システムの構築等について準備を進めている。

4 無戸籍者の解消に向けた取組

離婚から300日以内に元夫以外の男性の子を出産した場合には、民法第772条の規定により、生まれた子の父は元夫であると推定され（嫡出推定）、その子は元夫の戸籍に記載されることとなる。しかし、元夫にその子の存在を知られたくないなどの理由から、子の母が出生届を提出しないため、子が無戸籍となっている場合がある。近年、無戸籍のまま成人となった者が社会生活上、多大な不利益を被っているとして、社会問題化しており、全国の法務局において、無戸籍者の解消に向けた取組を行っているところである。

また、民法の嫡出推定制度が無戸籍者を生ずる一因であると指摘されていることから、令和元年6月に嫡出推定制度の見直し等について法制審議会に諮問され、法制審議会民法（親子法制）部会において、調査審議がされている。

5 読み仮名の法制化の検討

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において、「2024年からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、公証された氏名の読み仮名（カナ氏名）に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名（カナ氏名）の法制化を図る。」とされた。

これを受け、令和3年1月以降、一般社団法人金融財政事情研究会が主催する「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会」における検討に参画予定としており、同研究会は令和3年夏頃を目途に一定の結論を得る予定であり、法制化（戸籍法等の改正）が必要との結論が得られた場合には、同年秋に法制審議会に対して諮問することを予定している。

6 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）を受けて設置された法人設立オンライン・ワンストップ化検討会において、「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が取りまとめられた。同取りまとめを受け、「未来投資戦

略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、世界最高水準の起業環境を実現するための取組として、令和元年度中にオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理を実現する等が盛り込まれたところ、令和2年3月17日から運用を開始している。

また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)においても、世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととされたところ、商業登記については、令和3年2月15日から印鑑提出の任意化、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、オンラインによる定款認証及び設立登記の同時申請を対象にした24時間以内処理等の運用が開始されている。

7 電子署名の利用拡大

近時利用が広がっている立会人型の電子署名について、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を受けて、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」を総務省、法務省及び経済産業省のホームページで公表し、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条・第3条の電子署名に該当する要件について、その考え方を明らかにするとともに、周知を行った。

8 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方法務局において民間競争入札が実施されており、令和2年12月31日現在、全国416庁のうち410庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

9 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部改正

近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」(令和元年法律第29号)が令和2年8月1日に施行された。

同法においては、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定が創設されたほか、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続の適正・合理化策が盛り込まれた。

また、上記改正法の施行に併せ、所要の省令改正等を行い、必要な手続的事項の整備等を行った。

10 テレワーク推進に係る押印の見直し

テレワークの推進については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や働き方改革の実現の観点からその重要性が近時高まっているものと思われるが、民間におけ

る押印慣行がその障害となっているとの指摘がある。そこで、その見直しに向けた自律的な取組が進むよう、関係府省と連絡の上、令和2年6月19日、押印についての法的な考え方を等を整理した「押印についてのQ&A」を作成し、これを公表した。

このQ&Aでは、押印に関する民事訴訟法の規定の趣旨について、押印による法的効果が限定的なものであることを解説した上で、文書の成立の真正を立証する手段を確保するために、そのほかにどのような手段が考えられるか等について整理がされている。

11 新型コロナウイルス感染症の影響下における株主総会実務の支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社の定時株主総会の開催に支障を生じる懸念があったことから、法務省のウェブサイトにて「定時株主総会の開催について」と題するページを設け、株主総会の延期等に関する考え方を示すとともに、経済産業省等の関係省庁とも連携し、「株主総会運営に係るQ&A」を公表するなどの対応をした。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社の決算・監査業務に遅延が生ずるとの指摘がされたことから、令和2年5月、時限措置として、会社法施行規則及び会社計算規則を改正し、いわゆる株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度（株主総会資料の一部をウェブサイトに掲載することにより、株主に対して書面で交付することを要しないこととする制度）の対象となる資料の範囲を拡大する措置を講じた。

〈会 同〉

中央会同

月 日	件 名	協議事項
1.15・16	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
9.30	法務局総務・民事行政部長会同	局務運営等について
11.6	法務局・地方務局供託課長事務打合せ会	供託事務及び遺言書保管事務における問題点について
12.2	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
12.7	法務局登記情報システム管理官事務打合せ会	登記情報システム等の運用上の諸課題について

〈法令立案関係〉

法 令 案 名	主管官庁	担当課・室
(政 令)		
1 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令 (R2.3.25政令57)	法務省	民事第二課
2 権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令の一部を改正する政令 (R2.9.4政令269)	法務省	民事第二課
3 会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (R2.11.20政令325)	法務省	参事官室
4 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令 (R2.11.20政令326)	法務省	商事課
(省 令)		
1 不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令 (R2.3.30法務省令22)	法務省	民事第二課
2 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令 (R2.3.31法務省令24)	法務省	総務課
3 登記事務委任規則の一部を改正する省令 (R2.3.31法務省令25)	法務省	総務課
4 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令 (R2.5.1法務省令36)	法務省	総務課
5 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令 (R2.5.15法務省令37)	法務省	参事官室
6 登記事務委任規則の一部を改正する省令 (R2.11.9法務省令50)	法務省	総務課
7 会社法施行規則の一部を改正する省令 (R2.11.27法務省令52)	法務省	参事官室
8 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令 (R2.12.16法務省令55)	法務省	総務課

9 電子公告規則の一部を改正する省令
(R2.12.21法務省令57)

法務省

商事課

〈大臣表彰〉

1 優良戸籍従事職員の表彰

例年全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会において、席上、法務大臣から、優良戸籍従事職員に対し、表彰状が授与されていたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により当該総会が書面開催となったため、多年戸籍事務に従事し、誠実に職務に精励した市区町村職員84名、及び戸籍行政の運営に多大な貢献のあった市区町村長12名に対し、表彰状を送付する対応が採られた。

2 司法書士の表彰

令和2年6月25日、東京都内において、第84回日本司法書士会連合会定時総会が開催され、司法書士29名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

3 土地家屋調査士の表彰

令和2年6月16日、東京都内において、第77回日本土地家屋調査士会連合会定時総会が開催され、土地家屋調査士30名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

総務課

法務省組織令第22条、第23条 法務省組織規則第7条

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

令和2年12月31日現在、全国416庁のうち410庁で民間事業者により登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が実施されている。

民事第一課

法務省組織令第22条、第24条

1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理

令和2年9月28日をもって、1,896市区町村の全てにおいて戸籍事務のコンピュータ化が完了した。

2 後見登記に関する事項

過去3か年における成年後見に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

成年後見に関する登記事件数

	平成30年	令和元年	令和2年
総事件数	157,943件	161,372件	161,626件

3 国籍事務に関する事項

- (1) 最近3か年に、我が国への帰化を許可された者の数は、別表(1)のとおりである。
令和2年に帰化を許可された者を従前の国籍別でみると、韓国・朝鮮が約45%、

中国が約32%，その他が約23%となっている。

(2) 国籍取得届出事務

最近3か年に、届出により日本国籍を取得した者の数は、別表(2)のとおりである。

(3) 国籍離脱事務

最近3か年に、外国の国籍を有する日本国民で日本の国籍を離脱した者の数は、別表(3)のとおりである。

(4) 国籍喪失事務

最近3か年に、自己の志望により外国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失したとして、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、その旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数は、別表(4)のとおりである。

(5) 国籍選択事務

昭和60年1月1日施行の改正国籍法において新設された日本と外国との国籍を併有する重国籍者の国籍の選択について、ホームページ等によりその周知を図っている。

別表(1)

帰化許可者数

	平成30年	令和元年	令和2年
総数	9,074人	8,453人	9,079人
韓国・朝鮮	4,357人	4,360人	4,113人
中国	3,025人	2,374人	2,881人
その他	1,692人	1,719人	2,085人

別表(2)

国籍取得者数

平成30年	令和元年	令和2年
958人	884人	772人

別表(3)

国籍離脱者数

平成30年	令和元年	令和2年
962人	945人	705人

別表(4)

国籍喪失者数

平成30年	令和元年	令和2年
1,300人	1,286人	891人

民事第二課

法務省組織令第22条, 第25条 法務省組織規則第7条の2

1 不動産登記に関する事項

(1) 不動産の表示及び権利に関する登記事件数

過去3年間における不動産の表示に関する登記事件の推移は、別表(1)のとおりである。また、過去3年間における不動産の権利に関する登記事件の推移は、別表(2)のとおりである。

別表(1)

不動産の表示に関する登記事件数

	平成30年	令和元年	令和2年
総事件数	4,579,975件	4,045,520件	3,041,033件

別表(2)

不動産の権利に関する登記事件数

	平成30年	令和元年	令和2年
総事件数	8,004,543件	8,036,297件	7,574,692件

(2) 筆界特定制度の運用

過去3か年における筆界特定の申請件数の推移は、次の表のとおりである。

筆界特定の申請件数

	平成30年	令和元年	令和2年
申請件数	2,361件	2,267件	2,455件

2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 司法書士試験

令和2年度司法書士試験は、令和2年9月27日に全国の各法務局及び横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇地方法務局の所在地15か所において筆記試験を実施した。

(2) 土地家屋調査士試験

令和2年度土地家屋調査士試験は、令和2年10月18日に全国の各法務局及び那覇地方法務局の所在地9か所において筆記試験を実施した。

(3) 司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等の付与

司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等は、日本司法書士会連合会が実施する研修を修了した者に対して法務大臣が考査を実施し、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和2年にこの法務大臣の認定を受けた者は、494名（同年12月1日認定）であり、これまでに認定を

受けた者の総数は、21,375名となっている。

(4) 土地家屋調査士に対する民間紛争解決手続の代理権等の付与

土地家屋調査士に対する土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の代理権等は、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修において考査が実施され、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和2年にこの法務大臣の認定を受けた者は、108名（同年3月16日認定）となった。

(5) 司法書士（法人）及び土地家屋調査士（法人）の員数

令和2年12月31日現在における司法書士及び司法書士法人の員数は別表(1)のとおりであり、過去5年間の司法書士現員数の比較は別表(3)のとおりである。

また、同日現在における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の員数は別表(2)のとおりであり、過去5年間の土地家屋調査士現員数の比較は別表(4)のとおりである。

別表(1)

司法書士等現員数調

(令和2年12月31日現在)

区 分	司法書士 登録者数 R21～R212	司法書士 登録取消者数 R2.1～R2.12 *処理した件数	司法書士 登録者総数	司法書士法人現員数			簡裁訴訟 代理権 R2.12
				R2.1～R2.12 に入会した法人	R2.1～R2.12 に退会した法人	総 数	
東 京	159	104	4,401	26	4	228	3,450
横 浜	41	35	1,222	5	0	51	1,019
さいたま	21	17	903	4	0	35	715
千 葉	15	17	747	2	1	36	564
戸 戸	4	10	334	1	1	3	230
宇都宮	4	5	231	1	0	3	167
前 橋	7	9	291	2	0	8	233
静 岡	11	12	493	3	1	22	362
甲 府	3	7	130	1	0	3	81
長 野	8	8	364	1	0	4	263
新 潟	7	8	294	2	0	15	201
計	280	232	9,410	48	7	408	7,126
大 阪	63	51	2,440	14	2	112	2,037
京 都	10	14	571	1	0	23	482
神 戸	19	37	1,049	2	0	21	841
奈 良	4	5	212	1	0	5	155
大 津	5	5	239	1	0	9	175
和歌山	2	6	164	0	0	1	113
計	103	118	4,675	19	2	171	3,739
名古屋	35	35	1,307	9	1	53	1,024
津	1	8	242	0	0	3	176
岐 阜	5	9	331	1	0	7	236
福 井	2	3	119	0	0	4	86
金 沢	5	6	200	0	0	1	157
富 山	3	4	152	0	0	2	106
計	51	65	2,351	10	1	70	1,757
広 島	8	17	536	0	0	14	459
山 口	2	6	223	1	0	3	152
岡 山	11	9	365	0	0	12	279
鳥 取	1	5	92	0	0	2	72
松 江	2	2	108	0	0	1	71
計	24	39	1,324	1	0	32	1,019
福 岡	33	24	1,005	2	1	24	852
佐 賀	5	4	127	1	0	8	92
長 崎	4	4	160	1	0	4	110
大 分	3	4	167	1	0	6	117
熊 本	12	7	335	2	0	12	273
鹿児島	2	11	325	0	0	4	261
宮 崎	2	7	166	0	0	3	118
那 覇	5	3	225	2	0	8	166
計	66	64	2,510	9	1	69	1,933
仙 台	13	6	333	1	0	10	264
福 島	5	13	273	0	0	4	177
山 形	4	4	156	0	0	0	101
盛 岡	3	9	141	1	0	5	91
秋 田	2	2	111	1	0	2	80
青 森	7	7	121	1	0	4	76
計	34	41	1,135	4	0	25	775
札 幌	18	11	512	3	0	14	434
函 館	1	1	37	1	0	4	23
旭 川	1	4	71	0	0	1	51
釧 路	2	3	81	1	0	1	48
計	22	19	701	5	0	20	537
高 松	5	3	177	0	0	1	137
徳 島	1	3	141	1	0	3	90
高 知	3	5	112	0	0	5	86
松 山	9	8	241	1	0	4	177
計	18	19	671	2	0	13	482
総計	598	597	22,777	98	11	808	17,730

別表(2)

土地家屋調査士等現員数調

(令和2年12月31日現在)

区 分	土地家屋調査士 登録者数 R21～R2.12	土地家屋調査士 登録取消者数 R2.1～R2.12	土地家屋調査士 登録者総数	土地家屋調査士法人現員数		
				R21～R2.12 中に入会した法人	R2.1～R2.12 中に退会した法人	総数
東 京	44	53	1,476	30	3	80
横 浜	26	32	835	9	0	24
さいたま	23	24	814	6	0	18
千 葉	10	17	598	0	1	16
水 戸	6	5	388	1	0	6
宇都宮	4	10	268	1	0	2
前 橋	1	5	333	0	0	0
静 岡	7	13	585	0	0	8
甲 府	0	2	151	0	0	1
長 野	4	5	362	0	0	3
新 潟	7	14	322	1	1	6
計	132	180	6,132	48	5	164
大 阪	10	24	1,017	2	2	25
京 都	5	11	304	0	0	7
神 戸	5	19	673	2	0	12
奈 良	6	6	196	1	0	3
大 津	0	4	198	0	0	6
和歌山	2	3	146	0	0	1
計	28	67	2,534	5	2	54
名古屋	22	39	1,102	4	0	32
津	6	6	265	2	0	4
岐 阜	6	4	374	2	0	6
福 井	2	4	150	1	0	1
金 沢	3	4	170	1	1	1
富 山	9	4	164	0	0	1
計	48	61	2,225	10	1	45
広 島	8	10	432	3	0	13
山 口	5	10	215	0	0	3
岡 山	4	4	260	0	1	4
鳥 取	1	2	69	0	0	0
松 江	2	4	105	0	0	0
計	20	30	1,081	3	1	20
福 岡	13	21	660	5	0	9
佐 賀	2	4	109	0	0	1
長 崎	4	6	197	1	0	5
大 分	4	4	174	0	0	1
熊 本	5	8	275	1	0	6
鹿 児 島	12	15	310	2	0	2
宮 崎	4	7	185	2	0	3
那 覇	3	3	176	0	0	0
計	47	68	2,086	11	0	27
仙 台	10	7	271	0	1	1
福 島	4	10	260	1	0	2
山 形	1	4	168	0	0	0
盛 岡	11	3	182	3	0	6
秋 田	3	4	119	0	0	1
青 森	3	4	128	2	0	3
計	32	32	1,128	6	1	13
札 幌	8	7	282	1	0	2
函 館	1	2	52	0	0	0
旭 川	0	5	54	0	0	1
釧 路	1	2	77	0	0	0
計	10	16	465	1	0	3
高 松	2	3	197	0	0	0
徳 島	1	4	157	2	0	3
高 知	1	4	113	1	0	1
松 山	5	4	272	1	0	1
計	9	15	739	4	0	5
総計	326	469	16,390	88	10	331

別表(3)

司法書士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成28年	22,220	871	613
29	22,519	846	547
30	22,652	779	646
令和元年	22,775	735	612
2	22,777	598	597

別表(4)

土地家屋調査士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成28年	17,020	378	550
29	16,873	378	525
30	16,737	375	511
令和元年	16,526	329	539
2	16,390	326	469

商事課

法務省組織令第22条、第26条

1 商業・法人登記に関する事項

(1) 商業・法人登記に関する登記事件数

過去3か年の商業・法人に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

商業・法人に関する登記事件数

	平成30年	令和元年	令和2年
総事件数	1,538,278件	1,540,275件	1,547,809件

(2) 商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度については、平成12年10月1日に創設され、平成17年3月から、全ての商業登記所で電子証明書の発行申請の受付等の事務を取り扱っている。

2 商事に関する事項

(1) 振替機関及び外国口座管理機関の指定等

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）及び一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）等による振替機関及び外国口座管理

機の指定等を、金融庁及び財務省と共同で行っている。

(2) 電子債権記録機関の指定等

電子記録債権法（平成19年法律第102号）、電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）及び電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）による電子債権記録機関の指定等を、金融庁と共同で行っている。

3 債権譲渡登記関係

債権譲渡に関する登記事件数

過去3か年の債権譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

債権譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	平成30年	令和元年	令和2年
登記事件数	24,030件	24,700件	23,448件
証明書交付通数	196,758通	204,698通	216,828通

4 動産譲渡登記関係

動産譲渡に関する登記事件数

過去3か年の動産譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

動産譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	平成30年	令和元年	令和2年
登記事件数	6,091件	6,266件	6,170件
証明書交付通数	14,093通	13,307通	12,787通

5 供託事務関係

供託規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第3号）が平成18年2月20日から施行され、同日から全国の供託所においてオンラインによる供託手続が可能となった。

6 遺言書保管関係

遺言書保管法が令和2年7月10日から施行され、同日から令和2年12月末までに12,631件の保管の申請を受けている。

7 非訟事件等に関する事項

会社法（平成17年法律第86号）に基づく法務大臣の権限を行う職員の指定事務を担当している。

民事法制管理官・参事官

法務省組織令第12条、第22条、第27条

民事法制管理官及び各参事官は、法制審議会の各部会において、それぞれ調査審議に関与し、同部会等の開催に先立ち議案の立案及び細部にわたる基礎的調査、検討を行った。その主な活動は、次のとおりである。

1 民法・商法関係

民法関係では、平成21年10月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成27年2月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年5月、第193回国会（平成29年通常国会）において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年6月2日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、令和2年4月1日とされている。

また、平成20年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法成年年齢部会が設置され、成年年齢の引下げについての審議が進められ、同審議会での審議を経て、平成21年10月、最終報告書及び「民法の成年年齢の引下げについての意見」が採択され、法務大臣に答申された。この最終報告書及び意見に基づき、「民法の一部を改正する法律案」を立案し、第196回国会（平成30年常会）に提出した。その後、平成30年6月、同国会において、「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が成立し、同月20日に、公布された。この法律の施行期日は、令和4年4月1日とされている。

また、令和元年6月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（親子法制）部会が設置され、児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえた民法の懲戒権の規定等の見直しと、無戸籍者問題を解消する観点からの民法の嫡出推定制度等の見直しについての審議が進められている。

また、特別養子制度部会においては、民法等のうち特別養子制度を中心とした規定の見直しについての審議が進められ、平成31年1月、「特別養子制度の見直しに関する要綱」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法等の一部を改正する法律案」を立案し、第198回国会（平成31年通常国会）に提出し、この法律案は、令和元年6月7日に可決され成立し、同月14日に公布された（同年法律第34号）。この法律の施行期日は、令和2年4月1日である。

また、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、会社法等の改正について審議が進められ、平成31年1月、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律案の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第200回国会(令和元年臨時国会)に提出した。これらの法律案は、令和元年12月4日に可決され、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)が成立し、同月11日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

また、平成16年9月の法務大臣の諮問を受けて設置された、法制審議会信託法部会は、平成18年2月から審議が中断していたが、平成28年6月に審議を再開し、平成30年12月、「公益信託法の見直しに関する要綱案」が決定され、同審議会総会での審議を経て、平成31年2月、法務大臣に答申された。

2 民事手続法関係

令和2年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会が設置され、近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論の期日の実現等に向けた民事訴訟制度の見直しについての審議が進められている。

また、令和2年9月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会仲裁法制部会が設置され、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の一部改正への対応という観点からの仲裁法の見直しや、調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等についての審議が進められている。

Ⅲ 刑 事 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第5条、第12条、
第28条～第33条、法務省組織規則第8条、第8条の2

〈重要施策の概要〉

立法作業の促進

自動車運転による死傷事犯に対する罰則整備

いわゆる「あおり運転」は、悪質・危険な運転行為であり、こうした運転行為による悲惨な死傷事犯等が少なからず発生している。また、近時、「あおり運転」の厳罰化を求める国民の声も高まっている。

そこで、「あおり運転」による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、令和2年1月15日、法務大臣から法制審議会に対し、自動車運転による死傷事犯の罰則の整備について諮問を行い、同年2月21日、同審議会から法務大臣に対して答申がなされた。

この答申を受けて、所要の立案作業を行い、同年3月6日、車の通行を妨害する目的で、重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中の車の前方で停止する行為等を危険運転致死傷罪の対象行為として追加することを内容とする「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出した。同法は、同年6月5日に成立して同月12日に公布され（令和2年法律第47号）、同年7月2日から施行された。

〈主な会同〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
1.17	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
2.19・20	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
9.2・3	令和2年度検察官・国税査察官合同中央協議会	直接国税は脱事犯の諸問題
9.30	検察長官会同	現下の諸情勢を踏まえ、検察運営上考慮すべき事項について
10.21	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
11.5・6	令和2年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第1回）	査察事件処理上の諸問題
11.20	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
11.26	検務実務家会同	検務事務処理上の問題点等について
12.10・11	令和2年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第2回）	査察事件処理上の諸問題
12.16	高等検察庁事務局長協議会	検察運営上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項
12.17	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項

〈主な審議法案〉

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
1月6日	所得税法等の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月7日	労働基準法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月10日	地方税法等の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
1月15日	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（仮称）について	総務省	総務課
1月15日	電波法の一部を改正する法律案について	総務省	総務課
1月15日	雇用保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月15日	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案	文化庁	刑事法制管理官室
1月16日	土地基本法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月16日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月16日	道路法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月17日	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月20日	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案	内閣府	公安課
1月22日	持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月23日	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案	経済産業省	刑事課
1月24日	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案	経済産業省	刑事課
1月28日	強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案	資源エネルギー庁	刑事課
1月28日	著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案	文化庁	刑事課
1月30日	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月3日	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案について	総務省	総務課
2月3日	家畜改良増殖法の一部を改正する法律案	農林水産省	刑事法制管理官室
2月4日	割賦販売法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
2月4日	労働者協同組合法案	厚生労働省	公安課
2月5日	道路交通法の一部を改正する法律案	警察庁	刑事課
2月6日	中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案	中小企業庁	刑事課
2月6日	無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）	国土交通省	刑事法制管理官室

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
2月7日	地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案	内閣官房	刑事課
2月7日	個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案	個人情報保護委員会	刑事法制管理官室
2月10日	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案	農林水産省	刑事法制管理官室
2月10日	マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月13日	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案（仮称）	国土交通省	刑事法制管理官室
2月14日	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
2月14日	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月18日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
2月20日	金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
3月6日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
4月9日	地方税法等の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
5月13日	スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案	衆議院法制局	刑事法制管理官室
5月22日	金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
7月8日	令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案	内閣府	刑事法制管理官室
7月13日	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律施行規則案	農林水産省	刑事法制管理官室
7月22日	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案について	総務省	総務課
9月7日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
9月9日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月7日	予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
10月23日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
12月24日	国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審 議 担 当 課
12月28日	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室

1 組織関係

(1) 検察庁事務章程の改正

令和2年法務省訓令第1号をもって検察庁事務章程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、専門職を水戸地方検察庁ほか36の地方検察庁に置くこと、統括捜査官を12廃止し、統括検務官を11増設すること、検察広報官を大阪地方検察庁堺支部及び名古屋地方検察庁岡崎支部に各1置くこと、次席捜査官を水戸地方検察庁ほか5庁に各1置くことについて所要の改正を行ったものである。

(2) 統括捜査官の配置に関する規程の改正

令和2年法務省刑総訓第1号をもって統括捜査官の配置に関する規程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、水戸地方検察庁ほか9の地方検察庁の統括捜査官を各1廃止すること及び新潟地方検察庁の統括捜査官を2廃止することについて所要の改正を行ったものである。

(3) 統括検務官の配置に関する規程の改正

令和2年法務省刑総訓第2号をもって統括検務官の配置に関する規程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、甲府地方検察庁ほか10の地方検察庁の統括検務官を各1増設することについて所要の改正を行ったものである。

2 検務事務関係

(1) 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行等に伴う徴収事務規程の一部改正

令和2年4月1日、民法の一部を改正する法律が施行され、時効の中断・停止の規定の見直しがなされたことに伴い、徴収事務規程について所要の改正を行った。

また、徴収金の執行指揮の嘱託につき、事務の合理化・効率化の観点から、納付義務者が自庁の所在地を管轄する区検察庁の管轄区域に現住する場合であっても、必要があると認めるときは、他の検察庁の検察官に徴収金の執行指揮を嘱託することができることとされた。

(2) 軍法会議事件記録及び治罪法事件記録の国立公文書館への移管について

刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類について公文書等の管理に関する法律に定める「歴史公文書等」に該当する場合には、同法第14条に基づき、内閣総理大臣との協議等により、その適切な保存のための措置として、国立公文書館へ移管することができることとされており、いわゆる軍法会議事件記録については、平成27年から順次国立公文書館に移管をしてきたものであるが、令和元年7月3日、

内閣総理大臣と法務大臣との間で、現在、検察庁において保有する治罪法事件記録についても、「歴史公文書等」に該当するものとして、内閣府を経て国立公文書館に移管することに合意し、その旨の申合せをした。

その上で、令和2年は、前橋地方検察庁が保有していた治罪法に基づき裁判が行われたものに係る訴訟に関する書類を3月27日に国立公文書館に移管した。

3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係

令和2年中に訟務局から係属通知があった検察庁に関する国家賠償請求事件は50件であり、請求原因の主なものは、捜査の違法、告訴・告発不受理の違法、公訴提起の違法である。また、同年中に完結した事件は42件（国勝訴38件、国一部敗訴1件、調停不成立等3件）となっている。

4 検察審査会関係

令和2年中における検察審査会関係の活動状況は、次の表のとおりである。

(1) 全国検察審査会における事件の受理・処理状況

区 分	令和2年
受 理	2,737
旧 受	596
新 受	2,141
申立てによるもの	2,116
職権によるもの	25
処 理	1,742
起訴相当・不起訴不当	115
不起訴相当	1,400
その他（審査打ち切り、申立却下、移送）	227
未 済	995

(注) 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

(2) 起訴相当・不起訴不当の議決があった事件の事後措置

区 分	令和2年
起 訴	24
不 起 訴 維 持	78
合 計	102

(注) 1 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

2 本表は、起訴相当・不起訴不当事件について検察庁の採った事後措置のうち、令和2年中に各検察審査会から最高裁判所に報告のあったものを計上したものである。

刑事課

法務省組織令第28条、第30条

令和2年中に全国の検察庁において受理した事件の総数（通常受理人員）は803,752人で前年の900,752人と比較して、97,000人減少している。これを刑法犯、特別法犯（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「道路交通法等違反」という。）を除く。）、道路交通法等違反に区分して対比すると、次の

表のとおりである。

罪種別通常受理人員

罪種	令和元年	令和2年	対前年増減
総数	900,752	803,752	△97,000
刑法犯	572,699	496,184	△76,515
特別法犯	87,868	88,337	469
道路交通法等違反	240,185	219,231	△20,954

(注) △印は、減少を示す。

令和2年中に全国の検察庁において起訴した被疑者の総数は253,444人で、前年の282,844人と比較して、29,400人減少している。起訴及び不起訴人員を刑法犯、特別法犯及び道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪種別処理人員

罪種	令和元年		令和2年		起訴人員の 対前年増減
	起訴	不起訴	起訴	不起訴	
総数	282,844	576,677	253,444	511,021	△29,400
刑法犯	112,861	426,313	104,274	362,456	△8,587
特別法犯	42,512	43,701	41,812	43,952	△700
道路交通法等違反	127,471	106,663	107,358	104,613	△20,113

(注) △印は、減少を示す。

1 一般刑事事件

刑法犯の主要罪名について、前年と比較して通常受理人員の増減を見ると、減少したものととして、自動車による過失致死傷69,508人（18.8%減）、職権濫用187人（18.1%減）等が挙げられ、一方、増加したものは、公文書偽造242人（20.0%増）等が挙げられる。

2 環境関係事件

令和2年中における環境関係法令違反事件の通常受理人員は9,401人で、前年の8,809人と比較して592人増加している。これを主な罪種別に見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の7,606人が最も多く、全体の80.9%を占め、次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の448人（全体の4.8%）となっている。

3 公務員関係事件

令和2年中における公務員犯罪の通常受理人員は13,245人で、前年の15,257人と比較して2,012人減少している。これを主な罪名別に見ると、自動車による過失致死傷等の8,217人が最も多く、全体の62.0%を占め、以下、職権濫用の702人（全体の

5.3%), 偽造の695人(全体の5.2%), 窃盗の378人(全体の2.9%)の順となっている。

4 選挙関係事件

令和2年は、全国的な国政選挙、統一地方選挙とも行われず、公職選挙法違反の通常受理人員は、566人で、第19回統一地方選挙及び第25回参議院議員通常選挙が施行された前年の720人と比べて154人減少している。

5 財政経済関係事件

(1) 令和2年中における直接国税は脱事件の通常受理人員は163人で前年の205人と比較し42人(20.5%)減少している。所得税法違反は41人、法人税法違反は5人減少し、相続税法違反の受理はなかった。これらの事件については、業種が多様化している傾向がうかがわれ、内容的にも、犯行の手段方法は外国法人を利用するなど一段と悪質巧妙化の傾向を強め、調査及び捜査に多大な困難を伴う事件が増加している。

また、令和2年中における消費税法違反事件の通常受理人員は64人となっており、前年の118人と比較し54人(45.8%)減少した。

(2) 金融関係事件について見ると、令和2年中における出資法違反事件の通常受理人員は293人であり、前年と比較して29人増加し、このうち高金利事件(第5条違反)が221人(75.4%)となっている。

6 交通関係事件

令和2年中における自動車による過失致死傷等事件の通常受理人員は301,092人で、全刑法犯の通常受理人員の60.7%を占めており、前年の370,600人と比較して、69,508人(18.8%)減少している。

また、令和2年中における危険運転致死傷事件の通常受理人員は639人で、前年の533人と比較して106人(19.9%)増加している。同罪で判例請求した人員は359人であり、前年の316人と比較して43人(13.6%)増加している。

一方、道路交通法等違反事件の通常受理人員は、219,231人で、前年の240,185人と比較して20,954人(8.7%)減少している。

7 少年事件

(1) 令和2年の検察庁における少年事件の通常受理人員は45,436人であり、その内訳は、刑法犯が30,974人(全体の68.2%)、特別法犯が3,659人(同8.1%)である。これを前年と比較すると、総数で4,638人(9.3%)、刑法犯で4,710人(13.2%)減少し、特別法犯で247人(7.2%)増加している。

次に、刑法犯の罪種別構成比を見ると、窃盗が37.5%を占め、以下、自動車による過失致死傷等28.6%、横領・背任5.6%、暴行・傷害9.0%となっている。さらに、成人を含めた受理人員中に占める少年の割合をみると、総数においては5.7%、刑法犯全体では6.2%、そのうち、凶悪犯(放火、強制わいせつ・強制的性交等、強制わいせつ致死傷・強制的性交等致死傷、殺人、強盗、強盗致死傷・強盗・強制的性交等)では8.5%、粗暴犯(暴行・傷害、恐喝)では8.8%、窃盗犯で

は14.0%となっている。

- (2) 令和2年中に検察官から家庭裁判所へ送致した少年事件の人員は43,001人である。なお、同年中に家庭裁判所において処分を受けた39,240人について、検察官が刑事処分相当の意見を付したものは5,508人（14.0%）、少年院送致相当の意見を付したものは4,841人（12.3%）、保護観察相当の意見を付したものは10,711人（27.3%）、その他が18,180人（46.3%）となっているのに対し、家庭裁判所の処分は、検察官送致決定が2,820人（7.2%）、少年院送致決定が3,052人（7.8%）、保護観察決定が12,325人（31.4%）、審判不開始・不処分決定が20,459人（52.1%）、その他が584人（1.5%）となっている。
- (3) 令和2年に少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から検察官に送致された少年事件の処理人員は3,621人である。このうち、起訴人員は、1,577人（処理総数の43.6%）であるが、その内訳は、刑法犯172人（うち、自動車による過失致死傷等64人）、特別法犯17人、道路交通法等違反1,388人である。また、起訴人員中起訴の種類別の内訳は、公判請求192人（12.2%）、略式命令請求1,385人（87.8%）である。
- (4) 令和2年中に第一審で有罪の裁判を受けた少年は1,379人であるが、その内訳は、懲役・禁錮の実刑が17人、同執行猶予が55人、罰金が1,307人（うち、99.5%が自動車による過失致死傷等及び道路交通法違反によるもの）である。

公安課

法務省組織令第28条、第31条 法務省組織規則第8条の2

1 公安事件

令和2年における通常受理人員は、128人であり、前年の通常受理人員に比べ106人減少した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成27年172人、28年141人、29年194人、30年122人、令和元年234人となっている。

2 労働事件

令和2年における違法争議行為事件の通常受理人員は0人である。近年の通常受理人員数を見ると、平成27年、28年、29年、30年及び令和元年は0人となっている。

一方、令和2年における労働関係法令違反事件の通常受理人員は2,055人であり、前年に比べ71人増加した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成27年2,245人、28年2,321人、29年2,208人、30年2,270人、令和元年1,984人となっている。また、令和2年の人員を法令別に見ると、①労働基準法違反523人（前年比40人増）、②労働安全衛生法違反1,013人（前年比86人増）、③じん肺法違反2人（前年比2人増）、④船員法違反341人（前年比41人減）、⑤鉱山保安法違反3人（前年比3人増）、⑥職業安定法違反130人（前年比11人増）、⑦労働者派遣事業法違反42人（前年比19人減）、⑧雇用保険法違反1人（前年比1人減）となっている。

3 外事関係事件

外国人関係事犯は、来日外国人による事犯が依然として高水準で推移しているが、令和2年の来日外国人被疑事件の通常受理人員は、16,311人と、前年に比べ107人（0.7%）増加している。来日外国人事犯の大半を占める出入国管理及び難民認定法違反を除いたものを見ると、令和2年は9,539人と、前年から568人（5.6%）減少している。また、罪名別で見た場合、刑法犯については、多い方から順に、窃盗、傷害、詐欺、住居侵入、横領となっており、特に、特別法犯については、出入国管理及び難民認定法違反が全体の71.5%を占めて最も多く、次いで覚醒剤取締法違反の順となっている。

なお、令和2年中における来日外国人による事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。

来日外国人による事件受理処理人員

(R2年)

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率 (%)
総 数	16,311	7,243	8,636	45.6
刑 法 犯	6,834	2,802	3,629	43.6
特別法犯	9,477	4,441	5,007	47.0

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

4 風紀関係事件

(1) 売春防止法違反事件

売春防止法違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりであり、令和2年の通常受理人員を見ると、令和元年と比較して、総数で43人（7.8%）増加している。態様別に見ると、勧誘等及びその他を除き、増加している。

なお、事犯の態様ごとの起訴率については、売春をさせる業において、7割以上となっている。

売春防止法違反事件受理処理人員

事 犯 の 態 様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率 (%)	
	R1	R2	対前年比 (%)	R1	R2	R1	R2	R1	R2
総 数	551	594	7.8	233	199	296	367	44.1	35.2
勧 誘 等 (5条)	238	219	△8.0	22	10	203	192	9.8	5.0
周 旋 等 (6条)	196	216	10.2	142	100	55	97	72.1	50.8
売春をさせる契約 (10条)	41	52	26.8	22	29	15	14	59.5	67.4
場 所 の 提 供 (11条)	64	79	23.4	41	34	19	50	68.3	40.5
売春をさせる業 (12条)	4	24	500.0	4	25	-	9	100.0	73.5
その他 (7～9条, 13条)	8	4	△50.0	2	1	4	5	33.3	16.7

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

- (2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件の受理・処理状況は次表のとおりである。令和2年の通常受理人員は3,064人であり、令和元年と比較して333人（9.8%）減少している。また、令和2年の処理状況については、起訴人員は1,571人で、令和元年と比較して400人（20.3%）減少し、不起訴人員は610人で、令和元年と比較して46人（8.2%）増加している。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件受理処理人員

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率（%）
令和元年	3,397	1,971	564	77.8
令和2年	3,064	1,571	610	72.0

5 麻薬・覚醒剤関係事件

- (1) 麻薬事件

麻薬関係法令（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び刑法の「あへん煙に関する罪」をいう。）違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。令和2年の通常受理人員は、総数において前年に比べ1,153人（15.9%）増加しており、この内容を法令別に見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は153人（15.3%）増加、あへん法違反は12人（400.0%）増加、大麻取締法違反は988人（15.8%）増加、あへん煙に関する罪は該当がなかった。

- (2) 覚醒剤事件

覚醒剤取締法違反事件の通常受理人員は、依然として高い水準にあり、令和2年には13,644人（令和元年13,325人、2.4%増加）となっている。

また、令和2年の処理状況を見ると、起訴人員は10,365人で起訴率は77.2%（自動車による過失致死傷を除く刑法犯の起訴率は37.4%）となっており、厳正な処分がなされている。

麻薬・覚醒剤関係違反事件受理処理人員

法令名	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率(%)	
	R1	R2	前年比(%)	R1	R2	R1	R2	R1	R2
麻薬関係総数	7,258	8,411	15.9	3,441	3,884	3,183	3,704	51.9	51.2
麻薬及び向精神薬取締法違反	1,000	1,153	15.3	576	689	386	422	59.9	62.0
あへん法違反	3	15	400.0	2	1	2	14	50.0	6.7
大麻取締法違反	6,255	7,243	15.8	2,863	3,194	2,795	3,268	50.6	49.4
あへん煙に関する罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚醒剤取締法違反	13,325	13,644	2.4	9,942	10,365	3,200	3,058	75.7	77.2

(注) 起訴率=起訴人員/(起訴人員+不起訴人員)×100

(3) 麻薬特例法の適用状況

令和2年における業として行う不法輸入等の罪(第5条)の通常受理人員は16人で、薬物犯罪収益の没収・追徴の言渡し合計額(不真正連帯関係にある重複部分を控除した額)は、約1億6,000万円であった。

6 暴力関係事件

平成4年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(いわゆる暴対法)が施行され、その後の平成5年5月以降、数次にわたり改正が行われ、暴力団に対する取締りの強化が図られたこともあり、暴力団構成員数は近年減少傾向にあり、令和2年末の構成員数は約13,300人となり、前年末に比べ約1,100人減少した。また、暴力団準構成員(暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)も同じく減少傾向にあり、令和2年末は約12,700人となり前年末に比べ約1,100人減少した。

このような状況の下、令和2年中の銃器発砲事件は17件発生(前年比4件、30.8%増加)し、同事件による死傷者数は9人(前年比3人、25%減少)となっているところ、拳銃の押収丁数については、長期的には減少傾向にあり、令和2年は355丁と前年より減少した。このうち暴力団構成員等からのものは、拳銃54丁(前年比23丁、29.9%減少)、となっており、平成17年以降、暴力団構成員等以外の者からの拳銃押収丁数が、暴力団構成員等からの押収丁数を上回っている。

刑事法制管理官

法務省組織令第28条、第32条

自動車運転による死傷事犯に対する罰則整備

いわゆる「あおり運転」は、悪質・危険な運転行為であり、こうした運転行為による悲惨な死傷事犯等が少なからず発生している。また、近時、「あおり運転」の厳罰化を求める国民の声も高まっている。

そこで、「あおり運転」による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処

をするため、令和2年1月15日、法務大臣から法制審議会に対し、自動車運転による死傷事犯の罰則の整備について諮問を行い、同年2月21日、同審議会から法務大臣に対して答申がなされた。

この答申を受けて、所要の立案作業を行い、同年3月6日、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出した。同法は、同年6月5日に成立して同月12日に公布され（令和2年法律第47号）、同年7月2日から施行された。

同法の概要は

- 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

又は、

- 高速自動車国道若しくは自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処するというものである。

国際刑事管理官

法務省組織令第28条、第33条

国際犯罪関係

- (1) 国際捜査共助関係

我が国が令和2年中に受託した事件は81件ある。

検察庁から囑託した事件は13件ある。

- (2) 逃亡犯罪人引渡関係

我が国が令和2年中に外国からの請求に基づき、犯罪人を引き渡した事例はない。

また、検察庁からの請求に基づき、外国から犯罪人の引渡しを受けた事例はない。

Ⅳ 矯正局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第6条、第12条、第34条～第39条、法務省組織規則第9条～第12条

〈重要施策の概要〉

1 再犯防止施策の推進

再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）に基づき、平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間とする「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されたところ、同計画の数値目標である出所受刑者の2年以内再入率（令和元年出所者）が、15.7%とこれまでで最も低い数値を記録した。このように、同再入率が順調に低下する一方で、出所後の職場定着や満期釈放者対策など、再犯防止を推進する上で取り組むべき課題も残されているところ、当該課題解決に向けた取組について、矯正と保護の施策に一貫性や整合性を持たせながら、その充実を図った。

また、再犯防止推進法では、国と地方公共団体の相互連携が規定されており、この連携を推進するために、これまで大阪・東京の二管区に設置されていた更生支援企画課が令和元年度には全ての矯正管区に設置されたほか、令和2年度からは矯正局に更生支援管理官が設置された。これにより、各矯正管区更生支援企画課と緊密に連携しながら、地方公共団体による再犯防止施策が推進されるよう、様々な協力等を実施した。また、令和元年6月には、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、首長主体の会議体である矯正施設所在自治体会議が、90の市町の参加を得て設立（令和2年4月1日現在は、98の市町村が参加）されるなど、矯正施設のみならず、都道府県・市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、地方公共団体による地域における再犯防止施策等を推進するための取組も大きく進展した。

矯正局においては、矯正施設と地方公共団体等が連携した取組事例を紹介する広報用資料として事例集を作成したほか、矯正管区においては地方公共団体が地域の実情に応じたこれらの取組を推進する上で必要となる各種統計データや矯正施設の施策等に関する情報提供、助言、協力を行った。各施設においても、自治体が主催する再犯防止に関する協議体やネットワークへの参加や、様々な機会を捉えた広報活動を展開するなど矯正施設と地方公共団体の相互理解、連携体制の強化を図った。

2 保安警備体制の充実・強化等

矯正施設における非常事態に、迅速かつ的確に対処するための常設部隊として、平成31年に法務省矯正局特別機動警備隊（以下「特別機動警備隊」という。）が創設されたところ、令和2年度においては、特別機動警備隊に参加、隊本部及び隊付を新たに創設し、矯正施設の保安警備体制の更なる充実強化を図った。

なお、特別機動警備隊は、専門家等の指導を受けた上で、新型コロナウイルス感染症の集団感染事案が発生した矯正施設へ派遣され、施設内のゾーニング、防護服

の着脱方法の指導のほか、ゾーニングをした車両による陽性者の緊急移送に従事するなど、最前線で同感染症まん延防止対策にあたった。

3 矯正医療の充実強化

令和2年は、新型コロナウイルスの流行により、例年、矯正医療の広報及び医師の確保のための活動として実施していた、大学医学部の学生を対象とした矯正管区長、施設長、矯正医官等による矯正医療の実態等についての講演活動や、民間企業が主催する医学関係リクルートイベントへの参加及び各種医学会における矯正医療広報ブースの出展等をはじめとした対面形式の広報活動を計画どおりに実施することができなかった。

そのため、広報活動には、広報用DVD「矯正医官—法務省の医師という選択—」（平成28年度作成）、「矯正医療—再犯防止を目指して—」（令和元年度作成）のYou Tubeへの掲載、医師の募集等に関するインターネット広告掲載（バナー広告、医師の転職サイト）、医師の転職専門雑誌への特集記事の掲載のほか、令和2年度は矯正局公式ツイッターによる矯正医官の募集を行い、非対面形式の広報・啓発活動を展開した。

4 採用広報活動の充実

令和2年度の矯正運営の重点施策の一つに「人材の採用・育成・健康保持」を掲げ、組織を挙げて職員の採用や育成等の充実に向けて取り組んだ。

平成30年度に矯正局に設置した「矯正職員の採用・育成等プロジェクトチーム」における矯正職員の採用・育成等PTの活動・検討結果を踏まえ、矯正局、矯正管区、矯正施設及び矯正研修所が一体となって、現状の調査・分析を踏まえた重点的な広報先の選定、採用広報先との「顔の見える関係」作り、採用対象者が身近に感じる職員による業務説明や参加者体験型の施設見学会等の実施などに取り組むこととし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の方策を講じつつ、リモートを活用する等「新しい生活様式」を踏まえた採用広報活動を行った。

また、令和2年6月に「矯正局公式ツイッター」の運用を開始し、矯正施設の各種取組や採用イベント情報などを日々発信するとともに、法務省HPの「法務省矯正職員採用ページ」において各職種（刑務官・法務教官・心理技官）ごとに仕事のやりがいや魅力を発信するほか、特別機動警備隊の広報用動画をYou Tube法務省チャンネルに掲載するなどして、採用広報の充実を図った。

今後は、それぞれの取組の効果を検証し、採用広報に係る課題の改善に結び付けていくこととしている。

5 女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍推進

女子刑事施設を取り巻く様々な課題に対し、平成26年1月に策定された「マーガレット・アクション」及び平成28年3月に策定された「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホウムプラン）」に基づき、過剰収容対策や女性刑務官の育成策等、様々な取組を行ってきた。その結果、過剰収容状態が

解消されるとともに、女性刑務官の離職率も改善の兆しが見られるなど、一定の成果が認められた。

しかしながら、女子刑事施設については、高齢や摂食障害等の処遇上特別な配慮を要する受刑者への対策を充実・強化させること、女性刑務官の採用後3年以内の離職率をさらに低くしていくことなど、残された課題もあったことから、令和元年5月、新たな総合対策として「マーガレット・アクション2」を策定した。「マーガレット・アクション2」は、「マーガレット・アクション」の取組期間後も残された課題に改めて取り組むとともに、女性活躍推進法や再犯防止法への対応を盛り込むなどして再構成されたものであり、①勤務しやすい職場作り、②若い職員の育成と定着、③有為な人材の確保、④職員相互・地域との連携、⑤再犯防止推進計画の実行、が具体的内容として定められ、その実現に向けた取組を行っている。

6 組織運営体制の改善

効率的な施設運営を図りつつ、実効性のある再犯・再非行防止対策に取り組むため、月形学園を廃止し、鳥取少年鑑別所を分所化した。また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の基本理念等を踏まえ、矯正局に更生支援管理官を設置したほか、刑務所出所者等に係る就労支援等に関する施策を推進するために、既に設置されている東京及び大阪矯正管区に加え、札幌、仙台、名古屋、広島、高松、福岡矯正管区に矯正就労支援情報センター室を設置した。

さらに、矯正の情報システムの整備及び管理等に十全を期するために、矯正局総務課に情報通信企画官を設置したほか、研修員の身上、評価及び生活指導や、矯正に関する施策、学術及び制度に関する研修に必要な調査研究等を行うために、矯正研修所に研修企画第二課を設置した。

7 PFI手法を活用した刑務所の整備・運営

地域との共生を実現し、国民に理解され、支えられる刑務所を目指すとの方針の下、民間の資金・ノウハウ等を活用したPFI手法を活用し、刑務所の整備・運営事業を進めている。美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）及び島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）では、施設の設計、建設のほか、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託し、官民協働により施設の運営をPFI事業として行っている。

また、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）では国が建設した刑務所の運営をPFI事業として行っている。

これらのPFI手法を活用した刑務所においては、民間事業者のノウハウの活用と地元自治体等の様々な協力を通じ、特色のある矯正処遇が展開されており、改善更生や受刑者の就労につながる事が期待されている。平成30年から、美祢社会復帰促進センターでは、民間事業者のほか、ヤフー株式会社、美祢市と連携して受刑者がECサイトを作成し、eコマース（電子商取引）についての技術知識を習得す

る再犯防止・地方創生連携協力連携事業を職業訓練「ネット販売実務科」で実施し、高根あさひ社会復帰促進センターでは、浜田市や地域の協力を得て、ユネスコ無形文化遺産「石州半紙」の原材料となる楮の栽培を行うなど、従来の刑事施設には見られなかった矯正処遇を実施している。

また、国際法務総合センターについては、施設の維持管理及び運営業務の一部について民間委託し、平成31年4月からは、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所及び東京婦人補導院の民間委託が開始された。

8 公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託の実施

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間委託については、平成26年度から、大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所の給食業務を、平成29年度から、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総務業務及び警備業務（黒羽刑務所は除く。）並びに作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務における民間委託を実施している。

なお、喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターについては、令和4年3月末で事業期間が終了するところ、次期事業は、令和元年7月9日に改定された「公共サービス改革基本方針（閣議決定）」に基づき、総括マネジメント業務、施設維持管理業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務、医療業務及び収容関連サービス業務について民間委託することになり、令和2年度に民間競争入札を実施し、令和4年4月から運営を開始する予定である。

9 札幌刑務支所女子依存症回復支援センター

薬物事犯者の再犯防止のための新たな取組として令和元年度から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を開始している。

10 少年院における修学支援の充実強化

令和元年の新収容者の教育程度をみると、高等学校中退や中学卒業の割合が6割余りを占めるなど、学習ニーズの高い者が多い。このように同年代の若者と比較すると学習環境には格差があることなどを踏まえ、少年院では従来から修学支援の取組を行っている。具体的には、「修学情報の提供」として、民間事業者が運用する「修学支援デスク」を設置し、進学等を希望する在院者に対して、ニーズに合わせて大学、専門学校等の情報を提供しているほか、平成19年度から少年院内で受験することが可能となっている高等学校卒業程度認定試験について、その重点的な受験指導を実施する「重点指導コース」を、現在13庁に設置している。これらに加えて、在院者に、在院中に新たに高校での学びをスタートさせ、出院後の卒業に向けたサポートを併せて行うため、令和2年6月に「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会」を立ち上げ、文部科学省、全国高等学校通信制教育研究会や広域通信制高校の参画を得て、同年12月に報告書を取りまとめた。同報告書を受け、

令和3年度から、少年院在院中からの通信制高校への入学を複数のモデル庁において実施することとしている。

(会同・協議会)

月 日	件 名	協 議 事 項
1.10	矯正管区長等協議会	人事異動計画について
3.18	矯正管区長等協議会	矯正施設を取りまく諸課題について
4.23	矯正管区長等協議会	矯正施設を取りまく諸課題について
8.6	矯正管区長等協議会	矯正施設を取りまく諸課題について
10.6	少年院処遇問題協議会	1 18歳及び19歳の者を対象とする矯正教育・社会復帰支援の在り方について 2 その他少年院の処遇全般について
10.14	鑑別・観護処遇・地域援助協議会	1 18歳及び19歳に対する原則逆送対象事件の鑑別の在り方 2 18歳及び19歳に対する家庭裁判所の処分決定に資する鑑別の在り方 3 18歳及び19歳に対する観護処遇の在り方 4 その他若年受刑者の鑑別の在り方など、少年鑑別所の業務全般
11.4	矯正管区長等協議会	矯正施設を取りまく諸課題について
11.7・8	矯正管区首席管区監査官等協議会	監査業務に関する当面の諸問題
11.19	矯正管区第三部長等協議会	1 18・19歳の処遇施設送致処分となった者に対する特定生活指導の在り方について 2 保護観察に付された者で遵守事項違反により処遇施設収容となった18・19歳の者の処遇の在り方について 3 18・19歳の鑑別の在り方について
12.1	矯正管区第二部長連絡会	1 刑事施設支所に対する監督等の在り方及び同支所機能の有効活用について 2 更生保護官署と実質的に連携した就労支援の在り方について 3 接見等禁止決定が付された者の外部交通に係る過誤処理の防止策について 4 近年の訴務事務における課題、裁判所の動向等について
12.2・3	矯正管区第一部長等協議会	1 明年4月に予定されている人事異動について 2 ワークライフバランス推進のための取組

総務課

法務省組織令第34条、第35条 法務省組織規則第9条

1 職員定員

矯正施設の職員定員は次の表のとおりである。

刑事施設

(令和2年度末)

指定職					
1					
行政職(一)	行政職(二)	公安職(一)	医療職	計	
157	8	18,699	793	19,658	

少年院

行政職(一)	行政職(二)	公安職(二)	医療職	計	
10	8	2,301	89	2,408	

少年鑑別所

行政職(一)	行政職(二)	公安職(二)	医療職	計	
6	1	1,136	22	1,165	

婦人補導院

公安職(二)	
2	

2 施設整備

矯正施設の建物については、順次整備を促進しているものの、現行の耐震基準が定められた昭和56年以前に建設された施設が全体の約半数を占めている実情にあることから、これら施設の建替え及び耐震改修等の実施が喫緊の課題である。

また、平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されたことから、同計画に基づき、耐震性能を確保するとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する必要がある。

これらの課題から、令和2年度においては、令和元年度に引き続き、法務省施設費により、宮城刑務所ほか13庁の工事等に係る経費が認められた。

加えて、令和2年度補正予算(第3号)においては、国土強靱化に係る5か年加速化対策としての耐震化改修工事及び各所管轄として、改修などに係る経費が認められた。

3 刑務共済組合の業務

令和2年度末日の支部数は9、所属所数は300である。また、同日現在における組合員数は23,799人(うち、任意継続組合員数324人)、被扶養者数は29,419人で、組合員1人当たりの被扶養者数は1.24人である。

(1) 長期給付事業

組合員が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、その後の生活の安定に資するため共済年金等の給付を行う事業である。令和2年度における長期給付処理件数は238件であり、その内訳は、老齢厚生年金等205件、遺族厚生年金等7件、障害厚生年金等26件である。

(2) 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害などの際に行う給付事業であり、法律で定められた保健給付、休業給付及び災害給付の法定給付と、これらの給付を補うため、当共済組合が、独自に行う附加給付がある。

なお、令和2年度の決算概要は、次の表のとおりである。

(単位：円)

損 益									当期利益金 ①-②	支払 準備金	剰 余 金	
取 入			支 出								欠損金 補てん 積立金	積立金
掛金	負担金	その他	計①	法定給付	附加給付	拠出金等	その他	計②				
7,573,989	7,441,126	1,370,983	16,386,098	7,289,073	33,913	6,995,971	1,231,603	15,550,560	835,538	1,220,498	754,673	5,840,042

(3) 福祉事業

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進等を図ることを目的とした事業として、特定健康診査等費用の助成、人間ドック受検費用の助成、保育所等利用料金の助成及び一般福利厚生事業を行っている。

イ 貯金事業

組合員の財産形成及び生活の安定の一助として、生命保険会社、損害保険会社及び信託銀行と契約し、団体定期保険（グループ保険）、団体傷害保険、団体傷害疾病保険、積立貯金及び団体積立年金保険の各事業を行っている。

ウ 貸付事業

組合員の臨時の支出、結婚、葬祭、教育、医療、災害及び住宅購入等に要する資金の貸付けを行っている。

エ 物資供給事業

委託による職員食堂等の運営を行っている。

4 矯正施設の監査

令和2年度に監査を実施した矯正施設は次のとおりである。

(1) 刑事施設

ア 矯正局による監査実施施設

札幌刑務所、帯広刑務所、網走刑務所、秋田刑務所、盛岡少年刑務所、前橋刑務所、東日本成人矯正医療センター、新潟刑務所、東京拘置所、立川拘置所、富山刑務所、金沢刑務所、福井刑務所、滋賀刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、大阪医療刑務所、広島刑務所、山口刑務所、美祿社会復帰促進センター、高松

刑務所，松山刑務所，高知刑務所，長崎刑務所，佐賀少年刑務所

イ 矯正管区による監査実施施設

旭川刑務所，月形刑務所，函館少年刑務所，青森刑務所，宮城刑務所，山形刑務所，福島刑務所，水戸刑務所，栃木刑務所，黒羽刑務所，喜連川社会復帰促進センター，千葉刑務所，市原刑務所，府中刑務所，横浜刑務所，甲府刑務所，長野刑務所，静岡刑務所，川越少年刑務所，松本少年刑務所，岐阜刑務所，笠松刑務所，岡崎医療刑務所，名古屋刑務所，三重刑務所，名古屋拘置所，神戸刑務所，加古川刑務所，播磨社会復帰促進センター，和歌山刑務所，姫路少年刑務所，京都拘置所，大阪拘置所，神戸拘置所，鳥取刑務所，松江刑務所，鳥根あさひ社会復帰促進センター，岡山刑務所，岩国刑務所，広島拘置所，徳島刑務所，北九州医療刑務所，福岡刑務所，籠刑務所，熊本刑務所，大分刑務所，宮崎刑務所，鹿児島刑務所，沖縄刑務所，福岡拘置所

(2) 少年施設

ア 矯正局による監査実施施設

北海少年院，紫明女子学院，茨城農芸学院，水府学院，市原学園，八街少年院，東日本少年矯正医療・教育センター，湖南学院，京都医療少年院，加古川学園，播磨学園，広島少年院，貴船原少女苑，筑紫少女苑，福岡少年院，人吉農芸学院，山形少年鑑別支所，水戸少年鑑別所，前橋少年鑑別所，千葉少年鑑別所，東京西少年鑑別所，富山少年鑑別支所，金沢少年鑑別所，福井少年鑑別所，大津少年鑑別所，大阪少年鑑別所，広島少年鑑別所，山口少年鑑別所，高知少年鑑別所，福岡少年鑑別所，小倉少年鑑別支所，熊本少年鑑別所，宮崎少年鑑別所

イ 矯正管区による監査実施施設

帯広少年院，盛岡少年院，東北少年院，青葉女子学園，喜連川少年院，赤城少年院，榛名女子学園，多摩少年院，愛光女子学園，久里浜少年院，新潟少年学院，有明高原寮，駿府学園，瀬戸少年院，愛知少年院，豊ヶ岡学園，宮川医療少年院，浪速少年院，交野女子学院，和泉学園，泉南学寮，奈良少年院，美保学園，岡山少年院，丸亀少女の家，四国少年院，松山学園，佐世保学園，中津少年学院，大分少年院，沖縄少年院，沖縄女子学園，札幌少年鑑別所，釧路少年鑑別支所函館少年鑑別支所，旭川少年鑑別所，青森少年鑑別所，仙台少年鑑別所，盛岡少年鑑別支所，秋田少年鑑別所，福島少年鑑別所，宇都宮少年鑑別所，さいたま少年鑑別所，東京少年鑑別所，横浜少年鑑別所，新潟少年鑑別所，甲府少年鑑別所，長野少年鑑別所，静岡少年鑑別所，岐阜少年鑑別所，名古屋少年鑑別所，津少年鑑別所，京都少年鑑別所，神戸少年鑑別所，奈良少年鑑別所，和歌山少年鑑別所，鳥取少年鑑別支所，松江少年鑑別所，岡山少年鑑別所，徳島少年鑑別所，高松少年鑑別所，松山少年鑑別所，佐賀少年鑑別所，長崎少年鑑別所，大分少年鑑別所，鹿児島少年鑑別所，那覇少年鑑別所

(3) 婦人補導院

東京婦人補導院（矯正局による監査を実施した。）

5 不服申立件数

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく刑事施設の被収容者の不服申立制度として、審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出がある。刑事施設の被収容者の不服申立て（訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等を含む。）の総件数は、前年に比べ増加している。

また、少年院法及び少年鑑別所法に基づく少年院在院者及び少年鑑別所所在者等の不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出がある。救済の申出の総件数は、前年に比べ減少している。

令和2年の不服申立件数の内訳は、次の表のとおりである。

審査の申請等	訴 訟	告訴・告発	法務局への人権 侵犯申告その他	計
14,625	170	685	990	16,470

（注） 審査の申請等とは、刑事施設における審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出（法務大臣に対するもの）の件数並びに少年院及び少年鑑別所における救済の申出の件数の合計である。
告訴・告発の件数は、矯正局において承知している被収容者が捜査機関宛に発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

成人矯正課

法務省組織令第34条、第36条 法務省組織規則第10条

1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）における保安及び処遇

(1) 保安状況

令和2年の保安事故発生件数は、15件（自殺12件，同衆傷害3件）である。

依然として、暴力団関係者や高齢者など、処遇に困難を伴う被収容者を多数収容している状況があるところ、全体的に見れば、刑事施設は安定的に運営されているといえ、おおむね保安面の対策が相当程度の効果を収めているものと思われる。

(2) 保安及び処遇対策

令和2年末において、刑事施設全体としての収容人員は、収容定員を下回っている。

被収容者の身柄の確保を最大の責務とする刑事施設の警備体制のより一層の強化を図るため、研修、訓練等を行って職員の職務執行能力の向上を図るとともに、警備システムの新鋭化、最新の警備用機器の整備・開発等を推進している。

なお、令和2年は、おおむね次のような保安及び処遇対策を講じた。

ア 特別機動警備隊

矯正施設における非常事態に迅速かつ的確に対処するため、矯正局長直轄の特別機動警備隊を常設し、主に新型コロナウイルス感染症の集団感染事案が発生した矯正施設へ派遣した。

イ 警備用機器の更新整備等

総合警備システム、同システムの改修、非常電鈴装置、居室・居室棟廊下・外塀・工場・運動場監視用テレビカメラ及び、構内多機能無線システム（なお、平成8年度以降、総合警備システムの外塀監視用カメラと特殊自動警報装置の連動化の整備拡充等を図っている。）

ウ 警備用備品の整備

防災備品等

エ 暴力団関係受刑者対策

令和2年においても、暴力団関係受刑者の収容率が依然として高い水準で推移している状況を踏まえ、対立組織に所属する同関係受刑者による施設内での対立抗争等を未然に防止するため、引き続き、関係機関から情報の収集に努めるとともに、必要に応じ分散収容を図った。

また、施設内における粗暴事犯、不正連絡、物品不正所持その他の反則行為を厳正に取り締まり、施設の規律秩序を厳正に確保する一方、同関係受刑者の社会復帰のため、暴力団組織からの離脱指導を強化し、さらに、同関係受刑者の釈放時に多数の出迎えが予想される場合には、所轄警察署、県警本部等との連絡を密にして、厳重な規制を行うとともに、必要に応じ、適当な他施設に緊急移送した上で釈放するなどの措置を講じている。

オ 施設表彰

保安意識と士気の高揚を図るため、次の表のとおり保安表彰を行った。

(令和2年)

大臣表彰	局長表彰	矯正管区長表彰		計
		支所	構外作業場	
16	4	29	0	49

2 刑事施設の収容人員

刑事施設の1日平均収容人員は、平成5年から増加傾向にあったが、平成20年は15年振りに対前年比マイナスとなり、令和2年も引き続き対前年比マイナスとなった。

矯正施設の数及び収容状況

(令和2年12月31日現在)

施設の種 類	施 設 数	収 容 現 員
矯 正 管 区	8	-
矯正研修所(支所を含む。)	8	-
刑 務 所	61	35,087
刑 務 支 所	8	1,459
拘 置 所	8	5,078
拘 置 支 所	99	2,519
少 年 刑 務 所	6	2,381
少 年 院	42	1,530
少 年 院 (分院)	6	53
少 年 鑑 別 所	45	295
少 年 鑑 別 所 (分所)	7	12
婦 人 補 導 院	1	0
計	299	48,414

(注) 矯正管区及び矯正研修所は被収容者の収容を行わない。

3 処遇調査・集団編成

受刑者の動向

令和2年12月末日現在における受刑者総数は39,813人であり、前年同日現在に比して2,054人、4.9%の減少となっている。

なお、受刑者等の処遇指標別の施設数は別表のとおりである。

別表

処遇指標別施設数

(令和2年12月31日現在)

施設数

処遇指標	A指標	犯罪傾向の進んでいない者……………	37
	B指標	犯罪傾向の進んでいる者……………	38
	D指標	拘留受刑者（原則、刑が確定したときに在所する施設で処遇する。）	
	Jt指標	少年院への収容を必要とする16歳未満の少年……………	6
	M指標	精神上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者……………	11
	P指標	身体上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者……………	12
	W指標	女子……………	22
	F指標	日本人と異なる処遇を必要とする外国人……………	21
	I指標	禁錮受刑者……………	12
	J指標	少年院への収容を必要としない少年……………	9
	L指標	執行すべき刑期が10年以上である者……………	21
	Y指標	可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当 と認められる26歳未満の成人……………	12

(注) 2以上の処遇指標を指定されている施設もあり、さらにJt指標については少年院に割り当てられているので、総数は刑事施設数とは一致しない。

4 刑事施設における教育活動

(1) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的として実施している。全受刑者を対象とした一般改善指導と、薬物依存があつたり暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う特別改善指導がある。

一般改善指導としては、高齢又は障害を有する受刑者の円滑な社会復帰を図るため、平成29年度から社会復帰支援指導プログラムを全国の刑事施設に展開している。実施に当たっては、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいしており、令和2年度の受講開始人員は462名であった。

現在、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6類型を指定し、実施している。

これらの特別改善指導のうち、薬物依存離脱指導については、平成29年度から、標準プログラムを複線化し、必修プログラムや専門プログラム、選択プログラムを整備し、対象者の再犯リスク等に応じて各種プログラムを組み合わせるよう実施できるとしており、令和2年度の受講開始人員は7,707名であった。性犯罪再犯防止指導については、平成30年度から実施庁を19庁から21庁に増やし、指導実

施体制を強化するとともに、指導者育成のため、毎年、指導担当者の集合研修をしたり、定期的に外部の専門家から指導担当者への助言を受けたりしており、令和2年度の受講開始人員は424名であった。

また、薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導については、プログラムの効果をより一層高めるための方策を検討するため、現在、効果検証を行っており、令和2年3月には、刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果を公表した。また、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図るため、令和元年度に法律、心理学、医学等の有識者を構成員とする検討会を設置し、令和2年10月にその結果を「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」として取りまとめ、公表した。

その他、被害者の視点を取り入れた教育については、令和2年中に「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を開催し、標準プログラム改訂に向けて検討を進めた。暴力団離脱指導、交通安全指導及び就労支援指導については、標準的なプログラムが示され、実施指定施設においては、それに基づき、対象受刑者の特性、地域性、活用可能な社会資源等の状況を考慮した実践的なプログラムを策定した上で、具体的な指導を行っており、実施に当たっては、関係機関や民間の専門家等を指導者として招へいするなどして、指導内容の充実に努めている。

(2) 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小・中学校の教育内容に準じた補習教科指導を実施しているほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、特別教科指導を実施している。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。

松本少年刑務所内には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。また、2庁の刑事施設では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施し、そのうち1庁は全国の刑事施設から希望者を募集し、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与される。

(3) 民間の篤志家による教育活動等

被収容者に対する改善指導、教科指導等の各種指導は、単に施設の職員によって行われるだけでなく、篤志面接委員などの民間の篤志家の協力の下に実施され

ている。また、宗教教誨については、民間の篤志の宗教家である教誨師の協力の下に実施されている。これら篤志家の活動状況は、別表(1)及び(2)のとおりである。

別表(1) 篤志面接指導実施状況

(令和2年)

区 分	実 施 回 数				委 員 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	人 数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘置所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	6,294	1,941	8,235	△4,035	978	△38
婦 人 補 導 院	1,624	2,675	4,299	△1,923	415	△18
計	0	0	0	0	3	0
	7,918	4,616	12,534	△5,958	1,396	△56

別表(2) 宗教教誨実施状況

(令和2年)

区 分	実 施 回 数				教 誨 師 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	人 数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘置所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	6,520	5,559	12,079	△3,522	1,613	△12
婦 人 補 導 院	574	883	1,457	△641	311	△16
計	0	0	0	0	1	0
	7,094	6,442	13,536	△4,163	1,925	△28

5 刑務作業の運営状況

国内の経済状況は、「新型コロナウイルスの影響を受け、個人消費の回復頭打ちで景気の持ち直しはやや鈍化している。」との基調判断がなされており、令和2年度の解約・減産発生件数は117件、影響人員は1,128人であり、昨年度と比較すると影響人員は増加している。

このような状況下、刑務作業は、作業量の確保と受刑者の改善更生及び社会復帰のために、有用な作業の導入に向けた受注活動を活発に行うとともに、職業訓練の充実を図り、受刑者の就労に資する取組を行っている。

昭和58年に開始した財団法人矯正協会刑務作業協力事業部（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）による原材料提供に係る作業、いわゆる事業部作業は、令和2年度で37年を経過したが、事業部作業の充実を図ることが、作業量の確保にもつながることから、受注作業の拡大、消費者ニーズに応じた製品の開発など、事業部作

業の運営基盤の強化に取り組んでいる。

刑務所の経費と作業収入

年 度	作業収入費 (千円)	収 容 費 (千円)
平成22	4,687,029	49,891,312
23	4,490,824	48,018,553
24	4,374,415	47,797,292
25	4,241,199	47,328,617
26	4,139,640	47,345,203
27	4,026,633	47,525,233
28	3,973,512	46,431,566
29	3,899,471	44,771,586
30	3,751,753	43,451,788
令和元	3,525,298	43,330,386
2	2,800,403	44,153,479

(注) 収容費は、都道府県警察実費弁償金も含む。

作業製品需要先別調定額

年 度	部内自給 A (千円)	官公需 B (千円)	民 需 C (千円)	計 (千円)	計に対する比率 (%)		
					A	B	C
平成22	5,742	1,168,368	3,512,844	4,686,954	0.1	24.9	75.0
23	4,529	1,114,625	3,371,647	4,490,801	0.1	24.8	75.1
24	5,959	1,064,856	3,303,617	4,374,432	0.1	24.4	75.5
25	5,717	1,055,313	3,180,189	4,241,219	0.1	24.9	75.0
26	4,733	899,969	3,234,938	4,139,640	0.1	21.7	78.2
27	3,269	860,052	3,163,242	4,026,563	0.1	21.4	78.5
28	3,324	871,378	3,098,660	3,973,362	0.1	21.9	78.0
29	4,952	907,904	2,986,709	3,899,566	0.1	23.3	76.6
30	4,547	969,452	2,776,676	3,751,675	0.1	25.9	74.0
令和元	4,596	900,917	2,619,785	3,525,298	0.1	25.6	74.3
2	3,732	739,254	2,057,416	2,800,403	0.1	26.4	73.5

(注) 官公需には、事業部作業を含む。

6 職業訓練の実施状況

受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会復帰に資することを目的として、職業訓練を実施している。

毎年、指導技能等について創意工夫を重ね、一般社会の労働需要及び受刑者の資質に応じた訓練内容の充実を図っている。

令和2年度は、溶接科、フォークリフト運転科、自動車整備科、内装施工科、建築塗装科等の職業訓練を実施し、訓練修了人員は、11,288人であった。

なお、ボイラー技士、溶接技能者、自動車整備士、電気工事士、理容師、介護職員実務者研修修了者等の免許・資格を延べ6,249名が取得した。

7 就労支援

受刑者の出所時の就労確保に向けて、平成18年度から刑事施設に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、保護観察所及びハローワークと連携して、支援対象者の希望や適性に応じ、計画的に就労支援を行っている。令和2年は、3,527人に対して就労支援を実施し、延べ1,065人が在所中からの就職内定に結び付いた。

また、平成27年度から、ハローワークの職員が刑事施設に駐在して支援を行う就労支援強化矯正施設の取組も実施されており、令和2年度は35庁において駐在支援が実施された。

さらに、平成28年11月から、東京及び大阪矯正管区において矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）が稼働を開始し、令和2年7月から、全国8矯正管区において運用を開始している。コレワークでは、受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、広域的な就労支援等に取り組んでいる。令和2年度は、企業等から1,715件の相談を受け付け、118件の採用内定に結び付いた。

コレワークにおいては、出所者等の雇用に関心を持つ企業等に対する広報活動も積極的に展開しており、令和2年度は、全国で雇用支援セミナー及び個別相談会を38回実施し、延べ253人が参加した。

8 国際受刑者移送制度

欧州評議会の受刑者移送条約の発効及び国際受刑者移送法等の施行に伴い、平成15年6月に国際受刑者移送制度の運用が開始された。

平成22年8月にはタイとの間で受刑者移送条約が発効し、平成28年2月にはブラジルとの間で、同年8月にはイランとの間で、令和2年8月にはベトナムとの間で、それぞれ受刑者移送条約が発効した。

同制度には、外国で服役している日本人受刑者を我が国の刑事施設に受け入れて刑の執行を共助する「受入移送」及び我が国で服役している外国人受刑者をその本国へ移送して刑の執行の共助を嘱託する「送出移送」があるところ、実績は以下のとおり。

(1) 受入移送

制度運用開始後令和2年末までの累計は10人（3か国）である。（直近では平成30年に1人実施）

(2) 送出移送

令和2年は8人（6か国）（令和元年は41人）実施し、制度運用開始後令和2年末までの累計は466人（34か国）である。

1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における保安及び収容状況

(1) 収容状況

少年施設における収容状況等については、少年院の一日平均収容人員は対前年162人減の1,616人、少年鑑別所の一日平均収容人員は対前年35人減の343人となっている。

(2) 保安状況

令和2年の保安事故件数は、少年院0件、少年鑑別所1件（自殺1件）であった。近年における少年非行の多様化、複雑化の傾向に鑑み、少年施設の警備力を充実・強化するため、施設職員を対象とした保安研修の実施等を通じ、良好な保安状況の維持に努めている。

2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域援助充実施策

(1) 鑑別の状況（別表(1)～(2)）

令和2年中に全国の少年鑑別所で受け付けた鑑別対象者は、家庭裁判所からの請求によるものが5,742件、法務省・厚生労働省関係機関からの依頼によるものが3,845件となっている。

なお、少年鑑別所の新収容者のうち、精神障害ありと診断された少年は1,031人（21.0%）であり、その比率は前年（18.0%）より増加傾向にある。

(2) 法務省式ケースアセスメントツールの運用の充実

平成20年度から再犯・再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するために、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の開発を進め、平成25年8月から全国の少年鑑別所において運用を開始した。

また、平成27年6月から性非行を犯した少年に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））の運用を全国の少年鑑別所において開始した。平成30年度から、少年院におけるMJCAの再評価に係る調査を行い、少年院における矯正教育の効果検証等への活用に係る検討を進めている。

(3) 法務省式心理テスト維持管理作業

平成27年度から3か年計画で、法務省式人格目録（MJPI）、法務省式態度検査（MJAT）及び法務省式適応資源尺度（MJAR）の改訂作業を進めており、平成29年度においては、システムの改修及び解釈手引の整備等が行われた。平成30年度は、法務省式心理検査を活用した、鑑別対象者の保健医療、福祉、修学就労に資するアセスメントの在り方について検討を行った。この検討に基づき、令和2年度は「社会復帰支援チェックシート」の試行を行い、試行結果を取りまとめた。

(4) 鑑別業務充実化作業

少年鑑別所法下における鑑別、観護処遇及び地域援助について運用の在り方を

検討した。

鑑別事例集第48集（保護処分過程で、福祉的支援が必要とされた事例）の発刊作業を進めたほか、「行動観察が鑑別判定や対象者理解に役立った事例」を特集テーマとした鑑別事例集第49集の編集作業も行った。

(5) 地域援助業務の状況

少年鑑別所においては、平成27年6月に少年鑑別所法が施行され、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務（以下「地域援助」とする。）が本来業務として規定されたことから、更生保護関係機関、学校関係機関、児童福祉機関等の関係機関との連携強化を図り、地域援助業務の充実に努めている。

平成30年度は、暴力行為や性的な問題行動のある児童・生徒に対する専用のワークブックを改訂し、冊子化して各庁に配備した。また、令和元年度は、「窃盗、薬物、交友、ルール」の4種類のワークブックを作成し、試行を開始した。

なお、令和2年中の地域援助実施件数は、11,527件であった。

(6) 在所者に対する学習用教材の作成

在所者に対する学習の支援については、これまで各庁において使用する学習用教材を整備して行ってきたところ、「再犯防止に向けた総合対策」の少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援としてその重要性が高まっていること等に鑑み、在所者に対する学習用教材について、平成25年に作成し、平成26年の改訂作業を反映して、平成27年から全国の少年鑑別所において活用している。また、平成30年度において、その内容の一部を改訂した。

(7) 少年鑑別所在所者に対する修学支援

少年鑑別所在所者に対する修学支援については、「再犯防止推進計画」において、矯正施設在所者の円滑な学びの継続として重要視されているところ、平成30年度に「修学支援ハンドブック」を作成し、希望する全在所者に配布し、少年鑑別所在所中から継続的な修学支援を実施できる体制整備の強化を図っている。

別表(1)

少年鑑別所鑑別受付人員年間対比

年次	受 付 人 員			
	家裁関係	法務省関係	一般依頼	計
平成24	12,962	9,443	27,726	50,131
25	12,242	9,096	27,571	48,909
26	11,108	8,812	29,785	49,708
27	10,112	7,097(**)	-(*)	-(*)
28	8,834	6,089(**)	-(*)	-(*)
29	8,083	5,636(**)	-(*)	-(*)
30	7,477	5,409(**)	-(*)	-(*)
令和元	6,425	4,633(**)	-(*)	-(*)
2	5,742	3,845	-(*)	-(*)

(*) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、地域社会一般からの依頼による鑑別については、地域援助として分類されることとなったため本表には計上しない。

(**) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、法務省関係の受付人員に厚生労働省関係からの依頼を加えて計上している。

別表(2)

少年鑑別所新収容者の精神状況

(令和2年)

区分	精神障害のない者	精神障害者	内 訳					不詳	合計
			知的障害	人格障害	神経障害	経性害	発達障害		
人員	3,751	1,031	281	16	17	503	214	130	4,912
百分率(%)	76.4%	21.0%	5.7%	0.3%	0.3%	10.2%	4.4%	2.6%	100.0%

(注) 不詳は、主として観護措置の取消し又は変更及び他の少年鑑別所への移送等により当該少年鑑別所で精神診断を行わなかったものである。

また、端数処理上合計が100にならないことがある。

3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援充実施策

(1) 処遇プログラム等の充実

特定の事情（被害者関係、薬物非行、性非行、暴力、家族関係、交友関係）を有する在院者に対し、その事情の改善を図る生活指導を実施している。同指導のうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、それぞれ重点指導施設（薬物非行防止指導：11庁、性非行防止指導：2庁）において、重点的かつ集中的な指導を実施した。

また、平成28年6月、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定したほか、平成29年度には、女子少年に対し女性に特徴的な問題等に配慮した各種プログラムを確定するなど、在院者の特性に応じた処遇の充実を図っている。平成30年度からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

(2) 教科指導の充実

高等学校卒業程度認定試験の受験指導体制を充実させるため、平成27年度から新潟少年学院に受験コースを設け、平成29年度には多摩少年院、平成30年度にはさらに拡大し合計13庁に設置した。

(3) 関係機関との連携

家庭裁判所をはじめとする関係諸機関との連携を強化するため、矯正管区主催の少年矯正施設と関係機関との連携会議、少年院と児童自立支援施設との職員交流研修及び少年院における処遇ケース検討会等を実施した。

(4) 社会復帰支援の充実

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい在院者に対して、就労・修学支援のほか、帰住先の確保、医療・福祉機関等との連携による支援を継続的に実施した。特に、修学支援については、平成28年度から修学に対する動機付けを高めるための「修学情報ハンドブック」を全在院者に配布しているほか、平成30年度に改訂を行い、少年鑑別所在所中から修学支援を実施できる体制としたほか、在院者の進学等の希望に合致する高等学校等の情報を当該在院者に提供する体制（通称：修学支援デスク）を整備するなど、積極的な支援に努めている。

4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化

少年院に送致された者に対する保護観察期間の満了に至るまでの継続的な指導・支援等のために、生活環境の調整等の充実強化に取り組んでいるほか、沼田町就業支援センターの処遇の充実・入所者選定に係る連携、少年鑑別所から保護観察所に対する鑑別結果通知書等の写しの送付、少年鑑別所における保護観察対象者の雇用などを実施している。

矯正医療管理官

法務省組織令第34条、第39条 法務省組織規則第12条

1 保健医療

(1) 被收容者の保健衛生及び医療

一般の矯正施設には医官等の医療関係専門職員を配置するとともに、専門的医療を実施する医療刑務所を全国4か所に、第3種少年院を全国2か所に設置し、また、必要に応じ、外部の医療機関において診療を実施するなど、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生及び医療上の措置を実施するよう努めている。

ア 被收容者の死亡数

被收容者の死亡数は、前年対比約16パーセント増の265人となっている。死因は、脳出血、心臓疾患等の循環器系疾患及び悪性新生物が全体の約57%を占めている。被收容者の高齢化、生活習慣病患者の増加等を踏まえつつ、良好

な健康状態を保つよう努めている（別表(1)及び(2)）

別表(1) 被収容者月別死亡数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
拘刑 置務 所所	既決	23(23)	19(16)	29(16)	20(13)	21(19)	7(15)	15(16)	23(16)	15(15)	15(21)	21(16)	25(16)	233(202)
	未決	6(2)	5(3)	3(3)	2(1)	1(3)	1(1)	1(1)	1(3)	2(1)	2(2)	0(4)	7(2)	31(26)
少年 院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年 鑑別 所	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1(0)
婦人 補導 院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	29(25)	24(19)	33(19)	22(14)	22(22)	8(16)	16(17)	24(19)	17(16)	17(23)	21(20)	32(18)	265(228)	

(注) ()内の数字は、令和元年中の数字を示す。

別表(2) 被収容者死因別死亡数

年次	悪新 生物 性疾	循環器 系疾	呼吸器 系疾	消化器 系疾	泌尿器 系疾	その他	計
28	105	66	31	26	2	46(1)	276(1)
29	92	46	31	18	11	54(1)	252(1)
30	95	60	24	17	11	49(1)	256(1)
令和元	84	44	25	15	12	48	228
2	107	43	29	23	10	53(1)	265(1)

(注) ()内の数字は、少年の死亡数を示し、内数である。

イ 感染症対策

感染症に係る啓もう教育及び健康診断の充実により患者の早期発見に努めるとともに、患者発生時には、病態に応じた適切な治療を行うほか、消毒や隔離等の措置を講じることによって、二次感染の防止に努めている。

(2) 矯正医官修学生

この制度は、矯正施設における医師の充足を図るため、医学を専攻する大学生で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し修学資金（月額150,000円）を貸与するもので、昭和36年から実施している。令和2年度の矯正医官修学生は、5年生3名及び4年生1名の計4名である。

なお、令和2年12月末日現在、修学資金の貸与を受けた者で、矯正施設に勤務している者は1人である。

(3) 准看護師の養成

東日本成人矯正医療センター准看護師養成所

矯正施設における看護職員の充足を図るため、矯正施設に勤務する職員の中から、適当な者を選考して同所に入所させ、准看護師となるのに必要な知識及び技能を習得させることを目的として、昭和41年度から開設している。その修学年限は2年である。

なお、令和2年3月末日現在、同所を卒業した准看護師は1,087人である

2 給 養

令和2年度の食費（1人1日当たり）は、次の表のとおりである。このほか誕生日、祝祭日及び正月には、加給食を別途給与している。また、病者等の副食費については、必要により特別増額を行っている。

被收容者1人1日当たりの食費

(令和2年度)

区 分	主 食 費 円 銭	副 食 費 円 銭	計 円 銭
刑務所（成人）	101.50	431.67	533.17
少年院	116.47	501.54	618.01
少年鑑別所	108.91	513.70	622.61
	95.85	493.12	588.97

更生支援管理官

法務省組織令第34条、第38条

1 再犯防止の現状

「再犯防止に向けた総合対策」において、令和3年までに出所受刑者の2年以内再入率を16%以下にすることが政府目標として掲げられているところ、令和元年出所者では15.7%と、調査の開始（昭和34年）以降、最も低い数値を記録し、政府目標を達成した。一方、再入者率（新受刑者数に占める再入者数の割合）は、近年59%台で推移していたところ、令和元年は58.3%と前年より1.4ポイント減少した。

新受刑者中の再入者数及び再入者数

年 次	新受刑者数	再入者数	
		再入者数	再入者率
平成29年	19,336	11,476	59.4
30	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3

出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

年 次 (出所年)	2年以内 再入者数	2年以内 再入率
平成29年	3,712	16.9
30	3,396	16.1
令和元年	3,125	15.7

令和元年出所者の2年以内再入率について、主な罪名としては、「覚醒剤取締法違反」（15.8%）、「傷害・暴行」（15.3%）、「窃盗」（21.8%）が挙げられ、特性別では、「高齢（65歳以上）」（19.9%）が全体（15.7%）よりも高くなっている。

主な罪名（覚醒剤取締法違反，性犯罪，傷害・暴行，窃盗）
 ・特性（高齢〔65歳以上〕，女性，少年）別2年以内再入率

罪名・特性	年次		
	平成29年	30	令和元年
覚醒剤取締法違反	17.3	16.0	15.8
性犯罪	8.2	8.4	6.3
傷害・暴行	15.4	16.7	15.3
窃盗	22.9	21.8	21.8
高齢	22.3	20.4	19.9
女性	11.8	11.7	11.3
少年	9.9	9.7	10.1

2 再犯防止施策

(1) 地方公共団体との連携強化

矯正局から矯正管区を通じ，地方公共団体に対し，矯正局が保有する統計データや警察庁犯罪統計データのほか，地方公共団体の求めに応じて，被收容者支援に必要な個人情報についても適切な取扱いに十分配慮した上で提供を行っている。さらに，令和2年12月には，矯正施設と自治体等が連携した取組について一般の方々へ広く紹介することを目的に，「矯正施設と自治体等が連携した取組事例集」を発行した。

(2) 農福連携・居住支援

ア 農福連携

農福連携では，犯罪をした者等の就労先の確保のための施策の一つとして，障害者雇用における農業と福祉の連携を参考に，法務省及び農林水産省が連携して刑務所出所者等の就農に向けた取組を進めている。

イ 居住支援

居住支援では，令和元年に設立された全国居住支援法人協議会に法務省及び関係する民間団体が加わった「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」が設立され，令和2年8月に第1回目の協議会が開催されるなど，居住支援における官民の動きが活発に見られている。また，矯正管区においては，地域で開催される居住支援法人協議会等に参画し，地方整備局等，地方厚生局及び地方更生保護委員会との連携体制構築に取り組んでいる。

なお，平成29年から令和元年までの刑務所出所時に帰住先のない者の数及び割合は，次の表のとおりである。

刑務所出所時に帰住先のない者の数
及びその割合

年次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成29年	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)

(3) 刑事情報連携データベースシステムの活用推進

検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携する刑事情報連携データベースシステム（SCR P）について、より一層の活用推進を目的とし、効果検証センターと共同してSCR P活用マニュアルを作成した。

(4) 効果検証に基づく施策の推進

効果検証センターにおける効果検証業務について、年間計画の取りまとめや矯正局関係課室と効果検証センター間における連携の充実を図った。

参事官

法務省組織令第12条

〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉

省令案の作成及び改正

- (1) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正し（令和2年法務省令第11号）、黒羽刑務所の二部制への改編、首席矯正処遇官の再編、次席矯正処遇官の廃止及び医務部の廃止、東日本成人矯正医療センターの医療第一部及び医療第二部の設置、東京拘置所総務部の調査官の増設、宮城刑務所、千葉刑務所、京都刑務所及び神戸刑務所の次席矯正処遇官の新設、高松刑務所医務部の医療第四課の新設、栃木刑務所及び和歌山刑務所の医務課の医療課への名称変更及び保健課の新設、西条刑務支所の庶務課及び医務課の新設、統括矯正処遇官の数の変更並びに長野拘置支所及び鶴岡拘置支所の廃止を行った。
- (2) 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正し（令和2年法務省令第12号）、月形学園の廃止、統括専門官の数の変更、鳥取少年鑑別所の分所化に伴う少年鑑別所の名称及び位置に関する規定並びに分所の名称及び位置に関する規定等の変更、青森少年鑑別所の首席専門官の廃止、広島少年鑑別所及び高松少年鑑別所の医務課の廃止並びに千葉少年鑑別所及び東京西少年鑑別所の地域非行防止調整官の新設を行った。
- (3) 矯正研修所組織規則の一部を改正し（令和2年法務省令第13号）、矯正研修所の教官の数の変更、研修企画課の研修企画第一課への改称及び研修企画第二課の新設を行った。
- (4) 矯正管区組織規則の一部を改正し（令和2年法務省令第14号）、札幌矯正管区、仙台矯正管区、名古屋矯正管区、広島矯正管区、高松矯正管区及び福岡矯正管区

- に、矯正就労支援情報センター室を新設した。
- (5) 警察拘禁費用償還規則の一部を改正し（令和2年法務省令第20号）、監獄費から都道府県に償還すべき費額を1人1日につき1,740円から1,760円に改めた。
 - (6) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和2年法務省令第19号）、手当金（死亡手当金及び障害手当金）の額の算出の基礎となる額（支給基礎日額）を3,950円から3,970円に改めた。
 - (7) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和2年法務省令第42号）、同規則第64条第3号に掲げられている道路交通法の条文を、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正に合わせて改めた。
 - (8) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和2年法務省令第51号）、同規則第36条第5号に規定されている制止等の措置に必要な警備用具のうち、催涙ガス筒及びその発射機を廃止するとともに、同規則第83条において電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を許すことのできる具体的事由を列挙しているところ、受刑者が国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者が相手方である場合を新たに加えるなどした。
 - (9) 少年院法施行規則の一部を改正し（令和2年法務省令第53号）、附属ひもの材質等を改めた。
 - (10) 少年院法施行規則の一部を改正し（令和2年法務省令第59号）、法務大臣に対する救済の申出書への指印又は押印を廃止した。
 - (11) 少年鑑別所法施行規則の一部を改正し（令和2年法務省令第54号）、附属ひもの材質等を改めた。
 - (12) 少年鑑別所法施行規則の一部を改正し（令和2年法務省令第60号）、法務大臣に対する救済の申出書への指印又は押印を廃止した。

〈重要施策の概要〉

1 保護観察の充実強化

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対するしよく罪指導の実施、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、担当保護司の複数指名等を実施している。

さらに、保護観察対象者に対し特性に応じた効果的な指導・支援を行うためのアセスメント・ツール（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）を開発し、令和3年1月から実施している。

2 生活環境の調整の充実強化

平成29年12月15日、再犯防止推進計画が閣議決定され、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、適切な帰住先を確保するための取組の充実を図る旨が盛り込まれた。また、令和元年12月23日には、犯罪対策閣僚会議において再犯防止推進計画加速化プランが策定され、生活環境の調整を充実強化させて仮釈放の積極的な運用を図るほか、あわせて満期釈放者に対する受け皿等の確保に努めることとされた。

更生保護官署においては、上記決定等を踏まえ、保護観察所における受刑者等の釈放後の生活環境の調整が一層促進されるよう、地方更生保護委員会において更生保護法第82条第2項及び第3項に基づく調査・調整を積極的に行うなどの取組を進めている。

また、四国地方更生保護委員会においては、高松矯正管区と連携し、満期釈放予定で帰住先がなく更生保護施設への帰住を希望する者について、管内の施設で入所調整を行い、可能な者は釈放と同時に確実に受け入れる仕組みを、令和元年8月から開始した（四国ポータル・プラン）。

3 自立更生促進センター及び就業支援センターの運営

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する自立更生促進センター及び主として農業等の職業訓練を行う就業支援センターを設置・運営している。

自立更生促進センターは、福岡県北九州市の「北九州自立更生促進センター」（平成21年6月開所）及び福島県福島市の「福島自立更生促進センター」（平成22年8月開所）の2か所、就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」（平成19年10月開所）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（平成21年9月開所）の2か所である。

4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化

覚醒剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、平成20年6月から、簡易薬物検出検査及び認知行動療法に基づく教育課程を一体のものとして運用する覚せい剤事犯者処遇プログラムを特別遵守事項に定めて実施してきたところ、平成28年6月からは、刑の一部の執行猶予制度の施行に伴い、名称を薬物再乱用防止プログラムに変更し、特別遵守事項に定めて実施する対象を規制薬物等の自己使用事案及び所持事案に拡大した。また、同プログラムの実施対象者以外の者や同プログラムを修了した者であって規制薬物に対する親和性・依存性が認められる者については、自発的意思に基づいて、簡易薬物検出検査を実施している。さらに、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に関して、地域の医療・保健・福祉機関、民間支援団体と保護観察所等の刑事司法機関との有効かつ緊密な連携体制を整備するため、平成27年11月に法務省と厚生労働省との共同で「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、平成28年4月から実施している。

5 就労支援の推進

(1) 更生保護就労支援事業等

刑務所出所者等に対する就労支援として、刑務所出所者等総合的就労支援対策に加え、民間法人等に委託することで、矯正施設在所中から就職後の職場定着に至るまで、専門家による継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」を実施している。平成23年度は全国3か所において実施していたところ、平成26年度からは対象地域を9か所に拡大して本格実施を開始し、令和2年度は対象地域19か所（札幌、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡及び沖縄）で実施した。また、平成24年1月から、東日本大震災被災地域（岩手、宮城及び福島）において、被災地域の事情を踏まえた「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を開始し、刑務所出所者等の更なる就労の確保を図った。

(2) 刑務所出所者等就労奨励金支給制度

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対し1年間で最大72万円を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入し、協力雇用主のもとでの就労の拡大を図っている。

6 住居確保支援の推進

(1) 更生保護事業の適切な運営等について

平成30年から令和元年にかけて、全国103の更生保護施設について常勤補導職員配置基準を1名増やすとともに、更生保護事業を営む者に対する助言、指導及び監督に加え、薬物事犯者等の特定の類型に当たる者を受け入れた場合における委託費の加算措置を通じて、更生保護施設における刑務所出所者等の受入れを促進した。

また、平成29年5月16日から更生保護施設を退所するなどして地域にその生活基盤を移行した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し、継続的に生活相

談に応じ、又は生活指導を行うフォローアップ事業を、更生保護事業法に基づき所要の手続を行った事業者（更生保護施設を設置・運営する者）に委託し、更生保護施設を退所した者等に対する継続的な支援を行っている。

さらに、更生保護事業（施設整備事業）費補助金の交付を通じて更生保護施設整備計画を推進するとともに、更生保護施設職員研修の実施による施設職員の資質向上を図った。

(2) NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について

更生保護施設における受入れを促進していくことに加え、あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する住居を活用し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」を通じて、帰るべき場所のない刑務所出所者等の多様な受入れ先を確保した。

7 高齢者・障害のある者等への支援の充実

高齢者・障害のある者等の支援については、矯正施設入所中からの矯正施設、保護観察所および地域生活定着支援センターの連携による特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援に引き続き努めたほか、平成30年から、保護観察所19庁（令和2年4月現在23庁）に更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行う特別支援ユニットを整備し、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」への取組を開始した。

8 地方公共団体と連携した再犯防止の推進

保護観察所において、地方検察庁、矯正施設と連携しながら、令和2年は、主に都道府県、政令指定市を中心に再犯防止への取組に向けた協議や情報交換を重ね、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の策定や36か所の地方公共団体での地域再犯防止推進モデル事業の実施及び効果検証に協力した。

9 保護司の適任者確保について

近年、保護司人員が減少傾向にあることに加え、保護司からも適任者の確保が困難になっているとの声がある中、保護司の安定的確保は喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」（令和2年2月27日）に基づき更生保護法人全国保護司連盟と共働し、保護司の適任者確保に向けた取組を緊急的かつ強力に推進するための緊急対策本部を設けた。さらに、令和2年度には、更生保護官署と保護司組織が、その緊密な連携の下、なしうる取組や社会資源を総動員して、これまで以上に積極的に行動するため地方対策本部の設置を進めた。

〈会 同〉

月 日	件 名	協 議 会 事 項
4.17	地方更生保護委員会事務局 局長協議会（テレビ会議 システム使用）	1 保護司の適任者確保のための方策について 2 再犯防止推進計画加速化プランに対する効果的な取組方策について
6.4	地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同 （テレビ会議システム使用）	1 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた業務の現状及び課題と今後を見据えた対応策について 2 重大な再犯の防止を徹底するための方策について 3 犯罪被害者等の思いに応える制度運用について
6.19	地方更生保護委員会委員長会同（テレビ会議システム使用）	1 仮釈放の積極化の推進と82条調査・調整の拡充について 2 新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化を踏まえた今後の更生保護の在り方について 3 その他当面する諸課題について
10.14・15	地方更生保護委員会委員長会同	1 満期釈放者対策の推進について 2 コロナ禍における保護司適任者確保の取組の推進について 3 その他当面する諸課題について
11.25・26	地方更生保護委員会事務局 局長会同（テレビ会議システム使用）	現下の課題を踏まえた満期釈放者対策の充実化策について
12.1・3・ 15・17・18	地方更生保護委員会事務局 局首席・統括審査官等及び 保護観察所首席・統括 保護観察官会同（テレビ 会議システム使用）	1 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた保護観察及び生活環境調整の在り方について 2 特別調整対象者に対する仮釈放の適正な運用等について

総務課

法務省組織令第40条、第41条 法務省組織規則第13条

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理

常時各庁の事務処理状況の把握に努め、職員の配置及び服務、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達を発し、質疑に対する回答を行った。

2 法令の改正等

(1) 令和2年3月30日付け法務省令第15号をもって保護観察所組織規則の一部が改正され、盛岡、東京及び大阪保護観察所にそれぞれ統括社会復帰調整官1人が増設され、同年4月1日から適用された。また、令和2年3月30日付け法務省令第16号をもって地方更生保護委員会事務局組織規則の一部が改正され、関東、中部及び近畿地方更生保護委員会にそれぞれ調整指導官1人が増設され、同年4月1日から適用された。

(2) 令和2年6月25日付け法務省令第41号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、委託事務費の単価が改められ、令和2年4月1日から適用された。

また、令和2年7月27日付け法務省令第44号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、令和2年度補正予算（第2号）において、更生保護施設における新型コロナウイルス感染症拡大下での処遇体制を推進するための経費が予算措置されたことに伴い、委託事務費の単価が改められたほか、同感染症の影響により就業すること等が困難である被保護者を更生保護施設に委託した場合の委託費の支弁について加算する旨の規定が新設され、令和2年6月12日から適用された。

3 保護司・更生保護法人役員等の表彰

長年、更生保護事業に従事し、功績のあった保護司・更生保護法人役員・更生保護女性会役員・協力雇用主等に対する表彰として、令和2年は、叙勲231人、藍綬褒章271人、法務大臣表彰1,000人の顕彰が行われた。

4 常時恩赦

令和2年中の常時恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである。

常時恩赦の受理及び処理状況（令和2年）

区 分	受 理 受						処 理 当										未 処 理			
	総 数	繰 越	新 受				総 数	相 当				不 相 当				そ の 他				
			計	特 赦	減 刑	刑 の 執 行 の 免 除		復 権	計	特 赦	減 刑	刑 の 執 行 の 免 除	復 権	計	特 赦			減 刑	刑 の 執 行 の 免 除	復 権
総 数	176	81	95	21	42	6	26	118	7	-	-	-	7	110	20	72	6	12	1	58
保護観察所	20	3	17	-	-	-	17	11	6	-	-	-	6	5	-	-	-	5	-	9
刑事施設	138	75	63	17	42	4	-	94	-	-	-	-	93	16	72	5	-	-	1	44
検 察 庁	18	3	15	4	-	2	9	13	1	-	-	-	1	12	4	-	1	7	-	5

5 恩赦出願期間短縮

令和2年における恩赦出願期間短縮願は、受理総数9人、既済人員8人である。

6 即位の礼に当たり行われた特別基準恩赦

標記特別基準恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである（特別基準恩赦の概要は、法務年鑑（令和元年）168,169ページ参照）。

特別基準恩赦の受理及び処理状況

上申期間 自 令和元年10月22日

至 令和2年7月21日

最終処理 令和2年12月18日

区 分	受 理 総 数	処 理					
		相 当			不 相 当		
		計	刑の執行 の免除	復 権	計	刑の執行 の免除	復 権
総 数	100	28	8	20	72	10	62
検 察 庁	100	28	8	20	72	10	62
保護観察所	-	-	-	-	-	-	-

7 医療観察

心神喪失者等医療観察法に基づく生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の各処理状況の推移は、次の表のとおりである。

医療観察における処理状況の推移（事件別）（平成23年～令和2年）

事件別	年次	開始件数	終結件数	年末係属件数
生活環境 調査事件	平成23年	431 (16)	413 (19)	90 (1)
	平成24年	375 (20)	403 (19)	62 (2)
	平成25年	396 (8)	387 (8)	71 (2)
	平成26年	367 (11)	368 (13)	70
	平成27年	339 (13)	351 (10)	58 (3)
	平成28年	362 (11)	353 (13)	67 (1)
	平成29年	388 (21)	372 (20)	83 (2)
	平成30年	308 (15)	335 (13)	56 (4)
	令和元年	299 (8)	294 (11)	61 (1)
	令和2年	336 (11)	321 (12)	76
生活環境 調整事件 (居住地)	平成23年	280	167	642
	平成24年	263	237	668
	平成25年	276	202	742
	平成26年	267	239	770
	平成27年	261	303	728
	平成28年	243	246	725
	平成29年	277	246	756
	平成30年	246	264	738
	令和元年	223	206	755
	令和2年	239	201	793
精神保健 観察事件	平成23年	180	174	530
	平成24年	226	206	550
	平成25年	203	197	556
	平成26年	234	200	590
	平成27年	287	210	667
	平成28年	239	220	686
	平成29年	236	257	665
	平成30年	257	266	656
	令和元年	200	235	621
	令和2年	202	247	576

注1 生活環境調査事件の欄の（）内は、法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る件数であり、内数である。

注2 事件移送による開始及び終結を除く。

8 犯罪被害者等施策

(1) 実施状況

令和2年の実施状況は、次のとおりである。

	実 施 状 況
意見等聴取制度	地方更生保護委員会が被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取した件数 311件
心情等伝達制度	保護観察所が被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達した件数 155件
更生保護における被害者等通知制度	地方更生保護委員会が仮釈放等審理について被害者等に通知した件数 3,938件 保護観察所が加害者の保護観察中の処遇状況等を被害者等に通知した件数 7,206件
相談・支援	保護観察所が犯罪被害者等からの相談に応じ関係機関等の紹介等の支援を実施した件数 1,473件

(2) 研修等の実施

ア 令和2年度新任被害者担当官等勉強会

令和2年6月、法務省において、全国の新任の被害者担当官等に対し、犯罪被害者等施策に関する勉強会をテレビ会議システムを用いて実施した。

イ 令和2年度被害者担当保護司研修

令和2年9月、法務省において、全国の被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等への配慮の在り方等に関する研修をテレビ会議システムを用いて実施した。

9 更生保護制度についての調査研究

更生保護制度の充実を図るため、主要各国の更生保護制度等の情報及び資料の収集整備その他の調査研究を行った。

更生保護振興課

法務省組織令第40条、第42条 法務省組織規則第14条

1 令和2年度保護司等中央研修会

令和2年9月9日、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、代表受領者のみ法曹会館に参集し、功労者の顕彰が行われるとともに、「令和時代の保護司への期待」をテーマに識者と対談が行われた。同研修会の様子は、YouTubeにて生配信された。

2 地方別保護司代表者協議会

地方別保護司代表者協議会は、各地方において保護司の代表者の参集を求め、それぞれの地方において更生保護の活動を推進する上で当面する諸問題について研究協議を行い、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

3 第57回“日本更生保護女性の集い”

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年6月9日、有楽町朝日ホールにおける第57回“日本更生保護女性の集い”の開催に代え、更生保護女性会活動に功績のあった個人及び団体に対して日本更生保護女性連盟会長表彰の授与が個別に行われた。

4 令和2年度更生保護女性会員中央研修

更生保護の意義を確かめ、今後の更生保護女性会活動の一層の充実発展を期すため、東京都・アルカディア市ヶ谷私学会館において令和2年度更生保護女性会員中央研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止された。

5 BBS会におけるクラウドファンディングの活用の推進

再犯防止活動に対する民間資金の活用の一環として、BBS会におけるクラウドファンディングを推進している。具体的には、令和元年度中に行われたクラウドファンディングの成功事例などをマニュアルにまとめ、全国のBBS会に配布するとともに、法務省ホームページに掲載した。また、BBS会員にクラウドファンディングをより身近に感じてもらうために、クラウドファンディングに挑戦したBBS会員が出演する教材動画を、BBS会の各種研修向けに作成した。

6 更生保護女性会・BBS会新会員研修

平成23年度から導入された、「更生保護女性会・BBS会新会員研修」は、地区更生保護女性会又は地区BBS会に新たに入会した会員を対象として、更生保護の概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした研修であり、令和2年度は地域の実情にあわせて各保護観察所において実施された。

7 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、法務省が主唱して、毎年7月を強調月間として実施されている。

令和2年に第70回の節目を迎えた本運動は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、多くの人が参集したり対面したりする行事等の実施が困難となった

ものの、SNSを活用するなどの工夫により、いわゆる非接触型の活動を中心に、各地で活発な運動が展開された。

なお、第70回運動から、従来の実施要綱が次のとおり大幅に改訂された。

- ・ この運動が目指すこと
 - (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
 - (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること
 - ・ この運動において力を入れて取り組むこと
 - (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
 - (2) 保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
 - (3) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
 - (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
 - (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組
- 各地においては、関係機関・団体で構成される推進委員会を設置し、各種行事等を実施しているところ、その実施状況は次のとおりである。

(1) 推進委員会の設置状況

中央に127の関係機関・団体で構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県を単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）とした都道府県推進委員会が、また、市区町村等を単位とした地区推進委員会が設置された。

(2) 行事の実施状況

(中央推進委員会関係)

行 事 名	内 容
全国矯正展	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
第70回“社会を明るくする運動”キックオフイベント	7月1日、法務省において、本運動フラッグアーティストの谷村新司氏や、吉本興業所属芸人「よしもと社明アンバサダー」が出演するキックオフイベントを実施した。
官邸イベント「ミライの出会い」	7月21日、首相官邸において、安倍晋三内閣総理大臣、谷村新司氏、保護司及びBBS会員による官邸イベント「ミライの出会い～ウィズ・コロナ、ポスト・コロナにおける新しい『出会い』と『立ち直り』」を実施した。
作文コンテスト	全国の小中学生150,725人が参加
保護観察官による更生保護出張講座	全国の福祉関係者等を主な対象として保護観察官による更生保護に関する講座を開催した。

(地方推進委員会関係)

行 事 名	推進委員会	
	回数	参加人員
推 進 委 員 会 議	1,555	27,366
街 頭 活 動 等	13,081	128,070
講 演 会 等	2,948	62,235
非 行 防 止 教 室 等	1,536	63,910
各 種 行 事 等	8,081	293,575
C M 動 画 等 放 映 回 数	1,382,813	-
出 張 講 座	55	1,891
合 計	1,410,069	577,047

8 保護区数及び保護司定数

令和2年末における保護観察所別の保護区数及び保護司定数は、次の表のとおりである。

庁名	保護区数	保護司定数	保護司実数	充足率	庁名	保護区数	保護司定数	保護司実数	充足率
札幌	31	1,435	1,209	84.25%	大津	9	498	473	94.98%
函館	8	541	451	83.36%	京都	22	1,232	1,045	84.82%
旭川	12	724	614	84.81%	大阪	56	3,452	2,901	84.04%
釧路	16	860	771	89.65%	神戸	34	2,151	1,848	85.91%
計	67	3,560	3,045	85.53%	奈良	14	578	510	88.24%
					和歌山	10	654	607	92.81%
青森	11	630	549	87.14%	計	145	8,565	7,384	86.21%
盛岡	14	667	611	91.60%					
仙台	17	807	736	91.20%	鳥取	8	390	370	94.87%
秋田	12	715	664	92.87%	松江	9	510	507	99.41%
山形	11	666	626	93.99%	岡山	18	1,042	952	91.36%
福島	18	1,010	929	91.98%	広島	23	1,338	1,201	89.76%
計	83	4,495	4,115	91.55%	山口	13	850	802	94.35%
					計	71	4,130	3,832	92.78%
水戸	19	969	912	94.12%					
宇都宮	13	927	815	87.92%	徳島	9	506	475	93.87%
前橋	13	896	783	87.39%	高松	9	590	544	92.20%
さいたま	25	1,644	1,480	90.02%	松山	12	804	753	93.66%
千葉	26	1,418	1,250	88.15%	高知	15	600	512	85.33%
東京	33	4,375	3,343	76.41%	計	45	2,500	2,284	91.36%
横浜	45	2,001	1,687	84.31%					
新潟	21	1,055	930	88.15%	福岡	30	2,157	1,821	84.42%
甲府	13	490	468	95.51%	佐賀	8	550	514	93.45%
長野	19	1,015	956	94.19%	長崎	11	890	791	88.88%
静岡	28	1,495	1,323	88.49%	熊本	16	1,043	977	93.67%
計	255	16,285	13,947	85.64%	大分	12	660	599	90.76%
					宮崎	12	605	545	90.08%
富山	11	605	558	92.23%	鹿児島	15	910	829	91.10%
金沢	8	552	492	89.13%	那覇	8	615	568	92.36%
福井	10	435	416	95.63%	計	112	7,430	6,644	89.42%
岐阜	21	790	759	96.08%					
名古屋	42	2,389	2,198	92.01%	合計	886	52,500	46,358	88.30%
津	16	764	684	89.53%					
計	108	5,535	5,107	92.27%					

9 更生保護事業を営む者

- (1) 令和2年末における更生保護事業を営む者の数及び組織の状況は次の表のとおりである。

区 分	組 織 態 様 別 団 体 数			更 生 保 護 施 設 数
	更 生 保 護 法 人	非 更 生 保 護 法 人	計	
継 続 保 護 事 業 を 営 む	1	1	2	2
連 絡 助 成 事 業 を 営 む	15	1	16	…
一 時 保 護 事 業 を 営 む	1	-	1	…
継 続 保 護 事 業 及 び 一 時 保 護 事 業 を 営 む	96	2	98	100
連 絡 助 成 事 業 及 び 一 時 保 護 事 業 を 営 む	50	-	50	…
す べ て を 営 む	1	-	1	1
(合 計)	164	4	168	103

- (2) 天皇誕生日に際して、更生保護法人8団体（更生保護法人北見更生保護会、更生保護法人清心寮、更生保護法人更新会、更生保護法人東京実華道場、更生保護法人中協園、更生保護法人神戸学而園、更生保護法人佐世保白雲、更生保護法人豊州保護会）が、事業奨励のための御下賜金を拝受した。

- (3) 令和2年末における更生保護施設の状況は、次の表のとおりである。

地方別分布状況

区 分	全国	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
更 生 保 護 施 設 数	103	8	6	35	12	13	8	4	17
収 容 定 員	2,402	191	126	864	253	385	173	76	334

- (4) 令和2年度の収容保護状況は、次の表のとおりである。

区分	全国
総数 実人員	7,206
延人員	560,785

※実人員は、種別異動を除外している。

(5) 令和2年度更生保護事業関係予算は、次の表のとおりである。

区分	更生保護委託費										
	総額	入所委託								その他施設等	
		更生保護施設						緊急的住居確保分		食事 給与費	自立準備 支援費
		補導 委託費 (一般分)	補導 委託費 (加算分)	食事付 宿泊費	宿泊費	委託 事務費	支援計画 書作成費	宿泊費	食事 給与費		
単価 (円)	-	148.50	128.70	2,037.43	702.98	5,935.38	8,500	1,500	1,213	2,000	
金額 (千円)	5,430,965	88,753	16,652	1,034,182	63,321	3,547,377	25,883	176,400	102,232	235,200	

区分	更生保護委託費								更生保護 事業費 補助金
	入所委託				通所委託				
	その他施設等				薬物依存対策分				
	宿泊費	食事費 給与費	自立準備 支援費	補導援護費 (薬物依存 回復訓練分)	補導援護費 (職業訓練 委託分)	補導援護費 (薬物依存 回復訓練分)	通所等 処遇費 (薬物依存 回復プログラム)	通所等 処遇費 (生活相 談支援)	
単価 (円)	1,500	1,213	2,000	1,297	3,064	1,297	1,297	148.50	-
金額 (千円)	33,047	26,723	44,062	16,406	4,780	5,238	8,161	2,548	356,750

(6) 更生保護事業に関する地方別検討会（後期）の開催

全国を7ブロックに分け、令和2年2月12日から同月13日（東北）、同月18日から同月19日（北海道）、同月20日から同月21日（中部）、同月27日から同月28日（中国・四国）の日程で、標記地方別検討会が開催された。本地方別検討会は、平成30年から令和元年にかけて実施された、これからの更生保護事業に関する有識者検討会及び更生保護事業の在り方に関する意見交換会を踏まえ、保護局において全国の更生保護事業者と意見交換を行い、これからの更生保護事業が進むべき方向性を示すことを目的としており、各事業者の理事長・施設長等が出席した。

なお、関東、近畿及び九州ブロックについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年9月18日にテレビ会議システムを用いて実施された。

10 刑務所出所者等に対する就労支援施策

平成18年度から、矯正局及び厚生労働省（労働局、公共職業安定所）と連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。

1 仮釈放・仮退院

(1) 生活環境の調整

令和2年中に全国の保護観察所が新たに開始した収容中の者に対する生活環境調整の人員は33,893人で、前年の35,654人と比較して1,761人（4.9%）減少している。これを、本人が収容されている矯正施設の種別に区分して対比すると、次の表のとおりである。

収容中の生活環境調整の開始人員

年次	総数	刑務所 少年刑務所 拘置所	少年院	婦人補導院
平成27年	48,852	44,829	4,023	-
28	42,834	38,983	3,851	-
29	41,172	37,878	3,292	2
30	38,510	35,580	3,130	-
令和元年	35,654	32,877	2,777	-
2	33,893	31,340	2,553	-

(2) 仮釈放

令和2年中に地方更生保護委員会が新たに仮釈放審査を開始した人員は、11,995人で、前年の13,086人と比較して、1,091人（8.3%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定をした人員は11,234人で、前年の11,976人と比較して742人（6.2%）減少している。

仮釈放率と仮釈放期間の推移については、次の表のとおりである。

区分	H27	28	29	30	R1	R2
仮釈放率（%）	57.6	57.7	58.0	58.4	58.3	59.2
仮釈放期間（月）	4.0	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2

(注) 1 「仮釈放率」とは、仮釈放者と満期釈放者の総数に占める仮釈放者数の割合である。
 2 「仮釈放期間」とは、全仮釈放者の仮釈放期間の総和を仮釈放者数で除した月数である。
 3 無期刑仮釈放者を除く。

(3) 少年院からの仮退院

令和2年中に地方更生保護委員会が新たに仮退院審査を開始した人員は1,737人で、前年の2,006人と比較して269人（13.4%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮退院を許す旨の決定をした人員は1,712人で、前年の2,019人と比較し307人（15.2%）減少している。

なお、短期の矯正教育課程を実施する少年院の在院者については、できるだけ早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、

地方更生保護委員会における仮退院審理の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るように努めている。

(4) 関係施策

ア 更生保護法第36条第1項の規定による調査

更生保護法第36条第1項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「36条調査」という。）とは、地方更生保護委員会が仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するための調査で、委員又は地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官は、本人と面接したり、関係記録・資料等の閲覧、収集、整備、保護観察所と矯正施設間の連絡、情報交換を緊密に行うことにより、矯正施設被收容者の社会復帰の障害となるような様々な問題の早期かつ的確な把握に努めている。

また、刑事施設における行状等に特段の問題はないと認められるものの、釈放後の帰住予定地が確保されていない受刑者については、刑事施設と協議の上、積極的に36条調査の対象としている。

イ 更生保護法第82条第3項の規定による調査

刑の一部の執行猶予制度を定めた、刑法等の一部を改正する法律の施行により、更生保護法の一部が改正され、更生保護法第82条第3項の規定による調査（以下「82条調査」という。）が新設された。地方更生保護委員会は、生活環境の調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し必要な指導及び助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行い、これらの措置をとるに当たって、必要があると認めるときは、收容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができるようになった。特に、薬物事犯受刑者については、薬物への依存度や関連する精神障害等の特有の問題性に焦点を当てた82条調査を行い、問題性に応じた出所後の生活環境の調整の充実を図るとともに、出所後の保護観察処遇を始め薬物依存からの回復のための地域支援の充実強化を図っている。

なお、札幌、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各刑務所には、地方更生保護委員会事務局所属の観察官が駐在し、36条調査や82条調査等の実施に当たっている。

ウ 長期刑受刑者の仮釈放審理の充実

長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者は、拘禁期間が長く、社会復帰に困難を伴う者が多いため、仮釈放の審理、決定においては特に慎重な配慮を要することから、仮釈放審理のための調査をできるだけ早期に開始し、複数回の委員面接を実施したり、医師等の専門家の面接を実施す

るほか、検察官の意見を聞くなどして、その審理、決定の適正、充実を図っている。また、これらの者を仮釈放したときは、その円滑な社会復帰に資することを目的として長期刑仮釈放者に対する中間処遇（175ページ参照）を実施している。

2 保護観察

(1) 概況

令和2年中に保護観察に付された者の総数は、27,204人で、その種別の構成比は、保護観察処分少年（1号観察）39.5%、少年院仮退院者（2号観察）6.2%、仮釈放者（3号観察）41.2%、保護観察付執行猶予者（4号観察）13.2%であり、婦人補導院仮退院者（5号観察）はなかった。保護観察開始人員の総数の推移は次の表のとおりである。

保護観察種別開始人員歴年比較（平成23年～令和2年）

（単位：人）

年次	保護観察処分少年		少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	合計
		(うち交通短期)				
平成23年	23,580	(8,276)	3,601	14,620	3,398	45,199
24	22,557	(7,809)	3,421	14,700	3,376	44,056
25	20,811	(7,327)	3,428	14,623	3,255	42,117
26	19,599	(6,701)	3,122	13,925	3,348	39,995
27	18,202	(6,334)	2,871	13,570	3,460	38,103
28	16,304	(5,981)	2,743	13,260	3,034	35,341
29	14,465	(5,206)	2,469	12,760	2,843	32,538
30	12,945	(4,434)	2,146	12,299	3,455	30,845
令和元	11,827	(4,026)	2,053	11,640	3,667	29,187
2	10,733	(3,508)	1,692	11,195	3,584	27,204

(注) 婦人補導院仮退院者（5号観察）は、平成24年に2人、26年及び29年はそれぞれ1人であった。

保護観察開始人員を類型別に見ると、無職等対象者、覚醒剤事犯対象者等、問題性が大きいと認められる事案の係属事件数に占める割合は依然として高く（後述「3(2)イ 類型別処遇」参照）、今後とも保護観察及び生活環境の調整の充実、強化を図る必要がある。

(2) 保護観察の充実強化に関する措置

ア CFP（Case Formulation in Probation/Parole）

保護観察対象者に対する一層効果的な処遇を実施するため、従前から実施してきた段階別処遇を発展的に解消し、新たに令和3年1月からCFPを活用したアセスメントに基づく保護観察を実施している。

CFPは、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツールであり、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯に結び付く要因と改善更生を促進する要因に焦点を当てて網羅的

に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。

保護観察の実施に当たっては、CFPを活用するなどして再犯又は再非行のリスク等に関するアセスメントを行い、これを踏まえて保護観察対象者をS、AA、A、B、Cの5つの処遇区分のいずれかに編入し、処遇区分に応じた処遇密度（面接の頻度及び方法、指導監督、補導援護その他の処遇による介入の程度をいう。）により、適かつ効率的な処遇活動を行うほか、処遇の実施状況等に即して処遇区分の変更、不良措置、良好措置等の措置を適期適切にとることとしている。

イ 類型別処遇

令和3年1月から、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、新たな「保護観察類型別処遇要領」（以下「新要領」という。）を定め、同要領に基づき類型別処遇を実施している。

具体的には、昨今の犯罪・非行情勢等も踏まえて「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」、「就学（「中学生」は下位類型）」類型を新設するなど類型の区分を見直したほか、保護観察対象者に対する各類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を新たに定め、本ガイドラインをアセスメント、保護観察の実実施計画の作成及び処遇の実施等に活用し処遇を行っている。

また、令和2年末現在の類型別処遇（新要領制定前の旧要領による。）における類型認定状況は、交通短期保護観察及び10月以内の短期保護観察を除く全係属保護観察対象者中、無職等対象者が17.1%、覚せい剤事犯対象者が19.6%（令和元年末はそれぞれ18.0%、17.1%）などとなっており、問題性が大きいと認められる対象者の占める割合は、前年に引き続き高い割合を示している。

令和2年においては、類型別処遇の充実を図るために、地方更生保護委員会・保護観察所において、処遇協議会・研修会等の開催、各種集団処遇、特定類型該当者の保護者会・引受人会等、多様な活動が実施された。

ウ 短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね6～7月で解除することを目指している。令和2年の保護観察開始人員は1,335人となっている。

エ 交通短期保護観察

交通短期保護観察の開始人員は、ここ数年減少傾向にあり、令和2年も前年に比べて514人減少し3,508人であったが、保護観察事件全体の中で依然として大きな比重を占めている。同年においては、視聴覚教材を活用するなどした集団講習を実施するなどして、処遇内容の充実を図った。

オ 社会貢献活動

平成25年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律

第49号)」において、保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27年6月に施行された。平成30年度には、これまでの社会貢献活動の実施状況について検証し、より効果的な運用を図ることを目的として、有識者を構成員とする検討会を設置し、調査・検討を行った。本検討会における検討結果を踏まえ、実施対象者をより幅広く選定することや、一律5回としていた活動の標準回数を3回（上限5回）に変更すること等による新たな運用を令和元年10月から開始している。令和2年度は延べ665人が活動に参加した。

カ 保護観察官等の育成について

平成26年3月「更生保護官署職員育成要綱」が「保護観察官等育成要綱」に改められ、同年4月から実施されている。本要綱は、更生保護の担い手である更生保護官署職員一人一人の実力向上を図るため、保護観察官については、職場における実務訓練（OJT）を重点的に実施するとともに、研修等を通じて、保護観察処遇をより効果的に行うために必要な知識、技術等を身に付けさせるものとしている。特に、新任保護観察官に対しては、新規補職から専修科研修を修了する年度末までを育成期間と位置付け、指導的立場の保護観察官（主任保護観察官）の下でOJTを行わせることにより、保護観察官に必要とされる多様な実務経験を積ませている。

キ 長期刑仮釈放者に対する中間処遇

中間処遇制度とは、長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者はその犯した犯罪が重大であるほか、社会から長期間隔離されるなど社会復帰上種々困難な多くの問題を有し、仮釈放後の保護観察の実施についても特別な配慮が必要であることから、仮釈放当初の1か月程度更生保護施設に居住させ、生活訓練を中心とした特別な処遇を集中的、計画的に実施することなどにより、円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。令和2年12月31日現在、中間処遇を実施する施設として指定されている更生保護施設は、72施設に及んでいる。

なお、中間処遇の実施状況は、次の表のとおりである。

中間処遇実施状況

年次	実施者数		
	無期刑	有期刑	計
平成27年	9	94	103
28	6	95	101
29	9	80	89
30	9	63	72
令和元年	14	49	63
2	10	54	64

ク 定期駐在と更生保護施設駐在

保護観察官が、担当する保護区の公共施設や更生保護サポートセンター等に定期的に出向き、そこに半日から1日程度駐在して保護観察対象者との面接、保護観察対象者宅への訪問、保護司との処遇協議、関係機関との連絡等の業務を行う定期駐在は、保護観察官の地域活動として極めて重要な機能を果たしている。

また、更生保護施設においても、保護観察官が定期的に夜間駐在、宿泊駐在をするなどして、被保護者に対する夜間の集会指導、個別の相談助言に当たった。

ケ 関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関（少年鑑別所、少年院、児童相談所、児童自立支援施設等）、教育関係機関（教育委員会、高等学校、中学校、小学校等）又は警察関係機関との連絡協議会が開催され、保護観察所の職員が出席した。

また、薬物依存のある保護観察対象者等に対して、必要な支援を円滑に実施することができるよう、薬物依存からの回復に関係する機関・団体（精神保健福祉センター、保健所、医療機関、地方公共団体主管課、ダルク等の自助グループ等）との連絡協議会を各地で開催している。

3 審査請求事件の処理

令和2年中に新たに受理した不服申立ての件数は15件あり、全て地方更生保護委員会の行った処分等に対する審査請求であり、保護観察所の行った処分等に対しては行われなかった。

なお、審査請求の受理・処理状況は、次の表のとおりである。

審査請求の受理・処理状況

(令和2年)

請求の内容	受 理		処 理				翌年へ繰 越
	前年繰越	本年新受	請求認容	請求棄却	請求却下	請求取下	
仮釈放取消決定処分に対する不服	-	13	-	11	1	1	-
そ の 他	-	1	-	1	-	-	-
特別遵守事項の設定	-	1	-	-	-	-	1

VI 人権擁護局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第8条、第12条、
第44条～第47条、法務省組織規則第16条

〈重要施策の概要〉

1 人権啓発活動の推進

法務省の人権擁護機関は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、従来から人権啓発活動を実施しているところである。しかしながら、情報化、国際化及び少子高齢化といった社会の急激な変化の中で、依然として様々な人権課題が生起している状況にある。

「人権の世紀」と言われる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、年齢・性別・国籍等の枠組みを越えた他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を推進することは、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。

令和2年度の啓発活動重点目標を、「『誰か』のこと じゃない。」と定め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種人権啓発活動を展開した。

また、人権啓発活動をあまねく全国で実施するため、法務局・地方法務局、地方公共団体、人権擁護委員組織体等から構成される「人権啓発活動ネットワーク協議会」を活用している。さらに、啓発すべき人権課題、対象となる年齢層、人権への関心の度合い等に応じた、より啓発効果の高い活動を実施するため、サッカーのJリーグ等のスポーツ組織や企業等の民間組織との連携や広報媒体及び啓発教材の多様化にも取り組んでいるところである。

2 人権救済活動の充実

人権侵害を受けている被害者の救済は、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。法務省の人権擁護機関は、被害者の実効的な救済を図ることを目指し、人権相談においては、救済すべき事案を見逃すことのないように留意している。また、人権侵犯事件として立件したものについては、迅速かつ適正な調査を遂げた上、問題の解決に向けた実効的な措置を執り、アフターケアにも努めている。

1 人権擁護委員及びその組織

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、それぞれ自己の居住する市町村（特別区を含む。）の区域において、人権思想の普及に努め、国民の基本的な人権が侵害されることがないように配慮し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、法務局・地方法務局とともに速やかに適切な処置を行うことを重要な使命としている。

人権擁護委員は、全国を314（令和3年1月1日現在）に区分して設けられている人権擁護委員協議会及び全国で50の都道府県人権擁護委員連合会（北海道においては札幌、函館、旭川及び釧路の4連合会）に所属し、都道府県人権擁護委員連合会をもって組織されている全国人権擁護委員連合会は、委員組織体相互間の連絡調整、資料及び情報の収集あるいは研究発表、その他関係機関に対する要望等を行っている。

人権擁護委員数の推移は次の表のとおりである。

人 権 擁 護 委 員 数

年 次 (年月日)	人 権 擁 護 委 員 数		
	(人)	うち女性委員数(人)	比率(%)
平成29. 1. 1	13,938	6,429	46.1
30. 1. 1	13,957	6,475	46.4
31. 1. 1	13,965	6,520	46.7
令和 2. 1. 1	13,960	6,564	47.0
3. 1. 1	13,991	6,568	46.9

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには、人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備する必要がある。

そこで、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡調整等の業務を行うこととするなど、人権擁護委員組織体の体制の充実・強化を図っている。

2 人権擁護委員の活動状況

(1) 人権相談等

令和2年中に人権擁護委員が取り扱った人権相談件数は73,030件である。これは人権擁護機関が同年中に取り扱った人権相談総件数173,634件の42.1%に当たる。なお、人権相談に対する取組を強化し、人権擁護委員活動の一層の強化を図るため、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して行うなど、相談体制の充実・強化を図っているほか、法務局・地方法務局と共同して人権侵犯事件を取り扱っ

ており、国民の基本的人権の擁護に多大の貢献をしている。

(2) 社会福祉施設等における特設相談所の開設

高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設や精神科病院等の施設に向いて特設人権相談所を開設した。

(3) 「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として、例年、全国の各市区町村において全国一斉特設人権相談所を開設し、地域住民からの相談に応じているところ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、同特設人権相談所の開設は取りやめたが、人権啓発活動の実施や、マスメディアを活用した人権擁護委員活動の紹介などを実施した。

(4) 東日本大震災の被災地における被災者支援活動

東日本大震災の被災地において、被災者等を対象とした相談会等を実施した。

(5) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、8月28日（金）から9月3日（木）までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、子どもをめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。

(6) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～同月25日）の11月12日（木）から同月18日（水）までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。

(7) 「子どもの人権SOSミニレター」の取組

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」等に関する悩みごとを把握し、子どもの人権問題の解決に当たることを目的として、悩みごとを書いて投函できる「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全小中学生へ配布、寄せられたレターに対して返信した。

(8) 人権啓発活動

人権擁護委員は、各地域において、住民一人一人の人権意識を高め、人権についての理解を深めてもらうため、小・中学生等を対象に、人権教室や人権の花運動を実施したほか、中学校・高校・大学におけるデートDV講座や地元企業における人権研修等各種人権啓発活動を実施した。

(9) 第68回全国人権擁護委員連合会総会

7月16日及び同月17日、広島市中区において開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止し、書面決議となった。

なお、同総会において、次の宣言が採択された。

・令和2年度・人権擁護活動重点目標「『誰か』のこと じゃない。」(宣言)

3 人権擁護委員の表彰

長年、人権擁護活動に従事し、功績のあった人権擁護委員に対する表彰として、令和2年は、叙勲8人、藍綬褒章20人、法務大臣表彰202人の顕彰が行われた。

4 人権擁護委員に対する研修

人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、例年人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を集合研修方式により実施しているところ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講義を録画したDVDを視聴する講座形式により実施した。

5 「人権擁護功労賞」表彰

人権擁護活動に顕著な功績があった団体等に対する表彰として、法務大臣表彰状が1団体、法務大臣表彰状（ユニバーサル社会賞）が1名及び2団体、全国人権擁護委員連合会会長表彰状が2団体に、また、法務大臣感謝状が2団体、全国人権擁護委員連合会会長感謝状が2団体に、それぞれ授与された。

調査救済課

法務省組織令第44条、第46条

1 人権侵犯事件の新規救済手続開始状況

法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害の被害の救済に努めている。

(1) 事件数

令和2年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件数は9,589件で、前年に比し、5,831件（37.8%）減少した。この手続開始件数の開始内訳をみると、人権を侵害された者、あるいはその親族等の関係者から、人権侵犯の事実がある旨及びこれに対し擁護救済を求める旨の口頭又は書面による申出を受けた「申告」が9,321件で、新規手続開始総数の97.2%を占めている。

(2) 事件の傾向

令和2年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件のうち私人間の人権侵犯事件は7,699件（80.3%）で、前年に比し、3,238件（29.6%）減少し、公務員等による人権侵犯事件は1,890件（19.7%）で、前年に比し、2,593件（57.8%）減少した。

次に、人権侵犯事件の内訳をみると、私人間の人権侵犯事件では、「住居・生活の安全に関する侵犯」1,017件、「暴行・虐待」1,578件、「強制・強要」1,013件、「プライバシーに関する侵犯」1,741件、「労働権に対する侵犯」1,313件、「差別待遇」669件などとなっている。

公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件では、「学校におけるいじめ」1,126件、

「教育職員によるもの」435件、「警察官によるもの」110件、「刑務職員によるもの」62件、地方公務員等「その他の公務員によるもの」156件などとなっている。

(3) 人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成28年～令和2年)

年次	私人間の 侵犯事件	公務員等による 侵犯事件	計	対前年増減比(%) (△は減)		
				私人間	公務員	全体
平成28年	14,064	5,379	19,443	△ 6.0	△11.0	△ 7.4
29	14,482	5,051	19,533	3.0	△ 6.1	0.5
30	14,508	4,555	19,063	0.2	△ 9.8	△ 2.4
令和元年	10,937	4,483	15,420	△24.6	△ 1.6	△19.1
2	7,699	1,890	9,589	△29.6	△57.8	△37.8

(4) 私人間の人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(令和元年・令和2年)

区分	令和元年	令和2年	対前年増減比(%) (△は減)
住居・生活の安全に関する侵犯	1,828	1,017	△ 44.4
暴行・虐待	2,298	1,578	△ 31.3
強制・強要	1,647	1,013	△ 38.5
プライバシーに関する侵犯	2,197	1,741	△ 20.8
労働権に対する侵犯	1,836	1,313	△ 28.5
差別待遇	636	669	5.2
医療関係	134	97	△ 27.6
社会福祉施設関係	109	71	△ 34.9
人身の自由関係	71	19	△ 73.2
組織又は多衆の威力関係	16	3	△ 81.3

(注) 本表は、私人間の侵犯事件のうち主要事件を掲載した。

(5) 公務員等による人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(令和元年・令和2年)

区 分	令和元年	令和2年	対前年増減比(%) (△は減)
学校におけるいじめ	2,944	1,126	△ 61.8
教育職員によるもの	983	435	△ 55.7
特別公務員によるもの			
警察官によるもの	247	110	△ 55.5
その他の特別公務員によるもの	9	1	△ 88.9
刑務職員によるもの	58	62	6.9
その他の公務員によるもの	242	156	△ 35.5
計	4,483	1,890	△ 57.8

(注) 1 「学校におけるいじめ」とは、いじめに対する学校の不適切な対応等をいい、私立学校におけるいじめを含む。

2 「教育職員によるもの」とは、教員による体罰・不適切な指導等をいい、私立学校の教育職員を含む。

2 人権侵犯事件の処理状況

令和2年中に処理した人権侵犯事件数は10,002件（私人間の人権侵犯事件7,939件、公務員等による人権侵犯事件2,063件）で、前年に比し、5,402件（35.1%）減少した。

主なものを、処理区分別にみると、「援助」が8,149件（81.5%）と最も多く、「要請」が641件（6.4%）、「説示」が98件（1.0%）、「啓発」が56件（0.6%）、「調整」が32件（0.3%）及び「措置猶予」が18件（0.2%）である。

このほか、「侵犯事実不明確」が818件（8.2%）、「侵犯事実不存在」が1件（0.01%）となっている。

3 人権相談

(1) 人権相談件数

令和2年中に法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談は173,634件である。全国の法務局・地方法務局及びその支局では、常設人権相談所が開設されており、面接又は電話により相談を受け付けている。電話による相談についてはナビダイヤル化（平成23年4月から）され、全国共通の電話番号となっている。

また、法務局・地方法務局には、専用電話相談窓口として、子どもの人権問題に係る「子どもの人権110番」及び女性の人権問題に係る「女性の人権ホットライン」（ともに平成18年4月からナビダイヤル化、子どもの人権110番については平成19年2月からフリーダイヤル化）がそれぞれ開設されており、令和2年中は「子どもの人権110番」については15,603件、「女性の人権ホットライン」については14,324件の利用があった。全国の小中学生に配布された「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）については、令和2年度中に9,563件の利用があった。

さらに、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権問題に関する相談を24時間365日受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」が開設されている。

加えて、若年層におけるコミュニケーション手段が電話やメールからSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）へと移行していることから、令和元年8月に名古屋法務局において、令和2年7月に東京法務局において、SNS（LINE）による人権相談窓口を開設した。

(2) 人権相談を強化するための取組

これらの取組の強化を目的として、以下のとおり各種強化週間を実施した。これらの強化週間中は、平日の相談受付時間を午後7時まで延長し、また、平日には利用が困難な方も相談しやすいよう閉庁日にも開設（午前10時から午後5時まで）して、電話相談に応じた。

ア 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（8月28日（金）から9月3日（木）までの7日間）

イ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月12日（木）から同月18日（水）までの7日間）

(3) 外国人のための人権相談所

全国50の法務局・地方法務局において「外国人のための人権相談所」をそれぞれ開設し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語による人権相談に応じていたところ、平成31年4月から、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語を追加し、対応言語を10言語に拡大している。また、前記と同様の10言語に対応した専用の電話相談窓口である「外国語人権相談ダイヤル」及び英語・中国語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を開設している。

4 人権相談等の広報

(1) 新聞、雑誌

○8月24日～8月30日 政府広報・新聞突出広告

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○11月 内閣府広報誌「共同参画」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

○11月10日～11月15日 政府広報・新聞突出広告

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(2) その他

○6月8日～7月8日 インターネットバナー広告

いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

○8月 政府広報オンライン「月間・週間（8月）」

○8月23日 政府広報テレビ番組「宇賀なつみのそこ教えて！」内「霞が関情報

チェック」

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

- 8月24日 政府広報ラジオ番組「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」内「60秒おしらせ」

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

- 8月21日～9月24日 インターネットバナー広告

いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

- 11月2日～12月1日 フェイスブック動画広告

専用相談電話「女性の人権ホットライン」周知に関する広報

- 11月 政府広報オンライン「月間・週間（11月）」

- 11月6日 政府広報テレビ番組「宇賀なつみのそこ教えて！」内「霞が関情報チェック」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

- 11月8日, 11月9日 政府広報ラジオ番組「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」内「60秒おしらせ」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

- 12月20日～1月16日 インターネットバナー広告

いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

(3) ポスター等の作成・配布

- 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間ポスター 39,950枚
- 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ポスター 22,480枚
- 人権相談窓口周知広報用ポスター 18,870枚

「人権侵害事件」統計資料（令和2年）

件名	総数	新旧		新		受		計		処				理				未済					
		受	旧	告		移	情	送	送	置				不侵 存 在	不侵 助 事 実	打 切 り	中 止		移 送	啓 発			
				申 受	員 員					員 員	員 員	員 員	員 員								員 員	員 員	員 員
総計	10,668	1,079	9,589	5,980	3,341	29	10,022	8,149	32	641	98	-	-	18	1	818	283	10	29	56	666		
総計	2,150	260	1,890	964	887	-	39	-	2,063	1,688	8	63	42	-	-	16	1	260	18	9	-	12	87
特別公務員に関するもの	127	17	110	92	18	-	-	-	124	104	1	-	-	-	-	-	-	18	1	-	-	-	3
（ 警察官に関するもの	1	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ その他の特別公務員に関するもの	126	17	109	91	18	-	-	-	123	103	1	-	-	-	-	-	-	18	1	-	-	-	3
教育職員関係	115	32	83	28	23	-	32	-	102	47	-	38	36	-	2	-	11	-	-	-	-	-	1
（ その他	417	65	352	218	130	-	4	-	406	311	5	8	6	-	3	-	76	2	-	-	-	-	8
（ その他	1,171	45	1,126	439	685	-	2	-	1,149	1,083	2	16	-	-	11	-	19	3	5	-	-	-	22
（ その他	106	44	62	61	-	-	1	-	81	4	-	-	-	-	-	-	65	9	3	-	-	-	25
（ その他	60	41	19	18	1	-	-	-	54	10	-	-	-	-	54	-	1	42	1	-	-	-	6
（ 国家公務員に関するもの	137	14	123	97	26	-	-	-	131	101	1	-	-	-	-	-	26	2	1	-	-	-	6
（ 地方公務員に関するもの	16	2	14	10	4	-	-	-	15	12	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1
（ その他	8,518	819	7,699	5,016	2,454	-	187	13	29	7,639	6,468	24	578	56	-	2	-	558	265	1	29	44	579
総計	8,518	819	7,699	5,016	2,454	-	187	13	29	7,639	6,468	24	578	56	-	2	-	558	265	1	29	44	579
人身売買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売春関係	1	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童ポルノ	8	-	8	6	2	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行・虐待	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ 家庭内におけるもの	538	1	537	271	265	-	1	-	537	535	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1
（ 夫の妻に対するもの	41	-	41	20	21	-	-	-	41	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ 妻の夫に対するもの	457	9	448	290	157	-	1	-	446	443	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1
（ 親の子に対するもの	118	2	116	55	60	-	-	-	116	115	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
（ 子の親に対するもの	155	1	154	72	82	-	-	-	154	153	-	-	-	-	-	-	154	1	-	-	-	-	1
（ その他	283	1	282	156	125	-	1	-	281	271	-	1	-	-	-	-	8	1	-	-	-	-	2
（ 家庭内以外のもの	2	-	2	1	1	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
私的制裁	99	2	97	80	17	-	-	-	98	91	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	1
医療関係	22	5	17	12	5	-	-	-	22	17	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
（ 精神障害及び知的障害者福祉に関する法律関係	2	-	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ その他	67	5	62	44	18	-	-	-	60	53	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	1
（ 施設職員によるもの	10	1	9	6	3	-	-	-	10	8	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
（ その他	9	-	9	6	3	-	-	-	9	7	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
村八分	18	1	17	10	7	-	-	-	18	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
差別待遇	24	-	24	13	11	-	-	-	24	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ 女性	136	11	125	95	30	-	-	-	127	98	3	-	-	-	-	-	25	1	-	-	-	-	6
（ 高齢者	408	164	244	19	4	-	185	7	29	236	15	1	148	50	-	-	30	5	-	-	-	-	172
（ 同担問題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1 第72回人権週間

我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年（1949年）以来、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける大規模な人権啓発活動を展開している。

令和2年の第72回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、啓発活動重点目標である「『誰か』のことじゃない。」の下、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」は12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、令和2年は、拉致問題対策本部と法務省の共催で政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（12月12日）を開催したほか、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布し、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネットバナー広告等を実施した。

3 全国中学生人権作文コンテスト

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、昭和56年度から人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動の一環として、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作品を国民に周知することによって広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

上位入賞者の作品については、「作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに日本語版及び英語版を掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施を見送った。

4 人権教室

人権教室は、子どもたちがいじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小・中学生等を対象とした人権啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後記5参照）における学校訪問や道徳の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

また、スポーツ選手やコーチを講師にするなどして、相手への思いやりの心等の

人権を尊重する気持ちを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を実施している。

さらに、携帯電話会社等と連携した人権教室やオリンピック・パラリンピック等経済界協議会等と連携した体験型の人権教室を実施している。

令和2年度は、全国で431,779人を対象に広範囲に行われた。

5 人権の花運動

人権の花運動は、花の種子、球根等を、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とした活動であり、地域人権啓発活動活性化事業として、地元の人権擁護委員会が中心となって、主に小学生を対象とした人権啓発活動として実施しているものである。また、この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に贈ったり、写生会、鑑賞会を開催したりするなどの一連の機会を捉えて広く人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

令和2年度は、全国の3,049の学校等において387,099人を対象に広範囲に行われた。

6 人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会

中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。

令和元年度後期（令和2年2月13日）には376人、令和2年度は、受講可能期間を令和2年11月2日から同年12月28日までの間として、インターネットを利用したリモート形式により開催し、1,836人が受講した。

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を開催している。

令和2年には、受講可能期間を令和2年10月1日から同年12月28日までの間として、インターネットを利用したリモート形式により開催し、525名が受講した。

7 人権啓発資料法務大臣表彰

人権尊重思想の普及高揚と基本的人権の擁護の促進を図り、地方公共団体における今後の人権啓発活動をより一層充実させることを目的に、地方公共団体が作成する人権に関する啓発資料について特に優れた作品を選出し、法務大臣表彰を行っている。

令和2年度に地方公共団体から提出された人権啓発資料の数は、1,298点であった。

8 啓発・広報活動

(1) 人権擁護局の啓発・広報活動

ア テレビ、ラジオ

○1月4日～5日 政府広報・ラジオ番組「60秒お知らせ」

テーマ 「いじめ」させない 見逃さない

○10月25日 政府広報・ラジオ番組「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン

5.0」内「政府からのお知らせ」

テーマ 企業と人権（職場からつくる人権尊重社会）

イ 新聞、雑誌

- 3月30日～4月5日 政府広報新聞突き出し広告

「いじめ」させない 見逃さない

- 11月1日～12月15日 地方紙52紙

全国中学生人権作文コンテスト及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する
記事及び啓発広告

ウ インターネット

- 1月4日～1月31日 インターネット広告

テーマ いじめ等の子どもの人権問題

- 2月1日～3月13日 インターネット広告

テーマ インターネット人権侵害問題

- 1月20日～26日 政府広報・インターネット広告

テーマ ハンセン病問題

- 2月17日～23日 政府広報・インターネット広告

テーマ 企業と人権

- 2月24日～3月1日 政府広報・インターネット広告

テーマ インターネット人権侵害問題

- 8月21日～9月19日 インターネット広告

テーマ インターネット人権侵害問題

- 8月21日～9月28日 インターネット広告

テーマ いじめ等の子どもの人権問題

- 8月26日～8月30日 政府広報・インターネット広告

テーマ 「いじめ」させない 見逃さない

- 10月1日～10月10日 インターネット広告

テーマ アイヌの人々

- 10月25日～11月1日 政府広報・インターネット広告

テーマ 企業と人権

- 11月1日 政府広報オンライン「週間・月間（12月）」

テーマ 人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間

- 10月17日～11月13日 インターネット広告

テーマ 外国人の人権

- 11月23日～12月16日 インターネット広告

テーマ 人権週間・北朝鮮人権侵害問題啓発週間

- 12月2日～8日 政府広報・インターネット広告

テーマ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

○12月20日～1月16日 インターネット広告

テーマ いじめ等子どもの人権問題

エ ポスター等の作成・配布

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ○第72回人権週間ポスター | 45,278枚 |
| ○啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター | 23,620枚 |
| ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター
(交通広告を含む。) | 66,779枚 |
| ○啓発冊子「人権の擁護」 | 214,500部 |
| ○啓発冊子「人権の擁護(英語版)」 | 28,000部 |
| ○第39回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集 | 116,300部 |

オ その他

- 視覚障害者向け音声広報CD「『いじめ』させない 見逃さない」を発行
 - 視覚障害者向け音声広報CD「企業と人権」を発行
- (2) 中央委託事業として実施した啓発活動

委託先 公益財団法人人権教育啓発推進センター

委託内容

ア 人権シンポジウムの実施

- 名古屋会場 2月1日(土)愛知県名古屋市(東建ホール・丸の内)「ハンセン病に関するシンポジウム～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」
- オンライン配信 12月4日(金)
「ビジネスと人権～企業に求められる人権に配慮した行動～」

イ 人権啓発教材の制作

- 人権啓発冊子「『いじめ』させない 見逃さない」
- 人権啓発冊子「みんなともだち マンガで考える『人権』」
- リーフレット「STOP! コロナ差別～差別や偏見を思いやりやエールに!～」

ウ 新聞広報

- 3月7日(土)～3月8日(日)毎日新聞
人権シンポジウム「ハンセン病に関するシンポジウム～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」採録記事
- 8月29日(土)読売新聞
新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会採録記事

エ インターネット広報

- 1月14(火)～2月13日(木)インターネット広告
テーマ 性的指向・性自認
- 2月10日(月)～3月21日(土)インターネット広告

テーマ ハンセン病問題

○3月3日（火）～3月30日（月）読売新聞オンライン

3月6日（金）ニュースリリース

人権シンポジウム「ハンセン病に関するシンポジウム～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」採録記事

○9月1日（火）～9月30日（水）インターネット広告

テーマ 子どもの人権SOSミニレター

インターネット人権侵害問題

○10月1日（木）～10月31日（土）インターネット広告

テーマ 性的指向・性自認

○11月16日（月）～12月15日（火）インターネット広告

テーマ 人権週間

インターネット人権侵害問題

新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別

オ その他

○7月15日（水）新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会（オンライン配信）

(3) 地方委託事業として実施した啓発活動

委託先 都道府県及び政令指定都市

委託内容 講演会の実施，資料の作成・配布，放送番組の提供，スポット広告放送の提供，インターネットバナー広告の掲載，新聞広告の掲載，地域総合情報誌掲載，研修会の実施，地域人権啓発活動活性化事業（人権の花運動，スポーツ組織と連携した人権啓発活動を含む。）の実施，人権啓発ミニフェスティバル事業の実施等

〈重要施策の概要〉

1 訟務事務処理体制の充実強化

訟務事件は、量的に依然として高い水準にあるばかりでなく、質的にも、ますます複雑・困難化し、大型化・集団化する傾向にあり、これらの訴訟の中には、その結果いかんが国の政治、行政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない。このように、国の利害に重大な影響を及ぼす大型事件が増加傾向にあることなどを踏まえ、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法機能を始めとする訟務機能の充実・強化を図るため、平成27年4月、平成13年1月に訟務局が廃止されて以来、14年ぶりに訟務局を復活させた。

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の施行に伴い、当事者の一方である訟務組織にはこれまで以上に迅速な裁判の実現が要請されていることから、訟務事件の適正・円滑な処理のため、本省、法務局及び地方法務局が一体となった組織的な訴訟活動の強化方策を引き続き推進している。また、各種会議等の充実等、組織の充実と職員的能力向上を図るとともに、各種事件関係打合せ会の開催やOA機器の充実、訟務部局間のネットワークの整備等情報技術の活用の促進を図るなど訟務事務処理体制の強化に努めている。

2 予防司法機能の充実強化

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実に抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政機関等からの照会に応じて訟務組織が法律上の意見を述べることは、法律問題の適正な解決に資するものであるとともに、行政と国民との間の紛争を未然に防止し、法律による行政の実現を支援し、紛争を適正に解決する役割を果たし、ひいては国民の権利・利益に資するものとして重要な意味を持つ。

取り分け、今日においては、国の利害に関係のある争訟事案が増加するだけでなく、質的にも一層複雑困難化してきている。

訟務局では、行政の法適合性を高め、予防司法機能の充実や国際的な紛争対応の支援を行うため、平成27年4月から具体的な法的紛争が生じる前であっても各府省庁に法的助言を提供する予防司法支援制度を実施し、平成29年4月からは同制度を全国の法務局・地方法務局に展開し、予防司法機能の充実・強化を図っている。このような法的支援の枠組みについては、平成27年から毎年開催されている内閣官房主催の「国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議」（第6回は令和2年12月21日に開催）においても、その積極的活用を図ることが確認されているところであり、予防司法支援制度のより積極的な活用を図るための体制の

整備に努めている。

(会同等)

月 日	会 同 名	協 議 事 項
10.12	法務局訟務部長会同	訟務事務の管理体制について
10.13	法務局訟務部訟務管理官事務打合せ会	訟務事務処理体制について
10.28	法務局訟務部付協議会	訟務事務処理上の問題点について

訟務企画課

法務省組織令第48条、第49条 法務省組織規則第17条

1 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）

令和2年末における標記政令で定める公法人数は、48法人である。

2 訟務事務担当職員の養成

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、訟務事務の適正かつ円滑な処理を図ることにより、訟務事務処理体制の充実に資することを目的として、各種の会議、打合せ、実務訓練等を実施した。

3 訟務の概況の編集・発行

毎年の訟務事件の状況を紹介することを目的とし、訟務事件の概要、主な新受事件及び既済事件、係属事件等を内容として、毎年1回編集・発行している。

令和2年は、令和元年における訟務事件の状況等を内容とした「訟務の概況（令和2年4月）」を発行した。

4 訟務月報の編集・発行

訟務事務担当職員の執務の参考のため、裁判例（判示事項・判決要旨・解説を含む。）等を内容として、毎月1回編集・発行している。

令和2年は、66巻1号から12号を発行した。

民事訟務課

法務省組織令第48条、第50条、法務省組織規則第18条

令和2年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 検察関係

松橋事件国家賠償請求事件（熊本地裁令和2年（ワ）第766号）

本件は、殺人等の罪で逮捕・勾留・起訴され有罪判決（懲役13年）が確定した

ものの、その後、再審において殺人罪について無罪判決が確定したX（原告）が警察官及び検察官の違法な捜査及び検察官の違法な公判請求・公判活動により損害を被ったとして、Y₁（国、被告）及びY₂（熊本県、相被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めるものである。

(2) 河川関係

ア 損害賠償請求事件（肱川水害訴訟事件）（松山地裁令和2年（ワ）第29号ほか）

本件は、平成30年7月7日に発生した西日本豪雨の際、国が行った大量のダム放流によって生命若しくは財産の侵害を受けた原告らが、国賠法1条及び2条を根拠として、①事前の放流を十分にしないで行った大量の放流行為、②平成8年の操作規則変更の瑕疵、③放流情報の周知の不備について、国に対しては、ダム管理事務所の任務懈怠を理由として、大洲市及び西予市に対しては、放流情報の周知を怠ったことに責任があるとして、損害賠償（約3億9,589万円）を求めるものである。

イ 損害賠償請求事件（真備水害訴訟事件）（岡山地裁令和2年（ワ）第339号ほか）

本件は、岡山県倉敷市真備地区の住民である原告らが、平成30年7月7日に発生した西日本豪雨に関し、岡山県倉敷市を流れる小田川等が氾濫し甚大な被害を受けたのは河道及び堤防の整備・管理の瑕疵やダムの操作が不適当だったことなどが原因であるとして、国、岡山県及び倉敷市に対しては、国賠法1条1項、同法2条1項及び民法719条に基づき、A電力株式会社に対しては、民法709条及び719条に基づき、損害賠償（約7億3,333万円）を求めるものである。

(3) 基地関係

ア 嘉手納基地騒音損害賠償請求事件（那覇地裁令和元年（ワ）第790号ほか）

本件は、嘉手納基地周辺に居住するX₁（原告）ら3,816名が、同基地に離着陸する米軍航空機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、過去分及び将来分の損害賠償を求めるものである。

イ 普天間基地騒音損害賠償請求事件（那覇地裁令和元年（ワ）第789号ほか）

本件は、普天間基地周辺に居住するX₁（原告）ら840名が、同基地に離着陸する米軍航空機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、過去分及び将来分の損害賠償を求めるものである。

(4) 駐留軍用地関係

地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消請求事件（福岡高裁那覇支部令和2年（行ケ）第1号）

本件は、原告（沖縄県知事）が、沖縄防衛局からのサンゴ類の移植に係る特別採捕許可申請について許可しないでいたところ、被告（農林水産大臣）から当該申請を許可するよう是正の指示を受けたことから、当該指示が違法であるとして、その取消しを求めるものである。

(5) その他

ア 損害賠償請求事件（大阪地裁令和2年（ワ）第2625号）

本件は、財務省近畿財務局職員であったAが、Y₂（相被告）を始めとする財務省幹部の指示に基づき、数回にわたり、学校法人に対する国有地売却問題に関する決裁文書の改ざんを強制されたことや、同改ざん作業及び国会対応等のための長時間労働や連続勤務による心理的負荷が蓄積した結果、うつ病を発症し、自殺することとなったとして、Aの妻であるX（原告）が、Y₁（国、被告）及びY₂に対し、損害賠償を求めるものである。

イ ビキニ環礁水爆実験行政処分取消等請求事件（高知地裁令和2年（行ウ）第3号）

本件は、アメリカ合衆国がビキニ環礁の海域において行った核実験により被ばくしたとする高知県の漁船の元乗組員とその相続人であるX₁（原告）らが、Y（国、被告）とアメリカ合衆国との間の昭和30年1月4日の交換公文による合意により、被災者の同国政府に対する損害賠償請求権等の権利が行使できなくなったとして、同合意はYが「特定の人に対し、特別に財産上の犠牲を強いるもの」であるから、憲法29条3項の定める「正当な補償」をする義務があると主張して、Yに対し、同条同項に基づき、損失補償を求めるものである。

ウ 損害賠償請求事件（子の面会交流事件）（東京地裁令和2年（ワ）第28563号）

本件は、配偶者等による子の連れ去り、子の配偶者による孫の連れ去り又は両親の別居により親子の面会又は祖父母と孫の面会をすることができないとするX₁（原告）らが、面会交流権（民法766条）について、具体的な権利義務規定が設けられていないことは、憲法13条、14条1項及び24条2項に違反しているにもかかわらず、国会はそれを是正するための立法措置を怠っているとし、かかる国の立法不作為により面会交流権が侵害され、精神的苦痛を被ったとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（一人当たり10万円）を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 行政権限不行使関係

ア 建設作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求控訴事件（東京高裁平成29年（ネ）第5058号、令和2年8月28日判決）

本件は、建設作業に従事し、石綿含有建材を加工・使用して石綿粉じんに曝露したことにより、石綿関連疾患に罹患したと主張するX₁（原告・控訴人兼被控訴人）らが、上記健康被害を被ったのは、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人）が労働関係法令等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（約16億5,870万円）を求めたものである。

1 審判決（横浜地裁平成29年10月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①Yの労働関係法令に基づく規制権限不行使のうち、Yが、昭和51年1月1日から平成7年3月31日まで、事業者に対し、石綿曝露建築作業に従事する労働者による呼吸用保護具の使用を義務付けなかったこと、及び、昭和51年1月1日から平成18年8月31日まで、当該呼吸用保護具の使用を実効あらしめるため、事業者に対し、石綿含有建材に由来する石綿粉じん曝露により、重篤な石綿関連疾患に罹患する危険がある旨及び当該建材の取扱いに際しては呼吸用保護具の着用が必要である旨を当該建材の外装等に表示し、かつ、建築作業場に掲示して警告することを義務付けなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。②一人親方や個人事業主である元建築作業従事者らは、労働関係法令の保護対象である「労働者」に該当しないため、これらの者については、Yは責任を負わない。③Yは、元建築作業従事者らに対し、建基法令に基づく何らかの法的義務を負っていたとは認められない。④基準慰謝料額については、労災保険給付等の受領を考慮して算定した上で、Yが負うべき賠償責任の範囲は、損害の公平な分担の観点から、被災者らに生じた損害の3分の1を限度とし、肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者については慰謝料を1割減額するとともに、労働者としての石綿曝露作業従事期間が短期間の者についてもその期間に応じて減額する。

本判決は、Yの責任期間を拡大するとともに、労働者に当たらない一人親方等についてもYの責任を認め、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①Yが、昭和50年改正特定化学物質等障害予防規則制定の翌日である昭和50年10月1日以降、事業者に対して労働者に呼吸用保護具を使用させることを罰則をもって義務付けなかったこと並びに呼吸用保護具の使用を実効あらしめるための石綿含有建材の外装等への警告表示及び建築作業場への注意事項等掲示の義務付けについて規制権限を行使しなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。また、規制権限不行使の違法性を認めるべき終期は、原審と同じく、呼吸用保護具を使用させることの義務付けについては、平成7年3月31日、各警告表示の義務付けについては、平成18年改正労働安全衛生法（安衛法）施行令の施行日の前日（平成18年8月31日）である。②安衛法22条及び57条は、建築現場で労働者と同等の立場で建築作業に従事することが常態である一人親方等の安全と健康をも確保し、快適な職場環境の形成を促進することをその趣旨とするものと解されることから、Yは、一人親方等に対して、同条に基づく規制権限を行使すべき職務上の法的義務を負担し、同規制権限の不行使は、国賠法1条1項の適用上違法である。③及び④については原審の判断を維持（国上告受理申立て）。

イ 原状回復等請求控訴事件（福島原発事故に伴う国賠訴訟）（仙台高裁平成29年（ネ）第373号, 令和2年（ネ）第56号, 第62号, 令和2年9月30日判決）

本件は、平成23年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震及びこれに伴う津波の影響で福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）から放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生したことにより、放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活せざるを得なくなり、又は、退避を余儀なくされたなどと主張するX₁（原告・被控訴人兼控訴人）らが、Y₁（国、被告・控訴人兼被控訴人）及びY₂（A電力株式会社、被告・控訴人兼被控訴人）に対し、①人格権あるいは不法行為に基づき、平成23年3月11日にX₁らが居住していた地における空間線量率を毎時0.04マイクロシーベルト以下とするよう求めるとともに、②Y₁に対しては国賠法1条1項及び民法710条に基づき、Y₂に対しては民法709条及び710条等に基づき、慰謝料等の支払を求めたものである。

1審判決（福島地裁平成29年10月10日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

（原状回復請求について）X₁らの旧居住地の空間線量率を本件事故前の値である毎時0.04マイクロシーベルト以下にせよという原状回復請求は、作為の内容が特定されていないから、民事訴訟として不適法である。

（将来請求について）X₁らの平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求のうち、本件口頭弁論終結日の翌日である平成29年3月22日以降に発生する損害の賠償を求める部分は、権利の発生が不確定な将来の事情の変動に関わるものであるので、将来請求としての適格性を満たしておらず、不適法である。

（規制権限不行使について）経済産業大臣は、津波対策に対して技術基準適合命令を発する権限を有していたところ、①Y₁は、平成14年7月に政府の特別機関である地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「本件長期評価」という。）に基づき、直ちにシミュレーションを実施していれば、福島第一発電所敷地南側において最大O. P.（Onahama Peil 小名浜港工事基準面）+15.7mの津波（以下「平成20年試算津波」という。）の到来を予見することができたこと、②平成14年末までに、Y₂に対し、技術基準適合命令を発することによる規制権限を行使していれば、Y₂は非常用電源設備の設置されたタービン建屋等の水密化及び重要機器室の水密化の措置を取っていたであろうと認められ、かような措置を取っていれば、全交流電源喪失による本件事故を回避することができたこと、③本件長期評価に基づく想定津波に対する安全性に関する限り、Y₁は平成14年末から本件事故に至るまで、規制権限を全く行使していなかったことなどに照らせば、Y₁の規制権限不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていたと認められるから、国賠法1条1項の責

任を負う。

(損害について) 放射性物質による居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穩生活権侵害となるか否かは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきであるところ、旧居住地が自主的避難等対象区域であったX₁らなど一部の原告らには中間指針等による賠償額を超える共通損害が認められる。

(責任の範囲) Y₁の責任は、原子力事業者を監督する二次的なものにとどまるからY₂の負う責任に比して限定されるべきであり、Y₂が賠償すべき慰謝料額の2分の1の限度で賠償責任を負う。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

(予見可能性) 本件長期評価は、Y₁が自ら地震に関する調査等のために設置し多数の専門家が参加した機関である地震本部が公表したものであり、相当程度に客観的かつ合理的な根拠を有する科学的知見であることから、遅くとも平成14年末頃までには、福島第一発電所にO. P. +10mを超える津波が到来する可能性について認識し得た。

(結果回避可能性) Y₁の結果回避可能性に係る事実の主張立証責任も、当事者間の衡平の観点から、少なくとも、X₁らが一定程度具体的に特定して結果回避措置について主張立証した場合には、Y₁において、その措置が実施できなかったこと又はその措置を講じていても本件事故が回避不可能であったこと等の結果回避可能性を否定すべき事実を主張立証すべきであり、これらの主張立証を尽くさない場合には、結果回避可能性があったことが事実上推認される。仮に本件において、経済産業大臣から技術基準適合命令が発せられ、Y₂が安全裕度を踏まえて平成20年試算津波から一定の幅を持った範囲の津波を想定して防波堤の設置又はこれに加えて重要機器及びタービン建屋等の水密化措置を講じたとしても、本件事故という結果の回避が不可能であったことについての的確な主張立証はない。したがって、結果回避可能性及び因果関係があることが事実上推認される。

(損害賠償責任の成否) 本件における経済産業大臣の技術基準適合命令に係る規制権限の不行使は、遅くとも平成18年末までには、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くに至ったものと認められ、国賠法1条1項の適用上違法となったというべきであり、かつ、この時点においては経済産業大臣の過失も認められ、上記不行使と本件事故との因果関係も認められるから、Y₁は、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を免れない。

(責任の範囲) 本件に現れた諸事情を総合考慮すれば、本件事故によって損

害を被った者との対外的な関係において、 Y_1 の立場が二次的、補完的であることを根拠として、その責任の範囲を限定することは相当でない。 Y_1 及び Y_2 は、 X_1 らに係る損害全体についての損害賠償責任を負い、これらは不真正連帯債務の関係に立つ（国上告受理申立て、 X_1 ら Y_2 上告・上告受理申立て）。

ウ 損害賠償請求事件（福島原発事故に伴う国賠訴訟）（東京地裁平成26年（ワ）第5697号，同第20277号，平成27年（ワ）第9207号，同第22703号，令和2年10月9日判決）

本件は，平成23年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震及びこれに伴う津波（以下「本件津波」という。）の影響で福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）から放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という）が発生したことにより損害を受けたとして，福島県田村市都路町に不動産を有するなどしていた者である X_1 （原告）らが， Y_2 （A電力株式会社，被告）に対しては，福島第一発電所の敷地高さを超える津波の発生等を予見しながら，福島第一発電所の安全対策を怠ったとして，原子力損害の賠償に関する法律3条1項，民法709条又は民法717条1項に基づき， Y_1 （国，被告）に対しては，経済産業大臣が Y_2 に対して電気事業法等に基づく規制権限を行使しなかったこと等が違法であり，その結果，本件事故が発生し， X_1 らが損害を受けたと主張して，国賠法1条1項並びに同法4条及び民法719条1項に基づき，それぞれ損害賠償を求めたものである。

本判決は，要旨以下のとおり判示して， X_1 らの Y_1 に対する請求を棄却した。

（予見可能性について） Y_1 は，平成14年7月に政府の特別機関である地震調査研究推進本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「本件長期評価」という。）が示していた三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域（以下「本件海溝寄りの領域」という。）で発生する津波地震の断層モデルを津波評価技術の計算方法に当てはめることにより，平成18年7月末には，福島第一発電所にその敷地高さ（O. P.（onahama Peil 小名浜港工事基準面）+10m）を超えるO. P. +15.7mの津波（以下「平成20年試算津波」という。）の到来を予見することが可能であったものの，この試算に基づく予見可能性の程度は，①本件長期評価が前提とした，本件海溝寄りの領域のどこでも津波地震が発生し得るとする点，②同領域の北部で発生した明治三陸地震についての断層モデルを，同領域の北部とは海底の構造が大きく異なる同領域の南部に適用している点において，十分に成熟した科学的知見に基づくものではなく，平成18年7月末の時点において，福島第一発電所にO. P. +10mを超える津波が到来することを予見し得たとしても，当該予見は，精度及び確度が不十分なものであった。

（結果回避可能性について）本件事故以前の知見に基づいて，平成20年試算津波の防護措置として， Y_2 が防潮堤の設置又はこれに加えて重要機器が設置

された建屋の水密化措置を講じた場合、結果を回避し得た可能性は認めることができるものの、本件津波と平成20年試算津波は、その規模が大きく異なるものであるから、確実に結果を回避し得たとはいえず、その程度が高かったと認めることもできない。以上のような予見可能性や結果回避可能性の程度等からすれば、Y₁が、規制権限を行使してY₂に津波対策を講じさせなかったことが、国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められない(X₁らY₂控訴)。

(2) 戦後補償関係

ア 「南洋戦」被害・謝罪及び損害賠償請求上告・上告受理事件（最高裁令和元年（オ）第952号，同年（受）第1178号，令和2年2月5日第二小法廷決定）

本件は、先の大戦中に南洋群島において繰り返されたいわゆる南洋戦における被害者又はその遺族であるX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、Y（国，被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、①主位的請求として、旧日本軍の南洋戦における戦闘行為等が、一般住民の生命、身体、安全等への危険発生を未然に防止すべき国民保護義務等に違反する不法行為に当たると主張し、民法709条、715条及び723条に基づき、②第一次予備的請求として、上記戦闘行為等によりX₁らの生命、身体に対する危険を創出ないし惹起したという先行行為の結果発生した原告らの損害についてYが回復のための責任を負うと主張して、条理、憲法13条及び14条を根拠とする公法上の危険責任に基づき、③第二次予備的請求として、X₁らの南洋戦における被害を救済する立法をしないYの立法不作為は、憲法14条及び13条並びに条理等に基づく立法義務に反すると主張して、国賠法1条1項に基づき、それぞれ、謝罪文の交付及び官報への掲載並びに損害賠償（総額約4億4,000万円）を求めたものである。

1審判決（那覇地裁平成30年1月23日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①について）本件については、国賠法附則6項、ひいては「国家の権力的作用ないし統治権に係る行為に関しては民法上の不法行為責任を否定するとの法理」が適用される結果、国は、旧日本軍の戦闘行為・戦時行為等について、不法行為責任を負わない。

②について）X₁らが主張する「公法上の危険責任」なる概念は、法的効果を導き出すほどの具体性に乏しい抽象的な概念というほかなく、YのX₁らに対する損害賠償責任等を基礎づける具体的かつ法的な根拠となるものと解することはできず、憲法13条及び14条1項がその根拠となるものでもない。

③について）援護法の適用対象が、法改正や通達等により順次拡大してきたことを十分に踏まえてもなお、X₁らが、援護法による補償を受けていないことにより、憲法14条1項に明らかに違反する状態が生じているとはいえない。

2審判決（福岡高裁那覇支部平成31年3月7日判決）も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 第二次世界大戦中、日本国内に強制連行され、強制労働に従事させられたとする中国人及びその遺族らによる損害賠償等請求控訴事件（大阪高裁平成31年（ネ）第535号、令和2年2月4日判決）

本件は、先の大戦中、日本軍によって逮捕、監禁され、強制的に日本国内に連行された上、大阪築港や花岡鉾山（秋田県）において、船舶荷役や川の掘削、土石の運搬などの強制労働に従事させられたとする中国人及びその遺族らであるX₁（原告・控訴人）らが、日本軍等による強制連行及び強制労働のほか、戦後においてもX₁らに対して補償をせずに救護義務を怠り、名誉回復も妨害したなどと主張し、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国賠法1条1項等に基づき、損害賠償（一人当たり550万円）、謝罪文の交付並びに国内紙及び中国紙への謝罪広告の掲載を求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成31年1月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

日中共同声明は、サン・フランシスコ平和条約の枠組みと異なる趣旨のものではなく、請求権の処理については、個人の請求権を含め、戦争遂行中に生じた全ての請求権を放棄することを明らかにしたものであるべきである。そして、日中共同声明に国際法上の法規範性が認められるのは明らかであり、また、日中共同声明5項が定める請求権の放棄についても、サン・フランシスコ平和条約のそれと同様に国内法的な効力が認められているというべきである。

したがって、日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

(3) 厚生労働行政関係

ア 国家賠償請求上告・上告受理事件（ハンセン病訴訟）（最高裁平成30年（オ）第1414号、同年（受）第1721号、令和2年8月26日第二小法廷決定）

本件は、X（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、国会議員、内閣、厚生大臣及びY₂（鳥取県、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）の知事が、平成8年まで、国立療養所に入所していなかったハンセン病の患者又は元患者（以下「非入所者」という。）及びその血族に対する偏見・差別を除去するために必要な行為をせず、非入所者及びその血族を援助する制度を創設・整備するために必要な行為をしなかったことは違法であり、国立療養所に入所していなかつ

たハンセン病元患者であるXの亡母（以下「実母」という。）及びXは、らい予防法（昭和28年法律第214号）の存在及びハンセン病政策の遂行によって作出・助長された偏見・差別にさらされ、精神的苦痛を受けたなどとして、Y₁（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）及びY₂に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めたものである。

1審判決（鳥取地裁平成27年9月9日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（実母の損害の相続分に関する請求）国会議員が平成8年に至るまでらい予防法の隔離規定を改廃しなかったこと及び厚生大臣は遅くとも昭和35年以降には隔離政策の抜本的な転換をする義務を負っており、本件との関係でハンセン病患者（非入所者を含む。）に対する社会内の偏見・差別を除去するための相当な措置を採るべきであったのにこれを怠ったことについては、国賠法上の違法性及び過失が認められる。実母は社会から偏見・差別を受け得る立場に置かれたことによる損害を被ったことが認められるが、同人の損害賠償請求権は時効により消滅した。

（X固有の損害に関する請求）厚生大臣は、遅くとも昭和35年にはハンセン病患者の子が一般社会で生活しても公衆衛生上問題とならないことを社会一般に認識可能な形で明らかにするなどして、ハンセン病患者の子に対する社会内の偏見・差別を除去するための相当な措置を採る義務を負っていたから、政策転換をせず、相当な措置を採らなかったことについては、国賠法上の違法性及び過失が認められる。しかし、Xがハンセン病患者の子であることに由来して具体的に不当な取扱いを受けてきた事実を認めるに足る証拠はない。

（Y₂に対する請求）Y₂が、実母及びXに対して国賠法上の責任を負うとは認められない。

2審判決（広島高裁松江支部平成30年7月24日判決）は、結論において1審判決を維持したが、要旨以下のとおり、実母の損害に係る請求との関係においては、1審判決が認めた国会議員による立法不作為に係る責任を否定し、また、X固有の損害に係る請求との関係においては、1審判決が認めたハンセン病患者の家族一般に対するY₁の責任を否定した。

（実母の損害に係る請求について）①（厚生大臣の政策転換義務）厚生大臣は、実母を含む非入所者個人に対して、療養所外でのハンセン病医療を妨げる制度的欠陥を取り除き、在宅医療制度を構築するための相当な措置を採るべきであった。これを怠って、隔離政策を継続した厚生大臣の行為は違法であり、厚生大臣に過失がある。②（厚生大臣の偏見・差別除去義務）ハンセン病患者に対する偏見・差別は、Y₁の隔離政策の以前から極めて深刻であり、Y₁は、偏見・差別を創出したとはいえず、偏見・差別の創出を先行行為として、その除去のために相当な措置を採るべき法的義務があるとはいえない。しかし、Y₁

の隔離政策の継続により、ハンセン病患者に対する差別・偏見が助長されたことは否定し難いから、偏見・差別の助長を先行行為として、その除去のために相当な措置を採るべき法的義務があるところ、厚生大臣は隔離政策の継続によりY₁が助長した偏見・差別の除去義務を怠った。③（国会の立法義務）らい予防法の文言から見ると、非入所者に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を採ることが必要不可欠であり、それが明白であるとはいえないし、また、同法の規定について憲法上保障され又は保護されている非入所者の権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるとはいえない。したがって、本件における国会議員の立法不作為は、国賠法上違法の評価を受けるものではない。④（内閣の法案提出義務）国会議員の立法不作為につき、国賠法上の違法性を肯定することができない以上、国会に対して法律案の提出権を有するにとどまる内閣のらい予防法廃止の法律案不提出についても、国賠法上の違法性を観念する余地がない。⑤（実母の損害）実母は、隔離政策の転換が遅れたため、ハンセン病への偏見及び差別を恐れてその病歴を隠しながら生活していたこと、在宅医療制度を構築するための相当な措置を採らなかったために、ハンセン病の治療を受ける機会が極めて制限されたことによって、精神的損害を被ったと認められる。⑥（消滅時効）しかしながら、Xが相続した実母のY₁に対する国家賠償請求権は、本件訴訟提起時には3年の消滅時効期間が経過していた。Y₁の時効援用権の濫用、信義則違反、公序良俗違反は認められない。

（X固有の損害に係る請求について）①（厚生大臣の政策転換義務）隔離政策の遂行により、療養所に収容されて隔離されるなどし、損害を被ったのはハンセン病患者であって、その家族ではない。また、Xが、実母の治療のために、極めて多額の経済的負担を強いられて、その生活が困窮したとは認められないし、実母のためにXの仕事の選択肢などが制約されたとも認められない。したがって、厚生大臣が、ハンセン病患者の子であるXに対して、隔離政策を転換し、相当な措置を採るべき法的義務を負っているとはいえない。②（厚生大臣の偏見・差別除去義務）隔離政策の遂行によりハンセン病患者と接触する機会の多いハンセン病患者家族に対する偏見・差別が助長されたことは否定し難いが、隔離政策自体はハンセン病患者を対象とするものであり、ハンセン病患者家族に対する偏見・差別は、ハンセン病患者自身に対するものと比較すると、その内容・程度も様々であって、Xも、その主張するような具体的な偏見・差別を受けたとは認められないから、厚生大臣が、ハンセン病患者の子であるXに対して、偏見又は差別の除去のために相当な措置を採る法的義務を負っているということではできない。③（国会の立法義務）実母の損害に係る請求の③と同旨。④（内閣の法案提出義務）実母の損害に係る請求の④と同旨。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理の申立て理由は、民訴法が規定す

る事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟広島訴訟損害賠償請求事件（広島地裁平成24年（ワ）第1046号ほか，令和2年6月2日判決）

本件は、乳幼児期の集団予防接種等における注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルス（HBV）に感染したとするX₁（原告）らが、慢性肝炎を発症し、一旦沈静化後に更に慢性肝炎を再発したことにより、従前の慢性肝炎の発症による損害とは別個の損害が発生したとして、Y（国，被告）に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償（2,600万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（除斥期間の起算点について）X₁らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点を検討するに当たっては、X₁らにおけるB型慢性肝炎の発症による損害が、再燃（再発）後のHB_e抗原陰性慢性肝炎の発症による損害も含めて、最初のHB_e抗原陽性慢性肝炎の発症時において既に発生していたというべきであるかが問題となる。現在の医療技術においては、HBV持続感染者のHBVを完全に排除することは困難であるとされており、現在の医学的知見では、B型慢性肝炎を発症すると、その病状が将来的にどのような経過をたどるのか、沈静化するとしていつ沈静化するのか、仮に一旦沈静化したとして、どのような場合に慢性肝炎がいつ再燃（再発）するのかなどについて、そもそも不確定であるということが出来る。B型慢性肝炎の発症による損害は、将来、沈静化しないことや、一旦、沈静化しても、さらに再燃（再発）することを除外することができず、特定の時期までに沈静化することに限定された損害であると解釈することはできない。将来沈静化後に再燃（再発）し悪化することも予想されているところ、これが損害として、現在、損害賠償請求できると解する以上、結果的に、沈静化後、再燃（再発）したからといって、別損害には該当しないと考えられるから、X₁らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点は、HB_e抗原陰性慢性肝炎の発症による損害も含め、最初のHB_e抗原陽性慢性肝炎の発症時と解すべきである（控訴）。

ウ 国家賠償請求事件（旧優生保護法国賠訴訟）（東京地裁平成30年（ワ）第15422号，令和2年6月30日判決）

本件は、平成8年改正前の旧優生保護法（以下「優生保護法」という。）に基づいて優生手術（不妊手術。以下「本件優生手術」という。）を受けさせられたとするXが、①主位的に、本件優生手術が違憲・違法であるとして、予備的に、厚生労働大臣において、優生手術の違憲性を認め、被害実態を検証し、被害者の被害を回復する措置を講ずるとともに、優生思想を除去するための普及啓発活動を行うべき作為義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠し、また、国会議員において、優生手術を受けた者に対する金銭賠償等に係る特別立法が必要不可欠であることが明白であったにもかかわらず、長期にわたり立

法措置を怠っていたなどとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求め、併せて、②Yには、条理上・民法723条の法意に照らし、優生手術を受けた者に対する社会的評価を回復させる義務があるとして、Yに対し、謝罪広告の掲載を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（本件優生手術の違憲性・違法性について）Xに対して本件優生手術を適当と判断した宮城県優生保護審査会の判断は誤りであり、この誤りは機関委任事務として同県知事の監督が不十分であったことが一因であるから、少なくともこの点において、Yには国賠法上の損害賠償責任が生じた。そして、本件優生手術は、憲法13条で保護された実子をもつかどうかについての意思決定の自由を侵害するものであるから、Xは、本件優生手術について、Yに対し損害の賠償を求める地位を得た。しかし、Xの損害賠償請求権は、国賠法4条により適用される民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）724条後段の規定により既に消滅している。

（民法724条後段所定の期間の起算点について）加害行為が行われた時に損害が発生する場合には、加害行為の時となる。したがって、本件の場合、本件優生手術時が起算点となる。なお、平成8年に旧優生保護法が改正されるまでの推移を考慮すれば、昭和60年代頃、どんなに遅くとも平成8年改正までには提訴が困難であったとはいえないこと、優生思想自体はYが作出したものとはいえず、その排除は現実問題として容易であるとはいえないことなどを総合すれば、仮に民法724条後段所定の期間の起算点を遅らせる余地があるとしても、その時期はせいぜい昭和60年代、どんなに遅くとも平成8年改正時点までというべきであって、起算点を遅らせることによって、本件訴訟の提起が民法724条後段所定の期間経過前であったとすることはできない。

（民法724条後段所定の期間の法的性質について）除斥期間を定めたものであるとするのは、最高裁判所の確立した判例法理といえる。

（本件が正義・公平の理念との抵触によって民法724条後段の規定の適用が制限される事案であるか否かについて）①優生手術を受けたことによる被害自体は、優生手術を受けたことの認識さえあれば了解可能であること、②Yは、少なくとも昭和50年代以降は、優生政策の積極的推進をしていたとはいえないこと、③Xの国家賠償請求権を認めることにより法的地位が害される第三者の存否や被告の資力等は、国賠法4条、民法724条後段の適用の有無を判断する上で積極的な考慮事情になるとはいえないことなどからすると、本件で民法724条後段の効果が生じないと解すべきものとは認められない。

（本件に国賠法4条、民法724条後段の規定を適用してYを免責することが憲法17条の趣旨に反するか否かについて）Xの主張の前提となる最高裁判所平成14年9月11日大法廷判決（民集56巻7号1439ページ。いわゆる郵便法違憲判

決)は、本件とは事案を異にするものであり、本件に国賠法4条、民法724条後段の規定を適用することが憲法17条の趣旨に反する旨のXの主張は採用できない。

(厚生労働大臣の不作为の違法性について)我が国における優生思想自体はYが作出したのではなく、その排除は現実問題として必ずしも容易であるとはいえない上、優生保護法の優生条項が障害者差別になっていることを正面から認める形で平成8年改正がされたことも考慮すれば、同改正以降、厚生大臣ないし厚生労働大臣に、Xが主張するような救済措置をとるべき法的義務があったとは認められない。国賠法1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであり、上記施策の実施が、優生手術を受けた者との関係で法的に義務付けられるものではない。

(国会議員の立法不作为の違法性について)平成8年改正の時点では、既に障害者差別は許されないと意識は国内に広く浸透していたといえ、優生保護法の優生条項の改正のほか、更に優生手術を受けた者に補償その他の被害回復措置をとる立法について、必要不可欠であり、かつ、そのことが明白であったとは認められない(控訴)。

(4) 検察関係

国家賠償請求事件(菊池事件)(熊本地裁平成29年(ワ)第689号、令和2年2月26日判決)

本件は、全国ハンセン病療養所入所者協議会等の構成員であるX₁(原告)ら6名が、検事総長に対し、訴外Aの殺人等事件(いわゆる「菊池事件」)について確定した死刑判決に対し、刑訴法439条1項1号に基づき再審請求をするように要請したものの、検事総長が再審請求をしないと決定したことから、当該決定は、検察官に課された再審請求権行使義務に違反するものであり、そのことによって原告らが精神的苦痛を受けたなどとして、Y(国、被告)に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償(一人当たり10万円)を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

X₁らは、菊池事件について有罪の言渡しを受けた者ではないし、訴外Aの親族等ではなく、同事件の再審請求権を有する者ではないから、同事件の再審請求がなされることについて、X₁らに権利又は法律上保護される利益があるとは認められない。

検察官が再審請求権限を行使しなかったことが、訴外Aとの関係において許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認めることができず、有罪の言渡しを受けた者ではないX₁らとの関係で国賠法の適用上違法となる余地はない(確定)。

(5) 基地関係

ア 普天間基地爆音差止等請求上告・上告受理事件(普天間基地3, 4次訴訟)(最高裁令和元年(オ)第1244号, 同年(受)第1535号, 令和2年7月8日第二小法廷決定)

本件は, 普天間飛行場周辺に居住し, 若しくは居住していた者又はその相続人であるX₁(原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人)らが, Y(国, 被告・被控訴人兼控訴人・被上告人兼相手方)に対し, 同飛行場に離着陸する米軍航空機の発する騒音等により, 精神的被害等を被ったとして, 人格権, 環境権及び平和的生存権に基づき, X₁らの居住地への一定音量(午後7時から午前7時まででは40デシベル, 午前7時から午後7時まででは65デシベル)を超える騒音の到達の禁止, 本件飛行場提供協定の違憲無効確認, 上記一定量を超える騒音を放置している不作為の違憲確認を求めるとともに, 国賠法2条ないし日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法2条に基づき, 過去分の損害賠償合計約41億6,138万円及び提訴日以降, 口頭弁論終結の日から1年を経過するまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1審判決(那覇地裁沖繩支部平成28年11月17日判決)は, 要旨以下のとおり判示して, X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

(本件差止請求について) 本件差止請求は, Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから, その余の点について判断するまでもなく, 理由がない。

(憲法上の請求について) 本件飛行場提供協定の違憲無効確認請求は, 当事者間の具体的な紛争を離れて, 抽象的に国際協定の合憲性及び効力の確定を求めるものと見ざるを得ず, 法律上の争訟に該当しない。また, X₁らの主張は本件差止請求の攻撃防御方法として主張, 判断されるべきものであって, これとは別に, X₁らが求める確認判決をすることがX₁らの権利又は法的地位に生じている不安を除去する方法として適切とはいえず, 不作為の違憲確認に係る訴えは確認の利益を欠く。

(過去分の損害賠償請求について) 本件飛行場の航空機の運航等によって, X₁らは相当に大きな騒音及び低周波音に曝露され, 少なくともW値75以上の区域に居住するX₁らは, 様々な日常生活の妨害, 精神的苦痛, 睡眠妨害, 高血圧症発症のリスク増大という被害を被っており, その被害は, 社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音及び低周波の量, 共通損害の内容及び程度, 被害の長期化の状況, Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果, 前訴判決確定後のアメリカ合衆国及びYの取組状況など一切の事情を考慮すると, W値75以上の

区域に居住するX₁らについては1か月7,000円、W値80以上の区域に居住するX₂らについては1か月1万3,000円を基本となる慰謝料額と定める。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、1室のみである場合には10%、2室以上ある場合にはこの10%に加え1室ごとに更に5%ずつ（ただし、5室以上は一律合計30%）を、基本となる慰謝料額から減額する。

（将来分の損害賠償請求について）最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決によれば、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないというべきである。このことは、請求期間を限定したとしても、異なるものではない。

2審判決（福岡高裁那覇支部平成31年4月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して過去分の損害賠償請求の判断を変更したほか、1審の判断を維持し、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（過去分の損害賠償請求について）本件飛行場の航空機の運航等によって、X₁らは相当に大きな騒音に曝露され、少なくともW値75以上の区域に居住するX₁らは、様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、血圧上昇等の発生への不安感という被害を被っており、その被害は、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音の量、共通損害の内容及び程度、被害の長期化の状況、Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果、前訴判決確定後のX₁らの利益の侵害が継続している状況など一切の事情を考慮すると、W値75以上の区域に居住するX₁らについては1か月4,500円、W値80以上の区域に居住するX₂らについては1か月9,000円を基本となる慰謝料額と定める（住宅防音工事による慰謝料額の減額割合は変更なし）。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 横田基地飛行差止等請求上告・上告受理事件（横田基地10、11次訴訟）（最高裁令和2年（オ）第50号、同年（受）第70号、令和2年12月9日第二小法廷決定）

本件は、横田基地周辺住民であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人）らが、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人・被上告人兼相手方）に対し、同基地に離着陸する米軍航空機及び自衛隊機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、同基地における毎日午後7時から翌日午前7時までの間の航空機離着陸等の禁止を求めるとともに、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法2条、国賠法1条及び2条に基づき、過去分の損害賠償約8億5,377万円及び侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求

めたものである。

1 審判決（東京地裁立川支部平成29年11月10日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

①（自衛隊機の差止請求について）自衛隊機の差止請求は、防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更等を求める請求を包含することになるため、私法上の権利に基づく民事上の請求としての本差止請求は不適法であり却下を免れない。

②（米軍機の差止請求について）米軍機の差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、主張自体失当として棄却を免れない。

③（過去分の損害賠償請求について）告示コンター内地域（W値75以上の地域）に居住していたX₁らは、その居住期間において、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利ないし法律上の利益の侵害を受けているということができ、YはX₁らに対し慰謝料を支払う義務がある。

④（損害額について）本件における侵害行為の態様と侵害の程度等の一切の事情を考慮すると、X₁らそれぞれの居住する地域における騒音の大きさに応じて共通する最小限度の損害の程度に対応するものとして、基準となる1か月当たりの慰謝料額は、W値75地域に居住する原告らについては4,000円、W値80地域については8,000円、W値85地域については1万2,000円とするのが相当である。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、最初の防音工事の実施後の慰謝料額を一律に10%減額するのが相当である。

⑤（指定区域外X₁らの損害について）告示コンター指定区域外X₁らについては、平均的、総体的な騒音曝露状況が明らかでなく、もとよりこれが受忍限度を超えていると認めるに足りる証拠もないから、慰謝料を認めることはできない。

⑥（相互保証について）フィリピンの法制度においては、国家無答責の原則により、国に対して本件のような訴訟を提起することは認められないと解されるから、相互の保証はないものと認められ、フィリピン国籍の原告の請求は理由がない。

⑦（将来分の損害賠償請求について）口頭弁論終結日の翌日以降に発生した被害についての損害賠償請求については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものというべきである。

2 審判決（東京高裁令和元年6月6日判決）は、1 審の判断を維持し、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 横田基地飛行差止等請求控訴事件（横田基地9，12次訴訟）（東京高裁平成

31年（ネ）第53号，令和2年1月23日判決）

本件は，横田基地周辺住民であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人）らが，Y（国，被告・被控訴人兼控訴人）に対し，同基地に離着陸する米軍航空機及び自衛隊機の発する騒音等により，身体的・精神的被害等を被ったとして，人格権，環境権及び平和的生存権に基づき，同基地における毎日午後7時から翌日午前8時までの間の航空機離着陸等の禁止，毎日午前8時から午後7時までの間，70デシベルを超える航空機騒音を到達させることの禁止，米軍のX₁ら居住地上空における航空機の旋回訓練等の禁止を求めるとともに（9次訴訟），日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法1条及び2条に基づき，過去分の損害賠償約1億1,923万円及び訴状提出の日から侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁立川支部平成30年11月30日判決）は，要旨以下のとおり判示して，X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

①（自衛隊機の差止請求について）自衛隊機の差止請求は，防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更等を求める請求を包含することになるため，私法上の権利に基づく民事上の請求としての本差止請求は不適法であり却下する。

②（米軍機の差止請求について）米軍機の差止請求は，Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから，主張自体失当として棄却する。

③（過去分の損害賠償請求について）告示コンター内地域（W値75以上の地域）内に居住していたX₁らは，その居住期間において，社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法律上の利益の侵害を受けているということができ，YはX₁らに対し慰謝料を支払う義務がある。

④（指定区域外に居住するX₁らの損害について）告示コンター指定区域外に居住するX₁らについては，平均的，総体的な騒音曝露状況が明らかでなく，受忍限度を超える騒音損害を受けていることを認めるに足る証拠もないから，慰謝料を認めることはできない。

⑤（危険への接近について）平成6年1月1日以降，W値75以上の区域に居住を開始したX₁らは，居住開始時に航空機騒音による被害の発生状況を認識し，その被害を容認していたことが推認されるなどとして，危険への接近の法理を適用し，損害賠償請求権を否定ないし減額すべきであるとするYの主張について，X₁らが横田飛行場における航空機騒音による被害を認識していたとは認め難く，仮に認識していたとしてもその被害にさらされることを容認しているとはいえず，Yの主張は採用できない。

⑥（損害額について）慰謝料は，これまで検討した本件における一切の事

情を考慮して定める必要があるところ、共通損害はX₁らがさらされている航空機騒音はX₁らそれぞれが居住している区域によってその程度が異なるから、X₁らの損害を一律に評価するのは相当ではなく、それぞれの居住する区域における騒音の大きさに応じて、共通する最小限度の損害に対応するものとして、区分に従い、基準となる1か月当たりの慰謝料額は、W値75区域に居住するX₁らについては4,000円、W値80区域については8,000円、W値85区域については1万2,000円とする。また、住宅防音工事による慰謝料額の減額については、防音工事を実施した室数が1室のみである場合には10%減額し、同室数が2室以上ある場合には2室目以降の1室ごとに更に5%を減額する。ただし、同室数が合計で6室以上となる場合や、外郭防音工事を実施した場合は、一律に30%を減額する。

⑦（将来分の損害賠償請求について）口頭弁論終結日の翌日以降に発生した被害についての損害賠償請求については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものというべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して住宅防音工事による減額についての判断を変更したほか、1審の判断を維持し、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

Yからの助成を受けて防音工事を実施したX₁ら及びその同居人らにつき、防音工事を実施した居室の数や工事の種別に関わりなく、最初の防音工事の実施後の慰謝料の額を一律に10%減額するのが相当である（X₁ら上告・上告受理申立て）。

エ 小松基地戦闘機離着陸差止等請求事件（小松基地5、6次訴訟）（金沢地裁平成20年（ワ）第847号ほか、令和2年3月12日判決）

本件は、小松基地周辺住民であるX₁（原告）らが、Y（国、被告）に対し、同基地を離着陸する航空機の発する騒音等により、平和的生存権、人格権、環境権が侵害されているとして、Y自ら又は米軍をして、毎日午後0時から同日午後2時及び午後6時から翌日午前7時までの間、一切の航空機を離着陸させたり、エンジン作動をさせないこと及びその余の時間帯におけるX₁らの各居住地への70ホンを超える航空機騒音の到達の禁止、並びに過去分の損害賠償合計39億1,320万円及び将来分の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（自衛隊機に対する差止めについて）自衛隊機の運航等の差止請求は、必然的に防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更等を求める請求を包含することになるから、民事上の訴えとして不適法であり却下すべきである。

（米軍機に対する差止めについて）米軍機の運航等の差止請求は、Yに対し

てその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものというほかないから、理由がなく棄却すべきである。

(本件飛行場に係る設置又は管理の瑕疵の有無について) 本件飛行場の供用に伴い発生する騒音は、少なくとも告示W値75以上の区域(告示コンター内)に居住する住民に対し、現実に社会生活上受忍すべき限度を超える被害をもたらしており、同住民らに対する違法な権利侵害ないし法益侵害に当たるものと認められ、本件飛行場は、上記住民らとの関係において、国賠法2条1項にいう「設置又は管理の瑕疵」を有するものというべきである。

(損害賠償額について) 慰謝料月額は、W値75地域に居住するX₁らについては4,000円、W値80地域については8,000円、W値85地域については1万1,000円、W値90地域については1万4,000円とするのが相当である。住宅防音工事による慰謝料の減額割合については、1室のみである場合には10%、2室以上ある場合にはこの10%に加え1室ごとに更に5%ずつ(ただし、5室以上の場合や、外郭防音工事又は防音区画改善工事を実施した場合は一律30%)を減額するのが相当である。

(将来分の損害賠償請求について) 口頭弁論終結日の翌日以降に生ずべき損害についての損害賠償請求は、その性質に照らし、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を欠くものというべきであるから、不適法であり却下すべきである(双方控訴)。

(6) 駐留軍用地関係

ア 公有水面埋立承認撤回処分に対する地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与(裁決)の取消請求上告受理事件(最高裁令和元年(行ヒ)第367号, 令和2年3月26日第一小法廷判決)

本件は、Y(被告、国土交通大臣)が、X(原告、沖縄県知事)から公有水面の埋立て承認を受けていたが、職務代理者である沖縄県副知事A(以下「A副知事」という。)から事務の委任を受けた同県副知事B(以下「B副知事」という。)の名義で、平成30年8月31日付けで当該承認の取消処分を受けた(以下「本件承認取消処分」という。)ことについて、沖縄防衛局から行政不服審査法(以下「行審法」という。)に基づく審査請求(以下「本件審査請求」という。)を受け、平成31年4月5日付けで本件承認取消処分を取り消す旨の裁決(以下「本件裁決」という。)をしたのに対し、Xが国地方係争委員会に審査の申出を行い同委員会が令和元年6月17日付けで却下決定をしたところ、XがYに対し、本件裁決の取消しを求めたものである。

1審判決(福岡高裁那覇支部令和元年10月23日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を却下した。

①(本件裁決が行審法の適用がない処分についてされた違法な裁決であるか) 国の機関がその「固有の資格」において相手方となった処分には行審法が

適用されない。「固有の資格」とは、一般私人では立ち得ず、国の機関等であるからこそ立ち得る特有の立場であると解するのが相当である。そして、国の機関等に対する処分について、形式的には処分の名宛人が国の機関等に限定されていたり、一般私人と異なる規制がされていたりしても、処分の性質・効果や要件などに照らし、当該処分が、一般私人に対する処分と本質的に異なるものではないのであれば、「固有の資格」において相手方となるものには当たらない。埋立承認と埋立免許はその本質において異なるものではなく、国の機関は、埋立承認について、一般私人と同様の立場でその相手方となるものであり、その「固有の資格」において、相手方となるものではない。そして、この点は、埋立承認の取消処分である本件承認取消処分についても同様であるから、本件承認取消処分は沖縄防衛局が、その「固有の資格」において相手方となったものではなく、沖縄防衛局は、本件承認取消処分について、行審法に基づいて、審査請求をすることができる。

②（本件裁決が本件審査請求の審査庁になり得ない行政庁によってされた違法な裁決であるか）本件承認取消処分は、沖縄県知事職務代理者であるA副知事から委任を受けたB副知事がした処分であるが、A副知事によるB副知事への事務の委任期間は、新たな沖縄県知事選挙に係る当選告示日の前日までとされており、本件審査請求時には、B副知事の本件承認取消処分に関する権限は消滅し、同権限はXが有している。処分をした行政庁の有する処分権限が、審査請求時までに消滅又は移転した場合には、現に処分権限を有する行政庁が、「処分庁」としての立場も承継しているとみるべきであり、審査請求時において、都道府県知事からの事務の委任に基づいて処分をした機関への委任が終了している場合には、当該処分は、「都道府県知事の処分」に当たるものと解される。したがって、B副知事の「処分庁」としての立場は、本件審査請求時においては、Xが承継しており、本件承認取消処分は法定受託事務に関する「都道府県知事の処分」に当たり、本件承認取消処分について、審査請求をすべき行政庁は埋立法の所管大臣であるYとなる。

③（本件裁決が審査庁の立場を著しく濫用してされた違法な裁決であるか）行審法及び地方自治法の規定からすれば、法定受託事務に関する都道府県知事の処分について、審査請求人と審査庁のいずれもが国の機関となることは、行政不服審査制度上当然に予定されており、同処分についての国の機関からの審査請求に対し、同じく国の機関である所管大臣が審査すること自体で直ちに違法ということとはできない。

以上によれば、本件裁決が、地方自治法245条3号括弧書きの「裁決」に当たらず、同条所定の「国の関与」に含まれるということとはできず、本件訴えは、「国の関与」に当たらない処分を対象とするものであって、不適法である。

最高裁判所は、上記①及び②に関するXの上告受理申立て理由のうち②を排

除して上告を受理する決定をし、要旨以下のとおり判示して原審の判断を維持した。

地方自治法251条の5第1項の訴えの対象は「国の関与」であるところ、同法245条3号括弧書きにより、審査請求に対する裁決は「国の関与」から除かれている。行審法7条2項は、国の機関等がその「固有の資格」において相手方となる処分については、同法の規定は適用しない旨を規定しているため、そのような処分に対して審査請求がされ、これに対して裁決がされたとしても、当該裁決は、同法に基づく審査請求に対する裁決とはいえ、法令上の根拠を欠くものであって「国の関与」から除かれる裁決には当たらない。行審法7条2項は、国の機関等がその「固有の資格」において相手方となる処分については同法の規定は適用しない旨を規定するところ、「固有の資格」とは、一般私人が立ち得ないような立場をいい、国の機関が一般私人が立ち得ないような立場において相手方となる処分であるか否かを検討するに当たっては、当該処分に係る規律のうち、当該処分に対する不服申立てにおいて審査の対象となるべきものに着目すべきである。公有水面埋立法は、国の機関と国以外の者のいずれについても、公有水面の埋立ての実施主体となり得るものとし、また、都道府県知事の処分である承認又は免許を受けて初めて、埋立てを適法に実施し得る地位を得ることができるものとしている。さらに、承認を受けるための処分要件その他の規律は、国以外の者が免許を受ける場合と実質的に異ならない。そうすると、公有水面の埋立てにつき、国の機関が一般私人が立ち得ないような立場において承認の相手方となるものとはいえない。したがって、埋立ての承認は、国の機関が行審法7条2項にいう「固有の資格」において相手方となるということではできない。

イ 埋立承認撤回処分に対する裁決の取消請求事件（那覇地裁平成31年（行ウ）第8号，令和2年4月13日判決）

本件は、普天間飛行場代替施設の建設が進められている沖縄県名護市辺野古沿岸域に居住するX₁（原告）らが、沖縄県知事が平成30年8月31日付けでした公有水面埋立承認撤回処分（以下「本件撤回処分」という。）について、沖縄防衛局から行政不服審査法に基づき審査請求を受けた国土交通大臣が平成31年4月5日付けで本件撤回処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をしたことから、本件裁決の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを却下した。

本件裁決の実質は、本件裁決時までの事情を考慮して新たに承認処分（沖縄県知事が平成25年12月27日付けでした公有水面の埋立の承認。以下「本件承認処分」という。）と同様の処分を行うのと異ならず、国土交通大臣は本件裁決に際して、少なくとも本件撤回処分において考慮された本件承認処分後の事情に照らして、埋立承認処分の処分要件全般が失われていることにならないかを、

本件裁決時を基準として改めて判断することを要し、このような本件裁決の取消訴訟における原告適格は、本件承認処分¹の取消訴訟における原告適格と同様に判断するのが相当である。埋立法は、埋立事業又は埋立地の用途によって、災害又は公害に起因する健康若しくは生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような災害又は被害を受けないという利益を、個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当であるが、X₁らについては、本件埋立地の用途である飛行場としての供用や埋立てに起因する公害によって、健康又は生活環境に著しい被害を受けるおそれがあるとも、埋立事業又は飛行場の設置に起因する災害を直接的に受けるおそれがあるとも認められず、本件訴訟の原告適格を有しない（確定）。

なお、平成31年3月31日、X₂らについて、口頭弁論が分離・再開され、X₂らの訴訟が同裁判所に係属している（弁論）。

ウ 公有水面埋立承認撤回処分取消裁決の取消請求事件（那覇地裁令和元年（行ウ）第11号、令和2年11月27日判決）

本件は、沖縄県知事が平成30年8月31日付けでした公有水面埋立承認撤回処分について、沖縄防衛局から行政不服審査法に基づく審査請求を受けた国土交通大臣が、平成31年4月5日付けで同撤回処分を取り消す旨の裁決をしたのに対し、X（沖縄県、原告）が、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条3項に基づき、同裁決の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解するのが相当であり（最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決・民集56巻6号1134ページ）、本件訴えは、Xが財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求める場合に当たらず、公有水面埋立法の適用の適正ないし一般公益の保護を目的として、Xが専ら行政権の主体として提起した訴訟であるといふべきであるから、法律上の争訟に当たらない。

行訴法3条3項の裁決取消訴訟は、違法な裁決により権利利益を侵害された者の主観的な権利利益を保護するための訴訟であるから、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的としてこれを提起する者は、行訴法9条にいう「法律上の利益を有する者」に当たらない。本件訴えは、上記のとおり、公有水面埋立法の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とした訴訟であるから、Xは、行訴法3条3項の取消訴訟を提起する適格を欠く。したがって、本件訴えは不適法である（控訴）。

(7) 諫早関係

開門請求事件（長崎諫早2次，3次訴訟）（長崎地裁平成22年（ワ）第207号，同第208号，同第209号，平成23年（ワ）第212号，令和2年3月10日判決）

本件は，Y（国，被告）が，国営諫早湾土地改良事業（以下「本件事業」という。）を行い，諫早湾干拓地潮受堤防（以下「本件潮受堤防」という。）を設置し，海洋を締め切るとともに，締め切った部分の内側を調整池として淡水化したところ，諫早湾内で漁業を営むX₁（原告）らは，その締め切りにより，諫早湾内の漁場環境が悪化し，原告らの漁業行使権が侵害されたとして，被告に対し，漁業行使権に基づき，本件潮受堤防の北部及び南部に設置されている各排水門について，本件潮受堤防により締め切られた調整池に海水を流入させ，海水交換できるように各排水門の開門操作をすることを求めた。

本判決は，要旨以下のとおり判示して，X₁らの請求を棄却した。

（漁業行使権侵害の有無等及び本件潮受堤防の締め切りとの因果関係の有無について）諫早湾の環境変化に関し，本件事業に伴う本件潮受堤防の締め切りによって，諫早湾内の潮流速が低下したこと，成層化が進行したこと，諫早湾の湾奥部及び湾中央部に調整池からの排水による有機物等が沈殿していることが認められ，これらが諫早湾内の湾奥部及び湾中央部の貧酸素化及び底質における浮泥の堆積の進行の一因となっており，湾奥部においてはこれに加えて硫化水素が発生していることが認められる。しかし，これらの現象に対する本件潮受堤防の締め切りによる寄与の程度が大きなものであるとは認められない。また，本件潮受堤防の締め切りによる潮流速の低下や調整池からの排水等によって，諫早湾における赤潮の発生が増加したとは認められない。さらには，本件潮受堤防の締め切りによる漁業種ごとの漁場環境の悪化及び漁業被害についても認められない。以上によれば，原告らの個別の漁業被害の有無について検討するまでもなく，原告らの漁業行使権が侵害されているとは認められない（控訴）。

(8) その他

ア 損害賠償請求控訴事件（夫婦別姓国賠訴訟）（東京高裁令和元年（ネ）第4457号，令和2年10月20日判決）

本件は，婚姻後の夫婦の氏として夫は夫の氏，妻は妻の氏を称する旨を記載した婚姻届を提出しようとしたが，「夫婦は，婚姻の際に定めるところに従い，夫又は妻の氏を称する。」と定める民法750条及び婚姻の届書に「夫婦が称する氏」の記載を求める戸籍法74条1号の規定（以下「本件各規定」という。）に違反することを理由として，同届出を不受理とされたX₁（原告・控訴人）らが，本件各規定は憲法14条1項，憲法24条及び人権に関する国際条約に違反し，国会がその改廃等の立法措置を採らなかったことは違法であると主張して，Y（国，被告・被控訴人）に対し，慰謝料等の支払を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和元年10月2日判決）は，要旨以下のとおり判示して，

X₁らの請求を棄却した。

(本件各規定の憲法14条1項違反の主張について) 民法750条は、法律婚に関し、夫婦同氏を希望する者と夫婦別氏を希望する者との間でその信条の違いに着目した法的な差別的取扱いを定めたものではなく、夫婦同氏制それ自体に、夫婦同氏を希望する者と夫婦別氏を希望する者との間の形式的な不平等が存在するわけではない。

(本件各規定の憲法24条違反の主張について) 夫婦同氏制は、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であると認めることはできず、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合には当たらない。

(夫婦同氏制を合憲とした最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決以降の事情変更について) 平成27年最高裁大法廷判決の当時と比較して、判例変更を正当化し得るほどの変化があるとまでは認められない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した(上告・上告受理申立て)。

イ 憲法53条違憲国家賠償請求事件(那覇地裁平成30年(ワ)第803号, 令和2年6月10日判決)

本件は、国会議員であるX₁(原告)らが、その他の国会議員とともに、内閣に対し、憲法53条後段に基づき、衆議院及び参議院の臨時会の召集を要求したが、98日が経過した日まで臨時会が召集されなかったことにつき、内閣が合理的な期間内に臨時会を召集すべき義務を怠った結果、臨時会において国会議員としての権能を行使する機会を奪われたなどとして、国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償(4万円)を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

(裁判所の司法審査権が及ぶかについて) 憲法53条後段に基づく内閣の臨時会の召集は、憲法上明文をもって規定された法的義務と考えられる。また、憲法53条後段は、召集の要求がされてから合理的期間内に臨時会を召集する義務があるものと解され、内閣が臨時会の召集を合理的期間内に行ったかどうかについては、合理的期間の解釈問題であって、法律問題といえるから、法律上の争訟として、裁判所がこれを判断することが可能な事柄である。したがって、憲法53条後段に基づく内閣の臨時会の召集決定については、最高裁判所昭和35年6月8日大法廷判決(民集14巻7号1206ページ)にいう「直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為」又はそれに準じるものとはいえず、司法審査の対象外であるということとはできない。

(臨時会の召集決定が国賠法1条1項の適用上違法となりうるかについて) 仮に個々の国会議員が憲法53条後段の規定に基づき内閣に対して臨時会の召集要求権を有するものと解したとしても、これは、国会議員の内閣に対する主観

的請求権として、それが履行されない場合に国に対する損害賠償請求権に転化するという性質のものであるとはいえない。そうすると、内閣は、憲法53条後段所定の召集要求があった場合において、臨時会を開催すべき憲法上の義務を負うとしても、当該義務は、国賠法上、個々の国会議員に対する職務上の義務であるということではできないから、憲法53条後段に基づく臨時会の召集要求に対する内閣の召集決定については、国賠法1条1項の適用上、違法と評価する余地はない（控訴）。

ウ 安保法制違憲・国家賠償請求事件（那覇地裁平成29年（ワ）第412号ほか、令和2年6月30日判決ほか）

本件は、X₁（原告）らが、Y（国、被告）に対して、内閣が平成26年7月1日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定並びに平成27年5月14日にいわゆる平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下、これら2法を「安保法」という。）の法案の閣議決定を行い、同法案を国会に提出し、更に国会がこれを可決・成立させたこと（以下、これらの行為を「本件各行為」という。）により、原告らの平和的生存権等が侵害されたなどとして、Yに対し、国賠法に基づく慰謝料（一人当たり10万円）の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（平和的生存権について）憲法前文がうたう「平和のうちに生存する権利」は、その内容が裁判規範となるほどに具体的であるとはいえず、憲法前文を根拠として、個々の国民に対して平和的生存権という具体的権利ないし法的利益が保障されていると解することは困難である。また、憲法9条は、国家の権力行使ないし統治機構に関する規範を定めたものと解されるから、直ちに、同条を根拠として個々の国民に平和的生存権が具体的な権利として保障されていると解することはできない。

（人格権について）本件口頭弁論終結時において、我が国が他国間の戦争に巻き込まれるなどの具体的なおそれが生じているとまでは認められず、X₁らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生しているものとは認め難いから、X₁らが平和的生存権の外延として明確である旨主張しているものと解される生命・身体の保持にかかわる人格権が、本件各行為によって直接的に脅かされているということではできない。

（憲法改正・決定権について）日本国憲法の改正手続に関する法律が施行されている以上、憲法改正の承認手続に参画する権利は、個別の国民との関係において法的に保護された権利として確立しているといえるが、そもそも安保法の制定は、法律の制定・改正の形式をとって行われ、また法形式として憲法を改変するものでもないから、仮に安保法が上位の法規範である憲法に違反する内容であったとしても、違憲無効なものとして客観的に法的効力を有していな

いことになるにすぎず、安保法の制定によって、X₁らの憲法改正・決定権が具体的に侵害されたものとはいえない（控訴）。

エ 個人番号利用差止等請求事件（仙台地裁平成27年（ワ）第1632号、平成28年（ワ）第364号、令和2年6月30日判決）

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づき個人番号の付番を受けたX₁（原告）らが、番号利用法は憲法13条によって保障された原告らの自己情報コントロール権又はプライバシー権を侵害しており若しくは侵害するおそれがあり、違憲であると主張して、Y（国、被告）に対し、個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びにX₁らの個人番号の削除を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（一人当たり11万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

憲法12条及び憲法13条は、国民に保障した権利が公共の福祉によって制約されることを認めているから、個人に関する情報に関わる国民の権利が公共の福祉によって制約されることを認めていると解され、憲法13条が、番号利用法の目的を達成するために住民票コードを変換して生成される個人識別情報にすぎない個人番号や行政機関等が法令等に基づいて保有する個人情報について、当該個人に対し、収集等についての同意や開示先の自己決定をするという自己情報コントロール権を保障していると解することはできない。また、憲法13条は、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を保障していると解されるどころ、個人に関する情報をみだりに収集等されない自由も保障していると解するのが相当であるところ、番号利用法の目的はいずれも正当な目的ということができ、番号制度によって、原告らの個人番号等が正当な目的の範囲を逸脱して収集等されている具体的な危険及び個人番号や個人情報が外部に漏えいする具体的な危険があるとは認められないことから、番号制度によって、原告らの個人に関する情報をみだりに収集等されない自由が侵害されている又は侵害されるおそれがあるとはいえない（控訴）。

オ 損害賠償請求事件（くろまぐろ漁獲規制国賠訴訟）（札幌地裁平成30年（ワ）第1913号、令和2年10月27日判決）

本件は、太平洋くろまぐろのうち30キログラム未満の小型魚につき、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの期間（第3管理期間）における北海道の沿岸漁業での漁獲可能な数量を111.81トンとしていた。しかるに、実際にはこれを大幅に超過する漁獲がされてしまったため、Y₁（国、被告）は、当該超過分を差し引き、同年7月1日から平成31年3月31日までの期間（第4管理期間）における北海道の沿岸漁業での漁獲可能な数量を僅か8.3トンとした。これを受け、北海道内の漁業者であるX₁（原告）らが、Y₁及びY₂（北海道、

被告)は漁業者への法的措置を講じず、漫然と漁業者の自主管理に委ねた結果、第3管理期間において上限を大幅に超過する漁業を招き、もって第4管理期間以降のくろまぐろ漁が事実上できなくなったなどと主張して、Y₁及びY₂に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金の支払をそれぞれ求めたものである。本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

(資源管理法等に基づく数量管理を実施しなかったことの違法性について) 中西部太平洋まぐろ類条約5条等は、いずれも抽象的な文言にとどまるものであって、各構成国に対し、実際に採るべき措置の内容・程度等について具体的に義務付けた規定は何ら見当たらない。したがって、Y₁において何らかの個別具体的な措置を採らなかったことが直ちに上記条約5条等に反するとか、X₁らとの関係における何らかの具体的な義務に反するとはいえない。

また、海洋生物資源の管理の特徴及び資源管理法の定めに照らすと、資源管理法に基づく規制権限の行使は、農林水産大臣の広範な裁量に委ねられているものというべきであり、本件において、農林水産大臣が資源管理法に基づく数量管理を実施しなかったことについては、法令の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、著しく不合理であったとまでいうことはできない。

(漁業上限の配分等において零細漁業者への配慮義務に違反したか否かについて) X₁らの主張する零細漁業者への配慮義務は、抽象的・観念的なものにとどまる上、漁業上限の配分等についての包括的・抽象的な不当をいうものすぎない。

また、漁業収入安定対策事業等によって比較的小規模の漁業者の収入の安定が図られており、零細漁業者への配慮が行われなかったとまではいえない。

(超過差引きを行ったことの違法性について) 第3管理期間における超過量を、第4管理期間以降の漁獲上限から差し引くものとしたことは、資源管理法に基づく農林水産大臣の裁量の範囲内の措置であって、法令上の根拠を欠くものではない(控訴)。

行政訟務課

法務省組織令第48条、第51条

令和2年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 開示及び不開示決定処分取消請求事件(大阪地裁令和2年(行ウ)第64号)

本件原告は、法務大臣、人事院事務総局給与局長及び内閣法制局長官に対し、国家公務員法に定める勤務延長制度の検察官への適用に関し、法務省と人事院又は内閣法制局との間の相談内容を記録した行政文書等の情報公開請求を行っ

たところ、各行政機関から、対象文書の一部について全部開示処分を受けたが、その余の対象文書については文書不存在を理由とする不開示処分を受けた。本件は、原告が、全部開示処分については、請求した文書とは異なる文書を開示した、不開示処分については、請求した文書が存在するはずであるなどと主張し、各処分の取消しを求めるものである。

イ 不開示決定処分取消等請求事件（大阪地裁令和2年（行ウ）第126号）

本件は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い配布された布マスクに係る行政文書について、厚生労働大臣及び文部科学大臣に対し情報公開請求を行った原告が、不開示決定処分を受けた文書の一部について、情報公開法に基づく不開示事由には該当しないとして、当該文書の不開示決定処分の取消し及び開示決定の義務付けを求めるとともに、厚生労働大臣が、延長後の開示期限を徒過して開示決定を行ったにもかかわらず、これに対して何らの連絡もなく放置したことは、情報公開法に基づく開示請求権を著しく侵害する行為であるとして、国家賠償を求めるものである。

(2) 外事行政関係

ア 旅券発給拒否処分取消等請求事件（東京地裁令和2年（行ウ）第85号）

本件は、主に海外紛争地域での取材活動に従事するフリージャーナリストであるX（原告）が、外務大臣から一般旅券発給拒否処分（以下「本件処分」という。）を受けたため、外務大臣はXがトルコ共和国及びオマーンから入国拒否措置を受けたことにより旅券法13条1項1号に該当するとして、一般旅券を発給しないことを通知したが、①Xは入国禁止措置を受けていないから違法である、②仮にXがトルコ共和国又はオマーンから入国拒否措置を受けた事実があったとしても、限定旅券によることなく旅券発給を拒否することは明らかに過剰な制限であり違法である、③本件処分はXの海外渡航の自由を侵害するものであり憲法13条、22条2項に反し違憲であるなどと主張して、国に対し、本件処分の取消し及びXに対する一般旅券発給の義務付けを求めるものである。

イ 一般旅券発給拒否処分取消等請求事件（東京地裁令和2年（行ウ）第131号）

本件は、「よど号」で朝鮮民主主義人民共和国に渡った訴外Aの妻であり、一般旅券の発給を拒否されたX（原告）が、①Xは「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当せず旅券法13条1項7号の要件を欠く、②Xの渡航希望先である朝鮮民主主義人民共和国への渡航は安全上問題があるとして発給を拒否したことは旅券法19条1項4号の裁量権を逸脱又は濫用するものであるなどと主張して、国に対し、発給拒否処分の取消しを求めるものである。

(3) 運輸行政関係

羽田空港関係行政訴訟（東京地裁令和2年（行ウ）第223号）

本件は、川崎市又は東京都23区内に住居を構え、羽田新飛行ルートの設定によっ

て、航空機の墜落等によるコンビナート事故や騒音等の被害を受けるおそれがあると主張する原告らが、東京航空局長が発した羽田飛行ルートを許容する通知及び国土交通大臣が設定した新飛行ルートが航空法に違反するとして、これらの取消しを求めるものである。

(4) 原子力行政関係

バックフィット命令に伴う使用停止命令義務付け請求事件（名古屋地裁令和2年（行ウ）第92号）

本件は、福井県及びその近県に居住する原告らが、大山の噴火規模の想定が見直されたことに伴い、原子力規制委員会が、高浜原発3号機及び同4号機について、A電力株式会社に対して核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律43条の3の23第1項の規定に基づき、使用停止を命じなかったことは裁量権の逸脱・濫用であり、違法であるなどとして、A電力株式会社に対し使用停止を命じることの義務付けを求めるものである。

(5) その他

ア 種子法廃止違憲確認等請求事件（東京地裁令和元年（行ウ）第266号）

本件は、一般農家、農作物の種の生産・販売を営む者等である原告らが、種子法が廃止されたため、農業者が種子法に基づいて供給を受けてきた安価・安全・安心な種子を用いて農作物を生産し、消費者がその農作物を購入して消費する機会を奪い、農業者や消費者の「食料への権利」を積極的に侵害したことは、憲法25条等に違反するとして、種子法を廃止する法律が違憲無効であることの確認、種子法に基づく自らの地位の確認を求めるとともに、種子法の廃止は原告らの憲法上の権利を侵害し、種子法を廃止する法律を短時間でかつ拙速な審議で成立させたことは違法であることから、これらの権利侵害又は違法行為によって、原告らは精神的苦痛を負っているとして、国家賠償（一人当たり1万円）を求めるものである。

イ 特別地方交付税の額の決定取消請求事件（大阪地裁令和2年（行ウ）第66号）

本件は、原告（大阪府泉佐野市）が、総務大臣から受けた令和元年度特別交付税の額の決定は、「ふるさと納税」収入額を考慮して特別交付税の額を算定することを定めた総務省令附則に基づくものであるところ、同決定が地方交付税法の基本的枠組みに抵触し、また、会計年度独立の原則に反することなどから、法律の委任の範囲を逸脱し、法律上の根拠を欠き違法・無効であるなどと主張して、その取消しを求めるものである。

なお、原告は、本件訴訟に先立ち、上記決定を不服として総務大臣に審査の申立て（地方交付税法18条）をしたが、総務大臣は、同申立てを却下していた。

本件に係る争点は、上記本案のほか、「法律上の争訟」性の有無である。

ウ サケ捕獲権確認請求事件（札幌地裁令和2年（行ウ）第22号）

本件は、北海道十勝郡浦幌町内に居住・就業するアイヌで構成される団体（権

利能力なき社団)である原告が、アイヌ集団(コタン)の権利(先住権)に基づく、浦幌十勝川河口から4キロメートル(浦幌川合流地点)までの流域において刺し網を使用したサケ捕獲権を有することの確認を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 学校法人Aへの国有地払下げに係る情報公開等請求事件(大阪地裁平成29年(行ウ)第104号, 令和2年6月25日判決)

本件は、X(原告)が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)に基づき、近畿財務局長に対し、学校法人Aへの国有地の貸与、売払いに係る面談・交渉等に関する内容を記録した行政文書等の開示を請求したところ、一部不開示決定(以下「本件処分」という。)を受けたため、本件処分が違法であることの確認及び不開示文書を開示することの義務付けを求めたものである。

その後、近畿財務局長が本件処分において不開示とした文書(以下「本件文書」という。)を追加開示したことから、原告は、本件文書を故意に隠蔽、隠匿して不開示としていたなどと主張し、国賠法1条1項に基づき慰謝料等の支払を求めるものへと訴えの変更を行った。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの国賠請求につき一部認容した。

本件文書は、財務省による調査の過程において、財務省及び近畿財務局の職員が手控えとして保有し、廃棄されずに残っていることが確認された応接録のほか、財務省及び近畿財務局のサーバ及び職員のコンピュータ上に残された電子ファイルの探索等により確認できた応接録であるところ、前者は、元来、組織的に用いるものとして作成されたものであって、廃棄の経緯等によっては、純粋な職員個人の手控えとして保有されていたものとは認め難く、また、後者は組織的に用いるものとして保有されていたことが認められるから、近畿財務局が、本件処分時に本件文書の少なくとも一部を行政文書として保有していたことは明らかというべきであり、本件処分において本件文書について「文書不存在」を理由として不開示としたことは、情報公開法上、明らかに違法である。また、財務省理財局及び近畿財務局における応接録の廃棄は、国会審議において学校法人Aの案件についての更なる質問につながり得る材料を極力少なくすることを主たる目的として、組織的に行われたものであり、また、理財局長の国会答弁や財務省理財局の会計検査院への回答と矛盾しないようにするために、応接録についての開示請求に対して、その都度、「文書不存在」を理由に不開示決定がされていた中で、原告に対しても、本件処分が行われた。このような学校法人Aの案件をめぐる問題の事案としての性質や本件処分に至る経緯に加え、近畿財務局の職員は、保存期間が終了した応接録が必ずしも全て廃棄されず、保存されたままとなっている状況を認識していたことも踏まえると、当該

行政機関の長である近畿財務局長が、本件対象文書に該当する行政文書として少なくとも本件文書の一部が存在していることを認識していなかったなどとは到底考えられない。近畿財務局長は、近畿財務局が保有していた行政文書を意図的に存在しないものとして扱い、本件処分を行ったというほかなく、このような近畿財務局長の行為が、国賠法上、故意の違法行為に該当することは明らかというべきである（控訴）。

イ 公文書不開示決定処分取消請求事件（普天間飛行場代替施設建設事業関係文書）（那覇地裁平成30年（行ウ）第11号，令和2年7月29日判決）

本件は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、沖縄防衛局長に対し、普天間飛行場代替施設建設事業における土質調査の成果物（ボーリング柱状図及び土層断面図）に係る行政文書（以下「本件文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたX（原告）が、沖縄防衛局長から、文書不存在として不開示決定を受けたため、沖縄防衛局長が発注したケーソン護岸の実設計業務は、当該文書を保有していなければ発注できなかったはずであると主張し、同決定の取消し及び開示決定の義務付けを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部却下・一部棄却した。

沖縄防衛局は、本件文書ではなく、それ以前に行っていた土質調査の結果を用いて設計を行っており、本件文書を用いて設計を行ったとは認められないことから、本件開示請求時点において設計を行っていることをもって、沖縄防衛局が本件文書を所持していたと推認することはできない（確定）。

ウ 行政文書不開示決定処分取消請求事件（東京地裁平成27年（行ウ）第141号，令和2年10月1日判決）

本件は、平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震及び同地震に伴う津波により、東京電力福島原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）の発生後政府が設置した「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」（以下「政府事故調」という。）が作成した聴取結果書（772名分。以下「本件聴取結果書」という。）について、X₁（原告）ら6名が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）に基づき、それぞれ開示請求をしたが、その全部又は一部を不開示とする旨の各決定を受けたため、これらの各決定（ただし、変更決定により開示することとされた文書に係る部分を除く。以下「本件各不開示決定」という。）の一部の取消しを求めるとともに、同部分の開示決定の義務付けを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの開示決定の義務付けを求める訴えを却下し、その余の請求を棄却した。

争点は、本件各不開示決定の適法性であり、具体的には、本件聴取結果書の一部不開示部分中、①国を当事者とする訴訟について、国が当該訴訟における

対応方針の検討及び協議をするために行った準備活動に関する情報（以下「本件争訟事務情報」という。）が法5号、6号口の不開示情報に該当するか、②我が国と米国との間で本件事故への対応についてされた意見交換等の様々なやり取りに関する情報や、被聴取者による他国に対する評価並びに他国関係者の言動に対する評価及び意見等に関する情報等（以下「本件各外交情報」という。）が法5条3号、5号、6号柱書所定の不開示情報に該当するか、③ヒアリングの被聴取者が不開示とすることを希望している情報（以下「本件不開示希望情報」という。）が法5条5号、6号柱書所定の不開示情報に該当するか、④本件各不開示決定の理由付記の適法性である。

本判決は、①本件争訟事務情報について、法5条6号口の不開示情報に該当する（同条5号の不開示情報該当性については判断せず。）、②本件各外交情報について、法5条3号及び6号柱書の不開示情報に該当する（同条5号の不開示情報該当性については判断せず。）、③本件不開示希望情報について、法5条5号及び6号柱書の不開示情報に該当する、④本件各不開示決定における理由付記に行政手続法8条1項本文に違反する違法があるとはいえないなどと判断し、原告の主張をいずれの点についても退けた。

特に、③の本件不開示希望情報が5条6号柱書の不開示情報に該当するとの判断に当たっては、裁判所は、政府事故調が、第1回会合において、責任追及を目的とした調査や検証は行わない旨を明確に打ち出し、その旨ヒアリング開始前に報道等により周知され、さらに、ヒアリングを原則として非公開で行うことや、ヒアリングで得た供述内容を責任追及の目的で使用しないこと等を内容とするヒアリング方針について第2回会合において異論なく申合せがされ、被聴取者772名に対するヒアリングのほぼ全てが、当該申合せ後に実施されたものであること等、ヒアリングの実施状況等を子細に認定し、被聴取者は、被聴取者の特定につながる部分や、被聴取者が非開示を希望する部分を除き、必要な範囲に限って聴取結果書を開示することがあることを前提としてヒアリングに応じていたものと認めることができ、このことは、各ヒアリングの冒頭にその旨の説明が明示的に行われたか否かにかかわらずない旨判示した上で、「被聴取者も聴取結果書の開示に同意していた」などとする原告の主張や、政治家である被聴取者や東京電力の役員及びGM以上の被聴取者について、「聴取結果書が開示されることが原則であった」などとする原告の主張については、いずれも採用しなかった。

その上で、裁判所は、被聴取者の特定につながる部分や、被聴取者が非開示を希望する部分を除き、必要な範囲に限って聴取結果書を開示することがあるとの前提に反して、被聴取者が不開示とすることを希望するような場合にまで聴取結果書が公になるとすれば、被聴取者だけでなく、国民一般にとって、政府事故調が定めた方針が遵守されることに対する信頼が損なわれることとなり、

将来における重大事故調査等において、関係者の協力を得るために本件ヒアリング方針と同様の方針を定めたとしても、これが遵守されることに対する信頼を得られないことから、関係者の任意の協力を十分に確保することができなくなるおそれが生じるものといえ、同種の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるなどとし、本件不開示希望情報は法5条6号所定の開示情報に該当する旨判断した（控訴）。

(2) 選挙関係

ア 選挙無効請求上告事件（最高裁令和2年（行ツ）第28号ほか，令和2年11月18日大法廷判決）

本件は、令和元年7月21日に施行の参議院議員の通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区（これらを併せて、以下「本件各選挙区」という。）の選挙人であるX₁（原告・上告人）らが、平成30年法律第75号による改正（以下「平成30年改正」という。）後の公職選挙法（以下「平成30年改正法」という。）14条1項及び別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員の定数の配分に関する規定（以下、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含め、「定数配分規定」といい、本件選挙当時の定数配分規定を「本件定数配分規定」という。）は人口比例に基づかず憲法に違反するなどと主張して、公職選挙法204条の規定に基づき、本件各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

1審判決（東京高裁令和元年10月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

平成30年改正法は、合区の範囲等については公職選挙法の一部を改正する法律（平成27年法律第60号）（以下「平成27年改正法」という。）の内容を踏襲しつつその他の選挙区の議員の定数を改めるという方法によって、わずかではあるが、本件選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡を平成28年7月10日に施行された通常選挙の施行の当時よりも縮小させる結果を実現させており、立法府において、最高裁判所平成24年10月17日大法廷判決以来の一連の大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図り、再び従前のような大きな較差を生じさせるようなことのないようにする配慮が継続されているといえることができる。また、参議院の委員会における附帯決議によってではあるが、今後の参議院議員の選挙制度改革につき引き続き検討を行うものとされており、更なる較差の是正に向けての立法府の決意もお継続されているといえることができる。これらの事情を総合すると、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないというべきである。

本判決は、要旨、以下のとおり判示して、X₁らの上告を棄却した（なお、同種訴訟が全国8高裁及び6高裁支部に提訴され、本件原審を含む16件の高裁判決の内訳は、請求棄却（合憲）14件、請求棄却（違憲状態）2件であったところ、本件原審以外の高裁判決についても上告され、本判決と同日、いずれも本判決と同旨の判決がされた。）。

平成30年改正は、その内容が選挙区選出議員に関しては1選挙区の定数を2人増員する措置を講ずるにとどまるものであるなど、較差の更なる是正を図り、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等に関する立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえない。しかしながら、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持して僅かではあるが較差を是正しており、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を縮小させた平成27年改正法による公職選挙法の改正の方向性を維持するよう配慮したものであるということが出来る。また、参議院選挙制度の改革の実現は漸進的にならざるを得ない面があることも踏まえれば、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。

以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

イ 在外日本人国民審査権確認等請求控訴事件（東京高裁令和元年（行コ）第167号、令和2年6月25日判決）

本件は、平成29年10月22日に行われた第48回衆議院議員総選挙の際、日本国外に居住していた日本人X₁（原告・控訴人兼被控訴人）ら5名（うち3名は現在も日本国外に居住、うち2名は日本に帰国）が、国外に住所を有することを理由に最高裁判所裁判官の国民審査権を行使できないのは、憲法及び最高裁判所裁判官国民審査法（以下「国民審査法」という。）に反し、また、国会が在外国民に国民審査権行使を認める立法をしなかったことなどによって、精神的苦痛を被ったなどと主張し、現在も日本国外に居住する3名が、Y（国、被告・控訴人兼被控訴人）に対して、主位的に次回の最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査（以下「国民審査」という。）において、審査権を行使することができる地位にあることの確認を求め（以下「本件地位確認の訴え」という。）、予備的に日本国外に住所を有することをもって、次回の国民審査における審査権の行使をさせないことは違法であることの確認を求め（以下「本件違法確認の訴え」という。）、5名全員が国家賠償を求めた（以下「本件国家賠償請求」という。）ものである。

1 審判決（東京地裁令和元年5月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X1らの本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えを却下し、本件国家賠償請求を一部認容した。

本件地位確認の訴えに係る係争は、法令の適用により終局的に解決できるものではなく、裁判所法3条1項という法律上の争訟には当たらない。本件違法確認の訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を対象とするものとはいえないから、裁判所法3条1項という法律上の争訟に当たらない。

憲法は、国民審査権の行使につきどのような方法を用いるかについて、法律に委ねており（79条4項）、現行の記号式投票以外の方法を採用することも可能であるし、通信手段が地球規模でますます著しい発達を遂げたことなど、在外国民をめぐる社会の状況が国民審査制度の創設当時と大きく変化したことをも考慮すれば、国民審査の実施を可能とする立法措置を執ることが事実上不可能ないし著しく困難であったとは言い難いから、前回国民審査において在外国民が審査権を行使することを認めないことについて、やむを得ない事由があったとは到底いうことができず、国民審査法が、前回国民審査当時、在外国民であった原告らの審査権の行使を認めていなかったことは、憲法15条1項並びに79条2項及び3項に違反するものであった。在外選挙制度を認めないことを違憲とする最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号2087ページ）が言い渡され、その後、東京地方裁判所平成23年4月26日判決（判例時報2136号13ページ）において、在外審査制度が認められないことの憲法適合性について「重大な疑義があった」旨判示する司法判断が示されたことにより、遅くとも同判決が言い渡された平成23年4月26日の時点においては、在外審査制度を創設しないことが憲法に違反するに至っていたことは明白となっていた。そうすると、このような長期間にわたる立法不作為は、例外的に、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるというべきであり、また、この立法不作為について、過失が認められる。

本判決は、要旨以下のとおり判示し、本件地位確認の訴えについては原審の判断を維持して却下し、本件違法確認の訴えを認容し、本件国家賠償請求を棄却した。

国が主張する、記号式投票を前提とした場合の技術上の問題はほとんどの場合には解消されており、また、記号式以外の投票方法によることが著しく合理性を欠くような事情もないことなどからすれば、国民審査法が在外国民の審査権の行使を一切認めずこれを制限していることについては、遅くとも平成29年国民審査の時点においては、やむを得ないと認められる事由があったとはいい難く、在外国民に国民審査権の行使を認めていない同法は、憲法15条1項並びに79条2項及び3項に違反する。

X₁らが確認を求める「次回の国民審査において審査権を行使することができる地位」は、国会において、在外国民について審査権の行使を可能とする立法的措置を新たに講じなければ、具体的に認めることのできないものである。本件地位確認の訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えであるところ、上記のとおり、その確認を求める対象となる法的地位は、国会において、新たに立法を行わなければ、具体的に認めることのできないものであって、確認を求める対象として有効、適切ではないから、本件地位確認の訴えは確認の利益を欠く。

本件違法確認の訴えは、国会において、在外国民に国民審査権の行使を認める旨の立法的措置を講じない限り、X₁らが、次回の国民審査においても、同様に、国外に住所を有することを理由として、投票することができず、国民審査権を行使する権利が侵害されることになるので、あらかじめ次回の国民審査において国民審査権の行使を許さないことが違法であることの確認を求める趣旨であると理解できるところ、その権利侵害の危険は、当審口頭弁論終結時において、現実的なものとして存在するものと認められる。そして、X₁らの本件違法確認の訴えは、救済を図るために他に適切な方法がなく、即時確定の利益もあるから、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法である。

海外に居住する在外国民が増加し、その権利の擁護の重要性も認識され、平成22年に施行された国民投票法においても在外得票制度が認められているなどの事情を踏まえても、平成29年国民審査の時点で、国会において、在外審査を認めていない国民審査法の違憲性が明白になったものということではできない（双方上告・上告受理申立て、X₁ら附帯上告・上告受理申立て）。

ウ 障害者投票権確認等請求事件（大阪地裁平成29年（行ウ）第51号，令和2年2月27日判決）

本件は、脳性まひを有し、自ら筆記することが困難なX（原告）が、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号。以下「平成25年改正法」という。以下、改正前ものを「改正前公選法」、改正後ものを「改正後公選法」という。）により、投票の補助者を投票所の事務に従事する者に限定し、障害者がヘルパー等を補助者として代理投票することを認めない公職選挙法48条2項の規定は投票の秘密を保障する憲法15条4項等に違反するなど主張して、①Xがその希望する補助者の協力のもとにおいて投票する権利を有することの確認、②国会議員が平成25年改正法を制定して改正前公選法48条2項を改正後公選法48条2項に改正した行為（以下「本件立法行為」という。）及び平成28年7月10日施行の参議院選挙までに平成25年改正法を改正しなかった不作為（以下「本件不作為行為」という。）は国賠法上違法であり、同選挙において、自らが希望する者による補助（代筆）を受けられず、投票できなかったことにより精神的苦痛を被ったとして、国賠

法1条1項に基づき110万円の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

選挙人が代理投票によって選挙権を行使する際にその希望する者を補助者として選任することとした場合、投票管理者において、当事者について、真に当該選挙人の自由な意思に基づき選任されていることや、当該選挙人の投票に不当な圧力や干渉を加えるおそれがないかといった補助者としての適格性、中立性等を有することに加えて、その資質、属性等の観点から、選挙人の投票した被選挙人の氏名等の表示を行わないことが期待できるか否かを正確に確認することは困難であるといわざるを得ないことに鑑みると、代理投票制度における補助者を投票事務従事者に一律に限定する改正後公選法48条2項が、憲法15条4項、14条1項に反するということはできない。したがって、Xが憲法15条4項等に基づき、自らの希望する者を投票管理者から投票の補助者として選任を受けた上で投票をすることができる地位にあるということではできず、本件立法行為や本件不作為行為が国賠法上違法であるということではできない（控訴）。

(3) 厚生行政関係

ア 非認定処分取消請求控訴事件（東京高裁令和2年（行コ）第30号，令和2年12月8日判決）

本件は、学校法人であるX（原告・控訴人）が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき師法」という。）2条2項に基づき、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設の認定を申請したところ、厚生労働大臣が同法附則19条1項の規定により同申請を認定しない旨の処分を行ったため、同項が憲法22条1項（職業選択の自由）等に違反し無効であるなどと主張して、処分の取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁令和元年12月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の職域を優先し、その生計の維持が著しく困難とならないようにすることを重要な公益と認め、その目的のために必要かつ合理的な措置としてあはき師法附則19条1項を定め、これを今なお維持している立法府の判断が、その政策的・技術的な裁量の範囲を逸脱するもので著しく不合理であるとはいえない。したがって、あはき師法附則19条1項は、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師の養成施設等を設置しようとする者及びあん摩マッサージ指圧師の資格を取得しようとする視覚障害者以外の者の職業選択の自由を制約するものとして憲法22条1項に違反するということができない。また、あはき師法附則19条1項が、処分要件等の曖昧不明確さゆえに憲法31条、13条に違反するということができないし、同条を本件の申請に適用することについても、憲法22条1項、31条及び13条に反するとはいえず、同法14条1項に違反する不合理な差別に当たるということもで

きない。

本判決は、1審の判決をおおむね引用した上で、原判決は相当であると判断し、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

なお、同種事件である大阪地方裁判所平成28年（行ウ）第187号、同第188号（令和2年2月25日判決）（控訴）、仙台高等裁判所令和2年（行コ）第11号（令和2年12月14日判決）（上告・上告受理申立て）においても、同様の判断が示され、原告の請求又は控訴はいずれも棄却された。

イ 生活保護基準引下げ処分取消等請求事件（基準改定）（名古屋地裁平成26年（行ウ）第83号，平成28年（行ウ）第60号，令和2年6月25日判決）

本件は、愛知県内に居住する生活保護受給者であるX₁（原告）らが、厚生労働大臣による違法な生活保護基準の改定（平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による同年8月1日の改定及び平成26年3月31日厚生労働省告示第136号による同年4月1日の改定）に伴う各保護変更決定により生活扶助費を減額されたとして、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示してX₁らの請求を棄却した。

ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定は、①ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定をした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、あるいは、②ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に被保護者の生活への影響の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合に、生活保護法3条及び8条2項に違反し、違法となると解される。しかしながら、本件において、ゆがみ調整、デフレ調整及びその双方を重複して行った厚生労働大臣の判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとは認められないし、ゆがみ調整の幅を増額方向と減額方向共に生活保護基準部会の検証結果の2分の1とした厚生労働大臣の判断が不合理であるということはいくつかできない。X₁らは、憲法25条1項、生活保護法立法当時の厚生大臣の答弁、社会権規約2条1項等を根拠に、制度後退禁止原則により生活扶助基盤を下げることは許されず、国において生活扶助基準を引き下げることが原則として許されず、国において生活扶助基準を引き下げる正当な理由があることを立証しない限り、生活扶助基準の引下げは違法となると主張するが、いずれも採用できない（控訴）。

ウ 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件（広島地裁平成27年（行ウ）第37号，平成29年（行ウ）第18号，平成30年（行ウ）第29号，令和2年7月29日判決）

本件は、原子爆弾投下当時に被爆者援護法（以下「法」という。）の援護対

象区域外かつ第一種健康診断特例区域外に所在していたX₁(原告)らが、Y₁(広島市長、被告)又はY₂(広島県知事、被告)に対し、被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証(以下「被爆者健康手帳等」という。)の交付申請をしたところ、これらを却下する処分を受けたことから、X₁らは原子爆弾投下後いわゆる「黒い雨」を浴びるなどして被爆しており、法に基づいて被爆者健康手帳等を交付されるべきであると主張して、Y₁又はY₂に対し、上記処分の取消しと被爆者健康手帳等の交付の義務付けを求めたものである(なお、X₁らについては、同人らの相続人が訴訟承継の申立てをした。また、厚生労働大臣が訴訟参加している。)

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの主位的請求である被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し及び同手帳の義務付けについて、X₁らの請求を認容した。

(訴訟承継の成否について) 広く法が規定する諸手当の受給権等との関係で、被爆者健康手帳の交付の効果は、交付申請日に遡って生じると解するのが相当である。また、一般疾病医療費の受給権が所定の各要件を満たすことによって得られる具体的給付を求める権利として規定されており、被爆者健康手帳の申請者が被爆者健康手帳の交付を受けるまでの間に被爆者一般疾病医療機関等から医療を受けた場合には、当該申請者は交付申請日以降に受けた医療に係る一般疾病医療費を受給することができるのであるから、一般疾病医療費の受給権は、申請者の一身専属権ではなく、相続の対象となる。葬祭料の受給権も、所定の各要件を満たすことによって得られる具体的給付を求める権利として規定されており、死後であっても当初の交付申請に基づく被爆者健康手帳の交付がされた場合には、申請者は、当該交付申請日に遡って、将来死亡した場合には葬祭を行う者に対して葬祭料を支給されるという法的地位を取得していたことになり、葬祭を行う者は、葬祭料の支給が認められないという法律状態を生じさせている行政処分の効力を排除するために、被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消訴訟を承継するものと解される。したがって、口頭弁論終結前に死亡したX₁らのうちの一部の者につき、その死亡により本件訴訟は当然に終了せず、その相続人が本件訴訟を承継する。

(法1条3号にいう「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義) 法の前身である原爆医療法において法1条3号と同様の規定が設けられたのが、同条1号及び2号に該当しなくても「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」といえる場合があり、かつ、その場合に看過しがたい健康被害等を生ずる可能性があることを考慮していたこと、法が、法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に対しても、被爆者健康手帳を交付して援護を受けられるようにしていることが、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性があ

ることを考慮したものであることなどからすると、法1条3号にいう「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」とは、「原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった」ことをいう。

(X₁ら「黒い雨」体験者が法1条3号に該当するか)「黒い雨」降雨域に降った「黒い雨」には原爆に由来する放射性微粒子が含まれており、そうした「黒い雨」によって健康被害を生ずる可能性があること、法1条3号被爆者の認定に関する限り、「黒い雨」の降雨継続時間の長短によって取扱いを異にすべき十分な合理性がないことからすれば、第一種健康診断特例区域に所在した者で、健康管理手当の支給対象となる11種類の障害を伴う疾病に罹患していると診断されたものが、法1条3号に該当するものとして被爆者健康手帳の交付を受けることができ、被爆者とされるのと同様に、第一種健康診断特例区域外であっても、「黒い雨」に曝露した者は、前記11種類の障害を伴う疾病に罹患したことを要件として、法1条3号に該当すると解するのが相当である。そして、内部被曝の危険性に関する知見等に照らし、「黒い雨」を直接浴びるなどしたり、「黒い雨」降雨地域で生活したりしていた場合には、「黒い雨」に曝露したもものとして扱われる。X₁らは、いずれも原爆が投下された際及びその後において、「黒い雨」に曝露しており、健康管理手当の支給対象となる11種類の障害を伴う疾病のいずれかに罹患している又は罹患していたものであり、いずれのX₁らについても、法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当すると認められる。したがって、Y₁又はY₂がX₁らの法に基づく被爆者健康手帳交付申請を却下したことは違法であって、各却下処分を取り消すべきである。また、Y₁又はY₂がX₁らに対して被爆者健康手帳交付処分をすべきことは、明らかと認められるから、各交付処分を義務付ける(控訴)。

(4) 環境行政関係

ア 水俣病特措法救済対象者からの損害賠償請求控訴事件(東京高裁令和元年(ネ)第3098号、令和2年2月27日判決)

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法を受けて閣議決定された、いわゆる「救済措置の方針」に基づく救済対象者(療養費のみ)であるX(原告・控訴人)が、Y₁(国、被告・被控訴人)に対しては、いわゆる水質二法に基づく規制権限の不行使を、Y₂(熊本県、被告・被控訴人)に対しては、熊本県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使を理由として国家賠償を求めるとともに、Y₃(A株式会社、被告・被控訴人)に対して、民法709条に基づき損害賠償を求めたものである。

1審判決(東京地裁令和元年5月29日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求をいずれも棄却した。

感覚検査の結果等を検討してもXに四肢末梢優位の感覚障害が生じていると

は認められないし、その他魚介類の摂取状況等一切の事情を考慮しても、Xが水俣病に罹患しているとは認められない。

また、Xは、Y₁又はY₂が、①公健法1条及び46条、②水質保全法10条1項及び同条2項、③地方自治法150条1項、④食品衛生法1条、2条及び14条1項及び⑤国賠法に基づく各種調査義務を負っていたと主張するが、その法令の趣旨目的に照らし、いずれもY₁又はY₂が各種調査義務を負う法的根拠とはなり得ず、Y₁又はY₂にかかる義務の履行を怠った国賠法上の違法は認められない。

本判決も、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した(上告・上告受理申立て)。

イ 国家賠償等請求控訴事件(福岡高裁平成26年(ネ)第450号、令和2年3月13日判決)

胎児性ないし小児水俣病の患者であると主張するX₁ら8名(原告・被控訴人兼控訴人)が、Y₁(国、被告・控訴人兼被控訴人)及びY₂(熊本県、被告・控訴人兼被控訴人)には、規制権限の不行使によって、また、Y₃(A株式会社、被告・控訴人兼被控訴人。以下、Y₁、Y₂及びY₃を合わせて「Y₁ら」という。)には、メチル水銀化合物を含む排水流出によって、X₁らが水俣病に罹患したと主張して、①Y₁及びY₂に対しては、国賠法1条1項に基づき、また、②Y₃に対しては、民法709条等に基づき、約3億1,238万円の損害賠償等を求めたものである。

1審判決(熊本地裁平成26年3月31日判決)は、X₁ら8名のうち、3名について、その四肢末端優位の感覚障害を始めとする症候はメチル水銀曝露に起因するとして水俣病の罹患を認め、また、損害賠償請求権は除斥期間により消滅していないとして、請求の一部を認容した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、1審判決中、Y₁らの上記敗訴部分を取り消し、X₁らの請求をいずれも棄却した。

水俣病罹患の個別的な因果関係については、個々の患者の病状等についての医学的判断のみならず、患者のメチル水銀に対する曝露歴や生活歴及び種々の疫学的な知見や調査の結果等を十分に考慮した上で総合的に判断されるものである。水俣病に見られる各症候の組合せが認められない場合の水俣病の判断に当たっては、メチル水銀中毒症における曝露停止から発症までの潜伏期間が数か月から数年であることや、長期にわたって微量のメチル水銀に曝露することによって症候が発現することは考え難いこと等現在における一般的な医学的知見を前提とすべきであり、また、各症候が他疾患によるものである可能性がある場合には、当該症候がメチル水銀曝露によるものである可能性は減殺される。他方で、X₁ら全員を水俣病と診断した医師の各種感覚検査には、感覚障害の一般的な留意事項等を十分踏まえ、検査結果の正確性の確保に対する配慮を欠くこと等種々の問題があるため、その検査結果及び診断をそのまま採用する

ことはできない。

そして、X₁らが水俣病に罹患しているかについて個別の事情を総合的に検討しても、X₁ら8名については、いずれも水俣病に罹患しているとは認められない（上告・上告受理申立て）。

(5) 原子力行政関係

発電所運転停止命令義務付け請求事件（大阪地裁平成24年（行ウ）第177号、令和2年12月4日判決）

本件は、滋賀県等に居住しているX₁（原告）らが、大飯発電所3号機、4号機の発電用原子炉の設置変更許可処分（以下「本件設置変更許可処分」という。）における耐震安全性の審査が不合理である、特に、施設設計に関して考慮されるべき地震動の評価が過小であると主張して、同処分の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を認容した（なお、X₁らのうち8名については原告適格がないとして訴えを却下した。）。

原子力規制委員会が定めた地震動ガイドは、施設の耐震性を評価するための基準地震動の策定に当たって、地質調査等に基づき設定した震源断面面積等を数式に当てはめて算出する地震モーメント（地震の規模を示す数値）について、当該数式を導く際に用いたデータの不確実性（ばらつき）に相当する上乘せ等が必要か否かを検討することを求めている。そのような上乘せ等がなされているか否かを検討していない本件の原子力規制委員会の審査には、看過し難い過誤、欠落があるから、本件設置許可変更処分は違法である（控訴）。

(6) その他

ア ふるさと納税不指定取消請求上告事件（最高裁令和2年（行ツ）第80号、同（行ヒ）第68号、令和2年6月30日第三小法廷判決）

本件は、泉佐野市長（原告・上告人）が、総務大臣（被告・被上告人）に対して、地方税法で定める「ふるさと納税指定制度」に関し、同市の指定申出をしたところ、同法に係る告示で定められた基準に適合するものと認められないとして、総務大臣が同市を指定しなかったことが違法な国の関与に当たるとして、不指定の取消しを求めた事案である。

本件に先立ち、泉佐野市長は、国地方係争処理委員会に審査を申し出ており、同委員会から勧告を受けた総務大臣の措置に不服があるとして、総務大臣に対し、上記のとおり、国の関与に関する訴えの提起（地方自治法251条の5第1項2号）をしたものである。

1審判決（大阪高裁令和2年1月30日判決）は、「ふるさと納税指定制度」の導入経緯及びその趣旨等からすれば、総務大臣が定めた指定基準は、委任の趣旨に反しないものであり、その基準の制定について総務大臣に付与された裁量権の行使に逸脱濫用はないとして、泉佐野市長の請求を棄却した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原判決を破棄し、泉佐野市長の請求

を認容した。

総務大臣が定めた指定基準は、当該基準に該当しない地方団体について、同団体への寄附金を特例控除の対象外とする場合があることを定めるものであり、地方自治法247条3項（不利益取扱いの禁止）の趣旨も考慮すると、同基準に委任する授権の趣旨が地方税法の規定等から明確に読み取れることを要するところ、同基準からは、かかる趣旨を明確に読み取ることはできず、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である。

イ 命令服従義務不存在確認請求上告・上告受理事件（最高裁令和元年（行ツ）第196号，同年（行ヒ）第217号，令和2年12月9日第二小法廷決定）

本件は、陸上自衛官であるX（原告・控訴人・被上告人・差戻審控訴人・差戻審上告人兼申立人）が、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）により新設された自衛隊法76条1項2号が、憲法9条等に反し、違憲であるとして、同号に定める防衛出動の命令に服する義務のないことの確認を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成29年3月23日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

Xに、自衛隊法76条1項2号に係る事態（以下「存立危機事態」という。）が発生し、又は近い将来存立危機事態が発生する明白なおそれがあるとは認められないから、Xが同号による防衛出動命令が発令される事態に現実的に直面しているとはいえず、Xは、入隊後これまでの間に直接戦闘を行うことを主たる任務とする部隊に所属したことがなく、Xが現在所属する部署は戦闘部隊でもないものであり、現時点において、X又はXが所属する部署に対し、同号による防衛出動命令が発令される具体的・現実的可能性はない。これらの点に照らせば、Xには、自衛隊法を始めとする法令で定められた自衛隊の様々な行動について、将来にわたり、上官の指揮監督を受けるなどして、その任務に就くという自衛官一般に認められる可能性以上に、同号による防衛出動命令が発令され、その任務に就く蓋然性が存在するものとは認められないことから、Xの生命等に重大な損害が生じたり、Xが同命令に従わないで刑事罰を科されたりするという、Xが主張する危険又は不安は不確定かつ抽象的なものとどまり、現に、Xの有する権利又は法律的地位に危険や不安が存在するとは認められないから、本件訴えは、確認の利益を欠き、不適法である。

2審判決（東京高裁平成30年1月31日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、東京地方裁判所に差し戻した。

本件訴えは、実質的には、本件職務命令への不服従を理由とする懲戒処分之差止めの訴えを本件職務命令ひいては防衛出動命令に服従する義務がないことの確認を求める訴えの形式に引き直したものであることができることから、本件訴えが適法な無名抗告訴訟と認められるためには、本件職務命令に服従しな

いことやその不服従を理由とする懲戒処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあること（重大な損害の要件）及びその損害を避けるため他に適当な方法がないこと（補充性の要件）の二つの要件を満たすことが必要である。

存立危機事態における防衛出動命令に基づく本件職務命令を受けながら、これに服従しない自衛官は、我が国の防衛という重要な任務に背き、服務の本旨をないがしろにしたものとして、極めて厳しい社会的非難を受けることになることに加え、本件職務命令への不服従を理由とする懲戒処分、更には重大な刑事罰を受けることになる。そして、存立危機事態の危険性及び切迫性に照らすと、防衛出動命令に基づく本件職務命令を受けた自衛官がその服従を怠るときは、我が国の国民や他の自衛官の生命及び身体に高度の危険を及ぼすおそれがあることが明らかであるから、本件職務命令に服従しなかった自衛官に対する懲戒処分は、当該自衛官に課せられた重大な責任に違反するものとして、免職を含む重大なものとなることが容易に想定できる。また、刑事罰も同様に重いものになると考えられる。このような極めて厳しい社会的非難にさらされること並びに重大な懲戒処分及び刑事罰の対象となることによりXが被ることになる損害は、行政処分たる懲戒処分がされた後に取消訴訟又は無効確認訴訟を提起して執行停止の決定を受けることなどはもとより、当該処分の差止めを命ずる判決を受けることによっても容易に救済を受けることができるものではないことから、本件においては、「重大な損害を生ずるおそれ」がある場合に当たり、本件訴えは、重大な損害の要件を満たす。

防衛出動命令に基づく本件職務命令への不服従を理由とする懲戒処分は、免職を含む重大なものとなるばかりか、存立危機事態における防衛出動命令が発令される場合に、これに基づく本件職務命令を受けながらこれに服従しない自衛官は、服務の本旨をないがしろにしたものとして極めて厳しい社会的非難を受けることになるのであるから、このようなXに生ずるおそれのある損害は、事後的に懲戒処分の取消訴訟又は無効確認訴訟を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではないことが明らかであり、また、懲戒処分の差止めを命ずる判決を受けることによっても容易に救済を受けることができるものではなく、防衛出動命令に基づく本件職務命令に服従する義務の不存在を事前に確認する方法によるのであれば救済を受けることが困難なものであることから、本件訴えは、補充性の要件も満たすものである。

最高裁判所（令和元年7月22日第一小法廷判決）は、要旨以下のとおり判示して、原判決を破棄し、東京高等裁判所に差し戻した。

本件のような将来の不利益処分の予防を目的として当該処分の前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟は、差止めの訴えと異ならない。また、差止めの訴えに係る請求においては、当該処分の前提として公的義務の存

否が問題となる場合には、その点も審理の対象となることからすれば、上記無名抗告訴訟は、確認の訴えの形式で、差止めの訴えに係る本案要件（本案の判断において請求が認容されるための要件をいう。）の該当性を審理の対象とするものということができることから、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）の下において、上記無名抗告訴訟につき、差止めの訴えよりも緩やかな訴訟要件により、これが許容されているものとは解されない。そして、差止めの訴えの訴訟要件については、救済の必要性を基礎づける前提として、一定の処分がされようとしていること（行訴法3条7項）、すなわち、行政庁によって一定の処分がされる蓋然性があることとの要件（以下「蓋然性の要件」という。）を満たすことが必要とされている。

したがって、将来の不利益処分の子防を目的として当該処分の前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟は、蓋然性の要件を満たさない場合には不適法というべきであるが、原審は蓋然性の要件を満たすものか否かの点を検討することなく本件訴えを適法としたものといわざるを得ない。

差戻控訴審（東京高裁令和2年2月13日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの控訴を棄却した。

本件において、Xが所属する部隊に対し、本件防衛出動命令が発出される具体的なないし現実的可能性があるということではできないから、現時点において、Xが本件職務命令への不服従を理由として、本件懲戒処分を受ける蓋然性があると認めることはできず、本件訴えは無名抗告訴訟としては不適法である。また、Xが主張する危険又は不安は不確定かつ抽象的なものにとどまるといわざるを得ず、現にXの有する権利又は法律的地位に危険や不安が存在するとは認められないため、本件訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとしても、確認の利益を欠き、不適法である。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 自衛隊出動差止等請求事件(大阪地裁平成28年(行ウ)第167号, 同年(行ウ)第239号, 同年(ワ)第5586号, 同年(ワ)第11407号, 令和2年1月28日判決)

本件は、戦争体験者等であるX₁(原告)らが、国に対して、(1)①内閣総理大臣が自衛隊法に基づき自衛隊の全部又は一部を出動させること(防衛出動命令)の差止め、②防衛大臣がいわゆる重要影響事態法に基づく後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の実施の差止め及びいわゆる国際平和支援法に基づき、協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の実施の差止め、③いわゆる国際平和協力法に基づく国際平和協力業務(駆け付け警護等)の実施の各差止めを求める(以下①ないし③に係る訴えを併せて「本件各差止めの訴え」という。)と

ともに、(2)内閣が平成26年7月1日閣議決定(「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定)及び平成27年5月14日閣議決定(いわゆる安保法案の閣議決定)を行い、同法案を国会に提出し、国会がこれを可決したこと(以下「本件各行為」という。)は、X₁らの平和的生存権等の侵害に当たるとして、国賠法に基づき、慰謝料10万円の支払等を、それぞれ求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを一部却下、一部棄却した。

X₁らが差止めを求める各行為は、いずれも上級行政機関から下級行政機関に対する命令という行政機関相互の行為というべきであり、いずれも抗告訴訟の対象となる行政処分には該当しないため、本件各差止めの訴えはいずれも不適法である。(国賠請求に係る請求権の存否について)①憲法前文の「平和のうちに生存する権利」との文言から、裁判規範となるべき国民の権利としての具体的な意味内容を確定することは困難であり、個々の国民に対して平和的生存権という具体的な権利ないし利益を保障しているものと解することはできないこと、②本件各行為によって、X₁らの生命、身体、健康等の権利又は利益が侵害される具体的な危険が発生したもとは認め難く、また、生命、身体等に対する危険が生ずることへの不安、憂慮及び精神的苦痛は抽象的な不安感にとどまるものであり、精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えているとはいえないこと、③憲法が、個々の国民に対し、閣議において憲法に違反する決定をされない権利ないし利益及び憲法に違反する法律を制定されない権利ないし利益を具体的に保障しているものと解することはできないことから、本件各行為によって、法律上保護される権利又は利益の侵害があったとはいえない(控訴)。

エ 安全保障法制に基づく自衛隊派遣差止め等請求事件(東京地裁平成28年(行ウ)第169号、平成29年(行ウ)第373号、同年(行ウ)第394号、令和2年3月13日判決)

本件は、学者等であるX₁(原告)らが、国に対して、(1)①内閣総理大臣が自衛隊法に基づき自衛隊の全部又は一部を出動させること(防衛出動命令)の差止め、②防衛大臣がいわゆる重要影響事態法に基づく後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の実施の差止め及びいわゆる国際平和支援法に基づき、協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の実施の差止め、③いわゆる国際平和協力法に基づく国際平和協力業務(駆け付け警護等)の実施の差止め、④自衛隊法に基づく外国軍隊の部隊の武器等の防護の警護(武器等防護)の実施の差止め(以下①ないし④に係る訴えを併せて「本件各差止めの訴え」という。)並びに(2)内閣が平成26年7月1日閣議決定(「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定)及び平成27年5

月14日閣議決定（いわゆる安保法案の閣議決定）を行い、同法案を国会に提出し、国会がこれを可決したこと（以下「本件各行為」という。）は、X₁らの平和的生存権等の侵害に当たるとして、国賠法に基づき、慰謝料10万円の支払等を、それぞれ求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを一部却下、一部棄却した。

①防衛出動命令は、内閣総理大臣の自衛隊に対する命令であり、②重要影響事態法及び国際平和支援法に基づく物品の提供の実施は、防衛大臣等が自衛隊に属する物品を提供する行為であり、また、役務の提供の実施も、防衛大臣の防衛省の機関又は自衛隊の部隊等に対する命令であり、③駆け付け警護等は、防衛大臣が自衛隊等の部隊等に実施させるものであり、④武器等防護は、自衛官が一定の場合に武器を使用することを内容とするものであり、いずれもその実施によって国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務付けるものということはできないため、①ないし④はいずれも行政事件訴訟法3条7項の「処分」に当たらない。（原告適格（「法律上の利益」の有無）について）X₁らが、①ないし④により、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるということはできず、原告適格を欠くことから、本件各差止めの訴えは不適法である。（本件各行為が憲法9条等に違反し、国賠法上違法か否か）①憲法前文の「平和のうちに生存する権利」との文言をもって、国民に具体的な権利として保障されているとは解されず、一定の意味内容や、これを達成する手段や方法が特定されているものとはいえないこと、②客観的に見て、X₁らの生命、身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したとは認め難く、恐怖や不安を抱いたとしても、漠然かつ抽象的な不安感にとどまり、原告らの法律上保護された利益が侵害されたとはいえないこと、③自らの信条や信念と反する立法等が行われることによる精神的苦痛は社会通念上受忍されるべきものであり、その人格権が侵害されたとはいえないこと、④憲法96条1項は、特定の問題に関して憲法改正の発議を行うことにつき、個々の国民に対して何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解されず、憲法改正決定権に具体的権利性を認めることができないことから、本件各行為は国賠法上違法であるということはいえない（控訴）。

オ 元号制定差止請求事件（東京地裁平成31年（行ウ）第145号，令和2年10月5日判決）

本件は、X₁（原告）らが、新天皇の即位に伴い元号が令和と改められたことにつき、元号の制定は、国民が有している「連続した時間」を切断し、憲法13条が保障する国民の人格権を侵害するもので違憲であるなどと主張して、元号制定の差止め、元号を令和に改める旨を定める元号を改める政令（以下「本件政令」という。）及び戸籍事務の取扱いに関して、法務省民事局長が法務局長・地方法務局長に宛てて発出した通達（以下「本件通達」という。）の無効確認

を求めるものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を却下した。

本件政令は、元号を令和に改めるといふものによらず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するような規定はなく、他の法令にも、元号を定めることにより直接国民の権利義務が形成され又はその範囲が確定されるような規定はない。また、本件政令によって国民が元号の使用を強制されることとなるものではない。以上によれば、本件政令の制定は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、行政処分当たらない。

また、本件通達については、法務省民事局が下級行政機関である法務局長・地方法務局長に対し、元号法施行後の戸籍事務の取扱いについて示したものにすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではなく、仮に本件通達に従った事務処理によって国民の権利義務に影響があったとしても、その影響は当該事務処理によって生じるもので、本件通達の発出によって直接国民の権利義務が影響を受けることになるものではない。

以上によれば、本件通達の発出は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、行政処分当たらない。

X₁らの請求は、いずれも処分性のない行為の差止めあるいは無効確認を求めるものであるから、不適法である（X₁のみ控訴）。

租税訟務課

法務省組織令第48条、第52条

令和2年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 外国子会社合算税制の適用の可否を争う法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁令和2年（行ウ）第86号）

本件は、内国法人であるX（原告）が、バミューダに所在するXの租税特別措置法上の特定外国子会社等に係る収入保険料のうち、非関連者であるメキシコの保険会社との再保険契約によるものは、Xの関連者の資産を保険の目的とする保険に係る収入保険料であり、外国子会社合算税制における適用除外要件の一つである非関連者基準を満たさないとして同税制を適用し法人税等の更正処分を受けたため、これらの処分の取消しを求めるものである。

(2) 取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法による独立企業間価格の算定を争う法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁令和2年（行ウ）第372号）

本件は、資源・エネルギー、社会インフラ、産業機械、航空・宇宙の4つの事

業分野を中心に事業活動を行う内国法人であるX（原告）が、タイにおいて、車両過給機の製造販売事業を行っている国外関連者との間で、①車両過給機の部品を輸出する取引、②当該車両過給機をタイにおいて製造販売するための特許、製造技術及び独占販売権の実施許諾、③情報提供、技術者の派遣又は研修生の受入れに係る役務提供取引の3つの取引を行ったところ、税務署長から、上記①ないし③の各取引を一の取引とみた場合にXが支払を受ける対価の額が租税特別措置法に規定する独立企業間価格に満たないとして、同法が規定する独立企業間価格の算定方法のうち、取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法により行われたものとみなして計算した所得金額を基に、法人税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、これらの処分の取消しを求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

賦課関係

- (1) 残余利益分割法による独立企業間価格の算定を争う法人税更正処分等取消請求上告・上告受理事件（最高裁令和元年（行ツ）第296号，同年（行ヒ）第364号，令和2年3月5日第一小法廷決定）

本件は、めっき薬品（めっき用化学品）の製造販売等を業とする株式会社であるX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、税務署長から、Xが国外関連者との間でしためっき薬品の製造・販売に係る技術やノウハウ等の無形資産の使用許諾及び役務提供の取引（以下「本件国外関連取引」という。）について、Xが当該国外関連者から支払を受けた対価の額が、残余利益分割法と同等の方法によって算定した独立企業間価格に満たないとして、法人税に係る各更正処分等（以下「本件各更正処分等」という。）を受けたため、その取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成29年11月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

独立企業間価格の算定に当たり、残余利益分割法と同等の方法は、基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）と同等の方法を用いることができない場合に限り用いることができるものである。本件国外関連取引について、独立価格比準法と同等の方法を適用し得る比較対象取引は存在しないから、本件国外関連取引の独立企業間価格を独立価格比準法と同等の方法を用いて算定することはできない。また、本件国外関連取引につき、取引の対象である無形資産等をXの国外関連者であるA又はBが更に第三者に使用許諾又は提供して対価を得ていたとは認められないから、再販売価格基準法と同等の方法を用いることはできない。また、本件国外関連取引は、その対象がめっき薬品の製造ノウハウ等の無形資産及び役務であるという性質上、その取得原価を算定することは困難であるから（なお、当該無形資産等は、Xが対価を支払って第三者から使用許諾又は提供を受けたものではない。）、本件国外関連取引について原価基準法と同等の方法を用いることはできない。以上によれば、本件国外関連取引に係る独立企業間

価格の算定につき、基本三法と同等の方法を用いることはできないと認められるから、基本三法に準ずる方法その他政令で定める方法と同等の方法を用いることができるものというべきである。

残余利益分割法は、第1段階として、非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額（基本的利益）を配分し、第2段階として、当該配分した金額の残額（残余利益）を重要な無形資産の価値に応じて配分することにより、重要な無形資産の貢献度を分割対象利益の配分に反映させるものであり、法人又は国外関連者が重要な無形資産を有する場合における利益分割法の適用方法として合理性を有するものであるところ、本件国外関連取引については、X及びその国外関連者が有する重要な無形資産が利益獲得に寄与していることからすれば、その独立企業間価格の算定には、基本的利益を配分した上で残余利益を重要な無形資産の価値に応じて配分する残余利益分割法と同等の方法を用いるのが合理的であるといえることができる。

Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）の主位的主張は、国外関連者であるAの売上高には、製造ノウハウ等の無形資産の使用許諾及び役務提供の取引により製造されたAライセンス製品の売上高だけでなく、Aが仕入販売しためっき薬品の売上高が含まれている可能性があるという瑕疵があるものであるところ、これを前提として算定される分割対象利益や国外移転所得額を正当なものと認めることはできないから、本件各更正処分等の適法性の根拠として採用することはできない。

Yの予備的主張は、Aの売上高につき、仕入販売取引を除いた製造販売取引のみのデータを算定し直した上、他の算定過程にもこれに伴う修正を加えるほか、Xの営業利益（分割対象利益）を算定するに当たり、Xのロイヤルティ収入から当該ロイヤルティ収入を得るために要した費用（研究開発費）を控除するなどの各変更が加えられたものであるところ、Xの分割対象利益を算定するに当たり、Xのロイヤルティ収入から当該ロイヤルティ収入を得るために要した費用（研究開発費）を控除することとしているのは相当であり、分割対象利益の算定過程は、事実の基礎及び合理性を有するものと認められるから、その主張する額の分割対象利益の存在を認めることができる。これを前提にXの所得金額及び納付すべき法人税額並びに過少申告加算税額を計算すると、いずれも本件各更正処分等におけるこれらの金額を上回るから、本件各更正処分等は、いずれも適法である。

2審判決（東京高裁令和元年7月9日判決）は、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、1審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

独立企業間価格は、対象となる国外関連取引が、非関連者間で、同様の状況の下で行われた場合に成立するであろう合意に係る価格をいうのであるから、その算定は、納税者による取引の方法を尊重し、原則として、個別の取引が密接に結び付いている又は継続的に行われているため、これらを個別に見たのでは、その

価格を適正に評価することができないような場合には、これら取引を一の取引として独立企業間価格を算定し、比較可能性の判断もそのように一の取引として評価された取引ごとに行うことが合理的である。そして、そのように複数の取引を一の取引として独立企業間価格を算定し、比較可能性の判断を行うことが合理的な場合に当たるか否かの判断は、単に事実として個々の取引が密接に結び付いているか否か、継続的に行われているか否かという点から行うのではなく、そのような事実が当該国外関連取引における価格設定に影響を与えるものであるか否かも重要な要素として判断するのが相当であり、必ずしも一方の取引の価格が他方の取引を考慮して決定されている必要はないと解される。

Aの基本的利益の算定のために選定した比較対象企業であるCについては、本件で利益指標として用いられている営業利益率は、製品（棚卸製品）自体の差異によって影響を受けにくい上、各比較対象企業の利益率の中央値を用いることにより、個別的差異はある程度捨象され、比較可能性を欠くとは認められないし、AとCの取扱製品は、いずれも化学工業であり、営業利益の水準を利益指標とする場合、取扱製品の違いにより重大な差異があるとは認められない。比較対象企業であるDについても、Dのホームページによれば、主要な経營業務として、化学品等の「製造加工」が挙げられ、工場を建設したことが記載されていること等を考えると、本件当時は、Dは製造業を営んでいたことが推認され、C及びDのいずれも、Aの基本的利益を算定するための比較対象企業として適切であると認めることができる。

さらに、超過利益に対する無形資産の寄与の程度を測るために、無形資産の形成・維持・強化の活動を反映する研究開発費の額を用いることは、当該無形資産に密接に関連する客観的かつ定量的な基準により、評価が困難な無形資産の価値を評価し比較しようとするものとして合理性が認められることから、本件国外関連取引における残余利益の配分要因として合理的であるといえる。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないと見て、上告棄却及び上告不受理決定をした。

- (2) いわゆる第3のピールとして製造した酒類に酒税法の特別税率を適用できるか否かを争う更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求上告受理事件（最高裁令和2年（行ヒ）第256号、令和2年12月15日第三小法廷決定）

本件は、酒類製造を業とする株式会社であるX（原告・控訴人・申立人）が、その製造した発泡性酒類（以下「本件製品」という。）が、酒税法（平成29年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。）23条1項1号の「発泡性酒類」に該当し、その税率は1キロリットルにつき22万円であるとして、平成25年3月から平成26年6月までの各月分の酒税の納税申告をしたが、その後、本件製品は同条2項3号の「その他の発泡性酒類」に該当し、その税率は1キロリットルにつき8万円であったとして、各更正の請求をしたところ、各処分行政庁から、更正を

すべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各処分」という。）を受けたため、本件各処分の取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成31年2月6日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

酒税法は、酒類の品目をその原料及び製造方法等に着目して定義し、酒類の製造方法として、発酵、蒸留、混和の3種類の方法を定めている。そして、酒税法上は、一つの製品の製造過程中的のものであっても、上記の行為（発酵、蒸留、混和）を経た後のものが酒類に当たるのであれば、その都度、新たに酒類が製造されるということを前提としているといえる。

酒税法3条18号は、発泡酒を定義して、麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するものと定め、製造方法による定義はしていないため、酒税法上の発泡酒には、発酵以外の方法により製造されるものも含まれると解される。酒税法施行令20条2項が、酒税法23条2項3号口に規定する政令で定める発泡酒を、麦芽及びホップを原料の一部として「発酵させた」ものと定めていることからすれば、酒税法施行令20条2項に定める発泡酒は、発泡酒のうち特に発酵により製造されたものをいうと解される。上記の酒税法上の前提からすれば、発酵により製造された発泡酒であるといえるためには、当該発泡酒の全ての原料が投入された後のものを発酵させたものであるといえることが必要と解される。

そして、酒税法にいう「発酵」とは、アルコール発酵、すなわち、糖分が酵素の作用によってアルコールと炭酸ガスとに分解される現象をいうものと解される。酒税法施行令20条2項にいう製造方法としての「発酵」の意義としては、単にアルコール発酵をいうものと解するほかない。

したがって、酒税法施行令20条2項にいう「発酵」とは、アルコール発酵一般を意味し、同項に定める発泡酒とは、当該発泡酒の全ての原料が投入された後のものについてアルコール発酵をさせたものをいうと解するのが相当である。

本件製品のベースとなる発泡酒（以下「本件製品ベース発泡酒」という。）の全ての原料が投入された後のものについて、アルコール発酵があったとは認められないから、本件製品ベース発泡酒は、酒税法施行令20条2項に定める発泡酒には該当しないというべきである。

よって、本件製品は、酒税法23条2項3号口の「発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）を加えたもの」に該当せず、同号の「その他の発泡性酒類」に該当しない。

行政手続法8条1項本文が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとしているのは、申請者に利益を付与する許認可等をしないという当該処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解

される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかについては、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の内容及び公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081ページ）。

本件各処分は、本件製品が酒税法23条2項3号の「その他の発泡性酒類」に該当せず、したがって、同号所定の税率が適用されないことを理由として、各更正の請求を拒否したという処分であり、その根拠法令の規定との関係において、本件製品が同号の「その他の発泡性酒類」に該当しないという判断の理由としては、本件製品ベース発泡酒が同号口に規定する政令で定める発泡酒として酒税法施行令20条2項が規定する「麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもの」に該当しないということに尽きているというべきであるところ、本件各処分の通知書の記載によれば、処分の理由が了知でき、処分の根拠法令及びその解釈と処分の原因となった事実関係が明らかにされているといえることができるから、上記のような理由の提示が求められる趣旨に照らしても、本件各処分の理由の提示としての不備があるとはいえない。

2審判決（東京高裁令和2年2月12日判決）は、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、1審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

本件における酒税法施行令20条2項の規定の適用との関係で、発泡酒が酒類として完成する時期につき、国の主張するところは、関係規定の文理等に照らし、基本的に相当といえる。その上で、本件製品が同項に定める発泡酒に該当するか否かは、本件製品ベース発泡酒の全ての原料が投入された後のものについてアルコール発酵が認められるか否かによって判断されるべきものである。

本件の製造方法によって製造される本件製品ベース発泡酒については、新たに酒類が製造されたとみなされるものと解するのが相当であり、本件製品ベース発泡酒に発酵が存するか否かを論ずるまでもなく、それが酒税法施行令20条2項に定める発泡酒に該当するとするXの主張は採用することができない。

最高裁判所は、Xの上告受理申立てに対し、不受理決定した。

(3) 残余利益分割法による独立企業間価格の算定を争う法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁平成27年（行ウ）第535号，令和2年2月28日判決）

本件は、めっき薬品（めっき用化学品）の製造販売等を業とする株式会社であるX（原告）が、税務署長から、XがXの国外関連者との間でしためっき薬品の半製品等の販売取引（以下「本件棚卸資産販売取引」という。）及び当該半製品等を原料の一部とするめっき薬品を製造する際に必要とされる無形資産の使用許諾取引（以下「本件ライセンス取引」といい、本件棚卸資産販売取引と併せて「本件国外関連取引」という。）について、Xが当該国外関連者から支払を受けた対価の額が、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法によって算定した独

立企業間価格に満たないとして、法人税に係る各更正処分等（以下「本件各更正処分等」という。）を受けたため、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

本件ライセンス取引は、個別かつ独立に存在する本件ライセンス取引を構成する使用許諾取引（個別のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引）が単に集合したのではなく、それらの個別の使用許諾取引が多数存在し、それらの使用許諾取引の対象であるノウハウ等を組み合わせることによって多様な顧客の要望に応えることが可能になっており、このような個別のめっき薬品の製造等のノウハウ等それ自体を超えたものにも独自の経済的な価値が存し、本件ライセンス取引を構成する個別の使用許諾取引の価格（経済的な価値）にも、当該独自の経済的な価値が反映されるべきである。

本件棚卸資産販売取引についても、上記の本件ライセンス取引についてと同様の理由により、本件棚卸資産販売取引を構成する個々の取引ごとに独立企業間価格を算定することは合理的ではなく、少なくとも本件棚卸資産販売取引全体を一つのものとして取り扱うべきものと認めるのが相当である。

したがって、本件ライセンス取引及び本件棚卸資産販売取引のいずれについても、基本三法又は基本三法と同等の方法を用いてその独立企業間価格を算定することはできない。

本件国外関連取引については、X及び本件国外関連者の双方が重要な無形資産を有し、各無形資産が利益の獲得に寄与していると認められるから、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定することは、合理的であり、その計算の過程も含めて相当であるから、本件各更正処分等は、適法である（確定）。

訟務支援課

法務省組織令第47条、第52条

予防司法支援については、各行政機関からの相談実績が多数積み重ねられており、相談内容も、政治・経済・外交問題といった我が国の重要な施策に関わるものから、国民全体の日常生活に重大な影響を与えるもの等様々な分野に及んでいる。また、国際的な法的紛争についても、日常的に国際法等に関する調査研究・分析を行うとともに、国際機関や、他の国の裁判所で行われる裁判等において十分な主張立証が行われ、適正かつ妥当な判断を得るよう、日頃から国際的な法的紛争の発生に備え、関係省庁と連携・協力をして対応を行っており、関係省庁に対しては、法的側面から実質的かつ積極的な支援を行っている。

参事官

法務省組織令第12条

重要事件の処理及び指導

原子力発電所等の安全性に関する事件，戦後処理に関する事件，医療・薬害に関する事件等，国の政治，行政，経済等の根幹に重大な影響を及ぼす重要大型事件を処理するとともに国の行政機関の情報公開に関する訴訟等の訴訟追行の指導に当たった。

第2 審議会等

I 司法試験委員会

法務省設置法第5条、第5条の2 司法試験法（昭和24年法律第140号）司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）昭和36年司法試験管理委員会規則第2号 昭和50年司法試験管理委員会規則第1号 平成15年法務省令第77号 司法試験受験手数料令（平成17年政令第325号）司法試験委員会令（平成15年政令第513号）

司法試験委員会は、司法試験の実施等を所掌する国家行政組織法第8条の機関である。

なお、司法試験委員会は、平成16年1月1日に司法試験管理委員会を改組して設置された。

司法試験 令和2年司法試験は、同年8月12日から16日まで（14日を除く。）の4日間の日程で、全国7試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）で実施され、令和3年1月20日に合格者が発表された。

出願者数は4,226人、合格者数は1,450人であった。

なお、平成18年以降の司法試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験	
	出願者	合格者
平成18年	2,137	1,009
19	5,401	1,851
20	7,842	2,065
21	9,734	2,043
22	11,127	2,074
23	11,891	2,063
24	11,265	2,102
25	10,315	2,049
26	9,255	1,810
27	9,072	1,850
28	7,730	1,583
29	6,716	1,543
30	5,811	1,525
令和元年	4,930	1,502
2	4,226	1,450

司法試験予備試験 令和2年司法試験予備試験は、短答式試験が同年8月16日に全国7試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市及び福岡市）で、論文式試験が10月24日、25日の2日間、全国4試験地（札幌市、東京都、大阪市及び福岡市）でそれぞれ実施された。

また、口述試験が令和3年1月30日、31日の2日間、法務省浦安総合センター（千葉県浦安市）で実施され、同年2月8日に最終合格者を発表し、全日程を終えた。

出願者数は15,318人、合格者数は442人であった。

なお、平成23年以降の司法試験予備試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験予備試験	
	出願者	合格者
平成23年	8,971	116
24	9,118	219
25	11,255	351
26	12,622	356
27	12,543	394
28	12,767	405
29	13,178	444
30	13,746	433
令和元年	14,494	476
2	15,318	442

Ⅱ 検察官適格審査会

法務省設置法第5条、第6条、検察庁法（昭和22年法律第61号）第23条、検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）

検察庁法第23条の規定により、検察官としての適格性につき、3年ごとの定時審査及び法務大臣の請求又は職権による随時審査を行うために設置されたものである。

国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された合計11名の委員をもって組織し、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。

令和2年においては、6月24日に随時審査のための審査会が開催された。

Ⅲ 中央更生保護審査会

法務省設置法第5条、第7条、更生保護法（平成19年法律第88号）第4条～第15条

- 1 令和2年中に処理した恩赦事件数は、常時恩赦118件（恩赦相当7件、恩赦不相当110件、取下げなどによる審理終結1件）、特別基準恩赦（令和元年の即位の礼に当たり行う特別基準恩赦）98件（恩赦相当27件、恩赦不相当71件）である。
- 2 令和2年中に新たに受理した審査請求の件数は15件であり、請求が認容されたものはなかった（176ページ参照）。

Ⅳ 日本司法支援センター 評価委員会

法務省設置法第5条、第7条の2、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条、総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号）、総合法律支援法施行規則（平成27年法務省令第11号）

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営にお

ける自主性・自立性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされており、日本司法支援センターについても、基本的には独立行政法人の枠組みを使用していることから、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条により、法務省に日本司法支援センター評価委員会を置くこととされている。当評価委員会は、委員10名で組織され、総合法律支援に関し学識経験のある者（少なくとも1名は、最高裁判所の推薦する裁判官）のうちから法務大臣が任命する。

令和2年中における審議状況は、以下のとおり。

第62回 ・業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について
(2月18日)

第63回 ・業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について
(4月24日)

第64回 ・平成31年／令和元年度に係る業務実績評価の実施について
(7月9日) ・財務諸表に関する法務大臣承認に当たっての意見について

第65回 ・平成31年／令和元年度に係る業務実績評価の実施について
(8月13日) ・財務諸表に関する法務大臣承認に当たっての意見について

V 法制審議会

法務省組織令第54条, 第55条 法制審議会令(昭和24年政令第134号)

1 諮問事項

昭和24年に法制審議会が発足してから令和2年12月末日までの間に法務大臣から諮問された事項は112項目であり、そのうち106項目については審議を完了した。

令和2年中に審議された諮問事項及び審議結果は、次の表のとおりである。

諮問番号	諮問事項	諮問された年月日	審議結果
第51号	第三者が提供する配偶子等による生殖補助医療技術によって出生した子についての民法上の親子関係を規律するための法整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	13. 2. 16	令和3年に継続審議
第103号	日本国憲法の改正手続に関する法律におけ	29. 2. 9	令和2年10

	<p>る投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を十八歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の年齢を十八歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。</p> <p>第107号 土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等を改正する必要があると思われるので、左記の方策を始め、その仕組みを整備するために導入が必要となる方策について、御意見を承りたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み</p> <p>一 相続登記の申請を土地所有者に義務付けることや登記所が他の公的機関から死亡情報等を入手すること等により、不動産登記情報の更新を図る方策</p> <p>二 土地所有権の放棄を可能とすることや遺産分割に期間制限を設けて遺産分</p>	<p>31.2.14</p>	<p>月29日 答申</p> <p>令和3年に 継続審議</p>
--	---	----------------	--------------------------------------

	<p>割を促進すること等により，所有者不明土地の発生を抑制する方策</p> <p>第二 所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み</p> <p>一 民法の共有制度を見直すなど，共有関係にある所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策</p> <p>二 民法の不在者財産管理制度及び相続財産管理制度を見直すなど，所有者不明土地の管理を合理化するための方策</p> <p>三 民法の相隣関係に関する規定を見直すなど，隣地所有者による所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策</p>		
第108号	<p>児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに，いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので，その要綱を示されたい。</p>	元. 6.20	令和3年に継続審議
第109号	<p>自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み，事案の実態に即した対処をするため，早急に，罰則を整備する必要があると思われるので，別紙要綱（骨子）について御意見を賜りたい。別紙</p> <p>要綱（骨子）</p> <p>次に掲げる行為を行い，よって，人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し，人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとする。</p> <p>一 車の通行を妨害する目的で，走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で</p>	2. 1.15	令和2年2月21日答申

	<p>停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為</p> <p>二 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為</p>		
第110号	<p>近時の刑事手続における身体拘束をめぐる諸事情に鑑み、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。</p>	2. 2. 21	令和3年に 継続審議
第111号	<p>近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。</p>	2. 2. 21	令和3年に 継続審議
第112号	<p>経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢に鑑み、仲裁手続における暫定措置又は保全措置に基づく強制執行のための規律を整備するなど、仲裁法等の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。</p>	2. 9. 17	令和3年に 継続審議

2 答 申

- (1) 令和2年10月29日、諮問第103号に関し、「諮問第103号に対する答申」として答申
- (2) 同年2月21日、諮問第109号に関し、「要綱（骨子）」として答申

3 審議状況

令和2年中に法制審議会（総会）及び同部会において調査審議された事項は、次のとおりである。

- (1) 法制審議会（総会）（会長内田貴ほか委員19人，幹事3人）
 - 諮問第109号（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）について審議
 - 諮問第110号（公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備）について審議
 - 諮問第111号（民事裁判手続のIT化）について審議
 - 諮問第112号（仲裁法制の見直し）について審議
- (2) 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（部会長佐伯仁志ほか委員18人，幹事16人）（平29. 2. 9設置）
 - 諮問第103号（少年法における少年の年齢及び犯罪処遇を充実させるための刑事法の整備）について審議
- (3) 民法・不動産登記法部会（部会長山野日章夫ほか委員17人，幹事15人）（平31. 2. 14設置）
 - 諮問第107号（民法及び不動産登記法の改正）について審議
- (4) 民法（親子法制）部会（部会長大村敦志ほか委員15人，幹事11人）（令元. 6. 20設置）
 - 諮問第108号（民法（親子法制）の見直し）について審議
- (5) 刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会（部会長井田良ほか委員12人，幹事5人）（令2. 1. 15設置）
 - 諮問第109号（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）について審議
- (6) 刑事法（逃亡防止関係）部会（部会長酒巻匡ほか委員13人，幹事9人）（令2. 2. 21設置）
 - 諮問第110号（公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備）について審議
- (7) 民事訴訟法（IT化関係）部会（部会長山本和彦ほか委員19人，幹事9人）（令2. 2. 21設置）
 - 諮問第111号（民事裁判手続のIT化）について審議
- (8) 仲裁法制部会（部会長山本和彦ほか委員20人，幹事10人）（令2. 9. 17設置）
 - 諮問第112号（仲裁法制の見直し）について審議

VI 検察官・公証人 特別任用等審査会

検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条、公証人法（明治41年法律第53号）第13条ノ2、検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）第1条の2、法務省組織令（平成12年政令第248号）第54条、第56条、検察官・公証人特別任用等審査会令（平成15年政令第477号）、検察官特別考試令（昭和25年政令第349号）

本審査会は、平成16年1月1日に検察官特別任用審査会と公証人審査会が統合して設立されたものである。

○ 検察官特別任用分科会

令和2年においては、9月3日（令和2年度検察官特別考試筆記試験及び副検事の選考第1次選考及落決定会議）及び10月16日（令和2年度検察官特別考試及び副検事の選考最終及落決定会議）に分科会が開催され、検察官特別考試については1人が、副検事の選考については37人が合格とされた。

○ 公証人分科会

公証人分科会は、令和2年中に、公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考等のために開催され、16人を公証人に選考した。

第3 施設等機関

I 刑務所等

法務省設置法第8条、第9条、法務省組織規則第19条、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成13年法務省令第3号）

1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

（令和2年12月31日現在）

刑務所	少年刑務所	拘置所	刑務支所	拘置支所	合計
61	6	8	8	99	182

2 刑務所の名称及び所在地（令和2年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌刑務所	札幌市東区東苗穂2条1-5-1	旭川刑務所	旭川市東鷹栖3線20-620
札幌刑務支所	札幌市東区東苗穂2条1-5-2	名寄拘置支所	名寄市西4条南9
札幌拘置支所	札幌市東区東苗穂2条1-1-1	帯広刑務所	帯広市別府町南13-33
小樽拘置支所	小樽市緑1-9-21	釧路刑務支所	釧路市宮本2-2-5
室蘭拘置支所	室蘭市日の出町1-18-22	網走刑務所	網走市三眺
		月形刑務所	樺戸郡月形町1011
		岩見沢拘置支所	樺戸郡月形町1011

仙台矯正管区

青森刑務所	青森市大字荒川字藤戸88	山形刑務所	山形市あけぼの2-1-1
弘前拘置支所	弘前市大字下白銀町7	米沢拘置支所	米沢市中央6-1-40
八戸拘置支所	八戸市吹上6-2-37	酒田拘置支所	酒田市北新町2-3-32
宮城刑務所	仙台市若林区古城2-3-1	福島刑務所	福島市南沢又字上原1
仙台拘置支所	仙台市若林区古城2-2-1	福島刑務支所	福島市南沢又字水門下66
石巻拘置支所	石巻市双葉町3-48	会津若松拘置支所	会津若松市追手町6-28
古川拘置支所	大崎市古川千手寺町2-2-2	郡山拘置支所	郡山市麓山1-2-3
秋田刑務所	秋田市川尻新川町1-1	いわき拘置支所	いわき市平字八幡小路41
横手拘置支所	横手市二葉町6-25	白河拘置支所	白河市郭内179
大館拘置支所	大館市字扇田道下39-3		

東京矯正管区

水戸刑務所	ひたちなか市市毛847	横浜刑務所	横浜市港南区港南4-2-2
水戸拘置支所	水戸市新原1-9-1	横須賀刑務支所	横須賀市長瀬3-12-3
土浦拘置支所	土浦市国分町5-1	横浜拘置支所	横浜市港南区港南4-2-3
下妻拘置支所	下妻市下妻甲の6	小田原拘置支所	小田原市扇町1-8-13
栃木刑務所	栃木市惣社町2484	相模原拘置支所	相模原市中央区富士見6-10-5
黒羽刑務所	大田原市寒井1466-2	新潟刑務所	新潟市江南区山二ツ381-4
宇都宮拘置支所	宇都宮市小幡1-1-9	長岡拘置支所	長岡市三和3-9-1
大田原拘置支所	大田原市美原1-17-37	上越拘置支所	上越市西城町2-9-20
喜連川社会復帰促進センター	さくら市喜連川5547	佐渡拘置支所	佐渡市中原341
前橋刑務所	前橋市南町1-23-7	甲府刑務所	甲府市堀之内町500
足利拘置支所	足利市助戸3-511-1	長野刑務所	須坂市馬場町1200
高崎拘置支所	高崎市高松町26-5	上田拘置支所	上田市中央西2-3-15
太田拘置支所	太田市飯田町625	静岡刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1
千葉刑務所	千葉市若葉区貝塚町192	浜松拘置支所	浜松市中区鴨江3-33-1
木更津拘置支所	木更津市新田2-5-1	沼津拘置支所	沼津市御幸町22-1
八日市場拘置支所	匝瑳市八日市場イ513		
市原刑務所	市原市磯ヶ谷11-1		
東日本成人矯正医療センター	昭島市もくせいの杜2-1-9		
府中刑務所	府中市晴見町4-10		

名古屋矯正管区

富山刑務所	富山市西荒屋285-1	笠松刑務所	羽島郡笠松町中川町23
高岡拘置支所	高岡市中川本町10-21	岡崎医療刑務所	岡崎市上地4-24-16
金沢刑務所	金沢市田上町公1	名古屋刑務所	みよし市ひばりヶ丘1-1
七尾拘置支所	七尾市馬出町八部32	豊橋刑務支所	豊橋市今橋町15
福井刑務所	福井市一本木町52	岡崎拘置支所	岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-1
岐阜刑務所	岐阜市則松1-34-1	三重刑務所	津市修成町16-1
岐阜拘置支所	岐阜市鷺山1769	四日市拘置支所	四日市市阿倉川町2-5
高山拘置支所	高山市花岡町2-55-10	伊勢拘置支所	伊勢市岡本1-2-13
御嵩拘置支所	可児郡御嵩町御嵩1190-1		

大阪矯正管区

滋賀刑務所	大津市大平1-1-1	大阪医療刑務所	堺市堺区田出井町8-80
彦根拘置支所	彦根市金亀町5-41	神戸刑務所	明石市大久保町森田120
京都刑務所	京都市山科区東野井ノ上町20	洲本拘置支所	洲本市山手1-1-23
舞鶴拘置支所	舞鶴市円満寺126	豊岡拘置支所	豊岡市京町12-90
大阪刑務所	堺市堺区田出井町6-1	加古川刑務所	加古川市加古川町大野1530
堺拘置支所	堺市堺区南瓦町2-60	播磨社会復帰促進センター	加古川市八幡町宗佐544
岸和田拘置支所	岸和田市上野町東24-1	和歌山刑務所	和歌山市加納383
丸の内拘置支所	和歌山市広瀬中ノ丁2-110		
田辺拘置支所	田辺市新屋敷町5		
新宮拘置支所	新宮市緑ヶ丘3-2-64		

広島矯正管区

鳥取刑務所	鳥取市下味野719	山口刑務所	山口市松美町3-75
松江刑務所	松江市西川津町67	下関拘置支所	下関市春日町7-29
米子拘置支所	米子市上後藤6-15-1	宇部拘置支所	宇部市琴芝町2-2-40
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田市旭町丸原380-15	萩拘置支所	萩市土原土原91-2
岡山刑務所	岡山市北区牟佐765	周南拘置支所	周南市岐山通1-5
津山拘置支所	津山市小田中61-1	岩国刑務所	岩国市錦見6-11-29
広島刑務所	広島市中区吉島町13-114	美祢社会復帰促進センター	美祢市豊田前町麻生下10
尾道刑務支所	尾道市防地町23-2		
呉拘置支所	呉市吉浦上城町6-1		
福山拘置支所	福山市沖野上町5-14-6		
三次拘置支所	三次市三次町1691		

高松矯正管区

徳島刑務所	徳島市入田町大久200-1	高知刑務所	高知市布師田3604-1
高松刑務所	高松市松福町2-16-63	中村拘置支所	四万十市中村丸の内22
丸亀拘置支所	丸亀市大手町3-4-30		
松山刑務所	東温市見奈良1243-2		
西条刑務支所	西条市玉津1-2		
今治拘置支所	今治市宮下町1-1610-1		
宇和島拘置支所	宇和島市柿原甲170-1		
大洲拘置支所	大洲市大洲845-3		

福岡矯正管区

北九州医療刑務所	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	大分刑務所	大分市畑中303
福岡刑務所	糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	中津拘置支所	中津市二ノ丁1259
大牟田拘置支所	大牟田市白金町69	宮崎刑務所	宮崎市糸原4623
久留米拘置支所	久留米市篠山町31	都城拘置支所	都城市早鈴町3216-1
飯塚拘置支所	飯塚市新立岩6-7	延岡拘置支所	延岡市桜小路338-7
厳原拘置支所	対馬市厳原町久田587-2	鹿児島刑務所	始良郡湧水町中津川1733
麓刑務所	鳥栖市山浦町2635	鹿児島拘置支所	鹿児島市永吉1-29-3
長崎刑務所	諫早市小川町1650	大島拘置支所	奄美市名瀬矢之脇町21-1
長崎拘置支所	長崎市白鳥町8-2	沖縄刑務所	南城市知念字具志堅330
佐世保拘置支所	佐世保市浦川内町1	八重山刑務支所	石垣市真栄里412
島原拘置支所	佐世保市浦川内町1	那覇拘置支所	那覇市樋川1-14-2
五島拘置支所	五島市栄町1-8	宮古拘置支所	宮古島市平良字西里345-6
熊本刑務所	熊本市中央区渡鹿7-12-1		
京町拘置支所	熊本市中央区京町1-13-2		
八代拘置支所	八代市西松江城町11-5		
天草拘置支所	天草市諏訪町16-33		

3 少年刑務所の名称及び所在地（令和2年12月31日現在）

札幌矯正管区

函館少年刑務所	函館市金堀町6-11
---------	------------

仙台矯正管区

盛岡少年刑務所	盛岡市上田字松屋敷11-11
一関拘置支所	一関市城内3-1

東京矯正管区

川越少年刑務所	川越市南大塚6-40-1	松本少年刑務所	松本市桐3-9-4
さいたま拘置支所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	飯田拘置支所	飯田市大久保町2637
熊谷拘置支所	熊谷市箱田1-16-1	上諏訪拘置支所	諏訪市湖岸通り5-17-14

大阪矯正管区

姫路少年刑務所 姫路拘置支所	姫路市岩端町438 姫路市北条1-250
-------------------	-------------------------

福岡矯正管区

佐賀少年刑務所	佐賀市新生町2-1
---------	-----------

4 拘置所の名称及び所在地（令和2年12月31日現在）

東京矯正管区

東京拘置所 松戸拘置支所 立川拘置所	葛飾区小菅1-35-1 松戸市岩瀬440 立川市泉町1156-11
--------------------------	---

名古屋矯正管区

名古屋拘置所 一宮拘置支所 半田拘置支所	名古屋市東区白壁1-1 一宮市大和町荻安賀1469 半田市住吉町5-1
----------------------------	---

大阪矯正管区

京都拘置所 奈良拘置支所 葛城拘置支所 大阪拘置所 尼崎拘置支所 神戸拘置所	京都市伏見区竹田向代町138 奈良市般若寺町18 大和高田市大中116 大阪市都島区友渕町1-2-5 尼崎市崇徳院1-5 神戸市北区ひよどり北町2-1
---	--

広島矯正管区

広島拘置所	広島市中区上八丁堀2-6
-------	--------------

福岡矯正管区

福岡拘置所 小倉拘置支所	福岡市早良区百道2-16-10 北九州市小倉北区金田1-7-2
-----------------	------------------------------------

II 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第8条、第10条、第11条、法務省組織規則第20条、少年院法（平成26年法律第58号）少年鑑別所法（平成26年法律第59号）少年院及び少年鑑別所組織規則（平成13年法務省令第4号）

1 少年院及び少年鑑別所の数

（令和2年12月31日現在）

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
42	6	45	7	100

2 少年院の名称及び所在地（令和2年12月31日現在）

札幌矯正管区

帯広少年院	帯広市緑ヶ丘3-2	北海少年院 紫明女子学院	千歳市大和4-746-10 千歳市大和4-662-2
-------	-----------	-----------------	-------------------------------

仙台矯正管区

盛岡少年院	盛岡市月が丘2-15-1	東北少年院 青葉女子学園	仙台市若林区古城3-21-1 仙台市若林区古城3-24-1
-------	--------------	-----------------	----------------------------------

東京矯正管区

茨城農芸学院	牛久市久野町1722-1	多摩少年院	八王子市緑町670
水府学院	東茨城郡茨城町駒渡1084-1	東日本少年矯正医療・教育センター	昭島市もくせいの杜2-1-9
喜連川少年院	さくら市喜連川3475-1	愛光女子学園	狛江市西野川3-14-26
赤城少年院	前橋市上大屋町60	久里浜少年院	横須賀市長瀬3-12-1
榛名女子学園	北群馬郡榛東村新井1027-1	新潟少年学院	長岡市御山町117-13
市原学園	市原市磯ヶ谷157-1	有明高原寮	安曇野市穂高有明7299
八街少年院	八街市滝台1766	駿府学園	静岡市葵区内牧118

名古屋矯正管区

湖南学院	金沢市上中町口11-1	豊ヶ岡学園	豊明市前後町三ツ谷1293
瀬戸少年院	瀬戸市東山町14	宮川医療少年院	伊勢市小俣町宮前25
愛知少年院	豊田市浄水町原山1		

大阪矯正管区

京都医療少年院	宇治市木幡平尾4	加古川学園	加古川市八幡町宗佐544
浪速少年院	茨木市郡山1-10-17	播磨学園	加古川市八幡町宗佐544
交野女子学院	交野市郡津2-45-1	奈良少年院	奈良市秋篠町1122
和泉学園	阪南市貝掛1096		
泉南学寮	阪南市貝掛1096		

広島矯正管区

美保学園	米子市大篠津町4557	広島少年院	東広島市八本松町原11174-31
岡山少年院	岡山市南区箕島2497	貴船原少女苑	東広島市八本松町原6088

高松矯正管区

丸亀少女の家	丸亀市中津町28	松山学園	松山市吉野町3803
四国少年院	善通寺市善通寺町2020		

福岡矯正管区

筑紫少女苑	福岡市東区大字奈多1302-105	中津少年学院	中津市加来1205
福岡少年院	福岡市南区老司4-20-1	大分少年院	豊後大野市三重町赤嶺2721
佐世保学園	佐世保市大塔町1279	沖縄少年院	糸満市字真栄平1300
人吉農芸学院	球磨郡錦町木上北223-1	沖縄女子学園	糸満市字真栄平1300

3 少年鑑別所の名称及び所在地（令和2年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌少年鑑別所	札幌市東区東苗穂2条1-1-25	旭川少年鑑別所	旭川市豊岡1条1-3-24
函館少年鑑別支所	函館市金堀町6-15		
釧路少年鑑別支所	釧路市弥生1-5-22		

仙台矯正管区

青森少年鑑別所	青森市金沢1-5-38	山形少年鑑別支所	山形市小白川町5-21-25
仙台少年鑑別所	仙台市若林区古城3-27-17	秋田少年鑑別所	秋田市八橋本町6-3-5
盛岡少年鑑別支所	盛岡市月が丘2-14-1	福島少年鑑別所	福島市南沢又字原町越4-14

東京矯正管区

水戸少年鑑別所	水戸市新原1-15-15	東京西少年鑑別所	昭島市もくせいの杜2-1-1
宇都宮少年鑑別所	宇都宮市鶴田町574-1	横浜少年鑑別所	横浜市港南区港南4-2-1
前橋少年鑑別所	前橋市岩神町4-5-7	新潟少年鑑別所	新潟市中央区川岸町1-53-2
さいたま少年鑑別所	さいたま市浦和区高砂3-16-36	甲府少年鑑別所	甲府市大津町2075-1
千葉少年鑑別所	千葉市稲毛区天台1-12-9	長野少年鑑別所	長野市三輪5-46-14
東京少年鑑別所	練馬区氷川台2-11-7	静岡少年鑑別所	静岡市駿河区小鹿2-27-7

名古屋矯正管区

金沢少年鑑別所	金沢市小立野5-2-14	名古屋少年鑑別所	名古屋市千種区北千種1-6-6
福井少年鑑別所	福井市大願寺3-4-20	富山少年鑑別支所	富山市才覚寺162-2
岐阜少年鑑別所	岐阜市鷺山1769-20	津少年鑑別所	津市南新町12-12

大阪矯正管区

大津少年鑑別所	大津市大平1-1-2	神戸少年鑑別所	神戸市兵庫区下祇園町40-7
京都少年鑑別所	京都市左京区吉田上阿達町37	奈良少年鑑別所	奈良市般若寺町3
大阪少年鑑別所	堺市堺区田出井町8-30	和歌山少年鑑別所	和歌山市元町奉行丁2-1

広島矯正管区

松江少年鑑別所	松江市内中原町195	広島少年鑑別所	広島市中区吉島西3-15-8
岡山少年鑑別所	岡山市南区箕島2512-2	鳥取少年鑑別支所	鳥取市湯所町2-417
		山口少年鑑別所	山口市中央4-7-5

高松矯正管区

徳島少年鑑別所	徳島市助任本町5-40	松山少年鑑別所	松山市吉野町3860
高松少年鑑別所	高松市藤塚町3-7-28	高知少年鑑別所	高知市塩田町19-13

福岡矯正管区

福岡少年鑑別所	福岡市南区若久6-75-2	熊本少年鑑別所	熊本市西区池田1-9-27
小倉少年鑑別支所	北九州市小倉南区葉山町1-1-7	大分少年鑑別所	大分市新川町1-5-28
佐賀少年鑑別所	佐賀市新生町1-10	宮崎少年鑑別所	宮崎市鶴島2-16-5
長崎少年鑑別所	長崎市橋口町4-3	鹿児島少年鑑別所	鹿児島市唐湊3-3-5
		那覇少年鑑別所	那覇市西3-14-20

Ⅲ 婦人補導院

法務省設置法第8条、第12条、法務省組織規則第21条、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）、婦人補導院組織規則（平成13年法務省令第5号）

1 婦人補導院の数

（令和2年12月31日現在）

婦人補導院	1
-------	---

2 婦人補導院の名称及び所在地（令和2年12月31日現在）

東京矯正管区

東京婦人補導院	昭島市もくせいの杜2-1-1
---------	----------------

Ⅳ 法務総合研究所

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第57条、第58条、第60条、法務省組織規則第22条、法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）

〈重要施策の概要〉

研究部においては、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」、28年12月に成立・施行された再犯防止推進法の規定等を踏まえ、再犯防止に関する調査研究のなご一層の充実を図るため、対象者の特性に応じ、「高齢者」、「少年」、「薬物依存者」等に関連した研究を重点的に実施した。令和2年版犯罪白書においては、令和元年を中心とした犯罪の動向及び犯罪者の処遇等を概観したほか、「薬物犯罪」と題した特集を組み、薬物の概要、薬物関係法令の変遷、薬物犯罪・非行の動向、刑事司法の各段階における薬物事犯者の処遇、薬物事犯者に関する特別調査の結果等を概観・分析して、今後の犯罪抑止・再犯防止等に係るより有効な施策を検討するための基礎資料を提供した。

研修各部においては、行財政改革に伴い、職員に対する各種研修についても、合理化・効率化が強く要請されており、また、近時、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指すほか、司法制度改革等に伴う諸制度の変化に対応するため、従来の研修要綱を見直し、効果的な研修を実施すべく鋭意努力する

とともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化に努めた。令和2年においては、当省職員3人の約6か月間にわたる法務研究を始め、本所及び支所において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し、検察庁、法務局、保護局、出入国在留管理庁の各関係職員に対する各種研修を分散型集合方式又は非集合のリモート方式により実施した（一部の研修は延期又は中止した。）。本所では、中央研修として検事、副検事に対する研修のほか、検察事務官、法務局職員、保護局関係職員、出入国在留管理庁職員に対して管理科、高等科、専攻科等の研修を実施し、支所では、地方研修として新規採用者に対する初等科、中堅職員に対する中等科等の研修を実施して、それぞれの研修において法律知識、実務技能の修得及び能力の向上を図った。

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）においては、従前から、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国における刑事司法制度の発展と有効適切な犯罪防止政策の策定・実施を目的として、各国において刑事政策の決定に携わる高官を対象とする国際高官セミナー、主に警察・検察・裁判関係の幹部職員や犯罪者の処遇に携わる矯正・保護関係の幹部職員を対象とする国際研修及び地域別支援や二国間支援を実施してきた。しかし、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による渡航制限措置等に伴い、国際研修等は全て実施不可能となり、令和3年度以降に延期となった。また、地域別支援や二国間支援についても、同様に、集合形式による現地又は日本での研修等が実施不可能になった。もっとも、時差等の問題の少ない二国間支援のうち、カンボジア、フィリピン及び東ティモールについては、予定していた支援内容を一部代替するものとして、オンラインセミナー又はeラーニング教材の作成・提供等により対応した。また、令和3年1月から3月に実施予定の「日本・ネパール司法制度比較共同研究」及び「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」等の研修・共同研究及び「刑事政策公開講演会」について、オンラインでの実施に向けて準備・調整を進めた。

さらに、オンライン会議システムを活用し、国内はもとより海外の関係者とも連絡を密にするよう努めたほか、過去の研修参加者等との人的ネットワーク維持・強化及び各国の刑事司法情勢の情報共有のため、オンラインセミナーを開催し、これを定期的に実施することとした。

国際協力部においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、アジアの開発途上国等に対する法制度整備支援、すなわち、これらの国の基本法令の起草・改正のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成に関する支援を実施している。例年、日本での研修や共同研究、支援対象国でのセミナー等を多数実施しているところ、令和2年2月頃までは、インドネシアやベトナムの法整備支援研修等を予定どおりに実施したものの、同年3月頃から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により海外渡航が制限され、移動を伴う対面での研修やセミナーの実施は困難となり、それらの多くを延期又は中止せざるを得なくなった。そのような中で、法制度整備支援活動を継続するために、ウェブ会議システムを活用した活動につ

いて積極的に相手国関係者等と協議を行い、オンラインでの研修や共同研究、セミナー、シンポジウム等の活動を実施した。

従前、国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）は、東京都府中市を拠点に研修を行い、国際協力部は、大阪市を拠点として活動してきたところ、両部署は、平成29年10月、東京都昭島市に新設された国際法務総合センターに移転し、業務を開始した。

総務企画部においては、令和2年4月現在で45校となっている法科大学院に対し、派遣検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力を行うために、法科大学院向けの刑事実務科目用教材の作成・提供、派遣に伴う法科大学院との連絡調整、派遣検察官に対するバックアップなどの各種法科大学院支援事務を行った。

〈刊行物〉

1 定期刊行物

題 目	刊行頻度	号 数	ページ	規 格	所 管
犯 罪 白 書	年 刊	令和2年版	443	A 4	研究部
ニューズレター(英文)	年3回 ※令和2年 は年1回	161	33	A 4	国際連合研修協力部
リソース・マテリアル ・シリーズ(英文)	年3回 ※令和2年 は年2回	110～111	374	A 4	国際連合研修協力部
国際協力部報「ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -」	年4回	82～85	768	A 4	国際協力部
ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-(英文)	年 刊	2020年版	101	A 4	国際協力部

2 不定期刊行物

資料名	号数	標 題	刊行年月	ページ	規 格	所 管
研究部報告	61	第5回犯罪被害実態 (暗数)調査－安全・ 安心な社会づくりのた めの基礎調査－	2.3	294	A 4	研究部
研究部報告	62	薬物事犯者に関する研究	2.3	170	A 4	研究部

題 目	号 数	刊行年月	ページ	規 格	所 管
犯罪白書(英文)	2019年版	2.10	136	A 4	研究部
THIRTEENTH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES (英文)	－	2.10	168	A 4	国際連合研修 協力部

〈業務の実施状況〉

【総務企画部】

1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催

現在法科大学院に派遣されている検察官を対象として法科大学院派遣検察官連絡協議会を開催し、法科大学院における派遣検察官の役割等をテーマとして意見交換等を行った。

2 法科大学院派遣前研修の実施

法科大学院へ派遣される予定の検察官を対象として、法科大学院での講義の在り方や法実務の講義に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

【研究部】

1 詐欺に関する研究

詐欺事犯者及び詐欺被害の実態を明らかにし、再犯防止策及び詐欺被害防止策の在り方を検討するため、刑事確定記録等の資料を調査するとともに、刑事施設における処遇の実情等を調査した。

2 犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査

犯罪・非行をした者に対する有効な指導・支援を検討するため、受刑者・保護観察対象者・少年鑑別所入所者を対象として、犯罪・非行をした者の生活意識及び犯罪・非行に関する意識調査を実施した。

【研修第一部】

1 研究

(1) 法務研究

法務省各部署の実務経験の豊かな職員を選定し、法務全般にわたる内外の法制及びその運用に関する諸問題につき、それぞれのテーマに基づいて研究を行うものである。令和2年は、6月上旬から約6か月間にわたり、当省職員3人により、それぞれの研究が行われた。

(2) 検事研究

令和元年に実施の「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等をめぐる諸問題」をテーマとする研究の成果等を踏まえ、同テーマに係る検察研究特別資料の発刊に向けて執筆作業を行った。

2 研修

(1) 検事専門研修

任官後おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象として、検察官の使命と役割を改めて自覚し、検察の理念を再確認させ、中堅検事として必要な捜査・処理及び裁判員裁判を中心とした公判運営に関する高度の専門的・実践的知識を

修得させ、能力を向上させるとともに、検察組織内で中堅検事として果たすべき役割についても検討させ、組織運営に関する認識を深めさせることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、翌年に延期した。

(2) 検事一般研修

任官後おおむね3年前後の検事を対象として、上記同様、検察の理念を再確認させる等し、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、翌年に延期した。

(3) 新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察官の使命と役割、検察の理念を確認させ、検事としての基礎的な知識を習得させ、能力を向上させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的として実施した。

(4) 専門性向上研修

任官後おおむね10年以上の検事又は経験豊富な副検事の一部を対象とし、専門的分野又は先進的な実務に関する知識・技能の習得・向上を目指すことを目的として実施した。

【研修第二部】

1 中央研修

(1) 副検事第3次研修

任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力を涵養することを目的として実施した。

(2) 副検事第2次研修

任官後おおむね4年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、主として交通事犯、特別法犯、財産犯等の捜査・処理及び公判立会に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を習得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(3) 副検事第1次研修（新任副検事実務教育）

新たに任官した副検事全員を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、副検事として必要な基礎的な知識・技能を習得させることを目的として実施した。

(4) 検察事務官管理研究科研修

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者のうちから選定された者を対象とし、

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者として必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(5) 検察事務官管理科研修

高等検察庁支部又は地方検察庁（支部、区検察庁含む。）の課長、統括捜査官、統括検務官（検察事務官統括捜査科研修の対象者を除く。）、検察広報官又は情報解析官の職に就いた者のうちから選定された者を対象とし、課長又はこれに準ずる者として必要な管理、監督等に関する知識及び技能を修得させて、管理能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(6) 検察事務官統括捜査科研修

捜査に専従する統括捜査官、統括検務官又はこれに準ずる公安職（二）４級以上の主任捜査官で、単独捜査の経験を相当期間有する者のうちから選定された者を対象とし、捜査に専従する上級の検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、捜査能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(7) 検察事務官高等科研修

公安職（二）３級以上又はこれと同等の行政職（一）の検察事務官で専修科研修を修了した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、将来の幹部検察事務官育成のため、高度の知識及び技能を修得させ、管理・指導能力の育成を図るとともに、捜査・公判部門、事務局部門、検務部門、企画調査部門に関する能力と素養を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(8) 検察事務官特別専攻科研修

公安職（二）３級以上の検察事務官又は２級で検察官事務取扱検察事務官の発令を受けている検察事務官のうちから選定された者を対象とし、将来検察事務（捜査・公判）に専従する志望を有している者に対し、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(9) 裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修

裁判員裁判対象事件担当中核事務官又はその候補者のうちから選定された者を対象とし、検察事務官の中核として、同裁判対象事件の捜査・公判等において重要度や裁量性の高い業務を遂行するための専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(10) 保護局関係職員管理研究科研修

地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若し

くは次長のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(11) 保護局関係職員管理科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する統括保護観察官又はこれに準ずる職にある者のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における中間監督者として、職務の遂行に必要な管理監督等に関する高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(12) 保護局関係職員高等科研修

保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）3級から5級までの保護観察官、社会復帰調整官又はこれらに準ずる職にあり、指導的立場となることが見込まれる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、指導的立場にある保護観察官又は社会復帰調整官として、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学、職場管理等についての高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(13) 保護観察官専修科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級及び3級の保護観察官で、原則として、中等科研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、来年に延期した。

(14) 保護観察官中等科研修

原則として、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級から3級までの新任保護観察官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な更生保護関係法令、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 保護局関係職員処遇強化特別研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級から5級までの専修科研修を修了した保護観察官のうちからふさわしい者として選定された者を対象とし、保護観察官の専門的処遇能力の向上を図るため、処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的として実施を

計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(16) 保護局関係企画調整特別研修

地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長としての職務遂行に必要な人事、会計、情報公開、広報、組織管理、業務管理等の総務課又は企画調整課関係事項の知識を修得させ、その管理能力を向上させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(17) 社会復帰調整官専修科研修

おおむね行政職（一）2級及び3級の社会復帰調整官で、原則として、社会復帰調整官初任研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(18) 社会復帰調整官初任研修

保護観察所に勤務する新任の社会復帰調整官のうちから選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(19) 組織間人事交流等研修

法務省内組織間人事交流対象者を対象とし、組織間人事交流等を前に当省の各組織の所掌事務及び各組織間の関連についての基礎的な知識を修得させるとともに、研修員の相互理解を通じて当省職員としての一体感を培うことによって、人事交流対象者等の士気を高揚させ、もって当省内組織間人事交流等の円滑な導入・運営に資することを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

2 地方研修

(1) 検察事務官特別科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官専修科研修を修了又は任官後ほぼ10年を経過した検察事務官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察行政事務、検務事務及び捜査・公判事務に関し、検察事務官として必要な専門的な知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(2) 検察事務官専修科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官中等科研修を修了後ほぼ4年ないし7年を経

過した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、職務の遂行に不可欠な実務的で高度な執務能力を^{かん}涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、一部の庁では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(3) 検察事務官中等科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官初等科研修を修了後ほぼ5年を経過した者若しくは国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者で採用後ほぼ2年を経過した者又はこれらに準ずる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な比較的高度の知識及び技能を修得させて、事務能率の向上を図るとともに捜査・公判の実務能力を育成し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(4) 検察事務官初等科研修

高等検察庁に委嘱し、新規採用者で、行政職（一）の適用を受ける者を対象とし、検察事務官として必要な基礎的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(5) 保護局関係職員初等科研修

関東地方更生保護委員会に委嘱し、保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に新規に採用された行政職（一）の適用を受ける職員（国家公務員採用総合職試験合格者を除く。）のうちから選定された者を対象とし、保護局関係職員として、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるとともに、その教養の向上を図ることを目的として実施した。

【研修第三部】

1 中央研修

(1) 法務局・地方法務局職員管理研究科研修

法務局の部長及び地方法務局長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(2) 法務局・地方法務局職員管理科研修

法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修

法務局・地方法務局の人権擁護部門における課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止し、

テレビ会議システムを用いての説明及び資料送付を代替措置として実施した。

(4) 法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修

法務局・地方法務局の訟務部門における上席訟務官等課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止し、訟務局において録画映像等の視聴を用いての説明を代替措置として実施した。

(5) 法務局・地方法務局新任課長（戸籍・国籍）研修

法務局・地方法務局の新任の戸籍課長及び国籍課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止し、テレビ会議システムを用いての説明及び資料送付を代替措置として実施した。

(6) 法務局・地方法務局新任課長（供託）研修

法務局・地方法務局の新任の供託課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止し、テレビ会議システムを用いての説明及び資料送付を代替措置として実施した。

(7) 法務局・地方法務局新任統括登記官研修

法務局・地方法務局の新任の統括登記官を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止し、資料送付を代替措置として実施した。

(8) 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修

行政職（一）2級から4級までの法務事務官で、法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、その社会的識見を涵養することを目的として実施したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部の研修を中止した。

(9) 法務局・地方法務局職員高等科研修

行政職（一）2級及び3級の法務事務官で専修科研修を修了した者のうち、将来、法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし、高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに、その社会的識見を涵養することを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(10) 出入国在留管理庁職員管理科研修（B課程）

入国者収容所又は地方出入国在留管理局の新任の課長、首席審査官、首席入国警備官又はこれらに準ずる者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理

面の知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(11) 出入国在留管理庁職員管理科研修（A課程）

入国者収容所又は地方出入国在留管理局の新任の課長補佐、統括審査官、統括入国警備官又はこれらに準ずる者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理面の知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(12) 出入国在留管理庁職員高等科研修

行政職（一）2級又は3級の法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）3級又は4級の入国警備官を対象とし、入国者収容所及び地方出入国在留管理局の幹部職員を養成するため、出入国在留管理行政全般にわたる高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(13) 出入国在留管理庁職員専攻科研修

行政職（一）2級から4級までの法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）3級から5級までの入国警備官を対象とし、入国者収容所又は地方出入国在留管理局における実務の処理等に関する指導的職員を養成するため、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(14) 出入国在留管理庁職員特別科（特別審理官）研修

特別審理官の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国審査官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(15) 出入国在留管理庁職員特別科（令書執行）研修

令書執行の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(16) 出入国在留管理庁職員特別科（警備処遇）研修

警備処遇の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(17) 出入国在留管理庁職員特別科（難民調査官）研修

難民調査官の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国審査官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として

実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

2 地方研修

(1) 法務局・地方法務局職員専修科研修

東京法務局に委嘱し、行政職（一）1級から3級までの法務事務官で、中等科研修を修了後ほぼ5年を経過した者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者で法務局・地方法務局の指導的立場の中堅職員を対象とし、その職務を遂行するために必要な法律知識及び技能を専門的に修得させるとともに、その社会的識見^{かん}を涵養することを目的として実施した。また、年間を通じて他の法務局にも委嘱し、実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(2) 法務局・地方法務局職員中等科研修

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者及び初等科研修を修了後ほぼ4年を経過した者並びに障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、中堅係員として職務を遂行するために必要な基本的な法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員初等科研修

東京及び名古屋法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、新任職員として日常の業務を遂行するのに必要な基礎的法律知識及び技能を修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止し、東京及び名古屋法務局においてテレビ会議システムを用いての説明を代替措置として実施した。

(4) 出入国在留管理庁職員中等科（入国警備官）研修

大阪出入国在留管理局に委嘱し、公安職（一）1級から3級までの入国警備官で、初任科研修を修了し、かつ、採用後4年以上を経過した者を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養を涵養^{かん}することを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(5) 出入国在留管理庁職員中等科（入国審査官・法務事務官）研修

東京出入国在留管理局に委嘱し、行政職（一）1級又は2級の法務事務官又は入国審査官であって、初等科研修を修了し、かつ、採用後4年以上を経過した者を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養^{かん}を涵養することを目的として実施を計画していたが、新型

コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(6) 入国警備官初任科研修

東京出入国在留管理局に委嘱し、新たに採用された公安職（一）1級の入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、厳正な規律の体得及び^{かん}敏活な行動力の育成を図り、併せて国家公務員として必要な基礎的素養を涵養することを目的として実施したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部の科目については実施を延期した（延期した科目については令和3年度に出入国在留管理庁において実施を予定している。）。

(7) 出入国在留管理庁職員初等科研修

東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者を対象として、その職務の遂行に必要な基礎的^{かん}法律知識及び技能を修得させるとともに、国家公務員として必要な基礎的素養を涵養することを目的として実施した（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全課程を修了していない者が一部いるところ、当該者については、令和3年度に出入国在留管理庁において実施を予定している。）。

【国際連合研修協力部】

1 国際研修等

(1) 課題別研修

国際高官セミナー

アジア・アフリカ諸国等及び日本の法務省関係者等上級公務員を対象に、「刑事司法の各段階を通じた再犯防止及び円滑な社会復帰のための諸方策：政策とグッドプラクティス」を主要課題とするセミナーを実施した。

(2) 国別研修

ア 日本・ネパール司法制度比較共同研究

裁判官、検察官及び警察官等との間で、「ネパール改正法における刑事手続運用上の諸問題」を主要課題とする共同研究を実施した。

イ UNODCカンボジア支援（矯正保護）

「犯罪者の社会内処遇制度」及び「日本における社会内処遇制度」に係るeラーニング教材を作成するとともに、関連国連ハンドブックの現地語翻訳資料を作成した。令和3年にかけて、UNODCに提供する予定。

ウ UNODCフィリピン支援（矯正保護）（オンライン実施）

マニラ市刑務所及び刑事施設運営・刑罰局の職員を対象に、「刑事施設運営の人権的側面からのアプローチ」等を主要課題とするオンラインセミナーを実施した。令和3年（令和2年度内）においても、引き続き同局の職員及びフィ

リピン仮釈放・保護観察局の職員を対象に、オンラインセミナーを実施する予定。

エ UNODC東ティモール支援（矯正保護）

「受刑者のアセスメント及び社会復帰」に係るeラーニング教材を作成するとともに、関連国連ハンドブックの現地語翻訳資料を作成した。令和3年にかけて、UNODCに提供する予定。

2 オンライン出席した国際会議等

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、オンライン開催されるようになった国際会議について、会議出席のための出張を要さないことから、本来は出席することが望ましいものの日程等による制約のために出席することのできなかった会議について、複数参加することができた。

具体的な会議については、一例として以下のとおり。

- (1) コングレス政治宣言非公式協議
- (2) 国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関（PNI）間調整会議
- (3) 第9回現代刑事法国際フォーラム
- (4) テロリズムと性暴力、人身売買、移民密輸との関連性に関する刑事司法のアプローチに関する専門家会議（グローバル・テロ対策フォーラム）
- (5) 第5回世界保護観察会議に関するアドバイザーミーティング
- (6) 2020年刑事司法バーチャルフォーラム

3 その他の活動

(1) 刑事政策公開講演会

毎年1回、一般財団法人日本刑事政策研究会及び公益財団法人アジア刑政財団との共催により、海外の専門家による刑事政策に関する公開講演会を開催しているところ、クロアチア共和国司法省とシンガポール共和国リハビリテーション企業公社から専門家を招き開催した。

(2) 過去の研修参加者（アラムナイ）を対象としたウェビナーの実施

新型コロナウイルス感染症の流行拡大の状況を踏まえた各国における刑事司法の実践、好事例等を共有することを目的として、「令和元年度国際研修フォローアップと近時の刑事司法における課題（新型コロナウイルスの影響とその対策を含む。）」をテーマとして実施した。令和3年2月においても、引き続き「再犯防止～京都 kongress 及びポスト kongress に向けて」をテーマとして実施する予定。

(3) 国際研修と組み合わせて利用することのできるオンデマンド映像教材の整備

目下の渡航制限措置が緩和され、国際研修等を再開できる場合でも、検疫隔離等を条件とする制約が一部残存する可能性が考えられることから、そのような場合に備え、同検疫隔離期間中に研修の実をあげるための方策として、日本の刑事司法に関する国際連合研修協力部教官の講義（仮想事例をもとにした模擬裁判

等の手続実演紹介を含む。)や、刑事事件に係る関係機関を紹介するものとして、オンデマンド映像教材の作成を開始した。

【国際協力部】

1 国際研修

(1) ベトナム法整備支援研修

司法省職員らを対象に、日本における契約法及び担保法の基礎理論、判例の役割、ADRの国際的潮流とそれに関する課題や取組に関する知見を提供し、日本の専門家との意見交換を行うことを目的とした研修を実施した。

(2) カンボジア法整備支援研修

国土管理都市計画建設省及び司法省職員らを対象に、カンボジアにおける不動産登記手続制度の検討に資するよう、日本における不動産登記法制の内容や実務の運用状況について知見を提供し、日本の専門家との討議を行うことを目的とした研修を実施した。

(3) ラオス法整備支援研修（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中途終了）

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学職員らを対象に、民法典逐条解説書であるリサーチペーパーの完成に向け協議・意見交換を行うこと及び民法典の基本的問題に対する理解を深めること等を目的とした研修を実施した。

(4) インドネシア法整備支援研修

裁判官を対象に、自国の裁判官に対して知的財産法の研修を行う講師として必要な知見を得ること等を目的とした研修を実施した。

(5) ミャンマー法整備支援研修（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中途終了）

連邦最高裁判所及び連邦法務長官府職員らを対象に、ミャンマーで近年成立した知的財産関連法（特許法、商標法、意匠法及び著作権）の適切かつ円滑な運用のための知見を得ること等を目的とした研修を実施した。

(6) スリランカ法整備支援研修

法務長官官房職員及び高等裁判所裁判官らを対象に、「刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて」をテーマとする研修を実施した。

2 オンラインによる研修、共同研究及びセミナー

(1) ミャンマー

ア 連邦最高裁判所及び連邦法務長官府職員等との間で、施行予定の商標法の運用等に関する講義及びディスカッション等を実施した。

イ 建設省都市住宅開発局、各市開発委員会の各職員等との間で、土地の登録法制に関する共同研究を実施した。

(2) バングラデシュ

ア 裁判官、法務・司法・議会担当省職員らを対象に、調停に臨む際の調停人の心構えなどに関する講義等を実施した。

イ 同職員らとの間で、日本の民事訴訟手続の概要及び同訴訟の遅延解消に資する制度等に関する講義並びにバングラデシュにおける民事訴訟遅延の原因に関する協議を実施した。令和3年においても、引き続き実施する予定。

(3) ネパール

裁判官及び裁判所職員との間で、国際私法、不法行為及び刑事手続に関する講義並びに意見交換を実施した。令和3年においても、引き続き実施する予定。

(4) 東ティモール

司法省職員との間で、土地に関する法制度等についての講義及び意見交換を実施した。

(5) ウズベキスタン

ア 司法省、最高検察庁アカデミー、最高裁判所アカデミー等職員との間で、行政法解説書の作成に向けて、行政法（手続法・訴訟法）の主要論点に関する日本の判例紹介、ウズベキスタン側の考察、事例紹介等について理解を深めることを目的とした共同研究を実施するとともに、定期的にオンラインでの勉強会を実施した。

イ 主に最高検察庁アカデミー職員との間で、ウズベキスタンにおける犯罪白書作成に向けた支援を開始し、研究部の協力も得て、おおむね1か月に1回の頻度で犯罪白書に関するオンライン勉強会を実施した。

3 連絡会・研究会・シンポジウム等

(1) 法整備支援連絡会

法制度整備支援に携わる関係者相互間の情報及び意見交換、課題の検討等を目的として、「Access to Justice の向上と法整備支援～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～」をテーマとする第21回法整備支援連絡会を開催し、ワールド・ジャスティス・プロジェクトエグゼクティブ・ディレクター及びベトナム弁護士連合会会長による講演並びに弁護士、大学教授等の有識者によるパネルディスカッション等を実施した。

(2) 国際協力人材育成研修（オンライン実施）

将来、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法務・検察職員に対して実施しているところ、法制度整備支援に関する講義を行ったほか、例年のように海外の法制度整備支援の現場を視察することはできなかったものの、ウェブ会議システムを活用し、ベトナムやラオスの関係者との意見交換や法制度整備支援に関する演習等を実施した。

(3) アジア・太平洋法制研究会

公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、アジア・太平洋会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）研究会を電話やオンラインで実施し、東南アジア諸国のジョイント・ベンチャー法制及び実務に関する研究等を行った。

(4) 法整備支援へのいざない（オンライン実施）

ウェブ会議システムを活用し、主に法制度整備支援に関心のある大学生・大学院生等の若手人材を対象に、長期専門家等による法制度整備支援の魅力等に関するプレゼンテーション及び質疑応答を実施した。

(5) 法制度整備支援の評価・指標に関する研究会（オンライン実施）

法制度整備支援の評価方法や指標の設定に関する情報を収集、分析し、関係者間で議論し、今後の評価、指標の設定、支援の在り方、対外的説明等に生かすための研究会を新たに実施した。令和3年においても、引き続き実施する予定。

(6) プロジェクト横断ミーティング（オンライン実施）

国を超えて、法制度整備支援関係者がコミュニケーションを密にし、共に新型コロナウイルス感染症の困難を乗り越える必要があるため、各国の長期専門家、JICA本部、法務省（大臣官房国際課、当所総務企画部、UNA FE I及び国際協力部）職員が参加するオンラインミーティングを定期的開催することとした。令和3年においても、引き続き実施する予定。

V 矯正研修所

法務省組織令第57条、第59条、第60条 法務省組織規則第23条 矯正研修所組織規則（平成13年法務省令第8号）

1 令和2年の研修実施状況

(1) 初任研修課程

新たに矯正職員に採用された者に対し、矯正職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行うもの。

ア 刑務官等初等科

新たに刑務官等に採用された者（国家公務員採用総合職試験に合格したことにより採用された者を除く。）に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所、7支所、9コース、研修期間8月、315人）。

イ 法務教官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務教官又は新たに少年院等に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官に採用された者に対し、法務教官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務教官基礎科の集合研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、2支所、3コース、研修期間8月、43人）。

(2) 任用研修課程

一定以上の官職への任用（一定以上の階級への昇進を含む。）が予定されている矯正職員に対し、その官職等に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うもの。

ア 中等科

刑務官等に対し、初級幹部として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、5支所、6コース、研修期間1月、181人）。

イ 法務教官応用科

刑事施設の教育専門官又は少年院等の専門官として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、3支所、4コース、研修期間1月、110人）。

ウ 法務技官応用科

刑事施設の調査専門官又は少年鑑別所の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、1コース、研修期間1月、29人）。

エ 中級管理科第1部・第2部

矯正施設の中級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間4週、65人）。

オ 高等科第1部・第2部

矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間3月、97人）。

カ 上級管理科

矯正施設の部長、次長又は課長の職（相当職を含む。）にあり、かつ、上級管理科が修了する日の属する年度の翌年度において、矯正施設の長（相当職を含む。）への任用が予定されている職員に対し、必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間1週間、39人）。

(3) 専門研修課程

専門研修課程は、矯正職員に対し、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うものであり、次に掲げる科を置いている（本所36コース、支所91コース、1,546人）。

ア 刑務作業科

刑事施設における作業に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、

及び向上させるための教育及び訓練を行う。

イ 処遇調査科

刑事施設における資質及び環境の調査に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。ただし、法務技官は除く。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ウ 改善指導科

刑事施設における改善指導及び教科指導に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

エ 矯正教育科

少年院における矯正教育に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

オ 観護処遇科

少年鑑別所における観護に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

カ 矯正医療科

矯正施設における医療に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

キ 処遇特修科

刑務官に対し、刑事施設の被収容者の処遇に必要な知識及び技能を再確認させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ク 調査鑑別科

調査鑑別科に、基礎、応用及び特別の3つの課程を置き、刑事施設における資質及び環境の調査並びに少年鑑別所における資質鑑別に関する職務に必要な高度の知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ケ 専攻科

アからクまでに掲げる科において行うものを除き、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

(4) 研究研修課程

矯正職員に対し、矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行わせるもの。

研究科

本所の長が法務大臣の承認を得て定める研究課題について、調査研究を行わせ

た（本所，1コース，研修期間1月，2人）。

なお，研究題目は，次のとおりである。

ア 矯正職員の健康保持等の総合対策に係るマニュアルの策定

イ 育児休業取得促進に係るマニュアルの策定

2 令和2年に実施した研修の特色

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により，従来実施していた集合研修に代わって通信研修を実施した。

3 令和2年に実施した協議会及び事務打合せ会

(1) 矯正研修所支所教頭等協議会

ア 通信研修実施状況について

イ 令和3年度の矯正研修について

ウ その他当面する諸問題について

(2) 矯正研修所支所等主任教官事務打合せ会

ア 令和3年度の研修計画について

イ 刑務官等初等科・中等科等のフォローアップ研修について

ウ その他当面する諸問題について

第4 地方支分部局

I 矯正管区

法務省設置法第15条、第16条 法務省組織令第61条、第62条 法務省組織規則第24条 矯正管区組織規則（平成25年法務省令第8号）

矯正管区の名称、所在地及び管轄区域

（令和2年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌矯正管区	札幌市東区東苗穂 1条2-5-5	北海道
仙台矯正管区	仙台市若林区古城 3-23-1	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京矯正管区	さいたま市中央区 新都心2-1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
名古屋矯正管区	名古屋市東区白壁 1-15-1	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
大阪矯正管区	大阪市中央区大手前 4-1-67	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島矯正管区	広島市中区上八丁堀 6-30	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松矯正管区	高松市丸の内1-1	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡矯正管区	福岡市東区若宮5-3-53	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

Ⅱ 地方更生保護委員会

法務省設置法第15条、第17条 法務省組織令第63条
 更生保護法第16条～20条 地方更生保護委員会事務局組織規則（平成20年法務省令第36号）

1 地方更生保護委員会の概況

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市。ただし、九州地方委員会には那覇市に那覇分室が置かれている。）に置かれ、(1)仮釈放の許可又はその処分の取消し、(2)仮出場の許可、(3)少年院からの仮退院又は退院の許可、(4)少年院からの仮退院中の者を少年院に戻して収容する旨の決定の申請、(5)不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、(6)保護観察の仮解除又はその処分の取消し、(7)婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し、(8)保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。さらに、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

なお、前記地方委員会の権限のうち、決定をもって行う処分については、委員3人で構成する合議体が行うが、各地方委員会には、この合議体が1部ないし5部置かれている。また、地方委員会には事務局が設けられ、総務課、会計課（関東及び近畿地方委員会事務局のみ）、更生保護管理官、調整指導官、首席審査官（関東地方委員会事務局のみ）及び統括審査官が置かれ、仮釈放等の審理のための調査に従事する保護観察官等が配属されている。

2 地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域

（令和2年12月31日現在）

名 称	合議体の数	所 在 地	管 轄 区 域
北海道地方更生保護委員会	2部	札幌市中央区大通西12	札幌高裁の管轄区域
東北	2部	仙台市青葉区片平1-3-1	仙台
関東	5部	さいたま市中央区新都心2-1	東京
中部	2部	名古屋市中区三の丸4-3-1	名古屋
近畿	4部	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪
中国	3部	広島市中区上八丁堀2-31	広島
四国	1部	高松市丸の内1-1	高松
九州	3部	福岡市中央区六本松4-2-3	福岡

3 地方更生保護委員会事件取扱状況

(1) 仮釈放等審理等の開始及び終了人員

(令和2年)

事件の種別	審理の開始等		審理の終結等				年末現在 審理中 のもの	開始のうち 申出に よらない もの					
	総数	前年繰越 開始	移送	総数	許可 特別遵守 事項あり	取下げ なし			取下げ あり	その他			
総数	16,188	2,427	13,732	29	13,888	608	416	483	4	2,300	78	414	
	計	14,321	11,995	28	12,168	10,649	585	416	485	4	2,153	78	376
仮釈放	全部実刑	12,892	2,096	10,769	27	10,921	9,458	412	436	4	1,968	73	347
	一部猶予	1,429	202	1,226	1	1,247	1,191	4	49	2	185	5	29
仮出		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放	計	1,867	129	1,737	1	1,720	1,689	23	8	-	147	-	38
少年院等	SE・SA 対象者以外	1,598	114	1,483	1	1,463	1,432	23	8	-	135	-	35
	SE・SA 対象者	269	15	254	-	257	257	-	-	-	12	-	3
婦人補導院 仮退院		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年院 在院中の退院		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 「SE・SA対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 及び短期社会適応課程 (SA) 以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。

2 「SE・SA対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 又は短期社会適応課程 (SA) に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる。

(2) 仮釈放等の取消し等の審理の開始及び終了人員

(令和2年)

事件の種別	審理の開始等			審理の終結等			年末現在 審理中			
	総数	前年繰越	開始	移送	総数	理由あり		理由なし		
									移送	移送
総数	1,105	35	1,070	-	1,087	1,052	35	-	18	
仮釈放取消し	出計	504	5	499	-	499	492	7	-	5
	全部実刑	465	5	460	-	460	454	6	-	5
	一部猶予	39	-	39	-	39	38	1	-	-
取消事由 通知	計	10	1	9	-	10	2	8	-	-
	全部実刑	9	1	8	-	9	2	7	-	-
	一部猶予	1	-	1	-	1	-	1	-	-
保護観察停止	207	-	207	-	206	202	4	-	1	
保護観察停止解除	84	-	84	-	84	84	-	-	-	
保護観察停止取消し	2	-	2	-	2	2	-	-	-	
仮釈放中の不定期刑終了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
戻し収容	計	4	-	4	-	4	2	2	-	-
	SE・SA対象者以外	4	-	4	-	4	2	2	-	-
	SE・SA対象者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年院仮退院中の退院	計	206	21	185	-	200	191	9	-	6
	SE・SA対象者以外	128	13	115	-	124	117	7	-	4
	SE・SA対象者	78	8	70	-	76	74	2	-	2
婦人補導院仮退院取消し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保護観察仮解除	87	8	79	-	81	76	5	-	6	
保護観察仮解除取消し	1	-	1	-	1	1	-	-	-	

(注) 1 「SE・SA対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 及び短期社会適応課程 (SA) 以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。
 2 「SE・SA対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 又は短期社会適応課程 (SA) に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる。

Ⅲ 法務局及び地方法務局

法務省設置法第15条、第18条～第20条、法務省組織令第64条～第67条、法務省組織規則第25条、法務局及び地方法務局組織規則(平成13年法務省令第11号)

1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域

(令和2年12月31日現在)

名称	所在地	管轄
東京	東京都千代田区九段南1-1-15	注) 北海道を除く都府県については、名称により管轄区域の都府県名が判明するので、記載を省略する。
横浜	横浜市中区北仲通5-57	
さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1	
千葉	千葉市中央区中央港1-11-3	
水戸	水戸市北見町1-1	
宇都宮	宇都宮市小幡2-1-11	
前橋	前橋市大手町2-3-1	
静岡	静岡市葵区追手町9-50	
甲府	甲府市丸の内1-1-18	
長野	長野市旭町1108	
新潟	新潟市中央区西大畑町5191	
大阪	大阪市中央区谷町2-1-17	
京都	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	
神戸	神戸市中央区波止場町1-1	
奈良	奈良市高畑町552	
大津	大津市京町3-1-1	
和歌山	和歌山市二番丁3	
名古屋	名古屋市中区三の丸2-2-1	
津	津市丸之内26-8	
岐阜	岐阜市金竜町5-13	
福井	福井市春山1-1-54	
金沢	金沢市新神田4-3-10	
富山	富山市牛島新町11-7	
広島	広島市中区上八丁堀6-30	
山口	山口市中河原町6-16	
岡山	岡山市北区南方1-3-58	
鳥取	鳥取市東町2-302	
松江	松江市東朝日町192-3	
福岡	福岡市中央区舞鶴3-5-25	
佐賀	佐賀市城内2-10-20	
長崎	長崎市万才町8-16	

名 称	所 在 地	管 轄	
大 分	大分市荷揚町7-5	北海道の内	
熊 本	熊本市中央区大江3-1-53		
鹿 児 島	鹿児島市鴨池新町1-2		
宮 崎	宮崎市別府町1-1		
那 覇	那覇市樋川1-15-15		
仙 台	仙台市青葉区春日町7-25		
福 島	福島市霞町1-46		
山 形	山形市緑町1-5-48		
盛 岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15		
秋 田	秋田市山王7-1-3		
青 森	青森市長島1-3-5		
札 幌	札幌市北区北8条西2-1-1		札幌市 江別市 千歳市
			夕張市 岩見沢市 三笠市
			美唄市 芦別市 赤平市
		滝川市 砂川市 歌志内市	
		室蘭市 小樽市 苫小牧市	
		登別市 恵庭市 伊達市	
		北広島市 石狩市	
		石狩郡 夕張郡 樺戸郡	
		有珠郡 白老郡 虻田郡	
		浦河郡 沙流郡 新冠郡	
		様似郡 幌泉郡 余市郡	
		古平郡 積丹郡 岩内郡	
		古宇郡 磯谷郡 日高郡	
		空知郡の内	
		南幌町 上砂川町 奈井江町	
		雨竜郡の内	
		雨竜町	
		勇払郡の内	
		厚真町 安平町 むかわ町	
		北海道の内	
		函館市 北斗市 松前郡	
		上磯郡 亀田郡 茅部郡	
		山越郡 瀬棚郡 檜山郡	
		爾志郡 久遠郡 奥尻郡	
		寿都郡 島牧郡 二世郡	
函 館	函館市新川町25-18		

名 称	所 在 地	管 轄
旭 川	旭川市宮前1条3-3-15	{ 北海道の内 旭川市 名寄市 士別市 紋別市 留萌市 稚内市 深川市 富良野市 上川郡(石狩国) 上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 雨竜郡の内 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
釧 路	釧路市幸町10-3	{ 北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 河西郡 上川郡(十勝国) 河東郡 中川郡(十勝国) 十勝郡 広尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 野付郡 標津郡 目梨郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町
高 松	高松市丸の内1-1	
徳 島	徳島市徳島町城内6-6	
高 知	高知市栄田町2-2-10	
松 山	松山市宮田町188-6	

2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数（令和2年12月31日現在）

（注）ゴシック体は支局

（ ）内の数字は管内支局数，[]内の数字は管内出張所数

法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所	法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所	
東京 (3) [19]	みなと 港 じょうなん 城南 か 野 すな 中 きた 北 はちおうじ 八王子 ふちゆう 府 うしろ 中	みなと 港 じょうなん 城南 か 野 すな 中 きた 北 はちおうじ 八王子 ふちゆう 府 うしろ 中	水戸 (6) [3]	ひたち 日立 つくば つくば しもつば 下妻 ひたち 常陸 おた 太田 つちうら 土浦 とりで 取手 かしま 鹿嶋 あしがき 常陸 せき 西筑
横浜 (6) [9]	かながわ 神奈川 つか 塚 かわさき 川崎 せいしやうにのみや 西湘二宮 まがひら 相模原	かながわ 神奈川 つか 塚 かわさき 川崎 せいしやうにのみや 西湘二宮 まがひら 相模原	宇都宮 (5) [1]	にっこう 日光 おやま 小山 もろ 真足 おか 岡利 おおた 大田原 ちぎ 栃木
さいたま (7) [9]	かわく 川口 くさ 喜越 かわ 川越 くまがや 熊谷 し 志越 きや 木谷 ごう 鴻巣 すの 栗部 あさ 上草 おん 尾加 か 加能 うの 能父	かわく 川口 くさ 喜越 かわ 川越 くまがや 熊谷 し 志越 きや 木谷 ごう 鴻巣 すの 栗部 あさ 上草 おん 尾加 か 加能 うの 能父	前橋 (7) [1]	しぶかわ 渋川 いせ 伊勢崎 ぬま 沼田 おた 太田 おか 岡田 あか 赤松 あか 赤松 あか 赤松
千葉 (10) [4]	いちばら 市原 もばら 茂原 きぎら 木更津 ふなばし 船橋 とうが とうが ねが ねが さき 佐倉 くら 倉戸 な 成 り 田 た 柏 か 香 り 取	いちばら 市原 もばら 茂原 きぎら 木更津 ふなばし 船橋 とうが とうが ねが ねが さき 佐倉 くら 倉戸 な 成 り 田 た 柏 か 香 り 取	静岡 (7) [3]	しみず 清水 ふじ 富士 かき 掛川 ふじ 富士 ふじ 富士 ふじ 富士 ふじ 富士 ふじ 富士
			甲府 (2) [2]	にら 葦崎 かじ 鮎沢 かじ 鮎沢 おつ 大月 よ 吉 だ 田
			長野 (9)	い 飯 い 飯 い 飯 い 飯 い 飯 い 飯 い 飯 い 飯 い 飯

法 地 務 方 局 法 務 局 ・ 務 局	支 局 及 び 出 張 所	法 地 務 方 局 法 務 局 ・ 務 局	支 局 及 び 出 張 所
新 潟 (11)	新 津 三 条 新 発 田 村 上 長 岡 十 日 町 柏 崎 南 魚 沼 上 越 糸 魚 川 佐 渡	和 歌 山 (4) [2]	湯 浅 岩 出 橋 本 田 辺 御 坊 新 宮
大 阪 (5) [5]	北 天 王 寺 北 大 阪 池 田 枚 方 守 口 東 大 阪 堺 と 富 田 林 岸 和 田	名 古 屋 (10) [3]	あ つ た め い とう か す が い し ま 熱 の 田 名 東 春 日 井 津 島 一 の 宮 半 田 岡 か 崎 か や 豊 よ 田 西 し お 尾 豊 橋 と 豊 新 し 新 城
京 都 (6) [3]	嵯 峨 伏 見 宇 治 木 津 園 部 み づ 京 丹 後 舞 鶴 福 知 山	津 (6) [2]	す か ま つ さ か い が よっ か い ち 鈴 鹿 松 阪 伊 賀 四 日 市 桑 わ 名 伊 勢 熊 の 野 尾 お せ 鷺
神 戸 (11) [5]	す ま 北 ひ が し 西 に し の み や 須 磨 北 東 神 戸 西 宮 伊 丹 三 田 東 神 戸 西 宮 柏 原 姫 路 加 古 川 明 石 龍 の 野 豊 岡 八 鹿 洲 本	岐 阜 (6)	は ち ま ん お お が き み の か も 八 幡 大 垣 美 濃 加 茂 多 治 見 中 津 川 高 山
奈 良 (3) [1]	さ く ら い か つ ら ぎ か し は ら こ じ よ う 桜 井 葛 城 櫃 原 五 條	福 井 (3)	た け ふ つ る が お ば ま 武 生 敦 賀 小 浜
大 津 (3) [2]	た か し ま 甲 彦 こ ね ひ が し お う み 高 島 賀 彦 根 東 近 江 長 浜	金 沢 (3)	こ ま つ な な お わ じ ま 小 松 七 尾 輪 島

法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所	法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所
富 山 (3)	うおづ たかおか となみ 魚津 高岡 砺波	佐 賀 (3) [1]	とす たけお いまり からつ 鳥 栖 武 雄 伊万里 唐津
広 島 (6) [1]	かべ はつかいち ひがしひろしま くれ 可部 廿日市 東広島 呉 尾道 福山 三 次	長 崎 (7)	いさはや しまぼら させぼ ひらど 諫早 島原 佐世保 平戸 彦 岐 五 島 対馬
山 口 (5) [1]	しゅうなん はぎ いわくに やない 周南 萩 岩国 柳井 下関 宇部	大 分 (6)	きつ き さい き たけ た なか つ 杵築 佐伯 竹田 中津 宇 佐 日 田
岡 山 (5) [1]	おかやまし びぜん くらしき かざおか 岡山 西備 前倉敷 笠岡 高梁 津山	熊 本 (7)	あそおおづ うと たまな 阿蘇大津 宇土 玉名 山 鹿 八代 人吉 天草
鳥 取 (2)	くらよし よな こ 倉吉 米子	鹿 児 島 (5) [5]	たねがしま やくしま きりしま ちらん 種子島 屋久島 霧島 知覧 みなみさつま せんだい いずみ 南さつま 川内 出水 かのや そお あまみ 鹿屋 曾於 奄美
松 江 (4)	いずも はまだ ますだ さいごう 出雲 浜田 益田 西郷	宮 崎 (3) [2]	たかなべ にちなん みやこのじょう こぼやし 高鍋 日南 都城 小林 延岡
福 岡 (10) [4]	にしんか すや ふくま ちくし 西新 粕屋 福岡 間筑 紫 朝倉 飯塚 のおがた 久留米 柳川 八女 北九州 八幡 行橋 田川	那 覇 (4) [1]	おきなわ ギのわん な ご みやこじま 沖縄 宜野湾 名護 宮古島 石垣

法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所	法地 務方 局法 ・務 局	支局及び出張所
仙 台 (6) [1]	なとり しおがま おおがわら ふるか いしのまき 塩 竈 大河原 古川 石 巻 登 米 気仙沼	函 館 (2)	えさし やくも 江 差 八 雲
福 島 (5) [3]	にほんまつ そうま ごおりやま しらかわ わかまつ 相 馬 郡 山 白 河 若 松 たじ 島 いわき とみ おか 岡	旭 川 (4)	なよろ もんべつ るもい わっかない 名 寄 紋 別 留 萌 稚 内
山 形 (5) [1]	むらやま さがえ しんじょう よねざわ つるおか 寒河江 新 庄 米 沢 鶴 岡 酒 田	釧 路 (3) [1]	おびひろ きたみ わむろ なかしべつ 帯 広 北 見 根 室 中 標 津
盛 岡 (4) [1]	はなまき にのへ おおふなと みやこ 水 巻 二 戸 大 船 渡 宮 古 沢 沢	高 松 (2) [1]	さんがわ まるがめ かんおんじ 寒 川 丸 亀 観 音 寺
秋 田 (4)	のしろ ほんじょう おおだて おおまがり 能 代 本 荘 大 館 大 曲	徳 島 (2)	あなん みま 阿 南 美 馬
青 森 (5)	むつ ごしよがわら ひろさき はちのへ 五所川原 弘 前 八 戸 十 和 田	高 知 (4)	か み すさき あき しまんと 香 美 須 崎 安 芸 四 万 十
札 幌 (7) [6]	みなみ きた にし しろいし 南 北 西 白 石 えべつ えにわ いわみざわ たきかわ 江 別 恵 庭 岩見沢 滝 川 むららん とまごまい おたゑ 室 蘭 苫小牧 小 樽 倶知安 日 高	松 山 (5) [1]	とべ おおず さいじょう 砥 部 大 洲 西 条 しこくちゅうおう いまばり うわしま 四 国 中 央 今 治 宇 和 島

支 局
計 出 張 所

261庁
105庁

3 戸籍事件表（一）

第1表 本籍・人口・世帯数

本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
		計	男	女	
52,378,331	125,429,437	123,842,701	60,408,305	63,434,396	57,854,887

(注) 本籍数及び本籍人口は令和3年3月31日現在のものである。住民基本台帳に基づく人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、令和3年1月1日現在のものである。

内訳

法務局 地方務局 管内	本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
			計	男	女	
総数	52,378,331	125,429,437	123,842,701	60,408,305	63,434,396	57,854,887
札幌法務局管内	2,444,378	5,556,891	5,190,638	2,453,444	2,737,194	2,767,595
札幌	1,447,756	3,328,960	3,251,906	1,534,741	1,717,165	1,750,140
函館	236,040	507,708	422,321	195,601	226,720	228,193
旭川	335,566	753,172	650,340	307,532	342,808	341,543
釧路	425,016	967,051	866,071	415,570	450,501	447,719
仙台法務局管内	4,135,740	9,778,490	8,604,591	4,162,724	4,441,867	3,738,326
仙台	942,370	2,291,905	2,259,562	1,102,406	1,157,156	1,001,583
青森	641,912	1,473,961	1,253,958	594,651	659,307	590,218
盛岡	603,817	1,423,494	1,213,473	585,551	627,922	525,702
秋田	519,748	1,205,436	967,426	457,410	510,016	423,213
山形	524,282	1,236,667	1,062,292	514,582	547,710	414,498
福島	903,611	2,147,027	1,847,880	908,124	939,756	783,112
東京法務局管内	19,761,799	47,500,445	50,916,499	25,243,767	25,672,732	24,063,764
東京	5,398,211	12,651,203	13,297,089	6,537,442	6,759,647	7,025,636
水戸	1,173,177	2,833,999	2,836,621	1,420,367	1,416,254	1,230,032
宇都宮	810,685	1,948,621	1,912,574	956,710	955,864	823,166
前橋	829,986	1,996,394	1,896,724	939,411	957,313	827,834
さいたま	2,415,289	5,951,572	7,198,330	3,598,144	3,600,186	3,293,938
千葉	2,095,286	5,093,121	6,155,715	3,070,616	3,085,099	2,873,204
横浜	3,141,051	7,655,383	8,993,479	4,485,143	4,508,336	4,315,172
新潟	1,041,569	2,492,171	2,195,841	1,068,305	1,127,536	897,270
甲府	373,111	886,867	804,378	395,203	409,175	356,147
長野	944,699	2,278,881	2,036,433	997,334	1,039,099	861,300
静岡	1,538,735	3,712,233	3,589,315	1,775,092	1,814,223	1,560,065
名古屋法務局管内	5,767,770	14,140,031	13,901,206	6,872,927	7,028,279	5,988,841
名古屋	2,779,992	6,876,778	7,291,910	3,653,037	3,638,873	3,224,656
富山	478,347	1,139,306	1,028,628	499,843	528,785	415,706
金沢	501,392	1,214,827	1,117,188	541,180	576,008	481,391
福井	357,622	868,786	758,859	369,636	389,223	289,449
岐阜	860,607	2,146,071	1,958,709	955,197	1,003,512	803,470
津	789,810	1,894,263	1,745,912	854,034	891,878	774,169

法務局 地方務局 管内	本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
大阪法務局管内	8,123,630	19,572,950	20,123,039	9,668,770	10,454,269	9,550,895
大阪	3,304,996	7,866,003	8,588,705	4,137,164	4,451,541	4,241,699
大津	534,011	1,342,244	1,385,804	683,239	702,565	576,818
京都	1,083,220	2,648,737	2,469,600	1,181,989	1,287,611	1,192,474
神戸	2,181,824	5,293,513	5,410,278	2,590,441	2,819,837	2,509,216
奈良	526,754	1,282,303	1,331,087	631,432	699,655	592,765
和歌山	492,825	1,140,150	937,565	444,505	493,060	437,923
広島法務局管内	3,435,340	8,188,848	7,175,482	3,459,440	3,716,042	3,303,479
広島	1,210,466	2,907,376	2,757,337	1,337,948	1,419,389	1,292,974
鳥取	277,815	659,247	552,046	264,836	287,210	236,021
松江	367,858	874,724	664,062	319,559	344,503	287,419
岡山	861,200	2,075,766	1,862,967	900,232	962,735	837,927
山口	718,001	1,671,735	1,339,070	636,865	702,205	649,138
高松法務局管内	1,940,319	4,506,420	3,728,125	1,780,298	1,947,827	1,762,269
高松	464,381	1,091,478	959,812	464,054	495,758	435,352
徳島	385,097	895,154	728,509	349,231	379,278	332,806
松山	708,684	1,651,719	1,343,022	637,842	705,180	646,123
高知	382,157	868,069	696,782	329,171	367,611	347,988
福岡法務局管内	6,769,355	16,185,362	14,203,121	6,766,935	7,436,186	6,679,718
福岡	2,080,960	4,972,108	5,044,077	2,396,939	2,647,138	2,417,699
佐賀	414,835	1,001,241	811,224	386,119	425,105	333,915
長崎	722,097	1,716,253	1,326,228	625,407	700,821	626,389
熊本	882,709	2,094,339	1,741,241	827,254	913,987	779,562
大分	581,335	1,369,758	1,128,743	537,428	591,315	531,775
宮崎	547,051	1,287,206	1,079,699	511,809	567,890	523,596
鹿児島	903,549	2,134,459	1,605,781	759,904	845,877	801,902
那覇	636,819	1,609,998	1,466,128	722,075	744,053	664,880

(注) 第1表「本籍・人口・世帯数」の(注)参照

第2表 届出事件数

種 別	総 数		届 出				他市町村から送付			
	取消*	計	計		非本籍人届出					
			取消*	取消*	取消*	取消*				
総 数	482	5,947,659	289	3,854,335	107	2,817,002	182	1,037,333	193	2,093,324
出 生	-	1,220,618	-	852,817	-	466,491	-	386,326	-	367,801
国 籍 留 保	-	20,432	-	10,891	-	1,072	-	9,819	-	9,541
認 知	-	21,527	-	11,981	-	9,486	-	2,495	-	9,546
養 子 縁 組	13	101,311	7	65,105	5	58,151	2	6,954	6	36,206
養 子 離 縁	-	33,103	-	21,856	-	19,735	-	2,121	-	11,247
戸籍法第69条の2、第73条の2	-	2,691	-	1,777	-	1,656	-	121	-	914
婚 姻	28	1,237,335	16	527,576	11	383,564	5	144,012	12	709,759
離 婚	2	314,950	2	191,691	1	164,651	1	27,040	-	123,259
戸籍法第75条の2、第77条の2	-	131,357	-	85,806	-	77,773	-	8,033	-	45,551
親権・後見・後見監督・保佐	-	9,285	-	7,808	-	7,033	-	775	-	1,477
届 出	-	6,865	-	5,388	-	4,613	-	775	-	1,477
嘱託(別表第一審判の確定)	-	2,297	-	2,297	-	2,297	-	-	-	-
嘱託(審判前の保全処分)	-	123	-	123	-	123	-	-	-	-
死 亡	-	1,807,845	-	1,404,975	-	994,268	-	410,707	-	402,870
失 踪	434	2,380	260	1,730	87	1,105	173	625	174	650
復 氏	-	2,509	-	1,610	-	1,473	-	137	-	899
姻族関係終了	-	3,747	-	3,022	-	2,294	-	728	-	725
相 続 人 廃 除	5	57	4	45	3	34	1	11	1	12
入 籍	-	246,129	-	157,905	-	146,140	-	11,765	-	88,224
分 籍	-	29,382	-	16,471	-	15,508	-	963	-	12,911
国 籍 取 得	-	1,071	-	736	-	420	-	316	-	335
帰 化	-	10,864	-	9,336	-	7,816	-	1,520	-	1,528
国 籍 喪 失	-	2,613	-	1,689	-	686	-	1,003	-	924
国 籍 選 択	-	4,399	-	3,172	-	1,901	-	1,271	-	1,227
外国国籍喪失	-	124	-	92	-	53	-	39	-	32
氏 の 変 更	-	17,304	-	13,906	-	10,660	-	3,246	-	3,398
戸籍法第107条第1項	-	11,771	-	10,103	-	8,440	-	1,663	-	1,668
同 法第107条第2項	-	4,341	-	2,982	-	1,642	-	1,340	-	1,359
同 法第107条第3項	-	763	-	539	-	353	-	186	-	224
同 法第107条第4項	-	429	-	282	-	225	-	57	-	147
名 の 変 更	-	5,411	-	4,183	-	3,025	-	1,158	-	1,228
転 籍	-	585,281	-	342,146	-	336,855	-	5,291	-	243,135
就 籍	-	153	-	127	-	120	-	7	-	26
訂 正 ・ 更 正	-	93,475	-	87,049	-	86,747	-	302	-	6,426
市町村長職権	-	67,623	-	64,221	-	64,116	-	105	-	3,402
戸籍法第24条第2項	-	21,052	-	19,326	-	19,288	-	38	-	1,726
同 法第113条、第114条	-	1,177	-	755	-	695	-	60	-	422
同 法第116条	-	1,229	-	769	-	671	-	98	-	460
続柄の記載更正(嘱託)	-	615	-	615	-	615	-	-	-	-
続柄の記載更正(申出)	-	1,779	-	1,363	-	1,362	-	1	-	416
追 完	-	1,764	-	1,617	-	599	-	1,018	-	147
そ の 他	-	5,771	-	1,808	-	949	-	859	-	3,963
離婚届等不受理申出	-	34,771	-	25,408	-	16,737	-	8,671	-	9,363

(注) 「取消*」の数は、取消事件を示し、内数である。

第3表 処理事件数

(自 令和2年4月1日)
(至 令和3年3月31日)

事 項	件 数
1 新 戸 籍 編 製	853,228
2 戸 籍 全 部 消 除	948,228
3 違 反 通 知	5,549
4 戸籍の再製・補完	532
5 そ の 他	9,044
計	1,816,581

(注) 「その他」は届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知及び管轄法務局に対する許可の申請である。

第4表 処理事件数

(自 令和2年4月1日)
(至 令和3年3月31日)

種類		件数	件 数		金 額	
			有 料	無 料		
記 録 事 項 証 明	全 部	戸籍 除籍 計	13,473,197 2,792,549 16,265,746	4,110,851 1,627,270 5,738,121	6,045,077,380 2,093,616,250 8,138,693,630	
	個 人	戸籍 除籍 計	3,236,002 61,155 3,297,157	324,467 19,966 344,433	1,449,392,720 45,855,350 1,495,248,070	
	一 部	戸籍 除籍 計	4,540 969 5,509	13,816 1,565 15,381	2,010,650 724,950 2,735,600	
小 計 a			19,568,412	6,097,935	9,636,677,300	
謄 本	戸 籍		41,323	23,399	28,002,050	
	除 籍		7,828,681	5,044,317	5,864,807,050	
	計		7,870,004	5,067,716	5,892,809,100	
抄 本	戸 籍		1,688	1,223	816,900	
	除 籍		56,094	33,721	42,030,600	
	計		57,782	34,944	42,847,500	
証 明	戸 籍		6,003	7,983	2,096,100	
	除 籍		303	248	124,800	
	計		6,306	8,231	2,220,900	
受理等の証明		(15,778)	524,308	(56)	14,039	(22,041,650) 199,585,350
閲 覧			2,107		33,381	696,650
小 計 b		(15,778)	8,460,507	(56)	5,158,311	(22,041,650) 6,138,159,500
合計(a + b)		(15,778)	28,028,919	(56)	11,256,246	(22,041,650) 15,774,836,800

(注) () 内は、戸籍法施行規則第66条第2項に基づく証明の内数である。

第5表 市区町村数及び戸籍事務を取り扱う事務所数（令和3年4月1日現在）

(1) 市区町村数

	市	区	町	村	計
総 数	772	198	743	183	1,896
コンピュータ庁	772	198	743	183	1,896

(注) 市の数には、政令指定都市を含まない。また、コンピュータ庁は、市区町村数の内数である。

(2) 事務所数

	本 庁	支 所	出張所	計
総 数	1,896	1,712	1,230	4,838
	(1,896)	(2,351)	(2,119)	(6,366)
コンピュータ庁	1,896	1,631	912	4,439

(注) ()内は、総事務所数である。また、コンピュータ庁は、戸籍事務を処理する事務所数の内数である。

第6表 職員数（令和3年4月1日現在）

経 験 年 数	3年未満	3年以上	10年以上	計
戸籍事務担当者数	19,088	16,002	5,716	40,806
	(16,484)	(13,592)	(4,730)	(34,806)

(注) ()内は、兼任者で内数である。

4 戸籍事件表（二） 年別比較表

第1表 本籍、人口及び世帯数10年比較

区 分	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年
本 籍 数	52,378,331	52,492,074	52,355,170	53,560,651
本 籍 人 口	125,429,437	125,994,955	126,489,539	126,957,585
住民基本台帳に基づく世帯数	57,854,887	57,380,526	56,996,515	56,613,999
住民基本台帳に基づく人口	123,842,701	124,271,318	124,776,364	125,209,603
男	60,408,305	60,624,340	60,878,859	61,098,245
女	63,434,396	63,646,978	63,897,505	64,111,358

(注) 本籍数及び本籍人口は全て各年3月31日現在のものである。また、住民基本台帳に基づく世帯数及び平成26年からは各年1月1日現在のものである。

第2表 種類別届出事件10年比較（会計年度）

種 別	令和2年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
総 数	3,854,335	4,061,150	4,041,126	4,114,756
出 生	852,817	894,501	934,054	969,887
国 籍 留 保	10,891	11,944	12,529	13,013
認 知	11,981	13,131	13,678	13,890
養 子 縁 組	65,105	72,737	72,858	75,111
養 子 離 縁	21,856	22,912	23,259	23,605
戸籍法第69条の2・第73条の2	1,777	1,782	1,686	1,667
婚 姻	527,576	627,449	586,937	614,603
離 婚	191,691	212,463	212,507	213,882
戸籍法第75条の2・第77条の2	85,806	92,857	91,625	90,307
親権・後見・後見監督・保佐	5,388	5,686	5,848	5,975
同 上 嘱 託	2,420	2,476	2,682	2,827
死 亡	1,404,975	1,386,141	1,375,839	1,369,225
失 踪	1,730	1,663	1,881	2,036
復 氏	1,610	1,834	2,009	2,075
姻 族 関 係 終 了	3,022	3,551	4,124	4,895
相 続 人 除 籍	45	25	43	39
入 籍	157,905	166,692	168,280	171,743
分 籍	16,471	17,451	16,140	15,990
国 籍 取 得	736	898	968	961
帰 化	9,336	8,399	8,725	10,338
国 籍 喪 失	1,689	2,176	2,165	2,010
国 籍 選 択	3,172	3,677	3,539	3,401
外 国 国 籍 喪 失	92	151	161	125
氏 名 の 変 更	13,906	15,689	15,072	16,019
名 の 変 更	4,183	4,546	4,178	4,369
転 籍	342,146	385,893	374,079	375,957
就 籍	127	95	71	87
訂 正 ・ 更 正	87,049	72,818	75,148	79,176
追 完	1,617	2,256	2,045	2,070
そ の 他	1,808	1,928	1,936	1,802
離 婚 届 等 不 受 理 申 出	25,408	27,329	27,060	27,671

(注) この表は、本籍人届出及び非本籍人届出に関するものである。

平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年
52,487,410	52,443,938	52,363,707	52,274,725	52,153,260	52,025,647
127,359,552	127,659,960	127,940,865	128,254,692	128,607,872	128,858,727
56,221,568	55,811,969	55,364,285	54,952,108	54,594,744	54,171,475
125,583,658	125,891,742	126,163,576	126,434,964	126,393,679	126,659,683
61,290,165	61,444,444	61,584,613	61,727,584	61,694,085	61,842,865
64,293,493	64,447,298	64,578,963	64,707,380	64,699,594	64,816,818

人口は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、平成25年までは各年3月31日現在。

平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
4,161,433	4,247,875	4,284,124	4,318,790	4,306,868	4,369,773
1,000,936	1,035,783	1,042,695	1,054,678	1,060,639	1,077,867
13,855	14,562	15,295	14,963	15,636	16,138
14,742	14,875	14,940	14,690	14,943	15,145
78,910	82,592	83,611	83,647	81,383	81,556
24,010	25,085	24,917	25,480	25,244	25,583
1,635	1,728	1,693	1,758	1,695	1,743
631,819	652,560	651,063	681,482	677,908	682,199
219,358	229,084	228,218	234,349	237,075	240,860
91,273	93,499	92,576	93,575	93,847	95,126
6,313	6,625	7,098	7,327	7,525	10,035
3,267	3,502	2,971	3,173	2,491	227
1,342,618	1,304,269	1,299,480	1,288,419	1,277,626	1,294,493
1,941	1,982	2,031	2,628	2,009	2,489
2,014	2,101	1,961	2,073	2,101	2,177
4,032	2,783	2,202	2,167	2,213	1,975
56	43	44	61	38	31
177,192	185,179	186,036	191,267	193,846	193,469
16,405	17,173	16,555	15,966	16,318	16,049
1,065	1,069	1,163	1,120	1,175	1,274
9,476	9,266	9,660	8,392	10,800	9,413
2,016	1,679	1,488	1,409	1,139	1,047
3,368	2,847	2,986	2,780	2,507	2,198
150	69	65	56	57	63
15,818	16,711	17,002	17,463	17,988	17,582
4,539	4,990	4,870	5,172	5,338	5,184
375,781	396,486	390,225	394,892	399,834	401,062
82	128	144	160	131	123
86,873	111,002	150,920	140,489	127,241	145,795
2,065	1,934	2,128	2,003	2,115	2,118
1,736	1,614	1,661	1,704	1,819	2,277
28,088	26,655	28,426	25,447	24,187	24,475

5 供託金年計表（令和2年度）

区分 庁名	前年度越高		受 高		払 高		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	内渡
総数	3,031,828	1,164,284,592,496	275,720	356,117,333,425	234,819	207,074,346,598	37,157
東京管	1,632,017	778,434,026,565	150,676	225,464,255,971	115,208	139,540,258,236	10,358
内	1,152,853	668,010,972,433	104,249	204,747,075,919	66,540	121,423,699,615	4,636
京	143,876	37,625,090,374	16,060	5,967,565,844	15,920	6,826,147,697	1,488
横	78,988	16,853,718,628	7,309	2,854,986,405	8,515	2,189,951,691	843
さい	80,956	12,856,320,880	6,262	3,248,028,506	6,104	2,535,364,783	686
たま	30,013	4,401,662,963	3,123	940,791,773	3,766	965,260,323	619
さ	34,254	4,788,979,197	2,548	1,388,586,562	2,328	1,404,636,787	280
千	20,051	4,647,111,463	2,190	998,097,069	2,609	754,416,772	304
水	39,909	9,394,004,859	3,326	2,297,969,794	3,411	1,119,543,600	661
字	14,064	1,699,003,538	1,293	509,274,183	2,067	405,962,732	292
宇	22,661	4,231,003,817	2,504	928,557,109	1,851	988,638,572	245
都	14,392	13,926,158,413	1,812	1,583,322,807	2,097	926,635,664	304
前							
静							
甲							
府							
野							
長							
新							
大	556,754	173,721,257,074	42,048	74,518,706,113	39,168	19,809,628,616	3,680
阪	299,552	136,471,278,435	25,652	64,119,853,264	23,980	11,823,734,840	1,246
大	112,333	14,650,217,051	7,059	3,662,195,345	4,267	2,471,504,079	366
京	101,241	17,330,299,130	6,240	4,490,874,049	7,927	4,021,776,423	1,666
神	14,279	1,729,967,171	1,154	1,311,390,528	889	330,915,314	100
奈	7,758	1,514,539,603	1,000	452,961,602	957	355,095,355	117
大	21,591	2,024,955,684	943	481,431,325	1,148	806,602,605	185
和							
歌							
山							
名	118,785	73,653,455,781	16,058	29,614,448,354	15,342	23,403,697,935	2,689
古	65,407	57,864,586,409	9,918	26,390,555,403	9,118	17,873,308,779	1,639
屋	14,595	2,919,298,677	1,491	553,478,754	1,668	559,365,934	485
津	14,454	2,842,666,134	1,901	945,181,125	2,091	844,808,357	218
岐	8,725	5,284,697,884	904	880,299,732	756	3,625,483,523	79
阜	8,899	2,974,744,229	767	265,669,665	816	221,821,601	100
井	6,705	1,767,462,448	1,077	579,263,675	893	278,909,741	168
沢							
山							
富							
金							
富							
山							
広	126,052	20,091,019,213	8,573	5,588,271,923	8,015	3,074,753,846	1,098
島	40,183	6,840,489,853	3,366	2,044,639,829	3,771	1,712,408,267	389
山	30,198	7,551,294,683	1,738	2,106,836,067	1,095	362,007,701	144
口	40,913	4,087,779,606	2,056	1,062,096,941	1,872	832,812,298	301
山	7,131	509,221,486	591	204,425,662	483	72,039,881	99
岡	7,627	1,102,233,585	822	170,273,424	794	95,485,699	165
江							
取							
江							
松							
福	328,792	74,232,074,962	27,866	8,669,130,488	24,381	13,718,141,307	2,887
岡	66,243	21,709,603,932	6,391	3,491,689,843	6,853	6,085,771,742	772
福	65,407	1,140,673,599	727	192,121,083	891	156,343,035	364
佐	32,702	4,068,927,843	2,000	494,511,883	2,089	1,274,028,954	301
長	25,457	5,204,898,976	1,756	944,292,532	1,420	1,066,961,159	307
大	58,371	4,906,148,951	2,450	589,238,263	2,453	708,621,519	284
熊	26,751	3,049,992,859	2,212	604,398,112	2,567	702,043,569	282
鹿	20,006	1,310,459,699	1,545	335,793,216	1,377	325,208,098	164
宮	90,483	32,841,369,103	10,785	2,017,085,556	6,731	3,399,163,231	413
那							
福							
岡							
那							
覇							
仙	80,985	20,363,740,147	20,209	7,383,373,079	22,447	4,999,850,059	14,139
台	24,419	5,762,137,006	10,861	3,063,867,557	2,452	1,185,160,543	317
仙	16,160	6,985,753,925	4,326	2,344,398,026	2,618	1,977,310,027	396
福	8,577	1,954,079,834	952	370,260,203	13,836	646,443,800	12,914
山	10,226	2,715,690,993	1,369	890,878,625	1,200	676,410,084	175
山	13,311	1,085,704,674	1,248	238,625,296	1,243	370,665,521	113
盛	8,292	1,860,373,715	1,453	475,343,372	1,098	143,860,084	224
秋							
田							
森							
青							
札	123,114	11,362,250,114	5,150	2,984,906,386	5,682	1,519,915,399	1,437
札	105,530	8,355,404,966	3,163	2,556,239,569	3,137	973,825,336	504
函	7,019	1,171,639,388	821	101,489,253	1,317	247,713,316	702
旭	4,108	1,062,089,874	530	180,383,321	512	137,833,958	100
館	6,457	773,115,886	636	146,794,243	716	161,342,789	131
川							
路							
高	65,329	12,426,768,640	5,140	1,894,241,111	4,576	1,008,101,200	869
松	12,023	6,214,874,059	1,368	490,317,225	1,456	282,820,860	308
管	13,296	1,203,741,793	880	165,680,405	826	219,193,443	157
内	23,717	2,800,074,094	1,068	665,978,591	673	159,743,614	84
高	16,293	2,208,078,694	1,824	572,264,890	1,621	346,343,283	320
德							
高							
知							
山							

(注) 「内渡」は、払高件数の内数であり、「時効回復高」の件数・金額は、払高件数・金額の外数である。

(金額單位 円)

時効回復高		現 在 高		利息払渡認可高		時 効 蔽 入 高	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
						うち便宜時効	うち便宜時効
3,061	96,507,938	3,109,886	1,313,327,579,323	76,718	127,227,755	1,913	158,887,747
1,363	61,817,130	1,677,843	864,358,024,300	45,949	95,710,814	1,075	50,791,313
1,015	53,731,486	1,195,198	751,334,348,737	29,399	88,801,835	655	27,474,991
265	5,045,358	145,504	36,766,508,521	6,233	3,351,132	78	5,258,145
52	1,271,813	78,625	17,518,753,342	3,478	1,079,553	160	8,872,913
14	410,000	81,800	13,568,984,603	2,111	624,402	27	1,279,773
3	82,800	29,989	4,377,194,413	1,230	334,566	22	1,002,719
1	12,673	34,754	4,772,928,972	749	301,178	6	48,601
12	1,200,000	19,936	4,890,791,760	547	255,902	28	1,766,447
1	63,000	40,485	10,572,431,053	819	492,874	8	2,089,388
0	0	13,582	1,802,314,989	517	150,975	6	1,009,066
0	0	23,559	4,170,922,354	325	164,767	73	1,525,913
0	0	14,411	14,582,845,556	541	153,630	12	463,357
1,013	10,840,619	563,314	228,430,334,571	15,838	12,458,346	312	25,858,828
470	7,663,739	302,470	188,767,396,859	10,642	9,125,595	126	14,234,013
0	0	115,491	15,840,908,317	1,696	1,703,760	69	2,713,783
539	2,526,880	101,220	17,799,396,756	2,591	1,270,665	79	5,006,501
0	0	14,644	2,710,442,385	161	100,175	23	816,194
0	0	7,918	1,612,405,850	265	142,283	1	4,538
4	650,000	21,571	1,699,784,404	483	115,868	14	3,083,799
42	1,425,635	122,190	79,864,206,200	3,655	8,873,847	85	3,149,200
42	1,425,635	67,846	66,381,833,033	2,285	7,821,735	38	951,092
0	0	14,903	2,913,411,497	443	476,618	16	606,297
0	0	14,482	2,943,038,902	384	102,004	8	125,757
0	0	8,952	2,539,514,093	249	344,631	7	343,228
0	0	8,950	3,018,592,293	162	55,985	6	33,323
0	0	7,057	2,067,816,382	132	72,874	10	1,089,503
0	0	127,708	22,604,537,290	1,650	1,094,392	76	3,543,906
0	0	40,167	7,172,721,415	929	638,421	25	1,447,866
0	0	30,985	9,296,123,049	194	136,276	10	154,925
0	0	41,398	4,317,064,249	380	265,778	14	922,506
0	0	7,338	641,607,267	59	17,451	5	216,310
0	0	7,820	1,177,021,310	88	36,466	22	802,299
364	20,762,381	335,164	69,183,064,143	6,051	6,785,549	180	60,255,121
6	1,437,840	66,553	19,115,522,033	1,417	3,095,292	55	50,686,259
0	0	8,979	1,176,451,647	290	126,090	7	220,165
107	2,997,441	32,914	3,289,410,772	571	380,370	14	1,219,378
1	500,000	26,100	5,082,230,349	148	611,157	17	474,647
1	400,000	58,652	4,786,765,695	963	392,410	31	383,605
32	12,363,500	26,678	2,952,347,402	829	1,265,631	11	6,105,831
0	0	20,338	1,321,044,817	218	69,521	17	839,406
217	3,063,600	94,950	31,459,291,428	1,615	845,078	28	325,830
66	781,923	92,886	22,747,263,167	1,886	1,376,400	110	12,949,269
0	0	33,145	7,640,844,020	468	307,178	19	4,016,696
2	264,923	18,264	7,352,841,924	722	711,370	21	561,281
64	517,000	8,607	1,677,896,237	232	56,644	11	449,522
0	0	10,570	2,930,159,534	144	115,971	6	695,748
0	0	13,429	953,664,449	257	166,427	32	961,554
0	0	8,871	2,191,857,003	63	18,810	21	6,264,468
206	361,150	124,019	12,827,241,101	865	470,650	50	1,584,818
0	0	106,060	9,938,619,199	603	291,274	25	643,583
206	361,150	7,225	1,025,415,325	116	115,708	4	46,598
0	0	4,226	1,104,639,237	38	51,455	14	662,403
0	0	6,508	758,567,340	108	12,213	7	232,234
7	519,100	66,762	13,312,908,551	824	457,757	25	755,292
0	0	12,243	6,422,370,424	258	274,147	10	419,413
6	119,100	13,507	1,150,228,755	263	77,086	5	9,517
0	0	24,196	3,306,309,071	148	23,236	3	41,151
1	400,000	16,816	2,434,000,301	155	83,288	7	285,211

6 供託有価証券年計表（令和2年度）

区分 庁名	前年度越 高			受 高		
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額
総数	28,851	204,983	29,322,559,189.5	215	8,367	767,010,750.0
東京管 内	12,708	99,349	23,852,557,671.5	100	3,600	351,005,500.0
東 京	8,522	67,881	21,592,320,850.0	37	718	100,817,500.0
横 浜	962	8,398	675,578,350.0	17	946	21,992,000.0
さい たま	593	4,487	238,169,160.0	10	462	17,600,000.0
さ 千	698	4,690	250,032,600.0	11	115	55,075,000.0
水 戸	196	1,358	112,976,467.5	6	651	52,245,000.0
宇 宮	108	1,744	220,797,500.0	2	6	250,000.0
前 橋	216	1,896	179,829,000.0	2	56	10,750,000.0
静 岡	528	4,374	200,091,750.0	3	52	8,170,000.0
甲 府	85	374	50,510,000.0	2	36	20,000,000.0
長 野	434	2,275	112,687,350.0	7	404	44,396,000.0
新 潟	366	1,872	219,564,644.0	3	154	19,710,000.0
大 阪 管 内	5,114	33,182	1,629,134,300.0	38	1,312	101,392,750.0
大 阪	2,965	19,571	943,566,850.0	16	531	1,500,000.0
京 都	639	3,915	159,135,350.0	5	96	1,954,250.0
神 戸	1,023	5,935	239,904,500.0	5	213	21,400,000.0
奈 良	104	674	34,075,200.0	3	229	9,795,500.0
大 津	141	1,272	94,063,500.0	4	111	13,445,500.0
和 歌 山	242	1,815	158,388,900.0	5	132	53,297,500.0
名 古 屋 管 内	2,323	16,370	1,141,636,950.0	19	703	83,545,000.0
名 古 屋	1,428	9,302	628,803,450.0	9	448	45,645,000.0
津 岐	59	331	17,047,700.0	0	0	0.0
岐 阜	225	2,255	78,447,750.0	4	99	2,200,000.0
福 井	163	804	68,694,950.0	0	0	0.0
金 沢	241	1,555	141,548,250.0	4	68	10,500,000.0
富 山	207	2,123	207,094,850.0	2	88	25,200,000.0
広 島 管 内	1,265	7,873	556,497,403.0	24	860	129,389,500.0
広 島	584	3,188	231,175,010.0	5	431	16,645,800.0
山 口	184	1,594	95,305,000.0	11	223	2,500,000.0
山 形	413	2,265	131,272,193.0	3	45	8,593,700.0
岡 取	33	259	37,973,550.0	1	105	5,250,000.0
鳥 取	51	567	60,771,650.0	4	56	96,400,000.0
福 岡 管 内	2,475	25,794	812,193,745.0	13	100	21,877,000.0
福 岡	976	19,220	461,375,197.5	4	23	250,000.0
佐 賀	78	213	15,569,500.0	0	0	0.0
長 崎	253	1,460	12,551,847.5	1	10	10,000,000.0
大 分	259	705	56,761,500.0	0	0	0.0
熊 本	334	1,650	101,674,600.0	2	10	250,000.0
鹿 児 島	293	1,602	41,846,000.0	1	30	0.0
宮 崎	175	716	43,165,600.0	4	26	11,127,000.0
那 覇	107	228	79,249,500.0	1	1	250,000.0
仙 台 管 内	1,542	6,897	605,840,420.0	7	345	8,250,000.0
仙 台	471	1,781	87,419,100.0	0	0	0.0
福 山	348	1,240	95,146,000.0	1	4	0.0
山 形	178	1,142	122,320,000.0	0	0	0.0
盛 岡	204	921	165,113,770.0	2	3	750,000.0
秋 田	246	1,231	40,242,550.0	2	39	7,500,000.0
青 森	95	582	95,599,000.0	2	299	0.0
札 幌 管 内	2,719	11,629	534,342,850.0	8	1,210	47,290,000.0
札 幌	1,603	6,003	215,325,950.0	8	1,210	47,290,000.0
函 館	359	953	45,357,850.0	0	0	0.0
旭 川	465	1,958	173,405,150.0	0	0	0.0
釧 路	292	2,715	100,253,900.0	0	0	0.0
高 松 管 内	705	3,889	190,355,850.0	6	237	24,261,000.0
高 松	314	1,743	23,902,650.0	0	0	0.0
徳 島	109	342	17,204,000.0	1	5	5,000,000.0
高 知	57	278	33,840,000.0	2	187	16,161,000.0
香 川	225	1,526	115,409,200.0	3	45	3,100,000.0

(注) 「内渡件数」は、払高件数の内数である。

(金額単位 円)

払 高				現 在 高			利札払渡 認可件数
件 数	枚 数	券 面 額	内渡件数	件 数	枚 数	券 面 額	
100	2,673	467,777,500.0	2	28,968	210,677	29,621,792,439.5	0
51	1,602	195,814,000.0	0	12,757	101,347	24,007,749,171.5	0
24	483	52,164,500.0	0	8,535	68,116	21,640,973,850.0	0
5	289	12,150,000.0	0	974	9,055	685,420,350.0	0
6	108	11,900,000.0	0	597	4,841	243,869,160.0	0
0	0	0.0	0	709	4,805	305,107,600.0	0
3	26	250,000.0	0	199	1,983	164,971,467.5	0
2	32	3,000,000.0	0	108	1,718	218,047,500.0	0
2	52	21,500,000.0	0	216	1,900	169,079,000.0	0
2	79	9,863,500.0	0	529	4,347	198,398,250.0	0
1	35	20,000,000.0	0	86	375	50,510,000.0	0
4	473	54,386,000.0	0	437	2,206	102,697,350.0	0
2	25	10,600,000.0	0	367	2,001	228,674,644.0	0
22	541	56,742,000.0	0	5,130	33,953	1,673,785,050.0	0
11	397	43,092,000.0	0	2,970	19,705	901,974,850.0	0
4	99	13,450,000.0	0	640	3,912	147,639,600.0	0
6	43	0.0	0	1,022	6,105	261,304,500.0	0
1	2	200,000.0	0	106	901	43,670,700.0	0
0	0	0.0	0	145	1,383	107,509,000.0	0
0	0	0.0	0	247	1,947	211,686,400.0	0
4	190	10,150,000.0	0	2,338	16,883	1,215,031,950.0	0
2	156	6,950,000.0	0	1,435	9,594	667,498,450.0	0
0	0	0.0	0	59	331	17,047,700.0	0
1	5	3,200,000.0	0	228	2,349	77,447,750.0	0
0	0	0.0	0	163	804	68,694,950.0	0
1	29	0.0	0	244	1,594	152,048,250.0	0
0	0	0.0	0	209	2,211	232,294,850.0	0
3	38	98,400,000.0	0	1,286	8,695	587,486,903.0	0
1	8	12,000,000.0	0	588	3,611	235,820,810.0	0
0	0	0.0	0	195	1,817	97,805,000.0	0
0	0	0.0	0	416	2,310	139,865,893.0	0
0	0	0.0	0	34	364	43,223,550.0	0
2	30	86,400,000.0	0	53	593	70,771,650.0	0
13	125	96,727,000.0	2	2,477	25,769	737,343,745.0	0
5	72	85,300,000.0	1	976	19,171	376,325,197.5	0
2	2	800,000.0	1	77	211	14,769,500.0	0
3	17	0.0	0	251	1,453	22,551,847.5	0
0	0	0.0	0	259	705	56,761,500.0	0
0	0	0.0	0	336	1,660	101,924,600.0	0
1	10	0.0	0	293	1,622	41,846,000.0	0
2	24	10,627,000.0	0	177	718	43,665,600.0	0
0	0	0.0	0	108	229	79,499,500.0	0
2	10	17,000.0	0	1,547	7,232	614,073,420.0	0
1	7	17,000.0	0	470	1,774	87,402,100.0	0
1	3	0.0	0	348	1,241	95,146,000.0	0
0	0	0.0	0	178	1,142	122,320,000.0	0
0	0	0.0	0	206	924	165,863,770.0	0
0	0	0.0	0	248	1,270	47,742,550.0	0
0	0	0.0	0	97	881	95,599,000.0	0
2	124	1,827,500.0	0	2,725	12,715	579,805,350.0	0
1	76	0.0	0	1,610	7,137	262,615,950.0	0
0	0	0.0	0	359	953	45,357,850.0	0
1	48	1,827,500.0	0	464	1,910	171,577,650.0	0
0	0	0.0	0	292	2,715	100,253,900.0	0
3	43	8,100,000.0	0	708	4,083	206,516,850.0	0
0	0	0.0	0	314	1,743	23,902,650.0	0
1	5	5,000,000.0	0	109	342	17,204,000.0	0
0	0	0.0	0	59	465	50,001,000.0	0
2	38	3,100,000.0	0	226	1,533	115,409,200.0	0

7 供託振替国債年計表（令和2年度）

区分 庁名	前年度越高		受高	
	件数	金額	件数	金額
総数	2,155	327,950,120,000	69	26,974,950,000
東京管	1,195	223,049,250,000	33	7,177,150,000
東	854	213,601,100,000	21	6,241,550,000
横	80	3,621,900,000	2	200,000,000
さい	32	1,770,850,000	2	25,000,000
たま	30	610,200,000	0	0
ま	1	100,000,000	0	0
水	5	219,000,000	1	50,000,000
宇	33	545,550,000	0	0
都	50	948,300,000	2	130,600,000
前	21	279,800,000	0	0
静	43	294,600,000	0	0
甲	46	1,057,950,000	5	530,000,000
長				
新				
大阪管	333	39,144,820,000	9	15,259,000,000
大	240	24,273,550,000	5	15,250,000,000
京	23	425,400,000	2	6,000,000
神	45	14,135,020,000	0	0
奈	16	114,950,000	2	3,000,000
大	2	11,500,000	0	0
和	7	184,400,000	0	0
名古屋管	244	26,354,100,000	12	3,796,100,000
名	163	16,219,650,000	4	304,000,000
古	28	3,050,250,000	0	0
津	9	863,000,000	0	0
岐	24	5,597,700,000	8	3,492,100,000
福	17	505,500,000	0	0
金	3	118,000,000	0	0
富				
広島管	96	17,401,000,000	2	43,400,000
広	26	509,200,000	2	43,400,000
山	18	16,004,000,000	0	0
岡	35	682,300,000	0	0
鳥	15	193,500,000	0	0
松	2	12,000,000	0	0
福岡管	96	6,494,500,000	0	0
福	43	3,684,600,000	0	0
佐	0	0	0	0
長	0	0	0	0
大	7	136,000,000	0	0
熊	18	107,000,000	0	0
鹿	22	1,560,100,000	0	0
見	1	20,000,000	0	0
宮	5	986,800,000	0	0
那				
仙台管	91	4,256,950,000	6	466,300,000
仙	3	208,000,000	2	200,000,000
福	48	2,084,350,000	2	56,600,000
山	9	1,310,250,000	2	209,700,000
盛	18	155,300,000	0	0
秋	1	24,000,000	0	0
青	12	475,050,000	0	0
札幌管	70	5,152,000,000	6	153,000,000
札	51	2,781,000,000	4	18,000,000
函	16	2,281,000,000	2	135,000,000
旭	2	80,000,000	0	0
釧	1	10,000,000	0	0
高松管	30	6,097,500,000	1	80,000,000
高	9	2,694,000,000	1	80,000,000
徳	3	30,000,000	0	0
高	0	0	0	0
松	18	3,373,500,000	0	0

(金額単位 円)

払 高			償 還		現 在 高	
件 数	金 額	内 渡	件 数	金 額	件 数	金 額
432	36,998,400,000	29	296	23,307,750,000	1,821	317,926,670,000
251	24,785,500,000	17	165	15,294,450,000	994	205,440,900,000
167	22,970,100,000	11	127	14,052,650,000	719	196,872,550,000
8	218,800,000	1	5	93,800,000	75	3,603,100,000
4	317,000,000	1	2	302,000,000	31	1,478,850,000
6	62,100,000	0	4	47,100,000	24	548,100,000
0	0	0	0	0	1	100,000,000
2	19,000,000	0	2	19,000,000	4	250,000,000
5	180,150,000	2	5	180,150,000	30	365,400,000
27	435,800,000	0	7	235,000,000	25	643,100,000
16	203,800,000	0	1	10,000,000	5	76,000,000
6	55,600,000	0	6	55,600,000	37	239,000,000
10	323,150,000	2	6	299,150,000	43	1,264,800,000
60	2,392,900,000	4	44	2,280,800,000	286	52,010,920,000
40	1,518,300,000	4	35	1,468,300,000	209	38,005,250,000
8	58,000,000	0	2	17,000,000	17	373,400,000
7	779,700,000	0	4	777,000,000	38	13,355,320,000
1	10,000,000	0	1	10,000,000	17	107,950,000
2	11,500,000	0	1	1,500,000	0	0
2	15,400,000	0	1	7,000,000	5	169,000,000
51	3,006,200,000	2	35	2,391,500,000	207	27,144,000,000
35	2,393,300,000	1	25	2,095,300,000	133	14,130,350,000
3	338,200,000	0	2	38,200,000	25	2,712,050,000
2	103,000,000	1	1	100,000,000	8	760,000,000
5	18,700,000	0	2	13,000,000	27	9,071,100,000
4	45,000,000	0	4	45,000,000	13	460,500,000
2	108,000,000	0	1	100,000,000	1	10,000,000
19	1,836,400,000	2	19	1,836,400,000	81	15,608,000,000
5	358,000,000	0	5	358,000,000	23	194,600,000
3	1,155,000,000	1	3	1,155,000,000	16	14,849,000,000
7	219,400,000	0	7	219,400,000	28	462,900,000
3	102,000,000	1	3	102,000,000	13	91,500,000
1	2,000,000	0	1	2,000,000	1	10,000,000
16	1,429,300,000	2	11	442,500,000	82	5,065,200,000
4	297,400,000	2	4	297,400,000	41	3,387,200,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
2	60,000,000	0	2	60,000,000	5	76,000,000
2	36,000,000	0	2	36,000,000	16	71,000,000
2	29,100,000	0	2	29,100,000	20	1,531,000,000
1	20,000,000	0	1	20,000,000	0	0
5	986,800,000	0	0	0	0	0
17	1,064,100,000	2	15	864,100,000	82	3,659,150,000
3	208,000,000	0	3	208,000,000	2	200,000,000
9	575,100,000	1	9	575,100,000	42	1,565,850,000
2	200,000,000	1	0	0	10	1,319,950,000
2	31,000,000	0	2	31,000,000	16	124,300,000
0	0	0	0	0	1	24,000,000
1	50,000,000	0	1	50,000,000	11	425,050,000
16	2,444,000,000	0	5	158,000,000	60	2,861,000,000
15	2,434,000,000	0	4	148,000,000	40	365,000,000
0	0	0	0	0	18	2,416,000,000
0	0	0	0	0	2	80,000,000
1	10,000,000	0	1	10,000,000	0	0
2	40,000,000	0	2	40,000,000	29	6,137,500,000
1	30,000,000	0	1	30,000,000	9	2,744,000,000
1	10,000,000	0	1	10,000,000	2	20,000,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	18	3,373,500,000

IV 保護観察所

法務省設置法第15条、第24条、第25条、法務省組織令第68条、法務省組織規則第26条、更生保護法第29条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条、第20条、保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）

1 保護観察所の概況

保護観察所は、全国50か所（地方裁判所所在地）に設置され、(1)保護観察の実施、(2)懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生緊急保護等の措置の実施、(3)矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整、(4)犯罪の予防を図るための世論啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進、(5)更生保護法人の指導、監督等、(6)心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察その他の地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整の事務をつかさどっている。

2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域

（令和2年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌保護観察所	札幌市中央区大通西12	札幌地裁の管轄区域
函館保護観察所	函館市新川町25-18	函館
旭川保護観察所	旭川市花咲町4	旭川
釧路保護観察所	釧路市幸町10-3	釧路
青森保護観察所	青森市長島1-3-25	青森
盛岡保護観察所	盛岡市内丸8-20	盛岡
仙台保護観察所	仙台市青葉区片平1-3-1	仙台
秋田保護観察所	秋田市山王7-1-2	秋田
山形保護観察所	山形市大手町1-32	山形
福島保護観察所	福島市狐塚17	福島
水戸保護観察所	水戸市北見町1-1	水戸
宇都宮保護観察所	宇都宮市小幡2-1-11	宇都宮
前橋保護観察所	前橋市大手町3-2-1	前橋
さいたま保護観察所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	さいたま
千葉保護観察所	千葉市中央区春日2-14-10	千葉
(処遇部門)	千葉市中央区中央港1-11-3	千葉
東京保護観察所	東京都千代田区霞が関1-1-1	東京
立川支部	立川市緑町6-3	東京地裁立川支部の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市中区北仲通5-57	横浜地裁の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市中央区西大畑町5191	新潟
甲府保護観察所	甲府市中央1-11-8	甲府
長野保護観察所	長野市旭町11088	長野

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
静岡保護観察所	静岡市葵区追手町9-45	静岡地裁の管轄区域
富山保護観察所	富山市西田地方町2-9-16	富山
金沢保護観察所	金沢市西念3-4-1	金沢
福井保護観察所	福井市春山1-1-54	福井
岐阜保護観察所	岐阜市美江寺町2-7-2	岐阜
名古屋保護観察所	名古屋市中区三の丸4-3-1	名古屋
津保護観察所	津市中央3-12	津
大津保護観察所	大津市京町3-1-1	大津
京都保護観察所	京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	京都
大阪保護観察所	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪
堺支部	堺市堺区南瓦町2-29	大阪地裁堺支部, 同岸和田支部の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市中央区橋通1-4-1	神戸地裁の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市登大路町1-1	奈良
和歌山保護観察所	和歌山市二番丁3	和歌山
鳥取保護観察所	鳥取市吉方109	鳥取
松江保護観察所	松江市向島町134-10	松江
岡山保護観察所	岡山市北区南方1-8-1	岡山
広島保護観察所	広島市中区上八丁堀2-31	広島
山口保護観察所	山口市河原町6-16	山口
徳島保護観察所	徳島市徳島町城内6-6	徳島
高松保護観察所	高松市丸の内1-1	高松
松山保護観察所	松山市一番町4-4-1	松山
高知保護観察所	高知市丸ノ内1-4-1	高知
福岡保護観察所	福岡市中央区六本松4-2-3	福岡
北九州支部	北九州市小倉北区内5-1	福岡地裁小倉支部, 同行橋支部の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市城内2-10-20	佐賀地裁の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市万才町8-16	長崎
熊本保護観察所	熊本市中央区大江3-1-53	熊本
大分保護観察所	大分市荷揚町7-5	大分
宮崎保護観察所	宮崎市別府町1-1	宮崎
鹿児島保護観察所	鹿児島市山下町13-10	鹿児島
那覇保護観察所	那覇市樋川1-15-15	那覇

3 駐在官事務所の名称及び所在地

(令和2年12月31日現在)

名	称	所 在 地
札幌保護観察所	室蘭駐在官事務所	室蘭市日の出町1-18-21
旭川保護観察所	稚内駐在官事務所	稚内市末広5-6-1
旭川保護観察所	沼田駐在官事務所	雨竜郡沼田町南1条3-9-21
釧路保護観察所	帯広駐在官事務所	帯広市東五条南9-1-1
釧路保護観察所	北見駐在官事務所	北見市寿町4-2-16
釧路保護観察所	網走駐在官事務所	網走市台町1-4-15
福島保護観察所	いわき駐在官事務所	いわき市平字八幡小路42
水戸保護観察所	ひたちなか駐在官事務所	ひたちなか市大字市毛858-82
横浜保護観察所	小田原駐在官事務所	小田原市本町2-3-24
新潟保護観察所	上越駐在官事務所	上越市西城町2-9-20
長野保護観察所	飯田駐在官事務所	飯田市高羽町6-1-5
静岡保護観察所	浜松駐在官事務所	浜松市中央区中央1-12-4
静岡保護観察所	沼津駐在官事務所	沼津市市場町9-1
金沢保護観察所	七尾駐在官事務所	七尾市馬出町ハ1
名古屋保護観察所	豊橋駐在官事務所	豊橋市大国町111
津保護観察所	四日市駐在官事務所	四日市市三栄町4-21
神戸保護観察所	姫路駐在官事務所	姫路市北条1-250
神戸保護観察所	尼崎駐在官事務所	尼崎市東難波町4-18-36
鳥取保護観察所	米子駐在官事務所	米子市東町124-16
岡山保護観察所	津山駐在官事務所	津山市山下46-42
広島保護観察所	福山駐在官事務所	福山市三吉町1-7-2
山口保護観察所	下関駐在官事務所	下関市竹崎町4-6-1
松山保護観察所	宇和島駐在官事務所	宇和島市天神町4-40
福岡保護観察所	飯塚駐在官事務所	飯塚市芳雄町13-6
長崎保護観察所	佐世保駐在官事務所	佐世保市祇園町21-1
熊本保護観察所	八代駐在官事務所	八代市西松江城町11-11
鹿児島保護観察所	奄美駐在官事務所	奄美市名瀬矢之脇町1-2
那覇保護観察所	石垣駐在官事務所	石垣市字登野城55-4
那覇保護観察所	宮古島駐在官事務所	宮古島市平良字下里1016

4 保護観察所事件取扱状況

(1) 保護観察の開始及び終了（令和2年）

保護観察の種別 保護観察所	前年からの 繰越し	開 始 等			終 了 等		
		総 数	開 始	移 送	総 数	保護観察了	移 送
総 数	27,831	28,735	27,204	1,531	29,860	28,339	1,521
1 号 観 察 所	10,726	11,232	10,733	499	11,644	11,154	490
一 般	6,792	4,599	4,219	380	4,964	4,588	376
交 通 短 期	1,811	1,752	1,671	81	1,876	1,796	80
短 期	850	1,367	1,335	32	1,307	1,275	32
交 通 短 期	1,273	3,514	3,508	6	3,497	3,495	2
2 号 観 察 所	2,496	1,833	1,692	141	2,285	2,144	141
SE・SA対象者以外	1,999	1,582	1,456	126	1,928	1,801	127
SE・SA対象者	497	251	236	15	357	343	14
3 号 観 察 所	4,490	11,470	11,195	275	11,711	11,437	274
全 部 実 刑	…	…	9,994	…	…	10,194	…
一 部 猶 予	…	…	1,201	…	…	1,243	…
4 号 観 察 所	10,119	4,200	3,584	616	4,220	3,604	616
一 部 猶 予	…	…	1,496	…	…	960	…
全 部 猶 予	…	…	2,088	…	…	2,644	…
5 号 観 察 所	—	—	—	—	—	—	—
北海道地方委員会管内	1,090	1,333	1,269	64	1,370	1,298	72
札 幌	681	746	705	41	778	751	27
函 館	102	148	142	6	146	139	7
旭 川	143	181	174	7	189	175	14
釧 路	164	258	248	10	257	233	24
東北地方委員会管内	1,266	1,306	1,236	70	1,383	1,298	85
青 森	136	157	155	2	171	160	11
盛 岡	161	128	121	7	148	140	8
仙 台	359	411	377	34	404	381	23
秋 田	126	146	145	1	143	130	13
山 形	134	153	146	7	147	140	7
福 島	350	311	292	19	370	347	23
関東地方委員会管内	11,059	10,683	9,996	687	11,072	10,414	658
水 戸	586	698	667	31	654	617	37
宇 都 宮	513	490	467	23	524	488	36
前 橋	418	447	423	24	440	406	34
さ い た ま	1,461	1,414	1,289	125	1,417	1,335	82
千 葉	1,345	1,220	1,118	102	1,246	1,175	71
東 京	2,929	3,146	2,956	190	3,279	3,031	248
(本 庁)	2,073	2,292	2,158	134	2,419	2,241	178
(立 川 支 部)	856	854	798	56	860	790	70
横 浜	2,266	1,866	1,732	134	1,978	1,889	89
新 潟	369	329	317	12	373	361	12
甲 府	200	155	148	7	179	172	7
長 野	303	253	240	13	295	281	14
静 岡	669	665	639	26	687	659	28

年 保 中	現 護 の	在 観 人 員	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの					法令による 身柄拘束
			本年新たに 一時解除	本年新たに 仮解除	一時解除	仮解除	所在不明	
26,706	12	84	4	71	237	98	617	
10,314	12	—	4	—	54	—	127	
6,427	12	—	4	—	43	—	102	
1,687	—	—	—	—	5	—	15	
910	—	—	—	—	4	—	9	
1,290	—	—	—	—	2	—	1	
2,044	—	—	—	—	7	—	34	
1,653	—	—	—	—	6	—	32	
391	—	—	—	—	1	—	2	
4,249	—	—	—	—	99	98	35	
3,929	—	—	—	—	91	90	33	
320	—	—	—	—	8	8	2	
10,099	—	84	—	71	77	—	421	
2,688	—	2	—	2	14	—	161	
7,411	—	82	—	69	63	—	260	
—	—	—	—	—	—	—	—	
1,053	—	5	—	4	11	3	23	
649	—	4	—	2	7	—	18	
104	—	—	—	1	1	1	2	
135	—	1	—	1	1	1	1	
165	—	—	—	—	2	1	2	
1,189	—	2	—	3	10	1	22	
122	—	1	—	1	—	—	1	
141	—	—	—	—	—	—	1	
366	—	1	—	2	4	1	7	
129	—	—	—	—	3	—	4	
140	—	—	—	—	—	—	4	
291	—	—	—	—	3	—	5	
10,670	3	30	2	22	117	55	288	
630	1	—	1	—	4	1	14	
479	—	1	—	1	5	1	15	
425	—	—	—	—	5	—	14	
1,458	—	4	—	6	17	4	33	
1,319	—	7	—	6	7	2	37	
2,796	—	4	—	1	46	34	93	
1,946	—	1	—	—	43	34	73	
850	—	3	—	1	3	—	20	
2,154	2	4	1	3	27	12	44	
325	—	7	—	4	1	1	9	
176	—	—	—	—	—	—	2	
261	—	1	—	—	1	—	10	
647	—	2	—	1	4	—	17	

保護観察の種別 保護観察所	前年からの 繰越し	開 始 等			終 了 等		
		総 数	開 始	移 送	総 数	保護観察了	移 送
中部地方委員会管内	2,760	2,918	2,773	145	2,995	2,834	161
富 山	162	141	133	8	173	160	13
金 沢	162	181	176	5	197	185	12
福 井	138	159	146	13	170	161	9
岐 阜	342	383	364	19	383	362	21
名 古 屋	1,637	1,685	1,602	83	1,715	1,627	88
津	319	369	352	17	357	339	18
近畿地方委員会管内	5,538	5,987	5,695	292	6,228	5,973	255
大 津	320	295	277	18	339	322	17
京 都	582	824	792	32	837	787	50
大 阪	2,701	2,869	2,708	161	2,932	2,816	116
(本 庁)	1,946	1,999	1,875	124	2,057	1,989	68
(堺 支 部)	755	870	833	37	875	827	48
神 戸	1,450	1,430	1,377	53	1,544	1,499	45
奈 良	257	300	282	18	305	293	12
和 歌 山	228	269	259	10	271	256	15
中国地方委員会管内	1,630	1,822	1,752	70	1,835	1,755	80
鳥 取	117	118	113	5	126	112	14
松 江	111	142	136	6	139	126	13
岡 山	507	561	538	23	577	552	25
広 島	625	682	660	22	664	645	19
山 口	270	319	305	14	329	320	9
四国地方委員会管内	1,005	1,064	1,029	35	1,069	1,019	50
徳 島	176	160	152	8	197	186	11
高 松	303	406	396	10	378	362	16
松 山	314	319	310	9	317	300	17
高 知	212	179	171	8	177	171	6
九州地方委員会管内	3,483	3,622	3,454	168	3,908	3,748	160
福 岡	1,520	1,712	1,636	76	1,759	1,688	71
(本 庁)	1,110	1,201	1,151	50	1,249	1,199	50
(北九州支部)	410	511	485	26	510	489	21
佐 賀	140	167	160	7	165	159	6
長 崎	213	266	260	6	281	266	15
熊 本	365	360	337	23	416	400	16
大 分	187	197	182	15	209	200	9
宮 崎	219	200	194	6	224	215	9
鹿 児 島	278	242	225	17	287	280	7
那 覇	561	478	460	18	567	540	27

- (注) 1 「1号観察」は、保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）に対
2 「2号観察」は、少年院仮退院者（地方委員会（地方更生保護委員会の略。以下同じ。）の決定に
3 「3号観察」は、仮釈放者（地方委員会の決定により仮釈放を許されて保護観察に付されている者）
4 「4号観察」は、保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に
5 「5号観察」は、婦人補導院仮退院者（地方委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許さ
6 3号観察及び4号観察の内訳において、統計資料がない数値については「…」と示した。

年 保 中	現 観 の 人	在 察 員	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの					法令による 身柄拘束	
			本年新たに 一時解除	本年新たに 仮解除	一時解除	仮解除	所在不明		法77条第1 項の停止
2,683	1	8	—	6	30	8	54		
130	—	1	—	—	2	1	3		
146	—	2	—	2	—	—	3		
127	—	—	—	—	1	—	2		
342	—	2	—	—	7	5	6		
1,607	1	3	—	4	15	1	35		
331	—	—	—	—	5	1	5		
5,297	1	18	—	14	31	15	135		
276	—	6	—	4	—	—	7		
569	—	2	—	1	4	1	20		
2,638	1	4	—	2	15	7	77		
1,888	—	2	—	—	15	7	58		
750	1	2	—	2	—	—	19		
1,336	—	4	—	5	6	3	23		
252	—	1	—	1	1	1	2		
226	—	1	—	1	5	3	6		
1,617	3	6	1	5	5	1	22		
109	—	—	—	—	1	—	3		
114	1	—	1	—	—	—	2		
491	1	2	—	1	1	—	2		
643	1	2	—	1	1	1	15		
260	—	2	—	3	2	—	—		
1,000	—	2	—	1	9	4	17		
139	—	1	—	—	1	—	1		
331	—	—	—	—	5	3	5		
316	—	1	—	1	3	1	3		
214	—	—	—	—	—	—	8		
3,197	4	13	1	16	24	11	56		
1,473	1	2	1	4	14	9	29		
1,062	1	2	1	3	11	6	19		
411	—	—	—	1	3	3	10		
142	—	—	—	2	1	—	3		
198	—	—	—	—	3	1	3		
309	2	2	—	2	3	1	5		
175	—	1	—	2	1	—	3		
195	1	2	—	1	—	—	6		
233	—	4	—	3	1	—	5		
472	—	2	—	2	1	—	2		

する保護観察をいう。
より少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。
に対する保護観察をいう。
付されている者）に対する保護観察をいう。
れて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。

(2) 生活環境調整の開始及び終了人員

(令和2年)

事件の種類	前年からの繰越	開		始		終了		年末現在に係属中
		総数	身上調査書	生活上環境調整	要調整事項等通知書	短期又は長期処遇からの移行	短期又は長期処遇への移行	
総数	41,893	33,893	33,222	38	632	36,359	36,358	39,426
刑事施設収容者	40,125	31,340	30,687	35	618	33,763	33,763	37,702
少年院在院者	1,768	2,553	2,535	3	14	2,596	2,595	1,724
婦人補導院在院者	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) …は、本来該当事項の生じないことを示す。

保護司選考会

保護司法（昭和25年法律第204号）第5条 保護司の選考に関する規則（平成13年法務省令第15号）

令和2年中の保護司選考会の開催状況は、次のとおりである。

区分 庁名	開催 回数	選考人員		保護司法第12 条による解職	委嘱人員		退任人員			計
		承認	否決		新任	再任	任期満了	死亡	辞任	
札幌	2	611	0	0	54	557	59	7	14	80
旭川	2	231	0	0	24	207	18	4	7	29
釧路	2	320	0	0	36	284	40	4	8	52
小樽	2	423	0	0	54	369	42	4	4	50
計	8	1,585	0	0	168	1,417	159	19	33	211
青森	2	307	0	0	39	268	37	5	2	44
盛岡	2	349	0	0	42	307	33	3	4	40
仙台	2	375	0	0	53	322	40	0	10	50
秋田	2	376	0	0	42	334	20	3	7	30
山形	2	328	0	0	43	285	35	6	6	47
福島	2	477	0	0	52	425	49	2	4	55
計	12	2,212	0	0	271	1,941	214	19	33	266
水戸	2	448	0	0	44	404	39	1	9	49
都立	2	431	0	0	64	367	46	3	11	60
宇都宮	2	437	0	0	42	395	55	2	2	59
前橋	2	725	0	0	72	653	81	4	11	96
さいたま	3	627	0	0	76	551	81	5	6	92
千葉	4	2,146	0	0	254	1,892	212	14	59	285
横濱	2	926	0	0	100	826	104	8	19	131
新潟	2	483	0	0	53	430	53	3	4	60
甲府	2	229	0	0	29	200	26	5	1	32
長野	2	480	0	0	83	397	65	6	10	81
静岡	2	729	0	0	95	634	83	4	11	98
岡崎	25	7,661	0	0	912	6,749	845	55	143	1,043
小富	2	293	0	0	42	251	29	3	4	36
金沢	2	246	0	0	29	217	28	1	7	36
福井	2	223	0	0	28	195	28	1	3	32
岐阜	2	415	0	0	41	374	45	8	6	59
名古屋	2	1,191	0	0	161	1,030	134	8	18	160
津	2	366	0	0	51	315	37	4	7	48
計	12	2,734	0	0	352	2,382	301	25	45	371
大津	2	249	0	0	27	222	38	0	4	42
京都	2	532	0	0	59	473	63	5	7	75
大阪	3	1,429	0	0	119	1,310	136	13	34	183
神戸	2	944	0	0	102	842	106	11	14	131
奈良	2	261	0	0	23	238	37	5	6	48
和歌山	2	290	0	0	34	256	34	0	1	35
計	13	3,705	0	0	364	3,341	22	34	66	514
鳥取	2	207	0	0	30	177	22	0	4	26
松江	2	245	0	0	36	209	23	3	1	27
岡山	2	491	0	0	52	439	52	3	6	61
広島	2	633	0	0	65	568	72	3	13	88
山口	2	458	0	0	64	394	48	3	3	54
計	10	2,034	0	0	247	1,787	217	12	27	256
小徳	2	255	0	0	34	221	28	4	3	35
高松	2	288	0	0	38	250	38	5	5	48
松山	3	371	0	0	46	325	57	2	6	65
高知	2	266	0	0	32	234	29	0	1	30
計	9	1,180	0	0	150	1,030	152	11	15	178
小福	2	974	0	0	98	876	105	8	19	132
福佐	2	288	0	0	34	254	34	2	2	38
長賀	2	405	0	0	60	345	49	5	12	66
熊本	2	510	0	0	71	439	52	4	8	64
分崎	2	330	0	0	35	295	33	5	4	42
大宮	2	278	0	0	44	234	36	1	2	39
児鹿	3	552	0	0	63	489	35	8	8	51
那覇	1	228	0	0	34	194	49	2	4	55
小計	16	3,565	0	0	439	3,126	393	35	59	487
合計	105	24,676	0	0	2,903	21,773	2,303	210	421	3,326

特別の機関

検 察 庁

法務省設置法第14条 検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）

1 検察庁の組織及び職員

(1) 検察庁の組織

ア 検察庁の数

（令和2年12月31日現在）

区 分	最 高 検 察 庁	高 等 検 察 庁	同 支 部	管 内 地 方 検 察 庁	同 支 部	管 内 区 検 察 庁
		東京高等検察庁	－	11	46	107
大阪高等検察庁	－	6	22	57		
名古屋高等検察庁	1	6	20	42		
広島高等検察庁	2	5	18	41		
福岡高等検察庁	2	8	41	82		
仙台高等検察庁	1	6	29	51		
札幌高等検察庁	－	4	16	33		
高松高等検察庁	－	4	11	25		
1	8	6	50	203	438	

イ 検察庁の名称及び所在地

(ア) 最高検察庁 東京都千代田区霞が関1-1-1

(イ) 高等検察庁（8庁）

（令和2年12月31日現在）

名 称	所 在 地
東京高等検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1
大阪高等検察庁	大阪市福島区福島1-1-60
名古屋高等検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1
広島高等検察庁	広島市中区上八丁堀2-31
福岡高等検察庁	福岡市中央区六本松4-2-3
仙台高等検察庁	仙台市青葉区片平1-3-1
札幌高等検察庁	札幌市中央区大通西12
高松高等検察庁	高松市丸の内1-1

(ロ) 高等検察庁支部（6庁）

（令和2年12月31日現在）

名 称	所 在 地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市大手町6-15
広島高等検察庁岡山支部	岡山市北区南方1-8-1
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町50
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市別府町1-1
福岡高等検察庁那覇支部	那覇市樋川1-15-15
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市山王7-1-2

(二) 地方検察庁 (50庁)

(令和2年12月31日現在)

高検名	名 称	所 在 地
東 京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9
	さいたま地方検察庁	さいたま市浦和区高砂3-16-58
	千葉地方検察庁	千葉市中央区中央4-11-1
	水戸地方検察庁	水戸市北見町1-1
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方検察庁	前橋市大手町3-2-1
	静岡地方検察庁	静岡市葵区追手町9-45
	甲府地方検察庁	甲府市中央1-11-8
	長野地方検察庁	長野市大字長野旭町1108
	新潟地方検察庁	新潟市中央区西大畑町5191
大 阪 6	大阪地方検察庁	大阪市福島区福島1-1-60
	京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82
	神戸地方検察庁	神戸市中央区橋通1-4-1
	奈良地方検察庁	奈良市登大路町1-1
	大津地方検察庁	大津市京町3-1-1
名 古 屋 6	和歌山地方検察庁	和歌山市二番丁3
	名古屋地方検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1
	津地方検察庁	津市中央3-12
	岐阜地方検察庁	岐阜市美江寺町2-8
	福井地方検察庁	福井市春山1-1-54
広 島 5	金沢地方検察庁	金沢市大手町6-15
	富山地方検察庁	富山市西田地方町2-9-16
	広島地方検察庁	広島市中区上八丁堀2-31
	山口地方検察庁	山口市駅通り1-1-2
	岡山地方検察庁	岡山市北区南方1-8-1
福 岡 8	鳥取地方検察庁	鳥取市西町3-201
	松江地方検察庁	松江市母衣町50
	福岡地方検察庁	福岡市中央区六本松4-2-3
	佐賀地方検察庁	佐賀市中の小路5-25
	長崎地方検察庁	長崎市万才町9-33
大 分 熊 本 鹿 児 島	大分地方検察庁	大分市荷揚町7-5
	熊本地方検察庁	熊本市中央区京町1-12-11
	鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町13-10

高検名	名 称	所 在 地
仙 台 6	宮 崎 地 方 検 察 庁	宮崎市別府町1-1
	那 覇 地 方 検 察 庁	那覇市樋川1-15-15
	仙 台 地 方 検 察 庁	仙台市青葉区片平1-3-1
	福 島 地 方 検 察 庁	福島市狐塚17
	山 形 地 方 検 察 庁	山形市大手町1-32
	盛 岡 地 方 検 察 庁	盛岡市内丸8-20
札 幌 4	秋 田 地 方 検 察 庁	秋田市山王7-1-2
	青 森 地 方 検 察 庁	青森市長島1-3-25
	札 幌 地 方 検 察 庁	札幌市中央区大通西12
高 松 4	函 館 地 方 検 察 庁	函館市上新川町1-13
	旭 川 地 方 検 察 庁	旭川市花咲町4
	釧 路 地 方 検 察 庁	釧路市柏木町5-7
	高 松 地 方 検 察 庁	高松市丸の内1-1
	徳 島 地 方 検 察 庁	徳島市徳島町2-17
	高 知 地 方 検 察 庁	高知市丸ノ内1-4-1
	松 山 地 方 検 察 庁	松山市一番町4-4-1

(注) 高検名の下の数字は、管内地方検察庁の数を示す。

(オ) 地方検察庁支部 (203庁)

(令和2年12月31日現在)

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東 京 1	立 川	合 議		木 更 津	合 議	前 橋	沼 田	
	横 浜	川 崎		館 山	八日市場		合 議	
4	相 模 原	合 議	水 戸	佐 原	合 議	静 岡	高 崎	合 議
	横 須 賀	合 議		日 立			沼 津	合 議
さいたま 4	小 田 原	合 議	5	土 浦	合 議		下 田	合 議
	越 谷	合 議		龍ヶ崎	麻 生		合 議	
千 葉 7	川 越	合 議	宇都宮	下 妻	合 議	甲 府	掛 川	合 議
	熊 谷	合 議		真 岡	大 田 原		合 議	
	秩 父	合 議	4	栃 木	合 議	長 野	上 田	合 議
	佐 倉	合 議		足 利			6	
	一 宮	合 議						
	松 戸	合 議						

地検名	支 部 名	裁 判 所	地検名	支 部 名	裁 判 所	地検名	支 部 名	裁 判 所		
新 潟 5	松 本	合 議	津 5	松 阪	合 議	9	直 方	合 議		
	諏 訪	合 議		伊 賀			久 留 米			
	飯 田	合 議		四 日 市			柳 川			
	伊 那	合 議		伊 勢			大 牟 田			
	三 条	合 議		熊 野			八 女			
新 登 田	合 議	岐 阜	小 倉	合 議						
大 阪 2 京 都 4	長 岡	合 議	4	多 治 見	合 議		佐 賀 2 長 崎 7		小 行 田	合 議
	高 田	合 議		御 嵩					武 雄	
	佐 渡	合 議		高 山					唐 津	
	堺	合 議		武 生		大 村				
神 戸 9	岸 和 田	合 議	福 井 2 金 沢 3	敦 賀	合 議	大 分 5		大 島	合 議	
	園 部	合 議		小 七				佐 世 保		
	宮 津	合 議		輪 島				平 戸		
	舞 鶴	合 議		富 山			壱 岐			
	福 知 山	合 議		2			高 岡			
伊 丹	合 議	広 島	高 呉	合 議						
奈 良 2 大 津 2 和 歌 山 3	明 石	合 議	4	尾 道	合 議		熊 本 6	五 原		合 議
	柏 原	合 議		福 山				嚴 杵		
	姫 路	合 議		三 次				竹 田		
	社 野	合 議		周 南				中 津		
	龍 岡	合 議		山 口		日 田				
大 津 2 和 歌 山 3	洲 本	合 議	5	菟 荻	合 議	鹿 兒 島 5	玉 名	合 議		
	葛 城	合 議		岩 国			山 鹿			
	五 條	合 議		下 関			阿 蘇			
	彦 根	合 議		倉 敷			八 代			
	長 浜	合 議		岡 山			人 吉			
名 古 屋 4	田 辺	合 議	鳥 取 2	倉 見	合 議		宮 崎 3		天 草	合 議
	御 坊	合 議		新 津					瀬 木	
	新 宮	合 議		倉 吉					加 治 木	
	一 宮	合 議		米 子					知 川	
	半 田	合 議		出 雲					鹿 屋	
大 津 2 和 歌 山 3	岡 崎	合 議	4	浜 田	合 議	鹿 屋 3	内 屋	合 議		
	豊 橋	合 議		益 田			南 城			
大 津 2 和 歌 山 3	豊 橋	合 議	福 岡	西 飯	合 議	鹿 屋 3	南 城	合 議		
	豊 橋	合 議		飯 塚			南 城			

地検名	支 部 名	裁判所
那 覇 4	延 岡	合 議
	沖 繩	合 議
仙 台 5	名 護	合 議
	平 良	合 議
福 島 5	石 垣	合 議
	大 河	合 議
山 形 4	古 川	合 議
	石 巻	合 議
盛 岡 6	登 米	合 議
	気 仙	合 議
山 形 4	相 馬	合 議
	郡 山	合 議
盛 岡 6	白 河	合 議
	会 津	合 議
山 形 4	いわき	合 議
	新 庄	合 議
盛 岡 6	米 沢	合 議
	鶴 岡	合 議
盛 岡 6	酒 田	合 議
	花 巻	合 議
盛 岡 6	二 戸	合 議
	遠 野	合 議
盛 岡 6	宮 古	合 議
	一 関	合 議

地検名	支 部 名	裁判所
秋 田 5	水 沢	合 議
	能 代	合 議
青 森 4	本 荘	合 議
	大 館	合 議
札 幌 7	大 曲	合 議
	五 所	合 議
函 館 1	弘 前	合 議
	八 戸	合 議
旭 川 4	十 和	合 議
	岩 見	合 議
釧 路 4	滝 川	合 議
	室 蘭	合 議
旭 川 4	苫 小	合 議
	浦 河	合 議
釧 路 4	小 樽	合 議
	岩 内	合 議
釧 路 4	江 差	合 議
	名 寄	合 議
釧 路 4	紋 別	合 議
	留 萌	合 議
釧 路 4	稚 内	合 議
	帯 広	合 議

地検名	支 部 名	裁判所
高 松 2	網 走	合 議
	北 見	合 議
徳 島 2	根 室	合 議
	丸 亀	合 議
高 知 3	観 音	合 議
	寺 阿	合 議
松 山 4	南 馬	合 議
	美 崎	合 議
松 山 4	須 安	合 議
	中 村	合 議
松 山 4	大 洲	合 議
	西 条	合 議
松 山 4	今 治	合 議
	宇 和	合 議

(注) 1 地検名の下に数字は、管内の支部の数を示す。
2 裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方検察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

(カ) 区 検 察 庁 (438庁)

(令和2年12月31日現在)

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
東京9	東 京 八 王 子 八 町 田 はちきょうじ ちちがわ おおうじ ま ち	長 野 11 野 上 田 佐 久 い や 山 え 田 く い 飯 ふ く し ま 上 お ま ち す な が 松 も つ 本 木 曾 福 島 大 い 町 な 諏 訪 か 谷 飯 田 伊 那	長 野 11 野 上 田 佐 久 い や 山 え 田 く い 飯 ふ く し ま 上 お ま ち す な が 松 も つ 本 木 曾 福 島 大 い 町 な 諏 訪 か 谷 飯 田 伊 那
横浜11	横 濱 倉 塚 よこはま くらつか ま	新 潟 12 新 潟 村 南 にいがた みなみ うら	新 潟 12 新 潟 村 南 にいがた みなみ うら
さいたま11	さいたま こしやが ま	大 阪 12 大 阪 茨 富 おおさか いばら とんだ	大 阪 12 大 阪 茨 富 おおさか いばら とんだ
千葉11	千 葉 市 東 ちば かき とう	京 都 12 京 都 木 宮 きょうと きぎや みや	京 都 12 京 都 木 宮 きょうと きぎや みや
水戸12	水 戸 土 麻 みづ ちう あ	神 戸 14 神 戸 明 加 浜 こしや あか か は	神 戸 14 神 戸 明 加 浜 こしや あか か は
宇都宮6	宇 都 宮 小 うつみや あし お	奈 良 5 奈 良 吉 な よし	奈 良 5 奈 良 吉 な よし
前橋10	前 橋 伊 勢 藤 まへばし いせ ふじ	大 津 6 大 津 東 おつ ひがし	大 津 6 大 津 東 おつ ひがし
静岡10	静 岡 沼 掛 しずおか ぬま かけ	和 歌 山 8 和 歌 山 田 わかやま た	和 歌 山 8 和 歌 山 田 わかやま た
甲府4	甲 府 4 こうふ よ	名 古 屋 12 名 古 屋 一 安 なごや いちあん	名 古 屋 12 名 古 屋 一 安 なごや いちあん

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
津 9	津 鈴 鹿 松 阪 伊 賀 よっかいち 四日市 尾 鷲 桑 名 伊 勢 松 伊 勢 熊 野	福岡 14	福岡 岡 宗 像 甘 木 飯 塚 の直方 小 倉 折 尾 久 米 うきは 柳 川 大 牟 田 八 留 米 行 橋 田 川 牟 田 八 留 米 女
岐阜 7	岐阜 早 郡 上 大 垣 御 高 多 治 見 中 津 川 高 山	佐賀 6	佐賀 鳥 栖 武 雄 鹿 島 伊 万 里 唐 津
福井 5	福井 井 武 生 大 野 敦 賀 お ば 浜 武 生 大 野 敦 賀	長崎 11	長崎 崎 大 村 諫 早 島 原 佐 世 保 大 平 戸 彦 岐 五 新 上 五 島 厳 原 上 県
金沢 5	金沢 沢 小 松 七 尾 輪 島 珠 洲	大分 9	大分 分 別 府 杵 築 中 津 豊 後 高 田 日 田 竹 田 佐 伯 白 杵
富山 4	富山 魚 津 高 岡 砺 波 山 津 高 岡 砺 波	熊本 13	熊本 鹿 宇 城 荒 尾 玉 名 山 阿 蘇 高 森 御 船 八 阿 水 人 吉 天 草 牛 深
広島 11	広島 島 東 島 可 部 大 竹 呉 竹 原 尾 道 福 山 府 中 三 次 庄 原	鹿児島 16	鹿児島 児 伊 集 院 種 子 屋 久 島 名 瀬 徳 之 島 加 治 木 大 口 大 隅 知 覧 加 世 田 指 宿 川 内 出 水 飯 島 鹿 屋
岡山 10	岡山 山 玉 野 児 島 玉 島 倉 敷 笠 岡 高 梁 新 見 津 山 勝 山	宮崎 8	宮崎 崎 西 都 南 都 城 小 林 延 岡 日 向 高 千 田 延 岡 日 向 高 千
鳥取 3	鳥取 倉 吉 米 子 倉 吉 米 子	那覇 5	那覇 那 沖 繩 名 護 平 良 覇 垣
松江 7	松江 江 雲 南 出 雲 雲 田 益 田 川 本 西 郷 浜 田	仙台 7	仙台 台 大 河 古 川 築 館 石 巻 登 米 沼

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
福島9	福島郡山白河棚倉 あいつわかまつ 会津若松田島 相馬	旭川9	あさひかわ 旭川深川 もんべつ別中 紋別 てしお塩
山形7	やまがた 山形新庄 ながい井鶴岡 長鶴	釧路8	くしろ 釧路帯広 北見遠軽 おびひろ 帯広本別 みえんがむろ 見遠軽室
盛岡10	もりおか 盛岡の花巻 とのおの釜石 いちのせき水沢	高松5	たかまつ 高松土庄丸 かんおんじ 観音寺
秋田10	あきた 秋田男鹿 おおだての館 おおまがり曲角	徳島7	とくしま 徳島鳴門 みまいけだ 美馬徳島池田
青森8	あおもり 青森むつ ひろさき前鱒 あじがさわい	高知4	こうち 高知須崎 あき 安芸
札幌11	さっぽろ 札幌岩見沢 むらわらん伊達 しずない小樽	松山9	まつやま 松山大洲 にいはましこちゅうおう 新居浜四国中央 あいなん愛南
一函館5	はこだて 函館松前 すつ都		

(注) 地検名の下に数字は、管内区検察庁の数を示す。

(2) 検察官定員沿革（昭和19年以前は抄録）

区 分	大 審 院 検 事 局			控 訴 院 検 事 局			地 方 ・ 区 裁 判 所 検 事 局				合 計
	総	検	計	検	検	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	計	
	長	事		長	事						
明 治 23. 8 勅 令 158号	1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
明 治 27. 2 勅 令 17号	1	5	6	7	17	24	49	210	95	354	384
明 治 31. 6 勅 令 122号	1	416	-	7	-	-	49	-	-	-	473
明 治 35. 3 勅 令 93号	1	7	8	7	30	37	49	174	59	282	327
明 治 40. 3 勅 令 79号	1	7	8	7	29	36	50	201	92	343	387
明 治 43. 3 勅 令 152号	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
大 勅 2. 6 正 令 171号	1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
大 勅 6. 8 正 令 122号	1	7	8	7	22	29	51	300		351	388
大 勅 8. 6 正 令 292号	1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
大 勅 12. 4 正 令 150号	1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
昭 和 3. 7 勅 令 163号	1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
昭 和 7. 9 勅 令 280号	1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
昭 和 12. 10 勅 令 575号	1	13	14	7	37	44	51	558		609	667
昭 和 13. 8 勅 令 572号	1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
昭 和 14. 8 勅 令 564号	1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
昭 和 16. 1 勅 令 12号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 和 16. 3 勅 令 190号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 和 17. 11 勅 令 747号	1	11	12	7	41	48	51	514		565	625
昭 和 18. 11 勅 令 811号	1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
昭 和 20. 1. 15 勅 令 15号	1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
昭 和 20. 5. 21 勅 令 319号	1	11	12	7	41	48	51	546		597	657
昭 和 20. 8. 1 勅 令 444号	1	11	12	7	41	49	51	546		597	658
昭 和 21. 1. 29 勅 令 47号	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
昭 和 21. 4. 15 勅 令 230号	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
昭 和 21. 6. 1 勅 令 295号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
昭 和 21. 9. 5 勅 令 419号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
昭 和 22. 5. 3 政 令 36号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭 和 22. 7. 5 政 令 125号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭 和 22.12.27 政 令 297号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭 和 23. 6.24 政 令 137号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭 和 23. 9.17 政 令 293号	1	1	8	73	778	530	1,391
昭 和 24. 5.31 法 律 126号	1	1	8	920		737	1,667
昭 和 25.12.13 法 律 260号	1	1	8	920		743	1,673
昭 和 26. 3.31 法 律 81号	1	1	8	920		787	1,717
昭 和 28. 7.31 法 律 95号	1	1	8	970		737	1,717
昭 和 29. 6.17 法 律 186号	1	1	8	970		737	1,717
昭 和 30. 6.30 法 律 29号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 31. 3.31 法 律 48号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 32. 4.10 法 律 59号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 33. 5. 1 法 律 111号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 34. 7. 9 法 律 167号	1	1	8	1,024		717	1,751
昭 和 35.12.26 法 律 162号	1	1	8	1,034		717	1,761
昭 和 36. 6. 2 法 律 111号	1	1	8	1,049		717	1,776
昭 和 37. 3.31 法 律 54号	1	1	8	1,049		737	1,796
昭 和 38. 7.10 法 律 127号	1	1	8	1,052		752	1,814
昭 和 39.12.21 法 律 182号	1	1	8	1,057		762	1,829
昭和40年度予算上 定員昭和40. 4. 1	1	1	8	1,067		762	1,839
昭和41年度予算上 定員昭和41. 4. 1	1	1	8	1,072		762	1,844
昭和42年度予算上 定員昭和42. 4. 1	1	1	8	1,077		784	1,871
昭和43年度予算上 定員昭和43. 4. 1	1	1	8	1,087		804	1,901
昭和44年度予算上 定員昭和44. 4. 1	1	1	8	1,122		814	1,946
昭和45年度予算上 定員昭和45. 4. 1	1	1	8	1,122		851	1,983
昭和46年度予算上 定員昭和46. 4. 1	1	1	8	1,122		887	2,019
昭和47年度予算上 定員昭和47. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		898	(41) 2,030
昭和48年度予算上 定員昭和48. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		903	(41) 2,035
昭和49年度予算上 定員昭和49. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		908	(41) 2,040

区 分	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	合 計
昭和50年度予算上 定員昭和50. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		913	(41) 2,045
昭和51年度予算上 定員昭和51. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		916	(41) 2,048
昭和52年度予算上 定員昭和52. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和53年度予算上 定員昭和53. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和54年度予算上 定員昭和54. 4. 1	1	1	8	(33) 1,130		919	(33) 2,059
昭和55年度予算上 定員昭和55. 4. 1	1	1	8	(26) 1,137		919	(26) 2,066
昭和56年度予算上 定員昭和56. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和57年度予算上 定員昭和57. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和58年度予算上 定員昭和58. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和59年度予算上 定員昭和59. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和60年度予算上 定員昭和60. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和61年度予算上 定員昭和61. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和62年度予算上 定員昭和62. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和63年度予算上 定員昭和63. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
平成元年度予算上 定員平成元. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成2年度予算上 定員平成2. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成3年度予算上 定員平成3. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成4年度予算上 定員平成4. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成5年度予算上 定員平成5. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成6年度予算上 定員平成6. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成7年度予算上 定員平成7. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成8年度予算上 定員平成8. 4. 1	1	1	8	(16) 1,182		(6) 913	(22) 2,105
平成9年度予算上 定員平成9. 4. 1	1	1	8	(16) 1,216		(6) 913	(22) 2,139
平成10年度予算上 定員平成10. 4. 1	1	1	8	(16) 1,248		(6) 913	(22) 2,171
平成11年度予算上 定員平成11. 4. 1	1	1	8	(16) 1,278		(6) 913	(22) 2,201
平成12年度予算上 定員平成12. 4. 1	1	1	8	(16) 1,319		(6) 913	(22) 2,242
平成13年度予算上 定員平成13. 4. 1	1	1	8	1,365		919	2,294
平成14年度予算上 定員平成14. 4. 1	1	1	8	1,404		899	2,313
平成15年度予算上 定員平成15. 4. 1	1	1	8	1,443		899	2,352
平成16年度予算上 定員平成16. 4. 1	1	1	8	1,495		899	2,404

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事1級	検事2級	副 検 事	合 計
平成17年度予算上 定員平成17. 4. 1	1	1	8	1,538		899	2,447
平成18年度予算上 定員平成18. 4. 1	1	1	8	1,581		899	2,490
平成19年度予算上 定員平成19. 4. 1	1	1	8	1,624		899	2,533
平成20年度予算上 定員平成20. 4. 1	1	1	8	1,669		899	2,578
平成21年度予算上 定員平成21. 4. 1	1	1	8	1,713		899	2,622
平成22年度予算上 定員平成22. 4. 1	1	1	8	1,758		899	2,667
平成23年度予算上 定員平成23. 4. 1	1	1	8	1,781		899	2,690
平成24年度予算上 定員平成24. 4. 1	1	1	8	1,800		899	2,709
平成25年度予算上 定員平成25. 4. 1	1	1	8	1,812		899	2,721
平成26年度予算上 定員平成26. 4. 1	1	1	8	1,825		899	2,734
平成27年度予算上 定員平成27. 4. 1	1	1	8	1,835		899	2,744
平成28年度予算上 定員平成28. 4. 1	1	1	8	1,845		899	2,754
平成29年度予算上 定員平成29. 4. 1	1	1	8	1,855		899	2,764
平成30年度予算上 定員平成30. 4. 1	1	1	8	1,858		899	2,767
令和元年度予算上 定員平成31. 4. 1	1	1	8	1,867		879	2,756
令和2年度予算上 定員令和2. 4. 1	1	1	8	1,869		879	2,758

(注) 1 () 内の数は、福岡高等検察庁那覇支部及び那覇地方検察庁の定員を示し、外数である。

2 本表のほか、予算上定員の検事1級及び2級欄については、採用のための調整定員（平成8年度10、平成9年度9、平成10年度4、平成11年度9、平成12年度17、平成13年度～平成19年度16）、判事補の行政研修のための検事調整定員（昭和62年度5、昭和63年度～平成2年度10、平成3年度11、平成4年度12、平成5年度～平成6年度13、平成7年度～平成30年度14、令和元年度13、令和2年度10）がある。

(3) 検察庁の定員

(令和2年度末)

職 種	最 高 検	高 検	地検及び区検	計
検 事 総 長	1	—	—	1
次 長 検 事	1	—	—	1
検 事 長	—	8	—	8
検 事	16	122	1,731	1,869
副 検 事	—	—	879	879
検 事 総 長 秘 書 官	1	—	—	1
事務官・技官・事務員	85	485	8,408	8,978
技能員・庁務員	7	25	94	126
計	111	640	11,112	11,863

(4) 検察官の俸給（昭和23年法律第76号）

令和元年11月29日法律第59号による改正

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	1,466,000
次 長 検 事	1,199,000
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	1,302,000
そ の 他 の 検 事 長	1,199,000

区 分	号 俸	俸 給 月 額
検 事	1 号	1,175,000
	2 号	1,035,000
	3 号	965,000
	4 号	818,000
	5 号	706,000
	6 号	634,000
	7 号	574,000
	8 号	516,000
	9 号	421,500
	10 号	387,800
	11 号	364,900
	12 号	341,600
	13 号	319,800
	14 号	304,700
	15 号	287,500
	16 号	277,600
	17 号	256,300
	18 号	247,400
	19 号	240,800
	20 号	234,900
副 検 事	第9条に定める俸給月額	634,000
	1 号	574,000
	2 号	516,000
	3 号	438,900
	4 号	421,500
	5 号	387,800
	6 号	364,900
	7 号	341,600
	8 号	319,800
	9 号	304,700
	10 号	287,500
	11 号	277,600
	12 号	256,300
	13 号	247,400
	14 号	240,800
	15 号	234,900
	16 号	223,600
17 号	215,800	

(単位 人)

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1,417,400	1,332,917	1,237,161	1,184,141	1,116,198	1,055,327	984,819	900,752	803,752
926,122	882,528	817,177	768,205	713,998	677,824	629,396	572,699	496,184
2,569	2,576	2,494	2,328	2,093	2,028	2,009	2,026	1,749
3	5	5	1	8	5	5	5	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-
821	848	901	990	906	889	888	811	830
78	71	83	99	94	92	109	109	109
8,800	8,080	7,818	7,281	7,377	6,430	5,970	5,975	6,149
3,331	3,504	3,150	3,269	2,712	2,674	2,719	2,240	2,509
109	77	90	88	478	866	469	273	85
3,331	2,968	2,713	2,639	2,641	2,312	2,407	2,300	2,231
3,573	3,681	3,857	3,858	4,029	4,109	4,348	4,355	4,150
1,320	1,412	1,400	1,461	1,211	1,241	1,435	1,523	1,583
939	668	658	1,032	722	681	595	533	545
931	907	865	885	1,266	1,661	755	1,033	846
55	64	48	54	29	45	54	66	55
55	67	39	42	40	48	56	50	44
1,640	1,493	1,469	1,433	1,385	1,492	1,424	1,416	1,511
40,270	40,561	40,251	39,317	39,214	38,029	37,768	36,560	34,743
175	162	154	124	139	139	83	84	85
12,208	12,834	13,606	13,727	13,851	14,284	14,315	13,938	13,539
27,887	27,565	26,491	25,466	25,224	23,644	23,370	22,538	21,119
283	253	360	483	489	504	498	533	639
652,615	623,800	568,454	533,167	493,758	467,623	426,416	377,738	307,747
916	999	1,045	1,139	1,124	1,177	1,231	1,254	1,314
1,213	1,215	1,119	1,144	994	1,050	983	970	936
4,156	3,992	4,429	4,436	4,104	4,529	4,807	4,914	4,405
682	312	258	262	217	205	225	196	180
1,214	1,016	462	249	319	212	209	256	137
644,434	616,266	288,812	2,324	565	365	309	120	48
...	...	31	76	58	69	87	62	73
...	...	271,717	521,817	484,650	458,321	416,925	368,430	299,239
...	...	2	2	7	2	1	3	4
...	...	579	1,718	1,720	1,693	1,639	1,533	1,411
467	439	471	531	496	446	427	467	455
1,894	2,032	2,438	2,452	2,299	2,214	2,082	2,155	2,210
204	216	225	214	225	245	329	356	356
568	644	745	867	791	823	924	892	980
133,068	122,046	114,812	108,104	99,865	95,319	91,507	87,797	83,239
1,943	1,708	1,721	1,890	1,799	1,367	1,359	1,177	1,155
1,961	2,003	1,751	1,335	1,079	1,019	1,018	1,104	1,521
129	117	105	54	29	30	44	49	81
17,896	17,752	17,335	18,757	17,640	16,756	16,424	14,813	13,593
150	149	109	177	154	250	126	130	143
3,932	3,490	3,193	2,793	2,443	2,358	2,296	2,096	1,980
22,569	18,896	16,459	14,171	11,986	10,689	9,714	8,257	8,033
1,947	1,672	1,461	1,325	1,216	965	861	794	798
9,782	9,956	9,577	9,706	9,262	8,747	8,120	7,967	7,983
1,917	1,948	1,883	1,952	2,014	1,854	1,818	1,811	1,891
6,952	8,425	10,237	5,450	4,248	4,013	4,422	5,316	6,238
95,278	90,454	90,789	92,800	89,281	88,981	89,901	87,868	88,337
165	444	191	1,089	251	194	138	720	566
5,668	5,225	5,228	5,561	5,583	5,637	5,835	5,793	5,823
722	1,036	854	1,004	971	976	1,044	1,000	1,153
19,008	17,781	17,633	17,979	17,070	16,057	15,843	13,325	13,644
69,715	65,968	66,883	67,167	65,406	66,117	67,041	67,030	67,151
396,000	359,935	329,195	323,136	312,919	288,522	265,522	240,185	219,231
392,435	356,485	326,432	320,253	310,819	287,349	264,612	239,500	218,540
3,565	3,450	2,763	2,883	2,100	1,173	910	685	691

いう。)に係る被疑事件について調査したものである。
「強盗」及び「強盗致死傷・強盗・強制性交等」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれ、「危険運転致死傷」には、を含む(以下「2 検察事件統計表」において同じ)。
人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条、第6条第3項及び同条第4項の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」において同じ)。
罪処罰法、航空機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の各違反をいう(以下「2 検察事件統計表」において同じ)。
事件統計表」において同じ)。

(2) 被疑事件の起訴の累年比較

罪 名			平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総	数		798,130	684,483	587,957	559,594	518,253	474,125
刑	犯		196,128	180,113	168,581	164,172	155,709	146,036
公務執行妨害	害		1,804	1,992	1,855	1,511	1,472	1,395
逃走	走		3	4	1	1	2	1
騒動	乱		-	-	-	-	-	-
放火	火		574	521	463	430	414	349
住居侵入	入		64	35	48	41	27	32
文書偽造	偽		3,386	2,852	2,682	2,537	2,632	2,547
支用カード電磁的記録関係等	造		2,901	2,812	2,999	2,358	1,952	1,724
強いせつわいせつ文書頒布等	録		185	162	260	261	127	108
強制わいせつ	文		2,435	2,255	2,270	2,181	2,193	2,176
強制わいせつ	書		1,661	1,569	1,443	1,452	1,435	1,389
強制わいせつ	頒		953	885	789	662	568	561
強制わいせつ	布		533	705	731	775	708	391
賭博	等		2	4	1	16	6	4
賭博	交		118	69	85	52	53	47
贈賄	用		111	92	97	65	60	53
殺害	賄		734	636	637	533	424	420
傷害	人		20,489	18,459	16,361	14,996	14,559	13,776
傷害	害		189	182	183	150	154	179
暴行	死		4,999	4,579	4,232	3,985	3,974	3,925
暴行	他		15,301	13,698	11,946	10,861	10,431	9,672
危険運転致死傷	死		378	364	233	256	230	212
過失致死傷	傷		86,470	77,713	70,603	68,231	64,972	61,023
過失致死傷	死		136	139	120	139	157	161
業務上過失致死傷	死		448	389	388	355	335	315
業務上過失致死傷	傷		56	65	84	106	93	97
業務上過失致死傷	死		85,801	53,550	1,665	372	126	77
業務上過失致死傷	傷		29	24	26	10	7	7
自動車運転過失致死傷	死		...	23,546	68,320	67,249	64,254	60,366
自動車運転過失致死傷	傷	
自動車運転過失致死傷	死	
自動車運転過失致死傷	死	
自動車運転過失致死傷	死	
自動車運転過失致死傷	死	
自動車運転過失致死傷	死	
逮捕	監		301	260	254	217	201	139
脅迫	追		840	752	764	611	641	606
略取・誘拐・人身売買	買		119	96	55	81	57	47
名誉毀損	毀		148	155	118	141	131	163
強盗	盗		44,568	44,303	43,071	43,177	42,365	40,793
強盗	死		1,413	1,168	997	1,271	1,014	916
強盗	傷		1,001	770	683	660	522	472
強盗	交		149	136	117	129	99	78
詐欺	任		12,321	10,391	11,224	12,111	10,072	8,648
背任	任		25	25	17	23	13	16
恐喝	喝		2,807	2,305	1,737	1,594	1,376	1,039
横領	領		2,435	2,212	2,116	2,349	2,222	2,184
盗品等隠匿	隠		561	374	397	273	183	219
毀棄・隠匿	匿		2,689	2,523	2,336	2,145	2,021	2,050
暴力行為等処罰に関する法律	律		1,496	1,216	1,083	994	977	800
暴行その他刑法犯	犯		2,454	2,298	2,054	2,038	1,981	1,658
特別法犯	犯		71,821	70,366	61,985	61,597	58,237	54,339
特別法犯	犯		419	1,245	51	314	257	397
公務員選挙法	法		2,937	2,835	2,469	2,497	2,136	1,938
銃刀類所持等取締法	法		824	888	839	642	604	462
麻薬及び向精神薬取締法	法		16,516	16,473	14,620	15,825	16,131	16,193
覚醒剤取締法	法		51,125	48,925	44,006	42,319	39,109	35,349
その他特別法犯	犯		530,181	434,004	357,391	333,825	304,307	273,750
道路交通法等違反法	法		520,945	427,257	352,031	328,846	300,075	270,123
道路	法		9,236	6,747	5,360	4,979	4,232	3,627
自動車	法							
自動車の保管場所の確保等に関する法律	律							

(単位 人)

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
443,965	405,415	377,539	371,459	352,669	329,517	308,721	282,844	253,444
142,594	135,421	132,834	131,276	124,381	119,269	115,778	112,861	104,274
1,401	1,358	1,285	1,211	1,111	967	929	1,058	879
-	5	3	-	2	1	4	4	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-
290	340	319	369	297	260	273	223	229
32	25	45	43	29	31	47	47	40
2,583	2,522	2,448	2,328	2,576	2,293	2,147	2,189	2,184
1,484	1,473	1,365	1,219	1,128	991	970	895	748
72	51	65	54	357	675	369	184	46
2,288	1,894	1,764	1,624	1,551	1,333	1,348	1,423	1,255
1,469	1,529	1,459	1,394	1,308	1,295	1,288	1,278	1,226
554	531	448	453	370	354	492	475	502
487	296	276	483	402	358	264	323	405
1	4	1	-	2	1	-	4	2
39	33	41	45	29	35	47	30	49
38	43	32	40	34	36	50	26	40
367	341	352	357	297	325	307	321	278
14,328	13,564	13,468	12,793	12,513	11,560	11,551	11,244	10,372
157	152	145	114	108	99	87	81	64
4,473	4,365	4,520	4,304	4,330	4,337	4,479	4,419	4,152
9,698	9,047	8,803	8,375	8,075	7,124	6,985	6,744	6,156
213	204	360	433	416	408	342	316	359
59,346	57,253	56,042	54,639	51,872	50,108	48,215	45,403	40,082
185	234	211	194	177	147	203	200	211
300	277	297	349	274	261	263	280	259
90	95	105	88	100	105	124	118	116
68	56	39	29	34	40	36	41	25
9	3	5	5	4	4	5	5	-
58,694	56,588	37,721	1,606	135	26	7	33	3
...	...	45	96	82	95	83	50	39
...	...	17,318	51,389	50,210	48,673	46,739	44,065	38,861
...	...	6	6	8	6	3	8	3
...	...	295	877	848	751	752	603	565
148	161	149	136	130	123	104	135	126
887	868	1,048	964	881	854	755	772	806
74	55	73	53	50	45	68	62	91
148	203	184	236	238	220	236	277	293
38,212	35,279	34,882	34,746	32,352	31,687	31,326	32,162	31,229
898	785	715	574	521	373	386	337	370
375	398	357	334	247	262	300	253	328
57	59	38	36	19	22	30	16	28
9,169	8,962	8,794	9,990	9,408	9,109	8,509	7,863	6,903
35	13	15	19	21	42	29	19	30
1,103	989	869	686	681	609	583	541	452
2,007	1,729	1,608	1,664	1,363	1,323	1,278	1,342	1,378
171	141	172	197	142	113	108	101	129
2,107	2,025	2,057	1,997	1,896	1,617	1,603	1,688	1,645
873	803	719	731	771	672	631	642	584
1,338	1,485	1,381	1,428	1,367	1,167	1,189	1,208	1,185
51,809	48,722	48,022	48,768	46,450	45,191	45,503	42,512	41,812
33	209	79	460	99	60	12	185	19
1,847	1,677	1,490	1,458	1,346	1,249	1,148	1,077	1,051
346	496	355	513	495	580	575	576	689
15,154	14,179	14,035	14,362	13,479	12,325	12,068	9,942	10,365
34,429	32,161	32,063	31,975	31,031	30,977	31,700	30,732	29,688
249,562	221,272	196,683	191,415	181,838	165,057	147,440	127,471	107,358
246,129	217,937	193,999	188,661	179,882	163,976	146,594	126,833	106,764
3,433	3,335	2,684	2,754	1,956	1,081	846	638	594

(3) 被疑事件の受理及び処理状況 (令和2年)

ア 罪名別 被疑事件の受理人員

罪 名	総 数	旧 受	計	
			受 理	未 済
総 刑	342,432	11,932	330,500	
法 犯	229,874	8,749	221,125	
公 務 執 行 妨 害	2,397	100	2,297	
放 火	-	-	-	
住 居 侵 犯	932	69	863	
文 書 偽 造	7,421	200	7,221	
文 書 偽 造 等	2,902	176	2,726	
強 制 交 渉	3,464	90	3,374	
強 制 交 渉 等	4,513	258	4,255	
強 制 交 渉 等	1,720	84	1,636	
賭 博	827	54	773	
職 権 濫 用	978	123	855	
取 締 命 違 反	61	6	55	
贈 与	61	9	52	
殺 害	1,938	172	1,766	
傷 害	26,603	1,654	24,949	
傷 害 致 死	110	6	104	
凶 器 準 備 集 合	16,659	806	15,853	
凶 器 準 備 集 合	31	0	31	
危 険 犯 罪	798	97	701	
危 険 犯 罪	1,718	61	1,657	
過 失 傷 害	1,606	273	1,333	
過 失 傷 害	4,695	145	4,550	
重 傷	204	3	201	
重 傷	1	0	1	
重 傷	140	2	138	
重 傷	0	0	0	
重 傷	40	2	38	
重 傷	15	1	14	
重 傷	83	7	76	
重 傷	0	0	0	
重 傷	319,736	3,558	316,178	
重 傷	3,960	501	3,459	
重 傷	4	0	4	
重 傷	0	0	0	
重 傷	1,685	149	1,536	
重 傷	22	3	19	
重 傷	96,408	2,256	94,152	
重 傷	1,220	29	1,191	
重 傷	1,736	57	1,679	
重 傷	14,886	720	14,166	
重 傷	2,094	45	2,049	
重 傷	8,963	233	8,730	
重 傷	860	22	838	
重 傷	2,312	83	2,229	
重 傷	21,961	921	21,040	
特 別 法 犯 (道 路 交 通 法 等 違 反 を 除 く)	112,558	3,183	109,375	
火 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 等	271	7	264	
火 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 等	7,054	160	6,894	
火 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 等	7,675	133	7,542	
火 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 等	1,216	32	1,184	
火 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 等	14,814	233	14,581	
火 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 等	15	0	15	
火 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 等	8,493	156	8,337	
火 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 等	73,020	2,462	70,558	
道 路 交 通 法 等 違 反	286,935	2,742	284,193	
道 路 交 通 法 等 違 反	286,181	2,741	283,440	
道 路 交 通 法 等 違 反	754	1	753	

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、

(単位 人)

通	新		受			
	常	受	理	他の検察庁から	家庭裁判所から	再 起
計	検察官認知・直受	司法警察員から				
283,429	5,328	278,101	45,600	597	874	
195,092	3,662	191,430	24,827	473	733	
1,749	9	1,740	541	0	7	
-	-	-	-	-	-	
830	6	824	27	1	5	
6,149	90	6,059	1,060	9	3	
2,509	676	1,833	187	4	26	
2,231	14	2,217	1,137	4	2	
4,150	33	4,117	84	9	12	
1,583	22	1,561	44	4	5	
545	0	545	222	0	6	
846	746	100	9	0	0	
55	5	50	0	0	0	
44	9	35	8	0	0	
1,511	338	1,173	51	7	197	
21,082	155	20,927	3,743	68	56	
85	2	83	11	3	5	
13,539	66	13,473	2,269	22	23	
31	0	31	0	0	0	
639	2	637	46	13	3	
1,314	2	1,312	294	8	41	
936	38	898	349	1	47	
4,405	0	4,405	110	5	30	
179	0	179	22	0	0	
1	0	1	0	0	0	
137	0	137	1	0	0	
0	0	0	0	0	0	
34	0	34	2	1	1	
14	0	14	0	0	0	
73	0	73	2	1	0	
0	0	0	0	0	0	
296,656	12	296,644	18,856	429	237	
2,583	17	2,566	825	20	31	
4	0	4	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	
1,396	0	1,396	110	19	11	
15	0	15	1	2	1	
83,239	151	83,088	10,595	167	151	
1,155	12	1,143	29	7	0	
1,602	12	1,590	53	23	1	
13,593	206	13,387	475	58	40	
1,980	3	1,977	53	10	6	
8,176	210	7,966	532	11	11	
798	14	784	35	4	1	
1,891	17	1,874	336	2	0	
18,425	824	17,601	2,527	33	55	
88,337	1,666	86,671	20,773	124	141	
239	0	239	25	0	0	
5,823	45	5,778	1,067	2	2	
7,243	30	7,213	258	37	4	
1,153	31	1,122	24	7	0	
13,644	34	13,610	915	12	10	
15	0	15	0	0	0	
7,436	38	7,398	894	3	4	
52,784	1,488	51,296	17,590	63	121	
219,231	101	219,130	62,573	2,039	350	
218,540	101	218,439	62,512	2,038	350	
691	0	691	61	1	0	

事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

イ 罪名別 被疑事件の既済人員

罪 名	合 計	起 訴		
		計	公判請求	略式命令請求
総 刑 法 数 犯	328,084	106,590	68,351	38,239
	218,961	64,778	46,141	18,637
公 務 執 行 妨 害 乱 火	2,287	879	410	469
放 住 居 侵 入 造 害	730	229	228	1
文 書 偽 造	7,341	2,184	1,388	796
わ い せ つ ・ わ い せ つ 文 書 頒 布 等	2,663	748	664	84
強 制 制 制 性 交 渉 等	3,353	1,255	257	998
強 制 博 権 濫 用	3,991	1,226	1,226	-
賭 博 性 交 渉 等	1,480	502	502	-
職 権 濫 用	816	405	175	230
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	921	2	2	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	54	49	49	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	54	40	32	8
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	1,247	278	278	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	23,717	6,155	2,399	3,756
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	144	64	64	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	17,715	4,152	766	3,386
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	31	1	1	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	537	359	359	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	4,088	211	2	209
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	1,361	259	11	248
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	2,068	116	16	100
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	215	25	-	25
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	1	-	-	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	90	-	-	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	-	-	-	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	17	2	-	2
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	16	1	1	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	61	37	37	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	2	2	2	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	315,898	37,129	2,676	34,453
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	3,536	1,732	1,065	667
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	3	3	3	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	-	-	-	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	1,029	556	556	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	18	9	9	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	93,396	31,229	25,512	5,717
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	880	370	370	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	1,208	356	356	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	13,862	6,903	6,903	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	2,024	452	452	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	8,979	1,408	1,035	373
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	851	129	129	-
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	2,232	584	312	272
取 贈 殺 傷 傷 害 暴 行 集 団 結 集 団 死 傷 傷 害	20,931	4,233	2,243	1,990
特 別 刑 法 犯 罪	109,123	41,812	22,210	19,602
(道 路 交 通 法 等 違 反 を 除 く)				
火 災 類 取 締 法	272	20	-	20
銃 砲 刀 剣 類 所 持 取 締 法	6,921	1,051	360	691
大 麻 取 締 法	7,511	3,194	3,194	-
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	1,216	689	682	7
覚 醒 剤 取 締 法	14,447	10,365	10,365	-
あ へ ん 法	15	1	1	-
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	8,364	3,504	3,282	222
そ の 他 の 特 別 刑 法 犯 罪	70,377	22,988	4,326	18,662
道 路 交 通 法 等 違 反 法	283,316	107,358	6,783	100,575
道 路 交 通 法 等 違 反 法	282,595	106,764	6,783	99,981
自 動 車 の 保 管 場 所 の 確 保 等 に 関 する 法 律	721	594	-	594

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、

(単位 人)

計	不 起 訴				中 止	他の検察庁 に 送 致	家庭裁判所 に 送 致	未 済
	起訴猶予	嫌疑不十分	そ の 他					
152,569	105,986	31,798	14,785	352	44,169	24,414	14,297	
108,617	70,641	24,464	13,512	253	24,128	21,185	10,075	
804	683	99	22	2	512	90	138	
-	-	-	-	-	-	-	-	
445	115	202	128	2	27	27	93	
3,214	2,408	688	118	-	972	971	216	
1,636	607	316	713	7	178	94	236	
823	690	118	15	-	1,114	161	132	
2,395	1,103	1,024	268	1	88	281	247	
853	191	618	44	4	41	80	118	
184	157	26	1	1	223	3	17	
912	6	69	837	-	7	-	124	
5	2	3	-	-	-	-	6	
6	2	4	-	-	8	-	4	
817	43	294	480	72	52	28	210	
12,054	9,515	2,259	280	22	3,663	1,823	1,659	
62	7	41	14	1	11	6	11	
10,530	9,287	1,135	108	5	2,191	837	879	
-	-	-	-	-	-	30	-	
97	18	66	13	2	41	38	149	
3,133	251	133	2,749	-	292	452	72	
754	382	345	27	12	332	4	269	
1,571	1,321	242	8	-	107	274	144	
170	164	6	-	-	20	-	-	
1	-	1	-	-	-	-	-	
79	78	1	-	-	2	9	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	
13	-	1	12	1	1	-	-	
15	-	14	1	-	-	-	1	
21	5	13	3	-	2	1	20	
-	-	-	-	-	-	-	-	
252,457	244,187	7,623	647	94	18,174	8,044	3,793	
937	169	696	72	16	808	43	489	
-	-	-	-	-	-	-	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	
143	70	52	21	12	116	202	187	
3	-	2	1	-	2	4	4	
40,307	30,286	7,783	2,238	72	10,360	11,428	2,589	
394	50	262	82	3	29	84	54	
600	27	445	128	1	53	198	60	
5,753	3,012	2,435	306	6	489	711	870	
1,102	542	534	26	-	50	420	94	
5,345	4,639	554	152	9	527	1,690	408	
377	158	204	15	-	33	312	27	
1,144	951	173	20	9	325	170	113	
13,300	4,188	4,392	4,720	22	2,403	973	1,136	
43,952	35,345	7,334	1,273	99	20,031	3,229	4,222	
223	77	105	41	-	25	4	6	
4,671	4,186	261	224	4	1,019	176	146	
3,268	1,760	1,420	88	3	257	789	149	
422	148	258	16	-	23	82	26	
3,058	959	1,820	279	5	917	102	273	
14	8	6	-	-	-	-	-	
3,967	3,751	208	8	-	875	18	139	
28,329	24,456	3,256	617	87	16,915	2,058	3,483	
104,613	97,413	5,202	1,998	240	60,807	10,298	4,176	
104,552	97,359	5,195	1,998	238	60,744	10,297	4,143	
61	54	7	-	2	63	1	33	

事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

ウ 検察庁管内別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 道路交通法等違反

最高検、高検 及び地検管内	受 理			既 起 訴			
	総 数	旧 受	新 受	総 数	計	公判請求	略式命令請求
総 数	668,322	16,158	652,164	648,970	146,086	72,700	73,386
最 高 検 管 内	10	-	10	10	-	-	-
東 京 高 検 管 内	275,167	7,745	267,422	265,470	58,264	30,919	27,345
東 京 (高)	-	-	-	-	-	-	-
東 横 濱	76,138	3,569	72,569	71,720	17,679	11,333	6,346
い た ば な り	42,958	907	42,051	42,319	7,467	3,763	3,704
千 葉	37,944	854	36,490	36,343	8,105	4,092	4,013
水 戸	29,118	718	28,400	27,405	6,948	3,498	3,450
宇 都 宮	13,228	181	13,047	12,922	3,267	1,481	1,786
前 橋	9,195	273	8,922	9,007	2,489	1,318	1,171
静 岡	15,141	297	14,844	14,795	2,399	1,229	1,170
甲 府	29,551	325	29,226	29,086	4,165	1,760	2,405
長 野	4,392	54	4,338	4,365	1,044	474	570
新 潟	9,338	401	8,937	8,952	2,097	867	1,230
大 阪 高 検 管 内	8,764	166	8,598	8,556	2,604	1,104	1,500
大 阪 (高)	123,735	3,485	120,250	119,882	27,598	14,215	13,383
大 阪 府	-	-	-	-	-	-	-
大 阪 府 (高)	57,785	1,924	55,861	55,851	12,326	6,725	5,601
京 都 府	11,944	204	11,740	11,575	3,025	1,645	1,380
神 戸 府	36,225	1,025	35,200	35,125	7,565	3,580	3,985
神 戸 府 (高)	6,850	37	6,813	6,741	1,733	840	893
奈 良 県	6,431	132	6,299	6,287	1,737	907	830
和 歌 山 県	4,500	163	4,337	4,303	1,212	518	694
名 古 屋 高 検 管 内	76,052	1,346	74,706	74,476	16,823	8,101	8,722
名 古 屋 (高)	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 県	48,380	789	47,591	47,372	9,266	4,486	4,780
名 古 屋 県 (高)	6,983	71	6,912	6,825	2,021	1,134	887
岐 阜 県	7,557	124	7,433	7,449	2,164	1,075	1,089
福 井 県	3,123	85	3,038	3,014	841	422	419
金 沢 県	5,150	234	4,916	4,977	1,516	626	890
富 山 県	4,859	43	4,816	4,839	1,015	358	657
広 島 高 検 管 内	34,175	534	33,641	33,562	8,284	3,538	4,746
広 島 (高)	-	-	-	-	-	-	-
広 島 県	13,409	151	13,258	13,170	2,822	1,124	1,698
山 口 県	6,224	207	6,017	6,167	1,494	645	849
山 岡 県	9,809	88	9,721	9,672	2,490	1,106	1,384
鳥 取 県	2,219	40	2,179	2,176	628	259	369
江 島 県	2,514	48	2,466	2,377	850	404	446
福 岡 高 検 管 内	82,754	1,180	81,574	81,130	15,601	7,344	8,257
福 岡 (高)	5	-	5	5	-	-	-
福 岡 県	36,165	464	35,701	35,632	5,972	3,309	2,663
福 岡 県 (高)	6,075	145	5,930	5,944	907	405	502
佐 賀 県	6,070	104	5,966	5,897	1,345	563	782
長 崎 県	4,917	73	4,844	4,830	1,144	480	664
大 熊 県	7,334	184	7,150	7,036	1,966	801	1,165
那 覇 県	6,991	40	6,951	6,877	1,366	465	901
宮 崎 県	7,749	53	7,696	7,611	1,228	493	735
那 覇 県 (高)	7,448	117	7,331	7,298	1,673	828	845
仙 台 高 検 管 内	34,936	904	34,032	34,109	8,697	3,805	4,892
仙 台 (高)	-	-	-	-	-	-	-
仙 台 県	10,480	311	10,169	10,119	2,532	1,170	1,362
福 山 県	7,282	198	7,084	7,143	1,880	826	1,054
山 形 県	5,643	158	5,485	5,485	1,173	523	650
盛 岡 県	3,896	120	3,776	3,868	1,121	519	602
秋 田 県	3,141	32	3,109	3,097	873	344	529
青 森 県	4,494	85	4,409	4,397	1,118	423	695
札 幌 高 検 管 内	20,879	607	20,272	20,149	5,595	2,557	3,038
札 幌 (高)	-	-	-	-	-	-	-
札 幌 市	13,995	413	13,582	13,459	3,545	1,688	1,857
函 館 市	1,574	42	1,532	1,544	440	221	219
旭 川 市	2,366	63	2,303	2,267	683	273	410
釧 路 市	2,944	89	2,855	2,879	927	375	552
高 松 高 検 管 内	20,614	357	20,257	20,182	5,224	2,221	3,003
高 松 (高)	-	-	-	-	-	-	-
高 松 市	7,615	158	7,457	7,403	1,783	805	978
徳 島 市	3,754	56	3,698	3,675	857	343	514
香 川 市	3,162	47	3,115	3,067	914	421	493
高 松 市 (高)	6,083	96	5,987	6,037	1,670	652	1,018

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処

被疑事件を除く－

(単位 人)

計	不 起 訴			済			未 済
	起訴猶予	嫌疑不十分	そ の 他	中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	
406,408	350,659	40,207	15,542	475	63,284	32,717	18,795
-	-	-	-	-	10	-	-
165,170	142,690	17,266	5,214	261	28,736	13,039	9,601
-	-	-	-	-	-	-	-
43,892	36,208	5,219	2,465	105	6,606	3,438	4,458
24,989	21,695	2,600	694	11	7,610	2,242	660
23,097	20,325	2,248	524	18	3,227	1,896	1,042
16,591	13,463	2,774	354	52	2,446	1,368	1,622
7,322	6,392	714	216	27	1,690	646	258
4,570	3,832	601	137	8	1,535	405	181
10,270	9,363	745	162	12	1,356	758	339
22,112	20,662	1,217	233	13	1,471	1,325	458
2,548	2,142	347	59	2	512	259	13
5,412	4,865	335	212	6	1,094	343	373
4,367	3,743	466	158	7	1,219	359	197
76,444	62,655	8,026	5,763	38	9,070	6,732	3,644
-	-	-	-	-	-	-	-
36,044	28,922	3,695	3,427	20	4,082	3,379	1,879
6,877	5,161	1,438	278	3	1,013	657	340
23,446	19,832	1,859	1,755	5	2,365	1,744	1,028
4,093	3,568	420	105	5	601	309	85
3,609	3,198	343	68	2	529	410	129
2,375	1,974	271	130	3	480	233	184
46,861	41,328	4,427	1,106	29	6,991	3,772	1,547
-	-	-	-	-	-	-	-
32,171	28,511	2,932	728	13	3,578	2,344	981
3,606	3,139	400	67	6	824	368	158
3,925	3,334	472	119	1	941	418	104
1,560	1,356	162	42	2	468	143	115
2,651	2,368	204	79	4	584	222	172
2,948	2,620	257	71	3	596	277	17
20,000	17,007	2,385	608	39	3,450	1,789	573
-	-	-	-	-	-	-	-
8,494	7,179	1,096	219	15	1,151	688	248
3,579	3,102	377	100	15	775	304	54
5,627	4,863	649	115	9	950	596	101
1,175	909	143	123	-	270	103	37
1,125	954	120	51	-	304	98	133
54,210	49,316	3,808	1,086	56	6,979	4,284	1,526
5	-	-	5	-	-	-	-
25,293	23,258	1,653	382	24	2,327	2,016	510
4,299	4,101	159	39	11	453	274	127
3,458	3,184	195	79	2	876	216	167
2,995	2,602	258	135	1	493	197	75
3,918	3,290	483	145	1	831	320	285
4,556	4,189	296	71	7	619	329	96
5,263	4,969	242	52	7	754	359	129
4,423	3,723	522	178	3	626	573	137
20,272	17,855	1,581	836	25	3,750	1,365	800
-	-	-	-	-	-	-	-
5,995	5,013	546	436	7	1,124	461	353
4,171	3,709	386	76	1	830	261	134
3,610	3,284	203	123	3	454	245	151
2,020	1,820	148	52	3	585	139	27
1,716	1,581	98	37	-	420	88	43
2,760	2,448	200	112	11	337	171	92
11,489	9,730	1,408	351	15	2,128	922	714
-	-	-	-	-	-	-	-
7,997	6,729	1,065	203	14	1,263	640	530
894	731	80	83	-	139	71	29
1,211	1,062	121	28	1	299	73	96
1,387	1,208	142	37	-	427	138	59
11,962	10,078	1,306	578	12	2,170	814	390
-	-	-	-	-	-	-	-
4,720	4,007	415	298	2	600	298	200
2,276	2,073	160	43	3	405	134	66
1,654	1,397	193	64	1	350	148	87
3,312	2,601	538	173	6	815	234	37

理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反以外であるものを計上している。

エ 検察庁管内別 道路交通法等違反被疑事件の受理、既済及び未済の人員

最高検、高検 及び地検管内	受 理			既 済			
	総 数	旧 受	新 受	総 数	起		訴
					計	公判請求	略式命令請求
総 数	286,935	2,742	284,193	283,316	107,358	6,783	100,575
最 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
東 京 高 検 管 内	115,820	1,299	114,521	114,228	38,014	2,784	35,230
東 京 (高)	-	-	-	-	-	-	-
東 横 濱	34,330	512	33,818	33,822	8,197	392	7,805
横 濱	19,022	163	18,859	18,869	7,307	202	7,105
さい たま	20,052	181	19,871	19,791	6,851	361	6,490
千 葉	14,287	166	14,121	13,855	3,937	457	3,480
水 戸	6,207	30	6,177	6,171	2,864	338	2,526
宇 都 宮	3,127	47	3,080	3,083	1,564	214	1,350
前 橋	4,265	44	4,221	4,227	1,971	177	1,794
静 岡	7,243	58	7,185	7,193	2,274	194	2,080
甲 府	2,213	6	2,207	2,221	783	179	604
長 野	2,545	73	2,472	2,484	1,035	107	928
新 潟	2,529	19	2,510	2,512	1,231	163	1,068
大 阪 高 検 管 内	67,646	609	67,037	67,197	23,646	1,027	22,619
大 阪 (高)	-	-	-	-	-	-	-
大 阪	22,496	300	22,196	22,190	8,953	382	8,571
京 都	6,330	43	6,287	6,313	2,635	86	2,549
神 戸	31,592	199	31,393	31,521	8,576	315	8,261
奈 良	2,533	7	2,526	2,545	1,193	100	1,093
大 和	2,159	36	2,123	2,154	951	60	891
歌 山	2,536	24	2,512	2,474	1,338	84	1,254
名 古 屋 高 検 管 内	34,868	274	34,594	33,714	14,105	646	13,459
名 古 屋 (高)	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋	21,215	174	21,041	20,184	6,933	311	6,622
古 津	3,226	12	3,214	3,192	1,712	139	1,573
岐 阜	4,076	30	4,046	4,044	1,908	90	1,818
福 井	2,256	16	2,240	2,237	1,103	25	1,078
金 沢	2,057	33	2,024	2,018	1,100	50	1,050
富 山	2,038	9	2,029	2,039	1,349	31	1,318
広 島 高 検 管 内	14,359	83	14,276	14,318	6,826	398	6,428
広 島 (高)	-	-	-	-	-	-	-
広 島	5,207	38	5,169	5,142	2,116	92	2,024
山 口	3,609	34	3,575	3,599	1,614	132	1,482
山 岡	3,163	3	3,160	3,199	1,737	119	1,619
鳥 取	1,067	3	1,064	1,067	686	29	657
松 江	1,313	5	1,308	1,311	673	72	646
福 岡 高 検 管 内	24,175	191	23,984	24,045	9,838	962	8,876
福 岡 (高)	-	-	-	-	-	-	-
福 岡	10,136	47	10,089	10,104	3,102	418	2,684
佐 賀	1,373	41	1,332	1,349	415	39	376
長 崎	1,613	21	1,592	1,586	719	56	663
大 分	2,265	11	2,254	2,259	1,095	40	1,055
熊 本	2,488	25	2,463	2,470	1,094	53	1,041
鹿 児 島	1,451	3	1,448	1,448	697	37	660
宮 崎	1,406	8	1,398	1,406	661	24	637
那 覇	3,443	35	3,408	3,423	2,055	295	1,760
仙 台 高 検 管 内	14,384	118	14,266	14,282	6,877	309	6,568
仙 台 (高)	-	-	-	-	-	-	-
仙 台	4,672	34	4,638	4,622	2,385	75	2,310
福 山	4,233	40	4,193	4,211	1,362	96	1,266
山 形	1,383	24	1,359	1,364	783	25	758
盛 岡	1,458	10	1,448	1,456	771	27	744
秋 田	1,321	5	1,316	1,320	760	46	714
青 森	1,317	5	1,312	1,309	816	40	776
札 幌 高 検 管 内	10,068	114	9,954	9,933	5,103	151	4,952
札 幌 (高)	-	-	-	-	-	-	-
札 幌	5,705	75	5,630	5,606	3,148	94	3,054
函 館	1,262	6	1,256	1,259	546	22	524
旭 川	1,433	13	1,420	1,410	610	17	593
釧 路	1,668	20	1,648	1,658	799	18	781
高 松 高 検 管 内	5,615	54	5,561	5,599	2,949	506	2,443
高 松 (高)	-	-	-	-	-	-	-
高 松	1,997	32	1,965	1,977	1,026	78	884
徳 島	1,037	5	1,032	1,044	588	14	510
高 知	1,096	5	1,091	1,086	586	132	454
山 梨	1,485	12	1,473	1,492	749	154	595

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処

(単位 人)

計	起 訴			済			
	不 起 訴	起 訴猶予	嫌疑不十分	そ の 他	中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致
104,613	97,413	5,202	1,998	240	60,807	10,298	4,176
-	-	-	-	-	-	-	-
50,518	47,017	2,806	695	96	22,434	3,166	1,688
-	-	-	-	-	-	-	-
17,183	16,163	843	177	11	7,898	533	468
8,807	8,625	127	55	6	2,017	732	132
8,075	7,725	286	64	18	4,382	465	220
7,686	6,447	1,096	143	13	1,815	404	523
1,717	1,561	104	52	20	1,374	196	84
533	444	63	26	7	858	121	51
838	774	41	23	7	1,252	159	45
3,452	3,247	146	59	9	1,078	380	57
930	867	43	20	-	434	74	6
576	520	25	31	3	812	58	74
721	644	32	45	2	514	44	28
26,567	25,679	546	342	19	13,844	3,121	658
-	-	-	-	-	-	-	-
8,247	7,808	308	131	5	3,670	1,315	361
1,781	1,713	33	35	1	1,613	283	46
14,649	14,414	121	114	8	7,043	1,245	143
1,033	974	36	23	-	228	91	12
540	497	24	19	4	576	83	21
317	273	24	20	1	714	104	75
9,414	8,838	340	236	37	8,904	1,254	1,183
-	-	-	-	-	-	-	-
7,287	6,983	194	110	18	5,165	781	1,058
336	270	34	32	12	979	153	34
829	755	37	37	1	1,167	139	36
331	290	28	13	2	736	65	13
400	361	11	28	2	458	58	40
231	179	36	16	2	399	58	2
3,515	2,893	465	157	27	3,413	537	81
-	-	-	-	-	-	-	-
1,942	1,566	319	57	6	872	206	56
786	686	76	24	14	1,087	98	13
470	382	40	48	7	803	182	-
136	108	11	17	-	222	23	6
181	151	19	11	-	429	28	6
8,319	7,458	551	310	25	4,640	1,223	228
-	-	-	-	-	-	-	-
4,784	4,410	299	75	11	1,637	570	55
414	372	33	9	-	475	45	28
495	470	6	19	1	322	49	33
385	326	27	32	6	690	83	18
672	576	56	40	1	617	86	31
448	399	23	26	3	215	85	21
459	404	16	39	3	212	71	9
662	501	91	70	-	472	234	33
3,324	3,021	177	126	21	3,713	347	129
-	-	-	-	-	-	-	-
1,248	1,181	37	30	7	851	131	58
1,255	1,142	82	31	5	1,509	80	27
167	139	14	14	2	367	45	26
168	139	12	17	5	481	31	3
303	261	23	19	2	228	27	2
183	159	9	15	-	277	33	13
1,943	1,720	132	91	10	2,527	350	151
-	-	-	-	-	-	-	-
1,194	1,076	76	42	7	1,031	226	105
179	167	8	4	1	503	30	4
239	201	19	19	1	528	32	26
331	276	29	26	1	465	62	16
1,013	787	185	41	5	1,332	300	58
-	-	-	-	-	-	-	-
421	300	110	11	1	413	116	32
129	112	9	8	2	273	52	6
195	172	12	11	-	263	42	18
268	203	54	11	2	383	90	2

理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反であるものを計上している。

オ 国籍別 外国人被疑事件の受理, 既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死

国 籍	受 理										
	総 数	旧 受	新					受			
			計	通 常 受 理			他の検察 庁から	家庭裁判所から 少年 20 法条	そ の 他	再 起	
計	検 察 官 認 知・直 受	司 法 警 察 員 から									
総 数	24,091	757	23,334	20,665	302	20,363	2,569	35	32	33	
ア ジ ア	20,619	628	19,991	17,661	198	17,463	2,252	26	24	28	
中 国	5,651	256	5,395	4,749	59	4,690	601	24	13	8	
韓 国・朝 鮮	3,370	132	3,238	2,777	30	2,747	451	-	2	8	
イスラエル	11	1	10	10	2	8	-	-	-	-	
イ ラ ン	112	5	107	102	6	96	5	-	-	-	
イ ン ド	151	9	142	127	1	126	15	-	-	-	
インドネシア	363	1	362	308	1	307	52	-	1	1	
シンガポール	7	-	7	7	1	6	-	-	-	-	
スリランカ	394	11	383	331	5	326	50	-	-	2	
タ イ	736	12	724	655	8	647	69	-	-	-	
パキスタン	160	5	155	128	-	128	27	-	-	-	
バングラデシュ	107	7	100	90	3	87	10	-	-	-	
フィリピン	1,473	34	1,439	1,250	7	1,243	185	-	1	3	
ベトナム	6,784	96	6,688	6,033	57	5,976	641	2	6	6	
マレーシア	112	21	91	87	11	76	4	-	-	-	
ミャンマー	94	3	91	80	-	80	11	-	-	-	
そ の 他	1,094	35	1,059	927	7	920	131	-	1	-	
ヨ ー ロ ッ パ	525	21	504	470	14	456	31	-	-	3	
英 国	73	5	68	61	2	59	7	-	-	-	
イ タ リ ア	18	1	17	14	-	14	3	-	-	-	
ド イ ツ	11	1	10	8	-	8	2	-	-	-	
フ ラ ン ス	56	2	54	51	1	50	3	-	-	-	
ロ シ ア	78	2	76	68	-	68	6	-	-	2	
そ の 他	289	10	279	268	11	257	10	-	-	1	
北 ア メ リ カ	582	34	548	507	60	447	41	-	-	-	
アメリカ合衆国	425	18	407	376	47	329	31	-	-	-	
カナダ	57	6	51	46	5	41	5	-	-	-	
そ の 他	100	10	90	85	8	77	5	-	-	-	
南 ア メ リ カ	1,904	60	1,844	1,610	21	1,589	216	9	8	1	
コロンビア	89	1	88	88	4	84	-	-	-	-	
ブラジル	1,293	32	1,261	1,098	14	1,084	149	7	6	1	
ペルー	403	21	382	327	2	325	52	2	1	-	
そ の 他	119	6	113	97	1	96	15	-	1	-	
ア フ リ カ	376	11	365	342	7	335	22	-	-	1	
ナイジェリア	98	6	92	84	2	82	8	-	-	-	
そ の 他	278	5	273	258	5	253	14	-	-	1	
オセアニア	84	3	81	74	2	72	7	-	-	-	
オーストラリア	65	3	62	55	1	54	7	-	-	-	
そ の 他	19	-	19	19	1	18	-	-	-	-	
無 国 籍	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	

(注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が
 2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表欄に掲げた国以外の外国籍を有する者の総入

傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

総 数	既							済				未 済
	起 訴			不 起 訴				中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致		
	計	公判請求	略式命令 請 求	計	起訴猶予	嫌 疑 不 十 分	そ の 他					
23,289	8,895	7,469	1,426	11,117	8,833	1,882	402	27	2,511	739	807	
19,960	7,769	6,542	1,227	9,493	7,710	1,481	302	26	2,201	471	663	
5,470	2,096	1,654	442	2,623	2,050	478	95	7	593	151	187	
3,207	1,168	806	362	1,528	1,124	310	94	5	439	67	160	
10	6	6	-	4	1	3	-	-	-	-	1	
111	41	39	2	63	37	24	2	2	4	1	2	
146	32	22	10	97	70	22	5	-	16	1	5	
354	141	140	1	155	144	8	3	-	51	7	9	
7	3	3	-	4	3	1	-	-	-	-	-	
380	148	130	18	181	132	48	1	1	48	2	15	
718	318	294	24	320	296	19	5	1	64	15	18	
152	37	23	14	85	61	18	6	1	26	3	9	
98	42	32	10	47	33	12	2	-	9	-	10	
1,423	493	358	135	632	524	84	24	5	174	119	50	
6,629	2,813	2,684	129	3,102	2,703	358	41	2	635	77	152	
111	51	48	3	55	35	17	3	-	4	1	1	
84	29	20	9	43	38	4	1	1	11	-	9	
1,060	351	283	68	554	459	75	20	1	127	27	35	
503	153	129	24	302	225	51	26	1	31	16	23	
68	16	9	7	44	28	11	5	-	7	1	5	
17	7	5	2	7	5	-	2	-	3	-	2	
10	1	-	1	7	4	2	1	-	2	-	1	
54	11	9	2	32	22	6	4	1	3	7	2	
73	16	12	4	48	34	10	4	-	6	3	5	
281	102	94	8	164	132	22	10	-	10	5	8	
564	183	150	33	330	184	103	43	-	41	10	19	
413	118	95	23	257	138	80	39	-	30	8	13	
55	22	16	6	26	15	9	2	-	6	1	2	
96	43	39	4	47	31	14	2	-	5	1	4	
1,823	636	510	126	750	561	165	24	-	211	226	78	
88	51	51	-	29	17	11	1	-	-	8	1	
1,246	432	353	79	518	384	115	19	-	147	149	43	
379	114	80	34	156	128	25	3	-	50	59	23	
110	39	26	13	47	32	14	1	-	14	10	11	
357	134	124	10	191	115	72	4	-	20	12	21	
92	35	32	3	46	26	19	1	-	7	4	6	
265	99	92	7	145	89	53	3	-	13	8	15	
81	20	14	6	50	37	10	3	-	7	4	3	
65	17	11	6	40	28	10	2	-	7	1	-	
16	3	3	-	10	9	-	1	-	-	3	3	
1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	

既済となった時の罪名が、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。
員である。

カ 罪名別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死傷等

罪 名	受 理									
	総 数	旧 受	新					受		
			計	通 常 受 理		他の検察 庁から	家 庭 裁 判 所 から 少 年 法 第 20 条	そ の 他	再 起	
				計	検 察 官 認 知・直 受					司 法 警 察 員 か ら
刑 法 犯	11,601	506	11,095	9,828	43	9,785	1,190	31	24	22
公務執行妨害	120	4	116	87	-	87	29	-	-	-
騒乱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	24	1	23	23	-	23	-	-	-	-
過失往來妨害	34	-	34	25	-	25	9	-	-	-
住居侵入	426	12	414	369	3	366	44	-	-	1
文書偽造	214	13	201	190	6	184	11	-	-	-
有価証券偽造	20	-	20	19	-	19	-	-	-	1
支払用カード電磁的記録関係 わいせつ・わいせつ文書頒布等	83	5	78	57	-	57	21	-	-	-
強制わいせつ	243	15	228	223	1	222	3	2	-	-
強制性交等	77	5	72	72	-	72	-	-	-	-
賭博・富くじ	53	3	50	31	-	31	19	-	-	-
殺害	109	9	100	91	2	89	9	-	-	-
傷害	2,403	166	2,237	1,928	4	1,924	303	-	1	5
危険運転致死傷	22	2	20	18	-	18	1	-	-	1
過失傷害	335	6	329	302	-	302	22	-	-	5
逮捕・監禁	50	1	49	49	-	49	-	-	-	-
脅迫	85	3	82	70	3	67	12	-	-	-
窃盗	4,913	147	4,766	4,162	8	4,154	572	16	14	2
強盗	69	4	65	60	-	60	2	3	-	-
強盗致死傷・強盗・強制性交等	113	4	109	104	-	104	3	2	-	-
詐欺	779	45	734	690	2	688	27	8	5	4
背任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	68	-	68	64	-	64	2	-	2	-
横領	391	7	384	363	1	362	21	-	-	-
盗品等関係	89	1	88	88	3	85	-	-	-	-
毀棄・隠匿	401	14	387	355	3	352	30	-	1	1
暴力行為等処罰に関する法律 その他の刑法犯	139	9	130	113	1	112	17	-	-	-
	241	11	230	194	6	188	33	-	1	2
特 別 法 犯	12,490	251	12,239	10,837	259	10,578	1,379	4	8	11
軽 犯 罪 法	259	4	255	227	-	227	27	-	1	-
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	398	17	381	296	2	294	84	-	-	1
火 薬 類 取 締 法	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法	318	7	311	261	4	257	49	-	-	1
売 春 防 止 法	35	-	35	33	-	33	2	-	-	-
大 麻 取 締 法	463	7	456	436	2	434	17	1	2	-
麻薬及び向精神薬取締法	215	4	211	210	16	194	-	-	1	-
覚 醒 剤 取 締 法	826	13	813	765	10	755	45	2	1	-
あ へ ん 法	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-
職 業 安 定 法	3	-	3	2	-	2	1	-	-	-
関 税 法	205	9	196	185	160	25	11	-	-	-
商 標 法	68	3	65	53	-	53	12	-	-	-
外国為替及び外国貿易法	2	-	2	2	2	-	-	-	-	-
海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律	9	-	9	8	-	8	-	-	-	1
出入国管理及び難民認定法	7,724	107	7,617	6,879	30	6,849	731	1	2	4
その他の特別法犯	1,961	80	1,881	1,476	33	1,443	400	-	1	4

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となった

及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

総 数	既				不				済				未 済
	起		訴		起		訴		中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致		
	計	公判請求	略式命令 請求	計	起訴猶予	嫌 不 十 分	疑 そ の 他						
11,057	3,799	2,997	802	5,444	3,955	1,126	363	14	1,165	635	506		
118	43	18	25	47	38	8	1	-	27	1	3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
16	9	9	-	7	1	3	3	-	-	-	3		
32	10	-	10	10	10	-	-	1	11	-	2		
409	117	95	22	230	187	39	4	-	39	23	21		
199	115	107	8	70	42	27	1	1	11	2	10		
20	7	7	-	13	1	12	-	-	-	-	-		
78	39	39	-	39	19	20	-	-	-	-	1		
82	29	9	20	32	25	6	1	-	21	-	2		
208	70	70	-	134	72	60	2	-	3	1	15		
64	15	15	-	47	7	40	-	1	-	1	6		
51	28	10	18	3	3	-	-	-	20	-	2		
37	20	20	-	7	-	5	2	-	9	1	11		
2,355	547	239	308	1,457	1,172	270	15	3	293	55	140		
19	14	14	-	3	1	2	-	1	1	-	1		
307	17	2	15	248	90	10	148	-	21	21	29		
37	10	10	-	27	17	10	-	-	-	-	8		
81	15	8	7	52	38	13	1	-	12	2	4		
4,776	1,987	1,695	292	1,848	1,561	267	20	4	567	370	134		
51	38	38	-	8	4	4	-	-	2	3	1		
68	43	43	-	17	2	14	1	-	3	5	5		
752	399	399	-	283	143	137	3	1	27	42	44		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
71	5	5	-	51	32	19	-	-	2	13	2		
390	30	20	10	282	262	16	4	-	22	56	9		
92	23	23	-	62	12	48	2	-	-	7	3		
376	69	43	26	259	90	22	147	-	27	21	23		
130	29	11	18	78	65	12	1	-	16	7	8		
238	71	48	23	130	61	62	7	2	31	4	19		
12,232	5,096	4,472	624	5,673	4,878	756	39	13	1,346	104	301		
251	23	-	23	200	195	4	1	-	28	-	10		
384	120	31	89	185	148	37	-	1	77	1	15		
3	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-		
313	54	23	31	202	186	13	3	1	45	11	6		
32	19	17	2	11	9	2	-	-	2	-	1		
458	178	178	-	227	98	126	3	2	17	34	9		
217	118	118	-	94	8	83	3	-	-	5	1		
803	583	583	-	161	35	117	9	1	45	13	12		
1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	1	1	-	1	1	-	-	-	1	-	-		
202	133	124	9	59	14	45	-	-	10	-	2		
66	24	13	11	32	16	16	-	-	10	-	2		
2	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-		
7	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	2		
7,628	3,241	3,171	70	3,651	3,489	155	7	-	718	18	112		
1,862	600	211	389	839	669	157	13	8	393	22	129		

た時の罪名が、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。

キ 罪名別 外国人被疑事件の国籍別通常受理人員 - 自動車による過失致死傷等及び

罪 名	総 数	ア								
		計	中 国	韓国・朝鮮	イスラエル	イ ラ ン	イ ン ド	イ ン シ ン	ド ア	シ ン ガ
総 数	20,665	17,661	4,749	2,777	10	102	127	308	7	
刑 法 犯	9,828	7,936	2,479	2,032	2	36	79	48	3	
公務執行妨害	87	63	16	27	-	-	-	-	-	
放火	23	13	2	9	-	-	-	-	-	
過失往來妨害	25	24	7	10	-	-	-	2	-	
住居侵入	369	311	123	59	-	2	4	4	-	
文書偽造	190	169	46	29	-	-	1	2	-	
有価証券偽造	19	19	18	-	-	-	1	-	-	
支払用カード電磁的記録関係 わいせつ・わいせつ文書頒布等	81	81	53	-	-	-	-	-	-	
強制わいせつ	57	43	8	15	-	-	2	1	-	
強制性交等	223	168	45	19	-	1	14	1	-	
賭博・富くじ	72	47	7	14	-	1	2	-	-	
殺害	31	30	4	15	-	-	-	-	-	
傷害	91	85	10	14	-	1	-	-	-	
危険運転致死傷	1,928	1,455	456	493	1	12	19	4	1	
過失傷害	18	9	1	2	-	-	-	-	-	
逮捕・監禁	302	251	88	65	-	-	3	6	-	
脅迫	49	47	1	1	-	3	-	-	-	
窃盗	70	62	16	26	-	-	-	-	-	
強盗	4,162	3,427	1,041	828	1	6	15	14	2	
強盗致死傷・強盗・強制性交等	60	37	7	10	-	1	-	-	-	
詐欺	104	66	20	9	-	2	-	-	-	
背任	690	609	302	131	-	3	4	1	-	
背恐	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
横領	64	56	11	36	-	-	-	-	-	
盗品等関係	363	306	60	67	-	-	6	7	-	
毀棄・隠匿	88	74	7	15	-	-	-	4	-	
暴力行為等処罰に関する法律	355	243	57	94	-	3	5	1	-	
その他の刑法犯	113	94	27	20	-	-	1	-	-	
特 別 法 犯	194	147	46	24	-	1	2	1	-	
軽 犯 罪 法	10,837	9,725	2,270	745	8	66	48	260	4	
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	227	184	72	43	-	2	1	2	1	
火薬類取締法	296	296	188	25	-	-	1	1	-	
銃砲刀剣類所持等取締法	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
銃砲刀剣類所持等取締法	261	209	69	44	1	1	3	2	-	
売春防止法	33	33	23	7	-	-	-	-	-	
大麻取締法	436	219	12	51	1	6	2	2	2	
麻薬及び向精神薬取締法	210	115	14	6	-	2	4	-	-	
覚醒剤取締法	765	560	43	212	2	26	-	1	-	
あへん法	1	1	-	-	2	1	-	-	-	
職業安定法	2	2	-	-	-	-	-	-	-	
関税法	185	113	28	6	2	4	1	1	1	
商標法	53	51	35	14	-	-	-	-	-	
外国為替及び外国貿易法	2	2	2	-	-	-	-	-	-	
海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律	8	8	4	-	-	-	-	1	-	
出入国管理及び難民認定法	6,879	6,651	1,371	78	-	14	22	243	-	
その他の特別法犯	1,476	1,281	409	259	2	10	14	7	-	

道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位：人)

ジ									ア				ヨーロッパ			
スリランカ	タイ	パキスタン	バングラデシュ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	その他	計	英	国	イタリア				
331	655	128	90	1,250	6,033	87	80	927	470	61	14					
169	103	86	49	519	1,761	47	55	468	259	43	10					
1	-	3	1	3	8	-	-	4	5	2	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-				
4	1	3	-	7	74	-	1	29	14	3	1	-				
11	1	3	2	7	61	-	1	5	3	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
1	-	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-	-				
4	1	1	-	3	4	1	-	3	1	-	-	-				
5	1	13	5	11	21	-	6	26	6	2	-	-				
3	1	2	1	3	5	1	-	7	6	2	-	-				
-	-	-	-	4	7	-	-	-	-	-	-	-				
2	2	2	-	6	29	1	1	17	-	-	-	-				
28	21	21	3	121	123	3	18	131	79	22	2	-				
1	-	-	-	2	1	-	-	2	1	1	-	-				
1	2	1	2	11	55	1	2	14	22	5	1	-				
-	-	-	-	3	39	-	-	-	1	-	1	-				
1	1	3	-	3	4	-	2	6	1	-	-	-				
58	51	17	19	214	1,019	9	13	120	64	3	4	-				
-	-	-	6	1	10	-	-	2	4	-	-	-				
-	-	2	2	9	20	-	-	2	-	-	-	-				
28	8	3	4	19	81	2	2	21	7	1	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	6	2	-	-	1	-	-	-	-				
6	3	1	1	36	83	-	3	33	10	-	-	-				
4	-	2	-	7	31	2	-	2	4	-	-	-				
5	2	7	1	18	21	-	4	25	20	2	1	-				
5	5	1	1	9	16	-	1	8	3	-	-	-				
1	2	1	1	12	46	-	-	10	8	-	-	-				
162	552	42	41	731	4,272	40	25	459	211	18	4	-				
-	4	1	1	15	30	-	-	12	3	-	-	-				
-	35	-	5	39	1	-	-	1	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
4	2	2	2	11	57	-	-	11	2	-	-	-				
-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-				
25	6	2	1	31	68	-	1	9	12	1	-	-				
4	1	-	-	8	74	1	-	1	18	8	2	-				
13	31	-	-	110	100	4	-	18	9	2	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-				
4	9	-	1	5	30	16	-	5	13	2	-	-				
-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-				
89	443	15	16	425	3,557	18	15	345	133	3	1	-				
23	19	22	15	82	352	1	9	57	21	2	1	-				

罪名	ヨーロッパ (続き)				北アメリカ			
	ドイツ	フランス	ロシア	その他	計	アメリカ合衆国	カナダ	その他
総数	8	51	68	268	507	376	46	85
刑法	5	38	49	114	272	186	27	59
公務執行妨害	-	-	2	1	4	1	3	-
放火	-	-	-	-	1	1	-	-
過失往來妨害	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入	-	2	2	6	14	10	2	2
文書偽造	-	-	-	3	1	1	-	-
有価証券偽造	-	-	-	-	-	-	-	-
支用カード電磁的記録関係 わいせつ・わいせつ文書頒布等	-	-	1	-	4	3	1	-
強制わいせつ	-	-	-	4	10	4	3	3
強制性交等	1	1	-	2	1	1	-	-
賭博・富くじ	-	-	-	-	-	-	-	-
殺人	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	2	10	13	30	71	41	7	23
危険運転致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-
過失傷害	-	2	2	12	14	12	2	-
逮捕・監禁	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	-	-	-	1	1	-	1	-
窃盗	-	17	13	27	85	60	5	20
強盗	-	1	-	3	4	3	-	1
強盗致死傷・強盗・強制性交等	-	-	-	-	4	3	-	1
詐欺	-	-	1	5	14	13	-	1
背任	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	-	-	-	-	3	3	-	-
横領	-	1	4	5	6	5	-	1
盗品等関係	-	-	1	3	3	-	-	3
毀棄・隠匿	2	3	6	6	27	22	3	2
暴力行為等処罰に関する法律	-	-	1	2	4	2	-	2
その他の刑法犯	-	1	3	4	1	1	-	-
特別法犯	3	19	19	154	235	190	19	26
軽犯罪法	-	-	2	1	2	2	-	-
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	-	-	-	-	-	-	-	-
火薬類取締法	-	-	-	-	3	3	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法	1	-	1	-	16	16	-	-
売春防止法	-	-	-	-	-	-	-	-
大麻取締法	-	3	1	7	68	61	1	6
麻薬及び向精神薬取締法	-	2	1	5	37	31	4	2
覚醒剤取締法	-	-	2	5	18	12	2	4
あへん法	-	-	-	-	-	-	-	-
職業安定法	-	-	-	-	-	-	-	-
関税法	-	2	-	9	44	30	5	9
商標法	-	-	-	-	-	-	-	-
外国為替及び外国貿易法	-	-	-	-	-	-	-	-
海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理及び難民認定法	2	2	6	119	12	9	1	2
その他の特別法犯	-	4	6	8	35	26	6	3

(注) 1 この表は、(3)表のカに掲載された被疑事件中、通常受理について調査したものである。

2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総人員である。

(単位 人)

計	南 アメリカ				アフリカ			オセアニア			無国籍
	コロンビア	ブラジル	ペルー	その他	計	ナイジェリア	エチオピア	その他	計	オーストラリア	
1,610	88	1,098	327	97	342	84	258	74	55	19	1
1,072	79	685	236	72	241	48	193	47	31	16	1
8	-	6	2	-	6	2	4	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	6	1	-	2	-	2	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	14	7	2	6	-	6	1	1	-	-
15	1	10	4	-	2	2	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	7	-	-	2	-	2	-	-	-	-
23	-	17	5	1	16	3	13	-	-	-	-
15	1	8	3	3	3	2	1	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-
237	4	167	47	19	60	10	50	26	18	8	-
8	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	8	2	1	2	-	2	2	1	1	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	4	1	-	1	-	1	-	-	-	-
498	68	292	107	31	80	9	71	8	4	4	-
14	-	13	1	-	1	-	1	-	-	-	-
32	-	27	2	3	2	-	2	-	-	-	-
30	1	15	14	-	30	9	21	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	1	1	-	3	1	2	-	-	-	-
34	-	22	11	1	6	-	6	-	-	-	1
5	3	1	1	-	2	-	2	-	-	-	-
52	-	36	10	6	6	2	4	7	5	2	-
11	-	7	3	1	-	-	-	1	1	-	-
26	1	13	10	2	11	8	3	1	-	1	-
538	9	413	91	25	101	36	65	27	24	3	-
38	-	32	5	1	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	25	1	2	4	1	3	2	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	1	96	21	3	12	2	10	4	4	-	-
16	1	9	4	2	14	7	7	10	9	1	-
165	2	143	13	7	13	6	7	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	11	-	-	3	1	2	1	1	-	-
-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	5	23	16	4	31	10	21	4	4	-	-
111	-	74	31	6	22	7	15	6	5	1	-

ク 罪名別 少年被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から

罪 名	受 理							
	総 数	旧 受	新 受					
			計	通 常 受 理				
			計	16歳未満	16・17歳	18・19歳		
総	50,044	455	49,589	45,436	5,278	13,660	26,498	
性 別	41,918	381	41,537	38,000	4,499	11,656	21,845	
内 訳	8,126	74	8,052	7,436	779	2,004	4,653	
刑 務 執 行 妨 害	33,257	317	32,940	30,974	4,331	9,300	17,343	
公 駭 放 任 文 書 偽 造	110	1	109	106	12	49	45	
居 住 侵 犯	43	-	43	43	9	17	17	
文 書 偽 造	1,074	15	1,059	1,013	230	408	375	
文 書 偽 造	118	4	114	103	3	43	57	
文 書 偽 造	210	1	209	161	41	49	71	
文 書 偽 造	428	9	419	411	106	139	166	
文 書 偽 造	33	-	33	33	4	9	20	
文 書 偽 造	3	-	3	3	-	-	3	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	54	7	47	47	5	18	24	
文 書 偽 造	2,895	36	2,859	2,791	615	1,019	1,157	
文 書 偽 造	2,032	29	2,003	1,956	422	721	813	
文 書 偽 造	3	-	3	3	-	-	3	
文 書 偽 造	830	7	823	802	193	279	330	
文 書 偽 造	30	-	30	30	-	19	11	
文 書 偽 造	49	2	47	46	-	15	31	
文 書 偽 造	44	2	42	41	-	14	27	
文 書 偽 造	5	-	5	5	-	1	4	
文 書 偽 造	845	17	828	807	154	366	287	
文 書 偽 造	47	-	47	47	8	28	11	
文 書 偽 造	79	-	77	75	6	-	6	
文 書 偽 造	9,711	17	9,694	8,846	146	338	270	
文 書 偽 造	-	-	-	-	32	490	8,324	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	25	-	25	24	11	5	8	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	3	-	3	3	-	-	3	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	9,325	43	9,282	8,494	1	372	8,121	
文 書 偽 造	65	5	60	57	-	2	55	
文 書 偽 造	16	-	16	13	-	4	9	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	272	6	266	250	20	105	125	
文 書 偽 造	5	-	5	5	-	2	3	
文 書 偽 造	12,421	112	12,309	11,613	2,390	4,815	4,408	
文 書 偽 造	118	2	116	114	11	49	54	
文 書 偽 造	279	3	276	276	18	96	162	
文 書 偽 造	890	25	865	809	43	245	521	
文 書 偽 造	463	3	460	448	61	201	186	
文 書 偽 造	1,868	6	1,862	1,749	262	665	822	
文 書 偽 造	1,845	6	1,839	1,727	262	600	805	
文 書 偽 造	23	-	23	22	-	5	17	
文 書 偽 造	345	1	344	333	77	155	101	
文 書 偽 造	180	2	178	175	53	60	62	
文 書 偽 造	1,120	17	1,103	1,047	205	392	450	
文 書 偽 造	4,311	51	4,260	3,659	385	1,094	2,180	
文 書 偽 造	202	1	201	184	40	51	93	
文 書 偽 造	1,125	12	1,113	1,080	14	222	844	
文 書 偽 造	96	-	96	90	-	17	73	
文 書 偽 造	141	2	139	134	1	37	96	
文 書 偽 造	5	-	4	3	-	-	3	
文 書 偽 造	2,742	35	2,707	2,168	330	767	1,071	
文 書 偽 造	12,476	87	12,389	10,803	562	3,266	6,975	
文 書 偽 造	12,475	87	12,388	10,802	562	3,266	6,974	
文 書 偽 造	1	-	1	1	-	-	1	

(注) 1 この表は、(3)表のAに掲載された被疑事件中、少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から
 2 「通常受理」には、検察官の認知又は直受に係る事件及び司法警察員から送致された事件が一括計上されている。

送致された事件を除く。)の受理、既済及び未済の人員

(単位:人)

		既			済			未 済	
他の検察 庁から (20歳未満)	再 起 (20歳未満)	総 数	不起訴 ・中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家 庭 裁 判 所 に 送 致				
					16歳未満	16・17歳	18・19歳		年齢超過 後の処分 (20歳以上)
4,150	3	49,466	2,353	4,033	4,896	12,928	25,177	79	543
3,534	3	41,425	1,962	3,436	4,171	11,029	20,758	69	458
616	-	8,041	391	597	725	1,899	4,419	10	85
1,964	2	32,759	1,335	1,884	4,038	8,867	16,582	53	377
2	1	106	13	3	12	39	39	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	33	6	-	-	9	12	-	2
46	-	1,055	38	45	218	393	360	1	17
11	-	112	7	11	3	35	56	-	4
48	-	211	3	46	39	48	74	1	4
8	-	399	49	10	86	111	138	5	11
-	-	33	7	-	4	7	15	-	-
-	-	3	-	-	-	-	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	30	2	-	5	10	13	-	3
68	-	2,879	107	68	584	967	1,145	8	50
47	-	1,942	73	39	381	662	780	7	42
-	-	9	2	-	1	-	5	1	-
21	-	893	32	24	202	290	345	-	8
-	-	35	-	5	-	15	15	-	-
1	-	41	3	-	-	13	25	-	2
1	-	37	3	-	-	12	22	-	2
-	-	4	-	-	-	1	3	-	-
21	-	822	73	19	141	320	269	-	22
1	-	470	18	-	91	199	162	-	2
20	-	6	-	2	-	-	4	-	-
811	-	346	55	17	50	121	103	-	20
-	-	9,576	495	771	20	411	7,871	8	63
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	12	-	3	6	2	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	1	-	-	-	1	-	-
-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
788	-	9,267	475	745	2	322	7,719	4	43
3	-	63	12	4	-	1	42	4	5
3	-	14	-	2	-	5	7	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	211	4	17	12	79	99	-	14
-	-	5	1	-	-	2	2	-	-
695	1	12,312	205	661	2,262	4,763	4,403	18	110
-	-	100	12	2	6	33	45	2	1
-	-	218	17	-	10	77	111	3	1
56	-	844	67	62	35	230	446	4	40
12	-	466	36	9	57	184	179	1	9
113	-	1,867	66	111	240	633	817	-	18
112	-	1,841	64	110	240	627	800	-	17
-	-	26	2	1	-	6	17	-	1
11	-	336	14	10	71	144	97	-	4
3	-	176	5	1	49	66	55	-	3
56	-	1,140	110	55	190	374	409	2	11
601	-	4,295	452	591	361	993	1,875	23	57
17	-	203	11	16	38	48	90	-	-
33	-	1,100	267	33	12	164	613	11	18
6	-	98	8	5	-	18	64	3	2
5	-	135	25	5	-	28	74	3	3
1	-	5	-	5	-	1	4	-	-
539	-	2,754	141	532	311	734	1,030	6	34
1,585	1	12,412	566	1,558	497	3,068	6,720	3	109
1,585	1	12,411	566	1,558	497	3,068	6,719	3	109
-	-	1	-	-	-	-	1	-	-

ら送致された事件を除く。)について調査したものである。

の受理、既済及び未済の人員

(単位：人)

既						済						未 済	
起			訴			不起訴 ・中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家庭裁判所に 送致			年齢超過 後の処分 (20歳以上)		
判 請 求	略 式 命 令 請 求	即 決 裁 判 請 求	16歳未満	16・17歳	18・19歳			16歳未満	16・17歳	18・19歳			
14	178	-	13	1,372	-	-	19	1,742	-	-	14	269	97
14	163	-	11	1,248	-	-	18	1,571	-	-	13	245	90
-	15	-	2	124	-	-	1	171	-	-	1	24	7
13	120	-	1	38	-	-	3	98	-	-	1	63	26
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	11	-	-	3	-	-	-	4	-	-	-	6	1
3	8	-	-	3	-	-	-	4	-	-	-	3	-
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
1	8	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1	3
1	6	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	2
1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	29	-	1	33	-	-	-	60	-	1	36	12	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	14	-	1	32	-	-	-	55	-	1	23	8	-
-	7	-	-	1	-	-	-	2	-	-	9	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	8	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
-	28	-	-	1	-	-	1	14	-	-	7	3	-
-	7	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
-	12	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
-	13	-	-	-	-	-	1	7	-	-	3	2	-
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	5	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	2	3
-	10	-	-	7	-	-	1	7	-	-	7	7	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-
-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	4	-	-	7	-	-	1	7	-	-	4	4	-
1	48	-	12	1,327	-	-	15	1,637	-	-	13	199	69
1	48	-	12	1,327	-	-	15	1,637	-	-	13	199	69
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

件について調査したものである。

外 局

I 出入国在留管理庁

法務省設置法第26条～第29条 法務省組織令第69条～第86条 法務省組織規則第27条～第33条

出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るほか、任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする行政機関である。

〈業務の実施状況〉

1 出入国在留管理行政における新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 水際対策

令和元年以降、感染が国際的に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症に関し、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、水際対策の強化が重要となった。

出入国在留管理庁においては、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、当分の間、上陸の申請日前14日以内に新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域に滞在歴がある外国人や新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人等について、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどして、水際対策に万全を期している。

また、従前より、日本人と外国人とを問わず、本邦に到着した旅客が入国審査ブースにおいて体調不良等を訴えた場合には、再度検疫手続に戻って症状について相談するよう案内するなど検疫手続に協力してきたところ、このような従前からの協力に加え、検疫所との連携を一層強化し、上陸拒否の対象地域での滞在歴を厚生労働省（検疫所）と出入国在留管理庁で二重にチェックする体制を構築するなど、関係機関とも緊密に連携し、水際対策に万全を期している。

さらに、出入国在留管理庁においては、審査場等にアクリル板等の飛沫防止設備を設置するとともに、個人識別情報取得機器（バイオカート及び自動化ゲートを含む。）周辺に消毒液を配備し、同機器使用後の手指消毒の案内を徹底するなどしている。加えて、職員については、感染防止用品（マスク、手袋、ゴーグル等）の着用の徹底、感染防止用品の正しい付け方・外し方の周知、使用済み感染防止用品の廃棄ボックスの設置等の措置を徹底し、感染の防止に努めている。

(2) 在留諸手続

ア 本邦在留中の外国人

新型コロナウイルス感染症の我が国における感染拡大を防止すべく、在留申請窓口の混雑緩和策として、一部の外国人の在留諸申請について、申請を受け付ける期間を延長するなどして来庁者の分散を図る取組を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本国等への帰国が困難な外国人に対して、就労可能な「特定活動」への在留資格の変更を認めると

もに、就労することができない「短期滞在」等の在留資格で在留しているものの、本国等への帰国が困難であり、本邦での生計維持が困難な外国人には資格外活動を許可するなどの措置を講じた。

さらに令和2年4月20日から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、解雇された技能実習生等に対し、特定技能制度における特定産業分野での就労を許可する特例措置を講じた。同年9月7日には、技能実習を終了し、帰国が困難な元技能実習生も対象に追加し、就労の継続を支援した。

イ 本邦へ入国予定の外国人

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本邦への入国時期が遅れている外国人に配慮し、入国手続に必要な在留資格認定証明書の有効期間の延長措置を講じた。

また、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期間内に日本へ再入国することができなかった元永住者の外国人については、その置かれた状況に配慮し、迅速な手続を可能とするため、再度日本に戻ってくる際には、入国時に「永住者」の在留資格を認めることとし、日本へ戻ってくる元永住者が入国時から永住者として本邦で在留することができるようにした。

(3) 在留外国人の支援

ア 外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供

出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に14言語（注）のページを作成し、各府省庁の外国人への生活支援等の情報や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項について、集約して掲載し、在留外国人に対して情報提供を行っている。

（注）日本語（やさしい日本語含む。）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、モンゴル語

イ 一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体に対する財政支援

在留外国人が、新型コロナウイルス感染症に関する事柄を含む生活全般に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が多言語で情報提供及び相談を行う一元的相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」（以下「交付金」という。）により財政的に支援している。

また、令和2年3月には、一元的相談窓口において新型コロナウイルス感染症に関する情報提供・相談対応のための特別な対応をする場合に、交付金の交付限度額を通常の運営費と合わせて交付限度額の倍額まで認める特例措置を講じた。

ウ F R E S Cヘルプデスクにおける相談対応

新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失うなど、生活に困っている外国

人等からの電話相談に多言語かつ無料で対応するFRES Cヘルプデスクを令和2年9月に外国人在留支援センター（フレスク／FRES C）に設置した。

FRES Cヘルプデスクでは、必要に応じてFRES Cの入居機関と連携しながら、外国人等からの相談に対応している。

(4) 入管施設における新型コロナウイルス感染症への対策

入管施設の特性に応じた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインを作成するため、令和2年4月17日、宮崎法務大臣政務官を座長とする「入管施設感染防止タスクフォース」を設置し、各分野に精通した専門家の意見等を踏まえ、同月30日、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第1版】」を策定した。

また、令和2年7月15日には、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的処方針（令和2年6月4日改訂）の内容を反映するとともに、盛夏時の留意点などを追記した「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第2版】」を策定した。

2 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられた制度である。

(1) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定した。

基本方針には、①特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項、②人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項、③当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑤特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項が定められている。

(2) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣は、各産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、各産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、各産業上の分野における「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）を分野ごとに策定している。

分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）、

②特定産業分野における人材の不足の状況（特定産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、③特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項、④在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、⑤その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められている。

(3) 特定技能に関する二国間取決め

悪質な仲介業者の排除等を目的とし、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れに資する情報の共有の枠組み構築等を内容とする二国間取決めについて、外務省、厚生労働省及び警察庁とともに、令和2年末までに、12か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン及びタイ）との間での協議を経て作成した。

(4) 特定技能制度の活用促進に係る取組

特定技能制度の更なる活用を促進するため、令和2年9月から、特定技能での就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、特定技能制度に関する説明会やマッチングイベントを開催した。

また、特定技能制度に対応する専用のコールセンターを開設・運営したほか、特定技能総合支援サイトを開設し、特定技能制度の概要など各種情報発信を13言語（やさしい日本語を含む。）で公開した。

3 共生社会実現に向けた取組

(1) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の取りまとめ

政府においては、これまで、平成18年に取りまとめた『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、今般、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力で、かつ、包括的に推進していく観点から、平成30年12月25日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（以下「総合的対応策」という。）」が決定された。この総合的対応策には、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面を想定して、合計126の施策が盛り込まれた。

総合的対応策は以降2回の改訂がなされているところ、令和2年7月には、現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実・推進させる観点から総合的対応策（令和2年度改訂）が策定された。総合的対応策（令和2年度改訂）には、就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援、外国人在留支援センターにおける関係機関と連携した効果的・効率的な支援の実施に関する施策をはじめ合計191の施策が盛り込まれている。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていくほか、国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していくこととしている。

(2) 交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援

「外国人受入環境整備交付金」については、令和2年度は、197の地方公共団体に対して交付決定をした。交付決定を受けた一元的相談窓口においては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切な情報が提供されることが期待される。

(3) 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

平成31年4月から、地方出入国在留管理局・支局において、「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口で地方出入国在留管理局・支局職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を実施している。

また、各都道府県において、外国人との共生社会の実現に向けた会議を設置することの促進等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組等を通じて得た好事例等の有益な情報を地方公共団体等に展開している。

(4) 生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供

在留外国人が我が国において、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)について、「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において、14言語（やさしい日本語を含む。）で公開している。

(5) 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定

出入国在留管理庁及び文化庁は、共生社会の実現に向けて国や地方公共団体が外国人向けに情報発信を行う際のやさしい日本語の活用を促進するため、令和2年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成し、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」で公開している。

(6) 外国人在留支援センターの開所及び同センターにおける取組

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、令和2年7月6日に新宿区のJR四ツ谷駅前に外国人在留支援センターを開所した。同センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居して

いる。

同センターにおいては、入居機関が連携し、在留資格の更新・変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当職員への研修、情報提供等の支援を行っている。さらに、東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク）や日本貿易振興機構（ジェトロ）が、外国人留学生や中堅・中小企業向けの説明会等を開催し、高度外国人材の雇用の促進を図っている。

4 第7次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」

(1) 収容・送還に関する専門部会の設置及び同専門部会における議論・検討

出入国管理行政にとって喫緊の課題である送還忌避者の増加や収容の長期化を防止する方策やその間の収容の在り方について、専門的知見を有する有識者や実務者に議論いただくため、令和元年10月、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に収容・送還に関する専門部会を設置した。

その後、令和元年10月21日の第1回会合から令和2年6月15日の第10回会合までの間、現状や課題を踏まえた議論が行われ、送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言として、①本人の事情を適切に把握するための措置等、②自発的な出国を促すための措置、③本邦から退去しない行為に対する罰則の創設、④送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための措置、⑤収容期間の上限、収容についての司法による審査、⑥被収容者の処遇、⑦仮放免その他収容の長期化を防止するための措置（逃亡等の行為に対する罰則等）について取りまとめられ、令和2年7月14日、法務大臣に提出された。

(2) 報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」の概要及び法務大臣への提出

出入国管理政策懇談会（以下「政策懇談会」という。）は、出入国在留管理行政について広く各界の有識者から意見を聴くための法務大臣の私的懇談会であり、平成2年11月の第1次政策懇談会の発足後、これまで7次にわたる政策懇談会が設けられてきたところである。

第7次出入国管理行政政策懇談会においては、平成28年9月の第1回会合から令和2年12月の第24回会合までの間、各種テーマについて議論が行われ、これらの議論を踏まえ、①外国人との共生のための取組、②我が国への外国人材の円滑な受入れ、③技能実習制度の適正化に向けた取組、④観光立国の実現に向けた取組、⑤安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進、⑥難民の適正かつ迅速な保護の推進、⑦出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対策について取りまとめられた報告書が、令和2年12月10日に法務大臣へ提出された。

5 技能実習制度の運用状況

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が平成28年11月18日に第192回国会（臨

時会)において成立し、同月28日に公布された。平成29年1月25日に法務大臣及び厚生労働大臣の認可法人として外国人技能実習機構が設立され、その後、技能実習法については、同年4月7日の関係政省令の公布を経て、同年11月1日に施行され、運用を開始している。

技能実習法による技能実習制度の運用状況は以下のとおりである。

(1) 監理団体の数及び技能実習計画の認定の処理状況

ア 監理団体の数

令和2年末時点の監理団体の数は3,217機関であり、事業区分別では、一般監理事業(優良な監理団体)が1,653機関、特定監理事業(その他の監理団体)が1,564機関となっている。

イ 技能実習計画の認定

令和2年までにおける技能実習計画の認定件数(累計)は103万1,846件となっており、その内訳は、企業単独型技能実習に係るものが2万7,230件、団体監理型技能実習に係るものが100万4,616件となっている。

(2) 技能実習に関する二国間取決め

送出機関の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、技能実習制度を所管する厚生労働省とともに、順次、各送出国政府との協議を行い、令和2年末において、14か国(ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア)との間で作成した。また、同取決めに基づく意見交換を順次実施し、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出機関の適正化のための要請等に努めた。

(3) 「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における調査

平成30年11月16日、法務大臣の指示により、法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習法の施行状況の検証、運用の改善方策の検討等が行われた。

具体的には、技能実習生の失踪事案に係る実習実施者等に対する実地調査、失踪技能実習生に係る聴取票の在り方の検討等が行われ、平成31年3月29日、調査結果等の報告書を公表した。また、令和元年11月12日には、失踪技能実習生の減少に向けた施策を法務大臣から発表し、これらを踏まえ、令和2年3月23日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)の一部を改正し、同年4月1日から、実習実施者に対して、技能実習生に対する報酬の支払いを口座振込等の実際の支払額が確認できる方法で行うことを義務付けるとともに、技能実習生の行方不明について帰責性のある監理団体・実習実施者については、一定期間、技能実習生の新規受入れを停止することとした。

6 在留資格手続のオンライン化

「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、外国人を適正に雇用し、外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を平成30年度から開始することとされた。

これを受けて、一定の要件を満たす所属機関の職員や当該機関から依頼を受けた弁護士、行政書士等が、申請人からの依頼に基づき、在留期間更新許可申請並びにこれと同時に再入国許可申請及び資格外活動許可申請をオンラインで行うことを可能とし、平成31年3月に利用申出の受付を、令和元年7月に申請の受付を開始した。

その後、更なる利便性の向上のため、令和2年3月に、対象とする手続に在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請及び就労資格証明書交付申請を、対象となる在留資格に特定技能を追加した。また、同年4月には、一部の就労資格について、中小企業に所属する外国人に係る申請を、同年7月には、専門学校や日本語学校などに在籍する外国人に係る申請を、それぞれオンラインで行うことを可能とした。

7 観光立国の実現に向けた取組

観光は、我が国の地域活性化や雇用機会の増大という効果が期待される重要な成長分野として位置付けられ、平成25年3月から、全閣僚をメンバーとする観光立国推進閣僚会議が開催されており、令和2年7月には、「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月観光立国推進閣僚会議決定）が決定された。

出入国在留管理庁においては、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止しつつ、観光立国実現の観点から、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしており、人的・物的体制の充実・強化を図ってきたほか、これまでに、空港における審査待ち時間短縮のための自動化ゲートの利用促進や、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人も自動化ゲートを利用できるようにするトラस्टイド・トラベラー・プログラム（TTP）、航空機の到着前に要注意外国人を把握するための事前旅客情報システム（APIS）の活用、クルーズ船乗客を対象とした特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）の創設、外国人富裕層を対象とする観光・保養のための最長1年間の在留資格「特定活動」の付与等の措置をとってきた。

これらの措置に加えて、平成28年10月、上陸審査待ち時間を活用して前倒して個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器（通称「バイオカート」）を、特に審査待ち時間短縮効果が高いと思われる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入し、平成29年4月から成田空港等12空港に、平成30年5月からは北九州空港及び大分空港に、令和元年12月からは羽田空港に、令和2年1月には博多港及び比田勝港にも導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。

また、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図る一方で

外国人の出入国審査を充実させることにより、出入国審査手続の迅速化を図るため、平成28年度に実施した最適顔認証ゲートの配備等に係る調査研究の結果を踏まえ、平成28年度、29年度の2か年で開発を行い、日本人の帰国確認手続における顔認証ゲートの先行運用を、平成29年10月、羽田空港において開始した。

さらに、平成30年から、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の、令和元年から新千歳空港の、令和2年から那覇空港の上陸・出国各審査場に顔認証ゲートを順次、本格的に導入し、日本人の出帰国手続において運用している。加えて、令和元年7月24日の羽田空港を皮切りに、上記7空港において、順次顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始した。

なお、令和2年8月に那覇空港に顔認証ゲートを導入しており、新型コロナウイルス感染症の影響により停止している国際旅客便の運行再開に合わせて、運用を開始する予定である。

8 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

外国人の適正・円滑な受入れ施策等を進める一方で、我が国の治安や国民の安全等を守るため、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国する者、テロリスト、密航者等の入国を水際で確実に阻止するとともに、これらの者が既に国内に滞在している場合には、これを着実かつ速やかに国外退去させる必要がある。

指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査は、上陸拒否事由に該当する者が偽変造旅券を行使するなどして身分事項を偽って入国を企てる事案の発見に大きな効果を上げているほか、ICPO紛失・盗難旅券情報、航空会社等から報告を受けたAPI及びPNR等の情報を活用し、テロリスト等の要注目人物の水際での入国阻止を行っている。

あわせて、平成27年10月に設置された「出入国管理インテリジェンス・センター」（現・情報分析官）においては、情報収集及び分析の強化を図っている。

9 難民の適正かつ迅速な保護の推進

(1) 難民認定制度の見直し

真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するための難民認定制度の見直しの一環として、濫用・誤用的な難民認定申請を抑制するための取組を進めてきたところであるが、依然として、濫用・誤用的な申請が急増し、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態となっていた。

そこで、濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について、平成30年1月から、①振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②難民である可能性が高い申請者など、真に庇護が必要な者に対する更なる配慮、③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする運用の更なる見直しを行った。

これらの取組の結果、フィリピンやベトナムといったアジア近隣諸国からの申請者を中心に近年急増してきた難民認定申請者数は、平成30年に大幅な減少に転

じ、前年に比べほぼ半減（約47%）した。その一方で、平成30年の難民認定者数は、前年の20人から42人に倍増するなど、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図るという目的に適う一定程度の効果を上げた。

しかしながら、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、新規入国者数が大幅に減少したことが主な要因となって、難民認定申請数は大きく減少したものの、依然として濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることから、問題の抜本的解決に向け、これまでの取組の効果を踏まえつつ、濫用・誤用的な申請を抑制するための方策等について、法制度と運用の両面から検討を進めることとしている。

この点、令和2年6月に、収容・送還に関する専門部会によって取りまとめられた「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」の中で、送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための措置として、現行法上、難民認定手続中であれば一律に認められる送還停止効に一定の例外を設けること及び再度の難民認定申請における審査手続の合理化・効率化の検討等が提言されており、当該提言を受け、法改正を含めた必要な検討を行っているところである。

(2) 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的に滞在している難民を、その他の国（第三国）が新たに受け入れて定住を認めるものであり、「出身国への自発的帰還」及び「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援を実施し、その後、「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成27年度からマレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とした。

そして、平成30年10月22日、引き続き第三国定住による難民の受入れを実施していくに当たり、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行うため、関係省庁及び有識者から成る「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会」が設置され、同検討会による検討結果の取りまとめ内容を踏まえ、令和元年6月28日、平成26年1月の閣議了解を一部変更し、これにより、令和2年度以降、第三国定住による難民の受入れ人数を年1回約30人から、年1回から2回約60人に拡大し、その対象も、マレーシアに一時滞在するミヤ

ンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）とするなどの決定がなされた。

出入国在留管理庁は、主に受入れ難民の選考手続を担当し、現地に職員を派遣し面接調査を行うなどしており、同難民の円滑な受入れに努めている。

10 不法滞在・偽装滞在者への対策等

(1) 不法滞在者対策の実施

これまでの取組により不法残留者数は着実に減少していたものの、平成27年には増加に転じ、令和3年1月1日現在の不法残留者は約8万3,000人となっていることから、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による不法滞在者数の縮減に努めている。

(2) 偽装滞在者対策の実施

出入国在留管理庁では、留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化等に努めている。また、平成29年1月には、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者に対する罰則や在留資格の取消事由の拡大等の措置を盛り込んだ平成28年改正入管法が施行された。

(3) 処遇の適正化に向けた取組

「入国者収容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。

(4) 被退去強制者の送還促進

退去強制令書が発付されているにもかかわらず、様々な理由により送還を忌避する者が存在するが、速やかな送還のため、被收容者本人に対して帰国の説得をし、あるいは、外務省の支援を得ながら出身国政府に対する身柄の引取り等に係る交渉を推進しているほか、送還方法の多角化など一層の送還促進に努めている。

〈会同〉

月 日	件 名	協 議 ・ 報 告 事 項
12.16	地方出入国在留管理局 審査監理官・首席審査官 及び地方入国在留管理 局・入国者収容所警備監 理官・首席入国警備官会 同（オンライン開催）	1 外国人受入環境整備を推進する上で重視 すべき分野について 2 在留審査事務の合理化・効率化（オンラ イン申請の活用含む。） 3 新型コロナウイルス感染症に係る水際対 策と国際的な人の往來の再開に向けた出入 国審査に関する課題等について 4 在留特別許可申請制度の適正な運用の在 り方について 5 現下の状況下及び新たな制度が実現した 場合における送還能力の向上について

〈出入国在留管理庁統計表〉

1 分野別 特定技能1号在留外国人数

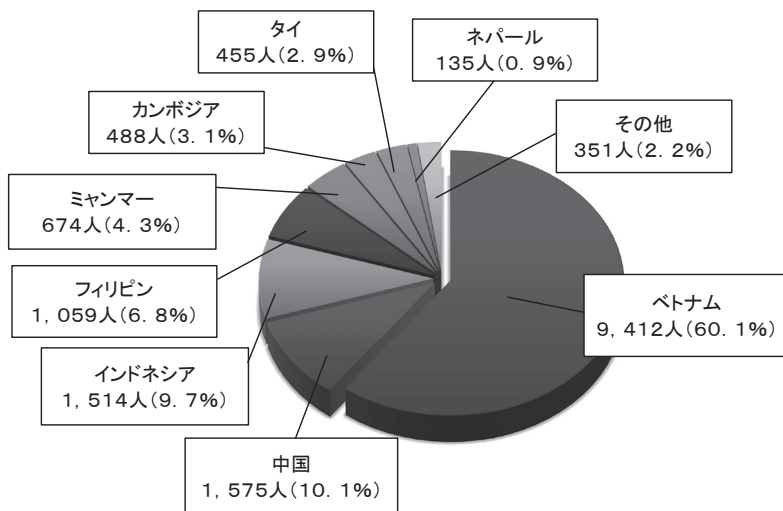
(1) 主な国籍・地域別

(令和2年12月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	製造業分野	飲食品製造業分野	食料品製造業分野	外食業分野
総数	15,663	939	184	1,235	1,248	725	1,319	413	151	13	67	2,387	220	5,764	998		
ベトナム	9,412	368	97	667	706	456	991	93	54	1	22	1,058	51	4,281	567		
中国	1,575	92	1	167	167	64	120	63	1	1	4	264	26	496	109		
インドネシア	1,514	217	5	180	234	30	51	35	4	-	12	315	143	272	16		
フィリピン	1,059	116	12	83	68	69	63	197	82	1	3	222	-	123	20		
ミャンマー	674	67	33	27	16	45	16	2	2	-	5	52	-	352	57		
カンボジア	488	12	12	3	2	1	24	3	1	-	-	339	-	90	1		
タイ	455	4	2	101	48	58	34	20	-	-	-	81	-	96	11		
ネパール	135	28	16	-	-	-	10	-	1	1	9	15	-	4	51		
その他	351	35	6	7	7	2	10	-	6	9	12	41	-	50	166		

注) 本表の数値は速報値である。

(2) 国籍・地域別割合



2 出入国者数（平成28年～令和2年）

年次	外国人 入国者数	外国人（特例上陸許可数）								日本人 出国者数
		総数	寄港地	通過	船舶観光	乗員	緊急	遭難	一時庇護	
平成28年	23,218,912	4,749,924	16,694	5,871	1,936,469	2,790,348	473	68	1	17,116,420
29	27,428,782	5,502,177	13,217	4,979	2,449,299	3,034,126	464	90	2	17,889,292
30	30,102,102	5,364,421	13,331	5,235	2,337,803	3,007,588	444	18	2	18,954,031
令和元年	31,187,179	4,961,505	13,861	7,760	2,026,307	2,913,001	483	92	1	20,080,669
2	4,307,257	919,311	7,462	3,003	119,960	788,305	556	24	1	3,174,219
対前年 増減率(%)	-86.2	-85.5	-46.2	-61.3	-13.3	-72.9	15.1	-73.9	0	-84.2

(注) 乗員上陸許可には、数次乗員上陸許可を含む。

3 在留審査業務処理件数（平成28年～令和2年）

区 分	平成28年	29	30	令和元年	2	対前年 増減率 (%)
総 数	1,081,536	1,239,504	1,394,780	1,485,769	1,656,903	11.5
在留資格取得	13,201	13,817	14,051	15,275	16,479	7.9
在留期間更新	540,722	621,142	619,555	761,091	889,177	16.8
在留資格変更	191,904	232,880	348,108	290,496	413,461	42.3
資格外活動	251,281	285,408	314,980	323,741	252,820	-21.9
再入国許可	31,609	35,350	37,059	38,264	28,750	-24.9
永 住 許 可	52,819	50,907	61,027	56,902	57,570	1.2

(注) 再入国許可には、数次再入国許可を含む。

4 外国人の上陸についての口頭審理件数

(人 員)

平成28年	29	30	令和元年	2
8,892 (1,740)	9,793 (1,421)	11,780 (1,260)	13,420 (1,197)	25,067 (22,353)

(注1) 本表は、口頭審理の受理件数である。

(注2) 括弧内の数は、出入国港において口頭審理の結果、特別審理官において上陸許可の証印を行った人員を示し、内数である。

5 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取下等	未処理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	上 陸 不許可	上陸特 別許可	理 由 あり		
平成28年	1,845	18	1,827	1,777	347	1,418	12	57	11
29	1,781	11	1,770	1,684	439	1,241	4	89	8
30	1,919	8	1,911	1,742	404	1,333	5	160	17
令和元年	2,120	17	2,103	1,961	375	1,584	2	152	7
2	935	7	928	885	70	812	3	49	1

6 違反審査件数

(人 員)

平成28年	29	30	令和元年	2
14,198	14,407	16,827	19,853	16,410

(注) 本表は、違反審査の受理件数である。

7 外国人の退去強制についての口頭審理件数

(人 員)

平成28年	29	30	令和元年	2
3,945	3,273	2,946	3,040	2,631

(注) 本表は、口頭審理の受理件数である。

8 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果					取 下 終 等	未処理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	在留特 別許可	理 由 あり	理 由 なし		
平成28年	3,478	376	3,078	2,589	1,036	1,552		1	71	818
29	3,352	818	2,522	2,416	1,160	1,255		1	119	817
30	2,966	822	2,128	2,331	960	1,371		0	91	544
令和元年	2,819	544	2,256	2,211	763	1,448		0	90	518
2	2,368	518	1,832	1,916	438	1,478		0	81	371

(注) 平成30年における「旧受」の件数は、同年中に東京入国管理局に係る数値の集計方法を見直し
たため、平成29年における「未処理」の件数とは一致しない。

9 収容令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成28年	29	30	令和元年	2
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	44	34	31	23	19
	中 国	129	108	104	98	43
	そ の 他	606	544	389	335	205
	計	779	686	524	456	267
不法残留	韓国・朝鮮	303	241	181	183	149
	中 国	1,694	1,763	1,788	1,640	1,183
	そ の 他	4,764	4,846	5,703	6,627	5,948
	計	6,761	6,850	7,672	8,450	7,280
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	70	36	38	17	13
	中 国	476	350	407	451	319
	そ の 他	898	1,154	1,206	1,100	1,121
	計	1,444	1,540	1,651	1,568	1,453
合 計		8,984	9,076	9,847	10,474	9,000

10 退去強制令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成28年	29	30	令和元年	2
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	41	31	37	24	16
	中 国	151	105	103	89	29
	フィリピン	101	83	93	63	24
	タ イ	21	23	25	13	7
	そ の 他	414	401	200	194	97
計	728	643	458	383	173	
不法残留	韓国・朝鮮	172	154	96	105	76
	中 国	1,396	1,531	1,558	1,502	818
	フィリピン	458	455	527	484	292
	タ イ	855	1,129	1,060	957	380
	そ の 他	2,100	2,603	3,417	4,386	3,038
計	4,981	5,872	6,658	7,434	4,604	
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	57	47	37	11	9
	中 国	537	366	472	414	250
	フィリピン	93	186	126	57	69
	タ イ	49	44	54	15	18
	そ の 他	796	972	1,060	904	780
計	1,532	1,615	1,749	1,401	1,126	
合 計	7,241	8,130	8,865	9,218	5,903	

(注1) 「不法入国・不法上陸」とは、入管法第24条第1号、第2号、第5号及び第5号の2に該当するもの(旧外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む。)である。

(注2) 「不法残留」とは、入管法第24条第2号の4(旧入管法第24条第2号の3)、第4号(ロ)、第6号、第6号の2、第6号の3、第6号の4、第7号及び第8号に該当するものである。

(注3) 「刑罰法令違反等」とは、入管法第24条第2号の2、第2号の3、第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4(イ)から(ハ)、第3号の5(イ)から(ニ)、第4号(イ)及び(ハ)から(ヨ)まで、第4号の2、第4号の3、第4号の4、第9号及び第10号に該当するもの(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項に該当するものを含む。)である。

11 出国命令書の交付(入管法第55条の2～第55条の6)

(人 員)

国 籍	平成28年	29	30	令和元年	2
韓国・朝鮮	154	117	86	84	54
中 国	1,706	1,737	1,888	2,100	1,645
フィリピン	326	288	671	562	377
タ イ	766	841	894	1,233	749
そ の 他	1,149	1,440	2,684	4,723	4,073
計	4,101	4,423	6,223	8,702	6,898

(注) 出国命令とは、不法残留者のうち、自ら出入国在留管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を1年にすることによりそれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

12 違反調査適条別・端緒別立件数

(令和2年)

通条	国籍・地域		中		その他		端緒						別						
	国籍	地域	韓国	中国	その他	その他	修正施設	警察	海上保安庁	検察庁	市区町村	その他の官庁	不法残留者	本出国入申	一の申入	本指し通らぬ	探知	知	他職員探知
総数	29,352		539	4,668	24,145		325	969	5,873	7	33	26	13,921	47	94	1,717		4,140	
登16-1-1	304		26	45	233		3	2	59		1	1	128		53	20		37	
法24-1	69			9	60		3	2	4		12		18			5		22	
2の2	100		4	37	59				2			1	6			4		87	
2の3	933			109	824		10	10	54	2			246		3	27		594	
2の4	1,219		2	115	1,102		1	13	57				417			27		701	
3	40		1	9	30				20				4			11		5	
3の2																			
3の3	49		2	22	25				26									1	
3の4	2																	2	
3の5	13				13		1		9									2	
3の5-1	305			90	215		1	2	264				3					3	
3の5-2	30				30		3		23									27	
3の5-3	260			35	225		1	9	214				1					3	
3の5-4	3			2	1				1									3	
4-1	282			12	280		10	10	30		1		1	10				222	
4-2	23,862		245	3,792	19,825		103	905	4,336	4	18	24	14,878	32	14	1,059		2,489	
4-3	1				1													1	
4-4	9		1	84	122		9	3	158										
4-5	666				8														
4-6	91			42	533		143	5	407				2					102	
4-7	402		117	103	182		225		140		1							31	
4-8	27		3	16	8				21									5	
4-9	1				1													1	
4-10																			
4-11	207		1	84	122		2	3	158				8					31	
4-12																			
4-13																			
4-14																			
4-15	16			104	16			3	32				43					57	
4-16	165			5	61													3	
4-17	6																		
4-18	5																		
4-19	6																		
4-20	6																		
4-21	172		3	9	160			1	9				111					21	
4-22	152		1	26	125			1		1			52					2	
4-23																			
4-24	5			2	3								3						
4-25	43		42		1		33		7									2	
特別法22																			
選出要請	2				2														

(注1) 「登16-1-1」は、外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものである。
 (注2) 「法附則24」は、出入国管理及び難民認定法の一部改正附則（平成21年7月15日法律第79号）第24条第1項に該当するものである。
 (注3) 「特別法22」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第22条第1項各号に該当するものである。
 (注4) 選出要請の件数は立件数に含まれない。

13 違反調査の処理状況

区 分	平成28年	29	30	令和元年	2
受 理	22,097	22,723	28,598	32,212	34,224
旧 受	3,195	3,196	4,004	4,861	4,872
新 受	18,902	19,527	24,594	27,351	29,352
処 理	18,904	18,719	23,737	27,340	24,574
未 処 理	3,196	4,004	4,861	4,872	9,650

14 不法就労事件の退去強制手続状況

国籍・地域	平成28年	29	30	令和元年	2
総 数	9,003 (6,093)	9,134 (6,120)	10,086 (6,754)	12,816 (8,903)	10,993 (7,923)
ベ ト ナ ム	1,638 (1,246)	2,152 (1,657)	3,035 (2,259)	4,941 (3,766)	4,943 (3,801)
中 国	3,080 (2,130)	2,915 (1,982)	3,112 (2,170)	3,155 (2,188)	2,361 (1,693)
	16 (4)	14 (4)	9 (5)	23 (11)	23 (11)
	5 (2)	1 (1)	3 (2)	- -	- -
タ イ	1,536 (850)	1,855 (966)	1,868 (903)	2,047 (1,035)	1,254 (631)
インドネシア	819 (699)	588 (514)	594 (498)	1,014 (827)	933 (780)
フ ィ リ ピ ン	830 (426)	711 (366)	660 (369)	764 (398)	649 (331)
ネ パ ー ル	95 (76)	77 (52)	71 (52)	111 (92)	162 (126)
韓 国	359 (167)	239 (118)	169 (69)	163 (76)	109 (56)
ウズベキスタン	11 (11)	7 (7)	35 (34)	65 (64)	90 (89)
ス リ ラ ン カ	68 (67)	53 (48)	42 (41)	87 (81)	71 (65)
ト ル コ	4 (4)	18 (17)	28 (28)	51 (51)	69 (69)
そ の 他	542 (411)	504 (388)	460 (324)	395 (314)	329 (271)

(注1) 本表は、出入国在留管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員のうち、不法就労が認められた者を示す。

(注2) () 内は、男性の数で内数である。

15 収容状況

(平成28年～令和2年)

区分	平成28年			29			30			令和元年			2		
	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
入所															
総数	15,633	730	16,413	17,995	638	18,633	20,647	335	20,982	21,077	301	21,378	12,978	238	13,216
韓国・朝鮮	613	12	625	469	5	474	398	1	399	314	0	314	218	0	218
中国	4,091	58	4,149	4,373	36	4,409	4,968	18	4,986	4,559	14	4,573	2,414	16	2,430
その他	10,979	660	11,639	13,153	597	13,750	15,281	316	15,597	16,204	287	16,491	10,346	222	10,568
出所															
総数	15,580	703	16,283	17,847	568	18,415	20,731	356	21,087	21,159	411	21,570	13,499	425	13,924
韓国・朝鮮	607	24	631	469	4	473	404	4	408	319	0	319	224	0	224
中国	4,111	53	4,164	4,338	43	4,381	4,988	28	5,016	4,576	18	4,594	2,470	22	2,492
その他	10,862	626	11,488	13,040	521	13,561	15,339	324	15,663	16,264	393	16,657	10,805	403	11,208
延人数															
総数	292,233	125,127	417,363	342,097	149,149	491,246	376,746	159,324	536,070	324,834	147,690	472,524	186,038	76,427	262,465
韓国・朝鮮	7,038	3,142	10,180	6,792	1,173	7,965	7,323	678	8,001	3,530	0	3,530	1,194	0	1,194
中国	42,926	8,962	51,888	47,470	9,903	57,373	51,479	7,208	58,687	44,528	5,327	49,855	22,690	2,317	25,007
その他	242,269	113,023	355,315	287,835	138,073	425,908	317,944	151,438	469,382	276,776	142,363	419,139	162,154	74,110	236,264
年末人員															
総数	757	376	1,133	905	446	1,351	821	425	1,246	739	315	1,054	218	128	346
韓国・朝鮮	17	2	19	17	3	20	11	0	11	6	0	6	0	0	0
中国	86	33	119	128	26	154	107	16	123	90	12	102	33	6	39
その他	654	341	995	760	417	1,177	703	409	1,112	643	303	946	185	122	307

16 送還状況

国籍・地域別	平成28年	29	30	令和元年	2
総 数	7,014	8,145	9,369	9,597	5,450
（ 集 団 ）	（ 30 ）	（ 43 ）	（ 47 ）	（ 0 ）	（ 44 ）
（ 単 独 ）	(6,984)	(8,102)	(9,322)	(9,597)	(5,406)
ベ ト ナ ム	1,412	2,038	2,698	3,185	2,206
中 国	2,058	1,954	2,152	1,998	980
タ イ	914	1,224	1,167	1,003	382
フィリピン	618	705	893	737	382
インドネシア	561	549	532	639	295
ネ パ ー ル	113	196	198	275	197
スリランカ	115	127	148	212	141
ト ル コ	62	70	116	195	111
韓 国	288	248	209	162	106
ブ ラ ジ ル	74	94	124	133	72
そ の 他	799	940	1,132	1,058	578

17 被收容者の新規仮放免件数（入管法第54条）

区 分	平成28年	29	30	令和元年	2
被収令発付者	1,491	922	812	1,052	3,375
韓国・朝鮮	88	51	47	49	47
中 国	192	187	127	159	623
そ の 他	1,211	684	638	844	2,705
被退令発付者	1,160	822	523	725	3,013
韓国・朝鮮	38	23	20	7	22
中 国	137	79	67	72	478
そ の 他	985	720	436	646	2,513

18 難民認定申請及び処理数の推移（過去5年間）

年 次	申請数	認 定	不認定	その他の庇護
平成28年	10,901	28 (2)	7,492	97
29	19,629	20 (1)	9,742	45
30	10,493	42 (4)	10,541	40
令和元年	10,375	44 (1)	4,936	37
2	3,936	47 (1)	3,477	44

(注1) 認定の括弧内は、難民の認定をしない処分をされた者の中から不服申立ての結果認定された数であり、内数として計上されている。

(注2) 「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされた者のうち、個別の事情が考慮されて在留を認められた者の数である。

19 在留外国人数の推移

(各年末現在)

区 分	平成28年	29	30	令和元年	2	増減率
総 数	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	-1.6
中 国	695,522	730,890	764,720	813,675	778,112	-4.4
ベ ト ナ ム	199,990	262,405	330,835	411,968	448,053	8.8
韓 国	453,096	450,663	449,634	446,364	426,908	-4.4
フィリピン	243,662	260,553	271,289	282,798	279,660	-1.1
ブラジル	180,923	191,362	201,865	211,677	208,538	7.2
そ の 他	609,629	665,975	712,750	766,655	745,845	-2.7
在留外国人の 国籍・地域数	196	195	195	195	194	

(注) 「中国」は、国籍・地域欄に「台湾」と記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除く数である。

20 主要都道府県別、国籍・地域別在留外国人数

(令和2年末現在)

都道府県名	総 数	中 国	ベトナム	韓 国	フィリピン	ブラジル	その他
総 数	2,887,116	778,112	448,053	426,908	279,660	208,538	745,845
東 京 都	560,180	223,883	37,289	89,773	33,736	3,863	171,636
愛 知 県	273,784	48,090	43,504	28,506	39,142	60,181	54,361
大 阪 府	253,814	67,229	39,184	94,447	9,390	2,769	40,795
神奈川県	232,321	72,782	26,535	27,660	23,202	9,232	72,910
埼 玉 県	198,235	74,826	30,557	15,778	21,400	7,438	48,236
千 葉 県	169,833	54,776	24,806	15,481	19,820	3,708	51,242
兵 庫 県	114,806	23,258	23,429	37,451	5,127	2,673	22,868
静 岡 県	99,629	11,374	13,429	4,522	17,243	31,009	22,052
福 岡 県	81,072	19,593	19,183	14,749	5,534	341	21,672
茨 城 県	72,287	12,920	11,208	4,174	9,840	6,167	27,978
そ の 他	831,155	169,381	178,929	94,367	95,226	81,157	212,095

(施設機関等)

入国者収容所の名称及び所在地

(令和2年12月31日現在)

入国者収容所東日本入国管理センター	茨城県牛久市久野町1766-1
入国者収容所大村入国管理センター	長崎県大村市古賀島町644-3

〈地方支分部局〉

1 地方出入国在留管理局・支局所在地

(令和2年12月31日現在)

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
仙台出入国在留管理局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京出入国在留管理局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東京出入国在留管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち成田国際空港の区域
東京出入国在留管理局羽田空港支局	東京都大田区	東京都のうち東京国際空港の区域
東京出入国在留管理局横浜支局	横浜市	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	常滑市	愛知県のうち中部国際空港の区域
大阪出入国在留管理局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
大阪出入国在留管理局関西空港支局	大阪府泉南郡 田尻町	大阪府のうち関西国際空港の区域
大阪出入国在留管理局神戸支局	神戸市	兵庫県(大阪国際空港の区域を除く)
広島出入国在留管理局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松出入国在留管理局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡出入国在留管理局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
福岡出入国在留管理局那覇支局	那覇市	沖縄県

2 地方出入国在留管理局・支局出張所所在地

(令和2年12月31日現在)

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地	地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地		
札幌出入国在留管理局	函館旭川	函館旭川	名古屋古在留管理局	富山金沢	富山金沢		
	釧路港	釧路港		福井福井	福井福井		
	稚内港	稚内港		岐阜岐阜	岐阜岐阜		
	千歳小牧	千歳小牧		静岡静岡	静岡静岡		
仙台出入国在留管理局	青森盛岡	青森盛岡	大津舞鶴在留管理局	大津舞鶴	大津舞鶴		
	仙台空港	名取市		奈良良山	奈良良山		
	秋田港	秋田港		和歌山	和歌山		
	酒田郡	酒田郡		※ 関西空港支局に出張所なし			
東京出入国在留管理局	水戸宮崎	水戸宮崎	神戸支局	姫路港	姫路市		
	さいたま	さいたま		広島出入国在留管理局	境港	境港市	
	千葉	千葉			松江	松江市	
	新宿	東京都新宿区			福山	福山市	
※	羽田空港支局に出張所なし		※		下関	下関市	
	成田空港支局に出張所なし			※	周南	周南市	
					※		
						※	
横浜支局	川崎	川崎					

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
高出管入国在留局	小松島港 松山 高知	小松島市 松山市 高知市
福岡出入国在留管理局	北九州博多港 福岡空港 佐賀 長崎 対馬 熊本 大分 宮崎 鹿児島	北九州市 福岡市 福岡市 佐賀市 長崎市 対馬市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市
那覇支局	那覇空港 石垣港 嘉手納 宮古島	那覇市 石垣市 沖縄県中頭郡嘉手納町 宮古島市

3 出入国港指定一覧表

海 港

(令和2年12月31日現在)

都道府県	港 名		都道府県	港 名		都道府県	港 名	
北海道	紋別	走	神奈川県	三	崎	岡山県	水	島
	網走	咲	新潟県	直	江	広島県	福	山
	花	路		新	津		常	石
	釧路	牧		両	潟		尾	道
	苫小牧	蘭	富山県	伏	山		土	糸
	室蘭	館	富石	七	尾			生
	函館	樽		金	沢		鹿	川
	小留	萌	福井県	内	浦		広	島
	稚内	内	静岡県	敦	賀	山口県	岩	国
	石狩湾	新		田	浦		平	生
青森県	青森	森		清	水		徳	山
	八戸	戸		焼	津		三	下
岩手県	宮	古		御	崎		字	中
	釜	石	愛知県	三	河			部
	大	渡		衣	浦	山口・福岡	関	門
宮城県	大	沼	三重県	名	屋	徳島県	徳	小
	気	巻		古	市		島	松
	石	釜	京都府	日	鷺	香川県	高	島
	仙	釜		尾	津		直	出
秋田県	仙	釜		宮	鶴		坂	亀
	秋	川		舞	阪		丸	間
	能	代		大	南		詫	江
山形県	酒	田		阪	屋	愛媛県	三	川
	小	浜	兵庫県	尼	芦		島	之
	相	馬		崎	戸		新	居
茨城県	日	立		神	磨		今	治
	常	珂		東	路		菊	間
	鹿	島		姫	生		松	山
	木	津	和歌山県	相	辺		宇	島
千葉県	千	葉		田	良	高知県	須	崎
	東	京		由	津		高	知
	二	見		和	宮	福岡県	苺	田
神奈川県	川	崎		新	境		博	多
	横	浜	鳥取・島根		野		三	池
	横	賀	島根県	浜			唐	津
	須		岡山県	宇		佐賀県		

空 港

都道府県	港 名	都道府県	港 名
佐賀・長崎	伊 万 里 長 崎 佐 世 保 比 田 勝 巖 原 俣 水 八 代 三 角 分 大 佐 関 津 賀 久 見 佐 伯 島 細 油 鹿 津 川 鹿 島 枕 志 布 内 志 喜 入 名 瀬 運 金 武 中 天 那 平 城 霸 石 良 垣	北 海 道	新 千 歳 函 館 旭 川 青 森 青 森 手 花 宮 城 仙 秋 田 秋 福 島 福 茨 城 百 里 千 葉 成 田 国 際 東 京 東 京 国 際 (羽 田) 新 潟 新 潟 富 山 富 山 石 川 小 松 静 岡 静 岡 愛 知 中 部 国 際 大 阪 関 西 国 際 岡 取 美 保 (米 子) 山 岡 山 広 島 高 松 香 川 高 松 愛 媛 福 山 福 岡 北 九 州 佐 賀 崎 長 熊 本 熊 大 分 大 宮 崎 鹿 児 島 沖 那 覇 新 石 垣

Ⅱ 公安審査委員会

法務省設置法第26条、第34条 公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）

公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどる行政機関である。

（業務の実施状況）

令和2年10月26日、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第1項後段の規定に基づき、平成12年1月28日付け当委員会決定（平成15年1月23日付け、18年1月23日付け、21年1月23日付け、24年1月23日付け、27年1月23日付け及び平成30年1月22日付け各期間更新決定）に係る被請求団体「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する同法第5条第4項の処分の請求があった。

令和3年1月6日、当委員会は、審査を遂げた上、「被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する」旨決定（令和3年2月1日期間更新、令和6年1月31日期間満了）した。

Ⅲ 公安調査庁

法務省設置法第26条、第35条 法務省組織令第87条～第97条 法務省組織規則第34条 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号） 公安調査庁組織規則（平成13年法務省令第2号）

公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である。

また、公安調査庁は、我が国の情報コミュニティ構成庁として、北朝鮮情勢や国際テロ、経済安全保障上の懸念動向など、我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の公安情勢について幅広く情報を収集・分析しており、これらの情報については、公共の安全の確保、安全保障・危機管理等の政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて、情報コミュニティ内で共有するほか、官邸、国家安全保障会議等の関係機関に提供している。

（重要施策の概要）

1 北朝鮮、国際テロ関係や経済安全保障上の懸念動向など我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集・分析機能の強化

北朝鮮関係では、日本人拉致や核・ミサイル開発等の我が国及び国民の安全に関わる重大な問題について、これらをめぐる北朝鮮の動向及び意図、大量破壊兵器等

関連物資・技術の調達・拡散の実態等に関する情報収集に努めた。また、北朝鮮の内部事情や対日関係を含む対外動向、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯の組織・活動の解明に取り組んだ。

国際テロ情勢については、「イラク・レバントのイスラム国」(I S I L)等国際テロ組織に関係したテロが、中東・アフリカ諸国や欧米諸国、アジア諸国で発生しており、国際社会は依然として深刻なテロの脅威にさらされている。

こうした情勢の中、我が国に関しても、I S I L等がかねてから我が国をテロの対象として名指しし、近年、不特定多数の人々が集まる場所等を標的としたテロ事件の巻き添えとして、邦人が海外で被害に遭う事案がほぼ毎年発生している。我が国では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、国際テロ組織にとって格好の宣伝機会ともなり得る大規模国際イベントが控えていることから、引き続き警戒が必要な状況であった。そこで、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)等に基づき、テロを未然に防止するため、国内外の関係機関との連携を緊密にしつつ、国際テロ組織との関わりが疑われる不審人物や組織の有無及びその動向等の実態解明に向け、関連情報の収集・分析を一層推進した。

経済安全保障上の懸念動向については、国外への先端技術等の流出や外国資本等による重要施設周辺の不動産取得事案などについて、関連情報の収集・分析を推進した。また、官民連携に向けた取組として、我が国の経済団体、民間企業等に対し、講演会などを通じ、重要情報の流出防止等に向けた情報発信を行った。

このほか、サイバー攻撃が国内外で常態化し、サイバー空間の社会への拡大・浸透がより一層進む中であって、サイバー空間における悪意ある主体の活動は、社会・経済の持続的な発展や国民生活の安全・安心に対する深刻な脅威となっており、その予兆の早期把握、実行主体の解明等に向け、関連情報の収集・分析を推進した。

2 オウム真理教対策の推進

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分に付されている、いわゆるオウム真理教については、依然として、麻原彰晃こと松本智津夫を絶対的帰依の対象とし、同人の影響下にあるなど、無差別大量殺人行為に及ぶ本質的な危険性が認められ、その活動状況を継続して明らかにする必要があることから、公安審査委員会に対して、観察処分の期間更新請求(7回目)を行った(公安審査委員会は、令和3年1月6日、観察処分の期間を3年間更新することを決定)。

観察処分については、令和2年中、団体施設に対する立入検査を21か所の施設に対して実施し、団体から4回にわたり組織や活動に関する報告を徴取したほか、延べ47(実数20)の関係地方公共団体の長に対して調査結果を提供した。

また、団体施設周辺に居住する住民の恐怖感・不安感を解消・緩和するため、16回にわたり地域住民との意見交換会を行った。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする政府の重要施策の推進への貢献

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、平成25年9月に設置した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の下、関連情報の収集・分析機能の強化に取り組むとともに、政府が設置した「セキュリティ情報センター」等の求めに応じて、適時・適切に関連情報を提供した。

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）については、平成31年4月に設置した「京都 kongress 情報集約室」を令和元年7月22日に「京都 kongress 関連特別調査本部」に改組し、同会議の安全開催に向けた関連情報の収集・分析体制の更なる強化を図った。

付 録

組織別等内訳		適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級別											俸給額(千円)			
組織・項等の区分	法務本省			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
法務本省共通費	特 別 職		外 4(5箇月) ⁽⁹¹⁾ 304															3,969,865
		大 臣	1															58,927
		副 大 臣	1															
		大 臣 政 務 官	1															
		大 臣 補 佐 官	1															
		中央更生保護審査会委員 長	1															
		中央更生保護審査会委員	2															
		秘 書 官	1															
一 般 職			外 4(5箇月) ⁽⁹¹⁾ 796															3,911,038
		指定職俸給表	(8)															148,260
		事務次官	1															
		官房長、局長	(7)															
		部 長	(1)															
		公文書監理官	1															
		審 議 官	2															
		行政職俸給表(-)	(88)	(11)	(4)	(28)	(2)	(38)										
		課 長	752	11	13	56	49	135	122	133	195	31	7					3,644,264
		室 長	(39)	(8)	(4)	(27)												
		課 長 補 佐	50	8	13	29	(1)											
			(2)			27	9											
			36															
			143				26	63	54									

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(円)			
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	係長	2 283										115	2 外 168				
	主任	26											10	16			
	審議官	(3) 3		(3) 3													
	専門職	105				9	23	65	1	7							
	法規専門職	(39) 41				(1) 1	(38) 40										
	技術専門職	43				4	9	3	17	10							
	一般職員	22												15	7		
	行政職俸給表(二)																
	技能労務職員	24						2	6	13	3						82,248
	医療職俸給表(二)																
	薬剤師	1												1			4,003
	医療職俸給表(三)	4													2		15,738
	看護師	2															
	看護師	2													2		
	専門スタッフ職俸給表																
	専門職	3													3		16,525
法務総合研究所																	
法務総合研究所共通費																	
一 一般職		(11) 84															432,305
	指定職俸給表																
	所長	(1) 1															14,100
	行政職俸給表(一)	(6) 66				(3) 3	(2) 3	9	13	7	14	11					331,559
	部長	(9) 6				(3) 3	(2) 3										
	課長	2				1	1										

組織・項等の区分	適用を受ける係表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	課長補佐	1								1								
	係長	4										3	1					
	主任	1											1					
	教官	(3) 15					(3) 4				5	6						
	首席専門官	3					1	2										
	統括専門官	7								1	6							
	専門官	26										4	12	10				
	一般職員	1												1				
	行政職俸給表(二)																	
	技能労務職員	1													1			3,554
	研究職俸給表	(2) 16									(1) 5		2	(1) 5	4			83,092
	部長等研究員	(2) 12									(1) 5		2	(1) 5				
研究員	4													4				
検察庁																		
検察官署共通費																		
一般職		外 1(5箇月) 内 8(9箇月) 11(6箇月) 11,859															55,251,919	
指定職俸給表		6															56,160	
(最高検察庁)																		
事務局長		1																
(高等検察庁)																		
事務局長		5																
行政職俸給表(-)		283					1								21	261	765,091	
(最高検察庁)																11		

組織・項等の区分	適用を受ける係給表及び職名	予算定員(人)	級 別											係給額(千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	事務局長	3		1	1	1												
	事務局長	7				5	2											
	課長	59					29	30										
	支部長	6							3	3								
	課長佐	28								20	8							
	係長	157										84	73					
	主任	47												28	19			
	専門職	19								7	12							
	検察監査官	11						9	2									
	監査専門官	16										7	9					
	一般職員	35													19	16		
	[地方検察庁及び区検察庁]	1 113 8,228																
	事務局長	50			12	39	80	649	719	2,467	2,397	1	113	182				
	事務局長	13						12	1									
	地検課長	183							134	49								
	支部課長	36							4	20	12							
	区検課長	6								3	3							
	課長補佐	87								16	71							
	係長	550									204	346						
	主任	118													74	44		
	専門職	64													64			
	首席捜査官	52								6	35	11						
	次席捜査官	72									10	62						
	統括捜査官	706										319	316	71				

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(千円)		
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
	主任捜査官	外 1 94 3,319										外 978	内 1 1,614	94 727		
	検務監理官	50				18			32							
	統括検務官	636							69		294					
	検務専門官	内 19 2,033									8	766	363	19 896		
	調査官	55							17	34	4					
	一般職員	198												16	182	
	検 察 官	外 8 内 1 2,759														19,155,205
	[最高検察庁]	18														
	検 事 総 長	1														
	次 長 検 事	1														
	検 事	16														
	[高等検察庁]	130														
	検 事 長	8														
	検 事	122														
	[地方検察庁及び区 検察庁]	外 8 内 1 2,611														
	検 事	外 8 内 1 1,732														
	副 検 事	879														
矯正官署																
矯正官署共通費																
一 般 職		内 247(6科目) 23,539														88,640,769
	指定職俸給表	9														82,872
	[矯正研修所]															

組織・項等の区分	適用を受ける係表及び職名	予算定員(A)	級 別 内 訳											俸給額(千円)		
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
	(少年鑑別所)	6											4	2		
	専門職	5											4	1		
	一般職員	1												1		
	行政職俸給表(二)	15											5	10		34,528
	[刑務所]															
	技能労務職員	7											4	3		
	(少年院)															
	技能労務職員	8												1	7	
	公安職俸給表(-)	172 19,010	3	39	69	119	452	509	614	1,799	3,935	内 11	内 56	内 105		
	[矯正研修所]	70				3	5	24	10	24	4					70,404,844
	部長	2					2									
	教官	25					5	9	4	7						
	専門教官	19						2	1	12	4					
	支所教頭	1					1									
	同教官	23						13	5	5						
	[矯正管区]	275	15	9	20	62	50	30	68					16	5	
	部長	24		15	9											
	部長	1					1									
	課長	99					11	62	26							
	係長	64								7	57					
	首座管区監査官	8					8									
	矯正専門職	58								24	23	11				
	一般職員	21													16	5
	[刑務所]	172 18,665	3	24	60	96	385	435	574	1,707	3,931	内 11	内 56	内 105		
															8,966	2,684

組織・項等の区分	適用を受ける係給表及び職名	予定定員(人)	級 別											俸給額(千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	所 長	70	3	24	30	13												
	部 長	183			30	66	97											
	課 長	220					74	96	50									
	支 所 長	105				11	20	33	41									
	支 所 次 長	10					10											
	同 課 長	81						4	14	13								
	課 長 補 佐	42							4	38								
	係 長	417								312	105							
	調 査 官	20					13	7										
	首 席 議 正 処 遇 官	207				6	150	51										
	次 席 議 正 処 遇 官	14					14											
	統 括 議 正 処 遇 官	631					1	163	285	182								
	議 正 処 遇 官	56																
	内	11,175								817	3,246							
	専 門 官	11																
	内	1,182					6	81	180	345	580							
	一 般 職 員	105																
	内	4,338																
	公安職係給表(二)	24																
	内	3,407			3	20	42	57	171	146	1,065	1,044						
	[少 年 院]	19																
	内	2,280			2	10	22	31	106	75	682	736						
	院 長	38			2	10	18	8										
	分 院 長	6						6										
	次 長	41				4	14	23										
	課 長	41							17	15	9							
	課 長 補 佐	16								1	11	4						
	係 長	154																
	調 査 官	7								7								

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(千円)			
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	首席専門官	55					3	48	4								
	統括専門官	145						11	54	80							
	専門官 内	19 1,640							1	562	625	内	19 452				
	一般職員	137													3	134	
	(少年鑑別所)	5															
	所長	1,125	1	10	20	25	64	71	343	308	内	5	250	33			
	所長	44	1	10	18	15											
	次長	15			2	6	7										
	課長	60					13	20	27								
	課長補佐	8							2	6							
	分所長	8				1	7										
	分所課長	1							1								
	係長	82											65	17			
	首席専門官	42				3	30	9									
	次席専門官	1						1									
	統括専門官	112						6	41	65							
	専門官 内	5 717							1	248	237	内	5 231				
	一般職員	35												2	33		
	(婦人補導院)	2				1	1										
	院長	1						1									
	院長	1															
	医療職俸給表(-)	328															
	(刑務所)	242															
	所長	4															
	医務部長	23															

組織・項等の区分	適用を受ける係給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)			
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	医務課長	124												78	46		
	支所医務課長	17														16	1
	医長	12												2	10		
	医師	62													27	35	
	[少年院]	65											4	30	25	6	
	院長	3											3				
	医務部長	1											1				
	医務課長	42												30	12		
	医長	2													2		
	医師	17													11	6	
	[少年鑑別所]	21												11	8	2	
	医務課長	15												11	4		
	分所医務課長	1													1		
	医師	5													3	2	
	医療職俸給表(二)	168											20	4	76	68	
	[刑務所]	161											18	3	73	67	
	薬剤師	88											18	2	34	34	
	栄養士	19													12	7	
	診療エックス線技師	22													15	7	
	医療技術職員	32												1	12	19	
	[少年院]	7											2	1	3	1	
	薬剤師	6											2	1	3		
	栄養士	1														1	
	医療職俸給表(三)	51															
		462											6	4	47	51	405
																	1,501,251

組織・項等の区分	適用を受ける係表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)					
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級						
更生保護官署	(用務所)	内 51 445																	
	総看護師長	7								6					内 51 390				
	看護師長	48								6									
	看護師	内 51 390													内 51 390				
	(少年院)	16													2	14			
	看護師長	2													2				
	看護師	14														14			
	(少年鑑別所)																		
	看護師	1															1		
更生保護官署共通費																			
一 一般職		内 17(6箇月) 1,839																7,316,207	
指定職俸給表																			
[地方更生保護委員] 会																			
委員長	4																	37,896	
行政職俸給表(-)	内 17 1,833																		
[地方更生保護委員] 会	内 4 310																		
委員長	4																		
委員	49																		
事務局長	8																		
事務局次長	2																		
課長	11																		
課長補佐	16																		
係長	19																		

組織・項等の区分	適用を受ける係表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	訟務管理官	8								8								
	上席訟務官	124	内							77	38	9						
	訟務官	320										171	149					
	民事行政調査官	8								8								
	首席登記官	81							35	46								
	次席登記官	22								22								
	統括登記官	842								236	604	2						
	登記官	107 3,859	外 内									2	2					
	復興事業対策官	2																
	電子認証管理官	1								1								
	登記情報システム管理官	50								14	36							
	表示登記専門官	582								48	276	268						
	監査専門官	81								8	9	50	14					
	遺言書保管官	154									10	144						
	人権擁護専門官	11								6	5							
	民事専門官	83										51	42					
	戸籍国籍相談官	16										2	14					
	登記専門職	432											49	383				
	供託専門職	132											77	55				
	一般職員	188												98	90			
	行政職俸給表(二)																	
	技能労務職員	26								1	21	4						
	出入国在留管理庁																	50,986

組織・項等の区分	適用を受ける係表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(円)			
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	地方出入国在留管理局統括審査官	196										41	155				
	同 入 国 審 査 官	80														80	
	支 局 長	1,324											223	358		内 743	
	支 局 次 長	7			5	2											
	支 局 長	4				4											
	同 課 長	7					7										
	同 室 長	4							4								
	同 課 長 補 佐	10							2	8							
	同 係 長	24								6	18						
	同 監 理 官	9					9										
	同 首 席 審 査 官	53						10	43								
	同 統 括 審 査 官	142							12	130							
	同 入 国 審 査 官	2	外										1			1	
	同 入 国 審 査 官	5	内										112	924		内 5	
	同 入 国 審 査 官	2,136															
	入 国 者 収 容 所 長	2			2												
	入 国 者 収 容 所 次 長	2				1	1										
	同 課 長	4						3	1								
	同 課 長 補 佐	2							1	1							
	同 係 長	8								5	3						
	一 般 職 員	69														22	47
	公安職係表(-)	1,611				3	16	12	27	48	347	431	432	285			5,480,577
	地方出入国在留管理局警備監理官	4				3	1										
	同 首 席 入 国 警 備 官	34						12	12	10							
	同 統 括 入 国 警 備 官	123								13	42	68					
	同 入 国 警 備 専 門 官	1,013															
	入 国 者 収 容 所 首 席 入 国 警 備 官	4					3	1									

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名 備官	予 算 定 員 (人)	級 別 内 記											俸 給 額 (千円)			
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	入国者収容所新括入国警備官	14								3	6	5					
	同入国警備専門官	115										33	47	35			
	一 般 職 員	304												9	295		
	医療職俸給表(一)	3												内 3			
	6													5			
	室 長	1											1			21,566	
	医 師	3												内 3			
	5													5			
	医療職俸給表(二)																
	薬 劑 師	1												1			3,954
	医療職俸給表(三)	4												2	2		13,963
	看 護 師 長	2												2			
	看 護 師	2													2		
公安審査委員会																	
公安審査委員会																	
一 般 職	行政職俸給表(一)	4							1		1		1				18,768
	事 務 局 長	1							1								
	主 任 専 門 職	1												1			
公安調査庁 公安調査庁共通職		2									1		1				
一 般 職																	
	内 63(6階層)1,697																6,757,850
	30																
	長 官	(1)															103,992
	次 長	(1)															
部 長	(1)																
3																	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(千円)	
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		
	公安調査局調査官	55 634										79	207	202	55 146
	同 専 門 職	68					31	26	11						
	公安調査事務所長	14			6	7	1								
	公安調査事務所首席調査官	28						26	2						
	同 統 括 調 査 官	54						9	6	39					
	同 調 査 官	8 227										15	118	53	8 41
	同 専 門 職	23									18	5			

(備考) 1 ()の数字は、換算をもって充てることができる人員で内数である。
2 この予算定員及び俸給表の予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の特例に関する法律」第7条第1項の俸給表を適用する特定任期付職員及び「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項又は第2項の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる。
3 この予算定員及び俸給表の職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ) 法務省主管 令和3年度歳入予算額表
法務省主管

(単位：千円)

部・款・項・目	令和3年度予算額	前年度予算額	対前年度 比較増△減額
雑収入	93,661,221	96,914,856	△ 3,253,635
国有財産利用収入	783,861	800,583	△ 16,722
国有財産貸付収入	782,751	799,370	△ 16,619
土地及水面貸付料	226,826	195,151	31,675
建物及物件貸付料	304,450	336,965	△ 32,515
公務員宿舍貸付料	251,475	267,254	△ 15,779
利子収入			
延納利子収入	1,110	1,213	△ 103
諸収入	92,877,360	96,114,273	△ 3,236,913
許可及手数料			
手数料	47,759,504	48,789,555	△ 1,030,051
懲罰及没収金	39,989,407	42,233,902	△ 2,244,495
過料	1,638,983	1,574,256	64,727
没収金	757,626	1,058,530	△ 300,904
罰金及科料	37,592,798	39,601,116	△ 2,008,318
弁償及返納金	957,437	771,913	185,524
弁償及違約金	466,413	502,035	△ 35,622
返納金	491,024	269,878	221,146
物品売払収入			
不用物品売払代	174,726	169,319	5,407
矯正官署作業収入	3,529,140	3,717,402	△ 188,262
刑務所作業収入	3,525,368	3,712,227	△ 186,859
少年院職業指導収入	3,772	5,175	△ 1,403
雑入	467,146	432,182	34,964
労働保険料被保険者負担金	52,311	41,590	10,721
小切手支払未済金収入	5,879	8,454	△ 2,575
延滞金	2,247	2,667	△ 420
期満後収入	177,428	136,232	41,196
雑収	229,281	243,239	△ 13,958
法務省主管合計	93,661,221	96,914,856	△ 3,253,635

(ウ) 法務省所管 令和3年度歳出予算項目別表

(単位：千円)

項 目	令和3年度 当初予算額	前年度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
法務本省共通費	127,718,105	129,503,389	△ 1,785,284
職員基本給	4,895,572	4,957,876	△ 62,304
職員諸手当	2,474,850	2,524,810	△ 49,960
超過勤務手当	728,121	711,847	16,274
委員手当	45,839	48,431	△ 2,592
非常勤職員手当	19,647	19,741	△ 94
退職者給与	885,271	798,599	86,672
国際機関等派遣職員給与	234,028	220,576	13,452
公務災害補償費	500,684	480,368	20,316
退職手当	33,449,130	32,540,550	908,580
児童手当	54,480	54,120	360
諸謝金	36,684	42,270	△ 5,586
報償費	1,691	1,691	0
職員旅費	261,132	298,880	△ 37,748
国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催職員旅費	0	31,919	△ 31,919
外国留学旅費	41,296	38,774	2,522
赴任旅費	12,851	11,691	1,160
委員等旅費	12,940	15,765	△ 2,825
国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催外国人招へい旅費	0	5,376	△ 5,376
参考人等旅費	62	62	0
庁費	1,378,414	1,373,196	5,218
情報処理業務庁費	406,774	344,601	62,173
国会図書館支部庁費	3,538	3,538	0
司法国際化業務庁費	272,969	174,238	98,731
国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催庁費	0	1,844,266	△ 1,844,266
庁舎等撤去費	96,700	113,974	△ 17,274
国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催招へい外国人滞在費	0	188	△ 188
各所修繕	1,365,448	1,416,653	△ 51,205
自動車重量税	370	202	168
国家公務員共済組合負担金	63,598,492	65,000,832	△ 1,402,340
基礎年金等国家公務員共済 組合負担金	16,072,373	15,610,582	461,791

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
育児休業手当金国家公務員 共済組合負担金	10,510	11,159	△ 649
国有資産所在市町村交付金	179,437	170,536	8,901
国際私法会議等分担金	60,406	66,047	△ 5,641
政府開発援助国際連合薬物犯罪 事務所拠出金	54,794	118,966	△ 64,172
国際機関拠出金	143,013	30,476	112,537
交際費	1,989	1,989	0
賠償償還及払戻金	418,600	418,600	0
基本法制整備費	130,906	131,074	△ 168
諸謝金	5,013	3,177	1,836
職員旅費	13,138	16,218	△ 3,080
委員等旅費	1,002	861	141
庁費	111,753	110,818	935
司法制度改革推進費	17,968,049	17,846,784	121,265
委員手当	43,097	43,097	0
諸謝金	121,549	125,027	△ 3,478
職員旅費	10,047	10,357	△ 310
委員等旅費	20,475	21,933	△ 1,458
庁費	32,406	33,382	△ 976
情報処理業務庁費	4,186	4,185	1
司法試験業務庁費	649,618	403,775	245,843
国選弁護士確保業務等委託費	16,945,011	17,042,174	△ 97,163
国際仲裁活性化調査委託費	141,660	162,854	△ 21,194
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費 交付金	15,159,730	14,847,335	312,395
再犯防止等企画調整推進費	63,347	193,254	△ 129,907
諸謝金	2,110	1,655	455
職員旅費	6,211	2,566	3,645
庁費	22,039	22,193	△ 154
再犯防止等推進業務庁費	32,987	0	32,987
再犯防止等推進調査地方公共団体 委託費	0	166,840	△ 166,840
検察企画調整費	57,014	45,098	11,916
諸謝金	3,979	237	3,742
証人等被害給付金	100	100	0
職員旅費	13,965	6,863	7,102

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
委員等旅費	972	0	972
外国人招へい旅費	1,421	5,178	△ 3,757
庁費	34,942	30,999	3,943
招へい外国人滞在費	89	175	△ 86
調査活動費	1,546	1,546	0
矯正企画調整費	135,323	156,426	△ 21,103
委員手当	69,721	70,252	△ 531
諸謝金	3,252	4,217	△ 965
褒賞品費	977	977	0
職員旅費	1,556	3,947	△ 2,391
委員等旅費	3,578	4,809	△ 1,231
庁費	10,381	13,630	△ 3,249
民間資金等活用事業調査費	38,658	51,394	△ 12,736
貸費生貸与金	7,200	7,200	0
更生保護企画調整推進費	54,297	86,811	△ 32,514
諸謝金	1,975	1,616	359
褒賞品費	4,882	4,987	△ 105
職員旅費	3,650	4,417	△ 767
委員等旅費	1,443	831	612
外国人招へい旅費	0	2,042	△ 2,042
庁費	15,171	26,180	△ 11,009
招へい外国人滞在費	0	178	△ 178
更生保護事業費補助金	27,176	46,560	△ 19,384
債権管理回収業審査監督費	10,432	10,425	7
職員旅費	313	313	0
債権回収会社検査旅費	3,729	3,729	0
庁費	6,390	6,383	7
人権擁護推進費	1,333,414	1,311,583	21,831
人権啓発活動等委託費	1,290,966	1,269,115	21,851
人権啓発活動等補助金	42,448	42,468	△ 20
訟務費	1,920,397	1,920,788	△ 391
諸謝金	262,638	262,638	0
訟務旅費	215,411	216,799	△ 1,388
委員等旅費	6,831	5,871	960
訟務庁費	734,732	734,695	37
訴訟用印紙類購入費	67,285	67,285	0
賠償償還及払戻金	33,500	33,500	0

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
保証金	600,000	600,000	0
法務省施設費	20,292,981	21,458,658	△ 1,165,677
施設施工旅費	41,853	38,504	3,349
施設施工庁費	54,898	55,059	△ 161
施設整備費	18,007,026	19,175,891	△ 1,168,865
不動産購入費	2,189,204	2,189,204	0
法務行政情報化推進費			
情報処理業務庁費	836,598	3,614,592	△ 2,777,994
(組織) 法務本省 計	185,680,593	191,126,217	△ 5,445,624
法務総合研究所共通費	1,871,494	1,966,602	△ 95,108
職員基本給	519,274	528,990	△ 9,716
職員諸手当	261,811	263,215	△ 1,404
超過勤務手当	12,029	12,029	0
非常勤職員手当	3,602	0	3,602
児童手当	5,705	6,390	△ 685
諸謝金	14,001	16,900	△ 2,899
職員旅費	229,996	307,034	△ 77,038
赴任旅費	4,751	3,026	1,725
庁費	593,344	598,274	△ 4,930
研修所庁費	134,479	136,468	△ 1,989
情報処理業務庁費	6,838	8,612	△ 1,774
公共施設等維持管理運営費	85,411	85,411	0
交際費	253	253	0
法務調査研究費	41,195	42,845	△ 1,650
諸謝金	1,134	3,718	△ 2,584
職員旅費	3,491	4,330	△ 839
委員等旅費	72	72	0
試験研究費	36,498	34,725	1,773
国際協力推進費	301,757	331,052	△ 29,295
政府開発援助諸謝金	67,425	65,875	1,550
政府開発援助職員旅費	67,305	73,428	△ 6,123
政府開発援助研修生旅費	9,900	13,949	△ 4,049
政府開発援助外国人招へい旅費	69,977	60,926	9,051
政府開発援助庁費	70,326	102,523	△ 32,197
政府開発援助情報処理業務庁費	1,185	1,042	143
政府開発援助招へい外国人滞在費	15,639	13,309	2,330
(組織) 法務総合研究所 計	2,214,446	2,340,499	△ 126,053

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
検察官署共通費	105,094,600	105,246,814	△ 152,214
職員基本給	62,927,087	63,537,778	△ 610,691
職員諸手当	31,820,586	31,577,630	242,956
超過勤務手当	2,363,553	2,293,549	70,004
短時間勤務職員給与	1,712,455	1,541,389	171,066
児童手当	630,550	652,225	△ 21,675
職員旅費	4,902	4,956	△ 54
赴任旅費	369,087	369,087	0
庁費	4,976,611	5,054,237	△ 77,626
情報処理業務庁費	90,694	114,725	△ 24,031
庁舎等撤去費	106,501	10,122	96,379
土地建物借料	26,872	25,955	917
公共施設等維持管理運営費	40,852	40,852	0
自動車重量税	3,931	2,716	1,215
国有資産所在市町村交付金	17,378	18,052	△ 674
交際費	3,541	3,541	0
検察費	5,381,392	5,318,831	62,561
諸謝金	993,793	1,004,391	△ 10,598
検察旅費	579,857	603,554	△ 23,697
選挙取締旅費	2,790	0	2,790
参考人等旅費	288,213	267,942	20,271
検察業務庁費	3,509,412	3,441,062	68,350
選挙取締庁費	5,445	0	5,445
予納金	200	200	0
刑事補償金	1,682	1,682	0
検察運営費	2,204,217	3,669,651	△ 1,465,434
諸謝金	12,464	12,464	0
報償費	5,100	5,100	0
職員旅費	154,635	132,369	22,266
委員等旅費	1,335	1,335	0
司法警察職員修習旅費	3,985	3,988	△ 3
司法修習生旅費	4,129	3,731	398
情報処理業務庁費	0	1,381,501	△ 1,381,501
検察業務庁費	1,982,199	2,088,793	△ 106,594
調査活動費	40,370	40,370	0
(組織) 検察庁計	112,680,209	114,235,296	△ 1,555,087
矯正官署共通費	169,864,046	171,870,487	△ 2,006,441

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
職員基本給	98,342,979	98,589,950	△ 246,971
職員諸手当	45,005,325	46,913,864	△ 1,908,539
超過勤務手当	19,328,139	19,442,092	△ 113,953
非常勤職員手当	1,044,897	1,029,422	15,475
短時間勤務職員給与	1,026,558	836,143	190,415
児童手当	1,943,405	1,958,550	△ 15,145
諸謝金	30,264	30,118	146
褒賞品費	1,889	1,889	0
職員旅費	289,001	288,415	586
赴任旅費	372,097	287,332	84,765
庁費	2,395,214	2,406,496	△ 11,282
情報処理業務庁費	34,018	39,738	△ 5,720
土地建物借料	310	332	△ 22
自動車重量税	20,364	18,744	1,620
国有資産所在市町村交付金	29,418	27,234	2,184
交際費	168	168	0
矯正管理業務費	6,268,789	6,388,412	△ 119,623
諸謝金	36,259	35,184	1,075
職員旅費	164,918	159,184	5,734
赴任旅費	214,383	139,210	75,173
委員等旅費	42,043	34,569	7,474
矯正管理業務庁費	4,994,502	5,220,597	△ 226,095
看守等被服費	816,272	799,256	17,016
調査活動費	412	412	0
矯正収容費	43,364,456	42,898,209	466,247
諸謝金	913,003	952,415	△ 39,412
被収容者作業報奨金	1,626,356	1,681,028	△ 54,672
職業能力習得報奨金	6,498	7,005	△ 507
職業補導賞与金	45	45	0
被収容者作業死傷手当	11,156	11,156	0
矯正教育死傷手当	993	993	0
職業補導死傷手当	49	49	0
収容業務旅費	480,786	471,435	9,351
作業業務旅費	117,675	117,675	0
護送旅費	388,630	408,296	△ 19,666
被収容者旅費	99,854	105,627	△ 5,773
帰宅旅費	21,381	22,685	△ 1,304

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
収容諸費	23,236,401	22,296,233	940,168
作業諸費	2,858,608	2,801,282	57,326
被収容者被服費	404,079	411,727	△ 7,648
作業場等借料	10,301	10,301	0
被収容者食糧費	8,276,776	8,600,018	△ 323,242
原材料費	196,586	199,199	△ 2,613
賠償償還及払戻金	100	100	0
都道府県警察実費弁償金	4,715,179	4,800,940	△ 85,761
矯正施設民間開放推進費	18,942,271	19,232,333	△ 290,062
職員旅費	330	330	0
矯正管理業務庁費	2,491,235	2,757,218	△ 265,983
公共施設等維持管理運営費 (組織) 矯正官署計	16,450,706	16,474,785	△ 24,079
更生保護官署共通費	238,439,562	240,389,441	△ 1,949,879
職員基本給	14,315,300	14,319,162	△ 3,862
職員基本給	8,326,282	8,391,506	△ 65,224
職員諸手当	4,418,834	4,424,414	△ 5,580
超過勤務手当	298,342	300,335	△ 1,993
委員手当	27,495	27,495	0
短時間勤務職員給与	314,779	242,609	72,170
児童手当	100,210	103,610	△ 3,400
職員旅費	16,188	15,822	366
赴任旅費	62,215	54,434	7,781
委員旅費	1,535	1,535	0
庁費	718,450	733,464	△ 15,014
情報処理業務庁費	21,369	14,032	7,337
土地建物借料	849	852	△ 3
公共施設等維持管理運営費	7,747	7,747	0
自動車重量税	0	300	△ 300
国有資産所在市町村交付金	25	27	△ 2
交際費	980	980	0
更生保護活動費	13,247,441	13,220,697	26,744
諸謝金	90,155	98,748	△ 8,593
保護観察対象者等職業補導給付金	574,560	574,560	0
食事費給与金	768	926	△ 158
褒賞品費	20,175	19,766	409
更生保護業務旅費	225,983	230,873	△ 4,890
研修生旅費	33,134	32,875	259

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
参考人等旅費	117	117	0
婦住援護旅費	3,413	3,430	△ 17
更生保護業務庁費	2,174,102	2,077,446	96,656
被保護者被服費	7,363	7,401	△ 38
土地建物借料	13,161	13,161	0
保護観察所入所者食糧費	12,551	12,551	0
更生保護委託費	5,473,533	5,430,965	42,568
保護司実費弁償金	4,618,426	4,717,878	△ 99,452
(組織) 更生保護官署 計	27,562,741	27,539,859	22,882
法務局共通費	71,632,538	72,791,282	△ 1,158,744
職員基本給	38,771,285	39,456,638	△ 685,353
職員諸手当	20,122,191	20,458,498	△ 336,307
超過勤務手当	3,728,547	3,841,323	△ 112,776
短時間勤務職員給与	2,480,507	2,349,511	130,996
児童手当	411,275	480,465	△ 69,190
諸謝金	16,498	13,599	2,899
褒賞品費	44	44	0
職員旅費	179,399	201,441	△ 22,042
赴任旅費	257,192	257,192	0
庁費	4,610,283	4,684,801	△ 74,518
情報処理業務庁費	504,885	440,576	64,309
庁舎等撤去費	4,779	49,642	△ 44,863
土地建物借料	369,210	382,832	△ 13,622
公共施設等維持管理運営費	166,132	164,499	1,633
自動車重量税	2,339	2,071	268
国有資産所在市町村交付金	6,728	6,906	△ 178
交際費	1,244	1,244	0
登記事務処理費	25,085,781	52,270,641	△ 27,184,860
委員手当	538,545	535,111	3,434
諸謝金	1,372	3,990	△ 2,618
登記業務旅費	138,311	143,963	△ 5,652
委員等旅費	28,943	28,504	439
登記情報処理業務庁費	5,429,642	33,843,433	△ 28,413,791
登記業務庁費	10,962,453	10,192,142	770,311
土地建物借料	121,510	119,675	1,835
登記事項証明書交付事務等委託費	7,865,005	7,403,823	461,182
国籍等事務処理費	9,610,421	8,577,561	1,032,860

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
民事業務旅費	21,764	22,099	△ 335
民事業務庁費	7,730,642	4,817,166	2,913,476
社会保障・税番号制度システム 整備費補助金	1,770,209	3,644,040	△ 1,873,831
供託金利息	87,806	94,256	△ 6,450
人権擁護活動費	2,161,849	2,151,873	9,976
人権擁護業務旅費	25,214	28,033	△ 2,819
人権擁護業務庁費	816,714	781,964	34,750
人権擁護委員実費弁償金 (組織) 法務局 計	1,319,921	1,341,876	△ 21,955
出入国在留管理庁共通費	108,490,589	135,791,357	△ 27,300,768
職員基本給	39,149,092	37,512,406	1,636,686
職員諸手当	22,817,458	21,878,148	939,310
超過勤務手当	11,045,718	10,614,453	431,265
短時間勤務職員給与	3,239,339	3,069,278	170,061
児童手当	100,485	120,677	△ 20,192
諸謝金	240,275	237,385	2,890
報償費	2,826	41	2,785
職員旅費	106	106	0
赴任旅費	127,575	43,804	83,771
庁費	199,851	141,725	58,126
情報処理業務庁費	1,323,389	1,310,984	12,405
庁舎等撤去費	21,410	19,849	1,561
土地建物借料	0	34,628	△ 34,628
公共施設等維持管理運営費	18,070	28,608	△ 10,538
自動車重量税	8,293	8,293	0
国有資産所在市町村交付金	3,709	3,648	61
交際費	420	611	△ 191
出入国管理企画調整推進費	168	168	0
委員手当	3,063,388	3,054,710	8,678
諸謝金	71,450	71,917	△ 467
職員旅費	77,703	77,479	224
委員等旅費	20,637	17,867	2,770
外国人招へい旅費	9,416	9,846	△ 430
出入国管理業務庁費	574	574	0
招へい外国人滞在費	445,737	274,993	170,744
	144	144	0

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
調査活動費	547	547	0
中長期在留者住居地届出等事務委託費	1,297,183	1,361,346	△ 64,163
外国人技能実習機構交付金	39,997	39,997	0
外国人受入環境整備交付金	1,100,000	1,200,000	△ 100,000
出入国管理業務費	10,080,549	21,227,650	△ 11,147,101
非常勤職員手当	28,839	28,839	0
諸謝金	330,728	563,815	△ 233,087
出入国管理業務旅費	282,827	284,982	△ 2,155
護送旅費	150,263	150,263	0
証人等旅費	56	56	0
被收容者旅費	47,392	47,392	0
情報処理業務庁費	0	10,550,627	△ 10,550,627
出入国管理業務庁費	6,396,979	6,666,407	△ 269,428
収容諸費	1,474,732	1,514,327	△ 39,595
審査官等被服費	74,519	72,893	1,626
被收容者被服費	885	885	0
土地建物借料	692,579	636,667	55,912
調査活動費	2,494	2,494	0
被護送收容者食糧費	576,168	685,915	△ 109,747
被收容者帰国支援事業委託費	22,088	22,088	0
(組織) 出入国在留管理庁 計	52,293,029	61,794,766	△ 9,501,737
公安審査委員会	65,896	66,853	△ 957
職員基本給	22,949	23,303	△ 354
職員諸手当	13,277	14,093	△ 816
超過勤務手当	810	810	0
委員手当	18,172	18,172	0
児童手当	480	540	△ 60
諸謝金	132	132	0
職員旅費	260	260	0
委員旅費	437	437	0
庁費	9,252	9,017	235
自動車重量税	38	0	38
交際費	89	89	0
公安調査庁共通費	13,256,002	13,275,567	△ 19,565
職員基本給	8,002,092	8,009,425	△ 7,333
職員諸手当	3,999,689	4,018,260	△ 18,571

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
超過勤務手当	535,346	531,496	3,850
児童手当	102,655	110,440	△ 7,785
諸謝金	833	833	0
職員旅費	30,204	30,204	0
赴任旅費	41,009	37,255	3,754
庁費	464,916	467,362	△ 2,446
情報処理業務庁費	9,989	10,821	△ 832
庁舎等撤去費	11,330	0	11,330
土地建物借料	3,296	3,496	△ 200
公共施設等維持管理運営費	51,577	51,577	0
自動車重量税	2,040	3,372	△ 1,332
交際費	1,026	1,026	0
破壊的団体等調査費	2,456,964	2,158,423	298,541
諸謝金	4,393	4,393	0
団体等調査旅費	124,844	124,127	717
参考人等旅費	60	60	0
団体等調査業務庁費	414,808	357,143	57,665
公安調査官調査活動費	1,912,859	1,672,700	240,159
(組織) 公安調査庁 計	15,712,966	15,433,990	278,976
法務省所管 合計	743,140,031	788,718,278	△ 45,578,247

(注) 本表のほか、一般会計の前年度予算額には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」に係る経費として、31,852,350千円が措置されている。

(参考) 内閣及びデジタル庁所管（内閣官房及びデジタル庁一括計上）（政府情報システム経費）並びに国土交通省所管（観光庁一括計上）（国際観光旅客税財源充当事業）（単位：千円）

項 目	令和3年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
情報通信技術調達等適正・効率化 推進費			
情報処理業務庁費	40,273,814	0	40,273,814
(組織) 内閣官房 計	40,273,814	0	40,273,814
情報通信技術調達等適正・効率化 推進費			
情報処理業務庁費	1,819,628	0	1,819,628
(組織) デジタル庁 計	1,819,628	0	1,819,628
国際観光旅客税財源観光振興費			
出入国管理業務庁費	4,084,439	8,184,447	△ 4,100,008
(組織) 観光庁 計	4,084,439	8,184,447	△ 4,100,008

イ 東日本大震災復興特別会計
 (7) 令和3年度 政府職員予算定員及び俸給額表
 職名別等内訳

適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)											俸給額(千円)	
	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		
法務省 共通費													
〔法務局〕													
一般職													
行政職俸給表(一)													
登記官	21										21		71,261

(備考) 1 この予算定員及び俸給額表の予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条第1項の俸給表を適用する特定任期付職員が含まれる。
 2 この予算定員及び俸給額表の職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ) 令和3年度 歳入予算額表
 復興庁その他の各省各庁所管(法務省) (単位：千円)

款・項・目	令和3年度予算額	前年度予算額	対前年度比較増△減額
雑収入	103	57	46
雑収入 労働保険料被保険者負担金	103	57	46
合計	103	57	46

(ウ) 令和3年度 歳出予算額科目別表

(単位：千円)

科 目	令和3年度 当初予算額	前年度 当初予算額	対前年度 比較増△減額
法務省共通費	136,871	227,155	△ 90,284
職員基本給	73,334	121,385	△ 48,051
職員諸手当	39,157	64,660	△ 25,503
超過勤務手当	8,027	13,479	△ 5,452
児童手当	1,280	1,800	△ 520
庁費	252	471	△ 219
国家公務員共済組合負担金	14,821	25,360	△ 10,539
法務行政復興政策費	84,618	155,000	△ 70,382
登記業務旅費	656	656	0
登記情報処理業務庁費	877	3,973	△ 3,096
登記業務庁費	83,085	84,043	△ 958
土地建物借料	0	66,328	△ 66,328
法務行政復興事業費	0	4,156,886	△ 4,156,886
施設施工旅費	0	3,507	△ 3,507
施設施工庁費	0	8,317	△ 8,317
施設整備費	0	4,145,062	△ 4,145,062
東日本大震災復興			
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費	31,271	573,018	△ 541,747
交付金			
(組織)復興庁計	252,760	5,112,059	△ 4,859,299

※ 東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(2) 決算

令和2年度 法務省主管 一般会計歳入決算報告書

法務省主管 一般会計

当 初 予 算 額 (円)	歳 入		合 計 (円)	徴 収 決 定 済 額 (円)	取 納 済 歳 入 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	取 納 未 済 歳 入 額 (円)	歳 入 予 算 額 と 取 納 済 歳 入 額 と の 差 (△は減)
	予 算 額 (円)	正 追 加 額 (円)						
96,914,856,000	0	0	96,914,856,000	92,476,838,421	92,439,448,252	14,093,306	23,316,863	△ 4,475,407,748

部・款・項・目別区分及び各目の増減理由

部・款・項・目	歳 入		徴 収 決 定 済 額 (円)	取 納 済 歳 入 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	取 納 未 済 歳 入 額 (円)	歳 入 予 算 額 と 取 納 済 歳 入 額 と の 差 (△は減)	増 減 理 由
	予 算 額 (円)	正 追 加 額 (円)						
政府営業管理収入								
回収金等収入								
東日本大震災復興事業由來放射線物質汚染対策廃棄収入								
事故由來放射線物質汚染対策廃棄収入	0	904,716	904,716	904,716	0	0	904,716	平成28年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る原子力発電所の事故にともなう放射線物質汚染対策に際して、国庫補助金等交付法(平成23年法律第110号)第44号第1項の規定による回収金があったため
雑収入	96,914,856,000	92,438,953,705	92,438,953,705	92,438,953,705	14,093,306	23,316,863	△ 4,475,407,748	
国有財産管理収入	800,583,000	917,689,032	917,689,032	917,689,032	0	337,261	116,768,771	
国有財産貸付収入	799,370,000	916,315,896	916,315,896	916,315,896	0	142,026	116,833,870	
土地及水田賃付料	195,131,000	282,499,714	282,499,714	282,499,714	0	788	41,377,178	土地の貸付面積が予定より多かつたこと等のため
建物及物件賃付料	336,965,000	378,442,178	378,442,178	378,442,178	0	141,258	12,022,022	建物の賃付料が予定より多かつたこと等のため
公務員借賃賃付料	267,259,000	255,373,236	255,373,236	255,373,236	0	195,235	22,979,602	公務員借賃の入居戸数が予定より少かつたこと等のため
利息収入	1,213,000	1,373,136	1,373,136	1,373,136	0	35,099	35,099	
延納利息収入	96,114,273,000	91,558,264,673	91,521,191,765	91,521,191,765	14,093,306	22,979,602	△ 4,593,081,235	
諸収入								
許可手数料	48,789,555,000	47,943,287,660	47,943,287,660	47,943,287,660	0	0	△ 846,267,340	電気通信回線による登記情報提供手数料が予定より少かつたこと等のため
手数料	42,233,902,000	35,849,247,594	35,849,247,594	35,849,247,594	0	0	△ 6,384,654,406	電気通信回線による登記情報提供手数料が予定より少かつたこと等のため
渡料	1,574,256,000	1,588,502,960	1,588,502,960	1,588,502,960	0	0	△ 14,246,960	会社法(平成17年法律第86号)の適反による過料が予定より多かつたこと等のため
没収金	1,058,530,000	627,608,847	627,608,847	627,608,847	0	0	△ 430,921,153	没収用の履行代行による没収が予定より多かつたこと等のため
罰金及科料	39,601,116,000	33,633,135,787	33,633,135,787	33,633,135,787	0	0	△ 5,967,980,213	道路交差点(昭和35年法律第105号)の適反による罰金が予定より少かつたこと等のため
刑費及返納金	771,913,000	2,681,095,281	2,666,742,492	2,666,742,492	858,995	13,483,794	△ 1,894,938,493	訴訟費用再償金が予定より少かつたこと等のため
償還金及返納金	202,035,000	407,700,379	394,569,872	628,133	628,133	12,502,374	△ 107,465,128	民事訴訟保証金の返納金が予定より多かつたこと等のため
返納金	569,878,000	2,272,394,902	2,272,172,630	220,862	220,862	991,420	△ 2,002,294,620	民事訴訟保証金の返納金が予定より多かつたこと等のため
物品売却収入								
不用品売却収入	169,319,000	1,795,309,775	1,795,309,775	1,795,309,775	0	0	△ 1,626,190,775	売付不能による額面品の売却が予定より多かつたこと等のため
矯正官庁作業収入	3,717,402,000	2,800,445,993	2,800,445,993	2,800,445,993	0	0	△ 916,956,007	資金収入が予定より少かつたこと等のため
刑務所作業収入	3,712,227,000	2,797,098,060	2,797,098,060	2,797,098,060	0	0	△ 915,178,940	資金収入が予定より少かつたこと等のため
少年院作業収入	5,175,000	3,397,933	3,397,933	3,397,933	0	0	△ 1,777,067	職業指導作品の売払いが予定より少かつたこと等のため
雑収入	432,182,000	488,678,370	465,958,251	13,234,311	13,234,311	9,485,808	33,776,251	
雑収入	41,590,000	53,444,779	53,444,779	53,444,779	0	0	△ 11,554,779	被保険者が予定より多かつたこと等のため
労働保険料被保険者負担金	8,454,000	6,150,872	6,150,872	6,150,872	0	0	△ 2,303,128	供託金の払戻しに係る小切手支払未済金が予定より多かつたこと等のため
延滞金	2,667,000	15,338,355	2,343,613	2,343,613	0	0	△ 323,387	供託金の払戻しに係る小切手支払未済金が予定より多かつたこと等のため
期満後収入	136,232,000	161,134,442	161,134,442	161,134,442	0	0	△ 24,902,442	供託金の払戻請求に係る期限経過による国庫帰属が予定より多かつたこと等のため
雑収入	243,239,000	252,000,922	242,884,545	9,125,377	9,125,377	0	△ 354,455	
法務省主管計	96,914,856,000	92,476,838,421	92,439,448,252	14,093,306	23,316,863	△ 4,475,407,748		

令和2年度 復興庁その他の各省各庁所管（法務省） 東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書

復興庁その他の各省各庁所管（法務省） 東日本大震災復興特別会計

当 初 予 算 額 (円)	歳入予算額		不 納 欠 損 額 (円)	取 納 未 済 歳 入 額 (円)	取 納 済 歳 入 額 (円)	歳入予算額と取納 済歳入額との差 (△は減) (円)
	予 算 補 正 額 (円)	予 算 補 正 額 の 差 (△は減) (円)				
57,000	0	57,000	0	332,635	332,635	275,635

款・項・目別区分及び各目の増減理由

款・項・目	歳入予算額		不 納 欠 損 額 (円)	取 納 未 済 歳 入 額 (円)	取 納 済 歳 入 額 (円)	歳入予算額と取納 済歳入額との差 (△は減) (円)	増 減 理 由
	歳入予算額 (円)	歳入予算額 の 差 (△は減) (円)					
雑収入	57,000	332,635	0	0	332,635	275,635	
雑収入	57,000	332,635	0	0	332,635	275,635	
労働保険料被保険者負担金	57,000	117,644	0	0	117,644	60,644	被保険者数が予定より多かつたこと等のため
雑収入	0	214,991	0	0	214,991	214,991	通勤手当の返納金があったため
合 計	57,000	332,635	0	0	332,635	275,635	

2 令和2年公布法務省主管法律一覧

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日
1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律	4.24	20	公布の日
2 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律	5.29	33	一部の規定を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日
3 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律	6.12	47	公布の日から起算して20日を経過した日（令和2年7月2日）

3 令和2年公布法務省主管政令一覧

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
1 戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	3.18	47	公布の日
2 法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令	3.23	55	令和2年7月10日
3 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令	3.25	57	令和2年4月1日
4 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令	3.27	64	令和2年4月1日
5 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令	3.27	67	令和2年4月1日
6 法務省組織令の一部を改正する政令	3.30	80	一部の規定を除き、令和2年4月1日
7 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	6.10	179	公布の日
8 司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令	6.24	199	公布の日
9 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令	6.26	205	令和2年7月2日

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
10 令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令	7.14	224	公布の日
11 権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令の一部を改正する政令	9. 4	269	令和2年9月7日
12 刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令の一部を改正する政令	9.16	290	令和2年10月1日
13 会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	11.20	325	公布の日
14 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令	11.20	326	公布の日
15 会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令	11.20	327	一部の規定を除き、令和3年3月1日
16 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の政令で定める日を定める政令	12.23	358	公布の日

4 令和2年公布法務省令等一覧

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
1	商業登記規則の一部を改正する省令	2.12	令和2年3月9日
2	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	3.6	令和2年3月16日
3	供託規則の一部を改正する省令	3.6	令和2年4月1日
4	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	3.17	令和2年3月24日
5	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	3.17	公布の日
6	商業登記規則等の一部を改正する省令	3.19	公布の日
7	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	3.23	公布の日
8	不動産登記規則等の一部を改正する省令	3.30	令和2年3月30日
9	法務省組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
10	法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
11	刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
12	少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
13	矯正研修所組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
14	矯正管区組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
15	保護観察所組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
16	地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
17	入国者収容所組織規則の一部を改正する 省令	3.30	令和2年4月1日
18	地方出入国在留管理局組織規則の一部を 改正する省令	3.30	令和2年4月1日
19	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規 則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
20	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する 省令	3.30	令和2年4月1日
21	法務省定員規則の一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
22	不動産の管轄登記所等の指定に関する省 令の一部を改正する省令	3.30	法務省組織令の一部を改 正する政令の施行の日 (令和2年4月1日)
23	人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会 及び全国人権擁護委員連合会組織規程の 一部を改正する省令	3.30	令和2年4月1日
24	法務局及び地方法務局の支局及び出張所 設置規則の一部を改正する省令	3.31	令和2年7月10日
25	登記事務委任規則の一部を改正する省令	3.31	令和2年5月1日
26	出入国管理及び難民認定法施行規則の一 部を改正する省令	3.31	令和2年3月31日
27	会社計算規則の一部を改正する省令	3.31	公布の日
28	特定技能雇用契約及び1号特定技能外国 人支援計画の基準等を定める省令の一部 を改正する省令	4. 1	令和2年4月1日
29	出入国管理及び難民認定法第7条第1項 第2号の基準を定める省令の一部を改正 する省令	4. 1	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
30	総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令	4. 1	令和2年4月1日
31	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	4. 1	令和2年4月1日
32	戸籍法施行規則の一部を改正する省令	4. 3	戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和2年5月1日）
33	法務局における遺言書の保管等に関する省令	4.20	法の施行の日（令和2年7月10日）
34	犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令	4.24	公布の日
35	保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令	4.28	公布の日
36	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令	5. 1	令和2年5月11日
37	会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令	5.15	公布の日
38	犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令	5.28	令和2年10月1日
39	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	5.29	公布の日
40	登記事務委任規則の一部を改正する省令	6.18	令和2年7月1日
41	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	6.25	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
42	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	6.29	道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日
43	司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令	7. 2	司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行の日（令和2年8月1日）
44	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	7.27	公布の日
45	会社計算規則の一部を改正する省令	8.12	公布の日
46	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	8.24	令和2年8月29日
47	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令	8.28	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）の施行の日
48	不動産登記規則等の一部を改正する省令	9.15	土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年9月29日）
49	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令	10.30	令和2年11月1日
50	登記事務委任規則の一部を改正する省令	11. 9	令和2年12月1日
51	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	11. 9	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
52	会社法施行規則等の一部を改正する省令	11.27	会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日（令和3年3月1日）
53	少年院法施行規則の一部を改正する省令	12.4	令和3年4月1日
54	少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令	12.4	令和3年4月1日
55	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令	12.16	令和3年1月12日
56	更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令	12.17	公布の日
57	電子公告規則の一部を改正する省令	12.21	公布の日
58	出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令	12.28	公布の日
59	少年院法施行規則の一部を改正する省令	12.28	公布の日
60	少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令	12.28	公布の日
61	死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく特別給付金の支給に関する省令の一部を改正する省令	12.28	公布の日
(共同府・省令)			
総務省 法務省 経済産業省	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1.16	公布の日

省令番号	省 令 名	公布月日	施行年月日
内閣府1 法務省 財務省	口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令	2. 5	公布の日
法務省1 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	2.25	公布の日
内閣府1 公正取引 委員会 個人情報 保護委員会 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会	生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する命令	3.13	生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和2年3月13日）
法務省2 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.23	令和2年4月1日
法務省3 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.27	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和2年3月30日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
総務省2 法務省 経済産業省	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.30	公布の日
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力 規制委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令	3.31	公布の日
法務省4 厚生労働省	法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令	3.31	令和2年4月1日
法務省1 国土交通省	住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令	4. 1	民法の一部を改正する法律の施行の日（令和2年4月1日）
内閣府1 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	4. 3	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和2年5月1日）

省令番号	省 令 名	公布月日	施行年月日
内閣府1 法務省	前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令	4. 3	資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和2年5月1日）
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	6. 5	公布の日
内閣府2 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令	6.12	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府2 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令	7.10	公布の日
法務省5 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一 部を改正する省令	7.17	公布の日
法務省6 厚生労働省	法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区 域法施行規則の一部を改正する省令	8.31	国家戦略特別区域法施行 令の一部を改正する政令 (令和2年政令第252号) の施行の日(令和2年9 月1日)
法務省7 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一 部を改正する省令	10.21	公布の日
法務省1 財務省	国外居住外国人等に対する債務の弁済の ためにする供託の特例に関する制令の施 行に関する命令の一部を改正する省令	12. 4	令和3年1月1日

省令番号	省 令 名	公布月日	施行年月日
内閣府1 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令	12.11	公布の日
法務省2 財務省	輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令	12.18	令和3年1月1日
総務省3 法務省 経済産業省	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令	12.22	公布の日
法務省2 国土交通省	住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令	12.23	令和3年1月1日
法務省3 国土交通省	宅地建物取引業者営業保証金規則等の一部を改正する省令	12.23	令和3年1月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府1 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部 を改正する命令	12.23	公布の日
内閣府2 法務省	外国保険会社等供託金規則等の一部を改 正する命令	12.23	公布の日
内閣府2 法務省 財務省	特別振替機関の監督に関する命令の一部 を改正する命令	12.23	公布の日
内閣府3 法務省 財務省	加入者保護信託に関する命令の一部を改 正する命令	12.23	公布の日
法務省1 農林水産省	家畜商営業保証金規則の一部を改正する 省令	12.24	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府2 公正取引 委員会 個人情報 保護委員会 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力 規制委員会	生産性向上特別措置法施行規則の一部を 改正する命令	12.24	公布の日
法務省8 厚生労働省	出生証明書の様式等を定める省令の一部 を改正する省令	12.25	公布の日
法務省9 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一 部を改正する省令	12.25	公布の日
法務省10 厚生労働省	有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に 関する省令の一部を改正する省令	12.25	公布の日
法務省1 経済産業省	水洗炭業者保証金規則の一部を改正する 省令	12.25	公布の日
法務省2 経済産業省	鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を 改正する省令	12.25	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣官房 内閣府 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力 規制委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る情報 通信技術を活用した行政の推進等に関す る法律施行規則の一部を改正する命令	12.25	公布の日
法務省3 経済産業省	許可割賦販売業者等の営業保証金等に 関する規則の一部を改正する省令	12.28	公布の日
法務省4 経済産業省	割賦販売法の一部を改正する法律附則第 五条第三項の規定による営業保証金の取 戻し等に関する省令の一部を改正する省 令	12.28	公布の日
法務省4 国土交通省	内航運送取扱業者営業保証金規則の廃止 等に関する省令の一部を改正する省令	12.28	令和3年1月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府3 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	水銀含有再生資源の管理に関する命令の 一部を改正する命令	12.28	公布の日
内閣府3 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令	12.28	公布の日

5 令和2年主要訓令等一覧

(法務省訓令)

訓令番号	題名	月日	施行年月日
1	検察庁事務章程の一部を改正する訓令	3.30	2. 4. 1

(法務大臣訓令)

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日
(秘書課)			
1 法務省公印規程の一部を改正する訓令	3.17	秘文訓 1	2. 4. 1
2 法務省保有個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令	3.31	秘個訓 1	2. 4. 1
3 法務省公印規程の一部を改正する訓令	6.30	秘文訓 2	2. 7.10
4 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	7. 3	秘法訓 1	2. 7. 3
5 法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令	7. 9	秘文訓 3	2. 7. 9
(人事課)			
1 法務省定員細則の一部を改正する訓令	3.31	人定訓 1	2. 4. 1
2 法務省人事評価実施規程の一部を改正する訓令	3.31	人服訓 1	2. 4. 1
3 法務省人事評価実施規程の一部を改正する訓令	7. 8	人服訓 2	2. 7.10
4 人権擁護委員の委嘱及び解嘱に関する訓令	9. 3	人任訓 1	2.10. 1
5 刑事施設視察委員会委員、少年院視察委員会委員及び少年鑑別所視察委員会委員の任免に関する訓令	9. 8	人任訓 2	2.10. 1
6 法務省人事評価実施規定の一部を改正する訓令	12.25	人企訓 4	2.12.25

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日
(会計課)			
1 法務省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令	2.7	会訓 1	2.4.1
2 少年鑑別所会計事務章程等の一部を改正する訓令	3.27	会訓 2	2.4.1
3 法務省所管に係る東日本大震災復興特別会計事務取扱規程の一部を改正する訓令	12.16	会訓 3	2.12.16
(施設課)			
1 法務省所管国有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令	3.27	施訓 1	2.4.1
2 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行延期の特約等に関する国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書の基準に関する訓令	5.20	施訓 2	2.5.20
(厚生管理官)			
1 法務省職員健康管理規程の一部を改正する訓令	2.14	厚訓 1	2.2.14
(刑事局)			
1 統括捜査官の配置に関する規程の一部を改正する訓令	3.30	刑総訓 1	2.4.1
2 統括検務官の配置に関する規程の一部を改正する訓令	3.30	刑総訓 2	2.4.1
3 徴収事務規程の一部を改正する訓令	3.31	刑総訓 3	2.4.1
4 証拠品事務規程の一部を改正する訓令	3.31	刑総訓 4	2.4.1
5 係検事に関する規程の一部を改正する訓令	3.31	刑総訓 5	2.4.1
6 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令	7.10	刑総訓 6	2.7.10

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日
(矯正局)			
1 非行及び犯罪の防止に関する援助に関する訓令の一部を改正する訓令	3.19	矯少訓 4	2. 4. 1
2 矯正管区文書取扱規程等の一部を改正する訓令	3.27	矯総訓 1	2. 4. 1
3 統括矯正処遇官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯総訓 2	2. 4. 1
4 少年院及び少年鑑別所における統括専門官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯総訓 3	2. 4. 1
5 刑務官の服制及び服装に関する規則の一部を改正する訓令	3.30	矯成訓 1	2. 4. 1
6 刑務官の給与品及び貸与品に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯成訓 2	2. 4. 1
7 刑務官の職務執行に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯成訓 3	2. 4. 1
8 婦人補導院在院者又はその遺族に対する死亡手当金等の支給に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯成訓 4	2. 4. 1
9 矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯少訓 1	2. 4. 1
10 少年院収容人員日表及び少年鑑別所収容人員日表に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯少訓 2	2. 4. 1
11 在院者の死亡手当金等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	矯少訓 5	2. 4. 1
12 矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	8.25	矯少訓 6	2. 9. 1
13 被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の一部を改正する訓令	10.26	矯成訓 5	3. 2. 1
14 受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の一部を改正する訓令	10.29	矯成訓 6	2.12. 1

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日
15 被収容者の外部交通に関する訓令の一部を改正する訓令	11. 9	矯成訓 7	2.11. 9
16 刑務官の職務施行に関する訓令の一部を改正する訓令	11. 9	矯成訓 8	2.11. 9
17 刑務作業の事務取扱いに関する訓令等の一部を改正する訓令	12.24	矯総訓 2	2.12.28
18 矯正医官の兼業の特例に関する訓令の一部を改正する訓令	12.24	矯総訓 3	2.12.28
(保護局)			
1 統括保護観察官及び統括社会復帰調整官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.30	保総訓 1	2. 4. 1
2 地域連携・社会復帰支援室の設置に関する訓令	3.30	保総訓 2	2. 4. 1
3 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程の一部を改正する訓令	5.28	保観訓 1	2.10. 1
4 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程の一部を改正する訓令	12.23	保観訓 2	3. 1. 1

6 令和2年主要通達等一覧

題名又は件名	月日	記号番号	備考
(秘書課)			
1 法務省における行政機関非識別加工情報の提供に関する手引についての一部改正について	2.20	秘個 8	秘書課長通知
2 行政文書の管理における「歴史的緊急事態」について	3.10	秘文 6	秘書課長通知
3 今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に係る政策事項に関連する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置等について	3.13	秘文 7	秘書課長依命通知
4 法務省行政文書管理規則運用細則の一部改正について	3.19	秘文 9	官房長通達
5 新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に係る行政文書ファイル等の整理及び保存等の運用上の留意点について	5.29	秘文 16	秘書課長通知
6 法務省行政文書取扱規則実施細則の一部改正について	7. 3	秘法 6	秘書課長通達
(人事課)			
1 法務省本省等における多面観察の実施について	1.29	人服 17	官房長通知
2 「人事院規則8-12(職員の任免)の運用について」の一部改正について	1.31	人任 25	人事課長通知
3 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第2項の規定により勤務時間を割り振る場合の休憩時間の特例について	2.26	人服 61	人事課長依命通知
4 「職員の育児休業等について」の一部改正について	3.16	人服 106	人事課長依命通達
5 「職員の自己啓発等休業について」の一部改正について	3.16	人服 107	人事課長依命通達
6 「職員の配偶者同行休業について」の一部改正について	3.16	人服 108	人事課長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
7 「法務省に勤務するフレックスタイム制適用職員の勤務時間について」の一部改正について	3.16	人服 109	人事課長依命通達
8 「職員の休暇の取扱いについて」の一部改正について	3.16	人服 110	人事課長依命通達
9 「職員の兼業等について」の一部改正について	3.31	人服 121	事務次官依命通達
10 「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」の一部改正について	3.31	人服 146	人事課長依命通達
11 「人事評価の運用について」の一部改正について	3.31	人服 150	人事課長依命通知
12 本省内部部局の職員の配置定員について	3.31	人定 13	人事課長通達
13 法務局及び地方法務局の職員の配置定員について	3.31	人定 14	人事課長通達
14 検察庁の職員の配置定員について	3.31	人定 15	人事課長通達
15 矯正研修所の職員の配置定員について	3.31	人定 16	人事課長通達
16 矯正管区の職員の配置定員について	3.31	人定 17	人事課長通達
17 刑務所、少年刑務所及び拘置所の職員の配置定員について	3.31	人定 18	人事課長通達
18 少年院の職員の配置定員について	3.31	人定 19	人事課長通達
19 少年鑑別所の職員の配置定員について	3.31	人定 20	人事課長通達
20 地方更生保護委員会の職員の配置定員について	3.31	人定 21	人事課長通達
21 保護観察所の職員の配置定員について	3.31	人定 22	人事課長通達
22 「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について	4. 1	人企 47	事務次官依命通達
23 「定年制度の運用について」の一部改正について	4. 6	人任 124	人事課長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
24 「人事異動通知書の様式及び記載事項等について」の一部改正について	4. 6	人任 125	人事課長通知
25 人事院事務総長通知の発出について	4. 6	人服 157	人事課長依命通知
26 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	4.17	人給 88	人事課長依命通達
27 「人事院規則 8 - 12（職員の任免）第 7 条第 2 項の規定に基づく官職の指定等について」の一部改正について	4.21	人任 139	人事課長通知
28 法務省に勤務する職員の休憩時間の変更について	4.28	人服 186	人事課長依命通達
29 人事院規則 1 - 24（公務の活性化のために民間の人材を活用する場合の特例）第 2 条による採用に係る留意点について	5.25	人任 201	人事課長通知
30 「法務省におけるハラスメントの防止等について」の一部改正について	5.26	人服 210	事務次官依命通達
31 令和 2 年国勢調査の指導員又は調査員に職員を併任することについて	5.29	人任 210	人事課長依命通知
32 人事院事務総局職員福祉局長通知の発出について	6. 8	人服 229	人事課長依命通知
33 人事院事務総長通知の発出について	6. 8	人服 230	人事課長依命通知
34 人事院事務総長通知の制定等について	6.19	人任 235	人事課長通知
35 「級別定数の運用並びに初任給、昇格、昇給等の取扱いについて」の一部改正について	6.23	人給 120	人事課長依命通達
36 「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について	7.10	人企 104	事務次官依命通達
37 「研修による昇給について」の一部改正について	7.14	人給 134	人事課長通知
38 「研修又は表彰若しくは顕彰による昇給について」の一部改正について	7.14	人給 135	人事課長通知
39 業務の抜本見直し等に係る取組の人事評価への適切な反映について	7.14	人服 269	人事課長依命通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
40 「管理職員特別勤務手当の支給について」の一部改正について	7.22	人給 138	人事課長依命通達
41 勤務成績が不良な職員に対する対応について	7.27	人服 288	人事課長依命通知
42 能力評価又は業績評価の全体評語が最下位でない下位の段階である場合の扱いに関する留意点について	7.31	人任 279	人事課長通知
43 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に係る再周知について	8. 4	人任 288	人事課長通知
44 人権擁護委員の委嘱及び解嘱に関する取扱いについて	9. 3	人任 327	事務次官通達
45 刑事施設視察委員会委員，少年院視察委員会委員及び少年鑑別所視察委員会委員の任免に関する取扱いについて	9. 8	人任 328	事務次官通達
46 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	10.27	人給 190	人事課長依命通達
47 「研修による昇給について」の一部改正について	11.24	人給 196	人事課長通知
48 「研修又は表彰若しくは顕彰による昇給について」の一部改正について	11.24	人給 197 ～ 200	人事課長通知
49 法務省テレワーク実施要領の制定について	12. 4	人服 431	秘書課長・人事課長通知
50 「任用関係の承認申請等の手続について」等の一部改正について	12.21	人任 383	人事課長通知
51 年末年始における綱紀の厳正な保持について	12.21	人服 452	事務次官通知
52 人事院事務総長通知の発出について	12.23	人服 457	人事課長依命通知
53 「検察庁に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について」の一部改正について	12.25	人企 141	事務次官通達
54 「検察庁以外の国の機関に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について」の一部改正について	12.25	人企 142	事務次官通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
55 「検察官に係る通勤手当等の認定に関する協議について」の一部改正について	12.25	人企 143	事務次官通達
56 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱に関する取扱いについて」の一部改正について	12.25	人企 144	事務次官通達
57 「人権擁護委員の委嘱及び解嘱に関する取扱いについて」の一部改正について	12.25	人企 145	事務次官通達
58 「刑事施設視察委員会委員、少年院視察委員会委員及び少年鑑別所視察委員会委員の任免に関する取扱いについて」の一部改正について	12.25	人企 146	事務次官通達
59 「職員の職務に係る倫理の保持について」の一部改正について	12.25	人企 147	事務次官通達
60 「職員の賞じゅつについて」の一部改正について	12.25	人企 148	事務次官通達
61 「身分証明書の取扱いについて」の一部改正について	12.25	人企 149	官房長通達
62 「国の行政機関における職員の旧姓使用について」の一部改正について	12.25	人企 150	官房長通知
63 「職員が国の用務以外の目的で外国に渡航することについての承認の取扱いについて」の一部改正について	12.25	人企 151	人事課長依命通達
64 「職員の任免、分限及び懲戒関係事務について」の一部改正について	12.25	人企 152	人事課長依命通達
65 「定年退職者等の再任用について」の一部改正について	12.25	人企 153	人事課長依命通達
66 「法務省職員の訓告等に関する訓令の運用について」の一部改正について	12.25	人企 154	人事課長依命通達
67 「超過勤務による疲労蓄積防止、業務の都合及びその他ワークライフバランス推進のための早出遅出勤務について」の一部改正について	12.25	人企 155	人事課長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
68 「週休日の振替等並びに超勤代休時間及び休日の代休日の指定について」の一部改正について	12.25	人企 156	人事課長依命通達
69 「職員の休暇の取扱いについて」の一部改正について	12.25	人企 157	人事課長依命通達
70 「犯則取締等手当に係る業務等の定めについて」の一部改正について	12.25	人企 158	人事課長依命通知
71 「人事院規則 9-30(特殊勤務手当)第11条の規定に基づく「死体処理手当」の支給について」の一部改正について	12.25	人企 159	人事課長通知
72 「人事院規則 9-30(特殊勤務手当)第28条の2の規定に基づく「刑務作業監督等手当」の支給について」の一部改正について	12.25	人企 160	人事課長通知
73 「人事院規則 9-129の規定に基づく特殊勤務手当の支給について」の一部改正について	12.25	人企 161	人事課長通知
74 人事院規則 9-30(特殊勤務手当)第23条の2に基づく「夜間特殊業務手当」の支給について	12.25	人企 162	人事課長通知
75 「インターンシップに関する学生・生徒の受入れについて」の一部改正について	12.25	人企 163	人事課長通知
(会計課)			
1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について	3. 6	会 553	会計課長・施設課長依命通知
2 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部改正について	3.12	会 637	会計課長通知
3 令和2年度歳入・歳出予算科目区分の説明について	3.17	会 672	会計課長依命通達
4 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払について	4. 7	会 964	会計課長依命通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
5 女性の活躍推進に向けた物品役務等の公共調達を活用について	4. 7	会 970	会計課長依命通知
6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱の一部改正について	4. 7	会 972	会計課長通知
7 マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度の実施に向けた取組について	4.16	会 1001	会計課長依命通知
8 「令和2年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の策定及び同方針の運用について	4.22	会 1048	会計課長依命通知
9 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について	9. 8	会 1859	会計課長・施設課長依命通知
10 「職員給与の支払手続等について」の一部改正について	10.28	会 2130	人事課長・会計課長依命通達
11 「令和2年度における法務省の中小企業者に関する契約の方針」の策定及び同方針の運用について	11. 4	会 2156	会計課長・施設課長依命通知
12 「会計事務職員研修及び会計事務職員契約管理研修の研修生候補者の推薦について」の一部改正について	11.26	会 2476	会計課長通達
13 歳入徴収官等が公正証書の作成を囑託する場合における公証人法の規定による囑託人の確認方法について	12.16	会 2644	会計課長依命通達
14 「児童手当の支給について」の一部改正について	12.18	会 2677	会計課長・厚生管理官通達
15 会計事務簡素化のための法令の実施についての一部改正について	12.28	会 2746	会計課長依命通知
(施設課)			
1 公共工事標準請負契約約款の実施及びこれに伴う公共工事履行保証証券等の運用について	3. 2	施 295	施設課長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
2 「工事及び業務における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」の一部改正について	3.31	施 1193	会計課長・施設課長依命通達
3 「建設工事の競争入札方式による発注手続について」の一部改正について	3.31	施 1194	会計課長・施設課長依命通達
4 「建設工事の競争入札手続実施細則について」の一部改正について	3.31	施 1195	会計課長・施設課長通知
5 工期に関する基準の実施について	8.11	施 2015	施設課長通知
6 建設業法等の一部を改正する法律の施行を踏まえた工事請負契約書の改版について	10.19	施 2351	施設課長通知
7 建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について	12.22	施 2818	施設課長通知
8 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者の当省の工事における取扱い等について	12.22	施 2819	施設課長通知
(厚生管理官)			
1 「法務省職員健康安全管理規程の運用について」の一部改正について	2.14	厚 39	事務次官通達
(司法法制部)			
1 不動産登記等統計要領の一部改正について	3. 2	司司 105	司法法制部長依命通達
2 「少年矯正統計符号表の制定について」の一部改正について	3.17	司司 166	司法法制部長通知
3 刑事統計符号表の一部改正について	3.27	司司 197	司法法制部長通知
4 刑事統計調査要領の一部改正について	3.27	司司 198	司法法制部長依命通達
5 「矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	3.27	司司 199	司法法制部長依命通達
6 矯正統計符号表の一部改正について	3.27	司司 200	司法法制部長通知
7 刑事統計符号表の一部改正について	6.29	司司 319	司法法制部長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
8 保護統計調査要領の一部改正について	12.22	司司 542	司法法制部長依命 通達
9 保護統計符号表の一部改正について (民事局)	12.22	司司 543	司法法制部長通知
1 オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理について(通達)	2.12	民商 23	民事局長通達
2 「商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて(平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達)」の一部改正について(通達)	2.12	民商 24	民事局長通達
3 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(配偶者居住権関係)	3. 3	民二 324	民事局長通達
4 民法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて	3.31	民二 328	民事局長通達
5 遺言書保管事務取扱手続準則の制定について(通達)	5.11	民商 97	民事局長通達
6 土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(登記簿の付属書類等の閲覧請求関係)	6.12	民二 424	民事局長通知
7 法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて	6.24	民二 436	民事二課長通知
8 土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(街区境界調査成果及び地方公共団体による筆界特定申請関係)	9.25	民二 745	民事局長通知
9 商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について(通達)	9.25	民商 141	民事局長通達
10 「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」の一部改正について	10.22	民二 783	民事局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
11 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (刑事局)	10. 3	民二 796	民事局長通達
1 徴収事務規程の一部を改正する訓令について	3.31	刑総 348	刑事局長依命通達
2 民法の一部を改正する法律の施行に伴う徴収事務に関する留意事項について	3.31	刑総 349	刑事局長依命通達
3 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律」の施行について	6.19	刑制 78	刑事局長依命通達
4 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について	7.10	刑総 695	刑事局長依命通達
5 検察運営に関する報告について	7.10	刑総 699	刑事局長依命通達
6 平成11年2月9日付け法務省刑総第163号通達「被害者等通知制度実施要領について」の一部改正について	10.21	刑総1022	刑事局長依命通達
7 被害者等に対する死刑執行に関する通知について (矯正局)	10.21	刑総1023	刑事局長依命通達
1 「被収容者に対するパンの給与について」の一部改正について	3.18	矯医 47	矯正局長通達
2 「矯正管区文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について	3.27	矯総 905	矯正局長依命通達
3 「矯正施設文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について	3.27	矯総 906	矯正局長依命通達
4 「矯正研修所文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について	3.27	矯総 907	矯正局長依命通達
5 「矯正処遇の効果検証のための出所後の意識調査の実施について」を廃止することについて	3.27	矯成 736	矯正局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
6 「刑務作業の事務取扱いに関する訓令の運用について」の一部改正について	3.27	矯成 744	矯正局長依命通達
7 「矯正職員の任用・昇進等の基準について」の一部改正について	3.30	矯総 910	人事課長・矯正局長通達
8 「特別機動警備隊の運用について」の一部改正について	3.30	矯成 749	矯正局長依命通達
9 「受刑者の移送について」の一部改正について	3.30	矯成 750	矯正局長依命通達
10 「刑務官等の給与品の数量等について」の一部改正について	3.30	矯成 756	矯正局長依命通達
11 「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」の一部改正について	3.31	矯成 766	矯正局長依命通達
12 矯正就労支援情報センター室における就労支援等の実施について	3.31	矯成 774	矯正局長通達
13 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.31	矯成 777	矯正局長依命通達
14 少年施設の職員による処遇共助の実施について	5. 1	矯成 934	矯正局長通達
15 「刑務官手帳の制式等について」の一部改正について	5.21	矯成1014	矯正局長依命通達
16 「小型武器の管理及び使用方法について」の一部改正について	6.26	矯成1209	矯正局長依命通達
17 「通常点検の方法について」の一部改正について	6.29	矯成1210	矯正局長通達
18 「重大な交通事犯に係る受刑者の釈放等に関する情報の警察への提供について」の一部改正について	8.26	矯成1390	矯正局長通達
19 「管区外の少年院を指定すべき者の取扱いについて」の一部改正について	9.24	矯少 119	矯正局長通達
20 「受刑者の移送について」の一部改正について	10.12	矯成1543	矯正局長依命通達
21 市原刑務所における中間的処遇について	10.12	矯成1544	矯正局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
22 「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」の一部改正について	11. 9	矯成1692	矯正局長依命通達
23 「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」の一部改正について	11. 9	矯成1693	矯正局長依命通達
24 「刑務官の職務執行に関する訓令の運用について」の一部改正について	11. 9	矯成1695	矯正局長依命通達
25 通達の廃止について（※「催涙ガス筒発射機の管理及び使用方法について」の廃止）	11. 9	矯成1696	矯正局長通達
26 「在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令の運用について」の一部改正について	11. 9	矯少 151	矯正局長依命通達
27 「在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令の運用について」の一部改正について	11. 9	矯少 152	矯正局長依命通達
28 「被収容者の不服申立てに関する訓令の運用について」の一部改正について	11.12	矯総3678	矯正局長依命通達
29 「催涙弾・着色弾発射機の管理及び使用方法について」の一部改正について	11.16	矯成1715	矯正局長依命通達
30 「緊急自動車について」の一部改正について	11.17	矯成1723	矯正局長通達
31 押印を求める手続の見直し等のための関係通達の一部改正について	12.24	矯総4445	矯正局長通達
32 「矯正医官の兼業の特例に関する訓令の運用について」の一部改正について	12.24	矯総4517	矯正局長依命通達
(保護局)			
1 「CFP 試行要領の制定について」の一部改正について	2.18	保観 12	保護局長通達
2 「更生保護事業法施行規則の運用について」の一部改正について	3. 5	保更 21	保護局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
3 重点地区の指定による保護司確保の推進について	3. 5	保更 23	保護局長通達
4 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について	3.26	保総 88	保護局長通達
5 特例再任保護司の取扱いについて	3.26	保総 89	総務課長, 更生保護振興課長通知
6 矯正官署及び更生保護官署が連携した包括的な就労支援について	3.27	保更 37	保護局長通達
7 更生保護就労支援事業の実施について	3.27	保更 39	保護局長通達
8 薬物再乱用防止プログラム等実施要領の一部改正について	4. 9	保観 34	保護局長通達
9 新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた仮釈放等審理の運用に係る留意事項について	4.24	保観 45	観察課長通知
10 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務のうち仮釈放等の審理等に係る事務の運用における留意事項について」の一部改正について	4.24	保観 46	観察課長通知
11 重要事項の速報について	5.15	保総 165	保護局長通達
12 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえた出入国管理及び難民認定法による退去強制の手續を受けている外国人被收容者又は在院者に係る仮釈放等審理に係る留意事項について	5.21	保観 55	観察課長通知
13 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則等の一部改正について	5.28	保観 58	観察課長通知
14 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」の一部改正に係る経過措置について	7.13	保総 227	保護局長通達
15 更生保護委託費支弁基準第6条の4の運用について	7.27	保更 71	会計課長・保護局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
16 アセスメントに基づく保護観察の実施について	9. 9	保観 93	保護局長通達
17 保護観察における類型別処遇の実施について	9. 9	保観 94	保護局長通達
18 暴力的性向を有する特定の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇の充実について	9. 9	保観 95	保護局長通達
19 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の一部改正について	9. 9	保観 96	矯正局長, 保護局長依命通達
20 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務のうち保護観察に係る事務の運用における留意事項について」の一部改正について	9. 9	保観 101	観察課長依命通知
21 「CFP試行要領の制定について」の一部改正について	9.15	保観 109	保護局長通達
22 「凶悪重大な事件を起こした少年に対する生活環境の調整及び保護観察について」の一部改正について	12.16	保観 139	保護局長通達
23 「長期刑受刑者に対する仮釈放の審理及び仮釈放者に対する処遇等の充実について」の一部改正について	12.16	保観 144	保護局長通達
24 「「保護観察官直接処遇実施要領」の制定について」の一部改正について	12.16	保観 145	保護局長通達
25 「性犯罪者処遇プログラム実施要領の全部改正について」の一部改正について	12.16	保観 146	保護局長通達
26 「暴力防止プログラム実施要領の全部改正について」の一部改正について	12.16	保観 148	保護局長通達
27 「飲酒運転防止プログラム実施要領の全部改正について」の一部改正について	12.16	保観 150	保護局長通達
28 「自立更生促進センターにおける処遇等について」の一部改正について	12.16	保観 151	保護局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
29 「短期保護観察の実施について」の一部改正について	12.16	保観 153	保護局長通達
30 事件事務において保護司の押印を求める様式等の見直しについて	12.22	保観 155	保護局長通達
31 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の一部改正について	12.23	保観 156	矯正局長, 保護局長依命通達
32 「医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報の提供について」の一部改正について	12.28	法総 379	保護局長通達
(人権擁護局)			
1 令和2年度における人権相談対応を支援する研修の実施について	3.27	権総 65	人権擁護局長, 全国人権擁護委員連合会会長通知
2 令和2年度の啓発活動重点目標及び啓発活動強調事項について	4.13	権啓 53	人権擁護局長通達
3 「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく支援対象児童等の状況把握等の取組への協力依頼について	5. 1	権調 52	総務課長, 調査救済課長通知
4 「SNSを利用した人権相談に関する取扱要領」の策定について	6.26	権調 65	調査救済課長依命通知
5 「人権擁護業務の効率化に向けた取組事項」について (通知)	8.11	権総 114	総務課長通知
6 令和2年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について	9.23	権啓 84	人権擁護局長通達
7 「第72回人権週間」について	10. 1	権啓 85	人権擁護局長通達
(出入国在留管理庁)			
1 難民認定事務取扱要領の一部改正について	2.27	管入 427	出入国在留管理庁長官通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
2 ウズベキスタン外国旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	2.28	管入 769	出入国在留管理庁 長官通達
3 「入国・在留審査要領」の一部改正について	2.28	管管1033	出入国在留管理庁 長官通達
4 「自動化ゲートシステム事務処理要領」の一部改正について	3.13	管入1007	出入国在留管理庁 長官通達
5 「入国・在留審査要領」の一部改正について	3.18	管入1144	出入国在留管理庁 長官通達
6 「オンライン申請審査要領」の全部改正について	3.24	管管1393	出入国在留管理庁 長官通達
7 入国・在留審査要領第18編（要注意所属機関等リスト）の新設について	3.31	管管1567	出入国在留管理庁 長官通達
8 「入国・在留審査要領」の一部改正について	3.31	管入1439	出入国在留管理庁 長官通達
9 「入国・在留審査要領」の一部改正について	4. 1	管管1572	出入国在留管理庁 長官通達
10 「入国・在留審査要領」の一部改正について	5.26	管入1643	出入国在留管理庁 長官通達
11 「オンライン申請審査要領」の一部改正について	6.25	管管2500	出入国在留管理庁 長官通達
12 「自動化ゲートシステム事務処理要領」の一部改正について	8.17	管入2164	出入国在留管理庁 長官通達
13 難民認定事務取扱要領の一部改正について	10.15	管入2973	出入国在留管理庁 長官通達
14 「入国・在留審査要領」の一部改正について	10.21	管管4099	出入国在留管理庁 長官通達
15 「オンライン申請審査要領」の一部改正について	10.22	管管4134	出入国在留管理庁 長官通達
16 「オンライン申請審査要領」の一部改正について	12.25	管管5244	出入国在留管理庁 長官通達
17 「入国・在留審査要領」の一部改正について	12.28	管管5245	出入国在留管理庁 長官通達

7 令和2年法務省主要行事等一覧

行事等の名称	実施月日
(秘書課)	
(会 同)	
検察長官会同	2.19・20, 9.30
検事長会同	2.21, 7.10, 12.2
(人事課)	
副検事の選考筆記試験	7.6
検察官特別考試筆記試験	7.7~7.9
法務省専門職員(人間科学)採用試験	8.2, 8.31~9.3
司法試験	8.12・13・15・16
司法試験予備試験短答式試験	8.16
刑務官採用試験	9.20, 10.22~28
検察官特別考試口述試験	10.1~10.2
副検事の選考口述試験	10.5
司法試験予備試験論文式試験	10.24・25
(民事局)	
法務局長事務打合せ会	1.15・16
法務局総務・民事行政部長会同	9.3
法務局・地方法務局供託課長事務打合せ会	11.6
法務局長事務打合せ会	12.2
法務局登記情報システム管理官事務打合せ会	12.7
(刑事局)	
司法修習生指導担当検事協議会	1.17
令和2年度検察官・国税査察官合同中央協議会	9.2・3
全国次席検事会同	10.21
令和2年度検察官・国税査察官合同地方協議会(第1回)	11.5・6
組織犯罪担当検事会同	11.20
検務実務家会同	11.26
令和2年度検察官・国税査察官合同地方協議会(第2回)	12.10・11
高等検察庁事務局長協議会	12.16
検察庁事務局長会同	12.17

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
(矯正局)	
(会 同)	
矯正管区長等協議会	1.10
矯正管区長等協議会	3.18
矯正管区長等協議会	4.23
矯正管区長等協議会	8.6
少年院処遇問題協議会	10.6
鑑別・観護処遇・地域援助協議会	10.14
矯正管区長等協議会	11.4
矯正管区首席管区監査官等協議会	11.7・8
矯正管区第三部長等協議会	11.19
矯正管区第二部長連絡会	12.1
矯正管区第一部長等協議会	12.2・3
(保護局)	
(会 同)	
地方更生保護委員会事務局長協議会（テレビ会議システム使用）	4.17
地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同（テレビ会議システム使用）	6.4
地方更生保護委員会委員長会同（テレビ会議システム使用）	6.19
地方更生保護委員会委員長会同	10.14・15
地方更生保護委員会事務局長会同（テレビ会議システム使用）	11.25・26
地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同（テレビ会議システム使用）	12.1・3・15・17・18
(その他)	
令和元年度医療観察制度中央連絡協議会	1.23
令和元年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会	2.27
令和2年度保護司等中央研修会	9.9
令和2年度地方更生保護委員会新任委員に対する施策説明会（テレビ会議システム使用）	12.24

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
(人権擁護局)	
令和元年度人権シンポジウム「ハンセン病に関するシンポジウム～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」(名古屋市)	2.1
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間	8.28～9.3
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	11.12～18
令和2年度人権シンポジウム「ビジネスと人権～企業に求められる人権に配慮した行動～」(オンライン配信)	12.4
第72回人権週間	12.4～10
令和2年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間	12.10～16
政府主催国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」(東京都千代田区)	12.12
(出入国在留管理庁)	
中央協議会	5.22
外国人入留支援センター (F R E S C / フレスク) 開所式	7.6
地方出入国在留管理局審査監理官・首席審査官及び地方出入国在留管理局・入国者収容所警備監理官・首席入国警備官会同	12.16

8 令和2年法務省主要人事一覧

職 名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動
本省		
法務大臣	森 まさこ	上川 陽子 (2. 9.16)
法務副大臣	義家 弘介	田所 嘉徳 (2. 9.18)
大臣政務官	宮崎 政久	小野田 紀美 (2. 9.18)
事務次官	辻 裕教	
官房長	川原 隆司	高嶋 智光 (2.12.24)
官房政策立案総括審議官	西山 卓爾	竹内 努 (2. 7.22)
官房公文書監理官	椿 百合子	佐伯 紀男 (2. 1. 9)
官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	古田 康輔	宮田 祐良 (2. 4. 1)
官房審議官	山内 由光	
官房審議官	竹内 努	堂 蘭 幹一郎 (2. 7.22)
官房審議官	保坂 和人	
官房審議官	石井 隆	菊池 憲久 (2. 4. 1)
官房審議官	清野 正彦	福原 道雄 (2. 1. 9)
官房審議官	大橋 哲	椿 百合子 (2. 1. 9)
官房参事官	是木 誠	早 渕 宏毅 (2. 4. 1)
官房参事官	深野 友裕	
官房参事官	竹林 俊憲	藤田 正人 (2.10.16)
官房参事官		大塚 雄毅 (2. 9.14)
官房参事官	日暮 直子	
官房参事官	内野 宗揮	田原 浩子 (2. 4. 1)
官房参事官	関 善貴	新谷 貴昭 (2. 7.22)
官房参事官	古宮 久枝	川淵 武彦 (2. 7.14)

職 名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動
秘書課長	吉川 崇	
人事課長	濱 克彦	
会計課長	野口 宣大	北岡 克哉 (2. 7.14)
国際課長	柴田 紀子	
施設課長	佐久間 佳枝	花村 博文 (2. 7.14)
厚生管理官	藁谷 和彦	渡辺 浩 (2. 4. 1)
司法法制部長	金子 修	
司法法制課長	福原 道雄	丸山 嘉代 (2. 1. 9)
審査監督課長	三宅 啓介	山上 淳一 (2. 7.10)
民事局長	小出 邦夫	
総務課長	松井 信憲	
民事第一課長	杉浦 直紀	土手 敏行 (2. 4. 1)
民事第二課長	村松 秀樹	
商事課長	宮崎 拓也	篠原 辰夫 (2. 4. 1)
民事法制管理官	堂 蘭 幹一郎	内野 宗揮 (2. 7.22)
刑事局長	小山 太士	川原 隆司 (2. 1. 9)
総務課長	佐藤 剛	
刑事課長	大原 義宏	
公安課長	上原 龍	松本 麗 (2. 7.14)
刑事法制管理官	吉田 雅之	
国際刑事管理官	松本 麗	関 善 貴 (2. 7.14)
矯正局長	名執 雅子	大橋 哲 (2. 1. 9)
総務課長	花村 博文	小山 定明 (2. 7.14)
成人矯正課長	中川 忠昭	細川 隆夫 (2. 4. 1)
少年矯正課長	小山 定明	西岡 潔子 (2. 7.14)
更生支援管理官	(R24.1組織改編により新設)	西岡 慎介 (2. 4. 1)
矯正医療管理官	針田 哲	清水 昌 毅 (2. 8. 7)
保護局長	今福 章二	
総務課長	瀧澤 一弘	佐竹 毅 (2. 1. 9)
更生保護振興課長	押切 久遠	
観察課長	大場 玲子	生駒 貴弘 (2. 4. 1)

職 名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動
人権擁護局長	菊池 浩	
総務課長	丸山 嘉代	山口 聡也 (2. 1. 9)
調査救済課長	大橋 光典	杉浦 直紀 (2. 4. 1)
人権啓発課長	土手 敏行	江口 幹太 (2. 4. 1)
訟務局長	舘内 比佐志	武笠 圭志 (2. 9.15)
訟務企画課長	小原 一人	
民事訟務課長	伊藤 清隆	
行政訟務課長	須賀 康太郎	澁谷 勝海 (2. 4. 1)
租税訟務課長	間野 明	
訟務支援課長	(2.4.1組織改編により新設)	古宮 久枝 (2. 4. 1)
訟務支援管理官	山口 浩	(2.4.1組織改編により廃止)
(施設等機関)		
法務総合研究所長	大場 亮太郎	上 富 敏 伸 (2. 3.30)
矯正研修所長	小出 稔	青野 友美 (2. 4. 1)

職名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動
(地方支分部局) (法務局長)		
東 京 山 西 宏 紀 大 阪 杉 浦 德 宏 名 古 屋 杉 本 秀 敏 広 島 堀 恩 惠 福 岡 伊 藤 武 志 仙 台 西 江 昭 博 札 幌 須 藤 義 明 高 松 中 崎 俊 彦	末 永 雅 之 (2. 4. 1) 鈴 木 裕 治 (2. 7. 1) 西 江 昭 博 (2. 4. 1) 大 橋 光 典 (2. 4. 1) 數 原 裕 一 (2. 4. 1) 大 手 昭 宏 (2. 4. 1)	
(矯正管区長)		
東 京 島 孝 一 大 阪 本 田 久 人 名 古 屋 柿 崎 伸 二 広 島 大 橋 直 三 福 岡 景 山 城 佳 仙 台 竹 田 収 札 幌 朝 倉 太 高 松 赤 羽 和 久	竹 中 樹 (2. 4. 1) 柴 田 房 雄 (2. 4. 1) 木 村 敦 (2. 4. 1) 石 塚 淳 (2. 4. 1) 越 前 敏 明 (2. 4. 1) 小 林 万 洋 (2. 4. 1) 齊 藤 峰 (2. 4. 1) 佐 藤 眞 琴 (2. 4. 1)	
(地方更生保護) (委員会委員長)		
関 東 吉 田 研一郎 近 畿 荒 木 龍 彦 中 部 齋 場 昌 宏 中 国 幸 島 聡 九 州 稲 葉 保 東 北 田 中 一 哉 北 海 道 永 井 文 昭 四 国 岡 坂 吉 朗	幸 島 聡 (2. 4. 1) 稲 葉 保 (2. 4. 1) 古 田 康 輔 (2. 4. 1) 田 中 一 哉 (2. 4. 1) 永 井 文 昭 (2. 4. 1) 岡 坂 吉 朗 (2. 4. 1) 西 岡 総一郎 (2. 4. 1) 大 場 玲 子 (2. 4. 1)	

職 名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動
外 局		
(出入国在留管理庁)		
出入国在留管理庁長官	佐々木 聖 子	
出入国在留管理庁次長	高 嶋 智 光	松 本 裕 (2.12.24)
審 議 官	佐 藤 淳	
審 議 官	道 井 緑一郎	
総 務 課 長	東 山 太 郎	上 原 龍 (2. 7.14)
政 策 課 長	福 原 申 子	近 江 愛 子 (2. 4. 1)
参 事 官	片 山 真 人	
出 入 国 管 理 部 長	石 岡 邦 章	
出 入 国 管 理 課 長	木 村 久 義	市 村 信 之 (2. 9. 1)
審 判 課 長	磯 部 哲 郎	
警 備 課 長	岡 本 章	
在 留 管 理 支 援 部 長	丸 山 秀 治	
在 留 管 理 課 長	根 岸 功	
在 留 支 援 課 長	平 嶋 壮 州	田 平 浩 二 (2. 9. 1)
情 報 分 析 官	近 江 愛 子	簾 内 友 之 (2. 4. 1)
(地方出入国在留管理局長)		
東 京	福 山 宏	
大 阪	川 村 修 行	君 塚 宏 (2. 4. 1)
名 古 屋	佐 野 豪 俊	
広 島	田 口 敬 治	平 河 裕 治 (2. 4. 1)
福 岡	君 塚 宏	北 村 晃 彦 (2. 4. 1)
仙 台	山 本 広 行	木 村 久 義 (2. 9. 1)
札 幌	北 村 晃 彦	清 水 洋 樹 (2. 4. 1)
高 松	清 水 洋 樹	石 崎 勇 一 (2. 4. 1)
(公安審査委員会)		
公安審査委員会委員長	房 村 精 一	
(公安調査庁)		
公 安 調 査 庁 長 官	中 川 清 明	和 田 雅 樹 (2. 5.29)
公 安 調 査 庁 次 長	浦 田 啓 一	横 尾 洋 一 (2. 9.14)
公 安 調 査 庁 研 修 所 長	丸 谷 明 彦	

職名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動
(公安調査局長) 関東 近畿 中部 中国 九州 東北 北海道 四国 海	井上滋文 植田康文 片山基司 中村正彦 鈴木孝二 浅野栄二 岡村雅弘 西河素史	岡村雅弘 (2. 4. 1) 浅野栄二 (2. 4. 1) 三好富士雄 (2. 4. 1) 平石積明 (2. 4. 1) 黒木章秀 (2. 4. 1) 南尚樹 (2. 4. 1)

職 名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動
検 察 庁		
(最高検察庁)		
検 事 総 長	稲 田 伸 夫	林 眞 琴 (2. 7.17)
次 長	堺 徹	落 合 義 和 (2. 7.17)
事 務 局 長	北 條 潔	田 邊 孝 文 (2. 4. 1)
(高等検察庁)		
(検事長)		
東 京	黒 川 弘 務	堺 徹 (2. 7.17)
大 阪	上 野 友 慈	榊 原 一 夫 (2. 1. 9)
名 古 屋	林 眞 琴	中 川 清 明 (2. 5.29)
広 島	小 川 新 二	中 原 亮 一 (2. 3.30)
福 岡	榊 原 一 夫	甲 斐 行 夫 (2. 6.19)
仙 台	大 谷 晃 大	大 場 亮 太 郎 (2. 3.30)
札 幌	井 上 宏	片 岡 弘 (2. 1. 9)
高 松	甲 斐 行 夫	曾 木 徹 也 (2. 6.19)
(事務局長)		
東 京	直 江 啓 司	江 崎 孝 司 (2. 4. 1)
大 阪	坂 本 淳	岩 坂 敏 光 (2. 4. 1)
名 古 屋	江 崎 孝 司	中 山 敏 之 (2. 4. 1)
広 島	加 畑 和 宏	藁 谷 和 彦 (2. 4. 1)
福 岡	田 邊 孝 文	高 澤 弘 幸 (2. 4. 1)
仙 台	岩 坂 敏 光	岩 田 伸 雅 (2. 4. 1)
札 幌	中 山 敏 之	大 西 忠 広 (2. 4. 1)
高 松	嶋 田 憲 明	山 本 裕 司 (2. 4. 1)
(地方検察庁)		
(検事正)		
東 京	曾 木 徹 也	山 上 秀 明 (2. 6.19)
横 濱	中 原 亮 一	北 村 篤 (2. 3.30)
さい たま	上 富 敏 伸	吉 田 誠 治 (2. 3.30)
千 葉	北 村 篤	神 村 昌 通 (2. 3.30)
水 戸	片 岡 敏 晃	西 谷 隆 (2. 1. 9)
宇 宮	廣 瀬 勝 重	小 野 正 弘 (2. 2.12)
前 橋	大 圖 明	白 木 功 (2. 7.14)

職	名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動
静	岡	神 村 昌 通	高 橋 久 志 (2. 3.30)
甲	府	宮 川 博 行	竹 内 寛 志 (2. 1. 9)
長	野	宇 川 春 彦	
新	潟	岩 山 伸 二	
大	阪	田 辺 泰 弘	
京	都	廣 上 克 洋	秋 山 実 (2. 9.14)
神	戸	田 中 素 子	廣 上 克 洋 (2. 9.14)
奈	良	山 口 英 幸	
大	津	木 村 匡 良	
和	山	山 本 幸 博	飯 島 泰 (2. 9.14)
名	屋	片 岡 弘	吉 田 安 志 (2. 1. 9)
		松 本 裕	森 本 宏 (2. 7.31)
岐	阜	八 澤 健三郎	
福	井	秋 山 仁 美	石 井 隆 (2. 1. 9)
金	沢	植 村 誠	
富	山	新 田 智 昭	田野尻 猛 (2. 3.30)
広	島	片 山 巖	
山	口	古 谷 伸 彦	
岡	山	矢 本 忠 嗣	
鳥	取	岡 俊 介	
松	江	勝 山 浩 嗣	清 野 憲 一 (2. 7.14)
福	岡	堀 嗣 亜 貴	
佐	賀	小弓場 文 彦	
長	崎	吉 池 浩 嗣	
大	分	永 幡 無二雄	中 澤 康 夫 (2. 9.14)
熊	本	木 村 泰 昌	吉 田 久 (2. 7.14)
鹿	島	石 崎 功 二	内 藤 秀 男 (2. 9.14)
宮	崎	加 藤 俊 治	竹 中 理比古 (2. 9.14)
那	霸	中 村 孝	西 山 卓 爾 (2. 7.22)
仙	台	森 本 和 明	
福	島	早 川 幸 延	永 幡 無二雄 (2. 9.14)
山	形	伊 藤 栄 二	松 下 裕 子 (2. 1. 7)
盛	岡	飯 島 泰	岡 田 博 之 (2. 9.14)
秋	田	鈴 木 真理子	小 橋 常 和 (2. 6. 1)

職名	令和2年1月1日現在	令和2年12月31日までの異動	
青 札 函 旭 釧 高 徳 高 松	森 幌 館 川 路 松 島 知 山	高 槁 真 林 秀 行 森 隆 志 山 田 利 行 尾 崎 寛 生 西 村 尚 芳 小 沢 正 明 高 橋 孝 一 白 木 功	山 崎 耕 史 (2. 9.14) 山 田 英 夫 (2. 7.14) 佐 藤 美 由 紀 (2. 9.14) 坂 本 佳 胤 (2. 7.14)

9 第201回通常国会提出法律案審議経過一覧

(R2.1.20～.R2.6.17 150日間)

区分 件名	閣議	国会		衆議院					参議院					公布 月日	法律 番号	施行 月日	備考
		提出 月日	番 号	委員会			本採 会 決 月 議 日	委員会			本採 会 決 月 議 日						
				付託 月日	提案 理由	審議 日		採決 月日	付託 月日	趣旨 説明		審議 日	採決 月日				
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	(200) 10/18	(200) 10/18 衆17:00 参17:02	12	(200) 11/26 (201) 4/13	(200) 11/27 (201) 省略	(200) 11/29	(200) 11/29 (201) 5/20	(200) 12/3 (201) 5/22	(200) 12/9	(201) 4/2	(201) 4/7	(201) 4/7	(201) 4/10	5/29	33	一部の規定を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日。	附帯決議（参） 趣旨説明要求：立国社、共産、維新
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	2/7	2/7 衆17:00 参17:02	17	3/10	3/18	3/31	4/3	4/7	4/13	4/14	4/16	4/16	4/17	4/24	20	令和2年4月24日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立国社、共産、維新
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	3/6	3/6 衆17:00 参17:02	42	5/21	5/22	5/27	5/27	5/28	6/1	6/2	6/2,6/4	6/4	6/5	6/12	47	令和2年7月2日	趣旨説明要求：立国社、共産、維新
(議員立法)																	
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		(195) 12/6	(195) 衆8	(196) 1/22 (197) 10/24 (198) 1/28 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20													提出者：山尾志桜里（衆・立）外6名 継続審査（第195回提出） 趣旨説明要求：維新

区分 件名	閣議	国会		衆議院					参議院				公布 月日	法律 番号	施行 月日	備考
		提出 月日	番 号	委員会			本採 決月 議日	委員会			本採 決月 議日					
				付託 月日	提案 理由	審議 日		採決 月日	付託 月日	趣旨 説明		審議 日				
民法の一部を改正する 法律案		(196) 6/14	(196) 衆 37	(196) 7/18 (197) 10/24 (198) 1/28 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20												提出者：山尾志桜里（衆・立）外4名 継続審査（第196回提出） 趣旨説明要求：維新
民法の一部を改正する 法律案		(198) 6/3	(198) 衆 15	(198) 6/25 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20												提出者：西村智奈美（衆・立）外5名 継続審査（第198回提出） 趣旨説明要求：維新
出入国管理及び難民認 定法の一部を改正する 法律案		(198) 6/21	(198) 衆 35	(198) 6/25 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20												提出者：平野博文（衆・国）外5名 継続審査（第198回提出） 趣旨説明要求：共産、維新
新型コロナウイルス感 染症等の影響を受けた 国民等に対する援助の ための日本司法支援セ ンターの業務の特例に 関する法律案		(201) 6/12	(201) 衆 25	(201) 6/16												提出者：階猛（衆・無）外3名 継続審査（第201回提出） 趣旨説明要求：共産、維新

10 第203回臨時国会提出法律案審議経過一覧

(R2.10.26～.R2.12.5 41日間)

区分 件名	閣議	国会		衆議院				参議院				公布 月日	法律 番号	施行 月日	備考	
		提出 月日	番 号	委員会			本採 決月 議日	委員会			本採 決月 議日					
				付託 月日	提案 理由	審議 日		採決 月日	付託 月日	趣旨 説明						審議 日
(議員立法)																
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		(195) 12/6	(195) 衆8	(196) 1/22 (197) 10/24 (198) 1/28 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20 (203) 10/26												提出者：山尾志桜里（衆・立）外6名 継続審査（第195回提出） 趣旨説明要求：維新
民法の一部を改正する法律案		(196) 6/14	(196) 衆37	(196) 7/18 (197) 10/24 (198) 1/28 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20 (203) 10/26												提出者：山尾志桜里（衆・立）外4名 継続審査（第196回提出） 趣旨説明要求：維新
民法の一部を改正する法律案		(198) 6/3	(198) 衆15	(198) 6/25 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20 (203) 10/26												提出者：西村智奈美（衆・立）外5名 継続審査（第198回提出） 趣旨説明要求：維新

区分 件名	閣 議	国会		衆議院					参議院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	番 号	委 員 会			本 採 決 月 日	委 員 会			本 採 決 月 日						
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日		採 決 月 日	付 託 月 日	趣 旨 説 明		審 議 日	採 決 月 日				
(議員立法)																	
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案		(198) 6/21	(198) 衆35	(198) 6/25 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20 (203) 10/26													提出者：平野博文（衆・国）外5名 継続審査（第198回提出） 趣旨説明要求：共産、維新
新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案		(201) 6/12	(201) 衆25	(201) 6/16 (203) 10/26													提出者：階猛（衆・無）外3名 継続審査（第201回提出） 趣旨説明要求：共産、維新
生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案		(203) 11/16	(203) 参13	(203) 12/1	(203) 12/2	(203) 12/2	(203) 12/2	(203) 12/4	(203) 11/16	(203) 11/17	(203) 11/19	(203) 11/19	(203) 11/20	12/11	76	一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日	提出者：秋野公造（参・公）外4名 附帯決議（衆・参） 趣旨説明要求：共産
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案		(203) 12/2	(203) 衆9	(203) 12/3													提出者：階猛（衆・立）外5名 趣旨説明要求：維新

11 年 表

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

月 日	事 項
2月 3日	駐日シンガポール大使が法務大臣を表敬訪問
2月 6日	駐日スウェーデン大使が法務大臣を表敬訪問
3月 3日	駐日フランス大使が法務大臣を表敬訪問
3月18日	駐日EU大使が法務大臣を表敬訪問
3月25日	駐日ポーランド大使が法務大臣を表敬訪問
9月10日	駐日タイ大使が法務大臣を表敬訪問
10月 1日 ～ 7日	法の日週間
10月16日	駐日ロシア大使が法務大臣を表敬訪問
10月28日	駐日シンガポール大使が法務大臣を表敬訪問
11月30日	駐日スロベニア大使が法務大臣を表敬訪問
12月 9日	法務大臣が国連薬物・犯罪事務所（UNODC）事務局長とオンライン会談
12月10日	法務大臣が法制度整備支援新規プロジェクト記念式典（ベトナム）にオンライン出席
12月17日	駐日アラブ外交団（駐日パレスチナ大使、駐日ジブチ大使、駐日アルジェリア大使、駐日モロッコ大使、駐日レバノン大使、駐日バーレーン大使、駐日モーリタニア大使、駐日カタール大使、駐日チュニジア大使、駐日クウェート大使、駐日ヨルダン大使、駐日リビア臨時代理大使、駐日イエメン臨時代理大使、駐日アラブ首長国連邦臨時代理大使、駐日オマーン臨時代理大使）が法務大臣を表敬訪問

法務年鑑 令和2年 【非売品】

令和3年11月発行

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

電話 03(3580)4111 内線 2366

<http://www.moj.go.jp/> (法務省ホームページ)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。